南紀德川史

第七冊

南紀德川史第七册總目錄

南紀德川史卷之六十

武術傳第二目次

劍術

南紀德川史卷之六十一

武術傳第三目次

柔術

砲術

水藝

南紀德川史卷之六十二

方技傳第一目次

有職家

茶道

和歌俳諧

歌人

圍碁象棋

圍碁

象棋

謠曲

彈琴

南紀德川史卷之六十三

方技傳第二目次

力士

南紀德川史卷之六十四

俊傑傳第一目次

南紀徳川史卷之六十五

俊傑傳第二目次

名迫伊光戸谷新右衛門の二名は高野寺領の者にて治外の人と雖も共に万民の爲め犧牲と成て大仁を行ふ實に絕世の俊傑也齊しく國内の人にして之を知る者稀なり是か傳記豈に逸すへけんや

南紀德川史卷之六十六

孝子傳第一目次

南紀德川史卷之六十七

孝子傳第二目次

南紀德川史卷之六十八

烈女傳目次

南紀德川史卷之六十九

高僧傳第一目次

南紀德川史卷之六十

武術傳第二

劔術

田宮長勝 稱對馬又號常圓○按駿河分限帳在御鉄砲衆之列祿八百石

田宮長勝、父曰平兵衛重正、重正、從林崎重信、學拔刀法、得其妙、長勝繼其業仕池田輝政、後公召而祿之、子長家稱掃部○按駿河分限帳在大小姓衆之列祿二百五十石亦善繼其業、大猷公召之江戸、觀其演技而大賞之、於是其名大顯、子朝成號常快、子成道稱次郎右衛門皆以其業顯紀士雜談

田宮常圓長勝
同　平兵衛長家
同　常快朝成
同　次郎右衛門成道

家譜

田宮常圓長勝 初對馬守 生國加賀

一年月日不知於駿河被召出知行八百石被下置總領掃部へ二百五十石次男齋へ御切米八十石被下

一元和五未年八月御入國之節御供罷越

一正保二酉年正月十日病死

按紀伊國人物誌に長勝父田宮平兵衞重正者關東人也從林崎重信得拔刀之妙入神後改對馬守長勝續箕裘之術池田三左衞門尉輝政後致仕改常圓赴紀州仕賴宣卿云々

同　平兵衞長家　常圓長勝總領　初掃部

一年月日不知於駿河被召出知行二百五十石被下大小姓被　仰付

一元和五未年八月紀州へ御供

一正保二酉年父常圓跡目八百石無相違被下置寄合被　仰付

一年月日不知　公儀へ被爲召家藝奉入　上覽候處御感之　上意を蒙る

十五代史に慶安四年三月六日紀州家の士劍術をよくする者を召て其藝を視るさ此時　大猷公御不例御慰さして諸家の劍槍家を召し上覽あり本記も此時なるへし

一寛文八申年六月隱居總領三之助へ家督八百石之内六百石被下殘二百石隱居料さして平兵衞へ被下

同　常快朝成　平兵衞長家總領　初三之助

一万治二年部屋住にて被召出御切米廿五石被下

一寛文八申年父平兵衞家督六百石被下

一天和二戌年二月三日久々病氣にて引籠其上思召に不叶儀も有之付知行被召上三十人扶持被下

一元祿十五午年四月廿九日病死

同　次郎右衞門成道　常快總領　初三平隱居号快休

一貞享二丑年十二月部屋住にて被召出二十五石被下其後家業能仕候付御加增六十石に被　仰付尙

又三百石大番組被　仰付其後段々御役替享保七寅年十一月不行歩に罷成助に成る者無之ては指南調兼忰郷右衛門は持病有之流儀相續調不申故津田紋七中村是右衛門に家傳讓度御免之儀相濟先輩是右衛門へ名字遣可申旨被　仰付享保十九寅八月廿二日卒す

是右衛門後千右衛門は中村伊左衛門三男にて享保三戌年田宮流稽古場肝煎被　仰付追て新規被召出小寄合被　仰付十二石三人扶持被下置享保十九年田宮流之儀相續致し候付格祿頂戴苗字田宮と相改候樣被　仰付　菩提心院樣御代指南仕候付御加增三十石被　仰付其子大藏隆久相續隆久本橋源太郎弟を養子とし大藏と名乘相續之處文化四卯年不埒の品有之御暇被　仰付後文化十一戌年十一月松尾柳左衛門三男熊五郎流儀相續可仕者之由にて御赦免田宮名跡被　仰付

右之如くなれは劔道流儀は四代目次郎右衛門に至り門弟へ讓りたる也而して常圓家筋は分家田宮儀右衛門にて相續さ見えたり

一祖公外記に云く　御參府前御不例にて被爲在候付御發駕之前日御手輿に被爲乘大廣間にて一統御目見之處何も留守中萬事法度を守り可申候鼻引候程の事も江戶へ聞可申さ被　仰候へは田宮常圓進出御意之趣畏候併遠路隔り候御事に御座候へは不鼻引なも引候樣御聞被遊候も難計候間隨分御吟味被遊候て無科御人之不損樣奉願候さ申上る

一同附錄に云く　浪人坂井六郎大夫若山へ來候付田宮常圓肝煎にて御抱に相成候樣申談度致登城候處帶刀罷出坂井は武功も有之哉さ被尋候へは十六歲之時組討功名有之さ申候付夫は武功には成間敷候乍去貴殿之肝煎候者之事に候間御抱に相成候樣可取計さ申候へは常圓大に怒我等之蔭を蒙り候樣成浪人にては無之候御氣に不叶候はゝ御無用に可被致さ申候へは帶刀無言にて座を立ち直に申上相濟御抱之儀被申聞候

一明良遺跡に云く　田宮常圓幼少之時(三平さ申候)居合の前足ひづみ直り不申候父平兵衛兎角見限り候間致覺悟候へさて指料にて打太刀致し突申候即座に直り共以後拔覺申候偏に丹心のなす所なりさ世上物語に候

按するに乞言私記にも此事を揭け平兵衛怒りて曰く余家に　君侯賜ふ處の名刀あり其方足を直さすは我此刀を以て其方か脛を貫かんと白刃を取て打太刀すその脛自から直くなりしとあり

一乞言私記に云く

先生家に一老猿を畜置けり或時弟子共戯にしなへを以て猿を打に一本も中らす皆中に摑めり高弟先生に申先生笑ふて曰汝等藝術未熟なる故也畜類何程の事あらんといはる高弟先生の年老たるを見て先生といへども恐らくは打給ふ事あたはし試に打給はんやと望む先生起ちて向ふ猿眞鍮眼になり目を張りて騒く先生近つき玉ふと見えしか猿キヤ〳〵と叫ひてにぐ先生打たでさられしとそ

一又曰く

同しき此田宮三之助御城に召さる三尺五寸の居合刀にて　上覧を勤むも業はやくして目にも見えさる程也けれは　公御小姓に被　仰付帶の緩急を見さしめ玉ふ帶かたふして指もいらさりしとそ右の刀今に宇治の稽古場にあり余も一覽いたしたり

按するに本文は平兵衛長家の事なるへし家譜に長家三之助と稱せし事見えす

一牧笛類叢に云く

田宮次郎右衛門は劒術のみならす樣物も上手也或時安藤家へ行たれは此間古身の刀取出したり切味試度思ふに幸ひ重罪の者有る間乍苦勞樣給はれとの事故諾して彼刀を見る惣て次郎右衛門は樣物亦刀銕の利鈍を知るに樣試るにも不及及を引見て切味を知る事萬に一つも違ふ事なし則此刀を引試みて是は至極の業物にて候二つ胴は慥に落候と言へは夫は大慶なり同くは二つ胴を試度さて暫思惟有て彼咎人を庭へ引て來りし中間の男屈竟の者なりしかあの者も切り可申二つ胴にして樣し給はれさて件の男を忽ち捕へ縛るゆゑ大にかなしみ歎く次郎右衛門彼男か耳へ口を寄せ汝元來罪なき者なれは切へからすあの罪人を上へ置汝は下敷にして上の科人計り切へしそれは我手の內にあり氣遣ふへからすと囁くゆゑ件の男悦て下敷に成りたり扨次郎右衛門は身拵してためすに兩人四つに成て土まて打込たり主は大に悦ひけり次郎右衛門後に人に語りけるは我不圖此刀にて二つ胴を切らるへしといひたるゆゑに一人無罪の者を殺したり我一言の誤りたりと後悔せりとそ

一祖公外記に曰く

粉河御殿御逗留之內田宮次郎右衛門夜寢入候て双刀を被盜候付直に立退高野山へ引籠候此趣三浦勘助申上候處寢入候間に被盜候事は少しも可恥次第にては無之候間早々歸り候樣可申遣との御意に付勘助は用意の差替へ双刀を爲持呼に遣粉河へ戻り候勘助は例御供先へ差替之双刀を致用意候處此度用立候故彌以諸人擧候と落合十郎兵衛話し候

一乞言私記に曰く

田宮千左衛門仕合之節體は沈みたる方にて眞鍮眼になり身體ひり〳〵動き心氣みち〳〵て猫の鼠をねらひ尾を動かし飛かゝる勢ありするどき有樣なりと西尾先生語らる

南陽叢語に曰く　齋木三右衛門は紀州の人也田宮長家に從ひ修練數年其宗を得たり延寶年中江戸に至て其名を鳴らすと云々

一按するに　田宮流は御家鈒道師四流の一にして維新前迄代々御家中の指南家たり中世江戸御家中へも其高弟に弟子取立被命遠藤勝助藤井次左衛門田和五郎右衛門之如き其錚々たるものなり近來新流盛に行はれ古流次第に衰微隨て家聲頓に零落傳法亦廢滅に歸す信今茲公命を奉し若山に到る高弟渡邊一學に面し談流儀の事に及ひ極意書なるものを得たり是相傳秘訣の目錄なれは文を以て義を辨かたしと雖も空しく堙滅に付するを遺憾とし左に附記す

明治二十六年五月

田宮流極意　第一卷　第二卷　第三卷　第四卷　終

居合心持之事

柄とりの事

無刀之事

大小用樣弁腰當傳受之事

習のかくを能守と言事

身のろくを究る事

いきあいの事

まへつく事

うしろつく事

かまへの事

きやうしやく弁遲速之事

場の程を知る事
敵の氣を知て好所に任る事
陰陽并虚實の事
遠き場を送る事
近き場をむすふ事
仕込の事
かたはつれもろはつれ之事
とりかいの事
身つきかまへに依て得手を知る事
太刀に能そふ事
得手を明て不得手所をかこふ事
あまる討をかふる事
たらさる討をたす事
引敵相引或は場を切て仕込事
討をとふす事
討の限は心に有事
右なくりの事

左なくりの事
上段かまへ同斷或は場を詰る事
臥する敵同斷立わかるゝ事
相討之事みつるをかく
入込敵場をつるゝ事
とをりのかねにてそんさくを知る事
先の事
手つめに二樣の事
組合時之事
極意之事
以上三十八ヶ條
むかふ刀之事
おつたて
場近くしかけ居組也打太刀小脇差にて突を場近き故に頭を拔合する也二の目諸手にて討惣して場を引事惡しつめひらきを好總躰身たゝされは一心みたさる者也身能たては自由にかなふ肩を以て手をつかひ腰を以て足をつかふ事順なり手よりおこり足よりおこる事身よわき故也此心持いつれも同斷也

おさへぬき

場遠く仕かけ居組也討太刀突を左の方つまるゆゑに右へひらき場遠き故に身計早く取合てひらき刀をぬく事跡なり二の目前におなし

よけみ

場前に同し心持同前なり右の方つまるゆゑに左へ開く二の目前におなし

のきみ

場前に同し心持同前也左右つまるゆゑに身通へひらき刀を抜二の目前におなし

むねの刀

場近く仕かけ居組也討太刀よりむねを取る場近き故に仕懸てぬく二の目にてむねを持たる手を突放し三の目にてきり何も諸手也むねをとられて一心とまるや身よわき也その稽古の爲之を用

左身の事

ひらきぬき

付太刀仕手左の方に居る脇差をさか手に取てつく也左右つまり前にくつろき有故に向へひらきぬく二の目諸手前におなし

一さそく

付太刀前に同し前後左右つまる故に身通りへ一早足に開き申事肝要也一さそくといふは左右の足一所にあつかふを言也刀二つにならぬ様に抜事第一也二の目前におなし

むちむすひ
討太刀前におなし前後左右つまりたるに突を直に立て抜刀中とりして留ひらきて突

以上八ヶ條

居合十文字合口之事

第一　搗近く仕かけ居組也敵より初てぬくをのき身の刀にて抜合てき返して討を通り十文字に合せすて踏込て討

第二　搗近く仕かけ居組也敵よりはしめて抜を入込のき身の刀にて抜あはす敵返して討を向十文字にて合せふみ込かへして討とをりをつくる事習ひあり

立合十文字合口之事

第一　討太刀横上段にかまへ居也仕懸行足數五つ五つめの足ふみ込時討太刀とをりへ片手にて返す討太刀引時踏込諸手にて打向十文字合いの時身むかへは片手故合なりにあたるもの也ひとへ身かなる心第一也さすれは討能とをりて先の力こなたの力となつてかへす討つよし是をこのむ也

第二　討太刀しやに構居る也仕かけ行足數四つ也四つめの足踏込時なくるなり搗を一足つれて十文字に援合せふみ込諸手かけて討心持習有

第三　討太刀せいかんにかまへ居る也仕かけ行足數五つ也搗をしめて討をひかゆる故五つめの足敵の右の方へ搗をかゆる也時々みかたの右へ返して討也一足場をつきて右十文字に抜合てふ

み込心持習有

第四　討太刀かまへ前に同し仕かけ行に塲をかけてうたさる也足數二つめにて敵の太刀先へ拔打に切かけさそふや時々敵踏込討塲遠くよせさるゆゑに塲のそとより切かけさそふ也

はなれもの十文字谷口之事

第一　討太刀向上段に構居る仕かけ行足數二つめを敵ふみ込をとりへ討三つめの足にて討を越ふみ込うつ塲の外より討故にこす也氣をこす事肝要也

第二　討太刀せいかんにかまへ居る仕かけ行足數二つめを敵ふみ込身をとりへ切るを横十文字に合せ踏込敵の右へかへす場近きゆゑにかふる也氣を越す事肝要也

第三　討太刀かまへ前に同し塲をしめてうたさる也仕かけ行足數二つめにて敵の太刀先へ付懸引時ふみ込て討塲近きにうたさる故つけかへる引に依て則討なり

以上九ヶ條

凡技藝は敵に勝事を本とす故に勝事をのみ敎て我を盡す事をしらす是を習て是にほこる故に敵をまうけ身のあたとなる事目前也武術といつは敎になく習にあり習ふ時は則敎にありその習と言は二心なく常に我を盡すのみにして事をまねかす敢て求めさるを善くす又生死を知る事第一也時を知て能生時を知て能死す事すみやかなり勝負之におなし時に至て二念をつく事大に惡し事をにくみ事をまねくを病氣と言事を求めすしかも時のよろしきに應するを善とす多く事の前を知る事肝要也是を先と言それ武の志す所忠と孝也そのなす所一心にあり一心かたふく時は敵

を求め身をほろほす此故に忠孝ともにたゝさる也一心すなほに能みちて身を全ふする時はおのつから誠あらはれてなす事に敵なきものなり武術の大意是也道をまもるに敵する者は理をまけ事をやふり一心亂れてかたちなをからす故におこる事はなはた大なり此時において罸を行ふのみ是を勝と言おのれすなほならされは敵を求め力をそへてなき事も出來る物也一物を求るは二儀なり日用を事と見てしかもほこらす事につひて賞罸をたゝす外無他一さい成す事順逆の二つ有多くの人逆にこたへて順になかる是善にあらす順にこたへ逆に勝事を善とすその心常にあり今日初心より末々に至るまで此志をはつすへからす藝道に於て妙といつは無妙也無妙の所玄妙也業は勉るによつてくはし日夜怠る事なかれ

林明神

田宮對馬守
子　對馬守
子　掃部介
子　三之助
子　次郎右衛門

居合心持之事

居合と言は居組てのわさのみにあらす凡人情の本末を分けて座するを本とし立を末とす人常に立ては刀たいかい自由也座しては不自由也依て平生座して刀を用事稽古の爲也座して刀自由な

れは立ては彌自由に能叶なり居合の道理居組て勝有物と心得て悪し居と言は一心の儀なり一心居所に居されは萬事を知る事かたし依てへんに合さる也一心居る所に居て變に應するを居合といふ畢竟合所に居るときはく事當流第一とするなり

柄取之事

柄をとられて勝事仕組にての道理誠の義にあらす總てのかれかたき所をのかれたるを上手といへとも左にあらす相手下手か第一は仕合之事也藝道においてたしかなるにあらす危き處を兼て心得るを理方と云柄取の心持柄をとられて刀はぬけさる物と知る事大事也柄をとられぬ樣に兼て心得事肝要也左に云は柄取の仕組いらさる物也又左にあらす柄をとられて一心さんらんせさるや身つよきやとためしみる稽古第一は不自由を知る爲に之を用

大小の用樣幷腰當傳受之事

大小の用樣別になし人情の内外を分けて大小とす凡道具の長短塲の遠近に差別のなきを長短一味といへとも當流左にあらす立ては刀座して脇差に利あり然る故に廣き所にて刀せはき所にて脇差を用塲の長短を知り塲に應して道具を用事肝要也とかく物毎二つになる事悪し時に隨て事を一つにさはくを長短一味と言腰當傳受口傳

習のかくを能守と言事

習のかくを守る事今日初て事を習ものも踈略にせす然とも能守と云こと大切也習のかくを能守らされは習得る事なりかたし去るに依て能と云字に心を付へし習のかくを能守習ひ終て其かく

にはなれされればかくに合せるなり常に心にかくへき事肝要也

身のろくを究る事

身のろくを究る事肝要也人は天をいたゝき地をふみて世界にみちて本ろくに生れたる者也故に万事自由にかなふなり然れとも事について氣しつもとほらさる故に筋骨ふろくになる依て心に痛つく也是を病氣といふ身のろくを極め筋骨のたかはさるやうにあつかふ事稽古の第一也身つきふろくにて筋骨たかふ時は一心みつる事ならさる故病氣付也身をろくに筋骨すなほにあつかふ時は一心能みちて病氣つかす人々相應になす事皆力となるなり

息合の事

いき合と言は呼吸の事呑と吐とのいきあつかひなり遲速は時に隨て亂れさるを善とすいきおはり又はたきになる事是いき合のあしき也一文字と言習有口傳

前つく事

まへつくと言は總て討は右の足に付もの也依て前の足にちからあまりふみ付る事悪し是をまへつくと云まへつくに塲たけ四寸のそんあり第一討おこる事大なり

うしろつく事

うしろつくと云はあとの足に力あまりふみつけてもたるゝ事也是をきらふうしろつくに塲たけ四寸のそんあり討をこる事大也

かまへの事

脇へふみかへて敵ひく時前の足を踏込其時討事大事也心持口傳あり又一向近き場は一足にて討故に仕込行事不入也場遠きを仕込に跡の足より仕込は二足に成故に場つまらす足をつく故にそんおほし第一さきへひらき工合になり調子きれ場にはなれて悪し場遠くは前の足より仕込行を好片仕込もろ仕込と云習ひ口傳

かたばつれもろばつれ之事

總て敵より場を仕懸る時引事大に悪し敵場近きに仕込時はあとの足を一足連れ前の足を引と一度に打也是をかたはつれと云引さるゝと言は心の義也敵場遠に討へしとて仕込を遠きとてひかされは力そひてなす業つよきものなり場遠を仕込は前の足よりつれ跡の足を引又前の足引時討事大事也是をもろは連といふ敵の氣躰共に盡る故に强業なりかたき者也

とりかいの事

とりかふ事稽古の第一也初心のものは一心みちさる故に用捨なく强業を仕掛れは心に痛付すゝまさる者也依て功者相手に立悪き所を用捨してあたらさる様に討かけ其討を力にさせすゝむやうに仕かけて善たる所を取そたて場をしらする也さきより討出るを身にあたる事いとふ心は悪し一心滿ぬれは痛事能こたゆるもの也うたると云とうたすると云有一心ちゝむをうたるゝと云氣躰のひやかにして場を知りさきを知て討を快當るをうたすると云是さきの爲計にあらす我稽古第一也

身つき構に依て敵の得手を知事

第一前つきうしろつき身つきふろく成所に心を付へし扱かまへ上段のものは打おろす計にて討つよけれと數つゝかさる者也下段はなくる事第一入込力ある者也依て直にこなたの左へ打者也ひしをはなし太刀先たかくは右を得てかへしうつと知るへしひつきやう敵に力をそへされは業に强事なき者也我一心やまされは敵の力つきさる者也

太刀に能そふ事

當流はかまへを敵より先きにせす敵に構させてその太刀にそふ事を好構さる者には習有口傳總て刀にてつるる事場に依て益なき者也其場を知りてつく事得たるもの有左樣の時太刀に能そひてあれはとく大也場を引心惡し道具にそひて行込はおのれと留也道具をとむる心惡し其外にも得多し太刀にはなれぬやうにする事肝要なり

得手明て不得手かこふ事

總て敵の得手はしりかたきもの也得手をしれは不得(一本ナシ手)所も知るもの也たまへしれは其所を早くかこふ故に敵も又かこふなり然は同氣を求て益なし得手を明て氣にてかこふなり不得(一本ナシ手)所を道具にてかこふ得所を明けは敵幸の心付不得所をかこひあれは是亦幸の心ある此方よりかこふにあらす敵の好に從つてかこふ有無と言口傳有

無刀之事

無刀の道理前におなし一さいなす事みな其もとへ心を付る事肝要也勝負は生死の稽古也敵に勝その元は常也常は誠也誠あらはれされは勝事ならさる也無刀を用る事場を知る爲也小太刀憶に

當る場をしらされは刀のさかりつかひかたし小太刀懐に當る場は敵の手へこなたの手のかゝる場なり此場を可知爲に是を用刀を持ても心持同前なれとも道具あれはこゝろさす所を一物にうはゝれその物にかゝはる心有故に無刀にて稽古す

引敵相引或は場を切て仕込事

引心のものはこなたに行故に引也左樣の者は强しかも仕かけ行心にて身を行す敵行頭にて味方一足引也かならす敵場にとゝまる者也之を相引と云又場切て仕込と云は此方の仕掛を待て居る心のもの有之をあつかふ心持なり仕かけす此方より引心也之を場を切といふ左すれは待心故にかならす心たるむか敵より仕かけるものもろはと云習有

あまる討かふる事

あまる討と云はちかき場にて一筋に思ひ込て討を何れにても十文字に合て打の頭へ入込て返し打也打の頭へ氣を越す事肝要なり

たらさる討をたす事

たらさる討といふはたくみ有て受て返すへしとの心にて打かろく打かけてさそふ者有打はなれす必場遠き者也依てたらさる打と言たすと言は打を合て敵に能受させて氣躰盡る所を打之をたすといふ則うては工合に成合氣して惡し

討をとふす事

打を通すと云は敵の打を受る心惡し敵の打さきこなたの心すたりてのこらさるをこのむくる者

を留るは悪し通す心肝要也之を打を通すと云受になれは則同氣を求合氣する也打と連て氣を發する事第一也

打の限は心に有事

打の限と云は敵の打時受留心あれは敵に力を添て打數多く出るもの也さきの打と心と一度にすたれは力盡て討數出さるもの也之を限と云一心すたらされは先きの力となるもの也もつしにと云習有口傳

右なくりの事

右なくりと云はかた手諸手によらす敵の太刀先さかるもの也引ては留らぬ者也右のかたへ太刀先をさけて打とつれ行込てあわすなり

左なくりの事

なくる事前に同し道をふさくふうたいといふ習有口傳

上段かまへ同斷或は場を詰る事

敵上段に構は此方も上段よし左すれは大方構をかゆる者也その所に勝有る心を付へし或は場を詰ると云は上段に太刀をふりあくる時下を道具にてかこひ面を氣にてかこひ場近く詰る也さすれは討出るか大かたわかまへをかゆる者也仕掛る事肝要なり

くはする敵同斷立わかるゝ事

敵くはする時こなたもくはすへし立わかるゝ時勝有心を付へし

相討の事

相討と云はこなたの討を待て一度に討を云なりみつるをかくと云習有

入込敵場をつるゝ事

入事無二無三といへと左にあらす立身にては入事なりかたし打かしらを入込かあさへしさつて夫を力として入もの也敵場をしさらは此方より場を仕かけ味方跡をくつろくやうにする事專一也扨入込とき三足ほと連れて場にのこれは敵あまる者也引は引まけみれはみるまけに成者也場近く入らはつるゝへからす入頭に勝有場の外より入るものをつる也場近けれは多くは不入もの也

通りのかねにてそん得を知る事

敵の身通りへ此方の太刀を合せて知る也之をかねと云そのかねに敵のそむく時そむかせしとするにそん有そむく所に得あり習有心を付へし

先の事

事あらはれたるを知は先に非す事の前を知を先と云氣しつせいの三つにあらはれて業となる前を知る事肝要也場近くは負場遠くは跡に勝有首尾といふ習有口傳

手詰之事

あまるものと取付者に習有口傳

組合時之事

みちかく組付ものに習有り力の多少に依るへからす口傳有

極意之事

極意別儀にあらすたゝ一心決定するを極意と云也當流儀のならひ大事こと〳〵く習得て事理一にあつかふと云とも一心決定せされは意を極めたるにあらす只一心たしか成所極意と云日夜に心にかくへし是大事

田宮次郎右衛門

成道 印

元祿十一年戊寅正月吉日

田宮富右衛門殿

津田善右衛門

同 善次郎

津田善右衛門常重

津田善右衛門常重 津田戸助惠増總領 初紋七 生國紀伊

家譜

先祖津田角右衛門宗重 南龍院樣御代御徒に被召出父戸助惠增は御切米三十石三人扶持十人組並小寄合にて元文三午年十月病死

享保七寅年九月部屋住にて御徒に被召出同年十二月廿二日田宮次郎右衛門流儀相續爲致度旨次

郎右衛門依願御番御供御免稽古場肝煎被　仰付
一同十八丑年二月兵法年來出精に付十人組並小寄合御加增被成下御切米十五石被　仰付
一同十九寅年六月田宮次郎右衛門流儀致相續候付獨禮被　仰付御加增御切米廿五石被成下弟子取立被　仰付後弟子指南出精に付三十石に御加增被下江戸へ被　召呼　御方々樣御用出精に付大御番格年々銀十枚被下寶暦十三未年九月八日六拾六歳にて病死
寶暦十一巳年四月より江戸詰被　仰付江戸田宮流劔術取立を命せられたり以後代々相續近時津田兵彌家是なり

一乞言私記に曰く津田善右衛門田宮流劔術御指南にて御上屋敷に住居す妹尾新太郎（先字平次幼名）朝々居合の稽古に參る或時善右衛門朝飯致し居候て新太郎來るを見て膳を脇へ推やり先稽古せよといはる新太郎先御膳を御仕舞可被成と挨拶すれはいやとよ我等の食事するも此業指南するゆゑなれは先稽古せよ貴樣は又外の稽古にも參るへければ精出していたされよ我等はひまなれはいつにても勝手に食事する也急く事なしとて閙入さりしとそ同人話に弟の善次か居合をぬくといへともいかつなる居合にて本意にあらすといへり善右衛門の居合二の目太刀風もなくすつと打たりと妹尾先生話さる依て妹尾先生の居合をこひて見たり余も拔たり先生いはく貴樣は孰にか學ふ善右衛門の仕方に同しやうなりといはる

津田善次郎忠易（善增次男　後戸助）
寛延四未年二月劔術年來精出候付新規被　召出織部正樣中小姓被　仰付御切米十三石三人扶持被

下後段々結構被　仰付寳暦十三未年五月中將樣御子樣方御居合御稽古御用可相勤旨被　仰付久々江戸に相詰御切米三十石御近習番之上にて享和三亥年八月八拾七歳にて病死以來代々別家にて相續す

一乞言私記に曰く津田善次郎居合に名あり居合の節刀を二ツに折る樣にみへたりと云同人常に刀を落差にす廉上下の時も同樣なり或人恰好あしくと云善次曰く武備のよきか恰好よき也と答ふ

高石垣の邊を夜半に通る盜人三人出て持合せあらはかせと云善次刀の柄へ手をかけゝれは津田善次郎なり其方に貸金なしさあこいこいへは皆逃去けるといふ

同人劔術御指南に參る　方々樣御稽古を見込居たり御足とりちかひし節善次不思大聲にて足が違ふたくといひ申直しておみあしがちかひましたと申けり無骨なれ共藝術には打込し人なりしと藤井丈右衛門語りき

阿曾沼庄左衛門

阿曾沼庄左衛門忠儀　初源八隱居後遊快

庄左衛門は阿曾沼万兵衛矩近　高百石大御番先祖源右衛門昌能は元和六申年初て被　召出貳百五十石なり　總領　實二男にして安永七戌年五月父之家督御切米二十五石被下大御番被　仰付田宮千左衛門弟にて同流劔術に達し天明五巳年正月御膳本行上中奥詰となり江戸詰被　仰付　中將樣方々樣御稽古御用を勤同七未年二月紀州へ歸國後病氣依願隱居總領万十郎へ家督無相違被下文化元申年十二月隱居之身分なから病氣快き趣に付田宮流

稽古場へ罷出流儀之古風不行屆無之樣引立候樣被　仰付追々御銀御扶持方等被下文化十三子年八月七十歳にて病死す

一乞言私言に曰く阿曾沼遊快（人呼て鬼遊快と云）初め庄左衛門と云田宮流劔術の名人の聞あり安倍新陰流より流替の節六十人有て達者多かりけるに田宮先左衛門兩人にて相手に成籠手のとめ上手故六七人の者賭をして打しに一本も當らすといふ

岡本半平

岡本半平

岡本半平家譜傳わらす委細を知りかたし乞言私記記する處左之如し

岡本半平田宮流の遣ひ手也劔術に終身打込たる人にて父子の間にても互に藝を試み家内にて油斷之節はしなへにて打是にては如何なとしてはけみける由西尾先生語らる

一岡本半平田宮流劔術精妙を盡せり親子にて每日稽古す行住座臥不意を打なとして其術を試む稽古之節先生を打にたしかなる打方にて大道臼をする如く也と云忠義にかたまり　君公或時御拳の鴨を賜りたる時骨尾迄も不殘被下しとそ

西尾新左衛門

西尾新左衛門

西尾新左衛門は御書院番にて文化六巳年六月中奥御番に轉す文化四卯年の比江戸詰中田宮流劔術弟子取立被　仰付

乞言私記左の一節を揭く西尾先生とのみにて名を記されとも著者遠藤通は田宮流擊劔家なれは肯

て親しく其致を請け爲に先生と記して名いはさりしにもあらんか
西尾先生隔日の稽古に田宮先左衞門兩人にて順の稽古にて一人にて一息に六十人つゝ仕合せられ
しとそ我等二十二三のとき相仕合を三十人計せしに疲れ候と申けれはやにこき事也とて笑はれ候
也先生初め佐市と稱す田宮家養子になられ候約束にて師大藏格別に取立せられ常に申され候は近
來田宮流の仕方あしく成候伴頭共も心々にて今はいふも詮なく只大きく打て／＼と申さる或一流
免許の者流儀へ入門被申來大藏先生庭にて西尾先生立合て彼者上段に振上る頭を打込一刀一息に
突倒す庭の植込の内へ仰のけに倒れ樹木にて所々きすつき靑くなりて漸く引出す其者は名高き强
惡ものにて人を眼下に見下しおこり者なりしか西尾先生に逢へは鼠の如く走り通りしとそ

有馬豐前滿秋

有馬滿秋 豐前○按駿河分限帳在大番衆之列祿貳百石

有馬滿秋、其先曰津賀大膳政勝、爲常陸津賀城主、祖父曰、有馬大炊頭滿盛、家世傳兵法、東照公召見賜青江刀、賞其守祖業、父曰津賀豐前守政信、爲淸七郞勝繁養子、東照公、討上杉氏也、政信奉其衆出迎小山、公命歸守其居城、城陷、死之時、滿秋猶幼、公思父祖恩、召而祿之貳百石、滿秋及長亦善刀法、常侍試技、後屬公從大坂役有功、後以特命、拜日光山神廟、以其有旧恩於東照公也、寬文十二年歿、子彥八滿英襲家、爲根來同心頭、增祿至三百石、子兵藏時盛、爲有德公小姓、及公入承大統從仕麾下、有馬系譜

家譜

有馬豐前滿秋 有馬淸七郞勝繁名跡實有馬大炊頭聟津賀豐前守政信子初津賀豐前隱居後常閑 生國常州

養祖父有馬大炊頭滿盛は常州津賀之城主津賀大膳政勝弟にて　大御所樣參州岡崎に被遊御座候節年月日不知　被爲　召寄御兵法之御師範申上候依之岡崎に相詰候はゝ御知行千石可被下候又在所へ上下仕度候はゝ五百石可被下由に御座候付大炊頭申上候は在所へも參度奉存候間五百石拜領可仕之由申上候に付其通りに被下置候追て家之兵法極意不殘御相傳申上候爲御褒美青江之御太刀拜領仕代々所持仕後次第老衰仕總領清七郎幼少に付兵法之書物殘らず　御前へ差上置追て清七郎へ從　御前被下置候樣　御直に相願置候由申傳候病死年月日年齡共詳ならす

按に　本記兵法は即新當流鈎道にて元祖た飯篠長威入道とす夫より松本備前守有馬大和守同大炊頭相承す大炊頭より　神祖に傳へ奉る依て爾後神道流と唱へ俗に有馬流と稱す後竹森傳次右衛門傳統以來竹森流と稱すと云々

一養父清七郎勝繁父大炊頭家督相續仕年月不知　御知行五百石被下置　大御所樣へ御奉公申上其後尾州名古屋へ御供仕候處於同所三田來庄右衛門と申者を討取可申旨奉蒙　上意則罷越首尾能討取候得共其節不慮之儀にて相果悴無御座候に付一旦斷絶仕候年月日年齡共不詳

豐前滿秋儀　大御所樣上杉景勝爲御追討常州小山へ御出場之刻實父豐前守儀御迎に罷出御目見仕譜代之者共召連罷出候間人數少々御用に立可申旨言上仕候處御機嫌に被　思召候其方居城敵境に候間早速罷歸堅固に可相守旨被　仰出則鹿島へ罷歸候處其節佐竹逆心に一味不在候に付年月日不詳　津賀城沒落豐前守討死仕妻子離散仕候此時豐前幼名不知儀幼少に付南部信應手前に暫罷在追て右之趣御同朋闇齋善阿彌　大御所樣へ申上候處委數御尋被遊兼て有馬所緣之者成共被　召出度被　思召候處殊に大炊頭孫之由達　上聞一入御機嫌之由にて早速　御目見爲仕候樣にと　上意之旨松平右衛門佐殿より申參年號不詳六月十三日五ッ時出宅仕候處途中迄御中間三度參三度目には

御尋被遊候儀有之候急に罷出候樣にと　上意之由申聞候付急き罷越（此時十三歲）伏見御城へ罷出候處御表へ　御出被遊松平右衞門佐殿御奏者にて初て御目見仕色々難有奉蒙　上意母儀迄　御尋被遊伯父清七郎儀名古屋にて三田來と申者を御討せ被遊候處首尾能討取候得共加賀爪甚十郎不調法にて不慮之儀に付相果御不便に被　思召候其砌之樣子に付加賀爪甚十郎を御しかり被遊候清七郎に被　仰付候儀今に御後悔に被　思召候段後々迄　上意被遊候由　思召よりも豐前幼少に罷在候間右衞門佐に御預置被遊いたはり遣し候樣にと奉蒙　上意其上御臺所へ右衞門佐殿被召連御料理被下置候其後（年月日不知）被　召出有馬家相續可仕旨駿州之山西横田村之內興國寺椎路村之內にて御知行二百石被下置奧表御用御取次相勤十八人衆と申內にて有之候其頃板倉伊賀守殿被申候は　台德院樣へ御重代之御道具被進候砌り有馬家之目錄無一釼之卷三色之都合に被遊御祝儀御三獻之上にて被爲進候其節有馬家之極意を以御太刀先にて天下御治被遊候由被思召候段大御所樣御直に　台德院樣へ御話被爲遊候其方隨分御奉公大切に仕候樣板倉伊賀守殿被仰聞候御近習に相詰御奉公申上候に付每度兵法御指南被爲遊被下候其後御老中方へ御兵法拜見被　仰付候砌り御打太刀被　仰付　上意には御年若被遊御座候御時分は一二間も御飛被遊候へ共只今は御身も重く被爲成候豐前と御仕合を被遊御見せ可被遊由にて兩三度御相手に罷成候處其方用捨仕候樣に被　思召候間少も遠慮不仕候て御相手に罷成候樣にと之　上意に付御しなひ打を仕內に御跡へ御飛被遊候迚御小袖之御裾を被爲踏候に付下に御居り被遊候故しなひを打掛申候を其儘御受被遊候て豐前手を御取被遊候其時安藤帶刀殊之外しかり申候處左樣申筈に無之候如何

にも能仕候誰にてもけ様之時は打申が能候との　上意にて　御前に能被遊候故豐前しなひ御くしへ不當由　上意被遊候其方家之無一劔御傳可被遊候大炊頭御傳授仕候砌は永々御精進被遊候へ共家之儀候間七日精進仕候はゝ御免可被遊之由　上意被遊候に付冥加に叶候由安藤帶刀御取合御禮申上候其刻猶又厚　上意之趣有之其方一門共不寄誰御目見爲仕度もの有之候はゝ　御前へ直に申上　御目見爲仕可申由奉蒙　上意候寔に身に餘り難有仕合奉存候旨成瀨隼人正御取合御禮申上候則家之極意無一劔慶長十八癸丑年三月日不知奉得御傳授候

一豐前儀年月日不知左之通拜領物仕今に所持仕候

權現樣御束帶御影

御　壺　壹　御小簞笥御紋附　御藥研同　壹

御扇子金銀　貳本

右御壺は御慰御手燒之由御小簞笥御藥研は御藥調合之節　御手傳相勤拜領仕候由申傳候

一御木太刀極細き方にて　大御所樣御稽古之節御遣被遊候由大切に致置申候事

一大御所樣　御上洛之御時御朱印被　仰付　御前にて調合仕差上申候其節御手自御羽織拜領仕候右御印肉を以大小名へ昔大閤之朱印と御取替被遊天下を御一統被遊候事故以後其方調合仕候樣にと被　仰出候尤　大御所樣御秘法之御印肉にて諸國へ御取替被遊候節豐前每々御手傳被　仰付調合仕覺差上候事以來其方家より差上候樣にと被　仰付候刻は右御法之儀に付總領へ手傳爲仕相傳と申品には無御座候

一大坂御陣前年豐前儀奥御料理之間に相詰罷在候處　南龍院樣被　召呼被　仰聞候は其方儀御附被遊候樣被成度段おかち樣迄御内意被　仰込候處可被爲附との　御沙汰候間御同人迄御禮申上候樣にと被　仰聞候に付おかち樣部屋へ罷出表使あや子と申女中呼出し御禮申上候處　大御所樣上意にも　御不便に被　思召候者の儀に候間御懇に御召仕可被遊候樣にと　上意有之候定て表立可被仰付由被申聞其後_{年月日不知}　南龍院樣へ御附被遊候旨被　仰付候元和元乙卯年大坂兩御陣共　南龍院樣御供仕候或時味方崩之節三浦長門守一所に罷在長門守は長刀を持豐前儀は刀を拔罷在候處崩掛候もの共一二百程參候者共一人も通し不申候故兩方へなたれ申候追て　大御所樣武功御尋儀之砌り豐前儀長門守連合と書付可申之旨　上意御座候由同五己未年御國替之節紀州へ御供仕候寬文三癸卯年　南龍院樣日光　御宮へ御參詣被遊候砌り總領彥八御供被　仰付豐前儀も拜禮爲致候樣にと彥八に被　仰付依之江戶表へ罷越日光へ御供仕拜禮仕此時先年御側にて被爲召仕候ものに付御神盃頂戴爲致候樣被遊度段　南龍院樣より被　仰達則　御神盃頂戴仕今に所持仕候

一寬文七丁未年七月依願隱居被　仰付家督無相違總領彥八に被下同人取來候現米八十石隱居料さして豐前に被下同十二壬子年十二月四日病死仕候_{年齡不詳}

豐前總領_{實二男}　彥八滿英正保四亥年十一月部屋住より被　召出御切米二十五石新御番被　仰付後御加增八十石被下寬文三卯年江戶御供之節御道中にて大井川高水に付川向御用被　仰付七度馬にて御使相勤　御直に蒙　御意時服一重拜領寬文七未年父豐前家督知行二百石無相違被下追々格祿昇進知行三百石根來頭相勤寶永五子年二月依願隱居同六丑年十二月八十三歲にて病死

一彦八儀家傳之劔術弟子取立致し　高林院様御太刀初　左京大夫様御太刀初御師範申上る

一彦八滿英養子彦八勝英も部屋住にて御小姓に被　召出寶永五亥年二月養父家督無相違被下後大御番組頭となり享保八卯年隱居順慶と號し延享三寅年七月八十七歳にて病死

一右彦八享保二酉年御茶壺御用にて江戸へ罷越候節從　公儀御印肉調合被　仰付田安御屋敷へ引越逗留調合差上候處有馬兵庫頭を以て爲御褒美時服二領拜領す

一劔術之儀養子甚右衛門へ傳授可致之處弟子竹葉源七儀業勝れ候付願之上享保十八丑年二月廿五日源七へ奥儀不殘傳授同人へ師範被　仰付以來源七家にて相續遂に流名竹森流と稱するに至れり後　舜恭公之御時文化三寅年十一月傳授之書物若し殘り候分も有之候はゝ此節相傳可致若し竹森に讓り當時有馬家に無之書物も有之候はゝ早々取寄兩家へ不絶樣致置可申旨被　仰付

一彦八養子甚右衛門後彦右衛門宜房養父之家督二百石大御番被　仰付以下代々相續九代豐前誠之三十石大御番にて安政三辰年五月病死總領友之進義近相續す

一三代彦八勝英以下代々於御家御法之御朱印肉製法被　仰付差上近世豐前誠之代に至る迄同斷なり

一二代彦八滿英二男淸七郎英明之長子兵藏時盛三代彦八勝英養子となり部屋住にて御小姓に被　召出候處　有德院様公儀御相續御供に被　召連三百石御小姓に被　召出以來御旗本にて相續す

一南陽語叢に曰く　有馬豐前は有馬流鐵刀之達人なり初　東照宮に奉仕　思召を以て紀州へ御附被遊候其子彦八家藝を繼て奉仕す今有馬吉藏有馬武右衛門等其子孫たり藝術は竹森傳次右衛門相傳す

竹森傳次右衛門

竹森傳次右衛門次忠　竹森傳右衛門次宣養子實有馬文藏勝淸四男初源七又傳右衛門　生國紀伊

家　譜

先祖傳右衛門次行は竹森淸左衛門貞(一本行)(幸)六男にて黑田家に仕へ同人妻民部卿事信長八男織田武藏守信吉娘にて　天眞院樣御入輿之節大上﨟に被　仰付由緒を以傳右衛門次行寛文七未年七月
南龍院樣へ被　召出知行三百石被下置以下代々相續

一享保十五戌年五月養父傳右衛門爲家督御切米四十石被下大番組被　仰付實方之祖父有馬順慶家之御流儀劔術久々斷絶仕御座候付相弟子共申合內稽古仕居候

一享保十六亥年二月十八日御內意を以弟子取立候樣にと被　仰付

一同十八丑年二月廿五日弟子取扱大方に仕候間有馬順慶家之劔術不致斷絶樣に仕度候間稽古場御貸被下源七へ弟子取扱致候樣奉願通稽古場御貸可被下候間弟子取立させ候樣有馬順慶へ被　仰付

一元文五申年九月十八日有馬順慶より先年順慶に御預け被遊候流儀書物被下候樣仕度旨願之通右書物被下置彌大切に可仕旨被　仰付

後御使役御供番を勤御切米八拾石に御加增被下

一明和三戌年十月久々相勤弟子指南をも精出し候付御徒頭格被　仰付御切米を地方二百石に御直し御足米四十石被下御近習詰被　仰付弟子取扱候付御番相勤候に不及旨被　仰付安永六酉年二月及八十歲余候付弟子取扱　御免同九子年十月廿二日八十五歲にて病死

養子新右衛門始清左衛門 次尹劔術出精に付稽古料銀十枚被下後大小姓に被　召出養父同樣弟子取扱被　仰付安永九子年十二月養父跡目二百石無相違相續天明六年年病死總領傳次右衛門次芳家を嗣き以下代々家業相續す

木村友重

木村友重、稱助九郎、不詳其系、父曰伊助某、住大和邑地村、友重從柳生宗矩學刀法、宗矩爲大猷公師、每入侍常從友重、於是屢爲公敵手、既而仕駿河大納言忠長公、大猷公召至江戸、與宗矩同爲敵手、屢賜時服及白銀勞之、後公召之、賜祿六百石、大猷公亦召至江戸、眷命與大久保兵部少輔鵜殿惣十郎等角其技、友重常勝、大猷公悅、又賜時服及白銀、眷遇特渥、承應三年歿、年七十、初友重爲清溪公師、及歿賜賻銀五枚以報其恩、木村系譜

家譜

木村助九郎友重 木村伊助長男 生國大和

父伊助は大和を筒井古市兩家にて持候時分古市家來にて古市身上相果其後筒井計に罷成候時古市方之者何も浪人仕候在所之儀に候故和州邑地と申所に浪人仕罷在候處其比大和大納言殿內長井五郎右衛門と申者國廻り仕候時田中玄蕃と申者を邑地村にて切申候處々仕損し申候其節伊助儀有合玄蕃と組左之手を七ヶ所突かれ申候へ共放し不申一人にて仕留申候然れ共其後手叶ひ不申候故何方へも奉公不仕浪人致し罷在候內に相果申候和州にては度々心はせをも仕候其段柳生

但馬守被存候付後年助九郎儀　駿河大納言忠長卿へ被　召出候時分久世三四郎殿を以鳥居土佐守朝倉筑後守所へ先祖の儀被申入候其後伊助儀も可被　召出との儀に候處早相果申候

助九郎友重儀

大猷院樣竹千代樣と奉申時分柳生但馬守兵法御指南致候時切々　御前へ罷出御稽古の御相手に罷成候其後　駿河大納言忠長卿へ被　召出駿河に罷在候節從　大猷院樣江戶へ被爲　召一年程相詰柳生但馬守と同道登城仕切々御相手に罷成　御暇被下候節時服白銀拜領仕候て駿河へ罷登候以後御召狀參り急に罷下り候時他流遣御座候由にて其仁と仕合被　仰付候處得勝御暇被下候節白銀拜領仕駿河へ罷登候

一寬永十一甲戌年月日不知　南龍院樣へ被　召出知行六百石被下置寄合被　仰付

一紀州へ引越相勤罷在候內も江戶へ罷下り居候節は　大猷院樣柳生但馬守下屋敷へ切々被爲成候節御前へ被爲　召兵法遣申候　御直に御懸之　上意も御座候　大猷院樣御不例之節寬永十六己卯年三月六日久世大和守殿より御召狀參り　御前へ罷出申候處爲　上意御稽古之御爲に候間仕合仕候樣との御儀にて大久保兵部少輔一番に長しなへにて出三度迄小太刀にて仕合其後二番目に阿部式部少輔出三度仕合其後鵜殿惣十郎出四度仕合何れも小太刀にて皆々得勝申候其後堀田加賀守殿爲　上意其方儀年寄候へ共御幼少之時より樣子能御存知之者にてあれ程の相手仕兼可申儀とも不被　思召御稽古之御爲にても候故仕合被　仰付候處殊の外出來　御大悅に被　思召候との　上意にて白銀十枚時服拜領仕候後年月日不知　田宮平兵衞儀　大猷院樣御前へ被爲　召出候節助九郎儀は

上様之御前へ切々出馴其上居合打太刀に仕度由に候間其方儀同道仕打太刀致候様にと　南龍院様被　仰付罷出居合打太刀仕候

一年月日不知　大猷院様柳生但馬守下屋鋪へ被爲成候節　御前へ被　召出兵法道申候　御直に御懇之　上意も御座候但馬守下屋鋪へ被爲成候を　南龍院様御存知被遊候へは御勝手へ參り罷在候様にと　御意も御座候

一慶安元戊子年月日不知　清溪院様へ被爲進候付江戸詰仕承應二癸巳年月日不知御暇被下紀州へ罷歸申候

一同三甲午年四月八日病死仕候于時七十歳右助九郎友重病死之節從　清溪院様爲御香奠白銀五枚拜領仕候

總領助大夫後助九郎友安父の跡目六百石無相違相續其子兵九郎友則幼少にて跡目三十人扶持に減祿後御切米八十石になり已下代々相續十代三左衛門則信は御切米四十石にて明治三年年十二月隱居總領祥一郎則亮へ無役高五十俵被下たり

一南陽語叢に曰く
木村助九郎は柳生但馬守宗矩に従學して新陰流の達人なり村田與惣といふ者木村に均しき名人也俱に紀州に被　召出て奉仕す木村は采地五百石被下毎々　大猷院様御相手に出又は紀州より出府して技藝を奉入　台覧事もありし

西脇勘左衛門

西脇勘左衛門猛正　初半藏

按に勘左衛門猛正は小夫淺右衛門狹川新左衛門之子故有て母方の姓を稱すの門弟也淺右衛門父新左衛門は柳生十兵衛の

西脇勘左衛門猛正

隣村に居住劔術同門弟の處狹川家にては古陰流と唱へ柳生家にては新陰流と稱すされとも元來同流にして異あるに非す小夫淺右衛門も亦元祿三年　御家へ四百石に被召出代々狹川と唱へ相續の處四代狹川幡左衛門直次に至り不行跡を以改易依て流法西脇家にて相傳遂に西脇流と唱へ來るものと察せらる今西脇家の家譜を揭け次に狹川家傳記及ひ流法の記錄等附記す

家　譜

勘左衛門猛正は内田右近(實名不知)五代西脇仁左衛門(實名不知)總領にて先祖内田右近儀四國の内雲邊寺の城取居候處一族に同國大西の城主大西頼武と申者の旗下に罷成讃岐重清の亂に討死仕候付大西頼武親類を右近養子に仕苗字をも大西と改め同所に居住候處三代目大西次大夫(實名不知)に至り山城の國へ引越浪人にて罷在其子仁左衛門(實名不知)に至り西脇と改め松平阿波守殿にて普請奉行役相勤候處總領勘左衛門猛正儀　御家へ御徒に被召出候付故有て同家を暇取御國へ引越病死仕候

清溪院樣御代

一寛文七丁未年十二月(日不知)　南龍院樣へ被　召出御徒被　仰付御切米十二石三人扶持被下置候

一延寶六戊午年(月日不知)御番御供　御免被成下　御意にて小夫淺右衛門弟子に罷成兵法修行可仕旨被仰付藝掛りに被成下候

一貞享四丁卯年十一月六日久敷兵法精出候付小寄合に被　仰付御加增三石被下都合十五石に被　仰付候

一同五戊辰年四月(日不知)　長七樣御兵法御指南仕候樣被　仰付候

一元祿五壬申年十一月日不知源六樣御兵法御指南仕候樣被　仰付每度罷出申候
一同十一戊寅年正月廿二日久々兵法相勤免し取候付十八組並に被　仰付候依之御加增被下置御切米二十石に被　仰付弟子取立可申旨被　仰付候

大慧院樣御代

一享保三戊戌年閏十月廿四日家業年來精出弟子指南をも仕候付獨禮に被　仰付御加增被下置都合御切米三十五石被　仰付只今迄之御扶持方をも其儘被下置候
一同七壬寅年正月八日病死仕候　于時七十六歲
猛正總領角之助後勘左衞門　寶方元祿十七申年正月兵法出精に付部屋住にて御切米十二石三人扶持小寄合に被　召出享保四亥年四月家業出精に付十八組並二十石に御加增同七寅年二月父跡目三十石三人扶持被下寶曆七丑年七月六十九歲にて病死以下實子又は養子にて相續代々勘左衞門と稱し劔術指南被命内六代省吾元武は若年に付弟子指南を田井武右衞門谷甚平へ被　仰付七代淺右衞門は十五石以下小普請たり尙又若年に付指南を岡村平三郎へ被　仰付嘉永二酉年八月廿四歲にて病死小坂茂平次弟を養女へ聟養子す之を八代正三郎と云ふ

小夫淺右衞門助永

小夫淺右衞門

小夫淺右衞門助永　狹川新左衞門總領
先祖和州添上郡狹川庄坂原村之住狹川筑前守助重孫狹川新左衞門助信儀は劔術中興開基にて數

多門人等有之柳生十兵衞後但馬守隣村に付同門弟に御座候依て狹川家にては古陰流と唱へ柳生家にては新陰流と唱へ候へ共元同流にて別に相替り候儀は無御座候

小夫と名乘候は故有て暫時の間母方の姓を名乘候にて矢張狹川家嫡流に候事

元祿三年二月　御國表へ被　召出知行四百石被下置大御番格に被　仰付尙又　宰相樣へ御劔術御指南申上御家中弟子取立相勤申候同六酉年八月大御番組へ御入被成弟子衆取立候に付御普請役御免被成下候同七戌正月御當地にて病死仕候

狹川新五右衞門助友　小夫淺右衞門總領

元祿七戌年四月被　召出狹川家相續被　仰付現米百石頂戴仕候同閏五月御普請役御免被　仰付候

新五右衞門實娘三千野御年寄格に被　仰付御切米三十石に四人扶持頂戴仕候其後　有德院樣關東御下向之節御供被　仰付江戸表にて相勤彼地にて病死仕候

元祿十丑年八月新五右衞門病氣に付願之通御切米差上十五人扶持被下置親類共奉願舊里坂原村へ引取申候

同　幡左衞門直綱　新五右衞門助友總領

元祿十四巳年八月御小姓に被　召出　大殿樣に相勤段々結構被　仰付知行三百石頂戴仕御用達相勤延享三寅年病死仕候

幡左衞門直綱男子無之に付北條內記次男淺之丞を娘へ聟養子に仕幡左衞門直次と稱し直綱病死後延享三寅五月爲跡目知行二百五十石被下置寄合組被　仰付寶曆四戌年八月不行跡之品にて二十里

外へ改易被　仰付仍て狹川家舊里坂原村へ罷越剃髪萜甫と名乘同八寅年九月病死仕候同人妻は養父直綱の娘にて如何の品も相聞え不申との儀にて直次御咎被　仰付候節御扶持方被下置親類伊丹新六淺井佐五衛門へ御預に相成同人共手前にて病死仕候

右は安政五年年四月狹川幡左衛門助雅の筆記する處にて御家改易後幡左衛門直次は男子無之娘一人有之直綱血脉に付若山親類手前に罷在たるを坂原村へ引取越後國蒲原郡六所村朝倉市兵衛次男一作義之を聟養子に致し狹川家相續寛政七卯年病死義之總領を淺右衛門助久と云文政九戌年病死其子隆輔助嗣は南都へ引移醫を業とし罷在天保十四卯年願之上御仕入方御出入被　仰付三人扶持被下置病氣に付安政五午年二月隱居幡左衛門助雅へ親隆輔通御扶持方被下置于今舊里坂原村に四町四面計は無高地所持其近邊に家來筋の者四十余軒有之云々

一乞言私記に曰く　西脇流の元祖は柳生十兵衛の弟子也御抱の節田宮流へ被　仰付御前にて仕合あり柳生流は面小手かけしなへにて立合田宮流は蟇木刀にて素面素小手さやの儘にて立合双方すき間なく詰めひらく打てと聲なかくる時抜さいひけり何れもおさりなく見えける　上にも御感被成いつれも上手也仕合さし置さ御留被遊しとそさあり是蓋し元祿三年小夫淺右衛門助永被召出の時ならんか

新陰流之由緒

一小夫淺右衛門藤原助永儀は柳生但馬守藤原宗矩朝臣の免允可也元來當流と申は會津陰の流と申兵法の流にて上泉武藏守と申浪人の傳柳生但馬守藤原宗嚴朝臣に相傳也木村助九郎村田庄左衛門なとは宗嚴の相傳尤免允可の弟子といへとも當流には段々有之三學迄の免又は九箇迄の免とて免狀の高下有之事也淺右衛門は但馬守家に緣有之一家同前たるに依て不殘秘書口決迄相傳たり

一當流新陰流と申事は宗嚴兵法の劍術調練たるの故に依て師匠武藏守と仕合することに師に增によりて師の云敎事悉く術勝て予增は是凡人にあらす汝は只摩利支天たると賞美して今日よりして汝は予の師たり此上流儀を新にすへきとの免有之により新陰流と改めらるゝなり

一元祖但馬守宗嚴は無事たるによりて書といふ事もなく歌書にて秘訣いたし候へは事濟し二代目の但馬守の代に書物盡く出來候今に至ては卷數多あり不動智なとも三通あり淺右衞門は深く秘して門弟なとへ大方諸の卷物拔書にして渡候方あり

一當流表古流は勝事を第一と仕り先をとり勝たりといへとも三代目の柳生十兵衞累代にて内外そろひたる此道の達人なりしゆゑ考へふかくして其品かはる敵の動を待て其弱身へ先を取り勝事を修練すといへとも終に眞劍働なき事をなげきて言上す某家代々劍術を司といへとも終に眞劍の勝負に及はすその是非を不改して天下師範と成事おほつかなき次第にて候願者蒙御免辻切仕度との意趣を述る理に應したるに御許容有之依て東武遊女の居住さんやにて武士たらん者打留へきとの上意也不斜喜悦して或夜さんやに立越て事の樣子を伺に劍を帶する大男七人連にて立向を能幸とおもひより一尺五寸小脇指小尻あてゝ口説まうけてすてに勝負の角に成り虎口はなし戰ふ處に二人は腕を切り長刀共落し逃去る一人は膝を割れて其儘死殘る四人はにけさりぬ此旨言上するに早速撿使たちあらたむるに藤堂大學徒の者たりかやうの事に身をやつして日々工夫長によつて悉く家傳の表心持考へ當流とせしなりさるにより古流と違ひのひ／＼と和かに敵の動を受て勝の心持なり程なく死去して弟飛驒守相續也

柳生喜七源太夫と申者は但馬守の弟子にて古流にて急懸んの遺形也兩人共柳生の家老筋
柳生の弟子伊津淵七兵衛本多越前守殿に居候へ共浪人いたし候
田中勘兵衛松平越中殿に居候子淺右衛門弟子に成候田中小左衛門石川主殿殿に居候
柳生藏之助柳澤出羽守殿に居候 但松平美濃殿に御故被　仰付候

新陰流兵法之書

三　學

一刀兩段　斬釘截鐵　半開半向　右旋左轉　長短一味

九　箇

必勝　逆風　十太刀　和卜　捷徑　小詰　大詰
八重垣　村雲
天狗抄
花車　明身　善待　手引　亂劔　二具足　打物
二人懸

卄七箇條截相

序　上段三　中段三　下段三　破　上段三　中段三
下段三　急　上段三　中段三　下段三

以上廿七

燕飛

燕飛　猿廻　月影　山陰　浦波　浮舟　折甲

十方

古に謂る事あり兵者不祥之器也天道惡之不獲止而用之是天道也と此事如何となれは弓矢長刀是を兵と云不吉不祥の器也といへり其故は天道は物を活す道なるに却て殺す事をとるは實に不祥の器也然者天道にたかふ所を却て惡むといへるなり然れ共不得止て兵を用て人を殺すを又天道也と云其心如何となれは春風に花さき緑そふといへとも秋之霜來て葉落木しをる是天道之成敗也物の十成なる所を打ことはりあらは也人も運に乘ては雖爲惡其惡十成なる時は是を打此以兵を用るも天道也と云り一人の惡に依て萬人苦む事あり然るに一人の惡を殺て万人を活す是等誠に人を殺す刀は人を活す劔なるへきにや其兵を用るに法あり法を不知人を殺さて人に殺さるゝやらん熟思兵法と云はゝ人と我と立合て刀二つにてつかふ兵法者負も一人勝も一人己也是はいと少き兵法也其得失につかなり一人勝て天下勝一人負て天下負是大なる兵法也一人とは大將一人也天下とは諸の軍勢也諸之軍勢は大將の手足也諸の勢を能働らかすは大將の手足の能働らかする也諸の勢の働かぬは大將の手足働ぬ也太刀二筋にて立合て大機大用をなし手足能働かして勝如くに諸勢を使ひ得て能謀をなして合戰に勝を大將の兵法といへり又兩陣張て戰場に出て勝負を決するはいふに不及大將たる人は方寸之胸之内に兩陣を張て大軍を師ひて合戰而見る是心に有兵法也治る時亂を忘れさ

る是兵法也國の機を見て亂れん事を知り未亂治むる是亦兵法也すてに治めとる時は遠き國ははて〳〵迄もそこの國へは誰爰之國へは誰々と受領國司を定め國の守りを堅ふする心之賦り是亦兵法也受領國司代官地頭の私ありて下のなやみとなる事尤亡國の端也此機を能見ては受領國司代官地頭之私に國を亡されぬ謀是立相の兵法に手字種利劔之有無を見るか如く能心をくたきて見るへきにや是兵法の大機なる者也又君之左右に佞人有て上に向ふ時は道有る風情をなして下を見る時は目をいからかす此人に手をつかねされは能事を惡きに申也罪なき者はくるしみ罪有る者は却てをこる此機を見る事種利劔よりも大切也國は君之國也民は君之民也近くつかふまつる者も君之臣也遠くつかふる者も同君の臣也親疎いくはくそや君の御爲には手の如く足のことし足は遠しとて手に異ならんや痛痒を受る事ひとしされは何れを親しとしいつれを疎しとせんや然るに近き者遠きをかすめ罪無を苦しめばくもりなき君を恨み奉らん君に近き者は五人或は十人にしてすくなし遠き者君を恨みて心を離すへし少くして近者は初めより我身の爲にして君を恨み奉るやうにしてつかうまつるなれは事ある時は己れ先に君をはなすへし然らは誰か君を思ひ奉らん只是左右の者の する所にして君のとがに非す此機を能見て遠きをもめぐみの外ならぬ樣にあらまほし是能機を見るにあれは即兵法也又友に交りて始め終りのたかはさるも機を見てなす所なれは兵法の心不成に非す一座の人の交りも機を見る心皆兵法也機を見されは有間敷座に永く居て故なき科を蒙るは人の機を見すして物をいひ口論を仕出して身を果す事皆機を見ると見さるとにかゝれり座敷に諸道具をつらぬるも其所々の宜しきさまにつかうまつる事是も其座の機を見る事兵法の心無きに非す

實に事はかはれとも理は一物なれは天下の事に當るともたかふへからす兵法は人を切る計とおもふはひが事也人を切るには非す惡を殺す也一人の惡を殺して萬人を活す謀也
大學者初學之門也と云凡家に至るには先門より入者也然者門者家に至るしるへなり此門を通りて家に入主人にあふ也學者道に至る門也此門を通りて至るなり然者學者門也家にあらす門を見て家なりとおもふ事なかれ家は門を通り過て奥にある者也學者門なれは文書を讀て是か道なりと思ふ事なかれ文書は道に至る門也去によりて何程學問をし文字多くしりても道くらき人あり書に向ては能讀古人の注の如く讀なせ共道理にくらけれは道を我物にする事不成也しかるとて學ひすして道に至る事も亦かたし學門而能物を云とて道明めたる人とも云かたし學ひすして天然と道に叶人も有事也大學に致知格物と云事致はつくすと云義也知をつくすは凡世間に人の知と云程の事仕とあらゆる事の理を皆知りつくして不知と云事なきを致知と云也亦格物とは事をつくすとよめり其事此道を知りつくせは其事今皆不知と云事なくせすと云事なき也知る事がつくれは事つくる也理を知らされは何事もならさる者也萬の事は不知故に不審ありうたかはしき故に其事が胸をのかさる也是を知をつくし物をつくすと云也胸に何もなくなりたればよろつの事か仕能なる者なり此故に萬の道を學ふは有る物を拂ひ盡し爲也始は何も不知故一向に胸に不審もなく中〱になき者也學に入てより胸に物の有て其物にさまたけられて功事も仕にくゝなる也其學ひ取事我心をさりきれは習も何もなくなりて其道今のわさをする習にかゝはらすしてわさはやはらかになりて習にもたかはす我も其事をなしなから我も知らすして習に叶者也兵法の道是にて心得へし百手の太刀を

習ひつくし身構目付ありとならゆる習を能々ならひ盡して稽古するは致知の心也扨能習をつくせは習の數々胸になくなりて何心もなき處格物處心也樣々の習ひをつくして習稽古の修行功つもりぬれは手足身に所作はありて心になくなり習ひを離れて習ひに違はす何事もするわさ自由也此時は我心いつくにあり共不知天魔外道も我心を窺ひ不得也此位の至らん爲の習也習ひ得たれは又習はなくなる也是か諸道の極意向上也習ひを忘れ心を捨てきつて一向に我も知らすして叶ふ所の道の至極也此一段は習より入て習なきに至る者也

一氣と志との事

右內に構て思ひ設たる心を志と云也內に志有て外に發するを氣といふ也譬は志は主人也氣は召つかふ者也志內に在て氣をつかふ也氣は發し過て走れはつまつく也氣を志に引留させて走やり遣ぬ樣にすへきなり兵法にていはゝ下作に能かためたるを志と云へし早立合て切つきられつするを氣といへり下作に篤と取しめて氣をいそき〳〵懸々にすへからす志を以て氣を引留氣に志を引つられぬ樣にしてしつまる事肝要也

一表裏者兵法の根本也表裏とは畧也僞を以て奥を得る也表裏とは乍思も仕懸れは乘らすして叶ぬ樣物也我か表裏を仕懸れは敵か乘也乘者をは乘せて可勝乘らぬ者は乘らぬよと見付る時は又此方より仕懸有り然者敵の乘らぬ者乘りに成り佛法にては方便と云也眞實を內にかくして外に謀をなすも終に眞實の道に引入る時は僞り皆實に成也神祇には神秘と云秘して以て人之信仰を發す也信する時は利生有武家には武略と云略は僞りなれ共僞りを以て人を破らすして勝時は僞り終に眞と成

也逆に取て順に治むと云是也

一打草驚蛇と禪に云事あり草の中なるくちなわを打ておとろかす樣と人をもひとおとろかしおとろかすか手立なり思ひもかけぬ事を仕掛て敵をおとろかすも表裏也兵法也おとろかされて敵か心をとられて手前拔ける也扇を上けて見せ手を上て見するも敵の心を取る也敵か持たる太刀をづかとなくるも兵法也無刀を得たるは太刀に事にかけぬなり人の刀は我か刀也機先のはたらき也

一機前と云は何と仕たる事そとなれは敵の機前と云心也機と云は胸にひかへ保たる氣也機とは氣也敵の氣を能見て其機の前にて合樣の働きを機前と云なり禪機とて專禪に此働有事也内にかくしてあらはさぬ氣を機と云也樞機として戶の内にあるくろゝのたとへなり内にかくしてあらはさゝる難見機を能見て働くを機前の兵法と云なり

懸待二字子細之事

一懸とは立相也いなや一念の懸てきびしく切てかゝり先んの太刀を入んとかゝるを懸と云也敵の心に在ても我心に在りても懸の心持は同事也

一待とは卒爾に切てかゝらすして敵の仕懸る先んを待を云也きびしく用心して居を待と心得へし懸待は待と懸るとの二也

一身と太刀とに懸待の道理在事身をは敵近くふり懸て懸になし太刀を待になし身足手にて敵の先んをおひき出して敵に先をさせて勝なり爰を以て身足は懸に太刀は待也手足を懸にするは敵に先をさせん爲也

一心と身とに懸待の事
心をは待に身をは懸にすへしなせになれは心か懸なれは馳り過て惡き程に心をはひかへて待に待て身を懸にして敵に先をさせて可勝也心か懸なれは人を先つ切らんとして負を取也又の義には心を懸に身を待にとも心得る也なせになれは心は無油斷働かして心を懸にして太刀をは待にして人に先をさせるの心也身と云は即太刀を持手と心得れはすむなり然者心は懸に身は待と云也兩意なりとも極る所は同心也とかく敵に先をさせて勝なり

一敵懸の時我立相習之事
一二　星　　一嶺　谷　　一組物之時遠山之事
右此三ヶ條は目付也子細は可口傳
一遠近之拍子　　一身の位栴檀之心持之事
右二ヶ條は太刀之上と身構也
一敵待の時立相習之事
一二　星　　一嶺　谷　　一遠　上
右の三ヶ條は待に取しめたる敵には此三ヶ條の目付をはづすへからす但此目付は懸待共に用也此目付肝要也打込む時は嶺の目付切合せ組物なとの時は遠山の目付を心に能可懸二星は不斷不離目付なり

一三ヶ心持之事

三ヶ者即三見也　付ヶかけ。仕かけ以上三つ也敵の何と働共難計時此三ヶを以てさはつて可見也敵の心をさくり見る也待にかたまりたる敵とは三見三ヶ色を付表裏を仕かけて敵に手を出させて可勝用之

一就色隨色事

右の心持は待なる敵に此方より様々に色を仕懸てみれは亦敵のくせかあらはるゝ也其色に隨て勝なり

一二目遣の事待なる敵に様々表裏を仕懸て敵の働を見るに見る様にて見す見ぬ様にして見て間々に無油斷一所に目を不置目を移してちやく〳〵と見るなり或詩に曰偷眼蜻蜓避伯勞と云何あり偷眼とはぬすみ見る事也蜻蜓か伯勞に取れしと伯勞の方をぬすみ見に見て飛働也伯勞とは鵙（モズ）之事也敵之働を着々とぬすみ見に見て無油斷可働也猿樂の能に二目遣と云事あり見てやかて目を脇へ移下也見とめぬなり

一打つに打れ打れて勝心持之事

人を一刀切る事は易し人に切られぬ事は難成者也人は切ると思てうちつけうとまゝよ身に當りぬ積を得と合点しておとろかす敵にうたるゝ也敵はあたると思ふても積あれは當らぬ也當らぬ太刀は死太刀也そこをこちから越て打て勝也敵のする先んははつれて我却て先之太刀を敵へ入るなり一太刀打てからは早手は上けさせぬなり打てよりまうかうと思ふたらは二の太刀は又敵に必打たるへし爰にて油斷して負る也打たる所に心がとゝまる故に敵にうたれ先の太刀無にする也打たる

處はされゝときれまいとまゝ心をとゝむな二重三重五重も打へきなり敵にかほをも上させぬ也勝事も一太刀にて定まる也

一三拍子之事

初拍子合拍子越拍子也勝負の極る所は此三拍子より外はなく候白人にても勝負を決する時は此三つの外一は出ぬ者也合拍子越拍子を善くせんと思はゝ初拍子を可心得初拍子さへ善く至れは何事も成者也西江水を不知者に教る習也

一大拍子小拍子小拍子大拍子の事

敵大拍子に打時は小拍子にて可勝敵小拍子に打時は大拍子にて可勝兎角敵の拍子のちがふやうにする事専一也必敵大拍子に強打時は其大拍子に心をとられ我所作も大拍子になり相打に成者也敵小拍子にせゝりこまかに打時は其小拍子に心をとられ我所作も小拍子になり勝負不埒成者也とかく敵の拍子とちがふやうにする事第一也何程敵大に強うたんとする共此方動轉せす小拍子にかゝり切て取る時は大拍子に打事ならさるもの也敵小拍子にせゝりこまかに打時此方其小拍子にかまはす大拍子に打時は小拍子はやむもの也總別敵の拍子と我拍子とちかふやうにする事習也拍子ちがへは溝もとはれぬ者也附り我大小の拍子心持の事我大拍子に打も小拍子も二拍子にかゝはらすいつも常住不易之所に住在して無拍子に可打也

一章歌之事

舞もうたひも章歌をしらされははやされぬことく兵法も敵の心をしらされは勝かたき者也依之待

なる敵か懸なるか待の内に懸有か懸の内に待あるか大拍子か小拍子か能敵の志を察てそれに隨て勝を章歌の習ひに叶ふと云也

一遠近之事

一圖に押込或急に强懸る者に用る習にて候其敵の强氣をあまらせすみをかけて後へはつせは近く成故遠近と云也我手をひらき敵の三寸淺く勝を遠近の習と申也

一栴檀之打之事

是習遠近の習に似たるやうにて我居所をかへす其儘居て手許をはけて拳をひらき敵の拳を勝事にて候

一太刀連之事

上段中段下段に構す敵大拍子に打時敵の太刀に我太刀を連かけて打とほり越拍子の内初拍子に手をつれかけ上下の身は其まゝにて中身をくるゝやうに打たるよし三重五重と打心持專一也

一敵味方兩三寸之事

敵の太刀先三寸を味方の三寸と云敵の手本三寸を敵三寸と云味方の三寸へ我太刀を付敵の三寸を打てと云習也足はふかく打たんとすれは足のはこびも一足にては不足故場より二足もあゆみ込打也然者打も一拍子おそく成故敵の打と相打に成に付かるく打せん爲め右の習ひ教るものなり

一上段に搦之目付之事

敵の兩方の臂也上段に構待にし居る者に用此目付動き下らさる內は此方へあたらす故に上段の者

に用る目付也

一車之太刀左右分目之目付之事

太刀の柄以也左車右車上段なとにて左り右へ太刀を分け片手にて打者に此目付專也

一小太刀一尺五寸之はづしの事

是は三尺の太刀を二つに切て壹尺五寸の小太刀とする也それより長くては第一片手にて自由に働きかたく又組物きはにて取廻し成かぬるゆゑに一尺五寸と定る也我身のひらきと一尺五寸の太刀とにてのび三尺の太刀よりふかく向へ屆くものなり此つもりしらせん爲め右の習敎る者也

一三尺之積之事

我か足先より敵の足先迄三尺と云事なり場より一足盜込候へは足と足の間三尺に成也それほとにても敵の太刀立身にて打てはとゝかぬ者なり此方よりはその場まてより詰ての上見合に不及先にて二重三重と可打也

一風水之音を聞事

總別劍術と申ものは長道具と替り白人にても不斷手輕く取扱物也故大形に目付働きを見ては難見故に風之音水の音をも聞ほとに無明散亂の波を鎭め直如の月明かにして敵の未事にあらはれさる以前の機を見る程になくては萬の習應しかたき者故右の習を敎る者なり

一初心之内惡き所作之事

一打なまる事　一足引する事　一我と敵と見合する事

一所作法外に出る事
一敵の心をうたかふ事
一所作を急く事
一切拍子ある事
一敵をあやふむ事
一腰をかゝむる事
一肩をさす事
一身力を入る事
一同くつゝき過る事

右の拾二ヶ條何れも悪き所作也能々可有吟味者也

一能き所作之事

一打の離るゝ事
一足つかひ輕き事
一所作やふれる事
一同所作大き成事
一心一筋成事
一疑ひなき事
一身に力なき事
一つゝ立たる身位の事
一かたを落す事
一打拍子なき事
一一身を能使ふ事
一心のかたまらぬ事

右の十二ヶ條何れも能き所作也能々可有吟味者也

一病氣之事

勝んと一筋に思ふも病也兵法つかはんとおもふも病也習のたけを出さんと一筋に思ふも病懸らんと一筋に思ふも病也待んと計思ふも病也去んと一筋におもひかたまりたるも病也何事も心の一筋に止りたるを病とする也此様今の病皆心にあるなれは此等の病を去て心に調る事也

一病を去るに初重後重之心持之事

渉念無念渉着無着此心者病を去んと思ふも念也心に在病を去んと思ふは渉念也病と云も一すしに思詰たる念也病を去んとおもふも念なり然者念を以去也念を去れは無念也爰以渉念無念と云也念

に殘りたる病ひを念を以去れは後には去る念も去らるゝ念も共に無く成也以楔拔楔と云は此事なりぬけぬ楔を亦同楔を打込はくつろき楔がぬくる也ぬけぬ楔がぬくれは後に打込たる楔も跡には不殘也病氣かされは病氣をさる念も殘らぬ程に渉念無念と云也病氣を去んと思ふは病氣に着した物なれ共以其着病を去れは着も殘らぬ程に渉着には無着と云也

一病を去後重之事

一向に病ひ去んと思ふ事のなきか病を去也去んと思ふか病也病氣にまかせて病氣の中に交て居るか病氣を去りたる也病氣を去んといふは病のさらすして心にある故也然者一圓病氣かさらすしてする程の事思ふ程の事々か着してする事に勝利あるへからすいかんか可心得そや答曰初重後重と二つ立たる此用也初重の心持を修行積りぬれは着を去んと思はすして獨着の離る也病氣と云は着也佛法に深く着を嫌ふ也着を離れたる僧は俗塵に交りても不染功事を作るも自由にて止る所かない物也諸道の達者其業今之上に付て着か離れすは名人とはいはる間敷なりみかゝさる玉は塵ほこりが付也みかきたる玉は泥中に入てもけかれぬ也修行を以心の玉をみかきてけかれに染ぬ樣にて病にまかせて心を捨きつて行度樣にやるへき也僧問古德如何是道德答曰平常心是道右之話諸道に通したる道理也道とは何たる事を云そと問は常乃心を道と云と答られたり實に至極の事也心の病皆去て常の心に成て病と交りて病なき位也世法の上に引合ていはゝ弓射る時と思ふ心あらは弓箭亂れて不可定太刀つかう時太刀つかう心あらは太刀前定るへからす物を書時物書心あらは筆定るへからす琴を彈く共琴彈く心あらは曲亂るへし弓射る人は弓射る心を忘れて何事もせさる時の常の

心にて弓を射は弓定るへし太刀つかうも馬乗るも太刀つかはす馬のらす物かゝす琴ひかす一切やめて何もなす事なき常の心にて萬をすればよろつの事難なくする〳〵と行也道とて何にても一筋に是そとて胸におくは道に非す胸に何事もなき人か道者なり胸には何事もなくして亦何事成共なせは易々と可成也鏡の常にすんて何の形もなき故に向ふ物の形ち何にても移りて明かなるかごとく道者の胸の内は鏡の如くにして何もなくして明かなる故に無心にして一切の事一もかく事なし是唯平常心なり此平常心を以一切之事をなす人是を名人と云也萬をなすになす心をたゝしく持てなす心を外へちらさすして一筋に其事をなすにしとろもとろにして一度はなす事能よきかと思へは又一度は即悪しく或兩度よく又一度あしくよき事兩度になりて悪敷事一度に成たりと憶ぬれは亦悪敷事兩度になり一切不定是能くせんと思ふ心にてする故なりいつとなく功つもり稽古重なれは早能せんと思ふ事少しつゝのきて何事をなすとも思はすして無心無念に成て木て作りたる道幸の坊か曲する如くに成たる也此時我も不知心になす事なくして身手足かする時十度十度なからはづれす其間にも聊も心にかゝりたるははつるる也無心成時皆あたる也無心とて一切の心なきには非す唯平常心也木人之如對花鳥是瀧居士か言葉也木て作りたる人の花鳥にむかひたるが如くと也目は花鳥にあれ共心花鳥に動かさる也木人は心なければうこかさる也尤道理あり心有人として木人の如くならん事いかにしてなるへきそや木とはたとへなり心ある人として木とひとしくはあるへからす人として竹木の如くにはあるへからす花を見るとて花見る心をあらたに生して見さる也唯常の心にて無心に見るを云り弓射る時弓射る心をあらたに生して射さる也常の心にて射るを云

り常の心を無心とは云り常の心をかへて新に生するは形もあらたまる程に内外共に動也動轉する心にて萬をなさは何事も不可然也一言をいへ共動轉せぬ云様かるところ人をは褒美する物なれ諸佛の不動心と云る事實に殊勝に覺ゆる

右の兩條は兵法の病氣を去と云心持に有て用る事也

中峰和尙云く具放心念

右の語に付て初重後重あり心を放ちかけてやれは行さきに止る程に心をとゝめぬ様に跡へちやく〱とかへしかへせと教るは初重の修行也一太刀打てうつた所に心の止るを我身へ求めかへせと教る也

後重には心を施放ちかけて行度所へやれと也放しかけてやりてもとまらぬ心になして心を放す也具放心念心を放す心を綱を付て常に引詰て居ては不自由なそ放しかけてやりてもとまらぬ心を放心念と云此放心念を具すれは自由か働かるゝ也綱をとらへて居ては不自由也犬猫も放し飼こそよけれつなき犬はかはれぬ者也儒書を讀む人敬の字にとまり是を向上と思ふて一生を敬の字にてすます程に心をつなき猫の様にする也佛法にも敬の字なきに非す經に一心不亂と說たまふ是即敬の字に當るへし心を一事におきて餘方へ亂さゝる也勿論敬白夫佛者となる所あり敬禮とて佛像にむかひ一心敬禮と云者敬の字の亂るゝを治るの方便也能治りたる心は治る方便を不用也口に大聖不動と唱へ身をたゝしくして合掌して意に不動の姿を觀す此時身口意之三業平等にして一心亂れす是を三業平等と云即敬の字の意趣に同し敬は即本心の德にかなふ也然共行ふ間の心也合掌をはな

ち佛名を唱やみぬれは心の佛像ものきぬ更又本之敬亂の心也始終治りたる心には非す心を能一度治め得たる人は身口意之三業を淨めす塵に交りけがれす終にうごけ共うこかす千波万波したかひうこけ共底の月動く事なきか如く也是佛法の至極せる人の境界也法の師の示をうけて爰に記者也

右之一卷家不出書也然共非道秘爲令知秘者也

根來伊平次

根來伊平次家譜傳はらす一書に記あり曰く

根來伊平次は元坊主也劔術執心にて貧しく浪人す木村佐左衞門か弟子なりしか家元につき學はんとて紀州へ參り西脇勘左衞門の弟子と成八年學ひ江戸へ歸り麹町にて劔術指南しける細川侯伊平次に劔を學はれ伊平次場にて千本仕合の節餝り馬三疋を門前につなき馳走す其日の入用もつくなはるゝとそ

同人召出され藩士となる家貧しかりしに或時稽古にて前齒を打折けるを入齒せんとて金三分懷にして市中を通りけるに干見せに流儀のしなへ革あり直段賤かりけれはそれを買ひて餘金たらねは入齒をもせす歸りける終に一生入齒をせさりしとそ

按に　武術流祖錄に根來獨心齋重明は紀州の人八九郎と號す伊藤平左衞門忠雄に從て奥旨を究め諸國を修行工夫を加へ天心獨心流と稱す天和二壬戌年八月十八日に歿す年七十有八其門に堀口亭山貞勝傑出とあり伊平次と同姓異名且伊平次は西脇勘左衞門弟子となるよし勘左衞門は享保七寅年七十六歲にて歿すと云に照して獨心齋の方年代少しく古き如し依て伊平次獨心齋自つから別人なるへしと雖暫く參考に揭く

金田源五郎

金田源五郎定永 金田六右衛門定則總領 初八九郎岸隨と稱す 生國因幡

家譜

祖々父金田隱岐守時房織田信長に仕へ尾州丸根城に籠り永祿年度戰死祖父孫右衛門堀尾吉晴に仕へ父六右衛門に至り堀尾家斷絶に及び浪人となる武藝鍛練して諸國武者修行し河野意休 知新流元祖 藝州廣島人 落合杖友 東軍流元祖 武藏國住人 未來圓入 未來記流元祖 讃州丸龜人 長谷川甚左衛門 無敵流元祖 備前岡山人 等に隨ひ未來知新流を始め劍法十二流奥秘を極む後紀州へ罷越

有徳院様御代寶永七寅年正月廿七日弓矢細工等も仕候付被　召出金十兩五人扶持被下置享保四亥年二月十三日流儀劔術の儀忰共取立其外弟子取立をも可仕旨被　仰付後格祿昇進御切米廿石廿人組並被　仰付　有徳院様　大慧院様御劔術御取初御相手相勤元文三年年九月八日七十五歳にて病死仕候

長男源五郎入山父の家督相續同しく鎗法を以て奉仕門人に教授す金田流と云三代源五郎定當 貫通と號す は大御番格御切米廿石にて文化八未年二月病死源五郎經定 號千山 六具組打を開業當代を嘉四郎と云即六世なり

一紀伊國人物誌記する所左の如し

金田定永、姓平氏、稱源五郎、達刀術、元文三年戊午九月八日歿、法名松林軒岸隨居士、葬于井原街久昌寺境内、金田定英、定永之男、稱源五郎、安永五年丙申九月二日歿、法名松葉軒入山居士、葬于久昌寺之先塋、

南部平兵衞

一祖公外記附錄に曰く南部平兵衞は劔術者にて諸國修行之時或山之麓に山賊躰の者大勢居を見請候付直に刀を拔其前へ走行今の血刀を持候奴は向へ行事何程間合有之哉と尋候へは左樣の者此所へは來り不申と答候へは否此道を不逃筈は無之と追懸躰に走過故山賊は致仰天無事に平兵衞を通し其後若山本町八丁目の横町にて劔術を指南致し一生浪人にて罷在候或時河村軍兵衞と杖掛打を致し候處三度立合候へ共勝負無之併平兵衞は三度共菊畠へ被追詰候軍兵衞は無術にて心勝候術を得候と人々皆々評候

按に　平兵衞家譜傳はらす蓋一生浪人にて子孫亦被召出もなかりしか詳なる事得て知るへからす

佐々木五郎右衞門暉頼

乞言私記に曰く佐々木五郎右衞門骨法をよくす右手小指の骨を以て人を打に直ちに死すといへり初て　御目見之節廡上下着致し　御前にて石を膝の上におきて打破る石二つにはれしとそ
又曰く佐々木五郎右衞門初て仕ふる時其方何をたしなめると御尋あるに私儀大夫をかたり申候と答ふいや其事にてはなし武藝の事を問ひし也といへは五郎右衞門いふ武藝は何にても可仕候
右之記によれは五郎右衞門被　召出し如しと雖も家譜を按に五郎右衞門は浪人に終り其子源大夫貞要被　召出たる也譜中劔術其外藝術御覽との事あり且新家にして一代に二百石に至るは頗る異數にして身藝術等あるに非されは容易に如斯なるへからす暫く家譜記する處を揭け後の考査を待

つ

佐々木源
大夫貞要

佐々木源太夫貞要 佐々木五郎右衛門暉頼總領 隱居 松洞 生國武藏

父五郎右衛門暉頼は佐々木左衛門尉義清十七代之孫にて義清より十五代兵庫介基行は豐臣秀頼に仕河州道明寺にて戰死其子庄左衛門爲頼は毛利家に仕祿七百石給其後退身仕五郎右衛門暉頼代〻浪人にて罷出候

大慧院樣御代元文四未年九月朔日業も有之付被　召出御切米四十石被下置大御番格江戸常詰被　仰付寛保二戌年三月廿日劔術　御覽被遊同三亥五月廿日劔術其外藝術　御覽被遊延享二丑年五月御使役並五十石に御加增追々昇進寛延四未年六月江戸常詰五十人物頭地方二百石に被成下三百石に御足被下寶曆十一巳年八月依願隱居同十三未年十一月七十二歲にて病死

養子彥二郎後源大夫又源五左衛門 貞經家督百五十石被下大御番格番外被　仰付たり

古川源之
助

古川源之助

古川源之助家譜傳はらす元和御切米帳亦見る所なく委細を知りかたし武術談記する處を揭け以て傳となす

古川源之助は幼少之時より生付常ならす劔術を好て林八兵衛を師として稽古の功積り一流の奥儀を極め諸流の奥趣旨（一本趣）をさくりて深妙を得らる或時古川氏庭の厠へ行し其隙を窺ひ家來の若黨床上に在し刀を取て欠落すへき氣色にて出んとするを古川氏厠の窓より見付て汝立去へからす更に退

候ても退かせ間敷と言葉をかけて立出手水をつかひ彼者に向ひおのれ唯今の有樣言語同斷也併其刀を拔我に向ひ薄紙程なり共疵付におゐては誓言を以て命を助くへしといはる此者迚も逃れさる處と覺悟して件の刀を拔て打て掛る古川氏小脇差を拔て立むかひおのれ其儘首切は手の内なれ共不便の事なり暫く相手に成てこらすへしとて變化の太刀を小半時計りあひしらはれけるか最早是迄也暇をとらせんとて只一刀に首を切落し被申たる由

但し小半時あひしらい被申候内せいたせ〳〵と度々聲をかけられし由　武術談

一或時古川氏楊枝を嚙へなから門内へ被出しに年のこは廿二三計と見えて勝れて丈夫なる男狀箱を持參せしか古川氏は腰丈けの袖塀の内より自身狀箱を受取立なから披見有て彼使に向ふていな事を賴み來るはといはる件の男顏色を變し何事を申越れたる哉と尋るに古川氏返答に其方を成敗して吳よとの事なりと言葉も果さるに拔はたうされたりと刀を拔んと手を懸るとひとしく飛越之樣に一尺三寸の脇差に而拔打に首打落し被申つるよし　同

西郷市郎左衛門

西郷市郎左衛門家譜傳はらす刀槍の術に勝れたるよしと雖も年代及ひ身分成行共詳ならす今武術談記する處を揭けて傳となす

一武術談に曰く古川源之助門弟の內に西郷市郎左衛門といひし人あり若年より劍術を好みて古川氏に隨ひて日夜心を盡し稽古有しか自得の儀は相手の虛實を知りて更に過ちなし殊に拍子勝れ身輕

くして相手の太刀をふみ落し又は飛込て無刀取抔其術法他に異り年來同志の輩を招きて劒術鎗術の得失を論し年月を過されける或時門弟中參會の砌各心々の雑談有り或は力量拔群ならん事を願ひ或は身輕からん事をおもひ又は闇の夜に物有を見ん抔其余品々の望みありしに或人一身鐵石の如くならは刀劒に當るとも誤ちあらし是大望なりといふ西郷氏は面々の始終の物語をつく〳〵聞て被居けるか何れも様々の願ひは吾か及所にあらす但し身躰鐵石と望むは吾幸に得たり各長短の得道具を取て吾に向はるともあやまちても吾身を犯すことあらし然は則身鐵石に同しといはる門弟中のいはく一人對するに於ては勝利あらし三人一同にかゝるにおゐてはあやまちなからんやといふ西郷氏打笑ひて幸月夜なれは明夜寺町へ出られよ勝負を決して疑ひを晴さんと契約して明る夜件の場所へ出らる門弟中はしない木刀木槍なと思ひ〳〵の得物を持て待居らる時に西郷氏何れもへ向ひ初太刀當るにおゐては速に退くへしもし左なきならは明日の當番も難勤程に強く打へし三人一同にかゝるへしと相斷て扨仕合に及しに近く進し輩を初として各へしひれる程にしない當りしかと西郷氏へはかすり太刀を當たる人もなかりし由其比隠れなく諸人奇妙の思ひをなしたるとそ

一西郷氏は余人のとたん切を見物せられしにあたり間の強弱を察して其所は太刀の勢ひ虚なりとて竹杖にてとたんの刀をはね上られし事度々なり

一西郷氏は器量は十人並少し横ふとりたる生付のよし年功に依て劒術の調子を得心あり頭巾を目まて引込壁にてもかたとり居候はゝ身通より三人懸り候はんには怪我あるましきといはる此時も西

郷氏の太刀は先に三人へ當り三人の太刀は當る事なかりし由高岡正賢七十四歳の時直談也

井藤平右衛門忠雄

井藤平右衛門忠雄

井藤平右衛門忠雄其詳なるを知らす紀伊國人物誌に曰く

井藤平右衛門忠雄、本姓龜井、居紀州藤代郷重根邑、父右京吉重母北條氏直之臣依田大膳女、慶長六年辛丑四月晦日、學劍于伊藤一刀齋及小野二郎右衛門、忠明忠明歿、從其子典膳忠也、終究奥秘、元祿四年辛未五月廿二日歿、享年九十有一

橘內藏介

橘　內藏介

橘內藏介は勢州田丸五十人組同心也少壯柳剛流の劍法を同州金剛坂村の直井秀堅に學ふ秀堅卒して備前の劍客林鎌之助の來訪するを家に留め鬪技錬磨業大に進み名聲頗る顯る後幕府の旗下松平帶刀道場を開き劍法を教授に當り招かれて助教となる內藏介江戶に在て天下有名の劍客大家に交り益其業を勵み又徧く諸州に遊歷遂に其奥義を極む於是歸て道場を勢地數ヶ所に開き盛に門人を教授す小浦惣內は田丸御代官より御勘定吟味役に轉職江戶在勤に當り時恰も亞國船初て渡來武術奬勵に汲々たる際なれは內藏介か篤志且藝術拔群の事を政府へ推薦賞揚す依て安政五午年四月內藏介及ひ一志郡御鳥見酒井縫殿右衛門（風傳流槍術家）と共に江戶に召さる內藏介其子角助及門人九人を從へて來る同月廿五日御樂屋（赤坂御本殿御舞臺後にあり毎歳君上及諸有司劍柔等の武伎親覽且檢閱の處とす）に於て大夫初諸有司其技を見聞　君上も臨御ありたり丘

月三日には土州大夫市ヶ谷原町の邸に於て田宮西脇金田一傳四郎宗の門人等と仕合を試しむ我藩他流仕合を開きしより江邸にては之を初とす流法は三尺以上の竹刀を用ひ突と足を拂ふを主意とす故に皆膽寒せり時未た古流頑守の固習脱せす異論喋々たりしか内藏介か伎倆信も一見頗る抜群に思はれたり頓て御暇賜はり五月八日に歸勢す事に　昭德公當年の記に詳なり抑勢地は多くは鳥見同心在方手代等在勤士籍の輩は僅々たり故に自つから武術を講する者なし内藏介身輕輩と雖も獨り奮て之を講し且つ品行方正規則嚴肅門人中若し一回たも遊蕩すれは斷然放逐毫も假借せす於是隣里豪農地士田夫野人も皆其子弟を托し武伎を勵ましめ傍ら讀書の教を受しむ故に人皆尊信師事し名聲勢地一般に震ひ津久居鳥羽各藩等の劍客能く其右に出る者なしと云ふ

明治十三年内藏介還暦に逢ふ門人碑を建つ其序及銘は巖谷修之を撰し篆額は　我公親書賜ふ所也事歴の大概見るへきを以て全文を揚く

按に　碑文安政三年復名試技於和歌山城とあれとも既に本記の如く安政五年江戸に召されたるか如なり門人の誤記ならんか

橘老白翁壽藏碑　　一等編脩官從五位巖谷修撰幷書

士之立志勵節、大抵有所激而然、名一技、名一藝、靡不皆然、余於老白橘翁乎知之矣・翁名正以、稱内藏介、橘氏、別號老白、本姓世古氏、伊勢度會郡中津濱人、父曰次郎右、翁年甫十四、爲同郡田丸人橘爲右所養、田丸舊係紀藩封内、橘氏世屬物頭、爲五十人隊卒、踰年養父母俱歿、等輩淩其孤弱、翁奮然自誓、曰、大丈夫立志、豈區々與鄉人較長短乎、時有處士直井秀堅者、居本州金剛坂、翁就學擊劍、秀堅喜其篤志、指授甚至、未幾有軼、群之稱焉・既而秀堅病歿、會備前劍客林鎌之助來訪、翁款留之、與

俱鬪技、竹刀鐵面、戞鏘之聲、晝夜不輟、方是時、翁名聞於開遠邇、幕府麾下士松平帶刀、開場敎徒劍術、請翁爲助敎、翁應其招、赴江戶、與伊豫山本南兵長門平佐早雄等相周旋、後仗劍遍游諸州、到處武人虛左以待、藩侯在江戶邸、召翁親覽其技、賞賜優渥、安政三年、復召試技於和歌山城、翁率其徒往、闔藩稱其精銳、會大將軍溫恭公薨、侯入襲職、是爲昭德公、翁以受公知故、本藩陞其班、入士籍、洵異數也、今茲明治庚辰三月十六日値其六十初度、門人某等相謀、樹壽藏碑、以勸其行實、介矢士實夫請余作銘、々曰、

神靈之域　生斯偉人　退廸子弟　不獨善身　其節維何

竹苞松茂　其齡維何　如南山壽

從二位德川茂承篆額

明治十三年六月建

關口彌六
右衛門氏
心

南紀德川史卷之六十一

武術傳第三

柔術

關口氏心 譽伯 万右衛門附

關口氏心、稱彌六右衛門、號柔心、系出今川氏、祖曰刑部少輔親永、爲今川義元妹壻、父曰外記氏幸、母肥後守關口氏養女、今川氏亡、氏幸轉徙於三河尾張、慶長三年、生氏心於三河、氏心於淸池夫人爲甥、於岡崎公信康爲從弟、氏心旣長、善刀槍法、徧訪良師於四方、以究其奧、嘗客遊長崎、有西洋人善拳法者、未嘗授人、獨奇氏心、盡授其秘、氏心終極其妙、於是其名振一世、氏心嘗言、我祖分派於淸和、實賴義公後裔、昔公有三子、取之三神、命其長子以男山、其次以加茂、其次以新羅、今予亦冀我子似八幡公也、乃命長子曰八郎左衛門氏業、次曰萬右衛門氏英、次曰彌太郎氏曉、長女曰義、次女曰家、（紀士雜談以下皆同）

氏業、晩年號魯伯、善繼父業、兼善刀槍法、旁解文字、嘗周遊四方、講究其業、後開業於江戶芝街、敎授生徒、一日應眞田信幸招、信幸曰、聞拳法之得妙者、能步壁、先生善之乎、幸得一觀、氏業戲曰、賜美菓則演技以供覩耳、信幸以爲信、供菓責之、氏業乃起倚足於壁側立如兒戲狀、曰技如是而已、信幸頻責演眞技不已、氏業乃正色曰、公奕世武門、指揮三軍者、不宜發斯等語、夫士之講武、以衞國防身、豈肯有此妖術哉、若巧詐以眩人目、鄙夫之事、吾黨不爲也、信幸慙服、

氏業常敎子弟曰、凡學技擇師爲要、先入爲主、終身不脫其習、故就庸師學三年、不如寧遲三年得良師、又

曰、雖以一藝名、而拙書者、其藝亦見卑下、且專門家自幼從事其業、不復學書、或學焉而非其性所得者有之、非獨今人、雖古名士亦然、汝等講業餘暇、宜亦學書、

家　譜

關口彌六右衞門氏心

同　八郎左衞門氏業

同　万右衞門氏英

同　彌太郎氏曉

關口彌六右衞門氏心　關口外記氏幸總領　隱居後柔心　生國駿河

祖父關口刑部大輔氏興は今川治部大輔義元妹聟に成筑山様の父にて岡崎三郎様加納姫様の御外祖にて御座候

按に上田貞が漢文には刑部少輔親永とす又豆州田方郡下狩野村加殿天城勤彦よりの報知には日光御文庫御系圖及柳營婦女傳に刑部少輔義廣とあり又源流總貫には刑部少輔親永とある由を申越たり然るに御藏書　東照宮御年譜永祿五壬戌年信康君始入岡崎との條下に外祖關口刑部少輔氏興云々とあり又出甚記弘治二年丙辰年の條に義元の聟一家老關口刑部少輔殿被申分云々とみへたる由ありされば家譜の大輔は少輔の誤りにて漢文の親永は氏興の誤りなるべし

父外記氏幸は刑部大輔氏興總領にて駿河國有渡郡關邊之城主にて御座候　年齢不詳

按するに　關口氏所藏の舊記には氏幸は今川家駿州沒落の時三州山中に蟄居信康君御生害を聞て剃髪山中常金入道と號すとあり

一天城勤彦の說には氏幸駿州有渡郡關邊の城主と云事有渡郡には古城趾六ヶ所あれども關邊と云所なし尤刑部少輔義廣は同國開宗城を守りし事ありしが今川家覆沒より五六年前氏眞の命にて割腹し其子孫城主の事更に聞く所なしと申越したり果して然るものか信し難しと雖も暫く參考に揭く

隱居剃髪仕柔心と相改關口流柔術之元祖にて御座候　南龍院樣へ被　召出候筈の處子細有之彼地を去り　加納姫君樣御方へ立退申候　加納姫君樣御遺言にて御孫松平飛彈守殿へ御呼出被成飛彈守殿御死去の後飛彈守殿由緒に付本多甲斐守殿へ御呼奉公仕候處存念有之又彼地を立退好身に付大久保加賀守殿へ被招客分にて罷在候處又々彼地を立退申候此段　南龍院樣達　御耳御內々にて被爲　召浪人分にて御合力金七拾五兩つゝ被下置罷在候右之通に付彌六右衛門儀表立候御奉公不仕候

寛文十庚戌年三月七日病死仕候年齡不知　家譜に七十四歳全性院柔心日了と號とあり

同八郎左衛門氏業

同八郎左衛門氏業　彌六右衛門氏心總領 隱居後晉伯　生國播磨

慶安四辛卯年月日不知　南龍院樣へ被　召出候處承應三甲午年月日不知藝修行之存念有之御國立退久々他國に罷在候處延寶元癸丑年十二月廿日　思召を以歸參被　仰付藝能仕候付知行三百石被下置御供番被　仰付候

右以下天和二壬戌年正月十一日御使番拜命以來御目付御用人寺社奉行御小姓頭新御番頭御小姓組番頭等に歷任御加增都合四百石被下元祿十五年壬午年五月二十九日依願隱居養子權之丞氏連へ實甥同姓万右衛門二男 後八郎左衛門と改　家督無相違被下正德六丙申年四月廿二日八拾七歳にて病死以下代々相續の處九代彌六右衛門曉氏四拾石大御番にて改易嫡家斷絕氏心三男彌太郎氏曉子孫分家にて相續す

同万右衛門氏英

同万右衛門氏英　彌六右衛門氏心二男

万治三庚子年十月日不知　南龍院樣へ被　召出爲御合力金七拾五兩被下置番外にて相勤申候當時關

同彌太郎
氏曉

口万右衛門家にて御座候

同彌太郎氏曉　彌六右衛門氏心三男　初太郎五郎隱居後蟻樓

寛文三癸卯年三月小十人二十石三人扶持に被　召出後追々昇進白子五十人者頭地方二百石にて寶

永七寅年十月隱居享保十四酉年十月十二日九十歳にて病死

養子彌太郎喬房百五十石相續後御目付町奉行寺社奉行等奉仕御加増四百石に至る以下代々相續

五代彌太郎氏有四百石御供番頭格奥掛り御用人にて文政十二丑年二月病死せり

一大人雜話に曰く　關口柔心は漂泊して武藝修行し且新心流捕手を學て後一己之工夫練磨して柔の妙を得たり江州膳所之本多家に食客たりしを關口家は御由緒たるにより　南龍院様紀州へ召よせられ奉仕す後隱居難義して柔心さいふ此柔心さいふ名は我年寄氣根も薄く老衰へけん忘ならん共常に柔の心を忘れすは人柔心さ呼ふ時は暫しも其心を忘れさる様にして附たるの名なるよし誠に此道の元祖武藝又古今に秀たる名人なり其比童謠に向ふへ來るは彌左衛門あれにさわるな彌左衛門よけて通せ彌左衛門さ唄ひしさぞ又袴にも彌左衛門仕立さいへるあれは柔心の物好也然し今仕立は少し違ひたりさぞ

一關口彌左衛門は後柔心さ云柔に受身の名人にて其の外刀槍の術も無殘所覺の士なり樫原流の鎗の元祖樫原五郎左衛門さも出會有流儀の鎗鍵も相談の上附しさなり彌左衛門或時徒然さして庭を詠居たるに向ふの屋根に猫一疋睡て居たりしか余りに寢入てころ〳〵さ落たるに中にてひらりさはれ返り四足を立て地に落付たり彌左衛門つら〳〵是を見てより請身を工夫しさて屋根に上りて下へ落ることを稽古す先初には薬薬を澤山に敷て身を打さる様に其上に猶蒲團をも厚く敷き庇より落習ふに初は身を打けれさも下和らかにしたれは痛もなし次第々々に落様功者に成て後には高き屋根よりさかさまに落れさも中にて返り落ける故彌修行して柔術一流の門を開て元祖さはなれり其比あへ身の名人有て八寸柱をも蹴折程の者なりしか彌左衛門に勝負を望む止事を得すして立合しか彌左衛門は下に居て待懸たり件の男つかつか走來て彌左衛門かあごを蹴る彌左衛門其色を見て仰向に倒れて其害を免かる二度目に又走來て蹴たるにも初の如し彌左衛門得さかれ合を見濟し三度目に來て蹴らんさする足首を取てどうさ向へ眞さかさまに投出しけれは此者絶入しけるさ也彌左衛門は本多能登守に仕へて和州郡山に居住す一家中流儀に入て稽古する者多し然れさも能登守はさのみ賞翫せさる故立身なき事を本意なくおもひ暇を願へさも出されす依而書置して郡山を立退紀州和歌山に來る其

比　南龍院様彌左衛門か稽古を聞召及はれ御懇望の折柄なれは大に御満悦被遊直に被召抱彌左衛門か弟子共追々後を追ひ立退来る者數多なり能登守大に怒り彌左衛門を引戻切腹可申付さあせられしか共何分御家柄之事故しはらく延引せらる紀州より土屋但馬守殿御頼にて達て關口御所望故能登守如鬼充者なれさも御家柄さ言御使柄さ言是非に及はす牙をかみ拳を握なから其意にまかせられけるさなり（南陽語叢及武林隠見録）

一乞言私記に曰く　關口柔心初て仕ふるさき何かたしなみありやさ御尋ありけるに拙者儀は馬の沓を造り覺へ候さ答ふいやその事にてはなし武藝の事聞ひしなりさ仰に武藝は何にても可仕候さ答へ奉りしさなり

一大人雜話に曰く　柔心の子伯を八郎左衛門氏業（後隠居剃髪して晉伯）叔を万右衛門氏英季を彌太郎氏暁（後隠居し、蟻樓）さいふ何れも柔術武藝の俊傑なり又二女有り長をよしさいひ次をいえさいふ是元祖八幡太郎義家の名を配賦して附たる也曾て八左衛門諸國武者修行して其名普く知られたる處なり或時氏業氏英兄弟柔術論して立合の形の内にて氏業我此手をもていかなる者にもあれ首突かせて殺すをはよくせんさいふ氏英のいふ我は襟骨を突かせて殺さんさいふ氏業舌を卷て曰誠におこさは是を能くせん我及ふ處にあらすさ云ひしさそ實に晉伯は氣剛にして業も又尖し氏英は氣柔和に温にして業も又實に柔也時の人万右衛門を謂て云く柔の術精妙父兄を超て神の如し柔の精にや是柔聖成りさ云へりしさそ

一關口晉伯の曰一藝有之者の手跡拙きは縱藝は秀たり共おのつから其業のつたなく思はるゝものなり是人々の心得有へき事にこそさ善父咄給ひぬ

一又晉伯の曰人は何藝にもあれ左までなき師に從て三年稽古したるよりは三年能き師を尋求めて學へかしさ常々申されしさかや

（以上大人雜話）

一祖公外記附錄に曰く　關口晉伯諸國修行の時剛力の一向僧に出會此僧は梯子に人を乘せ片手にて輕々さ持ち歩く此僧さ鬼拳鬼身風呂締等誠に晉伯には負候

一晉伯若年の時諸國修業に出候道中馬に乘候には其馬子之頭に手裏劔を指候様子にて頭巾を冠候故不審に思尋候得は相違無之由右等の所へ直に目を付見告候事全藝の德さ評候

一武術談に曰く　關口万右衛門は柔心か二男藝術他に異に候由あるさき稽古場にて何れも雜談有り或人は五年或人は七年又は十年に餘り　古すさいへ共今に形もつかす抔被申候を万右衛門聞かれ拙者は名人さ云はれたる親の傍に居て指南を受けいまに至り無懈怠稽古いたし候その我等さへ今に形付申事無之候に各は五年や十年の稽古にて成るそならぬそさ被申候は大き成無理成さ唯一口に被申たるよし或人へ柔心惣領の八郎左衛門さ万右衛門さ藝術の優劣は如何さ尋申候その時返答に八郎左

衞門の藝はいまた見不申候へは不存候万右衞門所作は親柔心の業に不替樣に見えたるとの事なり

一祖公外記に云く　日高郡へ被爲成候節關口八郎右衞門三男彌太郎を被召其藝術を御覽可被遊迚池端へ木枕を居へ其上に爲踏立其比剛力之名を得候根來法師山本丹生谷に彌太郎を突倒候樣被　仰付丹生谷は走懸て突に彌太郎少も不動三度突に少も不危依之今一度突候樣にと被　仰付又突懸候へは彌太郎は身を開丹生谷は勢餘りて池へ飛込候故御感心被遊即座に二百石に被　召出彌太郎此時十六歳にて本來氣儘者故其後御加增も不被下老年に致隱居蟻楼と稱す或言丹生谷は至て剛力にて戸板を胸に當早瀨川を上へ歩に逆浪左右に分れ二町も歩に少も不疲と云

按するに　風俗畫報第五拾六號に寛永劔術上覽と題し當時名人と稱せられし劔法柔術家伊庭如水軒、淺山一傳齊、竹内加賀之助井伊直戸、關口彌太郎、澁川伴五郎、荒木又右衞門、宮本無三四初の仕合上覽の事を載せたり此事德川御實記同十五代史に寛永九年十一月十一日の條下には見へすされとも正しく其事のありしにもあらんか今彌太郎に係る一項を抄出して付録となす

寛永九壬申年十一月十一日武術御撰廣芝にて上覽あり（今の吹上瀧見の御茶屋邊成といふ）御稽古場間口五間奥行拾間也上面は大久保彦左衞門殿左之方柳生但馬守殿右は小野次郎右衞門殿白の釆を持上下なり

上覽人名

中　畧

紀州和歌山之住　關口彌太郎　身丈六尺 年三十三歳

立し雀の右之足指の付根へ針を打込

品川根芋の住　澁川伴五郎　身丈六尺二寸 力量三十余人力 年三十歳

雀の右の目より左の目へ打拔

關口は右の手を前に付け左の手をのはし澁川は右の手をのはし左の手を脇の下に當て双方白眼合頓てやつと云て寄る處を澁川後ロへ拔る關口ふりかへりて組付き暫く爭ひしか關口のひたひ

より血流れる小野殿釆を澁川へ上る關口負なり

按するに　右彌太郎な彌六右衛門氏心三男彌太郎氏曉の事とすれは年代大に相違す或は氏心即ち柔心の事ならんか柔心亦彌太郎と稱せしも知るへからす又一本寛永十一甲戌年九月廿一日　家光公於吹上上覽所劒道立合の面々勝負付けなるものあり其人名前記風俗書報記する處と異同し則左之如し

芝高輪　澁川蟠龍軒

負　紀州之鄕士　關口彌太郎

然れとも寛永十一年九月十一日は將軍家日光御參詣中なるは御實記及十五代史にも記載ありて御留守の事明也一本年月正しく誤ると雖もいつれにか其事はありし事ならん

關口流柔術之事　（此項一本なし）

傳聞に因るに關口流は柔術之元祖にして澁川流も是より出つ初め澁川伴五郎柔心之門に入學ひたるに力量強く我意の術ありしより流意に不適とて柔心に破門せられ後澁川の一派を立しに魯伯武者修業の時出逢ひ伴五郎勝負に負たるより再ひ魯伯之門に入りしと云

同流場格　十段なり

初學　表　裏格　裏　中段格　中段　奥　伴頭脇格　伴頭　大伴頭

同形目錄　手續より小具足迄百形として初學より一般に教授堅め以下は藝術の場格々々に應し教授尤別稽古なり

手續　拾六

楊柳　臂金　爪(ツマ)返し

引違ひ　俤(ヲモカゲ)　膝車

傾(ナヒキ)勝　鬼拳　腰車　亦は振込とも云

返り子ち　飛違ひ　突込
肩附（羽返し）　左右車取　向の左右車
四つの取　四
向ふ捕　脇左右車　引立
組倒
堅め　七
右居之曲　風呂締　小鳥しめ
鳥之子　水鳥　大殺
千人詰め
車取　拾六
脇指取 前後左右　大小の取 前後左右　脇指柄取ほぐれ 前後左右
大小柄取ほぐれ 前後左右
立合　六
行逢　左行逢　行連
左脇行連　行逢　後行連
組合　拾
四つ手組 三つ　首取り 二つ　河津懸の止り 二つ

はず之投の殘勝　投殘り四つ手　大投

立合大小取ほくれ　八

大小の取前後左右　大小のほくれ前後左右

自己　七

自己の誤　外足　杉(本ノマヽ)倒

行逢投の殘勝　行連右之脇　行連後

行連左之脇

小具足　貳拾

押取　引附　踏違

古捕　片男浪　突脇差

引脇差　手續捕　返り取

朽木捕　礎(キヌタ)　甲引附

後透し取　後たぶさ取　仰笛の刀

仰裏の刀　夢の枕　突脇差捘取

立水車　拂切

裏格より堅め　五

眉羽節　居込　如見

丸木橋　仰片羽節

中段（中段格より）　八

浦の波　有無の捕二つ　天地

客僧　連拍子　一後連拍子

左脇連子

奥立相（奥格伴頭以上より）　拾三

四方捕前後左右　山下風　風車

返り取　却眼投（ハツミナゲ）　草之値

四方組前後左右

極意固め　六

鐙詰　左右矯　反橋

逆矯　伏鬼白（ツメ）　俯前後矯

立固め　四

釣鐘　貳人客僧　三人突立

四人固め

極意堅め　七

兩羽節　肩（カタ）蒐（カトリ）　突掛

千引　　鎚　　四人固め

柔固め

居合表　六

左劔　手柏子　青柳刀

笹之露　雲打　慈之劔

中段　五

流星　横雲　小續松

下り藤　車返

立合　五

八重垣　脇車　蟷螂劔

瀧流　一勺拔

極意小具足　十

掛り捕　廻し取　逆の突

鞠の曲　厥色　逢ぬ拔

突脇指値勝　脇の車　右より　車の取　左より

亂勝

佐治彌右衛門重晟

家　譜

佐治彌右衛門重晟 佐治與兵衛四代　實森對馬守家中松崎左仲次男

元祖佐治左馬允は尾州知田郡大野宮山城主にて南尾張半國を領總領八郎も同地を領し織田信長妹聟となり　權現樣へ御味方仕度々高名有之遠州濱松御居城中甲州信州御取合之節戰死弟與兵衛其弟小右衛門兩人共浪人にて病死小右衛門總領彌右衛門是亦浪人にて病死彌右衛門の女子播州三ヶ月領主森對馬守家中松崎左仲へ嫁し重晟出生の處左仲總領藝道爲修行退身他國候に付本苗松崎を改め母方之苗字佐治を名乘候事

寶永七寅正月　有德院樣御代於江戶表被　召出御使役格御切米五十石被下置同年四月江戶表へ御發駕御跡より御長持宰領仕和歌山へ罷歸同年七月於岩手浮沓川渡初て奉入　御覽同八年二月組打指南被　仰付御留守中於西之丸奧の番中嶋久右衛門御近習番橋本覺右衛門村田傳右衛門を弟子被仰付指南仕正德二辰御歸國被遊候に付弟子共藝　御覽被遊其上流儀肝要之品　御直に被爲聞召且委細之儀は講釋書相認可指上旨被　仰付候に付小本の書物相認指上　大惠院樣御初入之節も於岩手前年之通浮沓川渡奉入　御覽候享保六丑年十一月御使役本役被　仰付御加增被下置都合御切米八十石被　仰付同十巳十月御供番被　仰付御切米地方に御直し二百石被　仰付同十七子五月大御番組頭被　仰付元文二巳七月病死仕候 于時六十五歲

重晟總領彌右衛門信成元文二巳年八月爲跡目百五十石大御番被　仰付其後御近習勤中亂心致し

寶暦七丑年七月異死により家名断絶す
重歳次男兵右衛門良朔は松崎を名乘兄彌右衛門病身に付家傳の浮沓幷組打不殘相傳を受け十七歳より兄屋敷内にて弟子取立指南之處寛延三年年二月部屋住にて病死

重歳女子水野飛彈守家中釜井番大夫へ嫁す

佐治彌左衛門美英

佐治彌左衛門美英　初虎五郎後半右衛門山田角左衛門厄介　實水野飛彈守家中釜井番大夫次男

母は彌右衛門重歳娘にて佐治家名斷絶を相歎き美英十三歳より山田角左衛門屋敷内にて組打稽古仕らせ候處　香嚴院様御代佐治血脈之者無之哉と角左衛門へ就御尋弟子内に佐治虎五郎と申者元祖佐治彌右衛門孫にて藝術出精仕候旨言上翌年　香嚴院様組打御覽之節罷出御慰之業　御意出精可仕旨被　仰出安永十丑二月家藝兼て稽古仕流儀相續可仕者に付今度　菩提心院様十七回御忌為御追善被　召出五人扶持被下置家業相續可仕候獨禮小普合格番外之筈之旨被　仰付

一家藝浮沓之儀は一子相傳に付斷絶仕候付安永七戌年山田角左衛門養介にて罷在る内播州森對馬守殿家中從弟松崎左仲方へ立越傳授相濟罷在候處此度被　召出候に付浮沓奉入　御覽度奉願候則同年七月　御覽可被遊旨被　仰出候處其後御所勞にて不被　仰出候

一被　召出候後山田角左衛門取立有之候弟子共其節相讓り同人屋敷内にて稽古指南仕角左衛門病死に付落合孫九郎屋敷内にて三ヶ年稽古仕候處孫九郎屋敷地差支に付稽古場拜借之儀追々奉願同八年後藤幸十郎上ヶ屋敷稽古場に拜借被　仰付翌年酉六月場所御普請出來に付稽古指南取續相勤寛政二戌年三月病死仕候　于時三十歳

美英男子無之實方妹を養女に致し的場市右衞門總領一平重荷を拜名跡相願寛政六年四月跡目四人扶持小十人小普請末席被　仰付家業相續文化三寅七月廿六日一子相傳の浮沓川渡し及び幕張内にて道具一々　御覽被遊翌日御城へ被爲召昨日之秘事品甚重寶之品に被　思召候前々より一子相傳之品儘斷絶之儀有之付浮沓之儀も弟子共之内心底宜者見立傳習爲致置候て不絶儀も可有之右之處相心得永々不絶樣大切に可致との御内意を蒙り文化十酉年六月播州三ヶ月へ五十日之御暇願ひ流儀の品細吟味仕同十一戌年流儀肝要之書二冊　前大納言樣へ差上以後代々相續家業指南文政十二丑年江戸御家中組打稽古弟子取立被　仰付維新之際には六代一平重道小十人小普請十二石三人扶持たり

一按するに　當流は柔術にして竹内流組打と唱ふ御家にて柔術は關口流と當流の二流なり流相傳の免狀參考に附記す

竹内流免狀寫（此項一本なし）

一竹内流深御執心故不殘令相傳畢目付手之中常御油斷有之間敷事

一兵法道立申者には一手も相傳爲無用事

附り具足着不致候程之者には縱武之雖爲奉公人堅く相傳無之筈也其外之輩於執心者以起請血判の上相傳可有之者也依免狀如件

元祖

作州津山　竹内中務大夫久盛

日下開山　竹内常陸之助久勝

竹内藤市郎久吉　官名日下開山に至て加賀之助に改む

竹内藤市郎久利

佐治彌右衛門重　書判

武衛流祖錄に曰く

竹内中務大輔久盛は作州津山城下波賀村之人小具足い達人也今日竹内流腰廻其末流在諸州傳書に天文元壬辰年六月廿四日修驗者忽然而來教捕縛五而去竹内常祈阿太古神、惟彼修驗者、阿太古之神乎彌敬之信之云々、其子常陸之助久勝其子加賀助久吉、繼其傳、不墜家名、其名遍日域、

嶋田幸左衛門

嶋田幸左衛門出奔家斷絶とみへ家譜傳はらす大人雜話に秦武善嶋田幸左衛門に取立られたる旨を記して幸左衛門は關口萬右衛門氏一が門弟關口之四天王と稱せらるゝとあり又牧笛類叢に掲くる處左の如し頗る豪傑の士といふへし

一嶋田幸左衛門は關口萬右衛門が弟子にて柔術之上手也藝術は拔群なれども行跡不宜出奔して大坂に住居し柔術を指南せり或とき新町に行し道にて男達と喧嘩を仕出し大勢に取りまかれけれども幸左衛門事ともせず悉く投散してとほりぬ俠客共大に憤り五六十人徒黨して幸左衛門が歸を待伏したり幸左衛門何心なく歸來に待伏の者共得物々々を提け遁さしと取込たり幸左衛門飛鳥の如くかけ廻り提倒蹴倒し相働くといへども俠者等爰を瀨と身命を惜す働たり幸左衛門も亦千變万化手を盡して働ゆへもてあまし詮方盡て雲梯を携來て貳參挺にて幸左衛門を押付るに幸左衛門少し難儀と見へて押れながら跡へしさるゆへ俠者共大に力を得て大勢雲梯にすがりゑいゑい聲を出して

木戸へ押付たり幸左衛門笑ひながら腰より扇を拔て遣ひ汗を拭ひ抔して息を入れ居るゆへ俠者等大にせき立あの痩男一人を此大勢して押殺さずんば以後任俠とは云はれましと罵て各精神を勵して押付れども幸左衛門少しもひるまず十分壓付させて扨づかづかと出るに少しも足を止めず大勢の俠客却て跡しざりながら無念やと牙をかめども止る事能はず幸左衛門は猶早く出る故其勢ひに不堪して大勢の者共一度に倒れ雲梯にうたれ己れ同士轉け重なり傷を蒙る者數を知らず幸左衛門は雪踏をはき小謠を諷ひながら悠々として歸り來るに件の働きに悄れて一人も手をさす者無りしとぞ　伴雄云是關口流甲乙壓の術幸左衛門よく其術を得たるなるべし

大井武一
吉田次郎左衛門
武田織右衛門
秦武善

太井武一
吉田次郎左衛門
武田織右衛門
秦武善

此四人の士亦關口流柔術に達せし由大人雜話に記す大人雜話は幕府先隊の騎士秦武卿の撰する處にて其實父吉田保周養父秦武善共に紀州より出て　有德公の御時幕府へ辟されたれば紀州の事共乃至有德公の御言行等養實兩父の雜話したるを筆記したるもの也固より隨筆躰なれば一人毎に傳記詳なるには非す粗細亦一ならすと雖も關口流柔術に因みあるを以て要畧抄出合傳となす

我先考秦武善主は紀陽若山の人にして享保　將軍家之御仁惠に依て先隊の騎に辟せられたり或時

教訓し給ひしは我十三歳より憤りを發して汝か祖父次左衞門（武卿か實祖父吉田正周主也）に導かれ十六歳の冬より（正德五年十一月）關口家の門に入り嶋田幸左衞門か取立にて柔術を執行す右入門の時幸左衞門へいひしは私事は存する旨有之稽古仕度願ひ也御弟子の中何れと申へき事は有間敷事ながらその思召にて教へ給ひ候へと申せしかは幸左衞門云ふ新敷申條尤心得候と云れしか人よりも殊に世話して吳られたり

一太井武一といふは紀州若山よりは北むそたといふ所の郷士にて父は有休と云ひき武一關口家の門に入て柔術を學ひ氏一先生の門にては嶋田幸左衞門吉田次郎左衞門太井武一武田織右衞門此四人を伴頭として諸士を教導せしかは關口の四天王とそ云ひける武一は大兵にて力も強かりし業も吉し或時嶋田の稽古場へ武一來りけるか吉作（武善父君年少の俗名）きつう上達致されし由幸左の咄なり予か柄捕りして見よと有し儘憚りあれとも心得候とて柄をひしと取たり武一ほぐれかゝりしか喰ひ合しかは武一はつみて取りければ大の方の木刀鍔元よりぽつきと折たりける武一も幸左衞門も能くしたりと譽し其外も感したり是よりして直左か業の上達したるを同門の者とも執し合けるとなんと云々此事善父世に在し比更に咄も聞かさりしが幸左衞門是を正周老に咄して悅ひしと周父語り給ひし

按するに泰武善通稱直左衞門といひしなり

一享保の始與向御近習の面々へ柔術稽古被　仰付たり其譯は紀州　南龍院樣關口柔心被爲　召寄柔御覽之上御稽古在らせられ仰有けるは御側向伺公の面々は何も腰に寸劔も帶する事なし若不慮に

亂心者抔有ん節取押へ取鎮め樣知らすしては有るへからす向後御側向の者は關口巧夫の柔稽古仕るへしと仰出され各稽古有しより御側向は勿論　清溪院樣有德院樣大惠院樣迄は御代々御稽古有らせられしより　德廟御本丸へ御入りの後右の思召にて稽古仕候樣とて其比岡村丹後守弟彌平（此丹後守彌平兩人共岡村彌五八直行入道雲谷か子也雲谷は柔心の高弟也）幸ひ丹後守方に在に付指南仕るへしと被　仰付然れとも一人にては形業のさま傳授仕り難しと申に付然らはとて紀州關口万右衞門（氏一初名万五郎万右衞門氏英の子柔心の孫則武善の師なり）方へ門弟の内一人差下すへき旨奥向より御達に依て某に罷出候へきやとある是吾幼少よりの願ひ達すへき便りなりと早速領掌仕二十六歲の時江戸表に出る其後慈母のいたつきと聞へて紀州に歸りしか享保十九年八月彌平病死にて其指南すへき者なきに依て某罷出へき旨奥向より御內意により同二十年江戸へ出る處始に稽古ありし人々內稽古有て翌年春三月御小姓御小納戶の面々へ指南仕へき旨御側御用御取次小笠原石見守政登達る旨を御小姓頭取目賀田長門守守咸申渡され夫より植溜へ出て指南せしかは與力の明き有之節　召出さるへき御內意を石見守政登をして仰出されける旨を長門守守咸傳へらる誠に有難く畏る云々

一武善常の言に古人の言へりし如くに人は常々死といふ事を忘るへからす此死といふ事を能く心得れは人欲に離れ惡に遠かり一時の善をも成さんと思ふものなり又武士は腹を切て見ねはならぬ者也夫れ實に切るにはあらねとも腹か切れるものか切れぬものかを能く分別し心の治りをいふ事也切る間敷に切るは狗死切るへきに切るは武士なり命程大切なるものはなし我躰を我物と計り思ふ

へからす父母の遺躰又は人の物其上妻子にも及ほす者なり仍て大切の物故主親に耻見せぬ爲め何も角も心掛けるなりと示し給ひし

一善父晩年少し禪學仕り給ひしか或る夜話に中古之勇士禪學仕たる人多し士たる者の生死を決するは禪學なり然れとも悪敷學へは彼のなま悟道の禪天魔なり出家にも此道能く悟道して行ひすます志少し左れは又能く思慮すへしとの給ひぬ

茂田十右衛門

茂田十右衛門昌　茂田仁右衛門忠利總領 初小三太

父仁右衛門は御金藏手代より二十石御留守居番に至る十右衛門は關口流柔術に達し寛政三亥年十月稽古料銀拾枚被下同六寅年十月關口万平御咎め被　仰付候に付同人弟子取立被　仰付享和三亥年十二月父仁右衛門跡目二十石無相違被下獨禮小普請被　仰付關口彌馬養衛相續候樣取立可申旨文化三寅年六月弟子取立出精に付御足高五石被下文化七年午九月朔日五十四歲にて病死

養子十兵衛惟友養父の跡目十五石小十人小普請被　仰付其養子を一次郎惟德と云一次郎後與御右筆組頭となり遂に御勘定奉行に累進の處慶應三年明光丸に乘組長崎へ航海中土州藩之伊呂波丸と衝突事件不都合之取扱有之旨にて御咎被　仰付たり事は當公同年之譜に詳也

一乞言私記に曰く　茂田十右衛門柔術を能す大小を差三年の間車がへりをなして先生の宅へかよへりと云またお氣をしづめ手足の働をやわらかにして敵を制するの術昼夜小指導隠に行きても忘れず又三年學んて得ざる事有を覺ふと云ふ十右衛門稽古場にて戯れに小兒の門弟を座せしめ其膝に手を掛け向ふへ突放せは其形ちの儘にて五間も十間も先へする〱と移動恰も塗板の上に物をすべらす如く一奇なりしと池端善作話なり

按するに　十右衛門は江戸に於て初て關口流柔術弟子取立被　仰付則信が父清八郎岩橋半左衛門赤堀八五郎井内常右衛門池端善作の輩初て入門したるなり十右衛門某夜酔にして已れ御向に臥し居角力取りなして踏來て其腹に飛上らしむるはつみにうんと一と息入るれば角力の者俄飛されたり又年の暮十右衛門と共に淺草市に至りしに十右衛門を先に立其跡より從ひ行くに押し倒さるゝ計りの群集の中と雖もさながら無人の地を行くが如くありたりと信が父常に語れり十右衛門の後江戸にて柔術取立は井内常右衛門とす常右衛門死して池端善作之に次き信時清阿彌又之に次く善作偶然の談に能く流意の面目を知るに足るものあり依て之が畧傳を附記す

池端善作成美

池端善作成美（池端啓三郎信義養子實小出三郎右衛門正之五男文政十年跡目廿石大番格小普請）は茂田十右衛門に學び場格大伴頭たり嘉永三戌年七月井内常右衛門に續て江戸關口流柔術頭取を命せられ弟子取立をなす職御庭奉行たり安政五午年昭德公御柔術御相手被　仰付公儀御相續後奥向稽古教授して萬延元申年四月より植溜御稽古場へ召され時の伴頭信時清阿彌（御同朋）澁谷傳十郎（次郎右衛門長子無足御使番）楠山鎮次郎（小十人）井口展三郎（大御番格小普請）輩と共に出頭す善作常に酒を嗜み酒氣絶へされば　公侍臣に善作今日は樽補嗅くはなきやと戯れ問はせ給ひしと也元治元子年十二月六十壹歳にて歿す

一善作曰く當流の奥義は表形第一之揚柳肱金爪返しの三に止る而して全く揚柳の手の出し方一つに歸す此手の出し方今の信時清山も知らす唯知るものは赤堀堀内と予の三人のみ此三人が手を出せは如何なる人と雖も其儀手を取ることならす必す跡へ退くべし是茂田先生の直傳故也と語れりと山崎成高話す（成高は善作の四男なり）信が父清八郎も酒後抔之輿に乗し折としては揚柳の出し方を信に示せし事ありて實に思ひ當れる也

一善作男子數人あり皆柔術を學はしむ然れとも藝事を吾子に敎へたる事更になし成高或時宅にて父に向ひ本日は誰々と仕合せしに如何にしても不及衞敎へ給へといふに誰々に尋ね見よといふ每に如此なれは何故敎へさるやと問へは予汝等に敎ゆれは彼の井內岩太郎の如くなる也岩太郎は故頭取常右衞門之忰にて親常々敎へし故理屈のみ覺へて業至らす柔術は理屈にてはいけぬもの也總して人を敎ゆるは其者の度合々々に應し小兒は小兒の相手をなし業進むに隨ひ少しつゝ上は手を示して引立る肝要也然るを敎ゆる者が腕一ぱいを示すか爲め其度合に適せす却て敎へにならぬものなり關口流の主意にあらすといひしよし

一同人曰く柔術を學へは限りに人を執て擲け得らるゝ如く思ふ者あり決て然らす小兒と雖も容易に投けらるゝものに非す唯敵の力と我力と二人の力合して初て擲け得らるゝはゞなけさして奥れる也常に修業怠らされは腹自然に出來て如何に突然たりとも聊も身體に觸るゝものある時は忽ち腹之れに應し習熟之技倆不識不知活動彼か全力を利用以て勝を制し得るものにて柔術は腹一つにありと實際の談といふへし

一又曰く予一生の內柔術の役に立しと思ひし事もなく又危き事に出逢し事もなし唯一度不思議と思ひしは或時赤坂溜池黑田邸の緣者方へ到り馳走を受け不計夜更け四ッ時過歸路赤坂新坂に至る此比新坂は兩側の樹木生ひ繁りて晝尙闇く夜更けては人跡絕へたる處也かたへの下水溝中に何物か潜み居るとみへしか忽ち寄り來るやいなや眞向に切付けたる故我不知身を引き投けたるに下水之中へ轉ひ落しや水音聞へしに虛喝を示さんと謠をうたはんとすれども中々不出六七町來り辻番の邊にて漸く聲出たり歸宅の上も尙秘し翌早

朝入湯にといひこしらへて彼場へ至り見しに這ひ出たる跡あるに扨は無事に逃れ去りしやと安心し初て家内へも斯く〳〵と語りしよし律儀のはなし振味ひ深き事と思はる

一或時成高に江戸は氣早き處なれは何時不慮の事も計りかたけれは一術を敎へ置くへし是は關口流に非す予か我流にて野良ころかしと名付たりそはもし眞向目かけ十分打てかゝる者ある時は自若として打込手を執へ左右車に稔り足を引き身を捻りて突き放せは自から蜻蛉かへりして轉倒必然也と成高嘗て敎の如く實地に試みしに果して然りたり心得置きて可然事と成高語れり

砲術

按するに砲術家と稱する者近世に至るまて十四家ありて御家中に指南す曰く勝左兵衛吉川源左兵衛宇治田彌右衛門小野宇右衛門新百兵衛佐々木浦右衛門磯野繁右衛門平非一郎右衛門林角三右衛門長谷川伊右衛門富岡龜太郎南條小右衛門瀨木根又市藤岡傳右衛門也何れも其氏を以て流名となす此他　御歷世之中砲術を以て奉仕之者も尠からざりしや其如何を今知るべからず津田家之如きは本邦鳥銃の開基ともいひつべく四郎右衛門正德の被　召出しも蓋し砲術を以ての事ならんといへとも家譜に其事見へず子孫亦業を繼ざりしにや兎に角砲術に名ありし者を此編に蒐錄するもの也

津田正德

津田四郎右衛門正德

津田正德、稱四郎右衛門、系出於楠正成、其先曰周防守正信、領河內津田鄕八千町、曾祖曰從五位下小

監物算長、領紀伊那賀郡小倉庄、及和泉地合壹万石、築城於小倉庄吐前而居焉、性好鳥銃之術、航於大隅種嶋、講究其術、嶋主小城正威、感其厚志、給衣食使學、居十年、得奥秘而歸、教授國中、海内其術大開者、自算長始、後以小牧役、屬織田信雄、爲豊臣秀吉所褫舊領、後仕大和大納言秀秋、再領小倉庄三千石、及父監物重長、仕小早川秀秋、後去而寓美濃加納、及公就封紀伊、遣安藤直次召之、祿以其舊邑七百石、辭而不就、及正徳歸隱吐前舊里、會公巡郡問之、乃召而祿之、

家譜

津田四郎右衛門正徳（楠正成四代河州津田城主津田周防守正信四代津田監物重長之長男始名源吾　生國紀伊）

祖先は楠河内判官正成四代之孫河州津田之城主津田周防守正信五代之後胤にて周防守は河州津田八郷にて田畑三千町領知仕候處子孫に至り明徳年中南北朝御和融之後に應永年中より京都室町將軍の依命紀州那賀郡小倉庄八ヶ村領知仕候其子中監物算行は永正年中肥州平嶋軍門に於て討死仕其子小監物算長儀紀州那賀郡小倉庄幷泉州之内にて都合壹万石領知仕候小倉庄吐前に居城を構罷在候處享祿年中故有て乗船仕候砌難風に逢ひ大隅國西種ヶ嶋へ漂着仕同所に於て屏太郎と申者に鐵炮之奥儀得傳法天文年中歸國（按に武衛流祖録に天文十三年甲辰三月十五日歸紀州凡在嶋十余年其子自由斎伝其術爲精妙）仕右砲術を始て日本國中へ相弘め其身は力量に應候鐵炮製作致させ戰場にて専ら相用候由申傳右鐵炮今に所持仕候其子算正儀泉州佐野に居城罷在候處天正年中小牧御陣之節　權現樣へ奉仕幷織田信雄に属候付豊臣家より憤を蒙翌年居城沒落本領亡失仕候其後大和大納言秀長に仕舊領之内那賀郡小倉庄にて三千石給候其子監物重長儀増田家淺野家金吾中納言秀秋に仕其後故有て松平攝津守忠政子

息飛騨守忠隆之後見を被賴濃州加納に罷在候處　南龍院様紀州へ御入國之後安藤帶刀直次を以
て先祖之舊領那賀郡小倉庄にて七百石可被宛行に付勤仕之儀御內意有之候得共松平家後見辭退
難仕無據御斷申上於濃州病死仕候

一四郎右衛門正德儀父俱に松平飛騨守忠隆に仕罷在候處寬永年中同家斷絕に付紀州へ罷越那賀郡小
倉庄吐前先祖城跡に閑居仕罷在候處家柄之者之儀　南龍院様御存被遊岩手御殿へ　御成之節御目
見仕候樣被　仰付御目見仕候處御鷹之際へ被　召寄小倉より岩手御鷹場迄先祖由緒之儀御尋被遊
逐一申上候其後御目通りへも被　召出江戶御發駕御歸國之節勢州松坂迄御送り御迎ひに罷出候

一寬文六午年二月當分町奉行與力役之內に相加り勤候樣追て　思召之品も被爲在候との御事に付御
切米四十石被下延寶四酉年三月與力御免小寄合被　仰付貞享元子年二月年罷寄候付御切米之內二
十石倅五郎大夫へ被下元祿六酉年六月四日七十四歳にて病死仕候

總領五郎大夫清房貞享元子年父御切米之內二十石被下十人組被　召出以下代々相續六代太郎右
衛門正壽御切米三十石七十石高御留守居物頭格五友之間御廊下詰にて天保十二丑年十二月病死

總領音熊正算相續す

一南陽語叢に曰く　津田監物は紀州那賀郡小倉之人なり砲術を好み種ケ嶋に至て奥旨を極む嶋主小城正威其厚志を感し衣食を
給して習熟せしむ天文十三年三月十五日種ケ嶋を出帆して紀州に歸る凡在嶋十餘年也其子自由齋其術を傳
へ妙旨を得たり所謂津田流と稱せる物是也最も砲術傳來の初は杉木坊にて其比之事也
按するに紀伊國人物誌に此紀事を漢譯になし掲く且つ曰く自由齋之門に遊者若子奥觸兵衛其宗を得末流諸州に在り津田流と
云と云々

一紀伊國名所圖會に云く　津田小監物ははじめて東方に鳥銃をつたへし人なり家系をかんがふるに其先　敏達天皇より出て
橘姓なり諸兄公には二十七代楠河內判官正成四代の孫河州交野郡津田城主津田周防守正信（此と

きよりはしめて津田を氏とす）か長男にして當國小倉の庄を領して此地に居住せり常に南木明神を崇敬し大に家業をあらはさんことをいのりけるかあるとき奇特の靈夢を感ずたとへば船に乘じて大洋に浮みとある嶋ヶ根に漕よするに異樣の人きたつていまた目なれざる一の兵器をあたふとみて覺ぬ凡かくすること一夜のみにあらず算長不思議のことになもひこゝにおいて志を決して是迄押領せるところの地をことごとく其主にかへし幼兒（後自由齋と稱す此人諸國に遊歷して大に此術を弘むといふ）に私領を附して舍弟根來山の杉の坊明算に託して遂に享祿年中家をすてゝ單身西國に走りあまねく海岸に傍ふて遍歷し其中の兵器をもとむといへども年を越てさらに得るところなしいて此上は明國になし渡りこゝろざしを遂せんものをと乃ち船をやとひて萬里の波濤をしのぎつゝはるかの大洋にこぎ出るに颶風大に起つてたちまち船をくつがへさんとす算長心中に南木明神を祈念し身命を擲つて唯風にまかせてぞやりたりけるかくて辛ふして一の島を得しかばやがてこれにかゝりて有けるがこれすなはち他にあらず大隅の國をさること十八里小浦といへる小嶋なりときに算長滯留のいとま嶋の光景を伺ふにひとへに夢中に見しところのおもむきあればひそかに心にうたがひつゝ嶋人について是をはかるに嶋人告ていふやう去年天文十二癸卯の年八月廿五日此しまに異國の大船漂着しけるが西村の地主織部丞直なる人みつからいたつて是を檢開するに舶中一百餘口の人すべて朱巔鴂舌直もとより象胥にならはざれは是に通ずることあたわずしかるに這裏一箇の明人あり名を五峰といふ渠すこぶる字をしれり此とき業をゐきんでゝ直が前に一揖し杖をもて地を畫して書していふ吾は是民國の陋儒五峰といへるもの成が過蠻賈の來朝せるに便船し他邦にわたらんとするにおもはざりき洋中にて風波のため船をやぶられわつかにこゝにゐたることを得たり已をのぞくの外はすべてこれ蠻賈たり幸に憐愍をたれ玉へといふこゝに於て直種子嶋の地主兵部丞時堯と商議し翌廿七日かの舶を赤尾木の津にいれしむるに時堯もとよりなさけあるものにてみつから私財をすてゝ彼舟を修膳しすべて本土にかへらしめんとすこゝに舶長牟良叔舍（ムラシクシャ）（蠻人の名なり一に喜利志多太ともいへり）といへるものふかく時堯が恩をかんじ携ふるところの鳥銃一挺を送り製作の法および其術をもくわしくつたへてこれを謝せしにより時堯もつぱらにこれを修練し尙いまだ他にもらすことあることなしと始終を具にものがたるに算長おもはず掌を拊て大によろこび我毎にもとむるところのもの果して是なりと遂に嶋人に隨て種子嶋にわたり時堯に謁し多年の渴望をのへて懇切にこれをつたへんことをもとめしかば時堯ほとんど其こゝろざしを感悍し前に蠻人より得たるところの鳥銃および製作の法までをことごとくつたへけるが此とき蠻賈のうち皿伊且裔（ベイタロ）といへるもの倘嶋に止りて有るに能此術を達練せしかばすなはちこれに就て晝夜にこれを學ぶにいく程もなく其奧妙をきはむ算長既に其もとむるところを得て今は十分に具足せしかばあつく時堯に謝し暇を告て歸國をこそは促けれ是より先に算長が舍弟杉の坊明算錫の幼兒の稍成長しけるにしきりに父を

葛ふのやるせなく且其たよりもしらまほしく渠をたづさへて西國におもむき算長が行衛をたづねしにはからずも種子嶋にわたり彼鳥銃を見しにいとあやしき軍器なればいかにもして得まくほしさにこれも時堯に手寄てさまざまにいひこしらへ竟に鳥銃を得て歸りしが其術および製作をさへしらざればこれを施し用ふることあたわずいたつらに秘め置のみなりしに算長歸り來つて直に根來山のふもとなる村にすめる鍛工芝辻淸右衛門（元泉州堺の產人なり）なるものをかたらひ製作の法をしらしめ一時に數千挺の鳥銃をつくらしめ愁望にまかせて是をあたへ其術を弘めしが杉の坊明算も是をまなびともに名譽の達人とはなれりけり實に應仁の兵革一たびうごひてより以降天下大にみだれ英雄所ところに割據し少をかれ弱をしのぐの秋なればいかなる兵をもまねきもとむる折なるにいはんや皇國にいまだ目なれざる鳥銃の達人なれば誰かは是をしたひよろこびざらん四方よりつどひ請ふもの數をしらず遂に將軍義晴公の徵に應じ其術をもつて累りに從五位下小監物にぞ拜せらるされば算長かたのごとく家聲を轟し終に永祿十年十二月廿二日卒す其子成長して自由齋と號す家傳をことごとく得てさらにみづから工夫して一家をたし普く諸國に遊歷して天下にこれを弘む然るより以來世々當國に居住す稀代の名家といふべし

杉本坊

祖公外記に曰く　根來之杉本坊は鐵炮の御師範にて此人十五六間隔て針を釣置を打に幾度打ても不外位の妙手に候得共或時の申上に鐵炮は役に不立藝にて御座候先年秀吉公根來を攻候時大皷母衣を懸候武者毎日山の頂上に登り味方の陣中を見下し內證を見透し候故諸事の計略相違仕候付彼を鐵炮にて可打殺との下知にて長刀之妙手某と相謀彼山の頂より五六間裾へ穴を掘て忍込伺居に彼武者如例頂上へ登るを見居鐵炮にて打に烟の內に殘候故長刀之妙手も續可馳寄候處急に起上り大將を鐵炮にて打法之可有之哉無作法千萬と大に怒訇候付其威權に被呑兩人早々迯歸候左候得は鐵炮は役に立不申と申上候

按するに　此杉本坊は或は津田正德傳に記する津田小監物の弟たる杉の坊明算の事ならんか若し然らさるも恐らく明算の傳を得たる妙手なるべし御師範之事他に見る所なく詳かにするを得す

勝野平左衛門吉里

家　譜

勝野平左衛門吉里　勝野志摩守政重長子 勝野左大夫安義總領　家紋丸に勝軍木 替紋二つ引

志摩守政重は仁科道快盛政之二男にて勝野正診養子に相成志摩守總領左大夫安義儀初は母方祖父臼井下總守名跡相續臼井助五郎安義と申候其後勝野左兵衛と相改關ヶ原御合戰之節小早川金吾秀秋之手に罷在働等仕佐和山の城受取罷越申候右安義總領平左衛門吉里儀同人從弟井伊掃部頭家來勝野左大夫正次と申者戸田與五右衛門聟に付右所緣を以て與五右衛門取持にて　御家へ御奉公仕候由に御座候

一年月日不知　南龍院樣へ被　召出御切米五十石被下置后後藤甚太郎支配に被　仰付

一年月日不知病死　年齢不詳

按するに砲術各流いつれも御趣意御秘事なるものありと雖も就中勝野の當上り及ひ早込と稱するもの最御趣意ある由にて往昔は小十人御側向の外傳習を禁せらる常上りとは引金常に上り居る仕掛也同流は万一之節御城構本町大手田井の瀨其他節所々に防禦の秘術皆　龍祖之御内旨一子相傳といふ然るに系譜を按するに平左衛門吉里五十石に被　召出のみにて余の記事なく吉里總領吉右衛門家を續き四代長左衛門出奔嫡家斷絶す吉里次男才兵衛安保別に被　召出三代才兵衛に至て追放斷絶吉里三男理兵衛正往亦被　召出代々相續則分家にて嫡家を相續し勝野の本家たり又才兵衛安保二男太左衛門も新規被　召出之處病死斷絶以上本支之數家砲術の事記載なし唯安保三男五兵衛安恒は　高林院樣御代元祿十四辛巳年新規被　召出内藏頭樣中小姓被　仰付御切米十三石三人扶持被下享保八亥年六匁玉早込千打被　仰付同十二未年三月八日稱川孫八稽

古場肝煎被　仰付元文元辰年十一月十九日稲川元彌幼年故鉄炮稽古指南仕元彌儀家業致相續候様取立可申旨被　仰付延享五辰年稲川孫八流儀相續御免被遊（流儀相續を御許可之事也）寶暦二申年七月八日病死總領善八安良跡目相續寶暦二申年十一月十八日父五兵衛流儀鉄炮相續弟子指南被　仰付以來代々鐵炮指南被　仰付善八安良總領甚之進安行は安永二巳年五月於松江壹町場にて板幕三匁五分玉早込一日に玉數四千五百放肩様をなし御譽銀十枚被下等の事あり之に依て見れは勝野流砲術は嫡祖吉里二男家の孫五兵衛安恒を嚆矢とし而も稲川の流儀を相傳したるものゝ如し稲川との關係今知るへからすと雖も信本年若山に於て當代勝野甚之進に面し流儀の濫觴御趣意秘事等の事親しく質問せしに具に演述且つ御秘事と稱する　龍祖御工夫及ひ御由緒槍添への短銃左右引開きの馬上筒御杖銃馬上宿許(シクシャ)筒左挺からみ短銃等拜領の現品を出し示す三百年の古既に如此未發之名器御工夫御秘藏ありしやと感慨に不堪の余り之を略圖且甚之進に口述の筆記をもとむ次に掲くるもの是なり此記によれは其技全く嫡祖吉里に起り吉里は佐々木又兵衛より相傳と察せらる系譜に其事及ひ薩州へ五ヶ年忍込たる事等なきは蓋し極密の御内旨により憚る所ありしならん兎に角平左衛門吉里は砲術之名人にて瀧波の流名を賜りしが代々相續之邊より遂に勝野流と稱するに至りしか且五兵衛安恒家は世々御鐵炮預りを被命たり

一當流は御流と稱へ頗る自負する所なりしか時勢變遷西洋砲式開進に隨ひ遂に顧る處なきに至る今其沿革の大略を左に附す

五兵衛安恒總領　勝野善八安良

大慧院様御代

一寶暦五己亥年五月御徒御役筒指南　御流御定も有之候得共此度思召を以被　仰付

善八安良總領　勝野甚之進安行

一天明三癸卯年江戸澁谷御屋敷にて鐵砲稽古仕候様被　仰付

江戸にて弟子取立は蓋し是より初りしならんか維新前迄は赤坂邸内山屋敷五月口に角場あり
て夏中稽古絶へざりしなり

獨禮小普請御秘所
御鐵砲御預　鐵砲指南　勝野五兵衛

一嘉永六丑年十二月廿五日其方流儀早込之儀は　南龍院様御趣意も被爲在候得共向後江戸表御
家中へも傳授可致旨被　仰出之

當時　御幼年には候得共異國船防禦に付ては深き御趣意も被爲在　公邊にても　御宗祖御
制禁之品依時勢追々御改正之被　仰出も有之事に付右之趣得と相心得可申候勿論他藩之向
へは是迄之通り傳授致間敷事

江戸表にて勝野流砲術稽古ありたれども普通小筒之打方のみの處此時よりして五兵衛父
子共出府常上り早込打方を江戸御家中へ傳授したり

一嘉永七寅年十一月廿日森本岡右衛門へ申談西洋流砲術をも手練いたし夫々流儀同様御用立候
様可致旨被　仰付

此時外砲術師家十一人へも同様被　仰出新百兵衛佐々木浦右衛門へは下曾根金三郎へ申談

吉川源五兵衛は入門西洋砲熟練候樣被　仰付たり

一同月廿三日其方へ御預之御秘所御鐵砲之儀は　南龍院樣御趣意も被爲在候得共向後相學度内存之向へは傳授可致旨被　仰出之

五兵衛總領　勝野甚之進

文久三亥年四月廿九日　公方樣（昭徳公）紀州加太浦へ御立寄之節同所拜殿下にて父五兵衛弟子共常上り鉄砲打前拾匁玉六匁玉取交三十五人連發　上覽相勤　公方樣御意頂戴仕

但勝野流一手限り勤と云々

勝野流先規　御趣意書　勝野甚之進

夫鉄砲の濫觴は源遠流と申南蠻國之榮老八國中の荒摩尼屋（アラマニ）國之婦人名しようと言有時柑子を火に埋め發す夫より工夫して今濟に紙鉄砲と言是なり飛玉殺生之理有事を知る夫より又風砲之工夫す然れとも即死少し次第に勢劣り故に天地之氣を寫し火藥工夫す

一永正七年鳥嘴銃初て渡然れとも火藥の仕方不知

一洪武元年西番之波羅多加兒國之佛來釋古と言もの工夫にて焔硝硫黄取初め大明之大祖（シン）皇帝へ献す

一大永元年八月廿五日薩摩之嶋津修理大夫義久之領地赤尾木之湊へ南蠻之船首長弁良叔舍喜利志陀孟太種ヶ嶋に漂着多彌嶋於て種ヶ嶋之住兵部之亟時堯に鳥嘴銃傳る

同年十二月廿五日義久より足利十二代將軍義時公へ入御覽未た藥法不教

一天文八亥年八月廿五日南蠻之房首と言者渡り鳥嘴銃少々心得候得共火藥不教同人之暗に周防之國

の住人明石内藏介高譽(トモ)長門の國に赴大明へ越住者と成て丁安と言女に委敷火薬を習と言其子同十
二卯秋隅州種ヶ嶋に來着時堯に火薬を(傳)(一本得)る

一鳥觜銃と言は於暹密國穿林擊鳥を此時鳥之觜を繫くと言故に鳥觜銃と名附又其後に悉く觜を不繫
故に鳥銃と言

一同年九月廿九日時堯鴨を射初る
時堯貳人之唐人に委敷傳を授け江州之佐々木少輔蒔(タキ)(元ノマヽ)次郎此術を懇望して時堯に初て鳥銃之術を請
る

一同二十二年丑十一月廿四日南蠻國之長子郷渡琉球にて尋日本種ヶ嶋に來り同所にて佐々木少輔蒔(タテ)(元ノマヽ)
次郎長子郷より委敷術を習

一弘治元年寅四月　將軍義輝公へ入御覽長子郷鳥銃之術を傳同日長子郷江州之佐々木へ預けしむと
の依命同年五月廿五日長子郷初て江州へ來着同廿八日江地國友村居則賜百貫之領地依我家此術を
二六時中に鍛練す時堯鍛治を呼寄鳥銃張立作る事不叶翌年再ひ蠻船漂着剩鐵匠一人乘來り委敷是
を教こそ不思儀なり嶋之住人鍛治金兵衛淸定初て數十挺作之泉州堺之住人橘屋又三郎於種ヶ嶋金
兵衛より此傳を請長二尺之六匁筒作之今種ヶ嶋筒と言是なり
同堺之住人芝辻氏大筒張立之工夫す同所の住人中比淸右衛門入道其妙を得て子孫理右衛門　東照
神君上意にて本口一尺三寸末口一尺二寸長一丈玉目一貫五百目大筒於種ヶ嶋張立是大筒之初りな
り今紀州之　御城に有之と言

一鐵砲と言は南蠻國之養山勝鬼と言もの住居して人命を失ふ事幾不知此時退治に用る▢殺之妙を知る故に於日本角之裏に鬼と言字書後治たる寶器故に鐵鳳と名付今鐵炮之文字は於日本砲と言字書御代治たる時麒麟鳳凰顯ると言故に鐵鳳と言

又兵衞諸國へ傳授之初は西國之中川何某紀州根來之一揆へ傳候由

佐々木又兵衞

一鳥銃初て渡候節家へ右傳を請此術を好後に嘉戰防慶長初之比南蠻國より渡り日本肥前を於長崎佐々木又兵衞へ飛上り鐵砲傳授す其節早込工夫之對談す夫より二六時中不怠工夫鍛練す就中十二通之胴亂秘事之諸道具玉味藥込等之次第迄も出來す

同十三申年再ひ嘉戰防渡り長崎にて工夫之諸道具爲秘見嘉戰防工夫に同意之處も有之誠に稀代之大成功なり依て爲褒美鎗添之筒嘉戰防より送り給り今管砲と言

勝野志摩守政重

一武田信玄手元働嚴敷勝利と成て又續ての依勝利に姓を勝野と改信州飯田之城主被申付高四万五千石給り右合戰之前信玄采配之柄損し候付ぬるてと申木之枝を用ひ勝利有て又後續ての勝利高名に付前ぬるてと申木を勝軍木と唱へ右勝軍木を常紋に被申付兩度之高名に付勝と言之有依てにじり柏子木を替紋被申付候

勝野志摩守政重總領　臼井助五郎安義

初勝野五兵衞と申關ヶ原御合戰之節小早川金吾秀秋之手に罷在佐和山城請取薩州之仕懸其節件吉

之助を召連申候曰井下總守名跡相續仕紋は丸之内桔梗用ひ申候妻は戸田山城守一揆戸田與五右衛門娘なり

本國信州
生國江州 助五郎總領 勝野平左衛門吉里 初吉之助

日本鐵砲之初佐々木又兵衛弟子に成る關ヶ原御陣之節父五兵衛に差添へ小早川金吾秀秋之手に罷在大坂冬御陣之節　神君樣へ御内通之品も有之天王山に押居敵旗本之透へ仕懸兼て御手當被遊有之候付金吾に分れ薩州の仕懸捨我滿離（ステガマリ）にて右くい留申候

神君樣　慶長十九寅冬　御陣之節稻留喜大夫に一貫五百目玉御筒にて同所備前嶋より被　仰付御勝利無之翌夏御陣迄に又兵衛へ古渡り御筒を以て工夫被　仰付候得共今一人勝野吉之助儀流儀勘者之者にて工夫手傳被　仰付被下候樣奉願候得者昨年來及御聽之者に付被　仰付候樣との御沙汰にて當時之中御筒御出來總目方八拾貫目御出來の上夏御陣に備前嶋より未明に一發つゝ三日之間被　仰付打懸深響薄（シントウスクモハマヽ）四日目も片桐市正參合局根差圖打懸落城模樣す

此節泉州堺之鄉士糸屋十郎左衛門鎌鍬を御用立者御勝利候得は米座御免奉願候處御勝利に付御墨附頂戴之節安藤帶刀殿御側より米と言字之頭へ點打釆（シュ）座　御免に相成思召を以て鳩之御杖拜領被　仰付糸屋十郎左衛門は當時京都住居に相成右跡大坂にて大和屋孫右衛門店米座なり御杖は孫右衛門所持仕有之

右御勝利後　神君樣より　秀忠樣へ御筒并佐々木又兵衛被進に相成　賴宣君御國分け之節者と

神君樣より被　仰含

一元和五未年八月十八日　御入國之節御供内にて罷越翌年　御參府被遊候節又兵衛行衛不相分御筒打形之儀被遊御尋於　御國御工夫可被遊と被　仰上右渡り御筒一挺大坂にて御用立中御筒一挺長小御筒一挺　御持參被遊　寛永八未年大御筒粉河村鑄物師蜂屋安右衛門被　仰付同所へ被爲成候由右御筒追々御國にて御出來に相成夫々御備御場所等五郎右衛門平左衛門へ被　仰付右公邊御差置御筒は虎之子と申由

佐々木又兵衛

又兵衛總領　佐々木角右衛門

神君樣御意　十餘年試戰場其利く打出事石火如爲雷光大成功なりとの　御意　神君樣より　秀忠樣へ御附被遊

慶長十四酉五月三日打形奉入　照覽に日本早込之元祖と號を給り自今瀧波御流と唱候樣一統に打時は瀧之淌々と如落波之如打如崩との御意被　仰出諸國諸家へ傳授致し有之哉と御尋被遊眞田左衛門へ飛上り馬上鐵炮立花左將監へは引落首懸早合龜田大隅へは飛上り鐵炮傳授仕候段申上候處諸國傳授停止被　仰付是を諸國に用意候ては御差支に相成との依　嚴命諸國諸家へ傳授御止被遊候夫々へ申遣御取揚け相成申候以來傳授之節相窺不相濟者へは相傳不相成との被　仰出候眞田左衛門所持之馬上筒は宿許と申奉恐入候品有之當時於　御家追懸馬上筒と御改直に伯父隱岐守より奉捧候由私所持仕候立花左近將監首懸早合は則大津城攻之節用ひ申候繩たすきと申首懸當時於御家誰袖（タカソデ）首懸緒と御改　賴宣君御入國之節紀州吐崎村地士津田監物同道にて奉捧候由今御藏人に相

成有之由

一大坂夏御陣之節茶臼山後に勝山と御改御陣に候得共　御陣御趣意有之彌嚴敷被　仰出候

一瀧波御流を以御除口之儀味方け原之御儀兼々　南龍院樣へ御咄被遊候由にて御工夫被　仰出候五郎右衛門儀は御國分之節は　賴宣君樣へ奉仕樣　神君樣より御含被遊候品も有之江地國友村長子郷と申唐人將軍義輝公より預候節家へ給り有之百貫之領地捨元和五未八月十八日御供內にて御國へ罷越前御用被　仰付御切米六十石被下置御役被　仰付此御役と申は御秘事懸り之由

又兵衛儀は五郎右衛門と改名被　仰付候由御秘事とは御城下口之御固場所御秘事御備を以て繩張被　仰付出來又瀧波流打形外流儀と違御庭內にて一家に限り被　仰付御見分被遊候云々

御國へ罷越御秘事筋御備御用被　仰付候付今一人勝野吉之助儀（後平左衛門）流儀勸者之者に付以前五郎右衛門分れを惜候程之者故右御召戴き申候はゝ即座に御秘事出來可仕旨五郎右衛門本願然るに一と通りにては參り申間敷と申上奉り候處右等は他に御差置候ては御用之御差支に相成且先年關け原にての働兼々御咄も有之者に付かた／＼戶田金左衛門へ緣も有之事に付同家へ呼寄候樣被　仰付罷越候儘浪人にて薩州へ被遣同所秘事捨かまりの術採崇して同所に五ヶ年程罷在歸國之上　神君樣御拾三回御忌迄御秘事出來被　仰付御切米五十石被下置御役被　仰付

一御城下町々近在迄御秘事御出來

一五郎右衛門へ拜領の御道具夫々筒亂（ドウラン）內からくり御備立に相成有之何れも細か成細工此上いか樣工夫出來申間敷との　御意　秀忠樣より拜領之御品十二通筒亂藥入御口藥入裏座に大小文字附　南

龍院樣より拜領之品御筒小道具多拜領仕御座候
右拜領之品々多候得共數年來相成多分大損しに相成候
一瀧波御流之儀は戰利く少事御用ひ被遊候事に付大切に可致と被　仰出自分指物　御免被遊候願は
れ候得は諸役一藝一と手に働揃可申と被　仰出候
指物は折しない印は雨け下一流
御備立修覆前大馬來一人にて百放打出入替之傳は　御意にて被　仰付時に寄候ては早込引替筒に
て同樣打出可申と御工夫被遊候元大馬來之儀は味方け原御除口之儀兼々　神君樣　南龍院樣へ瀧
波御流を以て御咄被遊候由にて薩州の捨かまりと申術を以て猶又思召之品も有之勝野平左衞門を
薩州へ被遣右仕方盜取御工夫御添へ被遊出來仕候
御鎗添御筒
一御旗本御備之中にて別て御側に罷在殊に寄候ては出働御直に被遊御儀も有之と被　仰出候
御杖筒　右同樣
御馬上御筒　右同樣
御二荷入御筒　右同樣
御鷹野馬來
御鷹野馬來之儀は　思召之品被爲在候て人數操出打形之儀は大馬來之品を以被　仰付候指放之玉
數にて敵拾人打よりは百を以て一備を可打崩との御儀なり

一御意被　仰出事多中に大切之品故分て此節御改御秘事被　仰付候
一大切之流儀故此度御改之上大切之書付并火藥大筒之書附等思召を以於　御前火中被　仰付候
公儀被　仰出も有之事に付常上り鐵砲御改之御秘事筋其家之外他家には無之筈可相心得との　御
意右被　仰出候節常上り鐵砲御秘事之御品小道具迄被下置大馬來之儀は時々可奉伺との御事
御筒裏座に印附座へ　神君樣初て之御替御紋けんかたはみ之蔭之樣成御紋御附被遊御座候
賴宣君深く思召大敵少人數にて請候樣との御意
野雷　　野來　　矢來　　庇濟　　馬來
右二文字之内御書物方頭取を司辻と申右より申越候得者仕懸場所相分る筈
一當流之儀は其方承知之品有之候付　公儀は勿論他所へ向流儀有無之儀不申樣末々迄堅口傳致候樣
捨馬來　亂くい　埋火　ひん　小鐵砲　楯　半月　大引　入違
開　車取　全働　包進　補　屯　吹け垣　我滿離
右火藥仕かけの名稱也
一備立入用
貝役は山伏へ被　仰付太鞁鐘途中にて手に入候衞被　仰付御座候
一儀籠人之儀は敵に取切候中押通る衞御使堅め斥候役敵間近へ爲踏込慥成見切爲致及言上に候衞被
仰付御座候
一相瑞之儀は御意畏り仕方にて拾人罷出九人引一人殘り候て業仕此儀を以拜領仕候楯又は下民と成

て諸道具は火に入引取申候

御楯拜領之節

賴宣君より御尋

砲家に生れいか成鐵石をも不破と言事なし又我より我楯を破る法有歟

乍　恐

元より愚生文盲にして何の辨も不奉存只今五尺三寸之身を以楯とする事死佛にも似中間敷哉家に生れ業を捨以命楯とする事惜今一度一命御助け被遊との　御意にて御楯被下之

一馬來は不動心別て可相成との御事

一治亂共製頭（セイトウ）（政府なり）司辻（シトウ）（奥掛り御用人の事なり）を元とす其内治は製頭專らに御任せ戰意は司辻に御任せ　君御一同（一本誠）成とも於司辻に此意を堅め依て子孫類々たりとも少しも別條なしと被　仰出候

佐々木五郎右衛門

勝野平左衛門

一元和七酉年於高松鴻の巣御流稽古相初其後　御意に諸國に勝り候儀は御尋被遊何れ打合之儀は時之運と申上候得は諸國に冬場不相成故堂形山御稽古場にて冬稽古仕候樣被　仰出左候はゝ冬丈け諸國に勝れ可申哉と被　仰出此節は格別御秘所にて堂形山往來は不相成處私一流に限御免被遊候

慶安四卯年九月五郎右衛門と改名被　仰付候

承應三午年正月廿四日五郎右衛門病死

右實子總領角右衛門儀御咎中にて家斷絶右跡御流相續之儀勝野平左衛門へ御任に相成る

一當流十八組御役意

爲武門と武藝に意と言事は無之は常なり然れとも治世續稀成　御代永時は自然先々の　御恩忘るゝものもあらんかと依て治に亂を爲不忘　御鷹野に殊寄常の働を御覽被遊との　御事　御身近くへ御遣ひ被遊者に武藝不達と言は一人も無之然れとも日用御用多故藝と勤と兩手に相成外樣は武用を元とす別て十八組は（十八組は二三男被仰付御定なり）妻子無之者なれは日用は無之武意を懸となす依て御用之節は十八組を御側廻り等となす働き兵き不劣樣との思召にて御鷹野矢來被　仰付

外樣を御身近くへ御遣ひ被遊者故箇之取扱第一に爲致候樣相心得可取立との　御意

一寛文七之比御役筒末々劣り候程も難計候付以來外役二十八取立置候樣被　仰出候

是迄は御側向之十八組に限り敎授被　仰付たる也

一御秘事之品無之歟被尋候はゝ無御座候と答御秘事之品有之歟と被尋候はゝ御座候と答と被　仰出候

一寛文七未年御側廻り十八組之外へ早込傳授之儀被　仰出最初て之御目見不相濟者へは傳授不相成と被　仰出依て獨禮以下之悴へは傳授不致候事

御城下騷動と見請候はゝ役人中差圖無之とも極御人數通にて一手を以一備を可打破との御定御役に不拘撰其人を窺に不及揚取事　御免被成之

一弟子免許之儀は一千餘戶試達者八步餘中無之者へは免許不相濟最本願相濟其身一代に可限との被

仰出

一大筒火藥之類多有之候處業多候ては却て御秘事之障りにも相成候故十匁玉より三匁五分玉迄之内遠近手早く打出候事肝要なりとの御事三匁五分玉十匁玉迄之内を一人是を持欠迎り身働自由成を只戰場之働は道具少くして働よきを本とす五丁内外之場は敵馬を乘込欠破らんとする場なり此場爲打崩なり依て此早込を以戰利少しの事に御用ひ被遊元祖佐々木慶長初之比より戰場其利く試て用ひる事十余年なり右等の利く御用ひ被遊

常上り鐵砲にて早込打出事瀧之滴々と如落一統に打時は如波之打如崩るゝかとの御儀なり

右筆記は明治廿六年四月信和歌山に於て當代勝野甚之進に面し同人演述の趣を其儘筆記せしめたるもの也察するに御秘事と云を以て代々一子相傳口傳へのみにて筆記とてはなかりしよし代々家業の武術を專門として文學に疎かりしか文中意義解しかたき處或は誤字等を質せとも唯御趣意如此しとのみにて曖昧明解をなさす止むなく其儘を謄寫せり又信玄の命により家紋とする處の勝軍木にしり柏子木は左の如く也と云ふ

以下繪圖原本のまゝ謄寫せしもの也

定紋

勝軍木

春ハヌルテ秋ハナヤチン

番紋

柏子木

正面
側面
梅鉢紋

一挺ノ口径
側面
臺木

駒木根政澄 八兵衛

駒木根政澄、其先曰小次郎正茂、屬陸奥岩城氏、領岩城庄生駒木戸岸根之郷、因各取二郷一字、以氏焉、祖父曰隱岐守政信、爲陸奥上遠野城主、領八千石、小田原役、以黨北條氏、失其邑、放浪伏見、寓於鳥居元忠、元忠請之東照公、復其舊領、後戰死於伏見城、父曰右近丞利政、亦仕東照公、賜祿三千石、爲岩城監察、政澄亦賜三千石、爲小姓、後有故去駿河、依伊達政宗、大坂役、從政宗、後亦去客於成瀨隼人所、元和七年、安藤直次薦公、祿之賜三百石、駒木根系譜

家　譜

駒木根八兵衛政澄 駒木根右近丞利政總領 初長吉 生國駿河

祖父駒木根隱岐政信先祖小次郎正茂は奥州家に屬同國菊田郡岩城之庄生駒木戸岸根之三郷を所領仕故一字連用駒木根と氏を改岩城之庄黑舘と申所に在住仕候

一代々奥州岩城之内上遠野之庄所領仕候處太閤秀吉に被沒收候付其後慶長六丑年於伏見　權現樣へ鳥居彦右衛門を以本領之儀御訴訟申上候處上遠野本領壹万石被下置候關東　御發向之節御留守相勤伏見に罷在籠城仕於伏見御城下相働討死仕候

一父右近丞利政奥州岩城黑舘に罷在候處慶長六辛丑年　權現樣へ被　召出知行三千石被下置岩城之御目付被　仰付候

八兵衛政澄父之家督相續於駿州　權現樣へ奉仕知行三千石被下置御小姓相勤後御側詰仕候其砌秋元長八河野權右衛門と申者傍輩を討立退候節八兵衛儀右兩人と別懇に付屋敷内に隱置夫より兩人

を同道仕駿府を立退浪人仕候て伊達政宗勢之内に隱罷在大坂冬御陣之節政宗仕寄場へ相詰大鐵炮之組を預相働歸陣以後同心三十人預り政宗男伊達遠江守秀宗豫州へ被相越候節附屬仕候付夏御陣には手に合不申其後成瀨隼人正方に罷在候處安藤帶刀吹擧を以て元和七辛酉年　南龍院樣へ被召出知行三百石被下置御供番被　仰付正保元甲申年十二月病死仕候

總領八兵衞 初長吉 正信父之家督知行貳百石被下大御番組被　仰付以下代々相續四代此右衞門正長貳百石直松樣御目付にて享保十六亥年九月病死總領隱岐正賑相續す

一南陽語叢に曰く

駒木根八兵衞は元來飛驒國の駒木根同家なれ共武門を出て年久敷薩州の種ヶ嶋に住居して土民と成然共種ヶ嶋西上流の根本にして炮術の名人なり嶋原耶蘇の一味として其子鹿子木左京と父子籠城して戰死を遂たり寛永十五年正月板倉内膳正殿最期の城攻の節駒木根珍敷事を案し出用意調へ棒火箭とて專ら是を用寄手每々是か爲に惱やめり其仕方は樫木を割て長さ六七尺程にして中をほり樫木の棒三十本も五十本も入て桶の輪を入れたる如く竹の輪を入て石火矢の如く打と筒は四方へ飛て燃る棒に火廻りて玉火の如くすさまし陣屋を焚人を惱す事誠に言語に絶たり抑鐵砲といふ物は大永元年初て日本に渡り寛永中迄百四十年に及て專ら流行す皆種ヶ嶋を以て根元とす井上新左衞門は小田原に行て北條に傳へ根來杉本坊は甲州に至て武田に授く種ヶ嶋にては駒木根々元たる故奧村流稻留流といふ流中尾流なと言も悉く駒木根よりわかれたる同流を別にして皆北流と唱へたり扨鹿子木左京か嫡子何某は初より祖父親には引別れて籠城にくみせす鐵砲傳授の秘書共を携へ祖父八兵衞か門弟たりし紀州根來の玉瀧坊か方に來て隱れ居たりしを被爲及　聞召則始終委細に御穿議在て被　仰出三百石被下置切支丹轉ひの鹿子木八兵衞といひしは是也後年駒木根に改て相續連綿たり

一牧笛類叢に曰く

駒木根八兵衞は鳥銃の名人なり筒先へ向ふもの何れにても打留すといふ事なし或時飛る鳥を追掛走りなから腰之通りにて鐵砲を放ち打ち留めたり見るもの讚歎せさるはなし手前を定めてためてさへ飛るゝものなるに見當に合はす闇に打留らるゝ事いかなる習に候といふ八兵衞答て心の目當なりといひしとかや

一祖公外記附錄に曰く

笄之葉の末に雀之止る笹葉と共に動くを御覽被遊是を鐵炮にて可打落樣にと駒木根八兵衞へ被　仰付候て早速打落候付御感心被遊其術を御尋之處寒夜に霜を聞くと申道理にて心を鎭め候事第一にて御座

駒木根武左衛門正重

駒木根門大夫正武

駒木根又市興良

候さ申上候又或時外之士に劔術之奥儀を御尋之處山之彼方より月之出る如くにて御座候さ申上候

按するに　駒木根八兵衛鳥銃之妙手たるは今に人口に膾炙する處にして子孫亦其業を能くし炮術を以て被　召出たるもの兩人あり何れも駒木根流炮術を指南す即ち左の如し併せて流儀之傳銃をも記載す

駒木根武左衛門正重　八兵衛政澄四男 生國紀伊

慶安三寅年十八組に被　召出御切米二十石三人扶持被下置鐵炮指南被　仰付寛文八申年十八組與頭被　仰付年月日不知馬上筒之儀は先祖より相傳仕候得共仕掛之小道具等工夫仕申上候處　思召に叶御好相添鐵炮幷仕掛之小道具等新規被　仰付候上右鐵炮御預被遊弟子へ指南仕候樣被　仰付御小姓中へも指南被　仰付後追々昇進元祿十二卯年御徒頭幷地方貳百石に御加增被下寶永三戌年十月七十七歲にて病死

以下代々相續鐵炮指南之事無之三代伊大夫正玄知行百石大番組之處不行跡にて延享元子年貳十里外へ改易其子武左衛門正珍流義鐵炮能打候付部屋住にて家業相續被　仰付候處不行跡に付父と同時に改易被　仰付後安永六酉年二月歸參五人扶持被下以下相續す

駒木根門大夫正武　二代目八兵衛正信四男

年月日不知別段被　召出駒木根流鐵炮指南被　仰付代々指南相續之處三代目門大夫出奔斷絕

駒木根又市興良　大河內善八養子 駒木根門大夫弟子

寶曆八寅年二月藝も有之付御徒に被　召出安永四未年四月駒木根門大夫致出奔流儀鐵炮指南致斷絕候處右流儀免しも受宜仕候に付苗字をも相讓流儀相續爲仕度候間指南被　仰付候樣駒木根八兵衛願により十八組幷小寄合被　仰付御切米十五石に御加增苗字之儀は八兵衛より讓

受流儀指南可仕旨被　仰付鵜鴿三拾目玉御筒之儀は門大夫より傳受以來又市方にて相續以下代々駒木根流炮術師範家たり

磯野繁右衛門

磯野繁右衛門　磯野七郎大夫三男

駒木根武左衛門弟子にて元祿十七申年三月三日鐵炮宜候付金拾兩被下置享保元申年四月廿日鐵炮精出弟子扱をも致候付小寄合被　召出御切米十二石三人扶持被下置延享元子年十二月廿三日駒木根武左衛門流儀相續被　仰付鐵炮指南被　仰付　淸溪院樣御工夫馬上筒御秘事鎗仕添掛御道具御預け被遊候

養子友右衛門以下代々炮術を家業とし鐵炮指南被　仰付五代將親襲職之處慶應三年四月御趣意の品有之外炮術家と共に指南免せられたり

炮術業合

一鵜鴿三拾目玉御筒早込にて打申候　一拾匁玉御筒同斷
一六匁玉御筒　同斷　一三匁五分玉御筒馬上御筒早込にて打申候
一三匁五分玉御筒　小目當　一三匁五分玉馬上御筒

宇治田門兵衛

宇治田門兵衛友成　初石田八十郎　生國紀伊

家　譜

紀州宇治市場村にて出生幼少より諸國にて鐵炮修業元和年中板倉流捧火矢大屋流火薬を播州之住板倉利右衛門に中川流小目當を城州の住中川數右衛門に瀧波流早込を佐々木五郎左衛門（和歌山）に勝井流大小之筒算術を守山平左衛門（和歌山）に傳授を受此五流を合宇治田流を相立候處　南龍院様御代承應三年年十人組幷小寄合に被　召出御切米貳拾石三人扶持被下後十人組被　仰付久々御細工御用無懈怠勤候付三十石に御加增御鐵炮預り被　仰付炮術弟子取立致し元祿二巳年九月八十歲にて病死

總領石右衛門友尙跡目四十石被下後大御番五拾石に御加增父に嗣き炮術を家業とし以下代々炮術師範家にて弟子取立を被　仰付之を宇田流と稱し炮術十四家の一にして五代彌右衛門知堯舜恭公の時多年工風之火藥打揚けを初む後御切米五拾石中奥御番格御鐵炮奉行勤にて文政十三寅年七月八十歲にて病死總領彌八知義跡目相續鐵砲指南たり

吉川源五兵衛

吉川源五兵衛正次　吉川主馬弟礒野善兵衛則次四代　生國大和

家　譜

嫡祖吉川主馬儀は和州十市領主十市玄蕃頭遠光に仕へ二千石給家老相勤同國觀音寺と申所に居

吉川源五兵衛正次

住天正十午年六月　權現樣從界浦伊賀路御通行之時玄蕃頭へ御使を以路次御案内之儀依被　仰付主馬幷總領次大夫人數召連河州山田村迄御迎に罷出供奉仕和州長尾村八幡にて主人より御辨當奉差上候節主馬御前へ被　召出御盃頂戴御馬拜領仕且又同國石原村之領主石原源太數百人之野武士を引纒八木近邊へ出向奉襲候節相働源太退散仕候此節長谷路は近道に候得共委細言上之上南之山道へ御案内仕無恙御通行被遊候其時穴山梅雪は御跡より長谷路へ掛り參り候を源太遮討留申候此儀勢州境高見峠にて被爲　聞召御殘念之由　御諚有之候於同所主馬父子御暇被下爲御褒美御長刀一振拜領仕伊賀田口御宿迄供奉仕候

主馬弟善兵衞則次儀も十市家に仕知行千石給和州礒野に居住之故を以家號礒野と相改申候兄主馬歸邑源太を誅伐の　思召の趣主人へ申聞候處善兵衞に討手被申付候付則其夜源太在所を尋討取首持參翌日於伊賀琴引村奉入　上覽候處御直に御感の奉蒙　上意黃金五枚拜領仕夫より在所へ罷歸り右之趣玄蕃頭へ申聞候處爲褒美厂金之紋所を讓申候

一祖父吉川助之進定次（善兵衞總領）本名吉川を名乘十市家に仕同家斷絕後浪人仕候

一父助之進淸次は松平下總守和州入部之刻被呼出知行三百石給候其後同家國替之節暇申請其儘和州に罷在病死仕候

源五兵衞正次浪人にて罷在候處寬文二壬寅年二月於江戶　淸溪院樣御徒に被　召出御切米十二石三人扶持被下置兼て鐵炮手練を得候付師範役被　仰付同十二子年諸事被　仰付候御用共　思召に叶候之間彌工夫仕候樣との儀にて御徒役御免後十八組並小寄合御手筒役人御代官等に轉役追々御

加増三十石に被成下御留守居被　仰付寳永五戊子年十一月久々鐵炮之儀精出し相勤弟子をも取立候付御切米五拾石に御加増被成下正徳二壬辰年六月廿八日八十二歳にて病死

總領岡右衛門始德三郎重次鐵炮數年出精に付元祿十二卯年九月部屋住にて十人組に被　召出御切米廿石三人扶持被下正德二辰年八月父之跡目五十石無相違被下以下代々砲術を家業とし砲術師範家にて相續六代源五兵衛正名に至り慶應三卯年御趣意之品有之指南御免蘇鐵之間席表御番勤にて明治四未年十月病死養子正親相續す

一初代及ひ四代以下は代々源五兵衛を通稱とすいつれ之源五兵衛にや家業鍛練之爲め常に西瓜畑に至り炮術を演す其彈丸飛行之一條は西瓜之作人共水を灑くの暇を不得爲に西瓜瘦て成熟を遂けす是よりして西瓜の小なるを遂に源五衛々々と稱する事に成り來りたるよしと或る若山人信に語れり

林　左　太　夫

家　　譜

林左太夫　上那賀切畑村鄕士林教泉總領生國紀伊

父教泉義初左太夫と稱し慶長四年五月津田古監物津田自由齋術流幷入子石火矢皆傳仕淺野紀伊守殿へ被抱郡代役兼勤候處同家國替之節暇申受上那賀郡切畑村に住居鄕士にて罷在其後總領左太夫へ入子石火矢流儀傳授仕鄕士相續同所に罷在候

左太夫年月日不知　南龍院樣御代入子石火矢流儀宮地久右衛門同流に付同人弟子に被　仰付皆傳仕延寶元丑年於松江町場久右衛門に差添へ御筒數多試町被　仰付其砌より流儀極意之儀は一子相傳に可仕旨被　仰付年月日不知御留守居組足輕被　仰付正德四午年七月病死

以下子孫代々砲術家業に被　仰付弟子指南砲術十四家之一たり五代角之右衛門丞春は十三石獨禮にて弘化四未年十二月病死三男勝三郎丞昭相續す

富岡彥右衛門

家　譜

富岡彥右衛門　富岡彥兵衛總領　初楠太郎　生國近江

父彥兵衛砲術申立岡部美濃守殿に相勤知行三百石を領し候由彥右衛門儀父家督相續同家に勤仕之處存寄之品有之暇申請紀州へ罷越　淸溪院樣御代寬文十戌年八月十九日被　召出十人組拜被　仰付並之通御切米御扶持方被下貞享二丑年鐵炮功者に付向後御手筒之御用吟味仕候樣被　仰付　有德院樣御代寶永三戌年八月家業之御用無懈怠に付獨禮小寄合御鐵炮預被　仰付

一寶永三戌年和歌浦にて百目玉筒八丁場一時に百打被　仰付候處一時迄掛り不申小半時迄に打仕廻同六丑年（一本椴）（椴）にて五貫目之玉火矢被　仰付八丁場打仕同年百目玉並筒にて海越十町二十間場被　仰付打申候

一享保二酉年六月八日病死八十四歲

右以下代々相續家業の玉火矢町打或は玉火矢木筒調製又は遠丁場見立御用等相勤五十匁玉十匁玉小目當をも打代々大筒之師範家にて五代龜太郎保高は十五石獨禮小普請銀五枚三人扶持鐵砲指南にて安政二卯年三月病死養子楠三郎保明相續す

流儀目錄

御秘事一子相傳

一町見道具　壹組

一大小砲術　抱筒幷置筒

一木筒玉火矢

一同野戰

一大筒石火矢

一同數火矢

一松明數々

一大小羽附の玉

一同ねし長玉

一同三角玉

右之外火業數々

新安右衛門吉延

藤岡傳左衛門長光

新　安右衛門

新安右衛門吉延　新甚八總領　生國紀伊

家　譜

先祖は熊野之者にて御城下へ住居之由父甚八　南龍院樣御代年月日不知御手筒に被　召抱候由正德四午年七月病死

安右衛門吉延新居又左衛門弟子にて鐵砲稽古候付元祿四未年御手筒被　召抱後寶永七寅年九月抱筒之儀年來精出宜打候付御切米十五石に御加增御徒並被　仰付吉延總領百兵衛延滿　大惠院樣御代延享四卯年四月父跡目無相違相續同年五月父之流儀抱大筒不殘相傳家業相續に付弟子披仕候樣被　仰付以來代々大筒師家となり四代甚三郎保秀文化九申年正月十七石御鐵砲奉行並高にて病死

總領德十郎保延家督家業相續す

藤岡傳左衛門

藤岡傳左衛門長光　藤岡六左衛門長悅總領　藤岡久六長好男　生國近江

家　譜

祖父六左衛門長悅は慶長十四酉年より池田三左衛門殿へ仕へ知行貳百石を領し罷在候其比種ヶ嶋より鐵砲音物に參り打申者無之工夫を以打初夫より益鍛錬仕種ヶ嶋鐵砲之奧儀を極め種ヶ嶋へも相渡鍛錬仕種ヶ嶋藤岡流と唱へ鐵炮之根元にて其比於因幡備前兩國專ら鐵炮之師範仕大坂

冬御陣にも御供仕武功之働仕候由其後家中人分之節松平宮内少輔殿へ被附屬相模守殿代迄相勤
病死仕候

一父久六長好儀は松平新太郎殿へ仕父六左衛門通鐵炮之師範仕候久六長好跡式は二男同苗六左衛
門と申者相續仕候

傳左衛門長光儀承應元辰年より同家へ仕分家にて鐵炮師範仕罷在候處不慮之子細有之元祿四未年
浪人仕翌五申年　淸溪院様被爲　聞召候哉紀州へ罷越候様にとの御事に付總領傳之丞召連同年五
月初て御國へ參上仕候處堀内八助明屋敷に罷在候様との御事にて父子上下之御扶持方並諸入用等
迄被下置同年八月迄若山に罷在一流之鐵砲於松江浦小筒大筒共御役人見分相勤申候同年高野山騒
動に付彼地へ罷越申度旨相伺橋本迄罷越淡輪新兵衛旅宿に罷在候然處兩人可被　召出之處高野騒
動之砌折悪敷候間先此度は罷歸來年大坂迄罷越候様との御儀にて來酉年迄相暮候程之御金被下置
大坂へ罷歸申候翌酉年十月被爲　召御召抱可被遊思召之處去年よりは御物入之御時節柄に候間先
勝手に仕候様にと被　仰出又々御金拜領仕大坂へ罷歸夫より内存御座候て安藝廣嶋へ罷越鐵炮師
範仕候處同七戌年五月父子共御國へ參候様との御事之旨堀内自閑より申參候付藝州役人共へ一應
相斷候處　御三家様方より　召候儀は格別に候間早々罷越候様にと申候に付御國へ引越申候處先
當分父子へ爲入用金三拾兩充幷御扶持方家内之諸雜具等に至迄被下萬事不自由に無之様にと被
仰付當年は江戸御留守に候間格式等は重て可被　仰付との御内意被　仰出弟子扱仕候様との御事
にて稽古場其外鐵炮入用諸道具迄相渡り諸士幷御相撲之者不殘指南仕候

一元祿八乙亥年七月廿九日家業も有之に付被　召出年々金拾五兩充被下置悴傳之丞には御扶持方二十人扶持被下置候

一同十丁丑年八月九日總領傳之丞共火筒町和歌浦にて御覽可被遊旨被　仰出候處　出御延引爲御名代　內藏頭樣主税頭樣被爲成百目玉より三百目玉迄之置筒町一流之早打或は中筒にて人形之町御覽被遊候

一元祿十一戊寅年二月三日御供に罷出御船にて水鳥被　仰付貳羽貳放仕候處則中り　御直之譽被仰出候

一同十四辛巳年十一月廿二日只今迄之御合力金を御切米三十石に御直し被下彌家業精出し弟子をも取立可申旨被　仰付候

一同十五壬午年八月於日高郡百目玉より三百目玉迄之大筒町被　仰付相勤申候

一寶永元甲申年七月十五日病死年齡不詳

總領傳之丞長式父傳左衞門も一所に被　召出砲術弟子指南被　仰付一流置筒搨臺所々へ　有德院樣御工夫被爲遊寬保二戌年七月病死以下代々炮術師家相續四代傳左衞門長光御切米二十五石獨禮炮術指南にて文化十二亥年九月病死養子左門長裕相續す

一牧笛類叢に曰く　篠岡傳之丞は備前之產也鐵炮の妙手也晩年に及ひ角力之輩數多大筒の弟子に被　仰付たり或時彼者共師に酒をすゝめたりしか何れも血氣の若者共故前後を慮らすして傳之丞か年老たるをおかしく思ひ手をさらせんため三拾目筒に甚強藥を込て打て見せ給へと望む傳之丞酒には醉ぬかゝるたくみ有とはしらすよろほひなから立上り筒を取て打出すその音耳を穿か如く筒も裂る計りなりされとも傳之丞少しも不騷筒を放たす指出しなから搗中なくるり／＼と數遍廻りて

元の場にて止みたるに感伏したりとそ此傳之丞は昔人にていとおかしき性質也男女の子供九人ありて甚不勝手なれとも聊も心にかけす人々御子は幾人御座候哉と問へはたつた九人ならてはなく候子數すくなく朝暮心細く存するといひて落涙せり若き人々毎度かく問ひて笑ひ草にしけるとそ

家譜を按するに　傳之丞長武は男女の子四人ならてはなし傳左衛門長光の譜に御相撲之者不殘指南とあれは牧笛類叢の説は傳左衛門の誤傳なるへし光傳左衛門男女子の事亦家譜に見へすと雖も專ら他所にありし故御家へは書出さゝりしやも知るへからす

一流儀に御秘事と云は左之如しと云ふ

清溪公御工夫摺臺　　置筒左右亂打

置筒船打　　同車仕掛遠近町打同早打

佐々木浦右衛門成季

佐々木浦右衛門

家　譜

佐々木浦右衛門成季　佐々木武左衛門爲成總領　本國近江　生國美作

元龜三年外國より銃砲種ヶ嶋へ渡來し種ヶ嶋大膳始て銃砲打方を學ひ甲州武田信玄臣下井上新左衛門と言者種ヶ嶋へ罷越し右銃砲打方を學ひ先代佐々木少府次郎なる者右新左衛門より傳習子孫江州に居住相續其後代々諸家に仕へ砲術火術指南仕父武左衛門爲成は作州津山森伯耆守に仕へ砲術火術指南後浦右衛門成季相續之處森美作守落去後元祿年中浪人致し日本廻國砲術修行の上武宮流荻野流武衛流種ヶ嶋流正木流稲留流日置流自得流にて皆傳を受け右八流を自家傳來の流儀へ加へ總名佐々木流と唱へ申候元祿十七申年七月紀州へ罷越砲術火術申立御奉公相願申

候

一元祿十七甲申年（月日不知）三人扶持被下置同年十月八日被　召出銀拾枚五人扶持被下置寶永五戊子年十一月廿七日鐵砲幷火業の弟子をも取候て指南爲致可申旨被　仰付後銀拾枚を金拾兩に御直し被下同七庚寅年九月七日鐵炮其外火藥の儀宜仕候に付只今迄之被下金十兩を御切米拾五石に被成下御徒並に被　仰付候

一享保四己亥年四月十九日數年火業之儀宜仕候に付御加增被下置都合御切米二十石に被　仰付後追々格祿昇進御切米三十石獨禮又御鐵炮預り被　仰付寛保三癸亥年二月十三日御鐵炮御用筋精出久々相勤候に付大番格被　仰付御加增都合御切米四十石被　仰付延享三丙寅年六月晦日病死仕候

予時七十九歲

長男丹治成義家業出精に付御切米十五石小寄合に被召出有之處病死に付三男新助（後浦右衛門）成之を總領に願ひ延享三寅年八月父之跡目四十石無相違被下獨禮被　仰付以下代々炮術指南にて相續四代浦右衛門義成御切米廿七石御鐵炮奉行にて享和三亥年四月御役御切米被　召放五人扶持被下文化九申年四月隱居總領熊之丞成政へ五人扶持被下家業相續す熊之丞浦右衛門に改む

按するに　佐々木流亦炮術十四家の一代々大筒の師範家にして廣く八流の所長を取て大成以て佐々木流と號し就中火業製造流星烟花の術に長すと云

有徳大慧二公の御覺へも厚く別て　大慧公には種々の御工夫をも被爲加候事御本譜既に記する處の如し之に依て秘事口傳一子相傳等の誡頗る嚴重なりしは勝野流と伯仲せり江戸にて炮術は勝野一流のみを傳習せしか嘉永の初佐々木浦右衛門の高弟菅野直右衛門を召し門弟取立を命せらる是江戸にて教授の開始信か輩も亦其門に入て學ひたり然るに同癸丑の年亞國軍艦入港以來形勢一變西洋砲術なるもの盛に行はれ　幕府初め各藩其技を競ふに至るを以て藩に於ても其年十一月砲術十四家一統下曾根金三郎（幕府

の士西洋砲術家）へ入門傳習を可受の旨にて佐々木浦右衛門（熊之丞成政なるへし）其子兵之助藤田万之右衛門　新百兵衛（いつれも大筒家と稱す）を江戸に召し西洋の砲技研究を命せられたり時猶事情に暗く百目の大筒以て彼堅艦鐵城を撃破すへく彼は禽獸能く立歩する不能抔眞に戎狄視するの際なれは堂々たる歴世の師家固有之秘事秘傳を放棄以て他流に膝を屈するは國の恥辱限りなし抔頑固の迷夢晴れかたく喃々喃々不服不滿も不少時なりしか時の嚴命難默止白髮の老先生忍んて贄を外師に取り小兒に混して傳習を受けしは痛く氣の毒には思はれたりき之よりして古流頓に衰へ秘事秘傳又顏色なく遂に今日に至れるなり明治廿八年の春信　當公に陪從和歌山に至る不計も兵之助に面す一別以來殆んと四十年共に往事を談し　先君尊慮のありし處空敷湮滅に歸するは遺憾に不堪と流儀の秘事質す處ありしに使用方法等到底筆記に盡し難き由にて目錄八拾八ヶ條を書して示せり依て之を左に掲く

佐々木流目錄　八拾八ヶ條

一三匁五分玉馬上筒早込　但馬上にて胴亂早合前後左右自在に打

有徳院様御好他傳御留一子相傳御秘事

大惠院様佐々木浦右衛門稽古場へ被爲　成御馬にて御乘廻し馬上筒打方御稽古被爲在候

大惠公御好
一拾匁筒にて鯨矢并數玉　但もりを付し矢玉はもりを用ゆ

一六匁より拾匁筒にて鹿玉并鹿矢　但鳥羽根付根内如き玉は根計付

一貳拾目筒より五拾目筒長短の鹿矢捧火矢　但鳥の羽根にて前に仝長き矢を用ゆ

大惠公御好
一五拾目筒にて六本込八本込根矢并棒火矢　但前に仝細き矢數本込る

仝
一六匁玉拾匁早込　但胴亂早合管早合

一大國火矢町打　但流星にて筵を付る筒無之て用ゆ

大惠公御好
一九寸百目筒にて直移烽爐工火矢町打　但打出したる火にて直移着發

一同筒にて捧火矢大捧火矢數矢町打　但捧にて着發燒又大成火矢にて數本把子用ゆ

一壹尺貳寸百目筒にて箱仕掛亂打早打　但鐵砲皆具箱に仕込馬壹疋に貳挺分付打入も乘自在打

有徳院様御好他傳御留一子相傳御秘事

壹尺貳寸箱仕懸は壹番より拾番迄有之處　大惠院様御代享保十巳年佐々木浦右衛門一男同

苗勘三郎儀　有徳院様思召にて　公儀へ被召出候節壹番より拾番迄御持せに相成候

大惠公御好
一同筒にて直移捧火矢大捧火矢烽爐工火矢　但前々同斷直移燒藥を用ゆ着發

同
一百目抱直移捧火矢幷玉町　但直移燒藥を用ゆ

一榴臺百目捧火矢町打　但板に捺たる物にて自在にす矢は前々同斷

一自出臺剛打玉矢町打　但前後左右自在砲發遠近共自在に打

有徳公御好他傳御留一子相傳御秘事
一九百目余筒にて車仕掛玉町　但口經貳寸八分の玉にて前後左右遠近共自在に打

大惠公御好
一同筒にて土俵仕掛遠町　但遠町五拾丁迄着

一大小烽爐工玉町打　但毒煙仕込燒藥を用ゆ

一三百五拾目玉小目當　但當り打

一同筒にて抱立放數矢捧火矢町打　但立居遠近共自在矢は前同斷

大惠公御好
一百目玉より壹貫目玉迄數玉町打　但割玉を用ゆ

の士西洋砲術家）へ入門傳習を可受の旨にて佐々木浦右衞門（熊之丞成政なるへし）其子兵之助藤田万之右衞門　新百兵衞（いつれも大筒家と稱す）を江戸に召し西洋の砲技研究を命せられたり時猶事情に暗く百目の大筒以て彼堅艦鐵城を擊破すへく彼は禽獸能く立歩する不能拆眞に戎狄視するの際なれは堂々たる歴世の師家固有之秘事秘傳を放棄以て他流に膝を屈するは國の恥辱限りなし拆祖崗の迷雲晴れかたく喃々喃々不服不滿も不少時なりしか時の嚴命難黙止白髮の老先生忍んて贄を外師に取り小兒に混して傳習を受けしは痛く氣の毒には思はれたりき之よりして古流頓に衰へ秘事秘傳又顏色なく遂に今日に至れるなり明治廿八年の春信　當公に陪從和歌山に至る不計も兵之助に面す一別以來殆んと四十年共に往事を談し　先君尊慮しありし處空敷湮滅に歸するは遺憾に不堪と流儀の秘事質す處ありしに使用方法等到底筆記に盡し難き由にて目錄八拾八ヶ條を言して示せり依て之を左に掲く

佐々木流目錄　八拾八ヶ條

一三匁五分玉馬上筒早込　（但馬上にて胴亂早合前後左右自在に打）

有德院樣御好他傳御留一子相傳御秘事

大惠院樣佐々木浦右衞門稽古場へ被爲　成御馬にて御乘廻し馬上筒打方御稽古被爲在候

大惠公御好
一拾匁筒にて鯨矢并數玉　（但もりを付し矢玉はもりを用ゆ）

一六匁より拾匁筒にて鹿玉并鹿矢　（但鳥羽根付根円如き玉は根計付）

一貳拾目筒より五拾目筒長短の鹿矢捧火矢　（但鳥の羽根にて前に仝長き矢を用ゆ）

大惠公御好
一五拾目筒にて六本込八本込根矢并棒火矢　（但前に仝細き矢・數本込る）

仝
一六匁玉拾匁早込　但胴亂早合管早合

一大國火矢町打　（但流星にて筵を付る筒無之て用ゆ）

大憲公御好
一九寸百目筒にて直移烽爐工火矢町打　但打出したる火にて直移着發

一同筒にて捧火矢大捧火矢數矢町打　但棒にて着發燒又大成火矢にて數木把子用ゆ

一壹尺貳寸百目筒にて箱仕掛亂打早打　但鐵砲皆具箱に仕込馬壹疋に貳挺分付打入も乘自在打

有德院様御好他傳御留一子相傳御秘事

壹尺貳寸箱仕懸は壹番より拾番迄有之處　大憲院様御代享保十巳年佐々木浦右衛門二男同苗勘三郎儀　有德院様思召にて　公儀へ被召出候節壹番より拾番迄御持せに相成候

大憲公御好
一同筒にて直移捧火矢大捧火矢烽爐工火矢　但前々同斷直移燒藥を用ゆ着發

同
一百目抱直移捧火矢幷玉町　但直移燒藥を用ゆ

一揺臺百目捧火矢町打　但板に拵たる物にて自在にす矢は前々同斷

一自由臺劍打工矢町打　但前後左右自在砲發遠近共自在に打

有德公御好他傳御留一子相傳御秘事
一九百目余筒にて車仕掛玉町　但口經貳寸八分の玉にて前後左右遠近共自在に打

大憲公御好
一同筒にて土俵仕掛遠町　但遠町五拾丁迄着

一大小烽爐工玉町打　但毒煙仕込燒藥を用ゆ

一三百五拾目玉小目當　但當り打

一同筒にて抱立放數矢捧火矢町打　但立居遠近共自在矢は前同斷

大憲公御好
一百目玉より壹貫目玉迄數玉町打　但割玉を用ゆ

有徳公御好他傳御留一子相傳御秘事

一稲留流操卷華亂打早打　但遠近前後左右自在に打

一稲留流拾匁玉より五拾目玉迄長短町打　但中り打拾町迄

一稲留流四匁玉より六匁玉迄長筒小目當　但中り打三町迄

一三分玉より拾匁玉迄小目當中り打　但壹寸の的中り町

一六匁玉より拾匁玉迄犀角矢　但△圖之如く玉を用ゆ

一貳拾目より三拾目筒にて竹羽火矢　但竹にて羽を造立居中り打

一壹寸三分百目短筒より壹尺二寸百目筒迄短筒直移捧火矢　但短筒隠れ打焼打に用ゆ

一百目筒にて釣打幷亂打早打　但捧にて釣前後左右右遠近自在に打

一三分玉より拾匁玉迄明亂仕込早込　但中り打早込

一百目筒にて玉捧火矢船打　但火矢は焼打玉は焼玉を用ゆ

一大小犀角玉町打　但△圖の如き玉又は打込強く石火矢用さも云ふ

一五拾目筒より壹貫目玉迄捧火矢　但焼藥を用ゆ焼打に吉

一百目筒にて玉矢連行町　但玉さ矢さ一時に打出し

一百目筒にて百目捧火矢五本仕掛町打　但火矢五本筒外側へわく捺一時に五木打出す

一貳拾目玉より百目玉迄立居小目當早込　但中り打

一百目筒直移捧火矢立放町打　但火矢立居自在に打

一五百目玉より壹貫目玉迄小目當抱打　但中り打

一百目玉筒にて降箭抱町打　但薬矢を數本把子打出す

一百目玉筒にて捧火矢早打并亂打　但火矢早合

一百目筒より壹貫目筒迄　但燒藥付たる毒煙仕込の火矢なり

百目之捧火矢一度に數本打出す町打

但壹貫目筒にて一度に百本打出す　火矢一時に打出す

一百目筒にて壹貫目直移捧火矢　但外側捹外へ出し燒打にて近き所に用ゆ

一百目筒にて三百目之捧火矢貳本仕掛町打　但前に同斷數本を用ゆ

一百目筒にて壹貫目玉の烽爐工火矢町打　但燒藥を用ゆ着發す

一三百目筒にて五百目玉の捧火矢三本仕掛町打　但燒藥を用ゆ前に同斷

一同筒にて貳貫五百目玉の烽爐工火矢　但毒煙を用ゆ着發す

段々割烽爐工火矢町打　夜討に吉

一百目玉より三百目玉迄大小烽爐工玉町打　但燒玉着發

一五百目筒にて三貫五百目玉之捧火矢并　但毒煙仕掛燒討に用ゆ

烽爐工火矢段々割町打　野戰に用ゆ

一貳拾貫目玉烽爐工玉町打　但燒藥を用ゆ

一口經七寸貳拾貫目玉木筒　但毒煙入燒藥着發又は段々に破裂す

元長玉町打并段々割長打

一口經七寸筒にて万弩烽并火矢　　但矢の根へ毒煙を仕込 一時數百本を打出す

一口經貳寸五分より五寸迄の長筒車仕掛中り打　　但唐金又銕玉 焼て打

一口經三寸より壹尺貳寸迄短筒破烈玉町打　　但唐金玉又は銕玉 着發

一口經三寸より九寸迄の短筒照玉町打　　但闇夜に用ゆ 三時間照す

一口經三寸より九寸迄の筒車仕掛破裂玉町打　　但唐金玉又ハ鉄玉 的を打抜後破裂す

一口經三寸より壹尺貳寸迄短筒燃玉町打　　但焼薬を用燃して 着火に燃え焼討吉

一口經二寸より九寸迄筒にて數玉町打　　但數玉を仕込

有德公御好他傳御留一子相傳御秘事
一口經七寸貳拾貫目木筒打上け晝夜の相圖　　但種々品を打上る

大惠院様御好にて貳拾貫目木筒打上之部星降を稱來滿花炮と名附候様被　仰出候

但絹入紙入雲龍星降其他數百品

一晝相圖紙入絹入品々　　但流星種々品上る

大惠院様御好にて晝相圖紙入は遠方より不見依て赤白の紙を五百枚余續立巾貳間ニ丈ヶ三間半に仕立流星にて上候様被　仰出和歌山青岸にて上ヶ拾壹里離れたる橋本御殿にて　御覽能見へ申候是を大幅石疊と名附赤白紙五百枚余巾貳間半丈け三間に續立袋に仕立是を順龍石疊と名付候様被　仰出候

一流星夜相圖品々　　但流星にて種々 業を上る

一花火數千品　　但組物に諸國圖を 火にて造る

一口經九寸筒にて打上烽爈工火矢晝夜之相圖　但種々の業を打上る

一口經三寸より七寸迄打上相圖早打　但種々の業を打上る早打

一船相圖品々　但流星にて種々上る打上なとも用ゆ

一松明數百品　但闇夜照し夜軍に用ゆ

一地雷火品々　但軍中に用ゆ

一土中火業品々　但數百里の處火を通す

一狼煙品々　但相圖に用ゆ

一埋火品々　但三日間たもつ

一胴之火品々　但陣中に隱れて火を用ゆ

一炭團品々　但三日間たもつ

一附木品々　但火なくして火を出す

一火繩品々　但雨中にても用ゆ

一蠟燭品々　但拾時間用ゆ

一浮烽爈工品々　但水中にて用着發す

一水雷火品々　但水中にて破烈着發す

一水中火業品々　但水中三日間たもつ

一投烽爈品々　但着發又は時間計り發す

一毒煙之法品々　但種々を用ゆ
一秘法打藥音無之法品々　但無音之打藥
一口藥之法品々　但火無くして用ゆ
一流星花火品々　但種々に用ゆ
一小筒出合之事　但百發百中の妙術
一町見之事　但間數を知る
一秘法眞草行矢倉之事　但町見に合て着發の妙術
一秘法突請之事　但中り打に用ゆ
一鑄筒仕方金合之事　但鑄筒を造る
一木筒拵樣之事　但木砲造り樣
一鹽硝作り樣製法之事　但土草木にて鹽硝を製す

小野和助

小野和助勝明　小野市郎兵衛義晴總領　生國紀伊

家譜

父市郎兵衛義晴は弟伊澤傳左衛門内緣有之　左京大夫樣方勤加藤右衛門八養介に成藤岡傳左衛門弟子にて種ヶ嶋鐵炮稽古仕尙又右衛門八兄朝倉金兵衛養介に成り浪人にて病死

元祿十四辛巳年十二月御切米十二石三人扶持以下小寄合に被　召出正德二壬辰年三月鐵砲指南被
仰付享保廿乙卯年二月數年鐵砲出精弟子扱をも仕候に付御切米十五石に御加增被下元文四己未
年六月五日六十六歲にて病死
忰宇右衞門匡映元文四未年八月鐵砲出精に付御切米十二石三人扶持小寄合に被　召出父和助流
儀相續被　仰付弟子扱仕以下砲術師範家にて相續享和元酉年當代を修理矩令と稱し後宇右衞門
と改む小野流と唱へたり

平井市郎右衞門

家　譜

平井市郎右衞門尙良　同心平井五兵衞養子　生國紀伊

正德三癸巳年御先手同心代番に罷出後組頭役相勤片桐武兵衞弟子にて同流捧火矢心得罷在候付右
相續之儀段々願之上年月日不知御藏入捧火矢試町被　仰付

按するに　片桐武兵衞重吉（日高御代官御切米四十石）炮術に達し元祿三年年六月弟子取立被　仰付同七戌年九月病死其子相續さ雖とも炮術傳法之事なし依て一時流法中絕したるならん片桐之事は名臣傳加之部に記す

寬保二壬戌年六月淸町被　仰付相勤同年八月晦日流儀砲術　御覽被　仰付同三亥年二月十五日片
桐武兵衞流儀捧火矢宜打候付雜へ御入御切米八石二人扶持被下置寬延二己巳年十二月御鐵炮方役
人御徒並御切米十石三人扶持に御增被下同四辛未年二月六十九歲にて病死
忰與惣兵衞尙信捧火矢出精に付流儀相續後御鐵炮方役人被　仰付安永四乙未年六月弟子扱被

南條小右衛門武滿

長谷川爲之丞尙誠

仰付以下代々炮術師範家にて相續四代市郎右衛門算周御切米十二石獨禮表御番にて慶應四辰年四月病死養子市之進延本家を嗣く右市郎右衛門算周代慶應三卯年時勢變遷西洋炮術に改制之際他の師家と共に指南を被免たり

流儀課目　三十目より三百目まで捧火矢打形　但揩藥筒藥車藥仕掛品々
五十目玉より壹貫目玉まで置筒三匁五分玉より三十目玉まで小目當并早込

南條小右衛門

南條小右衛門武滿　南條小右衛門常政次男
初時助又宇右衛門

家　譜

元祿十一寅年十二月新規御徒に被　召出享保三戌年閏十月鐵炮年來出精に付小寄合被　仰付御切米十五石に御加增被下弟子取立被　仰付後御鐵砲奉行貳拾石に御加增延享元子年七月病死以下代々自由齋流炮術を家業とし代々弟子取立を被　仰付四代小右衛門朝常は御切米拾五石小十人小普請弟子扱にて天保八酉年七月病死總領吉之助忠美家を嗣く

一父小右衛門常政家は代々本家にて相續四代迄和田右衛門と稱し五代爲八明誠文化元子年十二月不埒の品にて改易本家斷絶依て小右衛門武滿家にて分家相續す

長谷川爲之丞

長谷川爲之丞尙誠　長谷川民藏時休養子
實森宇兵衛淹珍二男　生國紀伊

先祖長谷川伊右衛門は尾州犬山之住人にて肥前國嶋原陣之節爲稼彼地へ罷越於嶋原山中作右衛門に相願し寛永十五寅年二月嶋原にて相働歸陣之節其儘山中作右衛門に附參候處　南龍院様日高郡へ被爲成於御狩場山中作右衛門召連候家來御船手與力と喧嘩仕被討候處右敵を其場にて討留候品に付御改易被　仰付他國仕候節附參候侍石松兵右衛門木下彦大夫長谷川伊右衛門三人にて御座候其後作右衛門歸參被　仰付候刻附添罷在候志之侍三人之者共御用に相立候者に候間少知にても被下置候樣奉願候處右三人之侍へ知行百石つゝ被　下置爲倍臣之騎馬則作右衛門へ御附被成候其後少身にて知行納方等遠方迷惑可仕と作右衛門奉願百石を御金に御直し被成下寛文七未年九月病死

一伊右衛門悴角助延寶八申年被　召出勢州御鳥見被　仰付後紀州御鳥見に成其子藤左衛門も御鳥見被　仰付寶暦九卯年四月病死後十六年間家名中絶藤左衛門養子大藏正休安永四未年六月御徒に被　召出其子民藏時休藝も有之を以て亦御徒に被　召出寛政七卯年正月病死

寛政七卯年六月養父民藏儀勤年數も無之候得共嶋原以來由緒之譯を以て山中作右衛門内存願之品有之藝も有之者旁被　召出江戸常詰御徒被　仰付文化十酉年閏十一月森六郎大夫稽古場肝煎被仰付同十二亥年十一月以下小普請森六郎大夫儀家業心掛不宜指南之儀不行屆之趣に付家業被成御免候付森家流儀之炮術相續被　仰付六郎大夫弟子筋之者指南仕出精取立可申旨被　仰付文政五午年五月家業出精に付肩衣御免十五石之高に御足高被下置同七申年三月六十八歳にて病死す

養子實先代民藏時休長男也伊右衞門初善之丞又大藏尙休文政七申年五月嶋原以來由緒之品を以て山中筑後守內存願之趣も有之其上年來炮術出精に付旁被　召出御徒格銀七枚三人扶持被下家業出精可致弟子扱をも可仕旨後指南出精に付小十人小普請被　仰付嘉永六丑年十二月病死總領大藏尙久襲く

鷲家源次

紀伊國名所圖會に曰く　享保の比凶年打續き伊都郡富貴鄕の人民逃亡して五十余戸空屋となる時田地も皆廢せしかは猪鹿山林田園に充滿して殘れるもの皆亡滅せんとするを鄕中の豪家名迫次郞右衞門といふ者本藩に願ひて鐵炮の上手鷲家源次を賴みて八ヶ年之間に千百六十一の猪鹿を打取りたり此時次郞右衞門は高野山へ訴へ未進若干を免され農事を助けけれは十年の間に舊の如き村となれり依て享保十年生なから祠を建て其人を祭り名迫明神と稱す氏の傳記今猶其家に傳ふ

按するに　鷲家源次なる者何人なるや諸士家譜の中鷲家の姓なし或は封內和州鷲家村の者ならんか

水　藝

按するに紀州は海國なれは烈祖初歷世の君諸士の水術を督勵あらせられ一事最屓到側ら川狩網打を許して偏へに遊泳舟楫の業を練磨せしめられけれは上下擧て硏究時々名人堪能も輩出左なきも紀州の人にして水心なきは人々恥る如きの盲さま なりしされは其術諸藩に冠たりと云

細川家は水藝に長すとは豫て世に其名高き處なるか山崎成高常て熊本鎭臺に在勤中當時名人と稱する白井千熊初め熟練者十名を拔選水練を演習せしめ師團長初軍人一見之時成高も一覽したる數に諸種之伎藝を演し千熊い如きは六十間斗りの底なな し鰹魚を捕へ出たる抔中々の手際なりしと雖も總體の藝術紀州に劣る數等依て敎授の方法伎術之理合等直接千熊に質問を試みたるに知らさる事多く理合一向疎かりしと成高語れり成高は江戶芝邸にて學ひ頗る水藝鍛練の人也之れか師範家と稱するは近世川上多田小池御船手の四派ありて川上は元岩倉流を襲き多田流は名井より出御船手は職務柄常之師たく時々兩人つ

指南して何人に限らず町人と雖も廣く入門を許しいつれも夏季北嶋川を演場とし幕引廻して諸術を教授す是互に其流義の薀奥を秘せし也と江戸於ては若山より杉山某來りて多田流を開き築地邸（後に芝邸に替はる）海濱にて演習近時戸田と平島居幸右衛門結城龍馬の翬織き〳〵して弟子取立をなし伴頭と稱する内にも小出鎌三郎（新番頭格四百石）小池亮之助（御徒）の如きは及ふ者なき達人也し皆信等知れる處とす多田流藝術目録の大略左の如し

平泳き　底（水底を潜るなり）　拔き手

二つ掻き　鯔飛ひ掻分け　捨浮き

立泳き（文字認 繪 書 瓜むき 鐵炮打等あり）　かもめ　竹具足（ゆるしもの）

浮沓（ゆるしもの 一とつと二つとあり）

岩倉郷助

岩倉郷助重昌　岩倉竹右衛門重之總領 初八大夫 又辨左衛門隱居後願目　生國紀伊

家　譜

祖父岩倉山左衛門重安は寛永の比江戸に罷在候處於同所澁谷八右衛門より堀田九左衛門を以申越に紀州御領分之内何方成とも罷在度候はゝ三千石程之地御貸可被成との御事則御請申上候は難有仕合然共此節　公儀御用御座候御用濟次第罷登御禮可申上旨申上翌年妻子召連京都迄罷登其段八右衛門方へ申入候處返答に申越候は御勝手御不如意に付御國御仕置被　仰付候御間も無之候間御國へ妻子引移候儀は先延引仕泉州邊に罷在可申由にて泉州に罷居候

一正保四丁亥年八右衛門より九郎右衛門を以申越候は山左衛門儀世上に人々存たる浪人に候得ば時節柄　御遠慮被遊候間先つ悴竹右衛門御内々にて御目見仕候様にとの御事にて於　西之御丸夜分渡邊若狹守披露御目見仕時服二つ被下置爲御合力金百三拾兩宛つゝ年々被下置山左衛門へ御茶御肴忍冬酒被下置慶安二己丑年十二月廿八日竹右衛門召連浪人分にて御目見仕爲御合力現米五百石つゝ年々被下置明暦元乙未年十一月六日六十三歳にて病死

按に　烈祖には天下豪傑の士を頻りに愛せられ徴聘の徒四方より集り世之嫌疑する處となりし邊より本記之如く御遠慮被遊しならん既に程なく由井正雪の事もありし時勢特に御注意ありしものと察せらる

一父竹右衛門重之（重安總領隱居古竹）慶安二己丑年十二月廿八日知行千五百石被下置後寄合物頭御持弓頭御旗奉行に歴仕元祿八己亥年依願隱居總領鄕助へ家督被下三百石を隱居料に被下寶永四巳年五月八十九歳にて病死

一竹右衛門勤務中年月日不知　南龍院様御前へ被爲　召御意被遊候は其方親山左衛門世上に人々存たる浪人故早々不被　召出内病死致し候段一入御不便被　思召候他所へは立身に有付者に候得共　御家を一筋に存參候事御滿足被　思召依之御譜代同前と奉蒙　御意此節水野土佐守御取合有之候

鄕助重昌元祿元戊辰年　淸溪院様大小姓に被　召出同八己亥年父竹右衛門爲家督知行千貳百石被下寄合被　仰付同十丁丑年十二月御持弓頭被　仰付

一寶永七庚寅年諸士水藝不被　仰付候得共世話仕候由此後世話仕候様被　仰付享保九甲辰年依願隱居總領鄕十郎へ家督被　仰付知行之內四百石隱居料として被下置同十乙巳年二月六十歳にて病死

總領郷十郎（後郷助） 安員父之家督知行八百石被下大番組被 仰付後御供番と成り延享元子年七月隠居當代水藝之事見へす養子八大夫（後辨左衛門） 安正（實安員弟也） 養父之家督知行五百石被下大番組より御使役大番與頭に轉し寶暦八寅年六月水藝弟子指南被 仰付後御使番御持筒頭御旗奉行御留守居番頭に歴任明和八卯年六月依願水藝弟子指南川上傳之亟へ譲候樣被 仰付後寛政八辰年五月病死

安正二男山次郎（後郷助又竹右衛門） 安仲は村田庄左衛門養子となりし處安正病死男子無之により實家へ戻り安正跡目五百石相續之處後不行跡不埓之品にて御城下より二十里外へ改易となり文化十四丑年十月歸參七人扶持大御番格小普請被 仰付七代辨左衛門安久は御切米二十五石御書院番にて万延元申年十二月病死養子藤之助安信嗣く

川上傳之亟

川上傳之亟直信 （川上文左衛門眞央厄介 實町醫師 小川厚順二男後傳五右衛門 生國紀伊）

家 譜

明和三丙戌年七月新規被 召出御徒被 仰付定りの御切米御扶持方被下同日岩倉辨左衛門弟子共水藝稽古肝煎可申御番御供引候筈之旨被 仰付同八辛卯年八月十日岩倉辨左衛門及老年痛所有之水藝指南難仕に付傳之亟儀弟子指南被 仰付被下候樣内存之通小寄合へ御入被成年々銀二枚被下置弟子指南可仕旨被 仰付後出精弟子指南仕候付十人組並被 仰付尚又獨禮御加増都合御切米十五石被 仰付寛政五癸丑年二月六十五歳にて病死

名井仙兵衛重勝

養子勝次郎 又勝左衛門 直延相續以下水藝指南家たり

名井仙兵衛重勝

家　譜

名井仙兵衛重勝 淺野但馬守臣 松山七郎兵衛重明長男

先祖名井豐前守重氏は毛利元就に附屬にて病死重氏嫡九左衛門氏久毛利家浪人致し大坂籠城の砌討死氏久嫡安左衛門重明幼少にて父に離れ苗子渡邊と名乘淺野但馬守に奉公仕後安藝守代に至り松山七郎兵衛重明と改其後病死

一祖父名井仙兵衛重勝は右七郎兵衛重明長男にて幼少より他國に罷任後御國へ罷越寺嶋與一右衛門方に罷在候處寛文九酉年八月五日　南龍院樣へ被　召出八十石被下置後地方貳百石に御直被下松坂御目付相勤元祿十五午年二月依願隱居同年十月六日病死

按に　先祖豐前守重氏は野嶋小次郎秀信より野嶋流船軍之法相傳以て子孫に傳ふ纜船御預け概畧に曰く
南龍院樣纜船實地演習を御一覽後深く御感被遊更めて寛文九年(月日不詳)御側備御秘船として造船有之内一組を永く名井家へ御あけ被遊藩士へ傳授の用に供せられたる趣承り傳へ候云々とあり水藝指南之事家譜所記なしと雖も全く野嶋流水藝及ひ纜船浮沓等の技術を以被　召出勤務之側ら門人教授に從事せしものと思考す

出來平武矩

出來平武矩 仙兵衛重勝總後仙兵衛

一父名井出來平〔後仙兵衛〕武矩祖父の跡目知行之內百五拾石被下大御番被　仰付後御使役勢州田丸五十人物頭勢州御船奉行に歷役御加增四百石を賜り後隱居寬延四未年十月病死
當代亦水藝指南の事家譜に見へす他所勤等之爲其事なかりしか然れ共三代仙兵衛氏映の記に因れは比較的家傳之流法繼承水藝師範家たりしなるへし

仙兵衛氏映　出來平武矩總領
父之跡目相續　菩提心院樣御代水藝指南之儀被　仰付候處痛所にて水藝指南難仕旨願之上弟武助氏政へ指南被　仰付懷中浮沓繼船等相傳仕
以下子孫代々本家相續水藝師範は別家武助氏政家へ讓りたるなり

別　家

名井武助氏政　仙兵衛武矩四男
明和四丁亥年八月軍學出精に付稽古料銀十枚被下安永三甲午年五月水藝出精指南候付御切米十二石三人扶持小十人小普請に被　召出別家仕る
家譜記する處右之如くにして初代仙兵衛重勝の時より野嶋流水藝を代々相傳の如しと雖も其事家譜に見へす武助に至て初て水藝指南の事掲載あり武助氏政死失年月不知其子源次郎相續之處不愼之品に付改易被　仰付家斷絕依て水藝指南之儀多田善之助安賀へ被　仰付たり

多田善之助

多田善之助安賀 多田吉右衞門殷賀養子 實淹七郎右衞門悴 生國紀伊

家　譜

天明七未年五月水藝出精に付稽古料銀十枚被下置寛政八辰年十一月肝煎被　仰付三人扶持被下同十一未年十二月養父吉右衞門爲跡目御切米十二石被下置小普請被　仰付名井武助元弟子是迄之通肝煎被　仰付三人扶持被下置文化三寅年十月小十人小普請被　仰付名井武助元弟子指南御番御免被　仰付文政五午年七月十日六十一歳にて病死養子一八義勝實木川平左衞門道哉二男相續す

一名井流繼船の儀は　龍祖の御時秘法として名井家へ御預け同家斷絶により多田家繼承の處追々時勢も變遷により該御預を解免下付の儀を明治廿五年八月當代多田嘉苗より請願せり依て御預の御由緒及其構造之事等質問之處左之一書を提出す

繼船御預の槩略

繼船御預之儀は　南龍院樣實地演習を御覽後深く御感被遊更めて寛文九年月日不詳御側備御秘船として造船有之內壹組を永く名井家へ御預け被遊藩士へ傳授の用に供せられたる趣承り傳へ候へ共名井家數代の間兩度の火災に罹りたるを以て　祖先助之亟へ御預に付ての御書附及月日等は詳ならす代々申傳ふる所上件の如くに有之候事

繼船構造

繼船は輕裝匣大小三個より成立す小船にして之を繼合せ操行すれは通常小船の漕運をなす解放し豐合すれは一個の大匣となり之を其儘にて操行するを得る構造なり故に大小用船とも云ひ又軍旅及ひ

非常の行旅には陸上の運輸便なれは万一の備となし通常大狹箱に藏置し又は狹箱に代用行裝し不虞の具となすを以て狹筥船とも唱ふ

但船体詳細は圖面に記

使用法

繼船を使用するには口傳を受け頗る練習するに非されは操行する能はす抑本船之目的は三匣合併されは運動効用爲す能はぬと云ふに非す個々獨立して自由に運動をなす故に軍旅には斥候船となり敵の水營の動靜を搜り河川濠池を越へ敵城へ忍ひ入る等之要用に供す又船底平なるを以て深沿泥濘の處を渡も宜も便なり三匣合するの必要を生するときは迅速繼合すれは忽ち通常小船となり其効用をなす又舟行之要なきときは軍營にては水甕にも代用す

三匣合して一小船となすときは三四名を乘すへき輕舸となり如何なる大河と雖も渡川するを得へし

繼船使用は實に多年の練習經驗にあらされは分合離散を神速に施す能はす依て從來之を藩士に傳授するには遊泳上達者を撰ひ使用法を授け年々河川に於て分合離働を實地に練熟せしむ分合之號令は炮聲を以てするを本則とす又時機に寄りて軍貝を炮聲に代用す軍螺を用ふるときは實地之景狀に寄ては指揮者水中に立遊の業をなし螺を起し練習す

一右之如き使用なれは實地練習の功を積に非されは自ら使用之巧拙を免れず依て綿密なる技術要所は紙上に盡し難し

右

明治廿五年八月　多田嘉苗

是に依て視れは本藩より出身の陸軍大尉諏訪良視（故新左衛門男岡本鉚之助兄）か發明に係ると云當時陸軍にて專用諏訪船と稱するもの恐らく此製に基因せしならんか三百年の昔　列祖既に統を垂れたまふ英旨豈に感歎せさるへけんや

繼船圖

槍を以て桁棹となし狹箱となして擔荷の時も槍を用ゆる組織の由なり

小池水右衞門

小池水右衞門房長　小池仁右衞門勝信倅　初三郎　生國紀伊

曾祖久兵衛成行　南龍院様御入國之節御船奉行竹本丹後支配にて御供仕罷越御切米五石二人扶持被下祖父仁右衛門重成父仁右衛門勝信二代共御水主に被　召抱

寶暦五乙亥年七月御水主被　召抱御切米五石二人扶持被下後御船預り格御船奉行附人御水方御用御船頭格等被申付明和六乙丑年九月御水主小頭格被申付只今迄之通相勤夏之内御船手之者共へ水藝指南被申付後追々御取立御切米二十石に御加增獨禮被　仰付寛政十戊午年六月五十八歳にて病死

養子恒之助（後水右衛門）友信養父之跡目二十石無相違被下小十人小普請被　仰付寛政十一未年七月水藝弟子扱被　仰付以下代々水藝指南家にて相續天保九戌年之當代を楠之亟友正と云

南紀徳川史巻之六十二

方技傳第一

書　家

狩野興甫

狩野興益

家　譜

狩野興甫興之 狩野興意長子 始彌右衛門 生國武藏

先祖より代々山城國小川村に居住小川を氏としたるに父興意は探幽尚信永眞の三名へ書法を傳へ各妙技に至らしめたる功を以て法橋位に叙し世々狩野の姓免許を得依て狩野と改む

按に興意は寛永十三丙子年七月十七日江戸に卒す墓赤坂今井谷三分坂種德寺にあり研而心甫與以法橋の六字を題せり

寛永四卯年　南龍院様へ被　召出御切米百石被下御繪御用相勤万治三子年隱居總領彌右衛門へ家督無相違被下寛文十一亥年十二月二日病死

紀伊國人物誌に曰く興甫名顯信號朝雲居士紀州下野足利人興意之男也

狩野興益 興甫之嫡 始彌右衛門 生國紀伊

万治三子年父興甫爲家督御切米百石無相違被下延寶六午年三月二日興甫迪十人扶持定扶持被下貞

享四卯年十月御禮式等外科並被　仰付元祿十丑年正月十八日久々無懈怠相勤候付御加増二十石被下都合三百石に被　仰付同十一寅年四月廿六日隱居御切米御扶持方無相違總領興伯に被下興益には年々金廿兩五人扶持被下寶永二酉年五月廿二日病死

紀伊國人物誌に曰　法名清淨齋本然全眞居士葬于吹上寺町蓮心寺男興伯建碑

興益總領を興伯宗信と云父家督無相違被下六代興圓若年にて病死嗣子無之斷絕の處天明元丑年七月基興典春被　召出八代興元之時三人扶持奉行支配にて寛政八辰年九月病死養子興永之信家を嗣く

一按するに　興甫の事詳ならされ共嘗て事に坐し罪を得三年獄に繫かるゝも獄中敢て畫事を廢せさりしといへり三代宗信及ひ四代興碩の譜に興益か　清溪公に奉仕の功勞により昇格且末期名跡可被立との辭令あるに據てみれは　清溪公御畫事の御師範とより三百石を賜りしならんか興意は既に探幽尙信永眞三傑の師と云父子世々の技倆以て推知すへし　清溪公より報恩寺へ御寄附の大涅槃像は興益の筆也

並河甫雲利孝

紀士雜談に曰く　紀州御畫師狩野興甫宗門の儀に付　公儀へ被囚入牢仕候弟子並川何某身をやつし毎日の食物を三年の間持運ひ申候て出牢を勤居申候　大納言樣達御耳其後御扶持被下甫雲と申候（南陽畫叢にもいす）甫雲は始權右衞門と稱し米村祐意の男駿河の人なり

家譜を按するに慶安元子年書を以て　南龍祖へ初て被　召出五十石を賜り後五人扶持を増し延寶五巳年正月二日病て死す　二代甫雲常孝始卜雲と稱す父之跡目五十石無相違相續同く書を以

て仕へ後家業出精に付八十石になる同人の住居江戸麻布谷町の邸は明暦年中より代々住居之處
有德公甫三度も被爲成　公儀御繼統後も御尋有之其砌りより拜領屋敷同樣に相成たる由常孝享
保六丑年十一月隱居以下代々御書師相續江戸常府にて維新前甫仙と稱せしは此家なり

岩井泉流久宗　始貞行

家譜を按するに泉流は岩井八郎左衞門宗意の總領なり先祖岩井彥右衞門宗雪は具足師にて　權現樣
關東御入國之節駿府より御供に被　召連於江戸日本橋邊町屋敷一町拜領御扶持方五十人扶持被下御
具足御用相勤以後代々右御用相勤と云
泉流　大慧公御代元文元辰年十二月十九日被　召出銀十枚五人扶持被下御繪御用相勤同四未年正月
十一日出精に付御金を御切米十五石に被成下寛延元辰年十月廿一日家業出精に付御加增廿五石被下
寶曆元未年十二月九日御針醫格御加增三十石被下菩提心公御代寶曆十四申年三月當時御用無之付御
暇被下　觀自在公御代明和二酉年十月十八日歸參被命十人扶持被下同三戌年正月十一日御針醫格被
仰付御扶持方を御切米三十石五人扶持に御直し御近習へも罷出可申旨被　仰付安永元辰年正月六日
病死五十九歲
　以下代々御繪師にて相續四代晴澤養行は安政五午年九月三十石御番醫師格にて病死養子泉友政久
　相續江戸常府たり
一按に　紀伊國人物誌に泉流六十七歲にて沒し江府千駄ヶ谷仙壽院に葬るとあり年齡六十七歲とは蓋し誤りなるへし

一泉流は狩野畫の妙手にして筆力の活達氣品の高尙常信の上に出る數等なるあり坂田の龍王寺（三浦家の菩提所）に藏する金屏風畫の如きは非凡の作也（此屏風大風雨の爲毀損さ云）惜哉性大酒を好みて飽かす家窮せし爲にや猥りに麁畫を書き泉流が辻畫との世評を得て人之を用ひす一旦御暇となりしも是等の故ならんか去て堺に住し益麁畫を書き糊口を凌きたれは彌〱名譽を失ひ人顧る者なきに至れり左れは金地絹地に書きたるもの固より少なく人亦見たる者稀也もし學者乃至文人書者流たらしめは豪飮放逸亦名聲の一資ともならんに苟も御繪師としては自から信用を失ひしかおしむへしと云々（此一話は和歌道愛宕山圓壽院當住僧及ひ紀人某の談也住僧は當時七十余歳書畫鑑定をよくす）

一一說に島津家（又は前田家とも云）に而造營新殿之畫を泉流に托さん事を藩に請願す泉流行きて大廣間三方の壁張り一面に繩を引張り所々に鳴子のみを書き二三ヶ所の隅へ少許の稲と雀五六羽を書きたり其作殊に勝れたれは金帛等不尠報酬を得遂に奢侈の念を萠し身も保ちかたくて職を放たれ辻畫かきに成り下り價値を落したるか御抱へ畫工中狩野興甫以來の名手と稱せられしと也

青木夙夜

青木夙夜名は俊明字は大初春塘又八岳と號す原姓は森田氏勢州松坂港町の人也自ら韓の餘璋王の後と稱す故に餘夙夜の稱あり（一旦中川氏を嗣く氏は餘璋王の裔と云に因る也）書法を池大雅に學ひ特に山水に巧也大雅沒する後其舊跡たる東山の大雅堂に住す門を杜ち傭書して口を糊す草樹除かす階庭掃はさるもの殆と十年應擧呉春等と時を同ふす書大に風致を得て世人稱譽す然れとも其遺跡稀也（古今雅俗石亭畫談、扶桑畫人傳、名家全書、書畫全要、）

按に　扶桑畫人傳には夙夜通稱莊右衞門とあり勢州の中川清三郎(韓天壽の子孫)の談に夙夜一たび中川長四郎婿となり後中川氏を去て京都に住し晩年青木氏を冒す中川氏は後更に京都の人細野四郎兵衞の二男を後夫とす即ち韓天壽也と云ふ

野呂九一郎介石

家　譜

野呂九一郎隆　若山町人野呂九右衞門方紹三男　初休逸　號介石　生國紀伊

醫業仕罷在候處寛政五丑年七月十日御勘定奉行支配小普請五人扶持に被　召出在方役所へ罷出相勤可申旨被　仰付

一寛政六寅年閏十一月十五日心掛宜出精相勤候付御徒格被　仰付十三石三人扶持被下置

一同七卯年十月十日御勘定見習在方勤肩衣御免御切米十五石高に御足被下銅山并甘蔗御用筋松山方御扱方御用筋兼勤

一同九巳年十月廿四日御廣敷番並高に被　仰付甘蔗御用筋是迄の通

一同十一未年正月廿日出精に付獨禮被　仰付御切米二十石に御加增

一同十二申年四月廿日砂糖方御用頭取被　仰付

一享和元酉年六月十六日砂糖方格別出精に付大御番格被　仰付

一文化三寅年三月十日新御番格被　仰付勤方是迄之通

一同十二亥年三月七日御書院番格被　仰付御足高五石被下

一文政二卯年八月廿六日御足高御加增二十五石に被　仰付

一同九戌年正月十六日　舜恭院樣より御內々時服拜領

一同十一子年二月十一日　舜恭院樣より御內々紅裏時服拜領

一同年三月十四日病死　于時八十一歲

九一郎男女子無之を以同姓之甥醫師野呂以耕長男周助隆忠を養子とす周助隆忠文政十一子年五月養父九一郎跡目二十五石被下大御番被　仰付以下代々相續三代助十郞隆年第四大隊第五小隊表御番にて明治三年年六月病死養子房之丞隆房相續す

一按するに　九一郎隆は名畫を以芳名を顯したる介石第五隆也兄弟六人あり長兄九澤慈眞次兄以耕隆基共に醫を業とす次は則ち九一郎隆也弟を彥助長昌助左衞門正祥十兵衞隆道と云いつれも賤商の家に生れ名の世に聞へさるを憾み九一郎助左衞門十兵衞三人竊に共に名を成さん事を謀り九一郎は畫を以て助左衞門は射を以せんとし十兵衞は儒を以てせんと誓ふ後果して各其志を果せしこと近世の美談として口碑に傳ふる處なり助左衞門の事は弓術傳に詳なり十兵衞隆道の事詳ならす其子九助隆訓儒を以業とし長子八十一郎公鱗は安政五年年學問を以て被　召出五人扶持を賜り後小十人格儒官となり次男靜吉郎公翊亦別に家を起し學校勤たり（三名家略年譜に云　隆基號漁陽稱助三郎隆忠號介于）

一紀伊人物誌載する處左の如し

野呂介石

姓源、名隆年、字松齡、或曰、名隆、字隆年、初號班石又徵湖、後改介石、通稱九一郎、混齋、臺岳樵者、矮梅四碧齋、皆其號也、父方紹業醫、介石第五子也、常慕第五倫之爲人、故稱第五隆、初從黃檗鶴亭學畫、學書伊藤蘭嵎、後成一家、文政十一年戊子三月十四日卒、壽八十又四、葬吹上護念寺、法名四碧院節翁介石居士、碑銘山本樂所撰書、

或人聞傳ふるよしに介石は元丸の內評定所の西隣に住居し那谿を見ん爲め八十一回熊野へ行き

しと蓋し御勘定在方熊野銅山方勤務なりしゆへ或は然りしや知るへからす

一近時和歌山學生會雜誌に介石之傳を掲く曰く

介石先生姓は野呂名は隆字は隆年初め班石十友窩混齋、古嶽樵者と號し晩に矮梅居、四碧齋等の號あり父方紹は醫を業とす其第五子なり常に漢の第五倫の人と爲りを欽慕し且つ第五子なるを以て後改めて第五隆と稱せり南宗畫に有名の人なり少にして畫を好む初め池大雅の門に入り後清人伊孚九の法を學ひ山水を能くす嘗て大和多武峯に遊ひ黄一峯の天地赤壁の圖を觀て一本を模寫し後其筆意に倣ひ遂に一品の高致を得たり世に所謂三石（即ち介石竹尺讃岐及愛石僧なり）の第一に居る先生晩年熊野に到り其峯巒谿谷を歴覽して専ら其自然の山水を法とす阿部紹州の先生に贈る詩に曰く要知此叟師傳處曾泝熊谿五十回と自註に先生話中の語を用ゆとあり村瀬秋水弱齢にして紀伊に入り先生を訪ふ門外に立て其内を窺ふに一の巨屋を設け數人此中にありて刀槍を試み拳法を習ふ其狀恰も講武場の如し秋水謂らく是れ甚た文人者流の家に似す其れ或は先生の家に非るかと逡巡之を久ふし之を糺すに果して其家なり驚て曰く介石武備ある亦此の如きかと我那智山の深處は古來到り極むるものなし先生一の修驗者と謀り米鹽及ひ食器を脊に負ひ手に苧繩を携へ行々繩を以て木に懸け巖石を攀ち絶壁に登り危谿を跋り七日七夜にして終に通覽を遂くと云ふ宜なり先生の畫中那瀑最も世に稱せらるゝや我藩老公特に命して那瀑三幅對を畫かしめしと云ふ蓋し故あるなり先生書も初に董其昌を學ひ晩年晋唐に泝り後終に其蘊奥を極む嗚呼先生の如き書畫共に其妙域に至る人の其寸絹片紙を獲て之を珍藏する豈偶然ならんや文政十一年を以て歿す年八十四

和歌山吹上護念寺に葬る子あり早世す長兄隆基の二男隆忠を養ひ嗣と爲す其弟子紀之蔡徵有竹僧少林皆其堂に上ると云ふ

一三名家畧年譜に介石の年譜を揭く曰く

延享四年丁卯生

寶曆十年庚辰遊學京師從黃檗鶴亭學墨竹　十四歲

明和四年丁亥遊京師入池無名之門學畫山水　二十一歲

同八年辛卯玉瀾女史來訪共遊紀川　二十五歲

安永九年庚子娶宮所氏宮所名光時懋女三十四歲

按に　護念寺墓碑に田邊藩臣宮所時懋女隆年次配也資性儉謹能事夫享年六十有八天保二年辛卯六月二日卒于家矣と云々

天明二年壬寅生五藏　三十六歲

寬政元年己酉到熊野遂遊大和探臺嶽之水源　四十三歲

同二年庚戌五藏殤養隆忠爲嗣　四十四歲

同五年癸丑始出就吏職　四十七歲

同六年甲寅賜居廓內庭中有老梅樹因號矮梅居　四十八歲

同九年丁巳蒹葭堂來訪贈以福州竹甬紀有斯竹始于此　五十一歲

同十一年己未赴東都　五十三歲

享和元年辛酉再赴東都　五十五歲

文化三丙寅年竹石來訪贈以畫山水　六十歳

同七年庚午上淡山觀千手院所藏黃大痴天地石壁之畫幅　六十四歳

同八年辛未竹田來訪　六十五歳

文政二年己卯藩主賜親筆書自是號四碧齋　七十三歳

同三年庚辰著臺嶽跡歷畧記　七十四歳

同八年乙酉山陽雲華來訪山陽贈詩　七十九歳

同九年丙戌公賞翁壽賜時服　八十歳

同十一年戊子二月十一日老公賜紅裏時服三月十四日歿葬于和歌山吹上護念寺　八十二歳

同十二年己丑門人所筆記介石畫話成

一按に　嗣子隆忠の墓亦護念寺にあり其碑文を附記す

君諱隆忠、字周輔、號介干、野呂氏、安政二年乙卯十月十四日卒、享壽八十、葬于吹上最勝院、君性恭謙寡慾、不競於名利、以畫山水自娛、頗有皇考介石先生之風、君實先生之皇兄以耕府君之長子也、先生養以爲嗣、以蔭爲羽林郎、進陞中衞郎、夫人榊原氏、先沒、子男二人、長子隆年嗣家、次子長訓爲下條某君之義嗣、女二人、皆歸門人、

一護念寺介石の墓碑左の如し石質脆麁字缺損する所あり

介石野呂君之墓

君諱隆、字隆年、號介石、野呂氏、父諱方、、、其五子也、常慕第五倫之爲人、且以其五子故、稱第五隆、爲人淵默耿介、頗抱憂民之、、能書及畫、年四十七、始出就吏職、雖居塵務、不忘隱逸之操、時有唱者、不苟應、特託興於書畫風流、是以其寫山水、實有高致、名施於海內、衆之所知也、君無子、養長兄諱隆基之子隆忠爲繼、今茲文政十一年戊子三月十四日歿、春秋八十二、壽則壽矣、嗚呼惜哉、

山本惟孝撰　　野呂隆忠建

桑山玉州 同大圭

名嗣燦、字明夫、號玉洲、稱左內、和歌浦人、有隺麓明光居士、聽雨室、珂雪堂等號、初名文爵、又士爵、或繼昇、始學畫櫻井山興、後成一家、受設色法於柳里恭、寛政十一己未四月十三日歿、葬和歌村宗善寺、法名香雨院敎忍信士、享年五十有七、著繪事鄙言、（紀伊國人物誌）

按に玉洲は和歌浦の郷士也書名介石に亞て著る　香嚴公雲蓋院觀菊の御宴に祇園餘瀛初と共に御前に召され菊竹山水を畫しめ給ひし事あり

南紀風雅集に　少して畫を洛東池無名に學ひ專精多年遂に自から一家を爲す又槊林清芬に玉洲延享三年に生れ壽九十四とあり何れか是か

桑山大圭　玉洲男

南紀風雅集に曰く　名奎號曦亭茂平次と稱す後移て朝日村に住し自ら耕稼を事とす頗る文事あつて詩を善くす文化丙寅卒す年三十三と云々夫れ父は無聲の詩を以て鳴り子は有聲の畫を以て稱せらる一己の農夫庶人父子如此なるは當時士大夫中尙甚稀なり才子夭折誠に惜むべし風雅集載する所の二律を抄出す氣韻思ふべし

夏日即事贈田景福

村墟風日愛晴和松下閑眠月下哦買婢耕餘看織席倩翁醉後學編蓑欵冬壓處青蛙在半夏生時白鳥多欲入城中訪詩伴陌頭奈被俗肩摩

秋日野興簡田龍江

頹垣破屋足幽栖農隙閑眠任日西村巷賣魚秋社近陂塘牧犢晩雲低候風籬菊思(漆)[一本添]援經雨水車休灌畦一事誇君郊野事朝吟暮咏富詩題

森　月　航

姓清原、氏森、名行貞、字子輝、號月航、豐後國岡人、學畫月僊、有出藍稱、住紀州、文化十一年甲戌十一月十一日歿、年三十一、葬于水門吹上寺境內、碑銘山本樂所撰書、（槊林清芬二月航仕紀藩學畫月僊有出藍稱）

野　際　蔡　徵　養子蔡眞

野際蔡徵截長 元御先手同心野際三十郎二男 生國紀伊

家譜

文政五午年五月御扶持人並被申付同年十二月　御目見之節熨斗目着用弁苗字名乗候儀　御免文政八酉年十一月御繪御用向相勤候付年々金五兩被下同十亥年七月出精相勤候付三人扶持年々銀三枚被下同十三寅年十二月御繪師五人扶持に被　仰付天保四巳年五月御用向出精西濱御殿御用向をも毎々出精に付小十人格被　仰付弘化二巳年二月御番醫師格御扶持御増十人扶持被　仰付嘉永二酉年十月廿一日七十七歳にて病死 養子蔡眞直忠跡目相續す

一蔡徵勤務中　舜恭公より御庭燒御花瓶御庭製織物其他種々御道具等拜領多し蓋し常に御畫御用にて寵遇を蒙りしならん

墨梅清芬に日野際白雪字伯龜一號石湖紀伊若山人從介石學畫山水際蔡同音故假借爲蔡

養子蔡眞直忠業を襲て御畫師たり頗る善畫の聞へあり嘉永六丑年六月　讓恭夫人の特旨により堀端晴野が拜寫したる舜恭公御束帶像に憑り　御同公老年御小直衣の御畫像を拜寫す

坂本浩然

坂本浩然 浩雪と稱す

坂本浩然直久は坂本純庵甫道の長子なり江戸に住す 純庵甫道は町醫師にて寛政十一年御出入被命文政十二丑年小普請御醫師に被　召出天保四巳年奥醫師被　仰付たり 天保十五辰年純庵存生中願之上總領を除籍す浩然醫を業とせす畫を善す櫻香又香村寫蘭の號あり特に櫻花の寫生に妙を得て近世の花隱に伯仲應擧も及さるの出來あり嘗て櫻花百種を畫くに一眞に迫らさるなく伎倆卓絶也且つ本草に長す苟も觸目の草木介蟲自寫洩らす所なし著す所の百華圖纂（一卷）は人皆稱贊する所となる嘉永六癸丑年八月廿六日歿す壽五十四

諏訪鵞湖

諏訪鵞湖は江戸の人兼次郎維謙と稱し諏訪新左衛門親次の養子となる實は岡本小平太道孝二男也明和八卯年九月養父の後を襲き十五石大御番格小普請となり後屢々職を轉し小十人頭格御加增四十石を賜ふ身武官に在りと雖も好て畫を善し良畫の聞へあり文化十一年三月若山へ扈從の時暇を乞ひ熊野へ遊歷那瀑を眞寫す又　公命を奉し富嶽に登り（維新前は富嶽登山は農商輩富士講と唱ふる者六月登山に限り士人等登山は絶無也故に藩中にて登山は殆と此一人なるべし）其眞景を寫して納獻の由其圖寶庫に存せり然れとも此事家譜記する所なし蓋し内命に屬せしならん

嘉永二酉年十月八十六歲にて歿す

山名廣政　男貫義

山名大助實名廣政（後行雅と改む）文化年間住吉廣行の門に入り畫道を脩め壯年に及て塾頭に擧られ廣行廣尙弘貫三代に歷從して屢々幕府及ひ諸侯の畫事に預れり弘化四年御出入被命後被　召出三人扶持年々銀三枚を賜ふ安政四年病て歿す年七十一

男貫義嘉永三年住居內記弘貫の門に學ひ安政元年畫道出精の功を以て師の片諱貫字を許され貫義と稱す同二年　內裏御造營により師に隨行上京　紫宸殿賢聖御障子及ひ御三之間御上段朝賀の圖の畫事を勤む同五年父に襲き御繪師命せられ　倫宮正夫人京師より御入輿之際御掛物襖屏風等の畫を命せられたりと云

按に貫義亦父の稱を襲て大助と唱ふ技漸く熟せんとする頃維新の變に遭遇し畫道大に衰頹を來せしか貫義堅く志を守て貧苦の中に益々精を研く然れ共糊口に窮し明治六年より傍ら測量師の職に服す後專心本業を修め遂に住吉派の再興者と稱擧せられ東京美術學校の教員となり又帝室技藝員となり古社寺保存會委員を兼れたり

岩瀬廣隆

墨林清芬に曰く岩瀬半夢、名可隆、初名廣隆、菱川氏、姓小野、有林屋蕙谷琴泉米年雨山梅軒等之號、京師人・住紀伊和歌山、學訥言又一蕙、後參考漢畫、成一家、明治十年八月五日歿、年六十九

按に　廣隆通稱魯七と云土佐畫に堪能なり紀州名所圖繪の撰ある前後の緉畫悉く廣隆の一手に成る其名着山畫工中に嘖々たり天保の度長澤衛門伴雄侍恭公の内旨を奉し上京有職故實を調査の時古畫繪卷物の類其畫事ら擔任せり晩年文人畫の流行に際し其風を摸したれ共得意の技術に及はす却て品位を墮せり今に至ては以前に書きたる土佐風のもの大に世評を博し人皆貴重する處となる土佐風のものには菊池容齋の如き筆の輕き處を含み非凡の風致ありといふ

一按するに　繪畫を以て職を奉する所謂御繪師となる者は諸公子御畫事御教授或は殿舘造營又は御幅軸物等總ての畫事に服するを以て歷世時の名手妙技を徵聘せらるゝ者不尠といへとも其子孫父祖に襲き業をなす亦多し然れとも概ね拙技遊惰に流れ空しく員に備ふるのみ故に特に傳記を掲くへきもの少し紀伊國人物誌左の數名を載するも單に其名氏を記するのみにて其傳記を欠く又近世山本養和初の如きは少しく名ありと雖も亦別に聞ゆる所なし暫く名氏を列し以て他日の補綴を待つ

佐渡椽正吉　號松月道人
佐渡椽高信
田代興春
岩井養月
關口氏徒
笹川遊泉
埜瀬維章　字文明稱伴六　歿年八十余　安藤大夫の畫工

南方彦右衛門　名貞蕭影物師又右衛門之男

以上紀伊國人物誌に記す

山本養和　江戸御書師　狩野家

堀端晴野　若山御書師　嘉永四亥年依命舜恭公御束帶像を書く

原遊原　若山御書師

坂昇春　江戸御召方坊主北齋風を書く嘗て赤坂園中亭榭の圖を書く今文庫に藏せらる

願立寺僧某　若山黑田村　觀自在公御在世中允を得て公の御束帶像を書く今殿内に安す

此他不詳恐らく遺漏あるへし

宇治田平左衛門忠郷

有職家

宇治田平左衛門

宇治田平左衛門忠郷　宇治田與四郎友次總領　初秀八郎　生國紀伊

家譜

父與四郎友次は松田余四郎高友男にて紀州宇治市場村に出生依て在名を以て苗字宇治田と改炮術出精　清溪公の御時元祿十丑年六月伊丹三郎左衛門に附屬鐵炮御用の節は罷出可相勤旨被申付後御徒被　仰付享保二酉年六月病死

平左衛門忠郷鐵炮年來出精に付享保三戌年閏十月御徒に被　召出定の御切米御扶持方被下同十一

午年五月晦日有職の儀心掛罷在候付小寄合年々銀三枚に被　仰付同十六亥年二月有職稽古出精に付十五石に御加増十人組並被　仰付後同斷に付獨禮二十石に御加増猶又大御番に進み延享元子年七月五十四歳にて病死す

總領平三（後平左衛門）忠如部屋住より有職出精に付十人組並小寄合十五石三人扶持に被　召出後父跡目二十石無相違被下獨禮被　仰付追々昇進遂に御藥込頭八十石被　仰付以後代々相續御衣紋御用勤務京都師家堂上の傳習を受け御束帯御裝束之節は必す供奉す藩中有職の家は今世此一家のみにて家業とせしなり六代兵衛忠得は御切米四十石大御番衣紋方御用勤にて天保八酉年正月病死養子猪吉郎定安跡目相續近代平三と稱す文久以後　當公頻に御上洛御參内初御束帯御衣冠等の御衣紋御用悉く勤務す

茶道

千宗左

千宗左江岑

千宗左、系出於里見太郎義俊、其先曰田中千阿彌、爲足利義政同明、祖父利休、父少庵、至宗左江岑、寛永中、公召爲數寄屋頭、賜祿二百石、原叟宗左號覺々齋、其子曰天然宗左、好讀書、常從書賈而學、一日原叟謂天然曰、汝勿讀書、我家世業點茶、以食厚祿、君恩大矣、顧其爲業、屬無益、識者所賤、今汝讀書識道、必將以爲陋而廢之、是墜祖業背君恩也、故予雖知其陋、今不可改、汝宜思之、享保中、原叟從大慧公在江戸、我傳相水野氏與、岡崎侯（水野監物）爲同宗、一日侯來訪水野氏、公聞之賜酒、以助其饗、水野氏請原叟、

點茶、侯大喜、將去、謂原叟曰、今日相見、適我願、請他日訪我、以繼斯會、特以我在顯職不能公然相見、子其秘之　原叟曰、公在顯職、不宜有隱事、且雖秘之必顯、是招世譏也、某雖賤技、亦有名於世、不宜私入公門、若公然召之、某亦將請之寡君、公然入公門矣、侯有慙色（千氏系譜 紀士雜談）

一千宗左は茶人利休の後なり其先人より世々　紀公に仕て其家洛陽にあり利休の茶室今にありこそ宗左の子學問を好み本屋に從ひて業を受く宗左是を聞て其子にいへらく汝必す學問を止めよ我先祖より茶事をもて我君に仕ふ家數代茶を業として厚祿を受吾業とする所をかへり見れは誠に天下無益の事のみなり道を知る人の笑ふ處賤き事甚しもし汝學問せは必す我か所爲をはぢん然る時は汝茶事を止むへし是汝が家業を破るなり我業もとより陋しきもて公に仕ふ故に汝に學問の尊き道を止さしむるなりとそ云

享保年中　紀公に從て江戸にあり紀の相熊野侯は御老中岡崎侯の親族なり皆茶事を好む熊野侯常に岡崎侯を招かんと思ふ或時岡崎侯熊野侯の許に至る　紀公此事を聞召て熊野侯に酒を賜ふ熊野侯千宗左を招て茶事を行はしむ岡崎侯もとより好む處なるゆへ大に悅ひぬ主人に暇を告て歸らんとする時宗左にいへらくたま〳〵今日我足下に逢ふ事を得て歡ひ是に過す願はくは別日必吾屋敷に被參よ去共我か役儀　公に招事を得すそと來る事を希ふのみと宗左の言君は國家の大臣なり私あるへからず如何に秘して君の邸に至るとも世の人若是を知らは必す君の御行ひをあしく申候はんかそれかし賤き身といへとも數代業を以て名を天下に知らるれは私に君の邸に至りしと世人に笑はれん事を深く耻とす君もし公けに召さはやつかれも君にゆるしを受て公けに君の邸に至るへ

し私に參る事は得こそ致さしと言ければ岡崎侯深く耻たるさまにて辭なくして歸られしとぞ

千氏家譜

元祖 田中千阿彌 實名不知 里見太郎義俊二男田中五郎末孫 生國城州

東山慈照院義政公同朋相勤後泉州堺に閑居仕候

二代 千與兵衛 實名不知 千阿彌總領 生國泉州

泉州堺に居住父の名千の一字を取り苗字千と改申候

三代 同 宗易利休 與兵衛總領 初與四郎號抛筌齊 生國泉州

織田信長に仕祿三千石を給ふ其後太閤秀吉に仕へ獨樂の紋を下し賜ふ家の紋とす從 正親町院居士號を賜ふ大德寺へ山門建立木像を上け候付秀吉より咎を蒙り天正十九辛卯年二月廿八日切腹仕候 于時七十歲

按に 茶人大系譜の記如左參照さす

利休、初稱納屋與四郎、沙界今市坊人也、曾爲普通國師剃髮弟子、受法諱焉、聞茶道於道陳紹鷗二居士、而大成於其道矣、蓋分茶道有四焉、能和能敬能淸能寂、因茶祖珠光故事所立云、遂以茶道仕右府信長公、後仕太閤秀吉公、領三千石受命改定茶法、損益補否之精、一無可捨、其法徧行于海內、爲列國諸侯所重、世以稱百世之宗師、蓋元龜年間、因 正親町上皇之勅、製茶具奉之、賜居士號、初薙髮、謁古溪和尙、爲參學徒、窮妙參玄、殆盡力、某年捐資財、架閣於紫野山門上、而置

諸尊像、及巳肖像、豊臣公怒之、爲罪因賜死、葬紫野聚光院、

千　道安

初名紹安、後改道安、號眠翁、宗易嫡男也、天正十五年七月朔日沒、嘗爲春屋國師俗弟子、

按するに　利休二男二女あり道安先て死す長女名きん堺住万代屋宗安に嫁す利休の罪を得る此女の事に起因すとは世普く傳ふる處也次女堺住石橋良叱に嫁す

因に記す万代屋はもすやと訓す關宿久世侯所藏小倉色紙に利休の添文あり文中もすやに内々と記し又堺鑑に萬代屋（モスヤ）道安とありと一話一言二十三に記せり

同（四代）　宗淳少庵　利休總領　生國城州

父利休谷之節蒲生飛驒守氏鄕へ秀吉より被預其後赦免之節　權現樣幷氏鄕より少庵へ御書被下置于今所持仕候

右寫

爲御意申入候貴所被　召出候間急可被罷上候爲其申越候恐惶々々

十一月十三日　　御諱御判

氏鄕判

少　庵　老

台徳院樣より少庵頂戴仕候　御書于今所持仕候

右寫

香箱種々到來悦覺候尚靑山圖書助可申候也

少庵

一台徳院様利休家筋を御惜被遊候由にて少庵義被　召出紫野古御所と申所一圓に五百石被下置候右爲御禮少庵參勤仕候時一休自筆の平家物語全部獻上仕候毎年江戸參勤仕候處老年に至り御知行差上閑居仕罷在候

一京都屋敷は秀吉より少庵へ給前田徳善院より請取候旨申傳候

一慶長十九年甲寅九月七日病死　于時六十九歳

茶人大系譜に曰宗淳、初稱四郎左衛門、宗易第二子也、以兄道安有病續家、母繼、室宗音尼、左海宮尾氏道三女也、有數奇才、

五代
千宗旦元伯　少庵總領　咄々齋　生國城州

仕官を不好隱者にて罷在候祖父利休讒言にて寃死之段秀吉後悔不淺其以前利休不審庵にて茶を獻候節宗旦給仕に罷出候儀被存出宗旦十二三歳にも成らん是に利休道具可給との事にて道具入長持三棹宗旦に給候

一總領宗左　南龍院様へ被　召出候後紹鷗作茶杓銘アサヂ利休所持水瓢銘大脇差南龍院様へ差上申候

一万治元年戊戌十二月十九日病死　于時八十一歳

茶人大系譜に曰、宗旦幼而爲紫野衆光院喝食、後出寺爲宗淳家續、性好隱、不慕榮利、能深得祖父

之意、而其心汲々不已、以茶事爲已任、大振家聲、

六代
千宗左江岑 宗旦總領 逢源齋 生國城州

寛永十九壬午年 月日不知 南龍院様へ被　召出現米八十石被下御數寄屋頭相勤其後知行二百石に被
仰付寛文十二壬子年十月廿七日病死仕候 六十歳

茶人大系譜に宗左堪笑軒又不審庵と號し宗旦の第二子也とあり

按に或る時水戸賴房卿尾張光友卿御同道にて入らせられ御噺濟て御兩卿仰にて松の木臺 權現様より御拜領 天下の名物と云 御一覽御所望あり　龍祖さらば茶の湯にて御目に懸け玉はんとて俄に御書院にて御茶の會あり千宗左松の木臺にて御茶を点し御會畢て　龍祖の仰に此茶道（サトウ）は天下中興の名人千の利休か曾孫にて千の宗左といひ茶道の達人に候御兩所も御見知給るべし天下の名家にてとの御引合せに御兩殿にも御氣色改り扨は承及候如仰茶道にて天下無双の名家に初て對面本望不過之と御挨拶ありければ宗左一座の面目忝次第身に余り落涙し退出仕云々と大君言行に記せり即ち此宗左の事也

江岑以下代々俗稱宗左を襲稱す七代良休隨流齋と號し八十石を領す八代源叟覺々齋と號し 養子久田實全宗男 家督六十石を賜ひ後八十石に至る九代天然如心齋又丁々齋といふ跡目七十石也十代吽翁啐啄齋跡目六十石之處後格別の家柄に付以後代々知行貳百石に被　仰付十一代を了々齋と云　舜恭公は此了々齋より秘訣御皆傳殊に一子相傳をも被爲受然るに了々齋は文政八年八月歿し其子吸江齋 十二代 は僅に八歳傳法方に絶んとするを以て暫く之を御預り吸江齋の成長を待せられ後皆

傳を賜ふされば斯道に於ては　公を傳統の數に加へ奉るこ也

梅本圓齋

梅本圓齋

圓齋家譜傳はらず元和御切米帳坊主名前の内にも圓齋なるものなし立花の達人とあれは蓋し　龍祖の時職を茶道（サドウ）に奉し御數寄屋頭の下に屬したるものなるへし　惣して御茶事に關する職を茶道といふ後御數寄屋と改稱す

一祖公外記に曰く　梅本圓齋は池坊門弟にて立花の達人に付江戸にて御客來の節圓齋へ立花を被　仰付例の通り御茶道頭見分相濟候處へ御醫者某來り此下草に遣候羊躑躅は有毒の花にて候と申候に付圓齋大に怒り池坊挿に毒花を可用樣無之我等可試とて直に其花を喰候得共何の障も無之候付御醫者は閉口致し候此趣を御聞被遊圓齋の熱心を御感被遊候

岡山又右衛門

岡山又右衛門

松坂雜集に曰く岡山又右衛門は伊勢松坂觀音小路の人俊正と稱す茶道を好み兼て諸藝に携はる此よし　清溪公の御聞に達し元祿十四巳年紀州に召され七人扶持金貳拾兩を賜り御扉にて奉仕す其子を庄左衛門端齋といふ（此項原本なし一本による）

室友甫時章

室　友　甫

家　譜

室友甫時章　室常清休之養子實は宗默休道長男休之爲に孫也

先祖室常清は　南龍院樣御代正保三年十五石三人扶持に被　召出御茶道小頭相勤二代目常清休

之は御茶道小頭より後御茶道頭御切米五十石に御加增延享四卯年正月病死
友甫時章延享四卯年三月養父常淸跡目御切米四十石被下御茶道部屋へ罷出家業見習可申旨被
仰付後御茶道頭御切米六十石に御加增常々御茶事御用相勤享和三亥年六十九歲にて病死
養子友甫時紹跡目六十石無相違被下御數寄屋頭勤御同朋頭格七十石に至る養子宗憺成紹跡目
無相違相續文政九戌年二月千家流儀の傳授事を大坂浪人住山揚甫より皆傳受授可申旨被　仰
付同く御數寄屋頭にて天保九戌年八月病死長男文乙美勝相續す

一紀伊國人物誌に曰く（室友甫、又稱玉輔、謂其亭、曰浪華亭、與宗雪宗郁共學茶術于如心齋、有四天王之稱、遂爲　本藩茶博士若山人、）

川上宗雪

紀伊國人物誌曰、氏川上、稱宗雪、號孤峯又不白如心齋、門人鳴于東都、千家四天王之隨一也、熊野新宮
人、仕水野家、通俳諧、又有學識

一不白の本姓は藤原也先祖より紀の新宮侯に仕へたり十六歲の春より京師に赴き千の如心齋に就て
茶事を學ひ宗雪と稱せり日夜の琢磨にその道の蘊奥を極むるを得たりけれは如心齋千家の風を弘
めん者は汝に非されば能はずいてや身を立て名を揚けてよと其旅立にのぞんで

　秋風よのりて歸るや東人

と餞せられけるとぞ不白は夫より江戸に出て茶道を弘めけるか懸雪蓮華の二庵をいとなみてより
其作法禮式を作りて永く後の世支配せるぞさかりなる不蔑庵不白といひ（陸翁か唐歌より取り來ると）或は又孤峯亭

々齋圓頓齋などもいへり時の　帝　關白殿　日光准后宮などへも召し出されて茶事を問はせられしぞ名譽なる其比の大知識大川萬輝無學龍門萬仞大巓等を友とす其外黄檗山の堪江和尚本法寺の日詮上人なんど長入宗哲淨念正玄利齋か輩はいふも更也また幼より俳諧を好めり初は淡州にたよりて中比は珪琳に學ひ老ては蓼太と交れりこれ茶事をたしなむの余力なりけるが中々に巧みなりけりひとゝせ宗雪の號を嗣子宗引に與ふるとて

　譲葉の末葉あやせよ千代の春

日々菴宗雪茶の湯待合に在りし時冴かへりて雪のふり出しければ

　淡雪のふるも茶の湯れ花香のな

振々亭蓼太に遊ひたりしか晝のほどはまだ蕾み居たりし花の永き日の長閑なるにいつしか咲出にしを主の

　とく咲けと君やいひおん夕櫻

と有けるをいでや朝櫻見んと眠鳥蒼毬の二子をさそひ又其亭に夜こめして

　雲雪と咲くやさくらの山のつら

秋もはやけふ明日はかりなるに濟松寺の室に至るに菊の花いろ〳〵から錦を織はへたり古へ祖居士利休翁の茶の湯ありしがそれは唯一輪に天下の譽を取りこれは百花に禪林の寂を見いたせりと詞書して

　朝顔につゝくや菊れ名殘の茶

啐啄宗匠出生の朝千家の榮へ幾千代もと心の中に念して

　秀るや雪の朝のおとゐ松

淡泊なる口調も其道を得たる至りなるへし

一紀人某の談に不白の比には千家の正統を傳へ教る人なく諸流區々にして流派方に亂れんとす不白いたく患へて江戸に赴ん事を師に請ふ如心齋未た覺束なしとや許さす後數年を經て突然今より江戸に往くへしと不白は飛たつばかりに打悦ひぬ師曰く暫く逢ひ見ん事も叶ふまじいざ別離の茶の湯すへし今夕來れかしと不白約の如く往て席に入る別に客とてはなく所謂一客一亭にて式の如く茶事終り退席せんとするに主人敷居を隔て一禮し何の言葉もなく襖をはたと締め切りぬ不白こはいかにやせめては一言だにあるべきをと思案に暮れイみ居たる折からいとしめやかに鉦の音の聞えたり不白ははつと心付て鉦聲に連られ靜に歩みを運ひ立去れりと師弟別離の情を特に不言に附し一點の鉦聲以て悟らしむ茶事の眞趣心憎きかな不白の數寄多き中に自製の一閑張木器樂燒表裝の類に至るまで中々に堪能を極め世に賞せらるゝもの亦尠からすとぞ

　不白文化中歿す壽九十三といふ

羽山宗都

紀伊國人物誌に曰氏羽山、稱宗都、如心齋門人四天王之内、紀州日高人、仕安藤家、號應物齋

　傳說に曰く初代を羽山休古（羽山角兵衛の男）と稱す織部流茶道の宗匠にして安藤家に抱へられ正德四年九十六歲に而歿すとあり按に元和御切米終身錄坊主名前之內休古と云ありて御切米拾石寛永十八

巳年より上る成行不知と記す此人傳說にいふ初代休古ならん寛永十八年は年は二十二歳の時に當る此時より安藤家に仕へ御切米上りしならんかもし然りとせば初代は　龍祖に仕へしものか休古の男を休甫と云ふ憲之と稱し狹偲軒と號す亦織部流の茶道をなす安永三年九十三歳に而歿す

宗郁初宗貞と稱し閑仙庵應物齋の號あり日高郡小松原九山才兵衛の男にして休甫の養子となる如心齋の門に學ひ文化元年八十七歳にて歿す

宗郁子なし藩士永田左門男を養て嗣とす宗休と稱し洒心齋と號し弘化三年七十八歳に而死す

其子良筌早く歿（弘化三年四十八才にて）子宗休（初宗古）家を襲く宗郁代々千家の茶道を業とすと云ふ

金森得水

金森得水名は仲字は長興と稱し久野丹波守に仕へて勢州田丸城の宰たり武術に精博にして兼て文藝に通す精勵宰務に從ひ釐革する處多し夙に茶事を好み千宗左に學ひ其奥を究む致仕して自ら琴屋叟と號し後得水と更め別に玄甫舍と稱せり泉を品し茗を論し專ら風韻を事とし以て餘年を娛む著す所古今茶話五十卷習事十三卷箇條大槩抄附錄五卷あり又諸國の陶器に就き其圖史及ひ名器の源委を精覈考訂して本朝陶器攷證六卷を著し最も發明する所多し元治二年二月卒壽八十（陶器考證の序に據る）

按するに（得水は田丸の人世々久野家に老職たり茶道の宗匠をなして名聲頗る聞ゆ又自作の茶器則木彫漆器樂燒一閑張の類世に多く又書畫も傳はれりといふ）

和歌俳諧

按に和歌俳諧狂歌を以て名を得し者亦尠からさりしならん然れとも傳記の傳ふるもの稀なり今二三の書により僅に數名を掲く紀伊國人物誌の如きは唯姓氏雅稱死没を記するのみと雖も姑く抄出後の考査を待つ

歌人

東宮意看

紀伊國名所圖會に云く翁は勢州度會郡槌柄荘東宮村の人にして姓は千葉也代々東宮村に住す故に東宮氏といふ歌學を以て駿河藩に奉仕し元和以後那賀郡押川村を采地に賜る翁此地の勝景を賞して致仕の後小菴を卜築して花紅葉に心をそめて老を養へり且遺言して死後此處に墳墓を築かしむ辭世の歌とて

春の花秋のもみぢれなれをも見たつる夢のなごれ山風

村の西北山林中に碑あり月窓意看翁墓と記すと云々

太田道知

本姓は池上氏名は茂弘通稱源兵衞といふ太田氏に養はる延享三寅年十二月廿五日若山御下屋敷御舞臺に於て初て九十賀御能の文句御好にて著作を被命寛延三午年五月當分御庭方勤銀拾枚三人扶持を賜り後本道御醫師格御加增三十石に進み寶暦元未年三月廿二日命を蒙り紅葉賀吹上八景の謠著作呈上の處趣向宜敷出來に付　御當家御謠に可被遊之旨　御意ありて召させられたる紙子の御羽織を御手自賜り以後　御目通り殿中紙子羽織着用勝手たるへきの仰を蒙りしと云

以下「●」迄原本なし一本による

大慧公御晩年寳暦五年十一月（御七十四歳の御時なり）千首の御詠を遊さる此御和歌帖に遠紹夫人（公御女忠姫君松平播磨守殿に嫁し玉ふ）の御添書あり中に道知の事記し玉へり曰く

前略　いさゝか國の御政の御いとまあらせ給の日は太田道知を御かたはらにめされ和歌を詠し給ひ冷泉爲むらの卿へ御相談ありしなり此太田道知和歌の道にこゝろさしにかきものゝよし御聞に達しあらたに召いたされぬ故君（宗直卿御事）組題千首詠しさせ給ふ折から道知にもよみ候へとの仰にしたかひ日かす六十日程のうちに代歌ともに二千首をよみて爲村卿へ御点乞奉るこのとき冷泉家よりも御ほめの御かき添あり道知千首外にうつし置年月うつりて　故君七めくりの御わさせさせ給ふとてや河子の御方（永隆院殿御事）より姫君かたへ百首の題をすゝめ給ひ七百首にして備へさせ給ひしとき通知と同し題を給りてよみぬ此題のうち川といふ題の歌に御添削にてつゝとめ御傳授なり道にこゝろさしある人々はきゝつたへてうらやみぬ傳聞道知は　國主の君命によつて隱居入道して道知と改其名も

よる浪の声聞さはらて行末を道しるへせよ和歌の浦人

といへる國主の御詠を給りてよりの名のよし来た若年のむかしより和歌の道に志しふかく常に京城に遊ひ堂上に深く交り十六歳の比は松木殿の門弟にて其後冷泉爲久郷の弟子となり爲村卿まて二代の門人入門以後一ヶ月にても詠草とらぬ間なく冷泉家にもひそふの者に思召のよしうち〱は國君の師となり姫君かた若君かたも皆和歌の添削を冷泉家にても此事はゆるしありと道知見し上を京へ見せらるへきとの事也道知人となり寛仁にして壯年のむかしより老後に及まて怒をうつ

さす假初にも僞らす上を敬ひ下を愛し禮義を正しく貪る事曾てなし人愛ふかく卑賤より召出さるゝといへとも人躰位あるかゆへに彼と對座する時はいかなるおのこのものも自愼正座せしとなり遠紹夫人も道の師とあかめ給ひしものから斯も遊されしか殆と道知の傳ともいひつへきか道知實方の名字をも立度願ひて子の昌庵は池上昌庵と名乘らせ醫業を兼歌道の公用をも勤む又　公命にて孫子(昌庵子)次郎左衞門をして道知の名跡を續しめられ太田次郎左衞門と稱し御勝手行をば勤めたり「●」

紀伊國人物誌歌人の部に太田道知岩橋秀榮の二人の姓名のみ掲けて共に傳記なし文化七年御家中姓名錄に池上昌菴其父太田道智とあり後池上と改苗せしか池上家譜傳はらされは詳かなるを知りかたし

一十寸穗の薄に曰く道智名は次郎左衞門太田村の人和歌を善くし撰擧せらる

兒玉盆道

家譜を按するに兒玉盆道莊左衞門と稱す盖し兒玉八十島坊貞行なるべし根來者にて元和六年役生功者なるものとて御山方命せられ粉河陽山御殿御造營の節御用掛り御館を守りたり寛文十一年　龍祖薨し玉ひし後も尚御館に止まりて守るべきよし仰蒙りて守り居しが次第御館の荒ゆくを歎き又頓て毀たせ給ふにぞ今は有て甲斐なし心細きかきりと述懷の歌數首を詠せし事紀伊國續風土記にあり詳には耶圓志陽山御殿の條に掲けり盆道和歌を善し兒玉記を著し當國の舊跡及ひ和歌を集むといふ十寸穗の薄に兒玉盆道名は庄左衞門歌を好み元文の頃名草山の山藍を摘て京都に献す褒賞有て山藍の

庄左衛門と召呼ると云々

按に　元文三戊午年八月廿九日熊野產の山藍二籠を一條關白殿下ゟ被進　禁裏大嘗會行はる其官人衣服に山藍といふ草を摺用らる此草熊野に有之段一條關白殿下被聞及所望之由申來に付被進しといふ事　大慧公の同年の記の如し蓋し徃道に仰せ熊野にて採收献せられしを本記の如く記したるならんか

向井宗哲

松坂雜集に曰く宗哲は丹波福知山の浪人勢州松坂職人町に住す江州大津木瀨三の門弟にて歌道を好む元祿十四巳年五月七日八十九歲にて死す兼て儒學を松坂に弘む一男軒は藤堂家に仕ふ一男元琅向井を正井と改む

歌仙貝和歌　　向井宗哲守靜輯

左

見すく〳〵も波打かくる籬貝ひまこそなけんいかてひろはん

右

ひろはゝや波打あゝる籬貝磯山風はよしおろすとも

風下磯山巡海畔　　玉階猶靜籬中一字缺カ

右歌仙三十六番　餘略也

袋屋秀榮

名甚左衛門歌道に達す著書名蹟考行于世　十寸穗の薄

岩瀨吉郎大夫

累世名草郡湯橋の庄官歌學有て書を著す禁忌に觸るゝ事あつて其咎めに遭ひ一生錮せられ家に終 同上

僧憲順

僧離言

憲順は坂田了法寺住職歌人也離言は和歌を善し歌塚を紀三井寺に築く 同上

木村雅敎

姓木村、名雅敎、稱酢屋吉右衛門、飛鳥井家之門人、天明六丙午年八月廿七日歿、年七十有一、碑在岡崎 人物誌

十寸穗の薄に曰く雅敎名は太兵衛爲村卿の門人和歌を善くし秀逸多し人口に膾炙し世に傳ふと云々

鵜殿餘(よ)野(の)子

松屋叢話（小山田子濟著子濟は村田春海門人）に曰くよの子といへるは眞淵の門人にて鵜殿孟一（一書に曰く孟一通稱左膳幕府の旗下字は士寧漢學を能くして當時に名あり服部南部に學ふ）の妹也紀の殿につかへまつりて瀨川とそ呼けるさほ川と號せし一卷ありそは初に水上の月と云ふ題にて

古里の佐ほの川水流れても世ゝもかくおなし月はをみあれ

といふ歌あるによれる名なり又木曾路の記とて寛保八年五月紀の國へまかりける時の紀行一卷あり

江戸を出たつ時人のもとよりことにしたはしふおもひて

君がゆく和歌の浦わにゐるゐづのたつきも知らす我やなり邪ん

といひおこせしに其返し

世の中のたづ〳〵しされ思ひやれ雲井のよそに獨りなく音を

國歌評釋佐々木信綱著曰くよの子紀伊侯に仕へ年寄によさされて瀨川とよばる賀茂翁瀨川のちなみにてきよい子と名つけられき天明八年の秋六十余にして身まかりぬ家業には佐保川及ひ春海の輯めし涼月遺艸旅日記には岐蘇路記あり嘗て加茂翁があるやんごとなきわたりの姫君より手本の料として十二月の消息をかきてよと請はれけるに暇なかりけれはよの子をして之を作らしむその文中古の躰に擬して尤も巧妙也後千蔭そを美しくかきて月並消息と名つけ假名法帖として世に行はると云々評釋を加へし歌ともに

衰ふるうき世のさこの女郎花霜おくまては殘らすもこのな

文かたへといふ題にて

書きそへてやりやしなまし我もしかことよきにあさかゝられてしを

○

相思ひてうつ心ふ花をそこのなくも身にかふこのりなとおしむらん

祖父の廿五年忌によめる

つれ〳〵と月の貌のみ守るこのなみし俤の定このならねゐ

花よくらべて猶世のはかなきをなげきたる歌

うつせみの世のはかなさにくらふれは櫻に久しかりけり

加茂翁の七めくりによめる

露霜のけやすき命長らへてまかれしけふよ又もむかへるかも

評に曰くけやきは消へ易き也

女郎花を女になそらへて我思ひをよせたる歌

我もやゝふけゆく庭の女郎花おもはゆげなる月のくまなき

我身の病かちなるを歎きし歌

長らへて今年の空の月もみつ又あん秋は命なりけり

原書古里の佐保川の歌も掲けたれ共既に記したれば省く評釋によの子は縣門の三才女と呼はれし一人にて弓や倭文子余興の子筑波子（近藤茂子と云）紅子いくめ子也と云々又一書に曰くよの子幼にして學を好み兄に從ひて漢籍を學び殊に詩に巧みなり後加茂翁の門に入りて古學を修め遂に縣門の三才女茂子しづ子と共に稱せらるゝに至る元來漢學の力あるを以て詠歌文藻世に比ひなく千蔭春海の諸輩も此人をば心にくしといひあへりとかや後仕を辭して他に嫁せす尼となり涼月院といひ風月を弄して身を終へぬその老後住居せし處を涼月院といふと云々

一よめ子の事内庭の女中に紀したるに詳かならす松屋叢語に寛保八年五月紀の國へまかりける

云々と御歸國の時御供女中にて五月まかりしならんか寛保は四年にて延享と改元なり後六年寛延三年午の三月　大慧公江戸御發駕木曾路御旅行四月廿二日若山御着城なり蓋し此時御跡女中にてまかりしにはあらさるか暫く疑ひを存す

紅子

松屋叢話に曰く紀の殿につかへまつりしもみ子といへるは加茂眞淵の門人にてこよなき歌人也又の名をやしほの子ともいひ老ての後には菅子とあらたむ眞淵家集には紅子と書たり又列女に菅子といへるかあれどをなしからす家集一巻あり梅の比の文花のころの文二章いとめでたしある時清信院御まへよりひいなのわらは塩貝をみかき物せしなど數々たまひしをかたしけなきまゝ清子のおもとまできこへ奉るとて

あら磯よ洗みはてゝも大舟のおもひたのしみかひをこそみれ

美しき振をけ髪を見るからに末長からむあとをこそおもへ

國歌評釋に曰く紅子紀伊御殿に仕へて年寄を勤めたれと其姓も履歴も詳かならぬは口おし縣居の門に入りて翁やしほの子と名つけられぬ老て菅子と改めたりよみ出けん歌多かりしを火災にあひて詠草の類ひ悉く燒失し僅に其親族より春海の家におくりし自筆の家集一巻あり今我家に藏す

高慢に賢ふるを戒めし歌

賤の男か田な井の畔の澤瀉の賢しらにのみなさか見ゆらん

七夕

僞のなき世なるへき七夕のうしろやくや待渡りあむ
から衣うら悲しくや思ふらむつまふきかへもけさの秋風

戀のうた

我せこのあさけの姿朝露にぬれ歸らむ事をして思ふ

○

鶯の百よろこひの初聲に花のゑまひもほゝろひにけり
新玉のこその名殘の白雪も心れ花に成にけるかな

女友とろなる淸子へ消息のついてによみそへたるもの

吹風の通ふのみとや思ふらむ心の添ひてゆかぬ日なき投

行く年を惜みて

樣々にうかりし年のそてをさへ心弱くぞをしまれにける

瀨川のおもとの局にてよめる

千里まて心をやりて諸共に月に語らふ夜やふけにける

祝ひのうた

祝ふなるこの行末はむさしのゝ野守も知らし限りなければ

人の別に送しうた

はる〳〵と出たつ君かうしろ手を早もこなたにむかへてしかな

九州より來りし女友たちにあひし時よめる

いさや〳〵聲聞なれし時鳥心つくしの事語らなむ

古躰の歌も

こえをひていほりさをへきさゝの葉はみ山もさやゝ霰ふりきぬ

加茂翁の大和に遊はんとせられしを送りてよめる

よしの山よくみて來ませよき人の昔を知れる君ゝやはあらぬ

評に曰く万葉集によれるなり

一書に云く紅子は文章詠歌に長し其才學當時の文人間に稱せられ梅の比の文花い比の文二章は君名文の開へあり清子とは即瀧川の事と云に同し世中にてありしか前記清信院とあるは　菩提心公御由緒の御方にて　觀自在公御實母也明和二年五月　菩提心公御逝去により清心院と御改め寛政十二年十月卒去し給ふ紅子の事亦内庭古老の女中に質したるにいつ比何役勤めしや詳ならす古學小傳眞淵門人中に餘野子紅子の名はあれとも姓氏の處□□圈を印したり著者も詳かならさりしならん

津村信正

信正長右衛門と稱す長野九左衛門祐恭の二男にて寛政六寅年五月養父の跡目二百五十石を賜り寄合

となり文化元子年七月　大眞様御小納戸格を被命後御小姓御小姓頭取を經文化八未年二月十二日御持筒頭三百石に御加增並高に被　仰付御内々金百七十兩を賜る同十二亥年正月廿八日　大殿様大眞公御年賀御祝に付歌差上同日　御前へ被　召出御懇の　御意有之御樽肴拜領於御廣敷も御内々銀三枚被下置後御鎗奉行御書院番頭を經御供番頭格に進み御加增四百石に至り弘化四未年正月隱居竹翁と號し同五申年二月十一日七十七歳にて病死す　家譜

神野嘉功筆記に曰く津村長右衛門は天性風流之志有之冷泉家へ敷島之道の御弟子に相成歌道熱心に有之を被　聞召側役を致居候ては心之儘に出來ましく哉と　公之思召にて御持の頭被　仰付御表にて相勤候樣被　仰付或時結構なる御短冊百枚自詠之歌相認候樣若又書損も可有之付用意として今二十枚御下け相成則ち自詠之歌百首一枚も書損不仕用意二十枚へも同樣自詠相認差上候得は御清覽被遊見事に能く出來しと御稱美之上被　仰付之百枚に銀百枚又書損用意御下戴候二十枚にも銀二十枚被下置候由云々　觀自在公附錄にも記す

信按に　信正和歌に堪能なるは云ふ迄もなくして亦能書なり

舜恭公の思召淺からす御留筆に命せられしと聞傳へぬ御留筆とは御ゆるしを蒙らすしては容易く筆を執る能はす故に闔藩競て其書を得ん事を希望せし也

水上征房

征房は町醫師脇伊兵衛政次之二男にて水上善右衛門芳舛廿五石御廣敷番養子となる長次郎と稱す安永九子年

二月部屋住にて表御用部屋書役に被　召出後表御右筆日記方となり寛政八辰年二月養父之跡目御切米十七石被下其儘表御右筆日記方六十石高に御足高被下追々昇進遂に小十人頭格御加増二百五十石に被　仰付前後表御用部屋一局に勤仕する五十年天保二卯年三月朔日八十歳にて歿す江戸常府なり

家譜略抄

按に　征房冷泉家の門に學ひ歌道に達す時人道之師として添削を乞ふの徒内外其數多く一日百首の詠乃至家集等多し今二三を記す

文化九のとし筵三ひらはかり敷けるほどの一間をしつらひて十二月初の五日の日うつり侍りて

みよしのもたつたの山も遠からし心しつかにしむるいほりは

心こそ世をのこれなばのこれなを拔おく山のいほりならても

辭世

おしましとなへて生としいける身のたれこの此世に殘りとゞむへき

狂歌

北村方敬

姓北村、名方敬、字新齋、稱源次郎大夫、老曰法句、由緣齋貞柳門人、享保十七年壬子八月廿一日歿、年七十六碑在于岡崎講堂、人物誌

品川玄湖　泥田坊

品川玄湖は田邊安藤家に仕へ醫を業とす狂歌を善くし泥田(ドロタ)坊贈太記(キチフトキ)と號し頗る斯道に聞へたり若山

新通り六丁目に住し嘉永六年十二月三十日歿す新内町江西寺に葬る正法院明了玄湖居士と謚す其狂歌の一二に

涼しさやきれふなるなら二三尺汗とりにせん布引のたき

見る人のはなはふ鼻をたれつけて御ゆるしといふ色に咲く藤

東都に往き下馬を見て

あゝちよやはゝ心地よや君や代や日本國の一處ふ寄る

按に紅紫の深き色を禁色といひ淺きをゆるしの色といふ

制禁に及はすゆるしの義則薄紫の事をゆるしの色といふ

又江戸在府の諸侯式日に登城の時大手櫻田の下馬所にて天下乗下馬す即ち諸侯の惣登城を見物したる也

一泥田坊の門人にて高足の聞へありしは中之島入願寺の万溪和尙也と櫻の家雅樂麿と號す頗る學ありて畢生中書寫の書數百卷又十七歳の時より命終まで日記を誌して一日をも欠かすと右書册往年水害に浸し敗失したれとも今尙百余卷を存せりと明治二十年九月七十五歳にて沒すといふ

俳　諧

神田貞宜

姓神田、初名政宣、薙髪改風吟菴政國、又改貞頼、後又改貞宜、稱平野屋左兵衛、紀州人、寛文中人、人物誌

朝倉桃花菴

姓朝倉、號桃花菴、或蝙蝠老人、稱三之亟、同上

按に朝倉三之亟（一說に勘解由也次代以下代々三之亟と稱すと）先祖は駿河越にて鞍打の名人也といひ傳へり三之亟俳名を桃花菴貫考と號す歸去來俳風の末流にて文臺の免しを得當時若山の宗匠たりしと其墓は寺町蓮心寺にあり

東二桃莽

姓東、號桃林、通稱平十郎、別稱二桃莽、桃花庵門人、文政四辛巳年十二月十六日歿、享年七十五、中之島西覺寺有碑、法名只得桃林、人物誌（十寸穗の薄に桃林散松葉等の書か著とあり）

故考

名故考、號桐隣舍、稱貴志屋庄右衛門、桃林門人善書、文政二己卯年十月十日歿、人物誌

松尾塊亭

松尾塊亭（三七隆弘と稱す初熊之助隱居塊翁と號す松尾十郎左衛門總領）

家譜

明和三戌年二月御山方手傳被　仰付安永元辰年十二月御切米二十五石中奥詰に被　召出同二巳

年閏三月御膳番御加増御切米三十五石被　仰付御足米二十五石被下置 觀自在公御代也
安永四未年二月　大殿様にて可相勤旨被　仰付天明八申年正月御徒頭格中奥詰被　仰付香嚴公御代
寛政七卯年三月父十郎左衛門 三百石中之間番頭之上なり 家督知行二百五十石被下同九巳年五月依願隠居被　仰付總領九之丞へ家督知行之内二百石被下殘高五十石は隠居料として三七へ被下置 舜恭公御代
紀伊國人物誌曰 名隆弘、字三七、初號槐亭、後改塊亭、或風悟、又木鷄子、欠伸子、松塊翁、文化十二年乙亥七月十四日沒、年八十有四、葬于塩道□明寺境内、

一紀伊國名所圖繪に曰く塊亭翁弱冠の比根來の常明僧に謁して眞言の密旨を授りける折から當山懐舊の一句をと望みし時即興の句なるよし

反椀よむこのしをおもふ山さくら

一塊翁百書讃と題するものあり門人岡風竹か風俗とはかり獅子庵正統の風雅をひろめんと翁か書讃を集め其ゆるしを得て文化十一甲戌年梓行せし也序に小傳を掲く曰く

塊亭翁、號風悟先生、木雞子、欠伸子者、其別號也、築亭在紀吹上、翁於正風、海内具瞻之、所歸不獨我紀人、宗之世共所知也、余何贅焉、初號風後嘗有一俳客斗藪過于紀、一日訪翁、稱曰、今也海内有三後子、名望俱高、備前松後、出羽風後、幷師爲三奚客出、師艴然不悦曰、使吾混彼我豈敢乎、乃改號風悟云、亭之名義、詳于書錦鈔、故今略之、翁姓松尾氏、名隆弘、字三七、龍造寺之氏族也、

書讃中の二三を記し其風調の一班を示す

櫻川の書

若鮎やくゞる櫻と行違ひ

眞菰刈れる圖

一鎌は水雞にのこせ眞菰刈

厩中間の馬牧牽て水の邊にゆくを

一柄杓且おもふ清水かな

水仙花

蝶々は夢ふるも鳴呼此花を

凉牀に横臥し納凉の圖

仰向ふ寢て鳥よむ凉かな

備後三郎の圖　樹表諷諭　魚裏蜜書　櫻與海棠　和漢同譽

杜若の畫

ひらく時水も動くや杜若

薄茶々碗の圖

老楽や霜の朝茶の欠のんこ

猨猴月をとらんとす

人よりも欲は短し水の月

松に蟬とまりし處

鳴立て蟬の落すや松の皮

拂子を衣桁に掛たるに

王衍麈尾有這裏杜甫翡翠去那邊

茄子の書

駿州早進似驪祟温潤有光玲瓏無瑕刺串賽鴨括弓威鴉天下皆喜一鷹三茄

一神野嘉功筆記に曰く塊翁　大眞公御膳番相勤候時御膳の節煎茶差上るに殊の外焙し加減御六ヶ敷同席仲間誰とても思召に不叶御叱りを蒙らん計御替りを用意仕候事のよし塊翁當番にて御茶を差上候にいつか御小言被仰たる事一度もなかりしとそ

一紀人茱語て曰く塊翁は和歌道筋新堀南へ入る東側に住す（今は畑なり）幼少より諸藝を好み文武の道に達して禪學をも修め茶事は素より風雅の道學さるはなし殊に俳諧は當時の名人と聞へて其門弟他國を倂せて數百人に至へり此比奥州に萍左坊といへる俳人ありて塊翁と共に其名高し或る時萍左坊は全國行脚の途次塊翁の門を叩きて面接を乞ふ取次の者其よし通せしに塊翁は默して一句を認め示さしむ

青蠅や庖丁研ぎは何處からこの

萍左即時に腰なる矢立取出して

腐つゝ鯛をくれる六月

と投して立ち去りけり翁此脇句に驚き萍左の事常に聞く處なれとも斯く迄とは知らざりし疾く呼ひ來れと僕を走らせしか既に影見へす辛ふして五百羅漢の門前にて馳付き迎へ來る是より意氣投

合翁は家に留る三年也と
萍左は譜をよくす翁亦譜を萍左に學ふ萍左は翁を師として俳道を硏き互に其長を分ちたりと也
又曰く塊亭初め桃花庵貫考に學ふ未た初心のころ師の名句獅子舞の鼻へ吹雪の舞こみてとありしに鼻へを口へと直したり貫考聞て大に怒り竟に塊翁を破門し二桃庵桃林に文臺を許して宗匠を續かしたり是に於て塊翁は當時の名人と聞へし美濃の五竹坊獅子庵の末流五筑坊とも云を師とたのみ長く修行して意に此人の文臺を譲り受け若山に歸へりたり是より塊翁の名いよ〳〵高しと故に和歌山には二派の文臺を傳へ歸去來派は朝倉桃花庵より獅子庵派は塊翁より傳へ則次に記する如し然れとも塊翁を除くの外はさして聞へたるはなかりしとそ
塊亭或る時何事か　親自在公の御怒りに觸れ切り付給はんとせしを御刀をもき取り力限りに組敷て再ひかゝる御事被遊ぬとの御一言なき以上は放し奉らすと强諫申けるに　公以後必らすせましとの御意ありしかは放ち參らせ其儘身を退き遂に俳人に成り果しと愛宕山圓壽院老僧語りし由濱田慈眼申越たり

美濃五竹坊より
塊翁文臺
風岱田中町質商 藤吉硃濤窓　白瑛久野丹波守 又は伯詠双芝園　風香田中幸之丞 一爐庵　不求久松菅兄 無爲庵　東也佐武才庵 又は應變一行庵
風簝浦上 紅楽亭　悟友大谷八郎右衛門 其拍亭塊門十哲の内　丁鶴土橋　徒鳴市川 中和亭　佯僊中川 信濃　桃始村上小十郎 洗夢庵

桃花庵同
桃林東 二桃庵　桃久谷口一閑　原勘兵衛　三浦權五郎元長門守
桃林以下は宗匠にあらす譲るへき者なきゆへ文臺を預りあるまで也とそ

大谷悟友

或人の話に吹上寺にて人々和歌の會を催し居けるに悟友寺詣しけり知れる人ありて席に招き一句をと望めり初はいなみたれと強ひてすゝむ題はいかにと問へは忍戀とこたふるに應して

　夏やせとこたふる跡そなみたこのな

さすかの人々も一首も出すなりて止みたりとなん

一久野丹波守も此道には中〳〵の堪能と聞へたり老ての後といへる三巻の自著あり俳道の奥義を記したる也と

園　女

園女は勢州松坂の人なり性和歌を好みて風流の女也俳諧は美濃女を師として其妙境に入る

　夜ならしや太閤様の櫻この[illegible]

當時晋子か山茶の章と異曲同工而して何れか先なるかは知らす

　手をのへて折ゆく春れ草木この[illegible]

　負ふた子に髪なふらゝる暑このな

　有程の伊達しつくして紙子この[illegible]

これ皆女流の興象また稱すへきなり惟中故郷を出て浪花に移るの比共に行て其妻となる或時蕉翁行脚し來ると聞き即ち請招きて饗應す翁園女か敬恭にして禮あるを感して

白菊や目に立て見る塵もなし

園女直ちに脇して

　紅葉よ水を流す朝の月

夫死して後は東武へ下り翁に隨從せしか翁歿して後は又晋子に依りて學ふ一とせ旅立て京都に遊ひ後江戸へ還りて深川に在住し眼科醫を以て常の產とせりと云友人琴風か記にいふ

此女むかしより世事に疎く袖下の紅絹を切りて下駄の鼻緒を調へ張文庫の蓋を取て水なかしに用るなんとその跡かたもなき事も風雅のうへの興なりけらし近き比佛道に入て天窓丸めたれと眞中の毛を十筋はかり殘せるも可笑し是は唯一のむかしを恐るゝなるへし斯の如き者ゆへ禪理も悟道せしきや自ら雲虎和尙に答ふる書にも

　來書の趣拜見申候不求眞不求忘は大道の根源誰も存する處憚なから珍からす候一心源頭に上ての所作柳は緑り花は紅ひ唯その儘にして常に句をいひ歌を綴て遊ひ申候事に候無益の口業ならは一切經も無益の口業にて候法臭き事は嫌にて我平日の行は念佛と句と歌となり極樂へ行はよし地獄へ落るは目出たし

　其才氣すへて此の如し云々

享保八年六十歳にして名を知鏡と改め冠里公の母君へ仕へ同しく十一年四月六十三歳にして死せり辭世

　秋の月春の曙見し空は夢このうつゝこの南無阿彌陀佛

園女の夫は惟中といふ岡西氏備前の人たり俳言は初め望一に學て一有といひしか後梅翁に従てより惟中と改めたり一時軒は其號也

上元や松にとしめて春の月

とく散て見る人歸せ山櫻

旅行中夏に逢ふて

帶古しいまた旅なる衣かへ

壯年より醫を業として難波に遊へり又書を善くして其名顯る聞ゆ元祿五年に歿せり（以上俳諧名士譚續編）

信當ての女の事を松坂の人に糺せしに其人ありし事は古老の者聞知する處なれとも其傳記を詳にするを得すといへり

田淵常佐久（俳名木谷菴橘童 江戸の人）

田淵常佐久名は箕英始終助と稱す常右衛門箕珉（致仕君御徒目付切米二十石）男也寛政七卯年七月　轉心院様御用部屋茶運ひに出文化三寅年御勘定奉行支配小普請となり後　左近將監様御徒目付被　仰付文政元寅年八月十日不埒之品有之趣にて役儀御免小普請入乾度押込被　仰付後御目付方寫物勤御徒助等を經御廣敷進上番となり天保五午年七月廿三日病死す此人俳諧に勝れ其名一世に轟きたりと其門に著記する所の畧傳左の如し

木谷菴橘童通稱を田淵常作といふ常に俳諧を嗜む當時雪門俳諧の宗匠四世雪中菴完來江都に遊居せるを聞き寛政十一己未年七月初めて其門に就き尚忠孝の教を受け併て俳道を學ひ名を橘童とい

ふ是に於て益意を俳諧に傾け螢雪十數年終に其奥を得たり文政九丙戌年二月五世雪中菴對山の時に及んで雪門一列判者たるを免され號を木谷菴と稱し別號を五乳人といふ同三月東都兩國萬八樓に於て雪門規定に傚ひ一日獨吟三千句（題花櫻）を詠し以て判者の披露を執行せり後愈々衆庶の風交を厚ふし四方の逸士遠く杖を門に曳く者多く橘童の名世之人の知る處となれり抑雪門の判者たらんは最も俳諧を能くし平生道德廉耻を忘れす品行を正ふし一に遁世隱逸の身に比しく髮を削り而して逸判入座する事雪中菴の例規にして古來有髮の判者無かりしか橘童の人となり頗る孝順奉仕の間といへとも曾て之を忘るゝ事なく而して閑餘必す心を雅情に歸し俳か優等當時雪門々葉の屈指たるを以て師對山之を感賞し同門一列判者たるを認免せり

有髮にして雪門の宗匠たりしは橘童を以て始とす後來此例に傚ひ奉職若しくは營業者たるも品行方正にして俳か其任に耐ゆへき者は雪中菴主之れを監査し髮の有無を問はす判者免許せん事を創定す

橘童天保五甲午年七月歿す年五十四後六世雪中菴推陰に至り橘童門人木蓑（舊彥根藩士高安彥右衛門）を以て二世木谷菴の號を嗣かしめ雪門一列判者たるを免るす木蓑歿し後七世雪中庵鳳州に至り橘童門人橘巢（舊和歌山藩士窪田權右衛門）を以て三世木谷菴の號を嗣かしめ雪門一列判者たるを免るす

圍碁

本因坊道悦

道悦は勢州松坂の町醫丹羽徳翁の長子也徳翁は丹羽元亨（今尚松坂職人町に住し醫を業とす）の家祖にして同家の由緒書に初代徳翁の長子道悦儀圍碁能仕幼名牛太郎と申九歳の砌　南龍院様初て松坂へ被爲入候節御城與へ被爲召圍碁仕候處御感被爲思召爲御褒美五人扶持被下置其後江戸表被　召出本因坊道悦と相成候後御扶持方は父徳翁へ被下置徳翁死去後二代徳應へ御扶持方被下置候云々

一牛太郎圍碁申上候節幼年にて盤面へ手行屆兼候を被爲及　御覽御褥被下候との蒙　御意御褥拜領仕候由申傳御座候

一道悦本因坊儀後年京都へ隱居仕其子孫唯今に山崎外記と申碁業仕罷在候儀に御座候

由緒書所記右の如きのみにて死歿年月其他詳ならす唯家に道悦所持の碁盤及肖像等傳來の故を以て今に四方の碁客時々詩ぬて一覽を請ふ者絶へすと當代元亨語れり

按に　本因坊の家は井上因碩と共に維新前迄幕府の碁所として代々五七十石十人扶持を賜り文久年間は本因坊秀和と稱せり本因坊の有名なるは世普く知る所爰に贅せす且二代丹羽徳應の長子正伯は本草學に達し　有徳公の辟に應し幕府の醫官となれり庶物類纂後編六百三十八卷を著す事は醫學傳に詳記す

中　新之亟

紀伊國奇人傳に曰く田中新之亟は熊野尾鷲浦の人延寶貞享の比碁に名高し尾鷲十八日といふ手有り且又祖父新之亟儀元和元年大坂落城之節眞田大助をかくまい置候付元和五年　南龍院様御入國の後右御褒美として十人扶持被下置世々頂戴仕候眞田大助へも十人扶持被下置新田をも開き被遣候得共其後何方へ參るとも不申置熊野を立退申候事中新之亟儀は甲州武田太郎義信の血脈なれは

眞田兼てしるへの事ゆへたりしと見ゆ

紀伊國人物誌記する處亦是に同し畧す然れ共中氏は熊野の名家にして元和御切米帳及紀伊國續風士記に左の記あり併て附記す

元和御切米終身祿熊野衆の部に

捨人扶持　　中井新之亟

承應二巳年中新之亟と認有之候寛文四辰四月病死無相違悴岡右衛門へ被下候

紀伊國續風土記に曰く其家傳へいふ昔より代々別當を以て氏の如く稱へ來り（尾鷲中井浦なり）此地に住する豪族也勢州多氣の國司に屬し天文中國司の親族仲新之亟當所に來りしかは主家の親族たるに依て林世古垣内等の士と語らひ尾鷲の守護とす仲氏子なし因て別當新十郎養子となる此仲氏の祖也故に仲氏と又別當といふ（按に他家に傳ふる覺書には仲氏を土地の舊士とす）然るに天正十一年堀内氏尾鷲を責るに五百余騎八木山に陣し尾鷲勢中川野原に出て烈しく戰ひ勝に乘る其時九鬼左馬允光隆船にて千間山に押寄せ閧月地に戰ふ新十郎是に死す其幼子を世古十郎と云者を天滿浦へ抱き行き網の下に隱し天滿浦より志州濱島浦へ逃る小鹿村濱島浦へ逃る小鹿村濱島浦の者養育し成人の後又尾鷲に迎へ後堀内の旗下なりしに目代として早水豐後椽守護す其比奥州政宗の使者六人新宮に至る途中八木山の十曲にて別當と口論し別當使者五人を打殺す勇力無双時の人字して天狗別當といひしと家系舊記等寶永の高浪に流失して地士になりし年代も詳ならすといふ當時月俸十口を賜ふ

按に　北牟婁郡地誌亦此記を引證し今尾鷲中井浦仲新之丞と稱すとあり

密　文

三之助

外山算節

密　文

伊都郡學文路人、寶暦明和中人、於江戸、與加州快善房會合、互讓先手遂碁不成、快善房秀密文云 紀伊國人物誌

三　之　助

後改善藏、明和安永中人、海士郡日方浦 同上

外山算節

氏外山、號算節、童名喜太郎、若山卜半町住人、天明寛政中住京師、關西三十三國之名者云、 同上

象　棊

盲人某

若山舟大工町南の方の裏屋に獨居せし盲人あり按摩を業とす將棊の妙を得て殆ど對手なし稲垣次左衞門嘗て　觀自在公に侍せし時此盲人の事を風と尊聽に達しけるに兼て好ませ給ふ所なれは召せとの御意に直ちに其旨盲人に達す素より赤貧一物なけれは衣服をも調達し與へて出殿せしめ御相手を命せられたるに遠慮憚る處もなく着々相對して二番共遂に　公の敗に歸せらる三番目には近侍の士竊に盲人の棋子を取り藏くす（盲者の事ゆへ盤面双方駒の動き方を一々に聞かせ而して其差圖に隨ひ傍にて駒を使ふと云）扨詰め手に成り未た然らすといへは盲人曰く敵の王は何處にあり何々は彼處にあり何故詰まざるやといふ處の銀それになしと答ふれは夫れは既に十七手前に何を取りて何處から何處へ引き斯々したる銀なれはいふ處になくては叶わ

さる筈也と其銀子の動き初より終迄の道筋を了々細說したるに衆舌を卷きて驚き遂に三番共　公の御負けさなりぬ今一番をと御所望ありしか固辭して下りたり後數回召させられしか更に應し奉らす拜賜の御羽織抔居宅筵の上にて晝夜着流し居たりと該騎の一事にて何か不敬の申條ありしかは　公は御手の騎を盲人に擲ち給ひしに忽ち其棋盤を刎覆へしたり不敵の一奇人さいふへし其名を失せしは遺憾の至りと　稻垣次左衞門の話

謠曲

松井市兵衞

家譜

松井市兵衞忠之　生國三州　隱居後了眞

於駿河慶長十二未年七歲にて　權現樣へ被　召出御側にて相勤　南龍院樣御六歲之御時より御側にて相勤候樣被　仰付　御同所樣へ被爲進御切米三十五石被下御入國之節御供仕紀州へ罷越申候

一万治三子年知行二百石被　仰付後大夫並被　仰付金三拾兩被下置候

一寬文六午年奉願隱居被　仰付知行二百石無相違養子市左衞門に被下隱居料現米三十石八人扶持被下候處追て　南龍院樣思召之品被爲在高五百石被下再勤之御內意御座候處病氣に付兼て仕馴候狂言役被　仰付候樣內存奉願此節より役者狂言役被　仰付延寶六午年十二月病死仕候

一於駿府　大御所樣より拜領之品左之通りにて代々所持仕候

御　刀　　一腰　　御陣肌召　　一

御肩衣　　一　　御鬢道具　　一組

養子市左衛門以下代々狂言役にて知行二百石無相違被下七代市大夫方喜御能役者頭取二百石金十五両にて文化十一戌年八月病死悴市大夫嗣く

葛野九郎兵衛

葛野九郎兵衛

家　譜

葛野九郎兵衛　幼名小十郎　後庄九郎

権現様駿府御在城之節秀吉公へ年若成大皷打候者其他に有之候はゝ御貰被遊度旨被　仰遣候處九郎兵衛罷下り候様片桐市正殿を以て被　仰渡駿府へ罷下り相勤慶長十四酉年　常陸介様へ御附被遊御禿並被　仰付現米七十石拾人扶持被下置御部屋相勤候従　権現様素袍袴床木拜領仕候　頼宣卿様御十三歳之節大坂御陣御供相勤其節　頼宣卿様より御印籠等拜領仕紀州御分國有之御參勤之節御供仕候

一養珠院様日蓮宗御信仰に付諸人御進め被遊候節九郎兵衛儀西本願寺出之者故改宗之儀御斷申上候處其比之尼衆を以て何卒日蓮宗門に相改候は御喜悦に被思召候由御進めに付奉畏候段御請申上候養珠院様御滿悦被遊御直に御褒美被遣度と被仰上候處　南龍院様早速御聞届被遊右爲御褒美現米十石御加増被下都合八拾石拜領仕候

鈴木源太郎

一台徳院様御代元和七酉年九郎兵衛森田庄兵衛兩人　公儀御能御囃子之節爲御雇被　召觀世大夫へ申談候て相勤可申旨被　仰渡候追ては御沙汰も可有之先當時爲御手當從　公儀六十石十一人扶持被下候右之趣　御家へも申上候て御請申上候

一南龍院様思召にて紋所拜領仕只今以定紋に仕御座候

一公儀正月元日年頭出仕　公儀御役者一統出仕候得共右御禮に出仕之節以前は猿樂共年頭申上候さ御披露御座候に付九郎兵衛森田庄兵衛右出仕御免奉願候依之只今以年頭御禮出仕不仕候

一公儀公家衆并御規式御能之節　公儀御役者一統へ御舞臺にて御時服拜領仕候節も右兩人御家相濟居候上は四座猿樂にて無御座候付四座之者共不殘罷出候後席を隔て拜領物仕候諸事願伺等之儀御家へ差出右伺相濟候上　公儀へ願伺等差出申候其外道中萬事共前々より　御家へ被進候節相心得仕來り候

一明暦三酉年正月十五日七十三歳にて病死仕候

以下代々御役者大鼓にて祿高も無相違相續二代九郎兵衛　嚴有公御代江戸住居被　仰付三代市郎兵衛は　清溪公に格別之御懇命を蒙り御衣服御筆の書等拜領七代九郎兵衛は文政二卯年十一月父之跡目相續す

鈴木源太郎

鈴木源太郎　日高郡小松原村住居浪人 寒川作次郎悴　生國紀伊

家　譜

年月日不知三歳にて鼓打候處　南龍院樣廣之御殿へ被爲　成候節源太郎を被爲　召毎度罷出　御前にて鼓打申候處御機嫌被爲　思召苗字を御尋被遊候付寒川と奉申上候處鈴木を名乘候樣にとの御事にて夫より代々苗字鈴木を相名乘申候右之節源太郎へ御刀一腰御具足一領御紋付御上下幷太鼓を被下置候

一六歳之節　禁裏へ被爲　召鼓打申候處御鼓被下置院御所よりも拜領物仕候

一七歳之節　公儀へ被爲　召候付江戸へ罷越候處其後病氣罷在候付御國へ罷歸候樣にとの御事に付江戸表出立仕年月日不知十八歳にて病死仕候

源太郎病死に付弟吉兵衛（作次二男）親跡相續熊野銅山方相勤後日高郡中山組大庄屋に成以下代々地士又は大庄屋にて相續之處源太郎より五代目十左衛門正隅は伊賀子供役より後御廣敷番十三石肩衣　御免に成安永九子年十一月病死悌藏株由嗣く株由射を能くし十三歳にて於京都半堂矢數總一に付安永七戌年五月御切米八十石大御番格小普請に被　召出弓術指南被　仰付後御徒頭格御先手物頭格等に昇進文政十三年四月六十五歳にて病死子悌藏（後十左衛門）家を嗣く同しく弓術指南明治二巳年八月八十石御留守居物頭格にて隱居す

伊藤茂右衛門

紀士雜談に曰く紀州御役者伊藤茂右衛門と申小鼓打後に剃髮いたし見壽と申候上方に引越罷在候

理屈者にて和歌山輕き諸士之方より奉公人を召抱度由賴遣候小料理致勘定心も有之物も一筆書第一律儀なる者尤無人之事にて候得は隨分無病に心もきゝ候者なとゝ箇條書致し上方へ聞立に遣候處見壽返事に一々得其意候隨分聞立可申候好之通揃候者は上方にては且那役を仕候と申越候由

右家譜傳はらず元和御切米終身錄にも名前見へず

彈琴

僧幽眞

幽眞は紀州海部郡加茂谷丸田村に生る本姓は大塚古岳と號す幼にして高野山不動院に入り修學し年三十の比下山大和紀伊之間に流寓性高踏豪放也嘗て大和某寺（長谷寺の近傍と云）の僧某に親しみ七絃琴の奏法を受け頗る蘊奥を極めけれは遂に該僧愛玩せる稀世の古琴を讓り受け常に此琴を携て四方の勝景名區を探り或は文人墨客乃至豪家右族の門を敲かさるなし嘗て江戸に遊ひ林祭酒に到り謁を請ふ鼠木綿の法衣に頭陀囊をかけ胸に卒塔婆然たるを背にし（琴を布に包み負ひたれはなり）弊鞋を穿ちたるさま謁者は乞丐物た狂人哉と怪しみ敢て通せす後再々來て止まされは遂に祭酒に通す祭酒奇として引見するに愚訥は紀州の者古岳と稱す彈琴の僻あり願くは尊聽を汚さんと一机を請ひ囊中より香炉を出し薫香一炷直に初接の詩を作て唐音に和し大聲を放て彈奏一番清音高調邊り肅然たり祭酒感歎措かす遂に交りを請ひたのしめりといふ或時俳優市川海老藏（七代目團十郎）大坂にて演劇す幽眞突然其劇場に到り海老藏に會見を請ふに木戸番之罷曰く江戸の座頭何條汝等に面すへきやと峻拒すれ共頑として去らされは無是非樂屋に入れ海老藏に面せしむ幽眞例の如く薫香一曲を奏するにさすがの名優頭を垂れて感にうたれ

厚く謝せんと金封を贈るに予は是等に望なし卿等幸ひに聽受せらる望固より足れりと瓢然去らんとすれは責めては乞丐へなりと惠與し呉よと強て袂に挿入し住居を問へとも答へされは密に人を尾せしめたるに夷橋に群居したる乞食に金封を投與へて去て高麗橋の虎屋(饅頭や)に入たり海老藏益感歎他の俳優へも聞かしめんと再ひ招請彈奏せしむ曲畢て曰く前日の事失遜謝するに辭なし併し凡物を請ひ謝をさるは禮に非す願くは貴望を洩し給へと幽眞曰く然らは他日望あらは請ふ所あるへしと當座の挨拶して立去りぬ幽眞紀州那賀郡名手の莊後田村不二崎の絶景を愛し(街道より南にあり)草庵を營まんと欲する久し於是思ふまゝに圖按を製し建築を海老藏に依賴す海老藏いなみかたく需に應して建設即琴堂是なり堂は紀の川の北岸に臨み老松欝幽邃の中に屹立眼下河泉の中央に不二岩突起高さ五間計幅員十間許形ち自然に富嶽に類す東南に連接したる孤嶋を中山と稱し長さ百歩許り怪巖側立上に老松凌雲蒼翠翔すへし前面は峩々たる龍門山空に聳へ四顧の勝景紀川長流中の第一を占め眞に別天地也堂成て景勝第一の額を揭けて幽栖し花晨月夕雨夜雪後は更也滔々の流水颯々の松風鳥聲虫音を友とし或は山に嘯き或は白砂に踞し或は巖頭に或は舟中に縱横七絃を繰り時には詩を賦し奇を詠して閑雅清爽世外に超然たり堂後の山上元弁才天の小祠あり荒廢人顧みす幽眞之は別當となりて改築傍に房舍庫裏を補し又祠地を購入維持擴張を計るもの尠からす其資は蓋し例の彈琴に藉り期せすして得る所ならんといふ幽眞藏書なきを患へ在阪の時藝妓を集め彈琴を聞かしめ後諄々法話をなせしに衆妓謹聽感服厚く布施せんといふを受けす強て請ひ止まされは遂に唐本康熈字典の寄進に應せしめしと大欲は無欲の流ならん又奇談あり大阪の豪商某死す葬送の日幽眞特に寺に到り讀經に列せんとす時

恰も大衆參列法會盛擧の際なれは嗚呼の貴主坊主疾く去るへしと叱咤するに僧は生前の知己也願くは式畢るを待ち一篇の回向なせしめよと無他事去らされは止むなく請ひに任せつるにやゝ暫く棺前に讀經なし頓て其生前の平常を述へ其德行を賛し唏噓流涕正しく面前對話する如き殊勝の体會葬の親族舊故等追懷の悲哀彌增胸に迫り先きの供養はいかにたより少くぞ思われ再ひ家に請して回向を乞んと切に請ひたれ共遂に應せさりしといふ慶應二年自詠の和歌一千余首に時の搢紳大家百二十一名より寄贈の詩歌を付割し空谷傳聲集と題し普く知己に配付す尙幾多の文集遺稿もあるよし琴堂の事は加納柿園諸平の把拏琴房の記に詳なりとぞ

右は幽眞の學童たりし井關圭三（當時醫師在京）の直話を筆す幽眞村夫子と成て近郷の村童に漢籍を授く目下代議士たる兒玉仲兒千田軍之助輩亦其門人也しと

信曾て仲兒に導かれ富士崎の勝を探り古岳の墓を訪ふ墓は辨天社後の丘上にあり明治八乙亥年自營の壽藏碑にして芳山全古岳菴幽眞墓と題し傍面倉田績撰の短文を彫る曰く幽眞は紀の凫郷に生し嘗て高野に住す性美歌能書明治九丙子十一月五日（陰曆）年六十五父兒玉茂大夫云々とあるのみ

信按に幽眞の事紀人の評毀譽半し褒貶一ならす理財に汲々多欲飽かすといひ或るは巧に眞率を擬して狡猾傍若無人と難するあり其行爲權謀に渉るの嫌ひなきに非されは誹謗亦免れさるか嘗て齋藤櫻門居へも飄然來て彈琴せり林祭酒に到りしさまに異ならす櫻門就て彈琴を學ひしと信に語れり故江川左金吾（御小姓頭）御用人より若山へ移住の後永く家に止め風雅の交り厚かりしとなり兎に角文を以て名士に交り賴山陽の如きも琴堂に滯在の事ありしといへは一時の聞人と評して不可なかるべし

冨士崎之圖
辨天社
中山
魯峰山人

南紀德川史卷之六十三

方技傳第二

臣　堀内信　編

弓工

伊丹庄左衛門　木村吉助　木村左内

伊丹庄左衛門　雁金弓元祖

先祖書に曰く先祖伊丹大和守忠孝多田滿仲公より伊丹城を賜り代々相續後代伊丹兵庫忠親は姉川御合戰之節討死右兵庫孫伊丹八兵衛一政は二歳の年家來荒木彌助と申者逆心及ひ城内に火を掛け落城其節堺へ落行千宗益方にて養育を受罷在後中村式部少輔へ有付奉公致し知行二百石を領し石田治部少輔逆心の砌佐和山籠城の節式部少輔加勢に參り働武邊有之　權現樣上意之品も有之御加增三百石被下都合五百石に相成其後浪人致し駿河に罷在病死（此本書先祖書粗漏にして代々父子續き合等を記さす想ふに八兵衛一政は庄左衛門の父なるへし）庄左衛門元和年中御入國の節紀州へ罷越候樣にとの御事にて御供仕御當地に於て被　召出御代々御弓之御用相勤申候尤御役儀相加不申候寬永五年十月病死仕候

子庄左衛門天和三年親庄左衛門年寄候に付爲跡目被　召出御切米拾石五人扶持弟子扶持共被下置親同樣相勤　南龍院樣御工夫朝鮮半弓の御用等も度々相勤元祿十三辰年五月病死

三代庄左衛門は御切米十石三人扶持にて御弓御用相勤享保年中　公儀御弓御用被　仰付　源性

院様御用朝鮮半弓之御用をも勤四代庄左衛門は御切米七石二人扶持五代楠之助よりは代々御細工人被　仰付三人扶持被下御弓御用は前々之通にて六代を大助と稱し七代を民五郎と云ふ八代榮之助は安政六未年五月親入替被　仰付三人扶持被下たり

雁金弓

鰾製方木村久楠より聞取書

一鹿の皮をむき皮を刄物にてこそぎ肉を取り干し上置き煮あげんとする時一夜湯にかし置き○かたからず○ふやけ過ぎざるを少し水を加へ竹の筒に入れ筒のまゝ鍋か釜か（此器何にても宜し）湯煮にて氣永に煎詰る（煎加減水飴よりもかたき方よろし）夫より器に移し入置日蔭にてほす羊羹位の堅さになりしとき氷豆腐位に切（切方大小銘々好みに任す）猶日蔭にて干上け貯置は何け年相過るとも鰾の功能かはることなし

一弓を打立用んとするとき刄物を以てけづり水を少し加へ竹筒へ入れ湯煎にてとかし水飴位の堅さに煎しとかし弓を打立るとの事

一雁金弓の鰾は鹿の皮肉の内頭より脊通りを用ゆ頭腦は格別上品並鰾は鹿の四足迄の皮肉を用ゆ或は猪の皮肉又は魚肉を用ゆと云ふ

木村祖よりは鹿のみ用ゆ魚肉は聞及のみ何の魚と云をしらすとのこと

一鰾製時節は冬分の方宜し寒中製は格別上品とのこと

一弓の眞は破竹を三つ合左右は山はぜの木（土佐の產は極上品）内外の竹は廻り六寸なるを四つ破りにして用ゆ佐賀の產極上品八幡山の竹は次と云

一鰾は油氣を嫌ふと云箱物抔をつけるに檜はあぶら氣ありて附かずとのこと

一弓の眞へ形(ナリ)をつけ様は跡より承り次第可申上候

雁金鰾焚様

一鹿の皮肉のほしたるを湯にて一夜かし置く是に加減有竹の筒に入れ湯せんに仕掛け一日焚詰る是にかけん有夫より瀬戸物の器に入置後日刻み日蔭にてほしかためる何もかげん有る

一遣ひ様焚かけんを以て持る(ホノマヽ)

上

雁金弓師左内祖　木村久楠　印

記

一鹿の皮肉を晞し塊め是を湯にてかし置竹の筒を以湯煎に仕掛け一晝夜焚詰器へ明置後刻晞上る

一按に　有伊丹家は代々ゞゞ形之烙印を捺したる白木弓を製作之を雁金弓と稱し鰾の製法秘傳ありて紀の川を袴となして下すも離るゝ事なく實用第一強弱適度不可言之味ひありて鹿兒島の堀内勘右衛門京都の柴田勘十郎製は無論恐らく天下良工の製も遠く不及の良弓と貴重せらるゝ處也されは御留め弓と稱し藩中たりとも容易に得る能わず故に他藩他國へ出すをも禁せられたり又御弓師には伊丹之外木村吉助木村左内の兩家ありて同しく雁金弓を製す或は伊丹の師弟なるかその由緒は詳ならされ共近世は木村の方却て名譽を博せし如し然るに伊丹榮之助は頓て病死家族も悉く死没時勢亦銃炮の世となり人弓術を顧みず弓師方に業を失わんとす我　公雁金弓製法永く絶滅に歸せんを憂させ給ひ侍臣澁谷幸左衛門（弓術に達す）に命し調査せしめらるゝに木村兩家既に零落離散殆と所在を不知僅に左に筆する三通之ものを得て奉る爾來全く雁金弓を製するものなし然るに該弓の名は夙に天下に高く紀州の特有たる事世知らさるなきを以て近時やゝ弓を玩ふの風を來たせしに際し各地方より雁金弓を紀州へ要求し來る者不尠廢物不斗も意外之利を得るを以て續々輸出し隨而品拂底に至るも尙要求止まず互に價を不論爭て購求せんとする勢ひに至り今や和歌山には一張をも余さずといふ良工の名譽如此と雖も遂に其傳法の廢滅誠に惜

しむべし

按に雁金の印影刻のものあり形如ﾍﾟﾍﾟ此烙印は表川局に保管弓製作の上は同局にて検査捺印のよしなり

一望月美陶九郎兵衛と云廿五石中奥御番射藝に達す天保十四年没すが編纂の古射聞書といふ雁金弓の事あり因に抄出す

一日本弓の初りは第二代綏靖天皇の御宇和州十津川にマデソウと云者有弓工に妙有是日本弓工之初也マデソウの子孫相續て今に十津川に有其後紀伊國山口の庄弓工某マデソウより相傳し弓を製す此弓は鰾口荒くして薬しべ抔の通る穴あれ共放るゝ事無く是を筏に組て紀の川を流せしと言傳へり是を敷鰾の傳として秘事とす亦雁金印の事はマデソウの家宅の形ち雁に似たり依てマデソウより直傳のしるしに雁金の印を居へカリカ子弓とて世に名高し子孫紀州にあり

一紀伊國續風土記に曰くタッカ弓は紀伊國雄山の關守か弓也同所山口の東に(一本風)風村とて年久しく弓打所有かのタッカ弓のいはれなるべし

紀の國の弓工木村某の打弓に白鳥關と云銘有又雁金の銘世に名高し

一白鳥の關の事は藻塩草に云一説にタッカ弓とは女の弓に成たるを云昔男有女を思て深く愛し夢に此女我ははるかなる所に行なんとす記念をは止めん我代りにあはれにすべしと云ける程に夢覺て驚き見れば女は無くして枕上に弓立る淺ましと思へとも弓を側らに立て明暮手に取のこいなし身を放つ事なし月日ふる程に白鳥になりて飛て遙に南の方に雲に連れて行尋て見れは紀伊國雄山に至る又人に成て失せぬ女は彼山の關守の弓にて有けると云々雄山に白鳥明神の社あり

万　葉　　　　衣笠朝臣金村

我せみか跡ふみ求めおひゆかば紀の關守や射とゝめむこのも

万葉集九大寶元年辛丑冬十月　　太上皇幸紀伊國時

紀の國や昔雄弓の鳴矢もて鹿とりなびく坂の上よそある

一鰾の事鰾は魚を以て膠に練を鰾と云或は鹿の額の皮を以膠を練鰾に雑へ付る時は離れぬと云り

刀工

文珠四郎重國

文珠重國名工を以て名を天下に轟したるは世普く知る所也既に寛永二年　國祖特に四劔の製作を命せられ成て之を　將軍家へ獻し給ふ　台感不斜して爲に御内書を下され閣老連名の奉書及ひ酒井雅樂頭の書狀さへ添させらる於是　龍祖御賞揚之余り　御書を裁せられて御内書等ともに重國に下し賜ふ御書中神明之冥助露顯我亦喜悦之眉を開くと遊されし事實に國家無雙の名譽にして此一事以て天下の良工たりしを知るべし右御内書等及ひ　御親書共今寶庫に存す然るゆゑんは目錄書に因て明か也依て其書類如左に抄出す

御内書

其國之鍛冶打新劒之刀脇差被相送之被入念候段忻然之至候尚酒井雅樂頭可申候謹言

九月廿日　　家光書判

紀伊中納言殿

原書檀紙横二つ折上は包折かけにて
紀伊
中納言殿とあり

酒井雅樂頭書狀

以上

將軍樣へ從中納言樣其地にて被　仰付候新劒之御腰物二御脇指二被成御進上候具披露仕候處不

成大方御機嫌被　思召被進御内書候此等之趣可然樣可被　仰上候恐々謹言

九月廿二日　　　　酒井雅楽頭
　　　　　　　　　　忠世　書判

安藤帯刀樣
　　人々御中

奉書横二つ折

御老中連名之奉書

從中納言樣文珠四郎新身之御脇差二腰御刀二腰被成御進上候則遂披露候處一段御機嫌被　思召被爲成御内書候此等之趣宜被仰上候恐々謹言

九月廿四日　　　　稲葉丹後守
　　　　　　　　　　正勝　書判
　　　　　　　　　内藤伊賀守
　　　　　　　　　　忠〇（一字不明）　同
　　　　　　　　　酒井讃岐守
　　　　　　　　　　忠勝　同
　　　　　　　　　酒井雅楽守
　　　　　　　　　　忠世　同

安藤帯刀殿

水野淡路守殿

件之通御拜領九郎三郎之名譽無限儀深き思召右御内書其外共同人へ可被下置旨にて左之通御添書を下し賜りたり

今度仕立之四劔奉備　上覽之處
大樹御感之趣不斜之事當世之珍事業と可謂秀逸最規模也剰被成　御内書之儀寔數年之嗜叶冥助
故今又神明納受令露顯而已我亦開眉喜悅之間被　成下處之　御内書者汝子々孫々の至寶如之後
代之依爲名譽下之者也

寛永二年
十月廿三日　賴宣書判

文珠九郎三郎

右大高檀紙竪紙に　上は包竪折掛けにて
下　文珠九郎三郎とあり

目錄書畧抄

右御内書は錦之袋に入梨子地蒔繪の箱に入外箱黑塗其上は桐木地箱二重三重にし　龍祖御書御老中奉書共悉皆下し賜りし處後元祿三午年に至り當文珠九郎三郎勝手指詰り難取續由にて右拜領之品幷先祖の由緒等書出し出願により其段達御耳右御内書奉書　龍祖の御添書とも御披見被遊依之六人扶持御增被下都合拾人扶持に被　仰付御内書奉書御添御書共九郎三郎手前に差置ては出火等之節若紛失など候ては如何に付町奉行へ預け置御藏へ入置候樣にと年寄中心得之樣に町奉行迄申聞其段九郎三郎にも申聞御藏へ納置候樣にとの御事に付致封印御小納戸頭栗生理左衛門へ渡し御小納戸へ納置く

元祿三年十二月廿七日

一元和御切米帳を按するに　左の記載あり蓋し元和五年御入國後同八年年徴されて六十石を賜り爾來世々刀工にて相續せしならん寛永四卯年九郎三郎と改されあれとも前記御親書に九郎三郎と被遊又閣老連名奉書には四郎とあるを以てみれは寛永三年既に九郎三郎と稱しつゝも舊名著明なるより兼稱したるを相混したるものならめ

元和御切米帳に

元和八戌より

一六拾石　　　　　　　　文　珠　四　郎

寛永三寅年八十石になる同四卯年九郎三郎と改同十四丑年病死

一紀人口碑に傳ふる一說あり曰く　文珠重國嘗て命を奉し御守り刀を調進す　龍祖之を試させ給ふに切れ味鈍かりしかは重國を召して難し玉ふ重國曰く御守刀なるものは神聖を主とし殺伐を含むものに非す強て切れ味の御不審とあれは乍恐御覽に供へ奉らんと有合ふ銅の御燭臺を切りたるに見事二つになりたれば人皆感歎止まさりしとぞ

一左之二書記する處僅に姓名列記のみと雖も亦世々繼承の如何を知るべし該御内書等還納したるは三代九郎三郎の時と察せらる

紀伊國人物誌鍛冶の部に

文珠重國　　文珠金助　　文珠重貞　　倘　定　　直　勝　　直　茂

一鍛冶備考に

重國　本國和州手掻包永末文珠九郎三郎包國と號駿州府中へ來り後紀州和歌山へ轉住して重國に改め慶長寛永の間洛陽にても造る良業

一二代目重國初金助後四郎兵衛と號寛文延寶の比業物

一三代目重國九郎三郎と號す濃州岐阜にても造る元祿寶永之比

一四代目重國金助と與す享保の比五代目は重勝也

春田彌助

岩井源兵衞

庄太夫

甲　匠

春田彌助

春田彌助御具足師にての舊家也然れとも元和御切米終身錄諸職人の部に記名なし子孫御扶持等は賜はらさりしか紀伊國人物誌に

春田彌助、生國南都、川上町人、元和三年八月廿九日於江戸歿

岩井源兵衞

岩井源兵衞は駿河以來の御具足師なり故に　御歴代の御具足新製修補共一つに此家に命せられ維新前に至て尚然りとす固より商賈なれば家譜提出せす事歴詳ならされ共商人にして駿河越家筋は岩井及ひ御羽織屋六兵衞（都て御衣服裁縫を司り日々殿中御納戸方へ出勤在江戸）皆川德兵衞（張付師在江戸）の三人也と自負する所也し

岩井泉流御繪師家譜を按に

先祖岩井彦右衞門宗雪は具足師にて　權現樣關東御入國の節駿府より御供に被　召連於江戸日本橋邊町屋敷一町拜領御扶持方五十人扶持被下御具足御用相勤夫より代々右御用相勤云々とあり　又慶長十九年大坂冬御陣の時十月廿一日　神君佐和山へ御着其夜具足屋岩井（漢文御譜畧には南都商人とあり）公（南龍公）の御具足を持參す（中畧）二條城へ入らせられ御具足召初ありと假名御譜畧に記せり近く文久武鑑に御具足師岩井與左衞門（麴町平川町三丁目）岩井源兵衞（同所三丁目）の貳人を載すされば駿河以來幕府の御具足師にして同族源兵衞は紀州御具足師となり兼て幕府の御用をも勤めたるものなるべし

蒔繪師

庄太夫

紀伊國續風土記に曰く 庄太夫祖を服部佐渡守義長といふ足利家の公族にて京都室町に住す足利家亡ひし後明智氏に一味す明智氏亡ひて江州太田長原邊に蟄居す　東照公召さるれとも辭して仕へす浪士にて終る其弟奉仕して服部半藏と云義長の子を小貳といふ後に庄太夫と改む武具の細工を好み殊に蒔繪を能くす　東照宮又庄太夫を召されけれ共固辭して仕へす浪人にて細工御用を勤め常に　御前に召さる佐渡守秘藏の鞍鐙を献上し戰場に御利運の事ありしと云京都駿河二ヶ所にて家地を賜ふ　東照宮御他界の御時久能山に於て　東照宮の御位牌を拜領し今に家の內に奉祭す其後　南龍公の御供にて若山に移り新町にて家地を賜ふ故に其町を蒔繪屋の町といふ　東照宮の御吉例により　南龍公以來御代々御家督の御時御馬鞍を献上するを例とす又元和七年和歌山御宮へ御繪馬石燈籠を献上す天明七年先祖の由緒を以て苗字を室町と改む寛政三年家を名草郡梶取村に移し代々帶刀を免され三人扶持を賜はり室町庄八といふ

按に 元和御切米終身錄諸職人之部にぬし庄次郎といふあり御切米貳拾ヵ石にて寛永二十未年四郎右衛門と改め正保元申五月病とあれとも別人ならんか又御宮へ納めし繪馬石燈籠の事當時の社司遊佐保に確めたるに今は其品見へすと尙庄太夫家に縁故ある古老に尋ねしに代々苗字帶刀を免され三人扶持を賜りたるは相違なきも遂に零落し三十餘年已前に家絕へたりと繪馬燈籠は維新の比に有司の世話にて手元へ引取らせたるよし今は近鄉に存するやに聞ゆと語れりとなり

彫刻

左甚五郎

左甚五郎は有名の彫刻家也兼ねて工匠を善くす族を伊丹と稱す紀伊根來東坂本の人 根來近在に甚五郎彫刻したる重匣又硯匣等あり本地は唐桑にてサシ口の彫多し 根來盛なりし時彫刻の名人にて兼て工匠を善くす常に左手を用ゆ故に左の稱あり資性寡欲平生藏蓄の竭るにあらされば業を務めず竭れば即ち孜々として業をなす家極めて貧嘗て隣翁之を諫む甚五郎笑詠して曰く

「たのしみはまづしきにあり梅のはな」

以て其人となりを知るへし天正中根來の亂を避けて伏見京師に移住し聚樂亭桃山の欄間及ひ其

他神社佛閣に彫刻して其名今古に高し寛永十一年四月廿八日歿す時に歳四十（或は四十一に作る）子あり宗心と云元祿十五年三月十五日歿す時年七十一孫を勝政と云曾孫和右衛門玄孫半十郎庄兵衛嘉兵衛に至り相繼きて京師の今出川に居り世々左と稱して業を傳へ世に鳴るといふ

或は曰く

甚五郎播州明石の人其母一子を摩耶山に祈ること久し四十八歳の比ひ始て娠し甚五郎を產むと一說に又伏見の人と亂を伏見に遁れ彼地にて歿したる故に伏見の產ともいふかと云々（野史實事譚俳家奇人傳紀伊國名所圖繪）

一按に

甚五郎の事諸說紛々たり一說に初め名は刀彌十三歳父を亡ひ母に從て伏見に往き番匠與平治に憑る性彫刻を好み工匠の余之を樂む頗る之を善すともあり紀人の口碑に傳ふるに和歌浦東照宮拜殿向拜の桂手挾に天女鳳凰の透彫及石の間欄間に水に鯉の浮彫等あり其他天神社の門和歌山本丸城門の彫刻皆甚五郎の作也と又麴町邸御本殿御書院の欄干に木兎の彫あり甚五郎の作と言ひ傳ふ駿河御殿より移されしにもあらんといふ

和歌浦東照宮にある甚五郎の彫刻左に載す

石之間欄間にある水に鯉の浮彫

拝殿向拝手挾に有る天女鳳凰の透彫

小笠原一齋

岡井勇次郎軌麗

小笠原一齋

一小笠原一黨之家譜に一齋の名見へす事歴詳ならず鱗德記に左の記事あり

安永八年　水戸樣より御庭内御安置の東奮廟御再建の時二賢の像を作る者御國には無之候哉との御事にて紀州の小笠原一齋へ被　仰付二賢の像出來申候一齋は彫家精工の由世に聞へし故にや　公（香嚴公）御自から記文を撰ませられ和歌山より進せられ候

一裝劍奇賞に曰　紀州の小笠原一齋は彫物は天下無双の名人此人の作得難し象牙鯨牙の細工人形雕む鬼形奇怪の類は至て稀也物の狀貌に逼り精巧を要す（十寸穗の薄）門人に十藏又長尾市太郎あり彫物の上手と裝劍奇賞に載すといふ

岡井勇次郎軌麗

岡井勇次郎軌麗は岡井太右衛門貞榮の男也父太右衛門十五石小十人小普請末席は寶暦十辰年五月御暇となる勇次郎安永四未年六月　有德公二十五回忌御法事の御赦として歸參を命せられ以下小普請末席にて三人扶持を賜り同七戌年三月御細工御用勤候付御切米十三石小十人小普請末席被　仰付以後御細工御用出精により追々昇進二十五石御小納戸格に至り御數寄屋肝煎にて文政七申年十一月七十九歳にて歿す此人刀劍小道具彫刻に妙を得たり江戸常府也子庄次郎家を襲き表御右筆御書方を勤め山本流の書を善くす

堀内家筆記に曰く　松平陸奥守綱宗殿大崎の別業にて退隱の後は刀劍を鍛練遊ひさす　公（香嚴公也）御所望被遊候に付夫られした御拵被　仰付鮫は嘩れたる品を御掛させられ御目貫は金子如玄御縁頭は赤銅の高彫岡井勇次郎へ被　仰付御鍔は切竹の覆輪高木十兵衛造之皆御家の人也茶屋宗味御使として御見せ被遊しに緣頭御鍔の御出好誠に當家の美目奉感と綱宗殿御答ありしと云々

横井孫九郎時良

横井孫九郎時良初辰五郎と稱す横井次太夫別家也享和二亥年七月父之跡目御切米二十五石大御番被仰付文化二丑年正月御小納戸を拜命せられ後御小姓より御小納戸頭取格三十石高に進み同九申年四月廿五日三十三歳にて病死養子孫九郎時忠相續二十五石大御番たり

十寸穗の薄に曰く孫九郎は近世彫物の上手桃核十六羅漢圖の彫上げい細工ありと

按に　孫九郎の墓は塩屋の光明寺にあり其碑文に

横井時良墓

君稱孫九郎、横井氏、時良其諱也、爲人聰敏孝悌好學、生而有巧思、刻畫物類、其極其精巧、雖玉猪棘猴者、莫以尙焉、二十四歳、考時詮君沒、嗣家、三年入備近習、屢獻其技蒙恩賜、十年間、三登班加秩、君公朝覲、每賷其所造、獻諸台府、時譽藹欝、往年爲白川侯刻一物、侯感賞、贈賄太厚、今茲文化壬申夏四月廿五日暴病卒、年三十有三、哀哉、遂葬於寶壽山中、其弟山田長良使余誌其碑陰、如此、

從兄　西郷元熈謹誌

金原直道
金原一双

金原直道父を直貞といふ同しく彫刻家たり直道　舜恭公の御時刀劔小道具彫刻の妙手にしてしば

〳〵御用を命せられ二人扶持程を賜りたりといふ

一双は直道の子也父の業を繼きたれ共父直道に及ばず維新の頃大阪に轉居して千日前附近に於て彫刻を營み居しが廢刀令の後なれば頗る貧困の體也しとぞ（右直貞の知己久嶋久藏話）

一說に一双は常親の門人也ともいふ

常　親

常親姓通稱等詳ならす亦刀劍具彫刻師にて頗る有名今より六十年前の人といふ水野忠幹（元大夫大炊頭）は同人作千字文の鐔を有す最も精工愛すべしと信に語れり和歌山湊雜賀屋町に住す常親の門弟に後藤堂正あり同町に住せし由他不詳

上田忠左衞門

忠左衞門は刀劍の鐔工也煉鐵に妙を得て杢目に打出す其精巧世に比類なし其原料は古鐵を集め數年間自邸の土中に埋め置きて用ひたりと生涯鐔のみを製して業とす嘉永癸丑亞國軍艦浦賀へ渡來以來海內武備充實の沙汰勃興し刀劍具の裝風一變して忠左衞門か鍛へし鐔は如何なる名刀にも切り破らるゝ患なく實用第一也とて藩士等擧て用ゆる事となれり和歌山新堀井戶の町に住居し後姓を津田と改め鐔の銘は淡水子算經と刻す維新に先て歿す

又右衞門十藏

紀伊國人物誌彫物の部に又右衞門金右衞門長尾多市十藏等の名ありと雖もいづれも傳記を逸し詳

ならす裝劍奇賞に曰く又右衞門紀州住は上手也故に今も商家にてよき根付を見れば紀州の又右衞門ならんかと名手の標準になりしと十藏紀州の例和歌山湊戎は小笠原一齋の風に似たり手際器用也日を逐て上達せらるべしと云々

一說に和歌山湊小野町に重藏といへる彫刻師ありたり鷺の森御坊扉の上の龍を彫りたるは十藏の由中々の妙手にて維新前後には擬齒を刻みて業とす實に眞正の齒と眞僞弁し難く巧み也しといふ

吳服師

茶屋小四郎

茶屋小四郎宗清

茶屋小四郎宗清 茶屋四郎次郎情延二男

家譜

祖父中嶋四郎左衞門明延は小笠原末流小笠原小太郎貞興二男中嶋豐後守政延城州中島を領す嫡男にて大永年中小笠原嫡流四品少將大膳大夫源朝臣長時望有て一門四十六人連判政延明延共に連判す其合戰勝利なく政延泉州於堺濱戰死す明延父と共に戰死せんとす政延不許殘卒と共に戰場を退き僅に虎口を遁れ手疵養生として攝州有馬に湯治す手疵重くして身不具となり不能執兵寄に南都の寺院に身を隱す奈良商人、芝田氏、明延の家系を知り小笠原右馬助長隆の娘を以て明延に娶し芝田氏の家財を讓受長隆の助力を以て玆に初て吳服商人となる後京都新町百足屋町に住居し天文十三年四郎次郎情延出生す明延は家業を手代に預け別家に於て專ら茶事をなす其頃光源院將軍義輝近隣にて貴馬の節明延宅風流なるを愛し時々立寄茶所望あり將軍戲に茶屋と被　名付夫

より茶屋を以て家號とす

一父四郎次郎情延永祿三年八月父明延の進めに依て三州へ出向明延舊友杉浦勝吉の取次を以て權現樣へ御奉公仕上方筋に於て聞込候儀も有之候はゝ速に言上可仕旨　上意に依て其旨明延方へ申通し四郎次郎儀は三州に止り御具足召其外御用相勤度々上京仕候

一元龜三申年味方ヶ原御合戰の節御供仕敵將山形三郎兵衞組下の士へ鎗付け討取申候其後濱松於御城軍勢御勇めの御酒宴被　仰付今度味方ヶ原合戰の節危き御供相勤高名仕候段　御感の蒙上意御前に有之候橘の鉢物を　御手自拜領仕橘は目出度物に候間家紋に可仕樣　上意被成下置候小笠原末流に付三ッ梶の葉家紋に仕候處夫より橘に改め申候

一天正三亥年長篠御合戰之節戰場へ進み候處敵より打立候鐵炮に右の足を打れ働不便に付引退養生仕候

一天正十午年二月武田勝賴御征伐の節御供仕候　權現樣より信長公への御使每度相勤信長公より軍扇黃金頂戴致候

一天正十午年五月信長公御進めに依て　權現樣御上洛泉州堺　御一覽被爲濟候旨信長公へ被　仰進候御使四郎次郎相勤六月朔日信長公御旅館本能寺へ參上森長保を以て堺　御一覽被爲濟候旨信長公へ言上之儀取次賴候處御前へ被　召堺表の樣子御尋有之候六月二日朝信長公御父子爲明智光秀御生害有之右之變事言上として四郎次郎馬に鞭打馳來り牧方邊にて御先備本多忠勝に行逢京都の變事密に語る忠勝驚き四郎次郎を連て乘返す　權現樣飯盛山の邊にて兩人の氣色を

御覽被遊只事に非ずと　御馬を道筋へ御乘退　御前伺公の者酒井左衛門石川伯耆榊原小平太井伊万千代大久保新十郎織田家よりの案內者長谷川於竹並にて信長公御父子爲光秀御生害幷合戰の趣具に　言上す　御前暫くの間何れも無可申旨　上意に信長の恩を蒙る上は京都於智恩院御殉死可被成於竹續て可仕旨何れも此儀に決し忠勝御先へ乘り御供の衆是只事ならずと左右の言なし道半里程行忠勝乘返し右五人の衆を呼て若者の申處思召も如何候得共智恩院にて御腹召れ候と　御歸國の上弔合戰被成候て御討死と何れか勝り候やと時に左衛門年老て此分別若き人に劣り候事伯耆拙者無分別故に候さらは御前へ可申上と此旨　言上す　上意に弔合戰にて討死と追腹と競候得は雲泥之違と云とも供の者迄此道初めての事故參州迄參らん事甚難し路次にて匹夫の矢に中らんよりはと思召の由其時於竹進み出如　尊意なれば殉死勿論なれ共敵一人も手に懸け候はぬ事可爲無念此筋は拙者取次可致旨被申上家老衆一同幸ひの事に候此節穴山梅雪御同道故四郎次郎を以て其旨被　仰遣候於竹より津田へ申遣し德川家康公堺より三州へ御越候案內者可差出旨使參ると馬乘二騎來り御先を乘り原田佐左衛門馬を早め古洲川に至り柴舟の下るに便舟候由申岸端に乘寄御供の衆迄不殘渡し舟頭へ褒美可遣旨原田申候に付四郎次郎持參の銀子取らせ候穴山梅雪は異心候か一里程引下り我手勢計にて越候處鄕民起て一人も不殘討殺し候是は津田の案內者を殺候故鄕民怒て梅雪を討取候由　權現樣御用に立候者十人計有馬へ湯治中にて此節御供不申故後々迄有馬へ御暇申上候儀不成候宇治田原の近所山口へ使を被遣　御休足夫より信樂へ御出於竹より多良尾へ使者差向候得は屋敷へ　御越可有とて門前迄御迎ひに出る

多良尾氣遣致し御家老衆於竹とも八九人の外無用の由にて屋敷へ不入門を閉一同氣遣致し屋敷を取廻し内の樣を聞候御膳を差上後門を開き赤飯を出し御供の衆を饗應す多良尾を御立候て辻堂に　御休の處於竹申候は拙者小性の在所此所より近く候間銀子を取らせ暇を出度旨願候　上意に安き事とて被　仰付黄金拾枚於竹の前に置是程は入不申と二枚取殘は返上し小性を呼て取らせ候其節御供の衆へ貳枚つゝ腰に付け夫より伊賀路を經て勢州神戸へ　御着織田三七殿母儀より三七殿事御賴之由被　仰入是より　御船にて三州大濱へ　御着船御迎の御家臣悦ひの余り各々及落涙候本多百助を召て甲州へ可參甲州先方名有者共へ本領安堵不可有相違旨被　仰遣其後御人數を催し弔合戰の御用意として尾州鳴海迄御越候處光秀は勝龍寺表の合戰に打負夜陰に及び小栗栖にて郷民に突殺されし由被　成　御聽濱松へ御入城六月於甲府百助寢所へ川尻肥後入て是を殺す由申來る依て御人數遣はされ頓て甲州へ　御出馬被成候此節猩々皮御抛頭巾何となく拜領仕候

一天正十二年小牧御陣三月織田信雄殿と　御陣廻り被成候節　上意に今度拙者子飼の者共に鎗爲致可懸　御目旨被　仰候

四月八日の暮　御先備井伊万千代　御旗本五千計長久手へ被成御押候夜深とて勝川と申少し平かなる處に　御陣被成候九日欅林迄御押候處敵兵三千計山より落掛候人數悉く黑出立にて其中一騎白星の冑を着し下知致候は敵將森長可に候此節四郎次郎も拜領仕候猩々皮抛頭巾紙小撚の陣羽織を着し　御前に相詰候御旗本甚御人少に候此時首を取り參り候衆三四人相見へ右高名の

衆へ手柄被成候切捨尤の由挨拶致候右高名の衆は成瀬隼人大久保新十郎渡邊忠右衛門と石川彈正留書被記置候此時四郎次郎にも戰場へ進み可働旨　上意に依て戰場へ進み森の組下高村善平と申者を今村某加藤喜左衛門一覽の場にて討留候暫く休息し再ひ敵中へ馳向ひ候處森長可は御旗本より打立候鐵炮に當り討死池田勢も崩落行敵一騎突止め申候池田信輝入道は永井傳八郎討取子息之助は安藤彥兵衛討取候一先御勢を小幡へ御引上け夜に入小牧へ御歸陣被成候

一同年十一月濱松　御城に於て此度小牧御陣長久手戰爭の節敵討留高名仕候段　御感の蒙　上意御小脇差來國光作一尺五分繻子紅裏御陣羽織拜領仕御切米百五十俵被下置候

一天正十四年十月　權現樣御上洛被成候節京都新町百足屋町四郎次郎屋敷　御旅館に相成候に付御迎に四ッ辻に平伏す　御機嫌能被爲入難有　上意被成下苗字御尋に付苗字無之旨申上候處兼て本苗由緒　御存被成候故幸ひ四ッ辻へ出迎候間中島と名乘申へく旨蒙　上意本苗と申猶以て

有夫より中島と名乘申候

此時秀吉公と　御和睦の儀に付夜に入り秀吉公羽柴秀長御入被成御密談有之依て門前へ敷物致取繕御供方へ酒肴差出し饗應仕候秀吉公より淺野長政を以て卷絹銀子頂戴致候

權現樣大坂へ被爲入候節秀吉公への御使每度相勤候秀吉公より　權現樣へ御頭巾御羽織被進候御使相勤可申旨秀吉公より被　仰付候

一此度中島と苗字被下候得共御家老方御旗本衆も茶屋と呼馴候事故今更中島と改め候ては却て通り惡敷候間是迄通茶屋を名乘候方可然やと榊原康政被申候に付其段　御側向迄申上是迄通茶屋

を以て通稱と仕候

一天正十八年三月小田原北條氏政御征伐の御供仕小田原落城之節取物可仕旨　上意に依て城中へ乘込屛風一双（元信筆花鳥繪）鐵炮貳挺取物仕奉差上候其後右の品々拜領仕候

一慶長五子年關ヶ原御陣の御供仕九月十五日合戰初り諸手の働見分致可申上旨　上意に付戰場へ乘付合戰の次第一々言上仕候初の程は大坂方强くして味方危き陣も有之後には味方上鎗に相成大坂方打負け崩走致し退き候其中には踏止り討死致候戰死も少々有之右の敵へ鎗付候處味方より打立候鐵炮に其敵の面部を打拔首甚汚れ候故捨置申候

一此度の合戰味方の諸將何れも出精働被成候中にも加藤嘉明の一手格別の鎗先敵味方の目を驚し候福島正則の先手敵に芝居を取られ少引退き候得は正則自身鎗を入浮田勢を突崩し芝居を取戻す細川忠興黑田長政藤堂高虎初め何れも敵に能當り候御譜代の面々は皆必死之働き一足も退き候方無之諸手の中には敵に押付を見られ候ものも見受候小早川秀秋脇坂安治其余の裏切より大坂方總崩れと成る大谷吉隆初大坂方名有士格別目に留り候働無之耻を知り名を惜む士は討死亦は自刄す石田三成小西行長其余大坂勢落人となり逃走り見苦敷事（是は四郎次郎戰場にて見分致し候を言上仕候留書に候）

一關ヶ原御陣後　權現樣より御褒美として如何樣にも可奉望旨　上意被成下候得共兎角の御請不申上依て江州御代官被　仰付候處其儀は御免奉願只此儘御側近被　召使不相替諸事御用被　仰付候樣達て御免奉願候に付さらは江州御代官四郎次郎見立可申上旨　上意に付小野惣左衞門を申上江州守山御馬領支配被　仰付候右御馬領之内より玄米二百石（俵數五百俵）被下置於今大津御藏に

て四郎次郎直判を以て頂戴仕候享保八卯年より京都御藏にて頂戴仕候
一總て四郎次郎は京都に不限上方筋諸町人頭被　仰付京都大坂奈良堺伏見淀川過書年頭　御禮奉
申上候刻御暇拜領物仕候節は只今以て四郎次郎召連　御禮奉申上候
一四郎次郎情延件之通り若年より　權現樣御側近相勤御陣御供五十三度相勤慶長十一年七月廿七
日於京都病死仕候
小四郎宗淸儀慶長十巳年三月初て　權現樣へ御目見仕候　上意に何才に候哉御尋に付十三歲に候
旨申上候　上意に其方も如父忠勤せよと難有蒙　上意候
一慶長十九寅年大坂冬　御陣之節兄茶屋四郎次郎同小四郎儀も如父御供被　仰付候十二月後藤庄三
郎光次を城內へ被遣和睦の有無心見可申旨被　仰付光次入城の節四郎次郎小四郎介添として入城
可仕旨被　仰付兩度入城仕　御和睦の御內使相勤候
一元和元卯年大坂夏　御陣の節兄と共に御供仕候五月六日兩人共戰場へ進み如父高名可仕旨　台德
院樣蒙　上意先陣井伊直孝の手に付戰場へ進み候四郎次郎敵一騎突伏首を取らんとす敵又一騎進
み來り兄の股と肩を突危き處小四郎是を見馳付其敵の左の方より鎗付討留其首を取り四郎次郎手
疵にて働不成直孝の臣菴原助右衞門是を見て馬上より布を投異其疵を卷兄を助けて退けよと依て
後陣へ引下り兄の疵養生爲致候
一同年十月廿一日新規御切米百俵被下置旨青山忠俊申渡候
同十一月四郎次郎同樣馬上　御免被成候同月　德川賴宣卿へ御附被　仰付　御官服御召御用相勤

候

一年月不知願濟の上剃髪宗清と改名仕候

權現樣より信長公秀吉公幷諸家方へ父四郎次郎を以て御內使勤候御例を以て紀州御舘より尾水御舘幷御連枝方へ御使の儀只今以て相勤候

一紀州御舘御登城の節御玄關へ御出迎仕御部屋へ相詰御側御用相勤候日光　御社參紅葉山　御宮御參詣の節も御先詰仕御用相勤候御老中方　上使の節は上意の御書付御渡し被成候紀州表へ　上使の節も罷越御用相勤候

一天正年中より父四郎次郎所持の町屋敷京都堀川通出水上る町屋敷へ毎度　台德院樣御成有之候右屋敷三百八拾坪同所地續二百七拾五坪余元和三年小四郎拜領屋敷に被成下候

寬永四年江戶本銀町二丁目屋敷三百坪拜領同所地續四百坪餘は正德年中より御預り地に被成下候享保三年五月江戶小舟町三丁目百三十坪余拜領仕候　權現樣　台德院樣御上洛の節先祖四郎次郎屋敷へ　御成有之候御例を以て　紀州御舘兩山　御參詣の節は本銀町二丁目屋敷へ只今以て御立寄被成候

一寬永五年三月京都へ御暇奉願候處願之通　御聞濟被成下旨土井大炊頭殿被　仰渡白銀二十枚頂戴仕候同年九月出府參上御禮奉申上候節　御扇子一箱献上　御目見仕候

但此度献上仕候　御扇子梅の折枝菊の折枝　御意に叶ひ以來御持扇は宗清へ被　仰付候旨御側衆より被　仰渡只今以て　御召扇子は私一人にて御用相勤候

一久能山　御宮へ御譜代衆石御燈籠献備被成候節四郎次郎にも献備仕候樣被　仰付難有石燈籠一本献備仕候

一右御例を以て紀州和歌浦御宮へ小四郎石御燈籠献備可仕旨安藤帯刀申聞候に付難有御請奉申上石燈籠一本献備仕只今以て御燈明料相納候

一四月十七日　御祭禮の節は布母武者長刀振連雀等差出し毎年　御祭禮御供仕候

一紀州御舘より御合力金として年々金六百兩宛被下置只今以て難有頂戴仕候元和七年紀州一ヶ國貢納金改め包方被　仰付紀州若山本町五丁目屋敷被下置同所にて御用取扱候

一寛永十年八月九日於京都病死仕候

宗清總領小四郎宗怡家督相續以下代々通稱は小四郎と稱し剃髪之上は宗味宗理宗有宗里之内を互稱し九代宗味天保十三年寅年九月家相續元治元子年九月隱居養子宗理嗣く

一代々年始八朔五節句月次其外御祝儀事の節々　公儀へ献上物いたし登城　御目見被　仰付且乘馬　御免五十歲以上は加籠　御免五十歲以下にても病氣の節は月切駕籠御免家督隱居及ひ京都へ御暇等は若年寄直申渡の家格なり

一右之如く都て御旗本同樣之家格と雖も帶刀を不成法躰にて御禮式には十德着御紋服をも着用而して家業は宗清より五代宗有之時　有德院樣御代享保元年五月三日紀州に被爲入候御時之如く御召御用可相勤旨被　仰付以來代々呉服師後藤縫殿助と兩家にて兩御丸御官服御召の御用を勤御納戸拂方元方呉服師取締を爲し御切米百俵を賜り御城御納戸へ當直し京都江戶に宏壯の拜領

屋敷を所有し豪富無比一種特別の家格たりしは偏に祖先四郎次郎情延　神祖へ忠勤御内密御用等畏りたる勳功の余澤なるへし

按に　元祖四郎次郎情延家は本家にて代々茶屋四郎次郎と稱し　公儀呉服師にて二百石を領し維新前迄相續せり宗淸家は五代宗有前には　公儀呉服御用の事家譜に不見盖し　御家呉服御用達なるを以て有德公　公儀御相續後被　思召出特に命せられしものならんか

一前記の如く當家は商家を家業となし　公儀及ひ御家の御用を兼務御家にては御官服初平素の御服御婚禮御誕生等御祝儀の呉服都て京都にて織立の分は一切一手に引受け調進又御國内貢金改め包方を取扱ひ御家中捧給金包方渡し方或は御音信金銀包方をもなし若山にては本町五丁目邸御茶屋と稱す今の宇治小學校是なり江戸にては五月口御金藏へ日々手代共出張取扱ふ事今の三井銀行等か政府の公租金を預り諸官省の爲替仕拂をなす類にひとしく茶屋の常是包といへは授受共に更に改むる事なく金銀包みのまゝ官私共に流通最も信用を置たるものなり又其主人たるもの在府の時は　君上御登城の節々登城御城御玄關に御出迎御部屋に相詰御用畏り御老中　上使之節は　御本殿御玄關へ出張り　上使に付御用畏り若山へ　上使の節も同斷又日光　御社參　御上洛御供奉等　公儀御勤向きに係る節々は必す　君側に伺公或は尾水御兩家への御内使時としては外諸侯へ御内命の御使をも勤仕身士に非す商に非す圓頂長袖一種の制外物以て昵近親密の事に關るは蓋し神祖以來深慮あらせられし遺風によるものなるへし

若山茶屋封所の事は財政部銀札の條に記す又御儀式の節布衣の面々着用の布衣は茶屋に保管しありて役々所持無之分は一組つゝ貸渡したりと是兼て官より預りあるものならんと云

匠工

角井又右衛門

角井又右衛門御入國之節御供にて若山へ引越御大工棟梁相勤舛座（シャウザ）を御免被　仰付候元和六年大工運上銀御定之節も取扱候様被　仰付候寛文十年戌二月　頼純公豫州御拜領に付御陣屋御造營之節は又右衛門悴又右衛門へ被　仰付候

祖公外記附錄に云

右又右衛門は大坂冬御陣之節大坂城内之案内を能存候者有之候はゝ内々可申越旨　神祖より中井主水へ被　仰付候處大和國法隆寺村に大工又右衛門と申者大坂城造營之節棟梁仕候付城内之儀は委敷存居候旨申出候趣中村與吉（後讃岐守と改）言上に付又右衛門を駿府へ被爲召城内之儀御直に御尋に付逐一申上候此段夏御陣前大坂へ相知候哉大野主馬より中井主水屋敷并法隆寺村へ人數を差向燒打被致候付又右衛門は老母と妻を連吉野之山奥へ引退候夏御陣之節天満村にて高井樓を作石火矢を打候様又右衛門へ被　仰付北東之角櫓を一ノ手に打落夫より淀殿の御座所をも石火矢にて打碎候付　神祖御直に御譽被遊角井二字　御免被　仰付候其砌久野御城にて石之井桁に獅子角之紋を家之紋に用候様被　仰付と云々

因に記す南陽語叢に云　和歌山大工棟梁は十二人本役三十六人都合四十八人にて大番組十二組に棟梁一人本大工三人つゝ差加る筈也御小屋懸の差圖は棟梁の受込なりと云

加藤金右衛門

加藤金右衛門は何人にして何工に達せしや詳ならず家譜亦傳はらず近時發刊の史傳叢誌といふに左の記事あり抄出以て傳に代ふ

吉宗公大に天文數學の術を勵まし自から究むること尤厚し嘗て幕府の倉庫に窺天の器あり奇を極め巧を盡すこと甚た至れりと雖も元玩物にして實用に適せず吉宗公必す其用をなすべきを看破し紀州の良工加藤金右衛門を召して專ら之を考案せしめ且成島道筑をして書經璇機玉衡の條を和解講述せしむ既にして公が究學精勵の結果金右衛門に命し革を以て渾天儀を造らしめたり高さ八尺あり深更此内に入りて天象を窺へば日月星辰の運行分明に知るを得べし後又之を改正し日月星辰の各個につきて測量する器を

製し名つけて简天器といふこれ維新前まで各司天臺に用ひし所の简天器にして實に　公の發明にかゝれるものと云々

大工太郎作

大工太郎作

太郎作は紀州那賀郡粉河村の人天下の名工にして享保年中粉河の觀音堂（十五間四方）を再建す今存するもの是也又紀三井寺の觀音堂及ひ勢州白子の觀音堂亦同人の築造に係るといふ太郎作若年の比高野山の大塔再建の事あり其棟梁は京師の名工某也太郎作登山し己れも一部の建築の負擔せん事を乞ふ棟梁は田舍の叩き大工嗚呼かましとは思へども板削り何也とも使役に當らしめんと云に太郎作は願くは大体の設計書を一覽せん事を乞ふ棟梁不興なから取出して大切の設計汝等か如きに示すへきには非ざれども特別に差許す也是にて一見せよ決して貸し與へかたしと太郎作一見し畢りて首肯木栓一切を負擔せんと約して退く大塔再建の事固より數年を要せしが太郎作は大小長短數百千種の木栓何千万本か數限りなきを製し之を逸々整理區別を立て棟梁に渡す扨彌建前となり其栓を用ひしに大小寸尺格好悉く其度に適合一本を剩さず又一本の不足を生せず大建築に用ゆる栓の大小本數棟梁といへとも固より豫測の及ふ處に非されば舌を卷て打驚きたりと是よりして太郎作の名天下に轟きたりと此談今に粉河人の口碑に傳ふる處也と兒玉仲兒信に語れり（仲兒は土豪頗る人に知らる嘗て國會議員となれり）

按するに（高野の大塔は往古より數回燒失せり續風土記に依るに寛永七年雷火にて燒失同十九年落成すとあり太郎作の事此時ならんか然れとも享保年中云々の語あり寛永十九年より享保元年とするも七十五年也果して如此長壽せしか或は誤傳あるや詳かならす）

菓子師

駿河屋善右衛門

先祖は山城伏見の里人姓岡本代々鶴屋と稱し菓子製造を業とす　龍祖御幼年伏見御在住の比手製の菓子銘松風幷燒饅頭を差上けたるに思召に適ひ屢御用を蒙る後駿河御賜封の時御供被命て同所に移住猶又紀州御入國の際召連られ和歌山駿河町に於て開店從前の如く相勤め爾來御歴世に於けるも替らす菓子の御用一手に被　仰付貞享二年四月命によつて駿河屋と改稱せり就中　舜恭公顯龍公の御代には最も盛に御用被命美盡し善極めたる前後無比の良品を製出所謂和歌浦八景の打物の如きは一個の價拾數圓を越ゆ余押して知るべし家製の特品と稱するは本の字饅頭羊羹を主とし殊に羊羹の優逸なるは世普く其美を賞せさるなし而して本家は歴然伏見にて營業京攝名古屋にも支店ありていつれも隆盛也一箇の菓子商にして三百年來其業を代へす本枝今に連綿共に益繁榮を極むること不思議の家運といひつへし

龍祖御由緒の事祖先の事歴等嘗て其家に就き糺したれとも舊記逸失存するものなし

籠細工師

松五郎

松五郎は美作國久米の莊（圓光大師誕生の地）の人姓吉川と稱す蓋し藩士の家僕ならんといふ年廿七歳の比一婦人を携へて和歌山に來り宇治布平町後藤屋敷の長屋に居住後本町山形屋孫助（當時の豪商）の別莊中の鳥蛙（カイル）出

島の留守居を兼て住す籠細工に於ては古今の名人にして唐物(カラ)寫しは勿論如何なる困難なる組物也とも需めに應せさるものなし然れとも意に適せざればたとへ百金を拋ちて需むるも顧みす人もし其製品を聊か難するあれば唯々諾するのみにて再ひ爲に製出せす使用原料の莉藤は精撰を極めて枯藤を用ひず自からいふ予か製品は後世たとへ摺滅に至るも破壊の患へ斷してなしと今に至て言の虚ならさるを信すといふ近來大坂にて有名なる籠師尚古齋は松五郎の伎倆を深く賞讃し斯る名工も都會にあらされは遂に譽を湮滅すべしと歎惜せしとなん

一松五郎文字なし然れとも自己の製品を納むる外箱に往々銘を書付たるものあり不文ながらに書体大に雅致ありといふ　松五郎□如此風也と

一同人籠を製するの外他に余念なかりし然れとも武術の心得もありしにや或時宇治の宇佐美某の弟に龍藏と稱する血氣の若士あり松五郎と談話の内何事の行違ひにか汝不禮者手討にせんずと怒る松五郎大いに感し常々親しく交りしか斯迄の勇氣ある御方とは思はさりし也今の御一言松五郎敬服に堪へず是にては御座敷を穢すべければ御庭先へ參るべし必ず御言葉を違へす一討に願ひたしと夜中の事灯を乞ひ得て靜かに庭前へ歩み出しに龍藏はいほの影をかくして見へす成りしと山形屋孫兵衛語る

一右孫兵衛の談に某乘馬を愛し市外中の嶋の別業に乘馬を飼ひありしが町人の身とて乘馬もならず彼の別莊には幸ひ松五郎居りしゆへ手透の折に馬の手入をもたのみ置たりしにいつしかよく乘りこなしてよき馬に仕立たるを見れは是等の心得もありしやと云々

一一奇談あり美作國より携へ來りし婦人を己れが妻とは人には稱すれとも其私を顧れは恰も主從の如く何事にも御の字様付けに呼ひて禮儀甚た正しく内話のさま實際妻とは思はれす且他人に面接せしめず見たる人もなく唯一二の親友のみ一兩回見たりといふあり随分醜婦にて明治七亥年三月三日死す（阿彌陀寺過去帳には妻フジ六十八歳とあるよし然れとも松五郎は朝夕手をつかへて其起居を尋ね苟且の用事を托するも何卒斯し下されよ抔云さま決て妻とは思はれすと云）恐らく主家の女を何等か子細ありて預り來り囲まひ置しにやあらんかと人皆想像に止り絶へて其實を知るよしなしと

一松五郎後には松休と號し老後獨身にて常に藤籠の組物を製作せしか誤て火を失し火傷に罹り是か原因となり明治十丑年四月十一日歿す年七十二中之嶋阿彌陀寺に葬る米屋町富田次郎兵衛及ひ村長等其墓を建菟譽松休居士と題す

右富田次郎兵衛と云は松五郎の上を常々懇切に世話せし者也其言に松五郎は火傷の爲死亡と世には評すれとも實は左に非す火定（滅定の事）に入て死せしに相違なしと指物師某の直話也と語る某は松五郎か製品の箱を製せしものにて松五郎と意氣相投し亦一奇人也しと

力士

力士所謂相撲取なる者は軍國の一役也しや　龍祖の御時よりして召抱らるゝ者尠からず其人名元和御切米帳に載する處の如し　清溪公には特に其技を好ませ給ひ一日は何（一本御）一日は角觝と隔日に御見物有りて當直の士も拜見の由にて天下有名の力士集る者多しとあり固より輕輩士籍に列せされは家譜なく事歴詳ならす僅に二三筆記の存するものを掲けて力士傳とす

吉田追風 行事司 (此項原本なし)

隱雲錄に曰く紀伊國相撲行司吉田追風は元和年紀州和歌浦御宮御神事の相撲行事掌之万治元年以後は紀州を辭し九州に徃て肥後の熊本に仕へ今世祿吉田善左衞門追風と稱す 十寸穗の薄

嬉遊笑覽に云ふ細川家士吉田氏家說相撲故實聖武帝神龜年中近江國志賀淸林と云ものを召行事に定められてより其式委く相傳り多年相續の庭節會行はれすなりて志賀も斷絕し後鳥羽院文治年中二度相撲の節會行はるゝに及て行司勤むへき者なく拙者先祖吉田豐後守家次と云もの越前國に在て志賀家の故實を傳へしより五位に任せられ追風の名を賜り相撲の行司の家と定められ木劔(ボクケン)獅子王が御團扇を賜り節會の御式勤しかども承久の兵亂より節會又中絕正親町院永祿年中相撲節會行はるゝ時十三代目追風久例の如く相勤元龜年中二條關白淸良公より日本相撲の作法二流なきの義にて一味淸風といふ御團扇幷烏帽子狩衣袴唐衣四幅袴を賜ふ其後信長公秀吉公權現樣御時度々相撲相勤元和五年四月十七日於紀州和歌山東照宮御祭禮奉行朝比奈宗左衞門殿諸事申談相勤依之御刀一腰頂戴す十五代目追に至り朝廷御相撲を廢絕せらるゝ故二條家へ相預万治元年より當家へ罷出元祿年中憲廟牧野備前守殿へ被爲成相撲上覽の時牧野藩士鈴木梶右衞門入門の御願有之將軍家上覽の式一通致相傳品々拜領せり先祖より拙者迄都合十九代相撲の故實傳授し來り當時諸國の力士ともゆるし拙者方より代々差出す寬政元年十一月吉田長左衞門 風俗畫報

按に和歌御宮は元和六年起工同七年十一月に竣工正遷宮同八年四月十七日初て御祭典擧行の事本史百五十一卷社寺制第一に記する如し吉田家說の元和五年は同八年の誤なり四月御正祭には假遷へ渡御御神前に於て相撲擧行ある事恒例にして御入國の初制め

入江十兵衛

井象之
鬼勝

ての國祭ゆへ最盛儀を被爲盡特に日本無双の行司吉田追風を召されしならん元和御切米終身錄御角力之部に吉田追風の名見へされは別に俸祿は賜はさりしか然れとも万治元年初て肥後に仕ふよしなれは元和八年より三十六年間則ち三代の追風紀州に在籍相撲行司を掌しものと察せらるゝも他に事歴の詳なすものなし

入江十兵衛 犀之助

元和御切米帳に據るに初犀之助と稱し二十石十人扶持を賜り寛永十八巳年三十石に成り正保二酉年相撲取御免と相見同年より諸役人之內にて御切米渡し同三戌年入江十兵衛と姓名改とあり又牧笛類叢に諸士には入江十兵衛岡土左衛門上手也入江は山田傳大夫先祖岡は有地專左衛門先祖之由と記せり左れは御角力にて御召抱へ後士籍に御取立之事と察せらる

一祖公外記附錄に云 江戸にて松平讃州抱之相撲朝顔を召相撲御覧之節中之間番入江十兵衛は所労にて引籠居候得共此噂を聞付人蔭より窺候處御抱之相撲取は皆負候付十兵衛は朝顔と取申度段申出候付伺候處十兵衛は此程所労に候得は無用之事と被 仰候得共十兵衛は直に土俵へ飛入朝顔と引組遂に朝顔を釣揚土俵の內をはゐい〳〵髷を懸持提歩行朝顔は少も不騷鬢髮を掻撫て平氣之體に相見候暫くして投候得は朝顔は即死に付大に御叱被遊十兵衛を追込置候様にと被 仰付候十兵衛御免後之話に我等朝顔を釣揚候得共彼は被釣揚落様に相人を蹴倒候事得手にて髩を繕候は已之得手に成候故にて候得は妄に投候はゝ我等負候故彼之肛門へ指を入彼息合處に成を考へ投候得共今一番取候はゝ我等必可負と存投候上に一間程向へ突又手前へ引て殺候と話候然共突引の早業は誰も得不見受候

蓮井象之助鬼勝

一牧笛類叢に云く 鬼勝象之助は江州之產也十一二歳の比海道に遊ひ居けるを小野杉右衛門その頃御相撲頭なりしか通り合て見るに抜群の骨柄故親に請て紀州へ連來れり成長して其長け七尺五寸（一に七尺三寸）大力無双也角力を取

るに始は負たるか或時傍輩に自分を提けて見よと望む故力量至極の者共入代り提るに少しも動かすその時象之助か曰く自今各々負る事にてはなし我工夫したりとて土俵の眞中に立て少しも動かす相手を十分手に取付て扨上より長き肱を指のへて褌を取て振廻すにいかなるものも堪る事能はす負さる者なし此後終に負たる事なし然れとも人相柔和にて女の如し傍輩共是を侮て渠強くともあの通の性質なれは定めて臆病なるへしおとして大勢一度に刀を抜き合て飛かゝる（此所落字あるか）彼の者共驚て逃走る象之助遁さしと追來るに大男故早き事飛か如くにて忽に追詰らる右の者共大に迷惑して各名をなのり段々趣意を語り様々詫て歸りしとそ象之助十八歳の時筑前の者也とて角力一人來りて勝負せしかいかてか叶ふへき彼角力忽に負たり以後は是非とも弟子に成らんとて從ひしか一日彼者象之助を茶店に同道し食物に毒を入て喰せたり象之助毒に中り心神腦亂して死す角力傍輩共大に憤り件の者を捕へんとするに渠早く知て宿を駈出る故大勢追かくるに湊の大廊木に鯨舟一艘かゝり居しか彼者此船に飛乘て急に逃れ去たり追手の者共船にて追かけたれ共終に及はす取にがしぬ後に聞くに中國の諸侯抱へ之相撲に天下一の名をとらせんとて象之助と勝負して若し負たらは可殺との巧みにて謀ひしとそ象之助墓は湊正住寺にあり指料の大小も同寺に今にありとそ

一大人雜話に曰く　紀州　對山樣御老後の御樂みにとて諸國より名ある相撲を參らせし中に江州の產にて蓮井象之助といへる有り丈七尺有余にして肉肥へ骨太く肋（骨）人並よりは多かりしとか腰骨との間僅に指三本を入れしとそ力は巖を抜つべく熊狼も礫にしつへしされは一向相手と成るものなく　公の思召又無く秘藏し給ひけり衆に秀たるは嫉まるゝの理朋輩の野心にて惜ひ哉廿九歳の時毒に當てられて死す　公甚惜ませ玉ひ不便に思召し渠か丈け程に五輪の石塔を吹上寺の隣正住寺といふに建させ玉ふ今猶塀の外より見へ侍るとそ

元和御切米帳に增五人扶持象之助寬永十三子年より同十九年迄同二十未年より上ると記せり又同人佩刀の銘に頃年來在

按に　紀州云々寬永丁丑十四年八月とあるによれは象之助御召抱は　龍祖御代寬永十二三年の比なるへし　對山公御老後諸國より名ある相撲云々と云は誤り也

又十寸穗の薄人物の中に象之助元祿年給四十石十人扶持金二十五兩と記せり佩刀の銘に行年二九とあり二九とは十八歳か寬永十四年に十八歳なれは元祿元年とするも六十九歳なり二十九歳の時毒殺せられしと云に齟齬す誤也

渠か腰物は新たに御打たせ（文珠の作とか遺佚す）下されしなれは象之助か死後正住寺へ納て什物として今有りとそ刀六尺二寸程鞘にて四尺六寸余柄にて一尺五寸余脇差三尺五寸程鞘にて二尺七寸余柄八寸余大小共に革柄鮫はなく銅の打出しを塗たり皆銅拵にて身は鞘に突詰也幅重ね重さは詳かならす此刀打出せる時　公仰有けるは汝此刀自由になるか成らぬか汝に預る間柳堤へ行

きて人の通らぬ時を見合せ振り廻し見よとて下し賜りぬ提り承りて則柳堤へ行き振り廻し見るに始の程は三振り五振りもふれは肱なへ／＼として中々用を成すへきとも思はさりしか毎夜々々日暮より出て彼所へ往きふり廻しぬれは後は手の中和らき自在に成りて電光閃めかして獅子奮迅の勢ひ邊りを拂て誠に万夫不當と見へし由渠か振廻を試よとて御前の人をして何はせ給ひしに彼等立歸り誠におそろ敷勢ひ遙に見てさへ身の毛立つ様に覺へ候と申せしとかや

一枚笛類叢に曰く

田宮次郎右衛門は釼術居合の名人也象之助といふ角力有大男なりし故尋常の刀は指料にならさるゆへ大身鎗の鞘に拵て始は是を指たりしか御相撲に被　召抱て後文珠四郎に大小共打せたり重ね厚く丈長ふして尋常の人の兩手にて漸く提る程なり拵等出來して小野杉右衛門象之助を同道して次郎右衛門宅へ至る次郎右衛門則出て逢故杉右衛門象之助引合せて此者釼術不案内に罷在故貴所之門弟に成し給り候様賴み申さん爲に來る也といふ次郎右衛門御やすき事也と諾ふ杉右衛門又いはく追々釼術御傳授あられ給り候へ夫に付先差當り刀を拔候事は只今も入る事に候間早速拔様御傳授あられ給り候へといふ次郎右衛門心得候まつその刀を見せられよと手にとり扱々驚入たる長刀にて候と拵の物數奇等を譽て後無心なから此刀をしはらく貸し給へケ様の長刀終に見申さる妻子共に見せ申度といふ安き事也と答ふれは則勝手へ持て入暫くして次郎右衛門出て彼刀を拔て見せて後拔様を傳授したり實は斯の通りの長釼故次郎右衛門も拔事心得なく妻子に見せるといひて勝手へ入拔様を工夫してのち立出て傳授しけるは頓智の働也

明治廿八年四月我　公和歌山へ御臨縣之際本記象之助の佩刀を正住寺より御取り寄御覽あり其節信も御供にて一見す實に希代の珍刀其膂力大兵想やられたり依て其圖を摸し爰に附記す寸尺等全く圖の如しとす

蓮井象之助鬼勝

佩刀眞圖

身惣長[中ゴトモ]五尺九寸七分

柄鞘總長六尺三寸九分

刀

鞘朱塗

鉄

其二

柄塗
皮巻

目貫
ナタ形

表

鉄

鉄縁

金文字

赤

裏縁

總丈ヶ　三尺五寸五分

刀身總丈ヶ　三尺二寸

刀柄　六寸二分

蓮井象之助鬼勝所帶小刀眞圖

脇差

鍔直徑　三寸一分

刀身　三尺五寸五分　其二

脇差

獅子之助

一元和御切米帳御相撲取之部に

拾石五斗　　　　しゝ

寛永四卯暮より御切米上る死失不知

右の如く記載ありしゝとは蓋し獅子之助を畧したるなるへし簡易の比無造作なる事此類多し

一牧笛類叢に云く　南龍院様御代象之助獅子之助といへるは一双の角力也獅子之助は大力にて帆柱に米拾六俵かけて　御前にて荷ふたり藤白村の產なり又諸士には入江十兵衛岡土左衛門上手也入江十兵衛は山田傳大夫先祖也岡は有地專右衛門先祖のよし

鏡山沖之右衛門

荒礒浦之助

荒砂長大夫　十寸穂の薄に姓川角氏とあり

矢嶋沖右衛門

相引森右衛門

一鏡山は本名佐々木沖之右衛門芳政と稱す佐々木喜平次芳高紀州の人の男也元祿十三辰年六月於江戸御切米五拾石に被　召出　清溪公御前にて相撲相勤寶永二酉年より享保元申年まで十二ヶ年　有德公御前にて相撲相勤享保三戌年　大慧公御入國同年四月十七日於和歌山相撲御覽の砌　思召を以て相撲　御免遊され候付爲冥加地廻り御供奉願相勤享保七寅年熊野御社參之節御供被　仰付元

文四未年六月四日病死す 十寸穂の薄に曰く鏡山元祿年給五十石十人扶持金廿五兩相撲大全日紀州鏡山は天下無双相撲の名人日本相撲中興の祖と云々

右家譜記する處にて忰喜平次芳利は御徒に被　召出有馬武右衛門の弓術を能くし同稽古場掛り又は御小姓稽古指南等被　仰付以下代々相續五代文平章周は二十五石大御番にて慶應三卯年五月隱居養子小四郎成章家を襲たり

一大人雜話に曰く卷の尾よりは少し前に鏡山といふ角力あり是は相撲道の名人にして四十八手ある角力の手の裏を返し又其九十六手の裏を取りたる甚深の妙手なり

一体小兵にして力も左のみはなかりしか其妙手敵すへき事あたはさりしとなり或時金碇とかいひし大力手たれの角力紀州へ參りたり中々是に對する者一人もなしかのもの鏡山か妙手たる事を知るといへとも己か剛力に侈りて物かわと傍若無人なる振廻ひもて取組を好む對山樣何卒鏡山の勝へき旨を命せられけれは鏡山觀念して思へらく中々金碇か勢ひ我相手にあらすとて斷食して七日か間日前宮へ素足にて參詣し思ひをそこめ奉りける扨御角力始めらるへきを病氣也とて日々金碇か取り口を長髮にて見て居たり偖參詣果し腹養ふて病氣快しとて出ぬ則金碇との取組也上下左右拳を握り眼を張りて守り詰たり扨二人立合やつと組時鏡山右の手して金碇か前を取たりけれとうんと金碇力を入れしを其儘引かつきて投付たり　上を始め上下皷動して剩へ上覽所詰の役人やんやと大聲上けて譽たりける扨鏡山は名乘り引取けるか金碇其儘土俵に在て涙をこほしいふ樣我今迄日本國中角力を取りて相手達へき者なしいかに鏡山名人なれはとて小兵の微力いかて我に及ふへけん殊に立懸ると其儘何事もせて負たる事如何なる手に有けん更に覺へす余りの無念なり今一番

取らしめくれよと申けれ共鏡山病氣なりとて御ゆるしなく御角力果たりさて又鏡山は金碇かまわしへ手差込し時渠かこたへし力に中指と無名指とを折りてける後迄も其指は利かす成りにき且つ其金碇に勝たる事いかゝして投けたりけん大男を引かついて投し事我も更に覺へす誠に日前宮の神力いちしるしく加護ありけんと有難くも恐敷も覺へしと語りけるとや又鏡山は　上之御悦ひ斜ならす則ち御料理下され御徒の格に被　仰付しとそ

一角力の手やわらかにしてよく受とむる術は日の下開山鏡山といふもの關口柔心にうけ手を學ひしより初まるといふ

一鏡山沖之右衞門は奥州の産にて十七歳の時人を討て本國を立ち退夫より角力取と成たり若き時は八拾貫目の碇をさしたるよし其後力業をせす常々力は弱とのみ云ける老後病氣付て臥かちにて居たるか或時岡喜平次米を持運ふ事有しか臥しなから見て扨々弱き事かな夫にては自分の悴と云かたしと言なから起て杖にすかりよろごいて庭に下り下駄をはきなから俵を指にかけ片手を放て持運ふに足元常より達者に見へしとそ彼鏡山御屋敷御庭にて三州の金碇と云大男の強力を肩すかしにて振て投たり此時は褒美として御切米五拾石被下たり兩國梶之助に勝たる時左の食指を折たり大山次郎右衞門と云名高き關角力にも勝ぬ又或時濡髮長五郎といへる角前髮の大男奇麗なる生れ付にて鏡山と取りしか如何しけん鏡山濡髮か後へ廻り腰を抱て差上たり濡髮すかさす兩腕にて鏡山か腿をからみ後さまに手を延し鏡山か三つ結を捕へたり鏡山動きたらは反りて投んと搆へたる故鏡山も是を知て少しも動かす差上たる儘にてその間に濡髮初は鏡山か三つ結を右の手にて取り

たりしか左の手にて自身の鬢を撫て三つ結を左之手に取かへて右りの手にて亦鬢を撫其躰鏡山をものかすとせさると見へたり見物の諸人息を詰めあせれとも詮かたなく鏡山もあくみて御前の方を屹と見奉れは　御前御手にて御首筋を撫させらる扱は風呂〆に取らんとするに濡髪は眞膸伏に前へあまされ胸を突て血をはきたり此時諸人　御前相撲御功者なる事を感し奉りけるとそ亦鏡山はヒライを取事妙なり御相撲の終りにはいつ迚も前相撲十八斗り出て鏡山を取込組附に一人々々手をかへて投けたり一年鏡山江戸御長屋に居たれは何者か來て庭にてすゑ踏たるゆへ驚き二階より覗き見れは大成前髪なり鏡山見て詞をかく自分は荒礒浦之助と申者也何卒折を得て天下の御名人の御相手に罷成度推參せりといふ鏡山も折も有らんと云置しを御耳に入て呼て取らせとの御事にて荒礒を召して御前にて取りたりしに始の相撲勝負分らさりしか鏡山か負にせり是にて鏡山せきて二番目にも負たり荒礒は笑ひなから片屋へ入りたり御抱の角力殊の外憤り此後に荒礒御抱に成りぬこの荒礒は阿波の產にてありけれは則ち阿波殿へ御所望あそはして御召抱有しなり若山へ來り御下屋敷にて鏡山と取るに荒礒負たり此後に鏡山に勝たる事なし亦鏡山荒砂長大夫か上方より前角力にて來しを見てあの者後々名人と成るへし御抱へ被成候へと申す翌年荒砂又來る此時は早中角力と成りたりしを御抱へ有て後鏡山段々おしへ入て果して名人と成たり此荒砂手あらき角力にて一生負たる事なし其比は御角力共皆名人故他所にも聞及ひて紀州の誰に勝たらは抱んと望む大名もあり亦有德の町人共も金子何程送らんと約束して紀州へ越す相撲多しとかや一年片男浪長之助といへる角力に大坂の町人共紀州の卷の尾に勝たらは金百兩送るへしとの事にて片男浪和

歌山へ來り角力芝居にて櫓の尾に立合續て三番勝たり是を結局町人共不審して定て櫓の尾か病氣か痛みにて有るへし迚件の百兩を送らさりしとそ此時御相撲共一人も彼片男浪に勝事能はす無念かりし中にも荒砂大にせきて自分片男浪と勝負せん負ならは腹切らんと云其頃は荒砂は老て角力は取らす世話やきて居たりし故皆々止めて不入事也今盛の片男浪と取後れたる其方と立合片男波に一杯刎られたらは忽ち負ん事必定也と言けれ共一向不用片意地に云募故留むる者の共却て不興し定て氣の違ひたるならん負て腹切を見物せよといふて搆はす扨荒砂片男波と立會行司團扇を引くや否や右の手を振り上けて荒砂片男波か左の頰をしたゝかに打片男波案に相違して頰の痛みを抱ゆる所を何の苦もなく刎出し見物の中へ投入たり片男波大に怒りけれ共詮かたなく外科に懸て五七日煩ひけるとぞ荒砂老後十人組小寄合に被　仰付常に御供を勤たり甚慇懃なる性質なりし又荒礒浦之助御抱之後阿波殿噂に未一人卷尾といへる角力男振りも能御望ならは進上致さんとの事御聞及有て則御所望遊し駒木根八兵衛を徳島へ迎ひに被遣たり此事和歌山中の沙汰にて到着の日は湊の大鴈木へ見物に諸人群をなせり其時卷尾帥之助十七歳黒絹に南無妙法蓮華經と染入たる羽織を着たり關權平若年にて見物したるとの咄也其比關相撲は矢嶋沖右衛門相引森右衛門卷尾帥之助也鏡山荒礒なとは關脇也とかや

按に片男浪長之助御抱の事明記なしといへとも元和御切米帳に左の記あり此長之助の事なるや時代古きに過るの嫌なきあれは別人ならんか

拾　石　　　　片　男　波

元和九亥年拾四石に成る寛永七午年株切米但手形に成る成行不知

又按するに 帥之助十七歳とあれとも同人か傳記下記の如く享保十五戌年病死五十一歳とすされは此時二十三歳にて十七歳は誤也

鏡山は大食也殊更蕎麥切好物也或時小栗源大夫蕎麥切を喰はせんとて相伴には室勘大夫を招き何卒鏡山に喰勝れよと望めは隨分精出すへしと云ふ鏡山も室に勝可と勵ける故蕎麥切夥しく用意して扨大茶碗に推く盛て之を出せは兩人不劣喰に鏡山は七十盃喰て最早蕎麥切望みなし飯を喰ふへしといふ室は七十二盃を喰たりその後飯を出すに大碗に飯を山の如く盛り汁膾羹物に是亦澤山盛並へ大鯛の燒ものを付て出すに鏡山は彼菜を少しも不殘食て飯二盃喰ふ室も同樣にて飯は三盃喰たり其後酒を出すに勘大夫鏡山に醉すへしとて彼飯を盛りたる大碗に十分請て息も不繼三盃飲てさす鏡山は下戸なれとも是は格別也と戴て一盃飲て室に戻せは室また飲て納めたりその時鏡山大に驚き我等壯年より角力を取り人々上手の樣にも申せ共世界は廣し中々廣言を申事不成也蕎麥切においては我等日本一の給人ならんと常々存候に貴公の大食を始て見て驚き入たり食事は日本一の人也とて甚恐れけると也また山中作右衞門は　清溪院樣の御小姓立にて有しか其頃の御小姓は皆相撲を取ゆへ作右衞門も取りしか老後に角力好なり鏡山は殊に相口にて每々咄相手に來りぬ一日鏡山石槌嶋之助を同道にて來るゆへ飯を振廻んとて大鰹四五本作りて數菜を加へ膳を出すに石槌しか〳〵不喰ゆへ亭主石槌にむかひ今日は其方に飯を振廻んため夥しく用意したり然れとも不食は殘念なり菜の望みもあらは無遠慮いふへしとその時石槌左候はゝ鹽肴を御出し被成といふ故大なる鹽鯛を燒て出すにかの鯛を一箸二箸食ては飯一盃つゝ食たり其數をかそへ見るに納左舛の米を皆喰ひその上鰹の作り身も三本ほと喰たり是を見るに大に盛たる飯三口程に喰終る箸を持に

手大なるゆへ箸の先幾に餘れりとそ予幼年の頃若宮八幡の走馬見物に行しか石槌も行て有其面長く眼小く頭大にして下かれ恰好宜しからす淺黄色の單物に稲妻の大形を附たるを着たり數人群集の中より高く顯れ遠方よりも能見へたりまた鏡山は其長五尺七寸有といへとも幅廣く横ふとりて丈け高くは見へさりし荒砂も五尺八九寸は有へし是又面長く巻尾は大男にて疱の跡所々に有ていかめしく諸人に勝れて見へたり　以上牧笛類叢

巻尾師之助

西山師之助博則と稱し阿波の人也家譜記する處左の如し

松平淡路守殿に仕罷在候處　高林院樣御代御所望被遊元祿十五壬午年三月駒木根八兵衛阿州へ御使に被參御貰請相濟候由にて支度次第御國へ罷越隨分相愼實意に御奉公相勤可申旨淡路守殿より被申付同六月阿州表出船仕同月廿三日加太浦へ着船翌廿四日御下屋敷へ罷出初て之御目見仕同日御相撲に被召抱御帷子に御羽織一ッ廻し一筋被下置相撲名巻尾と名乘申候其後大山と取組之節手際に勝候付　上にも御機嫌に被爲思召候由加納角兵衛より駒木根八兵衛へ被申越之趣　御意之御感狀と可奉存旨八兵衛被申聞右御狀被下候

一元祿十五午年六月日不知　御徒並被　仰付御切米拾五石五人扶持被下置

一同年月日不知鐵炮稽古仕旨被　仰付藤岡傳之亟新安右衛門兩人之弟子に相成大筒稽古仕候

一年月日不知御加増被下置御切米二十石に被成下

一享保十三申年八月十九日雜へ御入被成御扶持其儘被下置
一同十五戌年六月晦日病死　五十一歳
右之如くにて帥之助忰竹之丞（後三之右衛門）博道同年八月被　召出御切米拾石被下雜へ御入馬醫可致稽古旨被　仰付以下代々相續三郎兵衛と稱し遂に馬術之家となり四代三郎兵衛は二十五石御馬預にて天保十四卯年正月病死總領帥之助博純家を襲たり

一卷尾帥之助といへる御角力有り長け六尺三寸にして力量衆に超へたり此卷の尾いまた角力前かたの比にや荒砂といひて是も丈六尺有余にして角力の强き事傍若無人也殊にはねの强き二つと請こたへる者なし　對山樣或時關口八郎左衛門に仰けれは荒砂かはねを誰にも受得る事あたはす何卒卷の尾に勝せ度思召也いかにそして勝すへきやと宣ひけれは八郎左衛門御請に仰付られに候はゝ勝せ申へき由を申あけけれは然らはとて仰付られて魯伯（則八郎左衛門）宿に卷の尾を呼ひて扨斯樣の仰蒙りたり汝明日より來りて三日稽古せよとて荒砂か例を受る事を敎へたり扨二日稽古したりけれは登津之助最早勝申へしといふ魯伯かふりふりていや〱また勝れぬ明日も來るへしとて三日熟習させて偖汝彌勝つへきや否やと云ひけれは急度勝ち申へしといふ氏業云く若し勝損んするとも我は是じやぞとて腹を切る樣をして汝も覺悟して能せよと申され扨　御前へ出て卷の尾最早荒砂に勝得へき由申上らる然らはとて則明日御角力仰付られたり扨兩人か取組を各片唾を飲て見物したり荒砂例のはねを成したりしか卷の尾稽古熟しゝかは事なく受て左をさす（此卷の尾も常に左をさす時は鬼にも負しといへるさなりき）夫のみか又右もさして彼の荒砂をひたと引付たり去なから大岳の荒砂互に强力を爭ひ卷の尾障泥か

けけにして曳て聲を出して土俵の眞中に打倒しぬ　公を始め各どつと申ける扨此時巻の尾若負るならは討捨にする所存也と魯伯申されしか誠に一生懸命の場を仕課せたりと巻の尾物語せしとそ此倒したりし時巻の尾か黄なる聲をなせしこそ見居て苦しかりしと幸左衛門常に巻の尾にいひしと武善父咄申されし　大人雜話

一對山公は相撲を御たしなみ被遊て奥州仙臺出生にて大男大力にて十八歳なりける巻尾師之助原本牧野卒之助とす國音相近きよりの誤りならん今改む仙臺と云誤傳なるべし　と云者を御抱へ置給ひけるかいかなる角力取も彼に勝事あたはす或時　御前にて角力有之時柔術の達人關口八郎右衛門柔心も見物して被居けるか退出して其夜諸人か目を懸候者師之助を呼ひ異見しけるは其方力も拔群に強く男はすくれて大兵也後々修行つのらは　御前の重寶なるへきものと思ひける處に今日の　御前角力の場にてあの深川をなけたる見くるしき躰を見ては向後何用にも立へき者とは思はれす扨々苦々敷事かなといた〳〵敷叱りける程に師之助聊心付す不審におもひいかやうの處か御目に留りて御咎に逢候哉仰聞られ被下たし向後の心得に仕り候半とあやまり入ければ八郎左衛門申けるはあの深川といふ男はちいさく力も其方に對して五倍もおとる者也渠か相手に出てたるを見て物の數とも思はぬ顏色にて手合するとひとしくつまみ投けんとおもふ氣色あらはれて見へけるか中々左樣になけられぬゆへ是もねちあひ手間取て見へけれ共元より大の男にすくめられたれは終に其方勝たれ共扨も〳〵見苦敷笑止なる躰にてありし故ひいきなれは斯はいふそ深川か出たる時大兵に取組心持の愼を持て少しも油斷なくしはらく取合勝たるは中々今日の華にてあるへきものを眞先に呑てかゝり案に相違したる躰た

らく顔色の見苦しき事言語に絶したる也大凡業藝勝負は虎の身搆と云事虎程の猛獸なれとも小さき犬を生なから籠の中に入時は身搆へ眼の見込少しも氣をゆるさすして位を取て一つかみにする事は形の大きなる獸迚も同じ事也獸にても猛獸は斯の如し此心得を忘るへからすといひけれは師之助感得して後には西國一の關取となりける由被聞召業の道理は斯の如し藝術も不鍛練の者は八郎右衛門心得とは裏はら也とて　對山公も御感ありて上手には成り難き事也假初の樣なる事なれ共深理ある也と　御意被遊しとなり（南龍公言行叢話）

一偖其後角力の力にては成らさる事を悟り柔を學ふへきを知りて關口の門に入り嶋田幸右衛門（晉伯の高弟ならん）に隨從して柔術を學ひぬ武善父同門たりしかは常に睦み親しかりしされは善父の此道を執し精入れられし此卷の尾を目當に致されしと也卷の尾か强力を以て當流習ふこそ實に此道の尊ふとむへき事にして力足らさる者は業を以て其力に對せんは又業の貴ふへき事ならずや殊に　南龍院樣の御掟にも柔は諸藝の父母也と宣ひし是身中の强弱を知て心のあつかふへきを育ひ立る事なれはと常の物語りなりき

一此曾津之助後は柔も上手に成て嶋田稽古場の伴頭をし關口家にても伴頭たり善父常に此者に引立られて稽古勵し由又或時の夜話に曾津之助は名にしおふ大兵强力にして業は上手也我は小兵の非力未熟也或時四手押といふ事を成せしにいくら押ても叶はゝこそ依て如何したらは勝たるへきやと幸左衛門に問へは如是にして工夫すへしと有りその儘宿に歸りて冬の長夜をひと夜眠らすして工夫しけれは風と得たる事ありき是にては鬼とも組へきと思ひしかは起て師の許へ行んと支度せ

しかいや〳〵夜中亂心にてもせしやと如何なるめにあはんも知らすと臆病氣出て夜明るを遲しと待兼て行て脩斯工夫したりとて幸左衛門と押合しかはよし〳〵卷の尾と押して見るへしと有りしかは曾津之助か來るを待つけて押合しかいつさなく一つ押勝たり其嬉しさいはん方無之誠に某か藝は曾津之助に仕あけてもらひし也と　以上大人雜話

按に右前記中武善とは大人雜話編者秦武卿の養父にて關口流柔術に達し　有德公幕府御繼統の後紀州より御召ありて御側向の柔術相手を命せられ後幕府の與力に被　召出されたる也

石槌嶋之助　八角楯之助

石槌嶋之助　十寸穗の薄に曰く嶋之助元祿年給四十石八人扶持金廿兩始白山新三郎

八角楯之助　同書に楯之助元祿年給四十石八人扶持金廿四兩享保八年依心願力石捧け歩行して關戶村矢大の祠に奉納す大石の重さ及圖は今社の前の掛榜の繪馬に詳也

一大惠院樣御代石槌嶋之助は初白山新三郎といふ豫州石槌山の麓の產なる故石槌と御改遊されたり御抱成され候此角力芝居ありしか上方より雷電龍右衛門　稻妻雷五郎　とて兄弟大力の相撲來りたり雷電石槌と立合たり其方の者共雷電に咡て左の方より寄て前ホロを取れと言含たり扨行司雷電贔屓にて互の息合を考て團扇を引と否雷電敎の通り左より前へ付んとする處を石槌右の手を上けて雷電か背中をたゝく其音響て戶を叩く如しさしもの雷電腑伏に倒れ漸く起上り胸をかゝへて笑ひなから彼前ホロにつけと敎へしものを見て前ホロも何も入らぬ痛といふて片屋へ入りぬ年經て後に石槌勢州にて勸進角力有しに九州の者に兜山權右衛門といへる關角力と取たり兜山功者ゆへ初一番石槌か叩く所をはづしたり石槌せいて左の手にて強く打んとはづみたる處を兜山亦はすして石

槌か手砂拂て負に成石槌大に憤りてその後取たる時は何事なく打倒し其上へ乗懸り強く押付るゆへ兜山は即死したり寄方のもの共大に怒り角力の手の外にて殺したりと言立て事六ヶ敷故石槌を夜中に逃させたり又若山にては八角楯之助といへる御抱の角力と地取場にて取るに石槌度々負る故傍輩共其方は八角に如何して負るやと問ふ答て我得手の叩く事をせぬ故なりと言皆々笑ふて叩かぬとてその方かあの小兵成八角に負へき様なしといへはせきて此後は是非勝て見すへしと言けるか後日また地取の時石槌八角を摑んて差上け此者を生置故面倒なり石はなきかと尋廻る皆々大に驚き槇尾荒砂がかけ寄り石槌か差上たる腕にすかりて引居るに腕少しも不撓兩人を引摺て始の如く石を尋る故留め様なく御相撲頭寺村相右衞門出向ひ様々制して漸く靜りぬさばかりの大力兩人が縋り止むに物の數ともせす其力の程量りかたしと各舌を振ひけり後年相撲取御免にて小寄合と成居たり米を搗に五斗入の碓に米を入床の上に寢なから手を延し押へて人の踏付如くに搗たり娘に大力有尺も六尺斗り也石槌後年不行跡の事有て豫州へ御歸し也貧困して家居なく大船の古木貰ふて妻子共其内に住みけるか浦邊なれは網を引時出て多くの人の代りとなりて其價を取て命をつなきしか程なく死しけると也

大人雜話を抄出一説に體量四十三貫余と云

一享保の初紀州御角力に白山新三郎と云豫州生れの者あつて後は石槌嶋之助といふ丈け六尺五寸肩幅三尺余り大力撓勇蓮井象之助か亞也御角力組頭田中喜平次と申者に御預け置せられたる由

一青山清吉(小石川傳通院前大門町書林と云)所藏蜀山人(太田南畑)の遺物張り交中に石槌嶋之助足蹟といふあり其賛に

彼の嵩山高頂の仙人掌は千里の外より見ゆれとも是れ素より石なりとかや又龍伯の圖は大人蓬萊方丈瀛洲の三つの島をたゞ飛にせり是も列子の寓言ともいふべし今や此足形は正しく其人に押求めて傳へありしを茲に摸し入れてまだ見ぬ人らの眼を慰しめんとしかいふ

一寛永元年初めて印行せし勸進角力番附の東の方貧乏神番附の位置に紀伊白山新三郎とあるは即ち此人なり相撲古今物語に其逸話を載すと云々骨董雜誌第二號

右骨董雜誌に出る處のよし青山清吉は小石川傳通院前大門町二十五番地の鳫金と申家のよし又本記寛永元年印行云々とあれとも白山新三郎は享保の初とあれは寛永元年とは八十年許懸隔す何等か誤れるならん

平井重五郎

平井重五郎 生國紀伊

家譜を按に寛永十四丑年力量有之付十五歳にて相撲に被　召出御切米拾五石五斗三人扶持被下後御相撲小頭被　仰付年月日不知病死と云々

長男松右衛門は御鳥見に成以下代々御鳥見にて相續す

一元和御切米帳終身錄には左之如く記す

拾石五斗二人扶持　十　五　郎

慶安四卯年三人扶持に成延寶六年極月御鐵炮方下役人に成る苗字平井と改天和二戌五月御切米差上御扶持方三人扶持其儘被下候右御切米傳内へ被下傳内御切米八石は上る二人扶持は其儘傳

内へ被下元祿二巳年より十五郎御扶持方不渡候死失不知

右に據れは家譜に十五石五斗とあるは誤傳ならん十五歳の少年にて十石余に召抱られし程なれは恐らく非凡の力者なりしならん他に傳記なく其詳なるを知りかたし

○右所記の外紀伊國人物誌に力者の名を揭るもの左の如し

又元和御切米終身錄にも御角力の人名頗る多し幷に傳記傳わらす暫く姓名を擧て參考に資す

北國官大夫　六尺二寸七分

白浪灘之助

十寸穗の薄に睡余小錄を引て曰く灘之助享保九年江都深川相撲會紀州の人關白浪灘之助と出たり元祿年相撲の頭取四十石八人扶持金廿五兩を給ふと云

楯ヶ崎浪之助　六尺二寸五分

右同書に浪之助は熊野勝浦の人角觝詳說を引て曰く楯ヶ崎浪之助は身長六尺二寸土人の口碑に楯ヶ崎弱年熊野新宮に在て其力量を試むダンビラ船の帆檣にて熊野炭一俵六貫五百目なるを廿五俵擔ふて常歩行すと云ふ元祿年給四十石八人扶持廿兩

熊ヶ嶽岩右衛門　一に岩之助

仙ヶ崎龜右衛門

小相引　森之助　一に松右衛門

若竹孫太郎

若ノ浦　藤七
三國　鷲右衞門
御手洗有右衞門
薄霞　峯之助
立山　利大夫
大碇　灘右衞門　角觝詳說に紀州相撲身長六尺四寸三分とありと十寸穗の薄に
小柳　龍右衞門
今川三太左衞門
巴　九太夫
湊川　鹿之助
谷風　若之助
大杉　三太夫
山藤　竹右衞門
又十寸穗の薄に元祿御相撲日記抄略の由にて
兩國　梶之助
御用木無治右衞門　角觝詳說に紀州の相撲身の長六尺と
金碇　瀧之助

岩嵐勝三郎　相撲の頭取白濵灘之助差添役

薄霞岸之助

一ッ松半太夫

山下風嶽右衛門　相撲砂子に紀州の山下風は身の長六尺六寸ありと

生田川杢之助　角觝詳説にも出つ

掛橋木曾右衛門　相撲砂子にも出つ

稲妻村之助　角觝詳説にも載す

十五夜孫市　相撲砂子にも載す

秋津嶋波右衛門

北國虎之助

唐竹茂治之介

小野川七之助

丸山權太右衛門

松山左五之丞

山藤谷之助

按に十寸穂の薄に力士の俸給元祿年給四十石十人扶持（乃至八人扶持）金廿五兩と記する者多し是據る所ありしにや元和御切米帳御相撲取の部には四十石は一人のみ三十石取二三人余は大半十石取内外也力士固より輕輩士籍に列せず加此の厚遇は頗る信しかたし然れとも清溪公特に寵遇あらせられしか証すへきものなし

癡僕茂助

百家琦行傳八島五兵衞に曰く南紀若山吹上と云へる處に天年山吹上寺といへる禪寺あり寶暦明和の比這寺に夢助といへる老人ありしはじめは武家にて瀧茂左衞門といへる人の弟同名茂助と云し者なり中年より當寺龍瑞和尙の弟子になりて學問す然して無二の交となり竟に這寺に來りて住す生質女色を嫌ひ唯佛學をこのむの外他事なし老にいたるまて這寺に在てよく和尙につかへ世の中を夢とさとりて夢助とあらたむ常に市街をあるくに夏冬ともに片肌ぬきて手に扇をもち晴雨にかゝはらす木履をはきてあるきしと也顏のいろ抹朱の如くよく閻王の面に似たり毛髮みな雪の如く銀を植たるに等し初て路上にあふ人は是をかへり看さる者あらす天明元丑年十月十日六十五歲にて死す則ち吹上寺に葬す一箇の石碑あり眞性了空定門としるしたり又同し境內に夢助が木像を彫みて地藏堂のかたはらに安置す則ち紅顏白髮にて肩ぬぎて扇をもち木履はきたる姿あたかも生る如くいろどりたり先年吹上寺の老和尙夢助傳といへる漢文をつくれり夫等は猶くはしかるべし予が聞しは喇嘛僧の物語いさゝか齟齬もありぬべし

紀人の談に吹上寺に安置の茂助の木像は一尺七寸許の立像にて人よく知る處茂助元來廿石斗りの士分の二男也其兄死して家を嗣しか三年を經禪僧に參禪し深く感する處ありてや俄に職を辭し家財を販賣其金を吹上寺へ納付願くは寺男として一生を過さしめよとの他事なき乞ひに寺僧は其意に任せて寺男として召使ひぬ夢助は每早朝より灑掃等を勤め晝餐を終れは寒暑の別なく右の肩を

ぬき赤色の莨入を腰しにいつも新しき扇子を持て日毎に栗林八幡社へ詣ふする事一日も空ふせす道すから立留りて扇を打鳴らす場所も一定に極めたる抔最奇といふへし性正直にして主僧に仕へ負擔の用務更に欠きたる事なかりしといふ

一當寺僧口碑に傳へるよしにて語て曰く茂助は幽靈の子也と故は寺の横町に餅屋ありしか或夜一婦人來て餅を購ふ其躰何となく怪け也しゆへ餅屋の主人跡を付行窺ふに吹上寺の門内に入り松林の中を過き新墓の邊にて消へ失せたり驚きて其由寺僧に報したにそは何事か變あらんと新墓を發き檢するに果して赤兒の泣聲しけれは直ちに助け出しぬ是姙娠の死體棺中にて分娩せる也世にはかゝる例しなきに非す既に奥熊野ゲン和尚は正しく是に酷似す該兒即ち茂助にして寺にて養育なし當時の五世より七世迄三世の住職に忠實を盡して仕へたり茂助常々己れは狐に助けられたりとて稲荷を信仰し其小社を寺内に建立す今茂助稲荷と稱する是也と云々附會の説ならんか信しかたきも聞しまゝを記す

乞丐祿助 痴六 六之助 仙之助

百家琦行傳に曰く南紀和歌山南阿呂地(アロチ)柳町といへる處に祿助といふ者ありけり商客の子にして父にはやく別れ老母一人を養へり生質魯鈍にして活業の道をしらす詮方なくて人家の軒に立て米錢をこひ得て其母を養ふ孝心甚厚し常に古麻上下のうへした小紋選ひたるを着し竹にてつくり黒にて塗りたる鞘木にて作れる鍔のおかしき兩刀を横たへ破れたる扇をもち何とも譯ぬ歌を唄ひ人家の簷端に

立て物をこふ然れとも余の乞兒抔とかはり何時までも門に佇立事なく一聲唄ひては忽ち亦外の家にゆく御城下の町家にても渠か親に孝心なるにめでゝ祿助が來るを待て物をとらする事也朝には早く起て飯を焚て母にあたへ其粥も食し然して市町をもらひあるき夕には早く皈りて夕飼を製し老母ひとりを養ひけり其後母病ひにかゝり竟に空く成けれは祿助ひたすら歎きかなしみ葬送など町噂にとり營み累七の法要も僧を請して供養をなし竟に三年の法事まで仔細につとめけり或時祿助あひ長屋うちの人々に語て曰くそれがし當廿八日には死去いたすべく跡の處よろしく頼みまゐらすなり葬式なと雜費の料は所持いたしたれば探(さぐり)いだして御つかひ給るべしとたのみありけるを相連家(あひながや)の人々また凱子(あこう)が何事をかいふならんと只管わらひて止にけり斯て祿助すこしく病つき其いひし日に死にけり衆人大に驚き這ものの此世こそかく淺ましき暮しはしたれ來世は寂光淨土に生するなるべしと個々會ひて家の裡を探し見れば一個の篋の中に金三兩あり外に錢も些しはありけるにぞ是にて万般の費用をとりまかなひ佛事それ／＼にいとなみ北阿呂地專念寺といへる寺に葬りけり

按に安永年間若山新内町に非人痴六なるもの一生獨身にて老母を養ひ頗る孝行の聞へあり平日古麻上下を着け竹杖を双刀に擬し古椀を鐍となし終日市中を徘徊して食を乞ひ世を渉りける同八亥年春　香嚴公御（類(キノマヽ)）中風にて御參府も不被遊士民山川に走りて御平癒を禱りしに頓て少しく御快然により御歩行御試みの爲め或日岡口御門より出御まし／＼けるに戶田金左衛門邸長屋下の下水溝に該痴六蹲り居て通御を拜し既に御前間近く成りし時大聲を發し　殿樣御快御座被遊候哉と申上しかば御供頭役大に驚き叱りたれ共其愚昧至誠に出て言面に顯れしかは　上には御咎もなく御

尋ありて此者町内にて隨分不便に致し非人小屋へ落し申さぬやうにと御沙汰ありしとの事　香嚴公の世紀に麟德記を引記したる如し名を六と呼ひ（祿、六、何れか是なるや蓋し同訓なるゆへ編者意を以て字を挿用したるんか）痴にして母に孝廉上下帶刀を扮し市に乞ふ等事酷似なれば琦行傳の祿助は全く此痴六なるべし該麟德記に附記あり曰く良穀（麟德記の編者村岡良穀）三十年の昔（良穀は享保元年四月家督相續す）南紀へ祗役せし時にも古麻上下着し竹杖を大小とし乞食躰の者常に出御の御跡より參りし事を見たりもしくは痴六跡を慕ひし愚痴の者にや何とか南紀の人申せし事ありしか今は遺忘せりと記せり痴六としては年代隔違す蓋し別人ならん即ち次記の六之助を見しにはあらさるか

紀人口碑に傳ふ一説に若府氣違ひ反圃田中町を北へ入りたる邊の小屋に住める乞食あり毎月十七日には紙の上下を着し竹馬に騰がり和歌浦の　東照宮へ參詣をなす事數十年の久しき一日も欠參をせす或るとき　一位老公（恭舜公）和歌御社參の御歸途天正寺の門前に行逢ひ奉りたり供奉の人に制して片脇に退かしむるに謹て御行列を拜し居しが御駕の近くや渠は竹馬のまゝ近く罷り出て御機嫌と申上たり近侍の臣こは狼藉也と驚きしに何者なるやとの御尋に非人六之助と申て毎月十七日にはかくの躰にて御宮へ參る事十年一日の如くに候と答へ上るに御氣色麗しく何か取らせよと御意ありしにそ竟に生涯二人扶持を賜りたり渠一人の老母ありて歩行叶はす之をいたく氣にかけ遠方へは得往かす毎に岡領を徘徊して食を乞ふ初は殘余の敗物を與へしが其孝行なる事人やゝ知りて敗物抔與へすなりぬ佛事ある家はわけて心し與へたり貰ひ得たるものは先つ母に進め己れ先に食せす二人扶持賜し後は殊に心を盡し養ひけれは母は安穩滿足して病死せり後は獨身にて過しけ

るが或る日朝疾くより近隣の非人長屋を戸毎に訪れ永々世話に預り忝なし本日より遠方へ旅立すれば暇申との事なれとも兼ての痴人何をいふやと皆々冷笑に付したり六之助頓て浴みをなし洗ひ清めたる衣を着かへ泰然と往生を遂けしにそ人々奇異の思ひをなし相謀りて葬儀を營み新地の圓滿寺に葬れりといふ或る古老（今より十七年前死去今存生なれは九十歳也と）は年若き時現に六之助を見知り和歌道淨泉寺門前（前說は天正寺とす）にて　舜恭公御駕へ放言せし事を正しく父の談ありしと語りたりと聞及へる由紀人濱田慈眼語りぬ慈眼又曰く予幼兒の時「六さんドンドコ乞食の殿さん」と時の童謠をうたひ戯れしを忘れす雅心に何事とも弁知せさりしが今思へは該六之助の事噂高く殿樣へ物申上しといふより人呼んて乞食の殿さんとあだなせしならめされはおのつから人口に膾炙し來て童謠に傳はりしかといへり是に依て見れは說全く三岐ありといへ共畢竟するに祿助痴六は一人にして　香巖公の御時なるへく六之助は村岡良毅か乞食躰の者常々出御の御跡より參りしを見たりといふ者にて該古老か現に見知り語れりといふに年代粗符合即ち文化年間　舜恭公の御時の事と判せらる同しく痴愚の乞丐共に母に孝養且行爲酷似なるも奇に堪へす六之助か死亡年月其他を確めんと濱田に囑し新地の圓滿寺に就き調査せしめしに寺僧若輩にて知らす過去帳にも記入なしと也唯六之助か臨終に際する一事は或は琦行傳祿助か事に混同誤傳にはなきやと疑はる尚後の考査に付せんのみ

因に記す今より四十余年前岡嶋村の穢多にて古麻上下を着し籠を一荷にし岡本仙之助てございといひて若山市中食を乞ひ巡る者あり齡六十歳に近く年若きより一定の風躰にて絶へて變らすと唯夫迄の事にてはあれとも亦一奇人也といふ岡島村の穢多は男子は木履雪駄の直しを職とし日々市

中を巡り婦女小兒は毎朝群をなし三々五々戸毎に食を乞ひ巡る事土地の習慣なりし也

乞丐源吉

和歌山鷺の森御坊本堂下に住する源吉と呼へる乞丐あり性愚直母に孝也人呼ておけさいふおげとはおくれといふ事を舌廻らすしておげ〳〵と云て食を乞ひしより人綽名しておげ源と呼へり常にナハンダア〳〵（南無阿陀なり）と稱名を口に絶す食を乞ふに古き重箱二三を携へ居おばし（母いの事）の分とて善き處を別に取除置殘りのあしきを己れの食とす御坊の信徒尼講の輩其孝心を愛し相謀て衣類等時々與ふるも元より痴愚忽ち他の乞食に掠奪せられて襤褸のみ纏ひ淺間敷體なるも毎月十六日以上中の島入願寺に詣て其祖母の墓前を清め掃ひ謹拜する事十年一日の如し天性邪曲を嫌ふものにや兒童等戯れに指を曲け鍵狀を示しおげ是れ〳〵といへは非常に立腹いづく迄も追駈け來る又念佛をそしれは忽ち面想を變して憤怒持ちたるものを其人に擲ち殆と狂氣の如くいつく迄も突きかゝり來り恐るへきさま也と小兒の惡戯兎角に之を興しつゝ常に狂ひ合へりいつの比にか念佛信徒は其殊勝を憐みて京都本山へ連れ行き參詣なさしめたりとそ頓て母を見送り獨身にてありしが明治二十年四月十七日四十二歲にて病沒す信徒乃至常々食を與へし人々より葬儀を營み灯燈も數張り爲持過分の行粧にて入願寺へ葬り古き切石の上に自然石を据へ墓標となし過去帳には釋慶心と記せり可憐の乞食也しと寺僧も語れり

穢多助四郎

助四郎は紀州那賀郡西井坂村（今は円中村大字西井坂と云）の穢多也（穢多とは屠者也獸類の骨皮を剝き草履雪駄を製し太鼓の皮張り等を職とし又人戸に立て食をこふ故に穢れものとし人民之を同席同火同婚は勿論國內へさへ容るゝを許さゝる極劣の種族とす官衙にては皮田の奴と稱す維新後平民籍に編入せらる然れども人尚嫌忌新平民と私稱せり）性温和農を業とし家貧しからす種族には有得へからさる奇漢にて曾て京師家里松濤の塾に入り漢籍を學ひ頗る詩文を善くす深く其種族を隱蔽ありしも稍く發覺せらるゝを察し塾中の物議を恐れて遂に鄉に歸り後森田節齋が同郡荒見村に帷を垂れ教授すと聞大に喜んて首に其門に趨り通學怠らす學愈進み同種族の子弟を勸誘學を授るに務む節齋其篤志を愛し文章の如きは門下第一流と賞せり然れとも自遜深く斂め歎して曰く吾不幸人外の家に生れ世の廢物となり寸毫も人を益する不能これ是非なしと維新の政體穢多皆平民籍に編入せらるゝや助四郎感戴措かす責めては所有の藏書普く人に示さは冀くは世に小補あらんかと來觀者は欣然迎へて縱覽且自由に携歸をゆるし敢て吝惜の色なし固より寒村の一小民圖書備はるにはあらされども普通和漢の書冊は概ね書庫を塡充ありしと云助四郎後中尾純太郎と稱し目下齡七旬に近しと節齋の死するや四五の同門等と謀り荒見村喜多氏の墓地に葬り墓標を建碑文と林鶴梁に請へり節齋の妻無弦女史の死亦同地に葬り自ら碑文を撰すといふ

南紀徳川史巻之六十四

俊傑傳第一

角屋七郎次郎秀持 附角屋七郎兵衛

秀持父を七郎次郎元秀と云ふ五代の祖松本兵部元實は信州筑摩郡松本郷八幡宮の神職にして二男三女あり長男を七郎太郎元久二男を七郎次郎元吉と云爰に毎年伊勢御師初穂の時はいつも兵部方を旅宿とす或時兵部の母御師に向ひ當國は年々の合戰取合にて父子離散目もあてられぬ次第なり伊勢國は太神宮座して靜謐なれは何卒孫七郎次郎を伊勢の國人になし呉よと頼みけれは御師某得心して伊勢へ召連歸りける依て七郎次郎は其世話を受け山田に住居す其子七郎左衛門に至りて同國下野村に移り新田を起して農を業とす其長子七郎次郎元秀父の業を繼き且海邊なれは小舟を作り耕作の間には朝熊山より出す柴を船につみ諸國へ運送渡世の處下野村は勝手悪敷とて大湊へ移住三州へは度々廻船依て松平家へ出入酒井雅樂頭（其頃雅樂頭は大酒造の百姓なりといふ）抔別して懇意の間にて又此時より松本を角屋と改めたりと也秀持父七郎次郎元秀に變らす船渡世し是迄の小船を大船にかへ益其業を擴張關東筋迄も廻船せし因故により遂に　神祖の御知遇を辱ふし爾來伊賀越御難の時抜群の忠節を顯す紀勢御領國となりし以來は則松坂の御領民なれは身商賈と雖も　龍祖以來歷世の恩遇淺からす特別の家筋たり今其家傳の舊記を纂述す

一元和二年二代將軍秀忠公より角屋家來歷の御尋により翌三年正月二日角屋二代七郎次郎忠栄より

奉答書寫

小田原より濱松へ御通路申上候事　並に虎の御朱印の事

天正三年乙亥四月

松平三河守様元康公を家康公と御改稱遠州濱松御居城の御時七郎次郎儀相州小田原へ廻船致し候處領主北條氏政公より御頼被遊度儀御座候御由にて氏政公御前へ七郎次郎被召出候御儀は其頃北條家と　上様とは御縁家に被爲在候處駿州は武田勝頼公御領地にて所々取合御座候に付海陸共御内通の御使者等別して御不自由なり然共其方智畧を以て此度御大切の御用にて松平家へ御使者被遣度御儀御座候故船にて通路御調候様被　仰付候間七郎次郎申上候には然らは愛宕伊勢の神社へ差上物の体に被遊度候左候はゝ自然敵海賊なと取掛候共神社へ被遣候様申候はゝ必す用捨可致候と申上候得は御尤と被思召候て則差上物と御使者御同道仕船中無恙濱松え安着被致候是に依て　上様御前へ被召出候處難有御諚御座候て自今は其方小田原通路相調候様被　仰付候此段本多作左衛門様御証文御座候其後度々御通路申上候處北條氏政公同氏直公屢々大切なる御用相達候段御感にて兩御代様より虎御朱印三通を被下置候に付今に所持仕居候

虎朱印の圖下に掲く該朱印の事紀人或は　龍祖の御印と云傳ふ鈴木六兵衛家に傳ふる禁制書の虎朱印も然なり信之を一見するに癸未十月廿四日石巻左馬允奉之とあり癸未は天正十一年ならされは寛永二十年なり此比　龍祖何ぞ軍勢甲乙人等亂妨の禁令を發し玉ふの事あらんや又は神祖の御朱印とも云説あれ共信し難し本記の文意及ひ紀伊國名所圖會に有田郡廣村梶原源兵衛

家に藏する小田原北條氏の文書虎印判の圖を載す字體方寸皆同し據て考ふれは全く小田原北條家の朱印たる事明なり

一朝比奈惣左衞門へ

神祖より賜りたる虎の御黑朱印と稱するもの同人家に傳ふ印形字體全く異なり惣左衞門傳に詳なり

信長公御生害

並に上樣堺より御歸國の事及穴山梅雪殿御身代りの事

一天正十年壬午春甲州武田勝賴公へ

上樣と織田信忠卿の兩御大將にて御押詰被爲遊候處遂に勝賴公は御生害に付駿州は信長公より上樣へ御與へ被成候依て駿遠參三州の御領主に御座候其夏五月穴山梅雪殿御同道にて安土へ被爲遊御登織田信長公へ御對顏御饗應御座候其節信長公被仰候には幸ひ能き序にて候得は御上洛被成候樣との御事に付　上樣御上洛京都御見物被爲遊夫より泉州堺の妙國寺に御旅舘被爲遊候處六月二日信長公は於京都本能寺信忠卿は於二條御所逆臣明智日向守光秀のために御兩所共御生害之趣上樣於堺被聞召御驚被爲遊直に堺より御入洛被成日向守を討亡さんと御談合被爲遊候得共此節京都御見物にて御無勢なれは御家人衆强て奉諫候に付　上樣御得心には無御座候得共一先御歸國の御事と相究候節穴山梅雪殿御同道に御座候處　上樣に心を被置候て堺より御別れ被成歸國被致候然るに京都の大變にて所々に土民一揆相起り穴山殿は夫ゆへ土民の爲め御生害被成候

伊賀かぶと越の事
幷に多羅尾四郎右衛門殿　上樣へ忠節の事

上樣へも一揆取懸り御難儀に候得共御家人の面々何れも武勇勝れさせ玉へは切拂御守護被成候に付稍く江州信樂へ　御退被遊候處多羅尾四郎右衛門殿被罷出色々御馳走被申上候得共御時節之儀に候得は不被開召候に付多羅尾殿は家内の者を立退せ一筋に御忠節申上候に付御安心被遊其夜御旅舘被爲遊候夫より伊賀街道かふと越に勢州關の河原傳ひ神戸へ被爲遊御着座候て城主信孝公へ信長公の御悔被仰入候得共信長公御生害に付何れも唯憫然と被成居候のみ　上樣への御取敢も御無沙汰に御座候

柴船の事　附り　御和歌御太刀拜領之事

時に土民一揆所々に相起り　上樣へも追々取懸り候に付御家人衆も過半討死被成候　上樣も彼是御取合被爲遊臼子若松浦へ御退被成候處海邊には申合候歟船一艘も無之至極御難儀に被爲遊御入候に尙土民一揆は追々相重り御太切之有樣絶言語候御儀に御座候由其刻七郎次郎秀持朝熊山より切出せし柴を積廻し當浦沖を通掛候處　上樣御覽被爲遊候て御聲を被爲懸候に付急き船を着候得者三河守樣に被爲遊御入候故奉驚急き御座船の用意仕候處何分にも一揆取巻き候樣子に相見へ候に付乍恐　上樣を柴へ積込み船底に奉隱御近習方植村本多安部等御同船にて出帆致し候然る處土民の大將と見受候者小舟三艘に打乘り二十人計り追掛來り船を取囲み熊手にて船を引かけ鎗を入れ申候に付植村本多安部七郎次郎又は水主共等相働き切拂〳〵水主共は艣を押立〳〵辛して其場

は相適れ一揆共も退き申候故　上樣には御怪我は無御座候哉と奉案候處船底より御機嫌宜敷被爲遊御出候に付皆々安堵仕　上樣にも御感悅に被爲在候然る處御空腹之由御上意に付折節丸き餅三ツ御座候故圓盆へ並へ差上候處丸の內へ三ツ納めしは吉兆にて我紋の形に似たれは船印の替紋に致すへき樣と御笑みを含み爲遊候て御機嫌宜敷被爲召上則ち船印の替紋に御吉例被仰付候圖下にありし夫より直樣飯の用意仕船に有合候鑑のタヽキにて御飯差上申候處殊の外御意に入其後も度々鑑のタヽキ指上申候處不相替御機嫌克被爲召上候段御奉書今に所持仕候其內尾州近くへ參り候節恐多くも御直に御歌を被下置候に付所持仕居候夫より尾州常滑浦へ御着岸被　爲遊候刻難有御上意にて御召之時服御太刀等後の證とて被下置拜領仕候並に御着用の錦の直垂を一揆取合にて見苦敷成り候故と御太刀に添へ御上意の儘被下置候此時御壽四十一歲にて被爲遊御入候此太刀之儀は靈劔之事に御座候故諸穢を恐れ船靈大權現と崇め奉り船中に奉祀仕候て每年六月四日に祭禮執行候事

信按に本記尾州常滑へ御着岸と云は疑團なきに非す此時御供なしたる茶屋四郞次郞家譜に御船にて三州大濱へ御着岸とあり（方技傳に詳なり）家忠日記に家康從勢州白子御出舟（角屋七郞二郞舟也）御歸國四日御歸大濱渡御永井右近大夫宅五日從大濱渡御岡崎云々又山陽か外史に入伊勢自白子浦上舟七日達於三河大濱入永井直勝家將士迎賀と記せり信嘗て三州碧海郡大濱村海岸の洲權現松（傘松と俗稱す形狀に依て名り）ありと聞き行て實驗せしに數百年前老樹七枝に分れ僯脊數十間に跨り幹大半を敝ふへし洪漠たる空砂此一巨松狀大傘の如く二里以外より遠望目標となる土人之を　神君白子浦より御着岸の所と云て神木となし一枝一葉も伐採を禁して保護甚た嚴也想ふに三州は御領國御家臣も多く且大濱村には彼の御連歌之御由緒ある稱名寺あり旁同村に御安着の說信憑すべし此事當代角屋七郞次郞に質疑したるに同人考按に一旦常滑は着し給わん時本記御歌を賜る即ち「時鳥鳴つるあるそ山ならん梶取まな找努よるの舟人」といへる古歌也此古歌の愚意に因て大濱の方へ梶を直したるにはなきか然らされは常滑は御着夫より知多郡山越へにて再ひ御乘船大濱へ着し玉ひしにはなきかといへり趣味なきにも非す暫く記して後の識者を待つ

難有御直諚を被下置候事

夫より岡崎へ御供仕御機嫌宜敷被爲遊御入城候に付御家人衆は不及申國中擧て奉恐悅候御儀に御座候七郎次郎へは於御城中御料理頂戴仕候て即御前へ被召出候に御直に御諚被爲遊候我等事當年は厄前にて諸事愼み罷在候に此度の大變は全く其方の忠節を以て厄き命助り候事我命の親と永く忘れ不申又は先年小田原より通路相調候に付永く出入可致とて重疊に被爲思召御感不斜依て追付駿府へ罷下り候得者何にても望の儀御叶へ可被下樣御直に難有御諚被爲下置候に付謹て御禮申上罷歸り申候

御朱印頂戴の事 附り船印葵御紋の事

天正十年壬午八月七郎次郎秀持駿府へ罷下り御目見仕御禮申上候處望の儀何成共申上候樣被仰出候に付其頃は船往來致候に付所々湊々浦々にて諸役金御座候に付何處へ參り候とも不自由無之樣に船の御朱印被下置候樣御願申上候得は其月の廿三日に又々御前へ被　召出恐多き御仰にて他國より每度御大切之御奉公相勤候段御感不淺とて則四百斛船御分國中港出入役以下の諸役御免許之御朱印を被下置船印には葵の御紋被仰付（圖末に出す）　向後より御被官に被仰付候間他國に罷在候とも御用之節は罷出御奉公可申上候旨御諚に付其後は度々諸所へ御供相勤御暇の節は罷出御召の時服其他種々拜領仕候

御朱印船御陣船に成る事

天正十二年甲申尾州小牧御陣へ　上樣信雄卿兩御大將にて羽柴秀吉公と御對陣被爲成候其砌御朱

印船は八幡新造と申間宮に被　仰付御陣船に罷成申候七郎次郎儀は度々船にて往來致し候得は浦々御案内可仕旨被　仰付恐多くも　上樣と御同船にて浦々御案内相勤申上候此節勢州は秀吉公の御領分に相成候得は妻子人質に差上御奉公仕候此段は向井兵庫頭殿御存知に付御證文御座候天正十六戊子年蒲生飛驒守氏鄉公江州日野山家より御所替被成候て勢州松ヶ島と申在所へ御居城候處其頃は浦邊にて度々の津浪御座候故只今の處を松坂と號し御取立被成候其刻度會郡山田三宮內も氏鄉公へ御奉行被仰付候故私事港に罷居候て御出入仕候然るに遠路に候間松坂へ引取可申樣被申聞候是に依て松坂に來り町一町を取立湊より出候事に候得は湊町と號して居宅を構へ申候得共湊は不相替其儘に差置船家來共に留守居爲致置候て兩家共往來致罷在候

諸國御一統の事

並に御奉書之事

慶長五年關ヶ原御陣は七郎次郎秀持法體致し江才と改め其子七郎次郎忠榮父子共御供仕候同年迄は御分國中計り御朱印船乘候處關ヶ原御陣御勝利に付諸國一統に乘り廻り國々の樣子可申上旨同年六月小笠原越中守樣を以て被仰渡候御奉書の寫

態々申入候勢州角屋七郎次郎と申仁從先年御朱印船に乘被來候今度重て　御諚に候處主望の國々へ如先々乘候樣にと被仰出候諸國諸浦湊山中岡役等迄無相違馳走尤に候爲其一筆如斯御座候恐惶謹言

慶長六年丑九月十一日

小　越　中　守　在判

駿州淸水屋敷
並に　御肖像拜領之事

慶長八年　上樣駿府御居城之刻淸水港にて御濱屋敷拜領仕候て庵原助右衞門樣の娘御直に妻に被仰付毎々御懇の御諚有之候に付御恩忘却爲不致御眞影被下置度段御願申上候處御尤に被爲御思召恐多くも　上樣の御差圖を得候て奉彫刻候處能く似たりとの御言葉にて即ち御直に御開眼被成下置候御像に御座候に付御座船之心を以て船中に船玉大權現宮と崇め奉鎭祭候處御朱印船駿州へ入津の節は度々被爲成候て御公達樣方も御同伴に御船にて御遊覽等御座候間御酒御肴御膳差上候處コナの盞辛甚た御意に入尙先年の鰹のタヽキ被爲思召出御尋に付コナの盞辛鰹のタヽキ毎度差上候御奉書御座候恐多き御儀には候得共　上樣と江才は御同年に御座候由毎度江才に御咄し被爲遊候　上樣御上洛之節は尾州鳴海橋迄御迎に罷出御目見仕宮迄御供仕候處汐時抔御尋被爲遊候御下向の節は先年の御吉例を以て關の河原にて御暇被爲下置御時服白金拜領仕候儀に御座候
上樣其刻七郎次郎へ勢州にては當年鰯され候哉と御尋被爲遊候に付殊之外取れ申候由申上候得は西風にて志州トアイ得不越三州へ寄り候得は三州の者共悅可申と毎度御機嫌宜敷被爲遊御入候

本記　御神像は後七郎次郎秀持より庵室建立老後奉守護度旨願上しに御許容あつて積善との庵號を下し賜り以後歷代邸中に安置し奉る所の神殿是也といふ

大坂御陣御供之事

大坂御陣之節は江才相果申候に付二代七郎次郎忠榮兩御陣御供仕兩度共に難有御諚の旨藤田民部様の御證文御座候

御代御奉公の事

權現様御代天正三年より元和二年迄四十二ヶ年御目見仕數度の御使御供御奉公相勤申候　御懇の諚恐多き御事共に御座候に付書付にては難申上御儀に御座候得は口上にて委細申上度奉存候以上

勢州渡會郡大湊

角屋七郎次郎秀持

全　七郎次郎忠榮判

元和三年丁巳正月吉日

文化八辛未年五月八代七郎次郎より　御家へ差出たる歷代由緒書寫

一南龍院様へ慶長年中於駿府御城　東照宮様御同座先祖七郎次郎　御前へ被　召出日向半兵衞殿彥坂九兵衞殿御披露を以寄生虫壜辛壹桶奉差上　御目見仕御懇之　御意被下置御紋付御熨斗目小袖拜領仕候

一南龍院様慶長年中御任官之御節兩度共　御目見相勤先規之通差上物仕　御紋附御時服拜領仕候

一元和二丙辰年　台德院様より私由緒之儀奉蒙御尋候て同三年御上洛之御節於伏見　御目見仕御朱印頂戴仕候に付山田御奉行所より諸國船奉行衆へ御觸書御座候

勢州角屋七郎次郎今者松坂に居住

右之仁從先年

御朱印船乘被成候去年於伏見御繼目之御朱印不相替頂戴被仕諸國渡海之事何方にても着船之浦湊にて諸役等之儀不及申萬事御馳走尤に候爲其一筆如此候恐々謹言

元和四年三月二日　長野內藏允

諸國舟奉行衆中

一元和五年　御入國被爲成候駿府　御目見仕來り候に付先祖七郎次郎御迎に罷出松坂　御着城之刻拜領之熨斗目にて　御目見仕　御茶幷御料理等御直に被下置御紋附熨斗目拜領仕候如先規御道具蒙　御免翌日御鷹野被　爲成父子共御供仕候

一御朱印船八幡新造と被　仰付御船印には　御紋被下置候因是寬永年中　御朱印船紀州浦望之所へ乘參り候樣

南龍院樣御代　御意に付右御船へ彥坂九兵衛殿御極印被下置候右に付彥坂九兵衛殿より長野九左衛門殿へ之書狀所持仕候

> 角屋七郎左衛門
> 船壹艘之事
> 彥坂九兵衛　印

一御兩　上樣御上洛之刻松崎御船共熱田へ被遣候節七郎次郎へ御預け被爲成候猶又松坂御領之內御

代官所少々御預け被成候儀も御座候て長野九左衛門殿証文等所持仕候

勢州松坂領之内其方へ申付代官所未年より子年迄六ヶ年分年々郷帳之表幷自分知行共度々納所皆濟也但米拂方之儀は勘定帳に書付我等手前に有之者也仍如件

寛永十四年丑十月　　長野九左衛門判

一寛永年中

清溪院様御任官之御節如先規御肴奉差上御紋付御時服拜領仕候

一慶安年中　御代替に付參府仕

大猷院様へ御目見仕御能見物被　仰付拜見仕候て於　御城中　御朱印頂戴仕御熨斗目小袖二拜領仕候

公邊御代替之節は參府仕候て　御白書院御疊椽よりは一疊進み地士獨禮格に御座候て　御目見相勤御暇之節御祝儀熨斗目御紋付葵御紋唐花御紋御小袖二ッ拜領仕其外四年目に式年參府仕候節は扇子奉差上御白書院御疊椽にて御奏者を以御目見相勤御暇之節は於檜之御間地士獨禮相勤白銀拜領仕候

一萬治年中

南龍院様御入國之御節如先規御迎に罷出於御城中御料理幷に御紋附御時服頂戴仕候　御入國以來天和三年迄廿五年之間　御着城毎に差上物仕　御目見仕來り候御時服御呉服御羽織御袷御帷子白銀等種々拜領仕候

天和三年より一般に贈答相止み申候得共私儀格別之品有之先規之通不相替于今御迎に罷出於御城

中　御目見仕尤先祖七郎次郎以來親子並居相勤申候

一寛文四辰三月十四日

殿様御船にて御參　宮之刻爲御案内七郎次郎儀御供被　仰付川俣通り　御歸府御暇之節遠方是迄大儀と難有　御意被下置白銀貳拾枚拜領仕候每々

殿様御參宮之御節は兩宮御案内仕候樣被　仰付御供仕宇治山田山本太夫春木太夫方等にて諸事肝煎仕候て　御潔齋役御用相勤いつも七郎次郎御奉公申上候御褒美等頂戴仕親子御供仕候儀に御座候て御書狀等幷御潔齋役之儀留扣等御座候

一殿様御上下之節は大津御旅館へ罷出差上物仕　御目見白銀拜領仕候

按するに　慶安寛文の頃二代七郎次郎二男七郎兵衛四百石の小船を以て安南交趾へ渡航交易を開き彼地に日本町を置き寺院を建立富饒に至りし事あり卷末に詳記す

一御家督幷御任官之御節は江戶表へ罷下り於御上屋敷熨斗鮑一折奉差上　御目見仕御料理頂戴仕候て　御時服拜領仕候悴初て　御目見仕候節は格別に被　仰付享保二酉三月直之助江戶御中屋敷にて差上物仕初而　御目見仕御料理頂戴仕田宮儀右衛門殿被仰渡御紋附御袷拜領仕候

一元文元年辰四月悴辰三郎松坂　御着城被爲成候刻差上物仕初て　御目見相勤毛利四郎左衛門殿被仰渡御卷物拜領仕候

公儀御目見に罷下り候節　御在江戶に被爲在候節は　御上屋敷に而差上物仕　御目見相勤吳服白銀拜領仕候

一安永六酉十月江戶參府之節　御上屋敷に而　御目見相勤久世友右衛門殿御披露に而白銀拜領仕候

一御家督幷御任官之次第
南龍院樣御任官之御節御肴奉差上御紋附時服拜領仕候
清溪院樣御任官之御節御肴奉差上御紋附時服拜領仕候
高林院樣御任官之御節御肴奉差上御紋附時服拜領仕候
淸溪院樣大納言に御任官之御節干鱈壹折奉差上川合善大夫殿被仰渡白銀三拜領仕候
有德院樣御家督御任官之御節熨斗鮑壹折奉差上
青山御殿に而　御目見御代替御任官御禮奉申上白銀三拜領仕候
大惠院樣御家督御任官之御節熨斗鮑壹折奉差上
御上屋敷に而　御目見御代替御禮奉申上御料理頂戴田宮儀右衛門殿被仰渡白銀三拜領仕候
同大納言に御任官之御節熨斗鮑一折御城代成田彌惣右衛門殿迄差出し白銀拜領仕候
菩提心院樣御家督御任官之御節熨斗鮑一折御城代井關彌五郎助殿迄差出し速水半兵衛殿被仰渡白銀拜領仕候
寬保三亥年直松樣御誕生之御節しらかこふ一箱爲御祝儀當所御城代へ差出し申候
観自在院樣御家督御任官之御節は留扣相見へ不申候
同初而御入國明和三戌三月御道中大津御旅舘へ罷出　御目見仕白銀拜領仕候差上物は御斷りに御座候
香嚴院樣初而御入國安永五申六月御道中大津御旅舘へ罷出　御目見仕白銀拜領仕候差上物御斷り

に御座候
殿樣御家督御任官寛政二戌四月熨斗鮑一折御城代垣屋十郎兵衞殿迄差出し中村幸右衞門殿被仰渡
白銀拜領仕候
同九月初而御入國大津御旅舘へ罷出候筈に御座候處病氣故御斷願差出し申候
一殿樣松坂御着城之御節は　御城中にて　御目見座席
西側上座　　春木太夫
東側上座　　角谷七郎次郎　　同忰八郎次郎
右は寛文三卯年
南龍院樣右京太夫樣御同道御下向松坂　御着城大口より吉田へ御渡海之御節に御座候て以來先規
之通父子共並居相勤申候例に御座候
一權現樣百回御忌之節和歌之　御宮拜禮之儀九月迄は服中に候間十月十一月兩月之内拜參仕度旨松
坂御役所へ奉願候處願之通相濟候付十月若山へ罷越拜禮仕候
一邸內に　御靈屋相建船玉大權現樣と奉崇候
東照宮樣御尊像幷　御代々樣御朱印をも奉納候て每年四月　御祭禮相勤來り候儀に付貳百年　御
神忌相勤申候處御奉行衆御城代衆方御拜禮御座候尤每年御老中幷御奉行衆方等參拜御座候
一御太刀之儀は御甕鐱之御儀に御座候得は船玉金毘羅　大權現と奉崇于今守護仕候儀に御座候
按するに　本記御靈屋は松坂湊町の自邸にあり信維新の際江戸より松坂に移住翌年四月十七日禮服麻上下を着け拜參する

に御寳匣は庭中石壇を築て上に建設結構大ならすと雖も壯嚴善美を盡す此日有志の禮拜を許し別室に南安交趾の珍器を羅列以て展覽に供せり又　龍祖を初め奉り此地經過の諸侯幕府貴顯の有司等舊來神像參拜の名簿あり則左の如し

一正保元年月日不詳　南龍院殿
一寛文四年正月九日　清溪院殿
一寛政十一年三月十七日　戸田釆女正殿
一享和三年閏正月十三日　土井大炊頭殿
一文化元年五月七日　青山下野守殿
一文化四年二月二十一日　安藤對馬守殿
一文化四年三月十四日　酒井雅樂頭殿
一文政元年十月廿八日　大久保加賀守殿
一文政二年月日不詳　横瀨駿河守殿
一文政三年月日不詳　織田豐後守殿
一文政五年月日不詳　前田信濃守殿
一文政五年十二月五日　松平和泉守殿
一文政十年二月十二日　松平周防守殿
一文政十二年二月十五日　水野越前守殿
一天保二年八月十七日　松平伯耆守殿

一天保五年七月八日　　太田備後守殿
一天保五年二月廿六日　　久野丹波守殿
一天保七年四月四日　　三浦長門守殿
一天保九年六月八日　　土井大炊守殿
一安政四年十一月廿九日　　脇坂中務大輔殿

此他尚數多の士庶の參拜は今に至て少からすと云ふ

一寛文延寶之間は身躰かなりにも渡世仕罷在候に付御用金等も被　仰付都合金高貳千百八拾兩奉差上候其后享保元文之頃身上段々難澁仕候に付右口上金御下け被爲下候樣奉願元文五年より寛延辰年迄九ヶ年之間金百四拾五兩御貸下け之名目にて被下置候右御金も不被爲下候に付而は彌以困窮仕　御朱印船も寶暦五亥年六月出羽國秋田能代と申浦にて難船仕彌必至之困窮仕候に付右難澁之儀飢命に及候段奉願候處私由緒之品御尋被爲成下爲御救寶暦六丙子年他所酒商株　御免被下置候其方儀先祖格別之由緒も有之者に候處身上段々及零落に當時及難澁罷在候段依願其方爲御救先年差留有之候他所酒松坂領大口村に限り入津致させ夫より牛馬車にて相求め候儀差免し右問屋株其方へ申付候別紙之通り町在へ相觸候條右觸書之趣相守り右問屋に付不實之仕方無之樣入念相勤可申候

十一月廿日　　松本甚五左衛門印
齋藤勘左衛門印

東使八大夫　印
服部八郎右衛門　印

一明和二酉年三月御領藍問屋株奉願候處　御免被爲成下候
角屋七郎次郎へ先達而　御免之他所酒并藍問屋兩問屋株共此度諸商株諸問屋相止候付願之趣奉行中へ申越候處七郎次郎儀は品有之已前より兩問屋差免し有之候儀に付近年究り候商ひ株同様相止させ候品には無之候依之先達而何等之品も申越無之事に候右之通に付此節改め町在へ觸候儀には不及儀に候間奉行中より申來候旨此段七郎次郎へ御心得させ候儀宜御作略可有之候以上
右兩問屋株　御免被爲成下海山難有仕合奉存候右莫大之奉蒙　御恩家内多人數之者渡世相續仕候事以誠難有御惠みに奉存候御事に御座候

一私儀松坂住居之儀は天正十六年蒲生飛驒守殿松ヶ島より松坂御取立之節は先祖七郎次郎大湊より罷越し諸事御肝煎仕候に付湊町と申町壹丁取立住居仕候其刻は山田神宮領も飛驒守殿御支配被成候故御用等承り申候依之右御家老衆より之書狀等于今所持仕候松坂に住居仕候得共大湊も不相替家屋敷于今所持仕候　御入國三十二年前より居住仕候

當代七郎次郎所說に湊町は參宮道往還なり是に表門ありて拜領の御紋を揭け三代目忠祐比まで邸宅とせしか其比參勤交替の諸候申合幕府へ出願し事あり依て幕府の內命により白粉町の裏門を通用口とし之に拜領の御紋を揭け爾來白粉町住と稱す此事最も家の秘事といひ傳ふる由なり蓋し諸侯通行に乘打等ならさる等よりの事なるへくされは時俗湊町を駕籠知らすと云傳へ來て諸大名通行し時はいつれも湊町に集ひ見物す是君侯の容顏熟視し得らるゝ爲也しと湊町邸地は折廻りて其横は即ち白粉町なれは横丁の方へ門を移したる也と云ふ

一公儀御目見之儀は前申上奉り候通り代々參府仕候て如先規相勤來り候處私儀は文化元甲子年十月十五日初て　御目見扇子一箱五本入　西の御丸樣へも同一箱五本入奉獻上御奏者堀内藏頭殿を以帝鑑間御白書院にて相勤同十九日御暇水野出羽守殿被仰渡白銀五枚拜領仕獨禮並三度之御禮之格式に御座候尤　御目見之節は　公邊幷此　御方樣共拜領之熨斗目御紋付にて相勤申候儀先祖七郎次郎より于今不相替仕來り申候猶押立之節は江戸表幷松坂にても御紋附熨斗目着用之儀代々御免しに御座候而右之通に相勤め來り候

一公儀向は江戸表寺社御奉行當所は山田御奉行御取次此　御方樣にては御勘定御奉行所何れも直御支配に御座候而道具幷に肩衣　御免に御座候而　御代々樣御朱印頂戴仕于今所持致罷在御座候

書中私儀とあるは八代七郎次郎自稱する所なり又道具とは持鎗也維新前迄は總て鎗を道具と唱へたり鎗を爲持熨斗目肩衣を着するは士籍に准するなり

右以下代々男子血統相續同しく七郎次郎を名乘當代は十世七郎次郎元貞と稱す九代七郎次郎迄は維新以前にて　公儀御代替り乃至式年五年目毎參府御禮　御目見獻上物拜領物且御朱印頂戴同御改又　御家に於て　御目見差上物拜領物　御入國の節御旅舘へ伺候等都て先祖よりの舊規に隨ひ奉行の事共甚少からす然れとも頗る冗長煩雜の嫌あれは今之を省き唯左の數件を畧載す

一文化八年若山御下屋敷江戸御屋敷燒失御作事の節爲冥加人足五十人差上度旨内存願之上差出す

一文政元寅年江戸赤坂御屋敷燒失の節右同斷御作事人足五十人差出す

一同五午年三月御領分勢州丹生川栗谷川御普請之節爲冥加人足三十人願の上差出す

一同七申年二月江戸麹町御屋敷類焼御作事之節願の上金壹圓差上

一天保九戌年九月赤坂御本殿御普請御手傳先々の通願出人足差出す

一文政三辰年十一月明和年中御免の藍問屋之儀是迄藍玉荷數口錢を瓶數口錢に願出候處厚き御由緒も有之者に付願の通地藍之儀は七郎次郎より對談の通致し他所藍口錢の儀は是迄之通紺屋共より差出させ候樣大年寄共宜取計可遣旨相達す

一同四年七月藍口錢取集方難澁に付取締方願出候處無據品に相聞へ候付三領在々紺屋共年々瓶數増減も可有之付而は七郎次郎手前にて年々相調右調帳御代官所へ差出其上にて口錢組々にて取集させ同人へ相渡候樣相達す

一弘化二巳年三月藍問屋口錢町方之儀も三領在々之通瓶數口錢に被成下候樣願出五月廿三日相濟松坂町紺屋共へ左之通達す

當町角屋七郎次郎儀先年より藍問屋株被下置有之候處口錢取集方之儀三御領在中は瓶數相改藍玉一瓶に付銀一匁五分つゝ取集め當町之儀は藍玉荷數相改藍玉一本に付銀壹匁つゝ取集め來り有之候處近年當町紺屋共之內地藍葉藍手製等致し荷數取調方紛敷難澁致し候旨申出候間以來在中同樣瓶數相調一瓶に付銀壹匁五分つゝ取集め候條同人へ相達候間此旨町中紺屋共へ不洩樣可被相達事

五月廿二日

一文久元酉年四月邸內の　　御靈屋再建

右は享保元年丙子十二月松坂大火の節居宅　御靈屋も燒失之處家計難澁難及力無據家內へ安置之處御老中方奉行方拜禮之節差支候付近年可也に再建仍而先年燒失の節取片附置たる御紋附棟瓦を以前之通用ひ度旨願出由緒も有之家之儀に付聞届相濟候旨

一明治元戊辰年　王政御一新に付兩問屋株の儀廢滅す

此節由緒書を以士族に編入之義等三重縣廳へ願出候趣

一同廿三年東京上野櫻ヶ岡尙德古物展覽會の節當七郞次郞出府御由緒の古器出品公衆へ展覽せしむ其謝狀に曰く

三百年來沐浴せし舊主の恩を追思し又祖先の德を後世に存せんと欲する者少し此時に當りて獨足下常に酬恩の事に留心し其祖德を表揚せんとするの志篤く我尙德古物展覽會の舉あるを贊助し其傳來せる貴重の寶器を陳列せんと自ら其財を抛ちて其意を歪ふす壯なりと云ふへし故に本會の光榮を增し足下酬恩の意を表呈し又貴家の名聲を世に明にするに至る實に足下の美德と至厚至誠の志は我輩感佩の至に堪へす卽ち之を不朽に傳んとす依りて一言以て深謝す

維時明治廿三年八月十二日

尙德古物展覽會發起人總代

子爵　山口弘達　書判

子爵　戶田忠行　書判

角屋七郞次郞殿

右は當代七郎次郎に就き家傳之舊記を徵し以て記する所也而して昨廿七年十月　我公伊勢　大廟へ御參拜松坂御一泊の際拜謁を被命傳來の古器電覽に供へ　御參宮に供奉し御歸途には　神祖よりの吉例により拜領の葵章熨斗目を着關之河原迄奉送す維新以來熨斗目廢滅人皆其異樣を怪み吃驚抱腹不少も毫も憚る色なきは偏に祖功を重んし酬恩の志厚きによるなるへし虎御朱印御朱印船印等の圖及祖先安南渡航の記も送付により共に左に揭く

虎之朱印初の圖

三通の朱印何れも數百年の古紙自然茶褐色に變し又印の朱色微薄或は印肉付着せさる處多く分明に摸寫しかたし三通共卷物となし傳來すと云

天正三年
虎御朱印

木綿二巾 地白 文字花色 丸黒 大サ一尺五寸 三ツ餅（　）丸大サ四寸八分
大湊
角屋

二尺
本綿壹巾
地白染ぬき黒丸大サ二尺壹寸五分
三ッ餅大サ七寸三分
御
朱
印
二尺八寸

神居御書之圖

天地表装ハ万治四年
伊勢暦ノ絹摺也ナリ

務本

六寸八ト

六寸三ト

眷本の御用紙ハ松葉紙ト稱スルニ敷一古歷帰ものゝ
古言の御書附
[illegible]

御紋

凡三尺五六寸計リ 厚サ凡二寸ホリ

右ハ船中ニ用ヒタルモヨシノ額ト申傳ノ欅ノ二枚板ニ文字及ヒ縁共彫上ケ
球額 御霊屋ニ掲ケアリシ処明治廿六年 松坂町大火ニテ
御霊屋類焼ノ際可取除暇ナク終ニ焼失
但年歴ヲ経テ黒色トナリ四方且文字等欠損アリノタリ

前記之外御紋附 船印等有之

安南記

書曰四海之内皆兄弟也矣、宜哉乾坤大極之本微而末無不盡所、夫我松本氏者、遠祖出紳縉家、中頃携弓箭勝軍馬、末大衰而秀持勢大湊寓居適臨

國初神君厄難幾奉船忠爾、自來褒賜船免許、屢育妻子而國安堵、恩澤如山如海、而其家弟尤多仕奥岩城、販泉之堺、或覊肥長崎、卑門於爰稍繁茂、當

南龍聖君御、忠榮二男榮吉蒙免、遠入安南交趾、彼土之以產物交易日域大潤門葉、竟安南仕而異女成姻、全其繼、榮思終年之后、爲證造立一宇寺、乞和書額忠祐號松本寺、此松本氏也、連年在音信、書簡交々往來、到此時東奥泉堺崎陽南勢安南兄弟四方離散是所謂四海之内皆兄弟也、時在

公命、異國之渡海令停止畢、仍失其便宜、爾今不知其存亡、義絶雁書亡往事、書簡器財松本兩家紛散、一日恒齋守善告云、後年遺忘其事竟失其願、且患蠹害、庶幾書記一冊帙云、予諾雖然不智不能之老奴、雖苦病患起居不健、我黨之小子不厭(歪)（原ノマヽ）書光暉祖先於吸月樓上書之爾、

丁卯五月　　有喜謹言

本記四方兄弟とは

勢松坂　初代秀持の一男　角屋七郎次郎忠榮
奥岩城　同　二男　岡氏角屋忠左衞門
肥長崎　同　三男　松本氏角屋三郎右衞門
泉之堺　二代忠榮の三男　綿屋九郎兵衞

安　南　同　二男　角屋七郎兵衛榮吉

同　一男　三代目角屋七郎次郎

叙

夫鴻濛爲象、天圓地方、人生其中、蠉動蚑行、鍾其靈氣於身軀、以鴻濛爲已用、莫不權其力於天地之際矣、故山之叢薛、則爲之棧、爲之梯、海之滉瀁、則爲之舟、爲之艦、日月之所照、横目異言之民、莫不通焉、蠉動蚑行之眇少也、能極天地之大矣、是所以爲人靈也、我　東方、闢路於異域、通其有無者、凡數十國就中交趾交南、數爲往來、彼是交易、故豪富商賈航於海、販鬻於彼者、凡幾輩蔵一至者有　官制、不得權其私、我祖榮吉者、又蒙　官許、航於安南數次、以便販鬻之地、遂家而止焉、又慮其傳世之久、子孫不知家系之所由來、搆一佛寺、名以氏松本、貽書于我、請撰能手使書其名扁寺門、蓋欲家系之出日本於後世子孫也、爾後有　官令、禁商舶航于彼、然鴻鯉往來因異邦商舶得通、又貽其土産布帛陶器之屬於我邦、分致諸族、時人傳以爲奇事、距今歷凡若干年矣、嗟海之隻造、已絕鴻鯉之便、不知其子孫、今仍在否、其佛寺廢存亦不可知、猶吾家世之傳說久之(原ノママ)(巳)得其詳矣、族者角屋有某翁、患其傳之泯滅、檢舊記于置帯之中、且旁搜索、考作此斷、使後世子孫知散在族之異域之始末、命余叙、余受而閲之、某翁之盡心於家先、遂操觚從事云、嗚呼人之生於天地之際、固蠉動蚑行、又無權、然用其力却以鴻濛爲已用、航棧於海山以范漠爲遊塲、美矣人之靈矣、然所以靈之爲靈、在于茲矣、若夫生此不處于此、不生彼處于彼、則其幸之所令、余之所不知也、旹文化四丁卯夏五月

松本陀堂謹誌

華夷通商考に云

交趾カウチイ漳州口 キヤウツウ南京口　亦俗河内と云

一國の總名を交趾と云日本に來る船は此國の内廣南(クワウナン)と云處より來るを交趾舟と云也廣南は今の城下と見たり安南國と云も此邊の總號と見たり國主有て仕置す

海上日本より千四百里唐の西南の方にて雲南の邊よりは陸路往來ありと云外羅尖筆羅(グワロウセンヒッラ)なんと云島交趾の國の内にて舟寄する處也何れも五月以後の南風にて長崎へ來る也北極出地十五度の國也四季大寃等より亦暖國也霜雪と云事一生不知也此國夏秋の間に大河の水增りて平地に溢れ田地水深くなる故に其禾稻水に隨て漸長して稻莖の長七八尺或は一丈なる者あり此時居民尤難儀也人物衣服今の唐人の形とは別也明朝の時の形に似たり人の顏色少し黑く頭は日本の男子に似て少く百會にさかやきを剃たり女人は日本の下女に似たり男女共に齒黑し步行するに必笠を著る此國往古より唐土に隨ひ海陸の往來不絕故に唐の文字を用ひ唐の風儀禮法を尊ふ此國には唐人も餘多居住す亦は福州漳州の商船此國に行て諸色を調へ日本に來るを交趾舟と云也住居の唐人國主の下知にて日本渡海の商船仕出し來るも有之其船に他の人も乘り渡る事あり亦昔日本人此國に渡世の時留つて居住せし者多し日本町と號して一町ありて其子孫有之由

安南國交趾土産

奇楠(キヤラ・キイナム)　深山にて枯木自然に朽ち洪水に流れて谷水の邊に有を山民拾ひ取る者を上好とす其余は生木を伐て土中に埋んで數年を經て取て朽腐の處を去て心を用ゆ木の葉は日本のネズミモチと云木に似たり

沈香　護神香　黄絲　紬　紗　羅　王絹（ヤカタホツケン／ウンケン）國主に貢するもの　絲頭（アライト）　糸線　木綿島（モメンシマ）柳條布と云

烏綾（リヤウツメ）　牛黄　藤黄 繪具朱黄　紫梗（ホモツヤク）　羗黄　鐵刀木（タカヤサン）　胡椒　樹皮（タンカラ）　檳榔

蘇木（スヲウ）　大風子　漆　蠟　安息香　乳香

椰子 椰子油木は日本の棕櫚に似て長大也其葉は甚廣く屋を覆ふかちやんと云者是なり其樹皮と子の殼は舟の綱とするに千年不朽

鮫色々沙魚皮　砂糖白黒氷　浮石糖（カルメル）　砂糖密　青黛　欝枝花（ハンシヤ）　牛皮　牛角　木綿糸

花布（サラサ）　山皈來　烏薬　肉桂　藿香　甘松　瓷器物種々（シキ）陶器土焼

此外藥種等多有之と云

安南國交趾河内ともより書狀之寫

從御江戸巳九月吉日之狀午の正月十一日之狀三艘舟より相届拜見仕候其許御兩人無事御仕合能御座候由承於爰許拙者大慶に奉存候其元一門無事之由滿足に奉存候去年之誂物又々音信物不殘慥に受取申候其元より御書中に被仰越候樣此比は定て御兩人共に長崎まて御下り被成候はんと奉存候

一丁銀拾五貫目船頭揚贇溪に借し遣し申候則荒木久右衛門殿に慥に相渡申約束に御座候間久右衛門殿手前より御請取可被成候

一白砂糖貳百斤右同前に遣し申候間久右衛門殿より御受取可被成候

一丁銀拾五貫目は船頭黄二官幷五娘貳人に借し遣し申候則荒木久右衛門殿へ慥に相渡し申約束にて御座候間久右衛門殿より御受取可被成候

一白綾子貳疋半久右衛門より御受取可被成候

一丁銀五貫目は船頭魏九使舟糀工長に哥に借し申候則荒木久右衛門殿へ慥に相渡し申約束にて御座候間久右衛門殿より御請取可被成候

一白砂糖九十八斤同久右衛門殿より御受取可有候

一川内なべ之風呂貳つたいこんより御請取可被成候

一呉二哥舟之客王圭老に丁銀五貫目借し申候久右衛門より慥に御請取可被成候右之銀は舟頭呉巧哥より久右衛門殿へ其元にて元利合銀七貫五百目相渡る銀之内也

一白砂糖百壹斤右同前に御請取可有候

一同　百斤舟頭十二官より御請可被成候

御薫花物之覺

一銀百廿匁　伊勢大神宮へ御上け可被下候　但し是は去年我等煩候時立願候銀也

一同廿六匁は右同前に御上け可被下候

一同八匁三分は　朱香寺へ

一同　貳匁　あたこ

一同　貳匁　やくし

一同　貳匁　みろく

一同　貳匁　くはんおん

右七口合百七拾貳匁六分御上け可被下候

但し此銀弁誂物之銀右之銀之内にて御拂可被下候相殘る銀請取帳委奉待候

右之銀にて一門之内より壹人りはつ成者長崎下り仕候樣に御兩人之御才覺を以能樣に可被成候每年過分之銀子借し遣し申候間此銀にて代物買渡し度存申候今年も少々代物五娘に持せ久右衛門殿迄指渡し申候間直段念を入御買其通可被仰越候萬事之儀は御兩人次第にて候乍去右之代物は相場知る爲に候間御書付可被遣候又々万之代物相場書一つ被遣賴上候

一此方より我等申遣候樣に被成可被下候又市郎兵衛殿幷兄弟拙者申遣候樣に不被成候に付我等氣に入不申候

一巳之年申遣候方々へ書信之銀御屆可被下候と存候事に候將又我等養子之義被仰越候父方より壹人母方より壹人取合被成候て大みなとか又松坂にて本町か又は中町へか家御買御仕付可被下候何れ御兩人之御分別次第に被成可被下候猶目出度當暮御狀奉待候以上

午六月吉日

安南國より

同　七郎兵衛

伊勢松坂にて

角屋七郎次郎樣

和泉堺にて

同　九郎兵衛殿

一酉の十一月十五日之御状拜見仕候其元御無事に御入候由大慶不淺奉存候此方我等儀相替儀無御座候其許より之注文之通慥に金子請取申候

一寅花銀四匁三分淸水へ四匁三分八幡宮へ四匁三分大音寺へ御上け賴申候

一銀子五拾三匁五分は上方にて寅花銀方々に上申候御上せ可被下候

一同百匁は岡田權兵衞殿へ卽父母之爲吊之進上申候

一同貳百匁七郎次郎殿九郎兵衞殿姉方へ音信申候

一同壹貫九百四拾六匁五分我等爲父母之吊

一同百八拾七匁壹分は貴樣御內儀樣へ進上申候

合貳貫五百目此銀は船頭高湊左より御請取被成候銀子之內より御拂可被下候

一黑砂糖四丸正味五百拾六斤勘左衞門殿へ進上申候

一同　百三拾斤　久左衞門殿へ

一同　百廿九斤　鎌田杢助殿へ

一同　貳百八拾六斤　七郎次郎殿へ 九郎兵衞殿へ

上方へ爲御登可被下候

右合砂糖八丸船頭某舍より慥に御請取可被成候運賃懸り物此方にて相濟申候間出入有間敷候則五娘たんけいけんかうも委敷存にて候

一大北絹四疋白紬貳疋黑紬三疋龍詰三端上方へ被遣可被下候

一黒紬壹疋龍詰壹端女とも前より勘右衛門殿へ進上申候

一同紬壹疋　　久左衛門殿へ

右はをい長けんかうより御請取可被下候

一此方へ金子被遣候はゝかなにて小判と御書付被遣可被下候數もこはんいくつとかなにて御書付可被遣候唐人之請取手形もこはんいくつと御かゝせ頼入申候

一當暮に樋樽（ママ）とも御越し被下候はゝ貳艘舟より御しわけ御積越可被下候順官五娘けんかう今年渡海可申候間其元万事頼上申候目出度當暮には御報奉待候已上

戌五月吉日　　角屋七郎兵衛

安南國川内より

荒木勘左衛門様

同　久左衛門様

一くしら貳斗入壹丁　　但貳艘船より

一大豆三斗入　　壹樽　　一もさく小樽　　壹丁

覺

色革色

（原書に如此格構の色革を粘付あり）

一此色之柄巻皮　　拾枚

一金扇子小鳥草花之類御座候を　　拾本

一上々貝口さけを　但京ねすみやのを
　五色の糸にくませ頼申候　拾對

一麝香入墨　三丁
　右四品は杉之小櫃態とさゝせ見事に被成御入被遣頼申候

一白さやの小立四つ　いかにも花やかに見事に頼申候
　但地白に花はあかき又こんあさき
　内
　壹つは　貳尺七寸　こふく
　貳つは　貳尺五寸　同
　壹つは　貳尺貳寸　同

色茶色　厚書に此の如き格好の革を粘付あり

一柄卷皮　百枚

一かは色皮足袋　拾足　但九文八ふ　さもひも

一同色皮足袋　五足　九文半むらさき皮のほたん貳所に付させ頼入申候

一淺黃木綿足袋　拾足　九文半　ほたん貳所付させ頼入申候

一竹田牛黃圓　三貝

一蔦曲物　壹つ

一定齊藥　三拾包　是は除人のあつらへに候

一新中金物櫃　　壹つ

右御調可被下候

一貳尺五寸巡りつりかね壹つ念を入させ賴上申候委敷は小春に申遣候

戌五月吉日

景治捌年　信主號福榮角屋七郎兵衛
　　　　　信主法號妙太戸工如院阮氏寓

右之つりかねに此書付賴入申候

額之覺

一高さ壹尺六寸三分 但しかくの內のり高さし　一はゝ貳尺七寸六分 板巾有切但し內のり

右之通之額也是にふちを御付させ則ふちにもほり物御ほらせ上下のふちのほり物は何にても草花両わきのふちのほり物は龍を御ほらせ可被成候右之ふちのほり物は何も金薄にて念入可被下候ふちの高さは右之がくにかつかう申候樣

川上也　西唐人町

南川　寺 但し南向き也此寺にかゝり申がくに候　北は　安南町

川下也　東日本町

板の色は紺青にて惣地也文字は金文字也但しおき字

但し寺は南向御座候うしろは北也寺の前にも川御座候

有喜私云釋來圓者玄々翁ト号ス萩ノ坊也松
書ヲ學フ

釋來圓書

河内へ音信物之扣

一鰹節　五十
一山椒　四斤
一定齊藥　四十包
一氷こんにやく　百
一梅干　大曲二
一かんてん　十本
一干大根　二袋
一干蕪　二袋
一青豆　二升
一荒布　二袋
一とつさか　四升
一墨　五丁
一庖丁　五枚
一小櫃　二つ
一醬油　二樽
一漬山椒　二樽

一干鮑　五十
一干松茸　二斤
一椎茸　二斤
一干厥　二連
一干瓢　五十把
一干牛房　二袋
一大角豆　二升
一黑豆　四升
一けし　五合
一艾　二袋
一目藥　二箱
一筆　六對
一なら漬　二桶
一酒　二樽
一鰻塩辛　二樽
一糠漬大根　二樽

一粕漬大根　二樽　一鮒　一樽
一いりこ　三斤　一紙　一束
一白粉　三箱　一小油表　一つ

五娘へ

一白粉　二曲物

順官へ

一小立表　二つ　一醤油　一樽

けんかう

一醤油　一樽

しんたん

一醤油　一樽

久右衛門殿へ

一眞綿　二百目　一鱈　三本
一醤油　一樽　一さらし　一疋
一干鮑　一米　二俵
一干鱧　一生酒　二樽
一うるか

庄次郎殿へ

一醬油　　一樽　　一酒　　一樽

庄右衛門殿へ

一醬油　　一樽　　一紙衣　　一反

市右衛門殿へ

一同　　一樽　　一鱈　　二本

久左衛門殿へ

一醬油　　一樽　　一米　　一俵

八郎兵衛殿へ

一鱈　　一本

長崎衆へ

一鱈　　一本　　金子七左衛門殿

一醬油　　一樽　　三四郎殿

一同　　一樽　　平戸左兵衛殿

一たら　　二本　　水澤久右衛門殿

一酒　　一樽　　高木彦右衛門殿

一重箱　　一組　　作兵衛殿

一箸　一膳　町使　徳左衛門殿
一紙衣　一反　禪通坊
一銀　一兩　同
一同　一兩　たけ
一同　一兩　恕伯老妹
一同　一兩　めうけい
一同　一兩　春徳寺
一同　一兩　七郎右衛門様御寺
一同　一兩　八郎次郎殿むは

誂物之覺

一酒　二樽　一鰹節　六十　一氷こんにやく　百
一干大根少し　一醤油　二樽　一黒豆　五升
一けし　八合　一なら漬　二樽　一青豆　五升
一とつさか　五斤　一若め　少　一大根漬　二樽
一もくさ　一斤　一干午房　少　一かんひやう　少
一いりこ　五斤　一梅干　少　一塩松茸　少
一牛黄圓　三貝　一串鮑　五斤　一干蕨　少

一目薬　一箱　一推茸　十斤　一定齊薬　大包 三十

右之外干物色々頼入候我等如何様に罷成候共五年七年間は女共所へ遣し候間奉頼候

亥霜月吉日　角屋七郎兵衛 印判

角屋七郎次郎様
同　九郎兵衛殿
同　清次郎殿 参

一唐津寺澤志摩様之御内に石川三左衛門同清左衛門同利左衛門兄弟三人御座候此衆御存命被成無事に御入候哉承り度候かやうに申老は谷村四郎兵衛と申者にて候御無事之御左右承り候はゝ重て状遣し度に付如此に候老体之儀にて無存命候はゝ右三人之子孫可有御座候まゝ男女によらす御座候はゝ御書付可被下候右は伊勢の大夫殿へ御尋候はゝ如何様に知可申候爲御心得如此に候重て御報御申越可有之候以上

亥霜月吉日　角屋七郎兵衛 印判

角屋七郎次郎殿
同　九郎兵衛殿 参

亥八月吉日　安南國 角屋七郎兵衛 判

勢州松坂 角屋七郎次郎様

泉州堺
同　九郎兵衛殿　參

日本國吒栬親兄　角屋七郎次郎
吒栬親弟　角屋九郎兵衛

申　計

上　進

大公子官
一好帶緞拾双
一屬皮　拾張
一小衣　肆領
一好墨　貳塊
一金番扇拾本

翁門歲固蔑施碎於垣安南宜浪色作碎〇翁明凛油門理時色忌寵恩翁門歲

寛文十庚戌年十一月廿六日　〇　申

右書出仕之分戌年爰元

大公子樣其方兩人之進物に仕上け申候自然重て御用等にて御狀御上け候はゝ口之書出仕右之ことく可被成候左も候はゝ其元へ渡海之衆此地之樣子御尋御談合可然候國々之さほう御座候間申入候

以上

霜月吉日　　　　同　七郎兵衛 印判 (花押)

角屋七郎次郎様

同　九郎兵衛殿参

松本駄堂方所持

一小櫃　壹つ　入日記

勢州松坂角屋七郎次郎様

泉州堺　同　九郎兵衛殿

一羅く染北絹大き　一疋　右兩人へ

一羅く染紬　二疋　右兩人へ

一柄　鮫　二本　右兩人へ

一白　紬　二疋　右兩人へ

一白　紬　一疋　右兩人姉へ

一白紬一疋柄鮫　一本　細川家の士　鎌田杢齋殿

一同　一疋柄鮫　一本　右一類松坂川原丁未　鎌田傳右衛門殿

一同　一疋柄鮫　一本　長崎　岡田恕伯

一同　一疋柄鮫　一本　〃　松本九右衛門殿
一同　一疋柄鮫　一本　〃　荒木勘左衛門殿
一同　一疋柄鮫　一本　〃　同　久左衛門殿
一白　紬　一疋　角屋八郎兵衛方　角屋清次郎殿

各分に書付有

亥十月吉日　安南國　角屋七郎兵衛

勢州松坂角屋七郎次郎殿
泉州堺　同　九郎兵衛殿
長崎下町荒木勘左衛門樣參

右は小櫃之蓋之裏記有之候入日記寫　于今在存

寛文十二壬子正月九日

角屋七郎兵衛榮吉於安南國病死す

其以後御狀にても不申上背本意候先以貴殿御無事大慶万々目出度申納候

一角屋七郎兵衛殿去年七月より永々煩にて今年正月九日午時終往生被遂候其他何れも樣御愁歎可有事と奉察殘多次第無申斗候就夫七郎兵衛殿存命之内其元へ之仕送り狀去十二月に認封付內儀に渡し具に被申置候條此度後家方より指送り可被申候將又其元より被遣候先舟之狀存命之内に相屆見

被申殊之外悦安〔浣〕（本ノマヽ）不仕今生に思ひ置儀無是と悦ひ申候拙者も與風渡海仕候に付萬事委敷儀は五娘渡海被仕候間物語可有條不能細筆候

子正月廿一日

安南國
平野屋四郎兵衛 判

勢州松坂

角屋七郎次郎様 参

子の十月十九日之御狀着致拜見御無事大慶此事に候殊に爲御音信木綿足袋被懸御意忝奉存候就夫七郎兵衛殿御存命之内四極山の咄に付哀に被存是非尋可申由に御座候得共何も様憚多存斟酌仕候得共頻に被申候に付乍恐切紙遣し候處御尋被下御左右承り事偏に御恩忝奉存候拙者數十年異國に罷在候得は三左衛門殿失念尤に候仰被遣候通りに三左衛門殿方へ切紙幷少音信物指送り申候誠に方々遠路之所可被遣事輕々存申兼候得共御憐愍之〔凋〕（本ノマヽ）上奉賴存候當暮御左右次第に重て可申上候依是に式に御座候得共伽羅數壹つ三左衛門殿遣し申音信之小櫃の内に御座候目出度當暮御左右奉待候以上

丑六月八日

安南國
谷村四郎兵衛 （印）

勢州松坂

角屋七郎次郎様 参

猶於此地御用之儀御座候はゝ順官へ可被仰候

子の十二月十六日之御狀幷注文之ごとく色々指送り被下候慥に請取忝奉存候先以其御地御兄弟中御無事に被成御座候承り滿足奉存候此地不相替息災罷居候可御心安候

一爲七郎兵衛に指送被遣候石其にて石碑仕申候可御心安候七郎兵衛存命之内如被申置候家屋敷順官に渡し我等儀は寺に居住仕朝夕花香手向申候就夫七郎兵衛被相果我等一人之力落御推量可被下候

一七郎兵衛被申置候如書置子の六月丘娘持を指送申候筭用不足之儀御座候はゝ丘娘手前にて御筭用可被成候我等方には少も出入無御座候万事順官御物語可有御座候少分御座候得共

一屋形北絹二疋　　角屋七郎次郎樣へ

一木香九十七斤　　同　九郎兵衛樣へ

一屋形北絹一疋　　同　七郎左衛門樣へ

一同　　一疋　　同　清次郎樣へ

右は吳順官より御請取可被成候

七郎兵衛へ如存命每年不相替御左右待上候以上

丑六月六日　　角屋七郎兵衛　後家

伊勢松坂

角屋　七郎次郎樣

同　七郎左衛門殿

同　清次郎殿

泉州堺

同　九郎兵衛様

丑之十一月十一日之御狀忝拜見仕候先以御無事に大慶奉存候此地我等も一入無事に罷居申候如每年干物品々御注文之通り慥に受取忝次第に候

一七郎兵衛殿姉永休さま去年十月九日に御遠行之由扨々御殘多奉存候貴老御愁歎自是察奉候爲御吊銀子五枚指送申候順官より御請取可被成候

一七郎兵衛殿御墓所石塔指（情受）致朝夕花香不怠手向申事に候將又愛元へ御用御座候はゝ可被仰越候依是式に御座候得共書狀之驗迄に

らく染北絹　二疋

ぬめの白綾子　壹端　七郎次郎様へ進上

らく染北絹　一疋

白紬　一疋

白綾子　一端　九郎兵衛様へ進上

船頭順官より御請取可被成候尚當暮月出度御左右奉待候以上

寅の六月十三日　角屋七郎兵衛 後家

勢州松坂

角屋七郎次郎様

泉州堺

同　九郎兵衛樣参

右後家同寅十月十五日病死す

寅の六月とは延寶二年甲寅ならんと原書に書入あり

卯九月十九日之御狀忝拜見致し候先以貴老御堅固大悅此事に候拙者儀も無事に罷在候殊に爲御音信紺地着物表一疋幷酒樽二斗入一つ鰹節長崎御手代喜兵衛殿より被遣慥に相屆忝次第不淺御禮申納候

一九郎兵衛樣御遠行之由扨々御力落自是奉察候我等も一入御殘多奉存候爰元も日本に皆々相果只二人に罷成り無爲方躰御推量可被成候

一是式には御座候得共存命之驗迄大小絹一疋幷黑紬一疋進上申上候恐惶謹言

辰六月十一日

安南國

谷村四郎兵衛　朱印

勢州松坂

角屋七郎次郎樣

辰とは延寶四丙辰ならんと原書書入あり

江田樣御狀之寫

一辰六月十一日御狀幷音信品々九月十九日に相屆御無事に御長命承り目出度奉存候

一九郎兵衛寅霜月廿五日相果我等老後之力落御推量可被遊候御悔之段不淺忝候我等も年寄候得共存命に有之候則跡目相渡申に付我等は七郎左衛門に罷成七郎左衛門を七郎次郎に名替候て去年我等も隠居仕候

一小齊單物一つゆかた染帷子一つつみわた二把是式に候得共進上申候存命之驗迄に候恐惶謹言

辰十一月十一日　勢州松坂

角屋七郎左衛門判

安南國

谷村四郎兵衛樣

三丈方献立　長崎にて安南衆振舞之寫

一膾（いつれも油かけ）　みるくひ にんしん　鯛 れき　大こん ゆ　　汁　鴨 こまの油　こな

二　汁　のつへい　いのしゝ しいたけ　くわへ　いつれも油かけにして

飯

香の物　なら漬

平皿　鹿のしゝ せり　いつれも油あけ　　坪皿　あわひ たまこくすし　山のいも午房 あふら入

燒物　小すゝき には鳥　油やき　　菓子　まんぢう やうかん　うゐらうもち

取　肴　れき白みてんかく　うつら　油やき　たこてんかく　水菓子　みつかん　かき　尤籠に入出す

酒　七年酒

膳　かけはん　めしわんからかれ　小道具やきもの　尤さし付

松本氏角屋七郎次郎忠榮男

角屋七郎次郎忠祐　法名江田　行年八十四才

慶長十三戊申五月三日松坂に生・

元祿四辛未十二月十日松坂に卒來迎寺葬

同女子　永春童女

同女子　理法永休大姉

次男

同七郎兵衛榮吉　行年六十三才

慶長十五庚戌三月十七日松坂生

入唐安南國交趾住居

寛文十二壬子正月九日安南國に卒松本寺葬

榮吉妻夫人

延寶二甲寅十月十五日卒　右安南國松本寺に葬

三男

同　九郎兵衛榮信　法名休清　行年六十三才
慶長十七壬子六月九日松坂生
泉州堺住居
延寶二甲寅十一月廿五日卒　河州石河郡
上太子に葬
右榮信休清者本町松本駄堂の祖也
安南傳來の物　△印は當代倘所藏の分
△一孔子聖像　一軀
△一交趾鍋風呂　二つ
內一つ中万淨光庵悟心和尚授之
△一加羅降奥香　一株
△一文　庫　一つ
△一安南皿百人前　內五十人駄堂方
大鉢中安南物
松本駄堂方
△一へいさらはさら牛の玉　一つ
△一人魚緒め　一つ

一薬石　數品

一薬籠　一

△一小櫃　一

角屋八郎兵衛方

一琵琶　一面

△一外國渡海之繪圖　一面

但し白牛皮　是は船中にて川ひしものなり

文化四年三月酒井雅樂頭樣

御神像御參拜之節御尋に付八代七郎次郎父隱居有喜（于時五十六歳）より奉申上候書付

私先祖二代目七郎次郎次男松本七郎兵衛儀異國渡海之奉蒙　御免慶安寛文之比長崎より安南國交趾と申所へ渡海仕彼方にて妻を求め住居仕日本と産物交易仕渡世安堵仕候右七郎兵衛日本之由緒を殘し度候哉彼地日本町と申所に一宇之寺を建立致し則松本寺と號し申候右へ懸け申釣鐘幷額日本細工にて書も和樣を申越候に付松坂表にて右額彫刻致し釋乘圓と申僧に書もらひ則松本寺の額此方より彼地へ相渡し申候于今彼寺御座候哉否は不存候得共右七郎兵衛夫婦共右寺へ葬申候趣之書狀御座候然る處異國渡海御停止に付其後は音信不通に成行申候右七郎兵衛跡總領吳順官と申者相續仕候由に御座候右は年暦凡百五十年餘も打過申候事に異國往來相絶申候に付一切其後は相知不申候右七郎兵衛存生之内音信六通取遣り仕候に付書面數多御座候猶遺物等も三四品所持仕候別

家松本駄堂方にも所持仕候
右は家之記錄に御座候故奉申上候以上

文化四丁卯四月

本居大平拔

松本有喜翁の家にその遠つ祖七郎兵衞榮吉といひける人安南國といふ所には堂りて富榮えすめりけるそのほと御國にかよふ船の便ことにはかしこの國つ物ともおこせなとせしをり〳〵のふみさものの今につたはりて有けるを今より後としへてちりほひうせなんもあたらしとて此ころ一つにうつしあつめてさうしのやうにして見せられけれはよめる　大平

外つ國に富榮へてもいつる日の本の國へははすれさりけん
千代までもはか氏の名をつたへよと松もと寺の名は負せけむ
とつ國のあなといふ國や松坂にかきかよはしゝ文らめつらし

此榮吉といひし人の父なりける七郎次郎秀持といふは何かしの浦にて二荒の大神のとみの御船仕うまつりける功を思ひいてゝついてによめる

東照神の命のしぬび路ゆいてます時にあし早の小舟よそひて磯つたひ声の葉かくり眞かちぬき御船まをしく松本の角屋建雄(たけを)はいそしきろかも
やき太刀の利こゝろいさみ角ありとかとやたけをゝ君免てけらし

信曰く右安南記一卷は角屋家秘藏の原本に據て謄寫す原本誤字頗る多く且當時の方言にや所謂假花銀とつさかの如き了解しか

たしさ雖も暫く原本のまゝにす信勢地に在て　神像參拜の安南之古物若干をも目擊せり牛皮に圖せる渡海の額は大廿二尺許航海の針路を示したる如し皮質薄く滓ありて紙の如し主人語て曰く安南交易の比は彼此物產盛に交換賣買爲めに豪富を極めし處猷廟外國通航を禁示し給ひし爾來音信頓に斷絕すと抑此時に當てや固より汽船鐵船あるに非す航海の術尙朦昧然るを僅々四百斛の一小船を以て万里異域猛行冒險は當時の海外洋行と同日の論に非る知るへし是れ或は山田長政の亞流を嘗みしや斗り難しさいへとも身一個之舟子寸兵を持せす剛膽雄圖如此は殆んと長政に讓らさるへし此事世亦傳稱する處なるや明治寶鑑に左の一節を載たり卷末に併記し以て參照となす　(按するに山田仁左衛門に物を賜ひ褒賞の事寛永六年にあり)

角屋七郎兵衛

伊勢國松坂の人なり父七郎次郎德川家康公を救ひ功を以て諸國港津無稅渡海の特許を得て自由に航海業を營み大に富みを致せり氏は其次男也父の家を襲いて後安南交趾に航行して貿易交通を盛んにせり當時は未た鎖港の時代に非さるを以て冒險者の支那東南部に航するもの多く相謀りて安南に日本街を開きしか當時氏は同地にありて妻を娶り子を生し力を日本街に致しければ同地滯在の日本人は氏を以て日本街の始祖となし大に尊敬せり氏甞において後世の紀念を致さん爲め一之寺院を建立し松本寺と稱する寺院を創造して扁額を本國伊勢に注文して文字を釋乘圓に委賴し之を松本寺に掛けたり寛文十二年正月九日に至り死す 明治寶鑑

伊藤孫右衛門

伊藤孫右衛門

伊藤孫右衛門は紀州在田郡糸鹿庄中番村之人天正二年肥後國八代より密柑樹を鄉里に移植百方苦辛經營其繁殖を量り遂に國產第一たる之基礎を開き無上之民福を百世之後へ惠與したる傑人也今糸我

村々長より其遺功追賞の事を時之縣令に具狀の書を得たり記して傳に代ふ

密柑栽培創始者御追賞之儀に付具狀

和歌山縣下著名之物産として夙に其の名を全國に知られたる柑橘に就き其栽培の起源を繹するに今を遡る事三百二十有餘年前即ち天正年間紀伊國有田郡糸鹿の庄中番村今糸我村大字中番に孫右衛門なる者あり家世々中番村に住し農を以て業となせり孫右衛門は常に種藝を好み頗る殖産に篤志なり以爲らく我有田の地たる氣候温暖にして地味肥沃なり然れとも田野寡く山脈多し只其山脈峻嶮ならすして丘陵起伏し山腹甚た廣濶に草木繁茂するあるを觀れは則ち之れを利用して國利民福を增進すること恐くは大なるものあらん然るに之れか利用の途を講せさるは所謂天與の幸福を徒棄するものなり特に我糸鹿庄之如きは東西南の三方山を繞らし山麓各所に蟠りて最も廣濶なる丘陵に富めり若し夫れ之れを開拓して田圃となし之れに植ふるに適良之果樹を以てせは其益する所極めて夥多なるへしと是に於て先つ自家所有に屬す山林之內若干歩を開墾し見聞に任せて專ら諸種之果樹を培植し以て其適否を試むること茲に年ありき當時孫右衛門は居村之里正を勤め役務に依り時々若山之上司に勤仕せり偶々肥後國八ツ代に使するの命を受けしか豫て聞く同地に密柑なる果樹ありて其收益亦た尠からす彼の國制他國人に該樹を附與するを禁し以て他に之れか繁殖を防くと將さに途に上らんとし上司某に陳情して該樹を求め來るへき方便を請へり某其篤志に感し直ちに一書を裁し且つ曰く此の書を齎らして彼之地の某役所に呈せは强て分與を拒まさるへし蓋し書中該樹を要望する所以は素より殖産の目的に出るにあらすして單に盆栽として花實の美なるを翫はんと欲するのみならは敢て數株の惠

與を乞ふ云々との意味なりとぞ是に於て其之書を懷して出發せり是れ實に天正二甲戌年なり斯て彼の地に到り公務を了へ該樹僅かに二株を得て歸國し一株は若山上司某之庭園に植へ他之一株は持ち歸り曾て開墾せし土地に植へしに遠路數日を經たるを以て樹勢大に損傷し殆ど枯死に至らんとせしも朝培暮養專心怠らす畢に十分之生長をなさしめたり（彼の某の庭園に移植せし一株は終に枯死せしと云ふ）依て之れか蕃殖を圖り先つ接木の法を施すに頗る良成績を奏し忽ちにして數株を增加せり之れ實に縣下柑橘栽培の濫觴とす加旃天與之地味は該樹之培育に適合し其果實の甚しく美麗なる香味の極めて佳絕なる幾多試植したる他の果實の遠く及はさる所たり村民群集其果實の香味の比類なきを激賞し爭ふて其樹の分與を乞へり孫右衞門曰く諸予か宿志即ち茲に在りて存す宜しく某は其所有なる彼の地の山林を開拓して之れを植へし某は亦其所の所屬地なる榛莽を刈て之れに移せと隨て殖ゆれは隨て與へ且つ其培養等に至ては多年刻苦研究せし實踐の方法を授け綿密周到吝ます秘せす指導數年眞に一日の如し故に人々悅服し各自培育に勉めしかは年に月に諸方に播殖し十有餘年を經慶長元年の頃には糸鹿庄內は勿論宮原保田藤並の各庄每村五十株乃至七十株を培養するに至り尙ほ漸次蕃殖するを以て產出之果實は到底國內需用之盡す能はさるより大坂及伏見等の地方へ向け輸送販賣し尠からさる利益を收めたり降て寬永十一年に及ひ宮原庄瀧川原村の藤兵衞なる者籠數四百を江戶に輸出す之れを東國販路の開始とす爾後更に諸國に販賣を擴め紀國蜜柑の名聲全國に喧傳し數百年の久しき和歌山縣下物產の第一位を占むるに至れり孫右衞門天文十二年に生れ寬永五年を以て歿す享年八十有六嗚呼其之人既に逝き其之樹益々繁榮して殆んと闔國に普し創栽以來今日に至るまて三百有餘年間に產出したる收

益を積算する時は實に幾千万圓に上れるや知るへからす況んや將來の收利如何は量るへからさるものあるに於てをや夫れ然り然るに此最大有益なる國産を興起し許多群民に永久之利澤を遺したる之功蹟は固に赫灼たりと謂はさるへからす殊に其志毫も名利の爲めにせしにあらすして自ら時と費とを顧みす東勸西誘以て民福を增進するに至りては後人の企及する所に非す願ふに天正年間之世体たる戰亂靡之如く民堵に安せす何の遑ありてか能く殖産を謀り興業を企つる者あらんや此の時に方り卓然志を殖産の上に熱し而て民福を長遠に遺したる孫右衛門其人之如きは縣民として實に其之比儔を見さる所なり不肖本職現時本村自治行政之衝にあり勸農之日夜奬勵周旋を勉るに當り孫右衛門の餘功遺德を追念して措く能す爰に具狀す伏て望むらくは本書及別紙參考書に據り事蹟御審査之上何卒厚く御詮議あらせられ將來篤志者を喚起誘發するの龜鑑として其遺功を表旌せられん事懇願之至りに堪へす候也

明治廿九年十月五日　和歌山縣有田郡糸我村長林善六印

參考　伊藤仙右衛門に藏する過去帳に　寛永五辰年七月十五日死

道安禪門　六代孫右衛門事 八十六才

天正二年肥後國八ッ代より蜜柑小木を取り來り初めて植たる人にして有田蜜柑の元祖なり此事子々孫々永く不可忘なり

右の外當郡田殿村矢船傳氏に傳ふる旧記を初め尚ほ二三の古書中に散見するあるも其の移植の年記に於て或は　正親町天皇の御宇とあるあり或は天正二甲戌年とあるあり又孫右衛門を仙右衛門 孫右衛門

より二代目を仙右衛門と稱す とあるか如きの差ありと雖へとも要するに記事の概綱なる肥後國八ッ代より移植したる事實に至りては則ち同一様なるを以て遂一爰に列擧せらるなり而して又古老の口碑に傳ふる所も前記舊書と同一にして前段具狀書中に敍述したる如く天正年間孫右衛門始めて肥後八ッ代より該樹二株求め得て歸り一樹を若山菜屋敷の庭園に植へ一樹を孫右衛門所有の山田に培植せり云々と聽けり左れは載籍に討尋し口碑に徵するも吾縣柑橘栽培の原始者は故人孫右衛門なる事實は毫も疑を容るゝ所なく甚た精覈なるを確信す

原書に孫右衛門の累系を揭く七代を仙右衛門と稱し正保元年三月九日六十八歲にて死以下代々繼續多くは孫右衛門仙右衛門を襲稱現戶主仙右衛門は十八代にして天保十二年生ると云々

現戶主仙右衛門の住家は糸我村大字中番千九十七番地に在り宅前の山腹を開拓せし畑三反步は即ち祖先孫右衛門より相傳の橘園にして中央に較々平坦なる一階段あり反別凡三畝步許中に蜜柑の一老樹存す幹の大さ周圍五尺六寸是れ實に孫右衛門か始めて移植したる古趾にして當初の柑橘既に枯死せしを今を距る百余年前舊株の趾に植繼せしものなりと云ふ同家に於て每年正月には此樹に注連繩を張り供物を供へ以て祖先より今に至るまで此の古例を廢せす是れ創業の紀念の爲なりとす

右舊趾は昔時田にてありし故に其の灌漑に用ゐたる井戶の形跡今尙ほ存す即ち古記に所謂山田に植ゆとあるを證するに足るへし

和田忠兵衞賴元

當主仙右衞門の言に據れは同家に柑橘栽培の原始に付き古記一卷ありしに今より四十年以前之れを當時寺子屋師匠たりし當村の岡見門三郎なる人に貸與せり後ち同人死亡し某未亡人うたなる人今尙ほ現存するを以て右古書の所在を尋ねたるに借り來りたる事は纔に記臆に存するも其の後は如何にせしや知らすと答ふ然れとも書中記する所口碑に傳ふる所と相差はす云々と

今を去る五十年以前に於て當時大庄屋某は村役人と相議し當主の亡父仙右衞門に說て曰く貴家は是れ紀州密柑の元祖として郡民に莫大の德澤を被らしめたり然るに從來未た何等其功蹟遺德に酬ゆる所なし誠に遺憾とす仍て今當郡中の主なる密柑所有者に諮り厘例（密柑一箱に付幾厘宛な課徵するな云ふ）をなし之を以て貴家に贈りなは聊か以て祖先の恩に酬ゆるに足らんと仙右衞門性朴直固辭して曰く否々吾か家富めるにあらすと雖とも幸に祖先の遺產に賴り衣食するに窮せす夫れ他人の救護を得て自家を利するか如きは自ら心に慊しとせさる所なり然れとも其の厚志に至りては謹んて大謝す云々と是に於て議遂に中止せりと云ふ

追　記

糸我村兒島新大夫林善六生駒利一等相謀り孫右衞門か碑を同村中番安生寺の麓に建設其功績を永久に傳へんと旣に管廳の認可を得たり明治三十三年三月若山新報に記す

和　田　忠兵衞賴元　大地金右衞門家祖

同　總右衞門賴治　大地角右衞門家祖

和田總右衛門賴治

和田忠兵衛賴元は和田勘之丞賴國の弟忠兵衛賴之の孫也其先は朝比奈義秀の裔にして義秀和田合戰の後漂泊して口熊野太地村に蟄居し代々此地に住す勘之丞賴國は豐太閤征韓の役堀内安房守に從ひ朝鮮に討死す忠兵衛賴元慶長十一年堺の浪人伊右衛門尾州知多郡師崎の傳次なる者兩人と語らひ初て鯨突の業を創む舟一艘に艪七挺を用ゆ大に家聲を興し家甚富む是太地金右衛門の家祖也（紀伊國續風土記による）

按に龍祖御入國以來捕鯨の事夙に御奬勵寛文四年に初て漁船八挺建の飛舸を製せられ操縱進退自在を得て其術一變其業益發達に至る然れとも熊野浦にて鯨獵を開きしは全く此忠兵衛賴元を嚆矢とし數百年の後迄莫大無窮の民利公益を後世に遺したるは覆ふへからざるの偉勳莫大也之か開始を計りし苦辛而して當時經營の辛慘は恐らく一朝一夕の故には非らさりしならんも筆記の存するものなく其詳なるを知難蓋しいつ比より姓を太地と改めしにや地の豪族となり居住の久しき遂に地名に因て稱せしものか家名益々繁殖後分れて八家となり金右衛門家を嫡家とすといふ

續風土記に曰く古文書に和田東四郎仲和田藏人又賴村長盛盛賴等の名見ゆ此忠兵衛賴元の祖先なるへしと云々

和田總右衛門賴治は忠兵衛賴元の分家にして同しく太地村に住す延寶五年始て鯨網を發明爾來捕鯨の業益擴張振起し大に家を起し一家の棟梁となり國君より大莊屋を命せらる是太地角右衛門の家祖也（以上紀伊國續風土記）亦いつの比より太地と名乘りしや代々角右衛門と稱し嫡家金右衛門家よりは名望遙かに超絶す凡口奧兩熊野郡中に在ては富豪家は此太地の角右衛門と古座浦の才賀屋長兵衛（俗に才長と云）尾鷲の土井八郎兵衛との三家に止る也寛政六年に至り當代之角右衛門官より御勘定奉行支配地士を被申付熨斗目着用を免せられたり

鯨漁の事は郡制の部歷世郡治大概に詳なり

木村八郎大夫

海士郡、加茂谷、大窪村、土瘠地磽、收入不足、貢租民日困弊、離散四方、初有五十餘戶、元和中存者、僅十三戶、郡吏木村八郎大夫憂之、乃雇土民、親執朱耜勸勵之者一年、因撿其地 貢租過重、乃白之官、除其租百五十石、然猶思其不給、乃諭偏植竹於不毛之地、製橘籠以助其產、於是招集離散、以益勸勵之、戶々繁衍至七十戶、寶永三年、村民感其德、建祠崇祀之、稱曰木村先生祠云、（紀伊國名所圖繪）

一木村先生祠　紀伊國名所圖繪後編に載す

大窪村產土神乃境內にありしに今合祀す元和の頃の郡吏木村八郎大夫といふ人の靈を祀るといふ此村慶長の頃までは民家五十六戶ありしに撿地の後斗代高くなりしかは次第に戶數減し元和の末には纔に十三軒となれり先生いたくこれを憂ひて十三軒の者を雇ひ試に自農具を操りて村中の田畑を作りしに年貢上納にも充されは困窮の僞ならさるを知りて其由を官に達し若干之租稅を蠲き寛永二年に至りて離散の民をよひ集め猶土地の薄确にして生產のなしかたきを察して山野の空隙に多く竹を植て農事の餘力に蜜柑籠を作らしむ是より村中農事の易きを覺ゆるのみならす生產の便を得たり因て其恩德を感して寶曆三年小祠を造立し私に木村先生と奉崇すといふ先生の故居今某か居となれり

三井則兵衞高俊　八郎兵衞高利

三井則兵衞高俊

同　八郎兵衞高利

其先北家の藤原氏にして御堂關白道長之苗裔たり道長の四男を長家と云ふ長家五代の孫右馬助信生大和國三井村を領し始て三井の氏を稱す信生十五代の孫三井出羽守乘定嗣なし六角滿綱之二男佐々木六郎高久を養て子となす高久實家の姓を稱し三井の家紋（餅中に三文字）に代ふるに四つ目結を以てす是より三井は源姓となる永享年中近江國鯰江の地を卜して城を築き之に居る故に又鯰江高久之稱あり從五位下備中守たり高久の曾孫三井新三郎安隆天正元年五月其男三井越後守高安と倶に鯰江城を去り水口城に移り後伊勢國に移り居る（其地今詳ならす或は曰ふ奄藝郡一色村なり）高安與田左右衛門佐政康の女を娶り二男二女を生む

則兵衛高俊は越後守高安の嗣子也元和年間伊勢國飯高郡松坂に移り酒造の業を營む人呼て越後殿の酒屋と云ふ後世越後屋の屋號是に濫觴す高俊長井左兵衛の女を娶て四男四女を生む長男を三井三郎左衛門俊次と云ふ俊次長して京都に移住し又江戸に吳服商店を開く四男を八郎兵衛高利と云之を三井家中興の祖とす寛永十二年初て江戸に出同十六年歳十八にして家兄の開始したる商店を管理す居ること暫くして慶安二年松坂に歸り中川清三郎の女を娶る万治元年再ひ江戸に出延寶元年同地に吳服商店を開き現金掛直なしの方を設けて賣品に正札を付又吳服反物類之切賣を創め商業大に繁昌す蓋し其以前には世間に所謂正札なるものなく又反物の切賣をなさす切を買はんとする者は僅に一二尺にて事足る者も是非一反を購はさる可からす故に此法たるや當時に在りては實に非常の新發明にして世人大に其便利を感したりと云ふ是より先高利は則右衛門孝賢吉右衛門高古の兩人を養子とし此年之を分家して松坂に殘し住はしめ己れは京都に住居し同地に吳服仕入店

兩替店綿店及西陣織物仕入店等を開き又手代をして別に通運の業を營しめ專ら內國荷物の運送及信書往復の便利を計れり下て延寶六年より天和三年迄の間に江戶駿河町に兩替店及綿店等を開き又長崎に一商店を開く貞享四年幕府より吳服調度爲替用達を命せられ將軍に謁見を允され且江戶坂本町に屋敷を賜ふ元祿四年大坂に吳服店兩替店を開く又　禁裏御所御掛屋御用を勤め每年竹筒形錫白瓶を獻上す高利諸子に諭して曰く孤なれは則ち保ち難し協力同心以て家を守るへし云々故に兄弟資產を共にす高利の室中川氏十一男五女を生む性慈仁最も子女の教育に務享保元年嗣子高平父の遺訓を遵守し始めて家法式目家憲を定む而して高利の子家を成し連綿さして今日に至る者曰く

總領家	高利より	十代	從五位	三井八郎右衞門
次男家	高富より	八代	同	三井元之助
三男家	高治より	十代	同	三井源右衞門
四男家	高伴より	十代	同	三井高保
九男家	高久より	八代	正五位	三井八郎次郎
十男家	高春より	八代	從五位	三井三郎助

二　連家

高利養子分家 孝賢之後を襲ふ	孝賢より八代	正七位	三井腹太郎
高利養子分家 高古之後を襲ふ	高古より八代	同	三井守之助

三井養之助 初代従六位

此他尚ほ三連家あり三井武之助 初代従六位
三井得右衛門 初代従七位を以て各其當主とす

右は近時三井家にて編纂三井家奉公履歴と題する一書より抄出する處にして先祖則兵衛高俊松坂に住せし以來御領民となり高俊四男八郎兵衛高利益家聲を興隆海内屈指の豪商となる而して總領家八郎右衛門別家宗十郎則右衛門共松坂本町に在籍常に財政融通の公務を達し士豪長川次郎兵衛長井嘉左衛門小津清左衛門輩の爲御替組と並立て別に三井組と稱し松坂銀札之事を擔當す故を以て代々歴然たる士席に列し五十人扶持乃至四十人扶持を賜り外に御藏米をも賜りたり江戸京坂旅行には長棒駕籠に乘り紀州御用之繪府を用ひ手代に至る迄も江戸參勤京坂往來の節肩衣を着帶刀都て三井一家の旅行には皆御家中とひとしく御勘定所より先觸を發するか故道中人足宿泊の至便は商賈社會には絶へて得られさるの特恩を蒙しなり

一江戸店手代一人つゝは日々江戸御勘定所へ出勤御勝手方の指揮に應し御立用金流通の事共奉務し又御仕着と稱する羽織看板地幕等之反物類は悉く三井呉服店より調達したるなり

一前記奉公履歴に掲くる享保元年定むる處の家法式目は如何なるものか公示せされは知るに由なしと雖も數世能く豪富を維持し今日縉紳貴族に列するに至るも畢竟祖先制定の家法を子孫嚴守遵奉の結果によらさるへからす信嘗て松坂に在て開く處あり江戸店を御店と稱し其召仕ふ處の手代伴頭丁稚小僧に至る幾數百人のものは悉く譜代手代伴頭の子弟眷屬縁類にして年々松坂より丁稚數十人を派出勤番養成せしむ而して年季勤務昇進暖簾分け分家等奬勵の制嚴齊是を以て

譜代恩顧の主家に奉する恰も武家の君主に仕ふるに異ならす一と度主家に見放さるれは身衣食する處なき也（松坂豪富の小津長谷川永井等江戶へ出店之各商皆此法による故に惣して之を御店者と稱す土俗之を榮とし羨望の風あり）又主人は本支之法制あつて決て財產を自由する事不能家族夫々定額金ありもし負債すれは三度迄は店より辨償し其上負債すれは遂に隱居退身せしめらるる故に松坂の宗十郎則右衛門の如き隨分質素を守り嘗て松坂町年寄勤務せしも他の同僚と体裁變りたる事なし併し子孫は幾人あるとも更に頓着せす却て幼兒多數あれは店方より夫々定金の支給を得るか爲め經費餘裕あるを觀喜すと又則右衛門書を能くし常に筆硯を愛すと雖も定額金餘す處なきを以て購入意に適せす依て習書の手本乃至染筆の依托に應し其報酬を得るをたのしめりと聞き奇異の事と一笑に付したる事あり

一前記の如く士席に列と雖も歸家の時は兩刀を帶するを許さす一刀に限るの家法と云ふ嘉永の比の則兵衛は頻りに武家を羨望し數代御用勤たる廉を申立竟に御書院院番格を賜りたるに家則に依り舊宅に住する不能別宅隱居とし住居內仕切をなし門戶を別に設け出入せしと也宗十郎父篤次郎小十人格被命し時も右則兵衛の例に倣ひたりと云家憲嚴肅の一班を見るに足るへし

一本家八郎右衛門籍は松坂にありたれとも多年京都へ寄留の爲め儘本末の談に至り或は京都を本家也と云ありされ共全く京都は出稼の名儀にて維新後に至り西京へ送籍したるなり爾後松坂は宗十郎則右衛門の兩家のみとなりたり

一慶應四戊辰年五六月之比江戶駿河町の店類燒す時に幕府瓦解し政令紊亂惡漢暴徒所在に横行し該燒失跡の金庫（穴藏なり）を發き方に掠奪なさんとする際手代佐兵衛なるもの跣足走り來て急を告く

時の御勘定組頭山縣米太郎は屬僚初人足五十名を急發し五六日間救護警戒遂に其難を遁れしめたり三井家に遇する因緣豈に輕々ならさらんや

一夫武門の世に在ては國事に關せす兵役に與からさるは唯商賈のみ故に商賈は四民の最下に立ち單に町人風情と侮視せらるゝも自から甘んして巧言令色練磨の秘訣能く華主を繰り唯自利壟斷に汲々して世變治亂は馬耳風に置き而かも盛衰常なく能く百年の富を有つ者なきは商賈の通体なり然るに此町人風情の鼻下より起りて垂三百年の久しき世々數拾百万の富を重ね太平無事の治化に浴しつゝ三都の繁榮に乘して商權を操縱し身汗馬の寸勞なく又砲雲彈雨の危を不知唯金力と時機とにより以て長足一躍閥族位爵尊榮の光を輝す事抑所故ある哉夫れ三井家か維新の變動に處するや慶應三年十二月幕府極衰の機運に投し鋭敏宗枝の闔産を震て兵馬倥偬の軍資を調達能く艱難に當て馳驅黽勉換言すれは維新偉業財政の暢塞は一時三井一家の伎倆に歸したるものゝ如く爾來政府財政の繰縦には毎に竊に提携の地位に立て暗に天下の經濟を擅梅せし事記して奉公履歴にあり其詳かなるは爰に贅するの必用なしと雖も聊大畧の概目を擧れは維新前後の獻金軍資調達金金札發行の困難等を除くの外

一明治七年十一月大藏省の命に應し官金の出納を取扱へる官廳四十五ヶ所なり

一同九年七月私立銀行創設從來三井組に委托されたる官金出納の事務を引受けたる官廳六十ヶ所なり

一同年より現今に至る年間中官金出納事務取扱ひたる官廳及ひ國庫金取扱ふ處五百十一ヶ所とす

一明治五年より同廿八年迄貳拾四年間に天下の公益義務賑恤救護等に宗枝一族より献金義捐寄附惠與の項目金額左の如し

教育	救恤	病院
慰勞	道路 修繕 新道	橋梁 水道
消防	慈善	衛生
官衙建築 電信架設	諸建築 博物館公園 商法講習所	築港 偕行社 市區改正
海防	奉迎	祭典
軍事 恤兵慰勞 海軍		

總計金拾九万五千百七拾七圓七拾七錢貳厘也

此他　白米物品馬等若干寄附畧す

夫れ如此宜なり一門悉く位階を辱ふし本宗八郎右衛門は近く華族に列し男爵を賜る而して自家の營業は銀行株式會社物産會社鑛山會社製絲會社吳服店いつれも規摸宏大本支の店員隸屬爲に衣食するもの幾千万人なるを不知地所邸宅田園亦殆と天下に編し元是我松坂の一領民よりして遂に本邦の商王に至る鳴呼盛なる哉

一前記奉行履歴に載する如く八郎兵衛高利は中川清三郎の女を娶れり清三郎は即ち有名なる書家韓天壽の家にて松坂の豪商也三井家へ嫁せしむる時に清三郎は我家も三井抔と縁組すへきに至りしかと慨歎せしと其豪富想ふへし然るに今也天壽の跡零落見る影もなく當戸主たる者は僅に某所の

使丁となり糊口に汲々たるより三井家は兩三年前よりして毎歳一千金つゝを救助し近く清三郎の遠忌ありし時も松坂菩提所來迎寺に於て三井家より盛大の佛事を營みたりと追遠の美德とすかは三井家也と人皆賞賛せしよし松坂の星合政輔語れり

川村瑞軒

川村瑞軒は伊勢國慥柄より一里東宮邑の產也今に川村竹右衛門と言て鄉士なり（荏士無帛老人勢遊の時其家に寓すと以上明良遺跡に載）す一說に曰く父は田丸の士勢州に住し耕作して瑞軒を生む瑞軒通稱を十右衛門と稱し常に人の傭夫となる然れとも資性宏達才智倫なし機に投して敏捷事に處する非凡遂に富巨万を累ね家道大に振ひ名聲一時に揚る削髮して瑞軒と號す嘗て命を　幕府に受けて大坂安治川を治し又攝州の諸川を理すと云ふ野史に曰く瑞軒後　幕府の召に應して廩米百五十苞を賜り後ち髮を蓄へて更に平太夫と稱し元祿十三年六月十六日歿す年八十三子孫世々　幕府に仕ふと又武林隱見錄瑞軒の事蹟を記する頗る詳也今其全文を左に揭く然るに年代を欠き何比の人とも記さす

武林隱見錄文中に閣老稻葉美濃守小田原の城主の事及ひ水野監物忠善岡崎の城主との事あり按に小田原は寬永九年より稻葉丹後守正勝之を領し同美濃守正則同丹後守正通まて襲き貞享三年正月に至て大久保加賀守忠朝に轉す美濃守は万治元年閏十二月閣老となり天和元年十二月八日職を止む又水野監物忠善の岡崎を領せしは正保二年よりの事也且酉の年の大火事とあるは明曆三酉年の事たる知るへし記して年代參考の便に資す彼是對照すれは瑞軒は明曆万治寬文比の人と判せらる死歿年齒等

は詳かならさるなり

川村瑞軒成立附木曾山へ行材木を賣分限に成りし事

川村瑞軒元は車力十右衛門とて常に車力をして渡世とす然れともさして仕出たることもなしいつも貧窮に暮し元より此十右衛門は其心あく迄廣く才智人に越たる者なりしか心の内に思ふ樣はかやうにうつ〳〵として年月を送りてもせんなし上方筋へも行て身の安否をも極めんと思ひて諸道具も賣拂漸々二三步の金子を持ち上方へ登りけり小田原の宿に一宿せしに一人の老翁是も同しく相宿せり件の老人十右衛門に向ひて申樣貴殿何の用にて何地へ行るゝそと問けれは十右衛門答て某江戶に於てもはか〳〵敷からされは上方邊へ行て一勵して見んと思ひ夫れ故登り候と申されけれは老人笑ふて云やうは今繁花なる江戶を捨て上方へ行しとて何之益かあらん其上貴殿の人相を見るに大きに家業を起すへき人なり是よりひらに江戶へ立歸りて一勵みして見給へと達て諫めけれは十右衛門實にもと納得して江戶へ歸りける品川を通りけるに折ふし七月盆過きの事なれは瓜や茄子夥しく磯端へ流れ寄しを不圖思ひ出して其廻りの乞食共を賴み取り揚けさせ持て歸りゆかりの所へ行古桶を二つ才覺して右の瓜茄子を鹽漬にして引かつき每日普請小屋の邊へ行て賣しに大勢の日雇共晝食の菜にせんとて我ましに調ける夫より瓜茄子を調へ段々商ひけるに元より發明なるものなりけれは御普請方役人へ取入り御普請の場の昇(ノボリ)を貰ひけれは每日大勢の日雇を連て請取場へ出て精を出しけれは餘程の金設けをして夫より下た町の能き場所に表店をかり手代なとを差置大屋幷近邊の者をも呼て振廻をし家の普請隨分奇麗に拵へけれは近所の者も餘程の仕込み有

る商人ならんと思ひける然れ共多からぬ金子なれは普請振廻何かの入用に大方遣ひ切けれとも百貫目も持たる顏色にて追付何の商賣をせんなとゝ言て居たりける然る所に此もの運を開くへき時節到來にや有けん酉の年の大火事にて江戸中大かた燒き自分居宅も同しく燒失しけれ共夫にもとんちやくせす未た燒も鎭らさる内に木曾山を考て急きぬ手金は僅か拾兩にも足らぬ程にて有しとかや夜を日に繼て急き程なく木曾に着きけれは問屋の門に到り見たりしに問屋の子供表へ出て遊ひ居けるに懷より小判三兩取出し小刀にて穴をあけ紙よりに通しもち遊ひのから〳〵にして件の子供にあたへ扨案内を乞て内に入村木調へに來る由を言金子は跡より手代持參すへし先其内直段を極め調へ可置と申けれは亭主も前の子供への手際を見て肝を潰し殊の外の分限ものと思ひ夫より村木場へ同道し段々直段を極め有合の村木をは大方不殘買上け一々黒印を打たせ彼是する内に江戸にてはは小屋掛圍ひ等段々初り其上村木屋にたくわへ置たる分も燒失しけれは江戸中村木の直段高直なりたる事夥し依之村木屋共我かちに木曾山に來り買ひ求んとするに先達て十右衞門買置たる事なれは外へ賣へき村木なし依之皆々十右衞門方へ手寄りて又賣にしける故へ夥しき利分を取て賣渡し則ち其金子を以て問屋の方を仕切如此して見るか内に數千兩の分限と成りて江戸へ歸りけり

瑞軒所々の普請に懸り幷頓智の働きもある事

斯くて江戸へ歸り家居も廣く拵へ手代召仕も多く指置き夫より所々の普請を請負ふに元より才智あるものなりけれは　公儀の普請方役人は申すに不及屋敷〳〵之役人へも悉く取り入りしかは外

の請負を願はぬものも來て相談す依之請負相手となりて願ひを濟しけれは右のもの共よりも賄ひ禮金を取り又は乘合にして利德を取かやうにあまねく懸り合けれは次第に分限に成りぬ後には剃髮して川村瑞軒と改めけり此者御老中若年寄衆を初として惣しての御役人方へ取入らすといふ事なく然るにいかなる故にや稻葉美濃守に計り取入りかたくして居たりしに一つ思案を廻らし其頃美濃守は小田原領分なりしか則領內に長興山と云ふ寺あり美濃守尤歸依なりけれは同しく是に歸依して則ち唐金にて拵へたる蓮の手水鉢を寄進したり美濃守是を聞て奇特なるものと思われ心の和らきたる時節を見て則ち緣を求めて取り入ると也かくて上下の役人衆に最屓に思はれし間何れの御普請にも請負工夫を以て安札を入て其なす所早くして能事すみけれは間違たる事もなく日々金銀を儲け分限者となりけるとなり

或時增上寺の釣鐘上のくさり切れて地へ落たりしを元の如くに釣上るに夥しく人夫も入り彼是六ケ敷けれは所詮入札にて仰付られんとて町中へ御觸ありしに人々の存寄は先つ足代を組立てそれへ人夫を大勢寄引揚んに大きなる鐘を上るには夥敷大勢入事なれは足代も大體丈夫にせては叶ふへからす然らは其足代を組立る物入餘程の事やとて其了簡にて皆々入札せしに瑞軒斗り半分にも足らさる安札なりしかは則被　仰付ける世間皆瑞軒はあわぬ入札なして損をすへしと思ひ又いかなる仕方にやと思ひしに瑞軒は人夫二三十人計り引つれ來り先增上寺近邊の米屋共へ申遣しけるは米を澤山に調へ可申候間直段を極めて增上寺鐘堂の前へ持來るへしとふれける故我も〳〵と持來るを鐘の廻りへならへさせ其上へ鐘を上け又は俵の上へ段々並へさせ又二俵目の上へ鐘をの

せ又其上へ俵を並へ如此段々俵の上へ鐘をのせさせ程よく時分龍頭を釣らせ仕廻ふて扨右調へたる米屋共へ觸を廻し先刻調へたる米を一升安にして拂ひ可申候間取に來るへしと云けれは我も〳〵と來りて米を取て歸りける譏の直段違の損計りにて手間も入らす足代を拵へす二時三時の内に元の如くに釣上けたりしとなり又或時增上寺本堂の棟瓦少々破れ落たる事ありしに是も町人の札入被　仰付しに皆々了簡に瓦立譏の事人夫も多くは入らね共是又足代の組立の手間彼是を積りて入札をせしに瑞軒は三分一にもなき入札にて落しけりいかゝなる仕方に有らんと人々思ひしに折ふし春の比にて東風の吹時節を考へて大きなる鳳巾を作り本堂の前にて上させける此鳳巾はるかに上りて本堂の棟の上をまたきたるを見て能き頃にくるはせ落しけれは鳳巾

忠義私云源頼義公奥州前九年の合戰に鳳巾は置目の四郎と言者作り初し火器なり平岩親吉公の三河後風土記に見ゆ但し當時鳳巾を落す事紙にて猿と云物を拵へ手元より放せは糸を傳へ上りて糸めを〆る故鳳巾落ることなり瑞軒も是を用ひて落したる歟

本堂の後へ落して末は堂の前にありけるを後口の方より糸を段々にくらせけれは最早糸の盡たる時少々ふとき糸を繼てくらせ其糸盡たる時又前より餘程ふとき糸を繼き次第に繼く度々に糸を漸々ふとくせしかは後にはつるへ繩ほとにして夫より一きわふとき繩を二筋結ひ付たり此二筋の大綱二筋共に本堂の屋子一はいにまたきたる時前後四所に杭をしつかと打能程に勾配を付て此綱を引はり是をおや階子にして階子の子をいくつも拵へ下より結ひ付段々上りて結ひ付〳〵しける程に終に上迄階子出來たり如此して纔二三人に瓦を持せて上り瓦を取かへけるとなり

瑞軒大度の器量ある事

附在官に預る事

瑞軒は大小も御免にて所々の普請御用相勤め男女の召仕餘多にて大きなる住居をし何不足なき身となり又然るに毎朝早く起て杖を突て表へ出古草鞋沓草履なとあれは杖の先へ引懸手前の坪の内へ投込けり何にするといへは壁のすさに切らせしと也かくいかやうに成りても捨りて國土の費になる事を嫌しと也又何國の町人にても何んそ請負大分の金を取しと云沙汰を聞ては大きに悦ひ酒肴をとゝのへ客を呼ひ家内の者にも振廻ていわひけるなにとて人の金を設けしにかやうにして祝ふそと各不審し尋れは瑞軒答てされは　公儀の御藏に有又諸大名の藏にある金は誠にうつもれてある金なり町人に出れは夫々の請合たる下の職人日雇彼是世上へ散る處多し如此世上に有金共廻りて我方へも來るへし今日我か悦ひたる金も酒屋又肴屋等の手に渡れは我にあると何そ撰はんやと云しとなり或時瑞軒御役人衆へ座興にしけるは某も段々御普請御用被　仰付數年相勤候ちと御褒美に任官被　仰付可被下事成と申けれは奉行衆各被笑けるか被申けるは成程任官申付へし兵部卿となへ申すへし去なから文字書く事は無用たるへしかなにて書へしとありしかは瑞軒有難しとて歸りける夫よりして兵部卿瑞軒と世上にて唱へしとなりかなにてひやうふきやうと書て讀ときは日雇奉行とよめり誠に瑞軒相應の任官なりしとかや

瑞軒三州岡崎の橋を材木通す方便の事

何方の御普請にてか有けん瑞軒請負にてありしか三州岡崎の橋を材木を引事有しに領主水野監物

忠善聞て瑞軒めか御用を權にしても中々此橋を引する事は叶ふまし假り橋を懸けて村木を引へしとなり瑞軒是に難儀して天下一の大橋と云殊に村木を引事なれは大ていの丈夫本橋同前になくては不叶然れは其村木普請の物入日數も多く懸る事なれは旁以迷惑し樣々緣を求め訴訟すれとも元より片意地の領主なれは中々承引なし瑞軒樣々思案して能き乘馬を二三疋高直にて求め馬取りも功者をゑらみ付置毎日川へ出し四足をさせけるに監物通り懸に見付られ元より勝れて馬數寄なりけれは日に付誰か馬と尋ねられしに川村瑞軒馬なりと答へけるしきりに懇望に思はれけれは其後人を遣し此馬拂候事は成ましきやと尋られけれは領主の御用と候はゝ代物には不及差上可申由也監物被聞それにては氣の毒なり拂ひ馬ならは調へ申度と達て被申けれは然らはとて調へたる直段とは遙下直にして賣りけるとなり監物頓て此馬を試みられしに乘かん共に甚心に叶ひけれは大きに悅ひ夫より心も和きたるを見すまし樣々手入して願ひけれは何事なく本橋をゆるされて木村を通せしと也

瑞軒上京幷堺屋方へ請待の事
附 御家人と成る事

或時御普請御用に付瑞軒久敷京都に逗留せしことありしに十二三歲計りなる小童來て申けるは某は當地に罷在候堺屋何某と申者の悴にて御座候親にて候者申付候は江戶より川村瑞軒老と申方御普請御用にて當地に逗留候を萬事御功者なる方にて候へは何かに付御咄しをも承り御指南をも請可申由申付候間推參仕て候是より後は御逗留の内は數度參り御差引を受け可申と慇懃に述へけれ

は瑞軒扨は京都に於ても我れにしたしみを求る志有と歡ひて子供の事にてはありおしこなして挨拶しけるに夫より後數度來りて咄しける或時又來りて申樣親申越候はいつの幾日御隙に御座候はゝ茅屋へ御來駕奉待の由申越候とありければ瑞軒聞て成程忝候參るへくと返事して歸し又其後約束の日になりければ頓て支度して行しとなり程なく堺屋か屋敷の近所になりしに道の掃除をし水なと打きらひやかなる氣色なれは瑞軒もさらてもなき所ならんと押こなして行きたるに相違して氣味わるく覺へける頓て門前に至りければ手代大勢走り出て左右に下座して敬ひける夫より書院へ通りたるに其普請のていねゐきらひやかさすかの瑞軒も案に相違して居たるに茶烟草抔出し暫して勝手の方より上下の鳴音しきりなれは是そ堺の亭主ならんと膝立直し待居たる所に年の比四十余りの勿體らしき人品の男來りて時宜を演るに瑞軒は前に見こなしたると違ひ慇懃に挨拶すれは彼者申は某は堺の手代何の何某と名乘り追付主人罷出可申候緩々と御休足被成候へと申て立ぬ瑞軒思の外なる事と思ひて居たるに暫くして又廊上下の音しきりなれは此度のこそ亭主ならんと思ひ待居たりしに前よりは一きわ人品も勿體らしき男來たりて挨拶す瑞軒も亭主の積りに挨拶すれは彼もの某は堺屋の手代何某と云て初めの如くの口上にて勝手へ立ぬ瑞軒もかやうに數度氣を呑れはうせんとして居たる所に上の間の方より人音多く間の襖を明け誠の堺屋黑ちりめんの羽織にて袴も着せす紫竹の杖を突紫の頭巾にてかしこへ來り瑞軒能くこそ參られ過分にてこそ候へ老人の事にて候へは無禮御ゆるし給るへし逗留中用事も候はゝ承るへし緩々と咄し申度候へとも老人故退屈せり悴手代共御酒にても進し申へし夫にてゆる〳〵と休息し歸らるへしと大躰の挨拶に

瑞軒も大きに威を呑れ思はす慇懃にせしとなり堺屋は右言捨て勝手へ入しかは跡にて悴手代共出て様々の饗應にて夫より瑞軒は暇乞して歸りける一生の間かやうにめてを取し事はなかりしとかや夫より京都の御用も仕廻江戸へ歸り次第に分限になり數萬兩の御用金を差上終に被　召出御旗本の列になりて其子孫今に於て存せり

松坂の人星合政輔に瑞軒の事を糺したるに瑞軒は度會郡東宮村の人たる事は確説なり三重縣德行錄中亦同人の傳記ありと語る

大畑才藏
勝善

大畑才藏勝善　（此項以下原本になし一本による）

家譜を按に才藏は熊野湯川民部少輔直光の末葉にて祖先次郎右衛門天文二年巳二月生地石見守熊野より伊都郡學文路村へ移住之際共に隨て茂原に居住姓を大畑と改め生地家の爲に應牲川氏と戰て軍功を顯し元龜二年未二月廿一日七十八歲にて病死其子惣右衛門信家弘治三丁巳年五月廿一日父之家督相續慶長年中關ヶ原御陣に生地新左衛門に從ひ悴次郎大夫を引連れ出陣之處新左衛門次郎大夫共に討死爾來浪人にて在所に居住慶長十二未年八月八日七拾六歲にて病死三代與兵衛信貫は淺野家より庄屋役被申付寬永五辰年退役正保二酉年正月廿四日八拾八歲にて死去四代與三左衛門本光元和御入國後寬永五辰年二月庄屋役被申付寬文四年六月願之上退役元祿三午年七月十七日七十一歲にて病死す

一才藏勝善は次郎右衛門五代之孫にして常に地方の公務に勤勞明吏大嶋伴六等之知遇を得て大に用

られ有名なる小田井開鑿を初紀勢土功の大小皆其手に成らさるなく國家に盡せる勳勞偉蹟尠から
すして實に不朽の公益を万世に遺せり今家藏の由緒書に因て其大略を抄述す

才藏由緒書

一寛文四甲辰年六月庄屋役被　仰付郡方御用をも兼相勤候

一元祿九子年三月廿五日於會所田代七右衛門殿申渡にて左之通被　仰付

其方儀在所に罷在御用有之節は罷出可申候其節出扶持三人扶持年々銀拾枚宛被下筈

同人自記の日記を按するに地方手代に給る御扶持方にて御抱被下由彌惣兵衛殿被御聞候得共
何時にても御用之節は出可申候間在所に御達被下候様にと御願申上候と記載あれは願により
本記の如く申渡したるならん若山等に住居羈傳せらるゝを厭ひしものか

一同年四月廿九日より六月十六日まて田代七右衛門殿兩熊野へ御越に付附添參る

一同十丑年六月十八日定三人扶持被成下御勘定人並被　仰付

御用出日には四人扶持人足銀貳匁傳馬壹疋御用は勿論在所休足上下にも被下候筈

一同年七月朔日越前內藏頭樣御領內丹生郡之內見分御用被　仰付出立往來五十七日にて若山へ罷歸

此時若黨鑓持召連る

按に內藏頭樣とは　深覺公（頼職公）御事にて御庶子中主稅頭君（有德公御事）と共に　常憲公御成之節新
地三萬石つゝ越前にて御拜領也此時山口御代官神野與一兵衛尙信も越前へ出發す才藏は專ら
土地驗查に任したる如し見分復命書は郡制之部第八卷に記載す

一同年九月廿九日出立勢州一志郡新井筋水盛三領在々見分御用に罷越日數五十三日にて相濟罷歸る
一元祿十四巳年八月十四日より極月十五日迄伊勢山原新田出來幷上仁梯新道往還見分其外三領在々共見分御用に罷越日數百十日にて罷歸る
一同十五年午年十一月廿三日常扶持二人扶持御加增被　仰付
一寶永三丙戌年十一月十三日左之通被　仰付
御勘定人並　大畑才藏
地方幷御普請筋之儀精出し相勤候に付新田場被下置候奉行共致吟味とらせ候樣にと被　仰出候
但四五石程之新田場被下候筈
同日會所にて大嶋伴六殿淡輪新兵衞殿宮地幸右衞門殿申聞被成候は何方にても皆々所にて御普請申付等に候被達　御耳被下置候儀難有可奉行存との儀に御座候
一寶永五子年十月三日添奉行寒川彌五大夫殿より
一筆申入候然者前方申渡し候御自分へ被下置候新田之內へ此度伊都郡禿村領河東にて出來之新畠一町二反餘之所先つ相渡し候郡奉行中へ申渡し候間請取作毛仕付可被申候檢地之儀は追て被仰付候筈候恐々謹言
一同七寅年十月七日木村岡右衞門殿被仰渡
其方へ被下置候新畑之儀前方禿村領にて壹町貳反余被下置候殘り此度神のゝ村にて出來新畠之內五反分被下置候請取可申候

一正德五未年三月當年七拾四歲に罷成御用勤兼候間御免被下候　書出す

一同年五月十九日添奉行山下勘太郎殿被仰渡

　願之通在方御用　御免精出し相勤候者故只今迄之五人扶持其儘被下置候御合力銀拾枚は上る

一享保五子年九月廿四日七拾九歲にて病死

　以下才藏尹政儀左衞門善武兵吉矩稔幸之右衞門春房之數代相續代々鄉役方役人に被申付幸之右衞門は鄉役御普請手代御切米八石に成り其子才藏春隆相續同手代御切米七石貳人扶持に成り松坂領詰御用地先にて不調法之品有之文化十四丑年二月御切米御扶持方被召上蟄居に候處天保三辰年四月十八日病死す同六未年九月

　浚明院樣五十回御忌御法事之御赦して塞印御免になる子孫は今尙學文路(カムロ)村に連綿たり

按に才藏勝善は元祿寶永間に於て伊都郡小田藤崎の兩堰を開鑿續て紀勢封内大小の水利を起し荒廢を拓墾新道を疏通民利公益を企圖着々奏功擧て數ふへからす（事は郡制の部歷世郡治大概及び大畑才藏舊記に詳也爰に略す）才藏當時自記の日記實地測量書工事目論見書在々巡檢記民治意見書旱水救濟法地方の雜記等實に饒多なり之を才藏記と唱へ司農府の模範書とし永く採用せられたりと子孫兵吉矩稔代にも官より種々質問調查等ありて提出之書類尠からす依て家には僅に其殘余を遺存すといへり信便宜を得て該遺書數十卷を閱覽するに固より欠卷不連續且つ筆蹟老練一種の書僻をなし或は草稿抹殺將た蠹蝕殆と讀下しかたきものあり然れとも元祿の舊記古色趣味を存し才藏當時苦心勉勵の情歷々睫前に溢る如之國家の民治に汲々たりし跡及ひ郡政程度の如何等亦併て煥發を得實に不可缺の一地方誌と謂つへし故に採用節略大畑才藏舊記を題し三卷を編して本史郡制の部に揭けたり抑小田井藤崎兩堰の如きは紀勢郡中無比の大疏水にして洋々十數里に迤り數万石の田圃に灌漑す伊都那賀兩郡の万民二百年後の今日に至るも誰か其澤に浴せさるものあらんや兩水利の有名なるは人能く之を知る然れとも何人か之を開鑿し何人に如斯國益大利を與へられしや空々寂々口碑たにも傳へられさるは一疑問也紀伊國續風土記に兩堰の記ありといへとも唯署載に止り又才藏の事を詳にせす僅に紀伊國奇人傳に左の記あり

大畑才藏　伊都郡學文路村

寛文四年辰六月十八歳にて（信按に享保九子年九月七十九歳にて死去とあれは寛文四年には三十五歳也本記恐誤）學文路村庄屋役被　仰付延寶の比より大庄屋杖突を勤む貞享三年子三月學文路村有岡にて新田場所頂戴元祿九年子三月廿五日御召出有之其方儀在所に罷在御用有之節は罷出可申尤常五人扶持年々銀拾枚つゝ被下之且又越前國内藏頭様御領分丹生郡之内見分御用被　仰付是迄之内小田井藤崎井出來勢州上(仕)〔キノマヽ〕柿村新道出來上原新田出來一志郡新井出來寶永三年戌十一月學文路村福塚尻にて新畑場所被下之神野々村領川端にて新畑場所以上三ヶ所にて都合五町余の新田畑地頂戴且又あらはす所才藏記其外積り事の書多し御國表御評定所の規矩とす末代不易の記錄成との事也

記事概略といへとも頗る才藏を知るものゝ記といふへし此他に才藏の事を記するもの絶へて見る處なし夫れ苟も小田藤崎の兩堰水を一見するもの如何か懐古の感を起すへきか紀の川を引て遠く山腹に登せ波瀾起伏之麓岳に廻らし大岩巨石を碎き絶壁懸崖を障へ峻谷空溪に渉り迂廻百折蜿蜒長蛇の如く以て綿々混々の巨流をなせり此土工をして今日に在らしめは固より易々たるへしといへとも元祿寶永の昔工藝技術の學科等夢にも知らす豈專問學理の術書あらんや又奇巧精妙の器具絶無は無論也唯天資の器能と多年經驗の練熟と誠意丹心の勤勉以て不思議の學理に投合自然之範規を自悟自得遂に着々奏功したるものか聞か如きは才藏水利實測之時は夜陰に提灯を前路に掲け照準となしつゝ測量を遂けたりと其迂拙吃驚の外なき如く他の方策術計器械万端も亦之に准したる陋劣を極めし事必せり而して其結果は万世不可掩の大業偉勳を奏し千載無窮の國利民福を赫々

今日に遺す之を學術精妙器械万全の近時に比すれは難易の懸隔雲壤啻ならすして功は却て數倍すといふも過言にあらす才藏身里正に出漸く地方賤吏に擧られんとするも辭して就かす後僅に士席に准するを得るも世臣となるを不得而も得々自安倨傴黽勉五十二年齡七旬を超へて毫も倦怠せす功名利達は己れ知らさる者の如し眞に万人傑といはさるを得んや然るを功名永く湮沒又勳績を勒石以て後世に傳ふるの文なし怪哉

田中善吉

田中善吉は有田郡箕嶋村の人元祿七年生る資性淳厚世々農を業とし傍各地に航行し兼て商を營み就中種藝に心を傾興産の志最も厚りしかは官命を奉し九州に航し甘蔗苗櫨樹苗を要め携へ歸て試植培栽刻苦精勵之を國中に勸奬誘導遂に一大産物を開發す近時和歌山縣農事調査書に其功績を記して曰元文元年藩廳は田中善吉に命を下し九州に航し甘蔗苗を要めしむ善吉命を奉し直に同地に航せしか到る處櫨樹を培栽し其收利多きを見聞し以爲く此地我紀州と氣候大差なし之を移植せは必す能く繁茂し我國産を增殖する事疑なしと因て薩摩に於て良種若干を選擇し携へ歸て村内字赤岩の地に試植し刻苦培栽敢て怠らさりしに樹々年を追て繁茂子實を結ふ事亦多かりけれは且搾り且晒し其品質を檢するに頗る善良にして能く我地に適するを確認し益繁植以て大に國産を開發せん事を企圖し狀を具し藩主に請ふ所ありしに大に嘉納せられ延享二丑年以來村内産出する所の櫨實或は苗木を國中各所に配付し自から東西に奔走其勞苦を厭はす加之栽培及製臘の法を傳へ毫も吝む處なく勸奬懇切至らさる所なかりしも人或は其利益なきと疑ひ强抗相拒み敢て栽殖を欲せさるのみ

ならす或は障害を試み窃りに其蕃植を妨けし者ありしも善吉毫も怒らす愈々懇切に誘導を事とし一日も懈る處無かりけれは數年の後皆善吉の懇諭に服し漸く栽培を試みるに至り初て善吉の素望を達すへき端緒を開くに至れり

該樹は山岸水畔林麓堤坡所として適せさるの地なく磽确磽礫の地と雖も尙能く繁茂し又接木栽培容易にして收利の多き他樹の能く及ふ處に非れは前日の迷夢一朝に飛散し各地爭ふて栽培に從事する事と成たれは忽ち國内に普及し千百の村落櫨樹を見さるの地なきに至製臘者又各地に興り國益大に開くるに至て善吉の素望全く成れり爾來其栽製の業を開かんと欲する者は先つ願書を善吉の手許に致し同人の副申に依て藩廳之か許否を爲せしと蓋し善吉の功を重んしたるに依ると云ふ

善吉明和四年壽を以て終る享年七十有三后年皆同人の功德を追慕し地人相謀て安永八年有田郡藤並村大　神社境内に祠宇を建て又箕嶋村筑地神社に其靈を合祀し共に田中神社と稱へて今尙歲時禋禮し以て報本の意を表せりといふ又子孫相繼て能く善吉の遺志を絕たす常に殖産に意を傾け怠る事なしとそ明治十七年十月政府善吉の功績を追賞し其裔田中善之助に金五拾圓を賞賜し閭門に表彰せらる人皆之を榮とせりと云ふ

按に本記重きを櫨樹に置きて甘蔗の結果に及はす然れ共寛保三年七月初て白砂糖を製出し幕府へ獻せらる未た和製に類なく殊に珍させられて　日光廟へも進獻あらせられ爾來恒例となりし由　大慧公の記に載する如くなれは善吉該苗を携へ來て同しく移植繁殖を謀り且つ製し初黑砂糖を製出尙練磨構究遂に八年の後白砂糖を製出に至りしならん又櫨樹の事は　香巖公最奬勵兼地河堤皆櫨を植ゆるの事を令し給ふ事は郡制歷世郡治大概に詳なり

南紀徳川史巻之六十五

俊傑傳第二

栖原角兵衛茂俊

栖原角兵衛茂俊

栖原家の祖先は實に八幡太郎源義家公に出つ公十五代の孫小紫掃部介信弘世々攝津國川部郡北村郷を領す故を以て北村を氏とせしか信弘の子に信茂なる者あり天文五年台徒京を焚くの變あり信茂年尚幼なり亂を避けて紀伊高野山に隱遁す亂熄に迨んて出てゝ同國有田郡吉川村に住し農に歸す信茂の孫茂俊に至り轉して同郡栖原村に住し角兵衛と稱す是より累世栖原を以て氏となし角兵衛を以て通稱とす實に元和五年なり

一初代茂俊（通稱角兵衛） 茂俊氣宇濶大にして小事に拘々せす中年漁業の利夐に耘耕に卓絶するを覺り奮起身を以て此業に從はん事を期し元和の末親ら船舶を艤し房總の沿岸より奥州萩の濱に至り地の漁業に可なるへき處を相し以て其業を試む最後上總天羽郡萩生村の好漁場と爲すに足るへきを看破し家を擧けて移り住し近郡一圓を開拓し以て住すへく以て漁すへき一大良區を創開せり現時尚ほ其遺跡を存し今日漁業の盛あらしめたる所以は實に栖原家の惠に外ならすと嘖々其德を稱して已ますと云ふ

一第二代俊興（通稱角兵衛） 父の業を繼き盛に漁網の業に從ひ元祿の初年本業の旁ら支店を江戸鐵砲洲本湊

町に設け薪炭及ひ材木の問屋を開く同十三年深川沮洳の地を埋め木材の置場を設く今時深川の木場町支店の所在地即ち是なり而して上總の漁業亦大に旺盛に赴けり

一第三代角兵衛名は茂延○正徳年間に及ひ上總沿海の住民漸々增加し且つ繼續の方法も確定せしを以て彼の其事業を擧けて之を其住民に授與し同國を去り專ら江戶支店の木炭材木營業に從事す尋て寶曆年間支店を陸奥國南部大畑に設け其近傍の山林を伐採し之を江戶大坂に輸送販賣し後天明三年に至り之を廢すと雖も東奥未開の地交通の便を缺き山林の利特に土民薪炭の用に供するのみ未た曾て他邦に輸送するの途あらさりしを茂延に依りて南部地方幾多の利益を得且江戶大坂に木材供給の新源を開きたり

一第四代角兵衛名は茂村○茂村能く前代の遺業を遵守し敢て興廢する所なし

一第五代茂勝資性豪邁度量深宏父祖の曾て漁網の業に從事し中途其業を轉せしを以て之を復興擴張するの志あり蝦夷の國四方皆海天然の好漁塲なるへきを察し明和二年蹶起して蝦夷に至り先支店を福山小松前町（松前氏の治所）に設け漁業の旁ら彼地の物產を交換し之を內地に運輸し漸次販賣運轉す其鄉里の村名栖原を屋號とし盛に此業に從事せり且つ雇人橋本三郎兵衛を支店支配人と爲し店務を管理せしめ漁業に從事せしか後三郎兵衛をして栖原姓を冐さしめ假りに養子相續となせり蓋し當時松前の藩規に封內に定住する土着入籍の人民に非されは漁業を營む事を得さるを以てなり而して茂勝は江戶松前の間を往來して業務を總管す是れ實に蝦夷に於ける漁業開發の率先者にして遂に蝦夷松前の漁利をして天下に冠たらしむる基礎を作るに到ると云ふも決して一家の私言に非ら

さるなり

一第六代角兵衞名は茂則○天明六年松前藩より天鹽一圓今の天鹽國天賣燒尻二島の漁業受負を命せらる同七年留萌苦前今の天鹽國留萌郡苦前郡西漁場全部の受負を命せらる○寛政元年雇人井原忠三郎を以て三郎兵衞に代り支配人と爲す○同年松前藩士蠣崎藏人より十勝の漁場を受負ひたりしか後寛政三年に至り之を返納す○寛政五年雇人栖原彦兵衞を以て忠三郎に代り支配人と爲す○寛政年間幕府より蝦夷地に送運方を命せらる蓋し蝦夷地の物産を運搬し内地物品を輸送するに在り之を蝦夷地送運の始と爲す

一第七代角兵衞名は信義○文化二年雇人北村半助を以て彦兵衞に代り支配人と爲す○同三年松前藩より石狩「トクヒラ」「ハッシャフ」「下ユウバリ」「シマヽツフ」「上ツイシカリ」等の漁業受負を命せらる○同六年北蝦夷地樺太州の漁場を伊達林右衞門及ひ角兵衞の二人に預けらる是れ栖原家に於て北蝦地樺太州へ漁場を開發せし淵源なり○同年松前氏奧州梁川へ移封に依り蝦夷地一圓幕府の直轄となりたりしか從來受負を命せられたる漁場は松前藩時代の如く毫も變換せす○文化十年北隅茂八を以て半助に代り支配人となす○同十二年曩に受負を命せらし石狩「トクヒラ」外四ヶ所の各漁場を返納す○同年根室漁場の受負を伊達林右衞門高田屋嘉兵衞龜屋武兵衞と共に命せらる同十四年之を返上す○文政五年松前氏奧州梁川より舊封に復せられしか漁場受負は總て從前の如く敢て變換する事なし○九年雇人川村六郎兵衞を以て茂八に代り支配人となす○同十年八月厚岸漁場を受負を命せらる後天保三年之を山田屋文右衞門に讓る

一第八代角兵衛名は茂信○天保六年十月雇人田中庄兵衛を以て六郎兵衛に代り支配人となす○同八年雇人長川仲藏を以て庄兵衛に代り支配人となす○同十二年伊達林右衛門及ひ角兵衛の兩名に東蝦夷擇捉振別紗那蘂取の四海場受負を命せらる是栖原家に於て東蝦夷地擇捉嶋へ漁場開發の淵源なり○天保十四年支店を大阪博勞町に設け松前物產問屋を始む（安政年度之を廢す）○弘化四年雇人川村六右衛門を以て仲藏に代り支配人となす○同年松前藩より用達を命せられ六右衛門に賜ふに七人扶持を以てせらる嘉永三年十二月米三百俵を貧民へ賑濟す此賞として紋付上下一具を拜領す○嘉永五年伊達林右衛門と共に「ヤムリシナイ」漁場の受負を命せらる（後文久二年之を返上す）○同年八月十五人扶持を賜り一代町年寄格を仰せ付らる蓋し築城の節金銀を獻上せしを以なり同七年北蝦夷地幕府の直轄となり新に北會所なるものを設置せられ伊達林右衛門と共に其取締を命せらる○同年松前藩より六右衛門を以て一代士籍に列せられ先手組格を命せらる

一第九代角兵衛名は茂壽○安政二年五月松前藩より沖の口收納取扱方を命せらる○同年十二月東西蝦夷地共に幕府の直轄となりしか漁場受負は從前の如く依然として變更する事なし○同三年東蝦夷擇捉賑別紗那蘂取の地方は仙台藩警衛所の管轄となり同藩より改めて用達を命せらる同年五月松前藩より積金取扱方を命せらる○同年九月函館奉行所より六右衛門へ年始其外式日熨斗目着用不苦平日肩衣着用出勤を命せらる○同四年閏五月新錢引替所取扱を命せらる同五年四月御用金假取扱を命せらる○同年支店を江戸日本橋四日市町に設け松前產物問屋を始む（後明治十五年該地電信局御用地となるに際し之を廢す）○同年函館奉行所より北蝦夷地幷擇捉一圓天鹽留萌の漁場を未年より酉年迄繼年受負を命せらる

一當代角兵衛名は寧幹○安政六年二月町方別廉御金取扱方を命せらる○同年八月外國銀錢通用取扱方を命せらる○同年十一月運上所附御金并外國銀錢取扱方を命せらる○同七年三月函館大町海岸築出御金取扱方を命せらる○同年六月銅錢引換所取扱を命せらる○萬延元年天鹽苫前留萌三漁場天賣燒尻二嶋に庄内藩領地と成りしか同年同藩より用達を命せられ勤務中米十五俵賜はる而して漁場受負は從前の如く毫も變換する事なし○文久元年二月雇人小林半六を以て六右衛門に代り支配人となす○同年同月松前藩より役所詰日勤を命せられ半六七人扶持を賜ふ○同二年產物會所御用金取扱方を命せらる○同三年九月北蝦夷地（樺太州）の東西海岸共悉皆幕府御直轄場所となり伊達林右衛門と共に漁業差配を委任せらる○元治元年松前藩主の叙任を賀するか爲め金圓を獻上せしを以て其賞として三幅對軸物并に御紋服一領を賜はる○慶應二年松前藩より半六へ苗字御免一代士籍に列し御先手組格に仰付けらる且つ用達在勤中七人扶持を賜ふ○同三年六月北蝦地受負の名稱を廢し更に出稼を命せらる（同年十二月同地幕府へ御引上となる）○同年十一月半六へ子孫七代帶刀を許され白銀十五枚を賜ふ○同年十二月北蝦夷地「ルウクシナイ」「コモシラ、ヲロ」「エイロウ」より「アイ」迄の漁業出稼を伊達林右衛門共に命せらる○同年松前藩より半六へ勘定奉行格を命せらる尋て辭職す慶應四年二月仙台侯の上京に際し金千兩を獻納す蓋し仙臺侯の領地なる東蝦夷地（千嶋擇捉嶋）の請負を勤むるを以て冥加金として差出たるものなり○明治元年十月賊軍御鎮靜總督清水谷殿函館へ下向の際各漁場の受負及ひ出稼は依然として舊に依り毫も變更なし○同二年十月雇人田中小右衛門を以て半六に代り支配人と爲す○同年舘藩（松前藩の改稱）より用達を命せられ小右衛門へ七人扶持を賜ふ○同

年十月天塩國天塩苫前に郡焼尻島は水戸藩領地となり漁場は同藩へ引上らる○同三年六月松前川原町出火の際玄米十俵を賑濟す其賞として御召紋附羽織を賜はる○同年天塩國留萌郡は山口藩領地となり同藩より漁場受負の名を廢し出稼を命せらる○同四年十二月開拓使廳より天塩國一圓天賣焼尻兩島の漁場持を命せらる○同年同月千島國の内擇捉賑別紗那蘂取四郡に於る漁場持を命せらる○同年二月舘藩民政局より廻船問屋株を賜はる且同藩より年來用途向勵精殊に戊辰以後多端の折柄不一方盡力の廉を以て之を下附するの旨を達せらる○同年三月管内撫恤の爲め賑濟所建設に付取締を命せられ在勤中帯刀差許さる○同年四月賑濟義蓄金取扱方を命せらる○同四年十月開拓使より樺太州楠溪西富内の兩所へ諸品買下し並に賣捌方を命せらる○同年十月民政役所の建築方を命せられしか竣功の上其建築費用合計金千四百五十兩余を獻納したり其賞として松前川原町七番八番の屋敷二ヶ所を賜はる○同五年開拓使廳より北海道產物爲換取扱方並に諸仕入品御用達を命せられ東京大阪貸附會所合併取扱方を命せらる○同年八月樺太州御用達を命せらる○同年十月舊舘藩へ貸附金凡そ一万五千兩余を帳消し之を棄捐す○同六年私財を擲て波止場を福山に築く石甃にして長十四間高一丈余○同年四月廻船問屋頭取を命せらる○同年六月開拓使福山出張所御用達を命せらる○同年七月中教院より講幹仰付けらる○同月私財を擲て福山大松前澗より小松前澗迄の切通砂利浚並に同所海岸石垣の築立をなす○同月舊舘藩の調達金を差出切に爲したる廉を以て其賞として銀盃三組を下賜せらる○同年十二月自費を以て大松前澗より小松前澗迄の工事を爲したる廉を以て其賞として銀盃一組を下賜せらる○同七年六月第十大區下及部村道路修繕の際

修繕用器械を獻納す其代金七十圓余なり○同年八月大松前橋架替の際金百二十一圓を獻納す○同年平田與三右衛門より厚田の漁場を讓受く（同十三年桂吉左衛門に讓る）○同八年二月開拓使廳より樺太州榮濱西消の各漁場引上を命せらる○同年六月公立福山小學校建築の際金千三百圓を獻す○同年八月公立福山小學校出納取扱を命せらる○同年福山病院建築の際金七百圓を獻す○同年支店を大坂南堀江町五丁目に設け北海道物産問屋を始む○同年十一月舊館藩主松前家々事改革に付其出納取締を委托せらる○同年十二月北見國枝幸（エサシ）宗谷禮文（レブン）利尻（リーシリ）の四郡天鹽國一圓天賣燒尻の二嶋の漁場持を免せらる但し拜借地は從前の如く變更せす○同月開拓使樺太支廳用達を免せらる○九年一月開拓使留萠出張所用達を命せらる○同年二月伊達林右衛門と共同にて營業せし千島國擇捉嶋四郡の家屋漁具悉皆を同人より讓受たるを以て其營業は全く一手に歸す○同年三月福山博知石町より出火之際金百五十圓を類燒の窮民に賑恤す○同年五月開拓使廳より詮議の筋あるを以て樺太州の漁場は急に引拂ふへし但米鹽味噌其他の漁具等は官費を以て積歸るへしとの旨を達せらる遂に同年末に到り露西亞に對し千島と交換の條約整ひたるを以て樺太州漁場を抛棄せさる可からさるに至る（此の一項は別に詳說すへし）○同年六月福山分署爲替方を命せらる○同年七月福山松城小學校へ金五十兩を獻納す○同年十一月本願寺より布教用度融通方を囑托せらる○同年十二月北見國枝幸宗谷禮文利尻の四郡天鹽國一圓に於て拜借せし漁場並に昆布場の上地を命せらる○同月千島國擇捉振別紗那蘂取四郡の漁場持を免せらる○同十年二月伊達林右衛門より北見國宗谷枝幸二郡の家屋漁具等を讓受け更に十余ケ所の漁場を拜借す（十八年田中小右衛門へ之を讓渡す）○同年六月千島國擇捉振別紗那蘂取四郡の宅地耕地海産干場等

を拜借す〇同年西洋形帆前商船を新造し之を金剛丸と稱す其噸數百二十九噸なり〇同年十一月英國人ジョンバックストルウイルより帆前船ヲットセイ號を買受て海運丸と改稱す此噸數七十六噸なり〇同十一年二月平野富二より西洋形帆前商船を買入れ之を東雲丸と稱す此噸數百三十八噸なり〇同年六月業務多端に付き福山分署爲替方を辭す尋て之を允許せらる〇同年十一月千島國紗那郡内岡村字チリップ山の硫黃礦を試掘す〇同年十二月第三公立病院世話掛を命せらる〇同十二年伊達林右衛門より天鹽國增毛郡の宅地家屋倉庫海產干場等悉皆を讓受く〇同十二年五月松前福山支店支配人代々士着入籍の舊慣を革めたるを以て同店に屬する財產は總て本人の名義に復し支店支配人栖原小右衛門を(本姓田中)更に總理代人となす是に至て百數十年有名無實の習慣を除去せり〇同年十月千島國擇捉郡丹根萠村「ベルタルベツ」山にて硫礦を試掘す後同十六年之を中止す〇同十三年得撫島の漁業に着手し漁場十四箇所を創開す〇同十四年四月四日開拓使廳より紅白綸紗(縮緬)各一匹を賜はる其賞狀には先代の業を繼き蝦夷及樺太州の漁業に從事し各地に漁場を新開し千嶋國擇捉沿海の道路を修築し天鹽國留萠郡の山道を開鑿し又兩郡舊土人に資金を貸して各自獨立營業の途に就かしめ郡内水に乏きを以て山泉を引て飯用に供し或は舊松前藩士族授產の爲め同志と謀りて桑を植る數萬株且開拓使の旨を奉して西洋形風帆船數艘を新造し東北至難の海路に航し爲めに產物運搬の利ありて海難沈沒の憂なく又久里留諸島交換に當て得撫島海產の利多きを知り私財を擲て實地を査し果して其豫定を誤らす十余箇所の漁場を占定する等奇特の擧掛からす其他福山學校病院波止場新築の費用を出し松前藩負債を棄捐する等已に成規の賞與を經るもの亦多し其篤

志抜群にして將來の龜鑑たる旨を記載せらる○同年九月　車駕北海道へ巡幸の節奇特の聞あるを以て辱けなくも賞狀を賜はり其特行勤儉國に益し衆を救ふ等を嘉納あらせらる○同年是より前北村を以て姓とせし所營業上都合に依り准許を得て家號栖原を以て氏と爲す○同年九月雇人宮井壽兵衛を以て小右衛門に代り支店總理代人と爲す○同十八年栖原小右衛門の雇を解き且つ本姓田中に復歸せしむ○同年始めて自ら東西の各漁場を巡廻し業務を監督指揮するの制を設け春秋二季必す出張之事と規定す爾後每年之を實行し敢て懈怠することなし故に業務整頓し大に改良の緒に就きたる者多し○同二十年四月北海道支店總理代人宮井壽兵衛の雇を解く○同年同月渡島國福山支店を廢し函館支店（大町三番地）を以て北海道に於ける營業の根據となし自ら業務を總轄す此に於て百事大に面目を一新し二百年來の舊慣を全く洗滌するに至る○同年千島國紗那郡紗那村鑵詰製造所（明治十一年十月開拓使廳設置）の拂下を受け同年五月より之に從事し年々鱒鮭鑵詰二十萬封度乃至三十萬封度を製造す其販路は海外へ輸出し及ひ外國軍艦賣込を主とす（後二十四年に至り横須賀海軍鎭守府より受負を命せられ頗る好評を博したりしか海外擴張の計畫を爲せり）同年六月天鹽國增毛留萌苫前三郡各漁場鯡焚釜竈築造を改良し悉皆新竈を用ゆ之に依て薪炭を減する事舊竈に比すれは三分の二なり又率先して鰊壓搾器の實地試驗を爲し良結果を奏するに至る○同二十三年鮭鱒人工孵化場を千島國擇捉島遠路（トホロ）沼上に設け年々數十万粒の鮭鱒卵を孵化養育して放流せり未た溯回の結果を見るに到らすと雖も生育の見込充分なるを以て適宜の場所を該島に相し孵化場を增設し漸次に之を擴張するの計畫あり

右家譜は明治二十七年一月の編述にして首に松永金之助聽劍なる者の序あり曰く

遑あらす是故に諸藩より賞譽旌表せられし事數十回然も事維新以前に屬するを以て一々詳記せす其維新後公共の事業に對する諸件を畧記すれは開拓使船製改良の布達に基き率先して西洋形風帆船十余艘を新造し東北蝦夷の險悪なる航海に充て物産運漕の便をなしたる學校病院に資金を出したる金穀を施與し罹災民を賑恤救助したる自費を以て波止場を修築したる舊松前藩士族授産の爲め資金を貸與したる松前藩へ用立金維新に際し公債となるへき金額壹万五千圓を棄捐したる海防事業を賛成し海防費を献納したる其他些細の事項を羅列詳記する時は僕を更ふると雖も數へ難し明治十四年の開拓使廳よりの賞狀に其特志抜群にして將來の龜鑑たり云々とあるは蓋し溢美にあらさるなり

而して其本國紀州に於ては代々格別を以て士籍に列せられ俸祿を賜ひ且時服及物を賜ふ事數回あり殊に累代紀州侯用達として同侯出仕の名を以て幕府へ納材を掌る故に諸國の山林殆と斧斤を入れさるなく之に從事する凡そ百余年なりしか安政中之を止め現時唯東京深川木場支店に於て木材販賣を業とするのみ

一栖原家の累代は皆克く祖業を奉遵し不撓の精神を奮ひ遂に闇黑なる蝦夷地をして光明なる一大富源を開發し以て國家に利益す其功の偉大なる豈筆舌の能く盡す所ならんや殊に累世奉公の志に富み忠愛の氣其家風と成り遂に今代角兵衛氏に至り献金賑恤より建築改修の工事に至る迄其人を惠み其國に益する蓋し縷陳するに遑あらす何其盛なるや然りと雖も此れ特に其小なるのみ明治九年我國露西亞と樺太交換の擧あるや栖原氏の一片忠愛の心は遂に日露兩國をして平隱に

其局を結はしめたる是なり今其要を說けは明治八年五月開拓使より布達ありて曰く詮議の筋あるを以て伊達林右衞門と共に同事業に係る樺太州漁場は急速之を引拂ふへし云々然とも全漁場引上後と雖も十年間出稼業漁は苦からすとの命令なりしか後復全使廳より內諭せられて曰く今後出稼するとも保護の道立たす依て右事業は斷念すへし且つ同地に存在する鹽噌米穀其他漁具等は官費を以て積歸らしめん然とも家屋倉庫等は運搬し難きものなれは其代價を支給し之を買上くへし乃其明細書を差出すへきなりと之を概算せしに合計三十六万圓なりしか又達せられて曰く現今國用多端宜しく半額に減すへし而して此金圓は露西亞政府に請求し下附すへしとの旨を以てせらる此時に當りて栖原氏は敢て自己の損得を以て邦家を煩はすを欲せす謹て此旨を奉し之を承諾せり其後露國政府は樺太州に於る家屋倉庫は不用物に屬するの故を以て我國の請求に應せす故に再ひ之を半額（即ち原明細書の價額の四分一）に減すへき旨を說諭せらる氏當時思惟せらく我國にして我請求に應せされは竟に我政府に對し紛擾を釀すに過きすと信し曰く是則ち一人の利を以て邦家を累はする者なり不忠孰れか是より甚しからんと重て其論旨を奉したりき其後伊達栖原の兩氏に對し下附せられし金員は僅に二萬圓余に過きさりしといふ

夫樺太交換の擧たるや我帝國の歷史に一大汚點を印したる者にして國民の泣血悲憤是憾を報せんと期する者比々皆然り栖原氏の如き國家と其患を俱にし又一家の私利を顧みす而して怨快の意あるなし嗚呼亦難し矣且や樺太交換に關し我國の利害得失を論せし者夥多なりと雖も此交換の結果として誰か伊達栖原の兩氏か一個人として三十餘萬金の損害を負擔せし事を識る者あら

んや眞に痛歎に堪へさるなり

一當角兵衞か近く明治六年より同廿五年迄二十年間に道路開鑿海岸石垣波止場建築學校病院敎育所郡役所警察所戸長役場新築及ひ移轉出火罹災等の窮民救助且獎出し（傳）信架設費惡病豫防乃至警備消防費公園建築海防費等へ献金寄附金人足木材物品義捐又は租税上納金改査封緘の手數料を受けす爲替金無手數料をなし漁場を新開國益を謀り西洋形帆船新造東北至難の航路産物運搬の便を通し或は展覽會切符を購求郡中へ施與等百般公事公益の爲めに力を盡して私財を擲ちしは實に幾數十百回なるを不知今其大略を擧くれは

献金寄附金　八千五百九十五圓五十六錢五厘

但金額不了の分且木材物品人足費等は此外也

寄附米　六十三石六斗と四俵

同　地所　一万五千〇三坪

右により官其美擧善行を賞して物品下賜せらるゝ事左の如し

銀盃三つ組つゝ　四　回　銀盃一個つゝ　十　四　回

木盃三つ組つゝ　三　回　木盃一個つゝ　三十四回

褒　狀　六　回　銀製黄綬章　壹　つ

紅白縮緬壹疋つゝ　壹　回

此他内國勸業展覽會へ出品して一等又は四等の賞牌を賜はり或は地方展覽會競進會等へ出品賞

品賞狀を受又は時事新報の一等投票の金牌を受る等の事あり略す

一栖原家當時之財產を調査するものあり左に附記す

栖原漁場所有財產及評價表

一金八十万圓也　財產總額

内

金三十三万圓　天塩二郡財產額

内譯

一金十二万五千圓　海產干場三十六ヶ所

一金二万八千圓　耕地宅地二十八ヶ所

一金五万六千圓　建物百四十棟

一金二万六千二百五十圓　漁船百七十五艘

一金六万五千圓　漁具一切

一金一万五千圓　什器一切

一金一万千五圓　準備品

小計金三十三万〇二百五十圓

金四十二万圓　擇捉四郡財產額

内譯

一金十六万〇四百圓　海産干場七十八ヶ所
一金二万二千五百圓　耕地宅地四十五ヶ所
一金五万二千五百圓　建物百七十五棟
一金二万四千四百五十圓　漁船百六十三艘
一金十万八千圓　漁具一切
一金二万五千圓　什器一切
一金五千圓　人工孵工場
一金二万二千圓　準備品

小計金四十一万九千八百五十圓

金三万圓　函館本店地所建物價額

但　地所は六百坪余にて函館大町三番地四番地を占め裏は仲濱町通り隣地の時價凡坪三十圓なり　此地所に建ある家屋は三棟にして土藏は六棟なり

金二万圓　鑵詰製造所

但　此製造所は擇捉島紗那村に在り曾て開拓使廳の設立に係り多額の費用を投入したるものなり明治二十二年之が拂下を受け其後建物を增築し蒸釜を增して始て完全せり

合計金八十万〇〇一百圓也

說明概要　前記の評價は現今北海道の實況に依り賣買及貸借の時價を參酌し極めて低價に見積りたるものなるを以て確實なりとす

参照　前記の評價は本財產の收獲物により生する純益金より見るも又は本財產中の漁場を貸與して得る處の貸料金より見るも敢て不當に非すと信す何となれは明治十九年より廿五年に至る七年間平均の純益は金八万二千二百八十圓餘にして之を貸濟となす時は天塩地方に在りては一ヶ所平均鰊〆粕六十石を得擇捉地方に在ては鱒鮭各六十石を得るを以てなり

栖原角兵衞所有の漁場經營の收支計算

但　明治十九年より廿五年に至る七ヶ年の收獲賣捌高等に漁場仕込高對照計算

	漁場仕込高（雇員漁夫給料米塩食料漁具繩筵等雜貨代諸税）	收獲物賣捌高（鰊〆粕鮭其他雜工收獲）	損益比較
十九年	一四五、三二三圓、三四五厘	二三七、一八二圓、四八五厘	益　九一、八六九圓、一四〇厘
二十年	一四五、〇七一、三〇四	二〇四、〇一二、五三六	同　五八、九四一、二三二
廿一年	一七七、九四三、七四七	四六一、六二八、六五七	同　八三、五八四、九一〇
廿二年	一三九、一六五、三八二	二一六、〇五一、〇一四	同　一四〇、七七二、六六一
廿三年	二一〇、九九四、二〇九	三五一、七六七、八七〇	同　七六、八八五、六三三
廿四年	一四三、三七一、六二一	一八五、五〇三、九七五	同　三二、一三二、三五四
廿五年	一六二、四七六、六二九	二四四、二五二、九四六	同　八一、七七六、三〇七
平均	一ヶ年平均　一六〇、六一九、四六三	二四二、八九九、九二六	同　一ヶ年平均　八二、二八〇、四六二

名迫伊光（ナサマ）　次郎右衛門行雄

一名迫伊光は伊都郡高野寺領東富貴村の舊家にして富貴二ヶ村筒香三ヶ村及杖藪宿市平總て八ヶ村を開發したる家也因りて其莊の下司職として近鄕の著姓なり家に元德元年下司職の文書を藏む享保の初の比凶年續き此地の人家皆離散して五十余戶空屋となり田地荒廢して耕す者なし猪鹿山林田園に充滿し殘る人民も皆散亡せんとするに至れり伊光之を悲しみ高野山に訴へて未進三十貫目余免されは自分費用にて十年の間に舊の如き村に取直さんと云地頭等せんすへなくて此願を許す伊光人民を招き逋亡も歸らしめ農具を作り生產を與へ十年にして本の如き村となせり此時猪鹿害をなし耕作しかたし伊光若山に來りて鐵砲の上手を請ふにより鷲塚源次と云者を遣はさる八ヶ年の內千百六十の猪鹿を打取る是より人民力を農業に專らにする事を得たり地頭よりも茶畑を免許し田稅をも薄くす村民名迫氏の恩を感し享保十年伊光の爲に生前に社を建て之を祭りて名迫神といふ今其祠明神の森の乾二町許にあり野山よりも其仁慈の誠志を感し屋敷地山林等を免許し佛像等を與へて其厚意に酬ゆ伊光八十二歲にて死す

次郎右衛門行雄は伊光の孫也天明年間凶飢の歲に當り享保の事に懲りて豫め五穀を多く蓄へて村民に施し與へ貧困を救ひ助けし故を以て一人も飢寒を患ふるものなしといふこれに因りて村中又小祠を作りて法起菩薩を安置し名迫氏の家の長久を祈りて其恩を謝す其事　台聽に達し行雄に白銀十枚を賜ふ　以上紀伊續風土記

戸谷新右衛門小傳

紀州伊都郡向副村大西德編
明治十六年發刊

事に臨みて難きを辭せす義を見て勇むは男子の分なりされと世上に斯る人の少きこそ慨かはしき限りなれ茲に砂の中の珠泥中の蓮とも稱すへきは和歌山縣下紀伊國伊都郡島野村（明治八年に合併南馬場村其前丁田村）に戸谷新右衛門と云ふ人あり其か傳記を記さんに今を去る百六十余年の昔享保五子年のことゝかや高野山の惡僧等か殘虐無道の手に掛り生なから川原の砂に埋められしも名は埋もれす義民の功績茲に其志を表し其德を擧んに抑も此高野寺領は其石高二万千石にて其内興山寺賄千石と元行人派興山寺の支配にて一万石にて併せて（一）[三カ]万千石修理料三千石合寺東照宮の供料百石 年貢納むる領地なり倩も寺領の農民か七十余ヶ年の其間いと困難せし辛苦をは已れ一身に引受けて遂に其意を貫徹せし同子は貞享三寅年の生れにて其頃齢四十六年とそ姓は戸谷と稱へ高野山興山寺にて獨禮の家格なり高野四庄官として田淵、田所、岡、龜岡、此他に河野、日野、恩地、神谷あり此中十六人の鄉士の祖先の内前の四家は元祖大師此山開基の比隨從したる功により鍬持籠夫役免許にして其後地士と稱する事となりたりと子も即ち其十六人の一人にて幼にして父に別れ叔父の養育を受け成長したりけるとなん叔父は仝し島野村楪松院之住職なり老年に至り寛永四年高野山學侶派頭僧青巖寺權大僧都法印長泉坊良辨とて山內下乘の靈地なるに此人はかり乘輿免許を得たる高德の僧なりとそ又新右衛門子の平素を尋ぬれは幼稚の際兒童と遊戲するも噓談を忌み他の小兒か僞言を述る事あれは理非を糺して説諭するを平素とし齡長するに及ひて力業を好み相撲を取て遊ふに差込れて負たる手は工夫を凝して其手を外すなとに妙を得たりとかや又獨學なから四書近思錄なとを讀

み殊に熊澤了介の集義和書集義外書を好み常に座右を離さゝりし又算筆に拙なからす同寺領の神野村河野某家の娘さわと呼へるを娶りて二人の男子を儲け長男新九郎次男新助と稱したり又子の弟に新作と云ふ人あり（此新作も兄に彷彿たる功あれば附錄に記すべし）一家は能く治り苟にも人を欺むき又侮る事無れは自然と人も尊みて村中の事なと何くれと無く委ぬるに同子は毫も勞を吝ます其事に臨みては隔意なく辨して露計りも私なく故らに村民の爲に力を盡せは村民も大きに和順して盲目の杖の如くぞ賴みけり其頃徳川政府より令を下し是迄は各地とも桝の制度の定まらす其土地に依り區々なるゆゑ以來年貢取立なとは一般に京桝を用ひる事に定められたるに高野山にて其掟を守らす年貢を取立るには讃岐桝とて京桝よりは一桝に付て二勺つゝ多く納るを用ひ加之す歲々隱稅を增加し公米一石に付二升つゝ差口と唱へ公然と算盤上にて納させ之を現米と唱へ又此外に又見米と唱へて貢米を納る際米三斗を夫持の一荷とし力役をして登山させ片荷每に凡一合或は二合三合つゝ器具を携へ來り（形塵取の如き器なり）庫男と云ふ者此器具を左に抱へ右の手にて掻込荷數を員へ之を取りて納米の善惡を改むるを名として一日に五六俵或は十俵も超過する事ありとかや正副の藏奉行は之を見張別に勘定方を置き支配院年番を定め二ヶ院つゝ見張番をし權威をもつて村民を驚赫し通常讃岐桝は更也別製桝に興山寺と三方に燒印を捺し其他種々の惡策の苛酷に累年困みて悲歎に暮る事數年なれとも舊慣の壓制に怖れて誰一人も訴たへる人無きに惡策彌々增長し領內は彌々疲弊を極め苦情を鳴す事小田の蛙の如くなれとも所謂泣子と地頭の諺にて只權威に恐れ藏役人に向ひて一言を發するもの無きを新右衞門は慨然として憤り鄕士十五人及頭立たる人々を集めて發言しけるやう御領主

とは云なから數年の歴制各如何思はるゝや上は幕府の法度を破り下は村民をして塗炭に苦しむるは何事ぞや斯て過なは領内の民老弱は溝壑に轉し壯者は四方に散するに至らん何ぞ我々して此極に至らしむるや若す藏役人迄訴出るにと道理を解て談したれは一統喜悦の色を爲し同意なりと賛成し又然れとも誰進んて願書の筆執ると云者も無く訴へ出んと云者なし此際新右衛門は衆に向ていはるゝには這は因循すへき場合に非す領内二万千石の農民か危急存亡の秋ならすや斯して可ならんやと思ふ事の有れは意に隔て無く發言されよ其可否は熟談すへし如何々々と迫れとも只囂を甜りし啞の如く舌に苦きを唇に發する事なく默して顏を見合すのみ斯ては果しと新右衛門は面を和らけて各御同意と有れは僕れ試みに一人にて庫藏役人迄概畧願書を認め出願して容る次第に各方をも煩はさんと云に皆々喜ひつ然らは兎角計らひ給よと頭を疊に摺付けて賴むに調と不調は分らねといさ存分に力を盡し申すへしと快よくぞ引受たり

一男子一度言を發して其言を果さすに措へき乎と戸谷新右衛門は願書を認め懷中し先つ試にと登山して役僧に歎願せしも我は知らすと耳にも聽れす只肘を怒らし威勢もつて壓伏る形勢に新右衛門は益々憤り如何に領主なれは迚も百姓有て立つ者なるに天下一般に布かれたる法制を此所に住む民に限りて其惠みを受ぬと云事やあるへき好々物の道理を辨へさる中院の小役に詞を盡すは無益なりと上院の老役方に往て役僧に對面し事情を具さに申述强に迫らは元來慈悲を旨とする僧徒の事なりよも强て我意をは張ましと思ひ定め其夜兎やせん角やと思ひを巡らし枕に着ても眠りもやらす翌朝は昨日會せし村の重立たるものを集め藏役人に應對の一伍一什を語り小役人は取に足ら

す此上は興山寺訴者番に迫るに若は無し我は斯思ふなれと各如何思はるゝやと問へと答へも口無しのはなの先なる智も出さす只宜敷との口上に同人も迂遠とは思へとも諺に云乘掛りたる灘の船我一人にても行へきなれと一身にては役僧も信すましけれは各も永代村の爲を思はるゝならは我と同心して共に歎願に登山して給る間敷やと促かせは何れも一議なく同意し貴殿か先達して下さるなら我々は御跡に從ひ參るへしと約しけるを麓に住と云なから三里に余る山路ならは十六人割籠の用意を整へて享保二年の秋九月五日の早朝より出立ちて高野の登り口迄行たりしか十五人の者は後れを生し先此所にて一休せんと茶店に腰打掛一人か云やふ此度の一條役僧に還ての上歎願の趣聽容て呉れは重疊一旦觸出したる事は是迄何事も邪が非ても通徹す役人達なれは斯やうな事を願出て不屆な奴なりと怒りの余に田地ても取上けられるか又所拂にてもなると虻蜂取らす夫れよりは泣子と地頭と諦めて時節を待たなら其中には役人も代れは斯んな難儀計りても有まいと卑怯と卑屈と混交の百姓論には賛成多く太郎兵衛とのゝ云るゝ如く難儀か罹るは此十六人善事は御領内一統とは極々引合ぬ勘定田地ても取上られた際には一同から十六人へ舊の通り買て呉る理由ても無し賢顏をして行のは實に考へものと逃足相談に左れは也我々は行とも役人に向ひ何と云て好やら云術さへ知らぬものか大勢行より新右衛門殿を總代に賴んて歸るか上分別役僧の氣に逆ふは御山に逆ふも同やう故御山の罰ても受けては堪らぬ此所から引取ませうと新右衛門の詞も待す立上れは疾表へ片足踏出すもありこの擧動を見て新右衛門は心の裡に云甲斐の無き人々かなと歎息し然らは心に任せられよと逃行く如くの後姿を見送りて長歎し噫小人は共に事を謀るに足らす

衆民永世の爲に思ひ立し事我單身なりとて阻まんや劫て獨りも亦可なりとます〳〵奮て登山して興山寺へ入り訴者に對面を願ひければ暫く待せて玄關の下も訴者口へ通し勿体着て役僧出來り新右衞門を足下に見て何用有りて來りしやと問ふも嚴そかなれと少しも屈せす今日拜顏を願奉る事余の儀に非す御年貢納の擀の事に付歎願仕度存し伺候仕ると皆迄云せす是新右衞門とやら能く承れ其方は領内の百姓中にも物の道理の分る者と聞及ひたるに存外身勝手の事を申立る者かな先達て其事を願ひ出し由は年貢取立の役人より聞しか當山の領地は將軍家の指圖に從ふへき理由にも非す能々思ひ廻らし見よ元龜天正の亂れにも當山の領地のみは無事安穩なりしにあらすや是皆此山を開き給ひし高祖大師の御餘光なれは當山の繁榮を謀る爲には家財を竭しても怨むまし況て興山寺屈指の家臣に等しく獨禮格の鄉士なるをや平民とは異なりて鍬持籠免許の家なり假令士民等か苦情を鳴すとも諭すへきは其方の任なり大小名の領地より貢米を納るとは異りて宗祖弘法大師の御供米と一般に見做すものなれは靈地の佛德により御朱印のある上は領内の百姓も些細なる貢米を增とも大師の靈前へ初穗を備へると心得なは左迄苦歎事も有る筈なし領外の人民すら見よ當山へ多數の金錢を奉納し米に木村に石に死に器物寶物等品々枚擧に遑あらす是其方達も知る處なり斯る理非は云迄もなく分別あるへし無益の願ひに日を費さんよりは迅く立歸領内のものに篤く其理を諭し神妙に家業を出精し領主へ忠を盡すやう謀らふへし其功に依ては追て其沙汰にも及ふへしと甘言を垂し掛れと同氏は服する色もなく尙も詞を正しくし此度の歎願は御領内の人民に依賴を受たる計りにも非す只今仰らるゝ忠を盡さんと存する故言上仕るなり其仔細と謂は御長袖の

御地頭なれは天下泰平の御祈念は言を俟たす天下を治るは其身を守ると同様御領内治りて天下に及ほすかと愚考仕るなり僕も御高を有すれは人民に先達て苦情を鳴し私利に募る哉との思召も計り難く候へは一々辨明仕り御答申さん彼の大師尊前への初穂米は出來秋の第一番前に捧け麥は精けに精をかけ奥の院御番寺へ奉納仕り寄附金且御用金は貢米の別金にして皆夫々應分に盡しこれあり只今歎願仕るは貢米に屬して貢米に非す年貢餘分不正の桝と公然外の隱米納を御免下さるやうとの儀に御座候斯る苛政の年を經には民困しみて窮鼠猫に敵する諺に等しく御領一般竹鎗蓆旗に愬訴せは天下泰平の御祈禱は所謂有名無實にて御當山を汚さんか是全僕か御諫言の第一なり第二は民の塗炭の苦みを免かれしめんの微意此儀御採用下されは第一第二共一事兩全の良策なりと席を打ち臆する事なく高聲に述けれは列席役僧憤然として聲荒らけやをれ新右衞門席も憚らす口より出るか隨意々々の暴言諫言なとゝ無益の舌の根動かすな、いや仰には候へとも無益にあらす昔御領地は山林原野のみなりしを百姓共の先祖か力を盡して開墾し今日に至ては沃土良田の地となし多くの年貢も滯りなく納め來りましたれとも兩三年の水旱續きに難澁の者多く此儘に立行も如何と存せし處將軍家より桝改正の御觸に付聊色を直し取續きも成へしと勇んて農業に掛りたるも御年貢納めの際に臨み矢張舊桝御用ひ故再ひ悲歎の淵に沈み見るに忍ひさるの餘りに歎願仕るなり一升に付僅に二勺の差と仰らるれと高千石に付二十石の違ひ是を御容赦下されは其分丈を村へ積置水旱其他不作の時相救ふの助けと致しなは自然と氣風も淳撲になり慈悲ある御山の下に住民たるに恥ぬに到り申さん然らは御恩德は忘れ申ましく此儀出格の御評議にて御改正の儀願奉る

と憚る色なく詞尖く述ければ役僧は烈火の如く怒りやあ云せて置は省みすと我儘勝手な算盤勘定奇怪なる新右衛門己れ其儘に歸そふか誠忠なる心に立戻る迄は格式を取上け今日より平民の取扱ひに致すなり心得よ、それ新坊と聲の下より東谷の新坊（此新坊は刑事其他不淨の事に關する者にて武家の同心足輕の類なり）進み出て脇差を取上け椽より白洲へ引下す役僧聲を怒らし斯の通りなれは幾度願ひ出るとも採用なきは勿論強訴に及はゝ欠所申付る恐入て下山せよと言渡す此際傍の役僧衆に向ひ竊に語り曰く新右衛門今日の場合に至り聊か臆せる擧動なし全く膽力据りたる者は陰嚢平素の如し口先計りの勇なれは陰嚢縮みて腹中へ入ると聽く今新坊に申付改め申さんと新坊に申付見分させたるに平常に異なる事なしと云に衆僧内心に舌を卷き恐怖したりしとそ同氏は再ひ白洲の椽近く寄り大音にて身不肖なれとも此新右衛門は長男に生れたり御地頭の各方は氣の毒なから御末子なり御心中も亦末子なり去來御暇仕ると冷笑して立出る其大膽に衆僧は心の裡に恐惕せしは後にそ思ひ知られたり

一身を殺して仁を爲すと聖賢の敎を守る新右衛門の心盡しは不知火燃る思ひを押包み余所の見る目に此事は倦たる如き姿勢にて口外もせす諺に智者は愚者に似たりとの如く閑あれは基將棊に遊訴訟には關係せす密々石工へ行き先祖代々より己れの俗名迄彫付し大きなる石塔を拵らへ素知らぬ体にて妻子に云ふやう村方の役も最早倦たれは此度辭職せんと思ふなり夫に付ては諸帳面金錢の出入も引渡すへし帳の調へ勘定は耳喧しくては捗さらす御身達は無沙汰見舞を旁に實家方へ行き三四日遊ふへしと良人の詞に深き思ひの有そとは白梅の薫り床しき親里へ二人の子供の手を引て出て行く先は氣安しと新右衛門彼石塔を我庭迄持込せ人目を忍ひ裏の竹藪四五尺も堀りて其中へ

と埋め込み上には落葉や芥をかけ遠目に見ては我にさへ分らぬ程の事なれは知る人曾て無りけり一人使ひし下僕にも當年よりは改革すれは不用なりとて金三兩に我着替の着物を後の紀念と心の裡に涙を添へ取せて暇を言渡せは下男も俄然の事なれは驚きなから何やら心有氣なる主人と思へと知る便由も泣々主家を跡にと出行けは此新右衛門は手を叉きて父母は先年此世を去り給へは此段は心安し是より事を發さんと心を定め享保四年末木枯寒き末の秋江戸表なる寺社奉行へ直訴をせんと決心し表は夫と白紙へ書たる文は

長袖の地頭空海宗祖之禁を破り領内之人民を塗炭に陥らする事年々なるは兼て知らるゝ處なり民を安穩にせんとする一致の有志者は密に最寄々々に集合し其總代たる者は人數多少を論せす來る十月十一日を以て寄合の日と定め天龍院へ御參會なし下され度尤腰辨當に候以上

享保四年九月廿一日　　清水千石組百姓中

九度山八ヶ組村々麻生津組村々神野組村々此他安樂川貴志調月(ツカツキ)北又友淵毛原の組々へは別に同文言の廻狀を出したり茲に寺領の農民は昨年戸谷新右衛門か興山寺へ強願に出たる際の始末を聞傳へ遉智勇の新右衛門も挫けたり恐れてか其後は泣寢入なりと今は噂をする人も無き所へ此檄文の到來せしに再ひ龍の雲を得し如き勢にて組々連判狀を調へて其地方々々の寺院又は社殿等へ集會し各調印し何ても新右衛門とのへ御賴み申せと十月十一日の寄合には甲行け乙行けと入札よ鬮引よと喜ひ勇みて混雜せり抑天龍院と云ふは清水千石組の鎮守天滿社にて高野末派に非す勸修寺派にして中本山なれは境内も廣く拜殿も大層なれは雨露を凌くに屈竟なり殊に高野街道よりは遙か

南に方りて樹木森々と生茂りたれは多人數集合するも人の目に立たす高野へも洩るゝ憂ひなし萬一洩るゝとも末寺に非れは言解易しと謀りて天龍院と定めたる深意を心有人は何れも感しあへりとそ降りみ降すみ定め無き十月十一日は快晴にて小春日和の暖和に戰との風さへ吹されは一入勇て我後れすと人々か各村より天龍院へ早朝より集りたる有志の者に撰擧されたるは合せて百五十人に近く大藪四郎兵衞着到帳に順次をもつて其名を記載し新右衞門は早朝より出張して天龍院の坐敷に通り多人數の集合するを見て一言も發せす又座敷に立戻り悠々と碁を圍み又は手枕に寢轉ひ相手あれは將碁に遊ひ殆と退屈の体なり境内に集りたる人々は林間に茶を温たむるに紅葉を焚あり日向に手枕するものあり拜殿に握飯を喫するあり四五人集り密々語るものあり米の取入高の多少を語るありて氣短の老人は今日の事には果ましくと徐々歸るを見て竊に拔るものあり其有志家は居間を窺ひ見れは完爾として碁を圍み餘念なき体に各顏を見合て出願の草稿に筆にても執るゝや石高の調へにてもせらるゝかと思ひの外に驚きつ殊に日も早や西山へ傾けは如何と問ふへきものにやと思ふ人も遠慮して過す中に新右衞門は表の方へ出て來り衆に向ひ今日は最早日沒なり各方へ御相談致すへくと存すれとも竊に歸られし人もあり又いまた來臨なき人もあり斯ては不都合相談も整ひ難し先今日は殘念なから御引取り下され明日は必す早朝より御入來あれ相待申す何事も明日の事と新右衞門は引取りたり翌十二日も好天氣なれは腰辨當にて前日の如く約を違へす來るあり麥蒔か手遲れになるとて來らさるあり昨日の退屈に懲て風邪と僞る者あり無屆に不參も多く着到總て五十四名新右衞門は同しく昨日の如く碁盤に向ひ昨日の碁敵來れなとゝ戲れ遊ひ居

る内四十四名の人々は十月中の十日は心なしを使ふなどの俚言も有を只退屈して日を暮ぬを待も本意なき業なりと新右衛門に迫れは同氏は笑顔にて左な云れそ非なり將棊なり好まるゝ方へ手を出し給へと更に取合ねは心の裡に怒を含みて歸るも有り彼是時間移りて未刻比には二十人足らぬ人員となりたり冬の日の釣瓶落しとやら此日もはや山寺の入相告る鐘の聲諸行無常と耳に入る新右衛門は身に迫る一大事賴み難きは人心と顏へも出さす立出て僉各約を違はす御入來御苦勞なり然れとも人員昨日の半額に至らす殊に朝の間は四五十人も來られしと思ひしも今は二十人に有る無しの人員なり斯れは御相談も無益なり日々の御苦勞なれとも何事も明日御相談申すへく明日も早朝より御入來下され度今日は御退散下され我も引取るへしと新右衛門は引取たり翌日の着到僅廿名に過す新右衛門氏は例の如く遊戲に耽て事を忘れたる如く闌易き日の西に落塒へ歸る鴉の聲に夕月も山の端を照す頃になりたれは終日退屈したる人々は腹立顏に挨拶もなく立歸る者もありて廣き境內も寂寥く全く殘りたる人々には平野治郎右衛門大藪四郎兵衛を初め七人なり此七人新右衛門に向ひ僉寄合せしも本日にて三日なり然れとも何等の御發言無きは深き思案ある事と存するなり我々に於ては此上幾日を費すも寢食も厭はす氏に依賴して强願致度所存なり君の存念承知致す迄は最早此場は立去すと思ひ迫りて見えけれは新右衛門も詞を改め各の御志大慶なり三日間の着到帳も見られよ其姓名は御領內屈指の人々なり人々の依托を請るも全く名聞義理を表するのみ人も行く故我も行くへしとの浮薄の徒とは何そ事を俱にせんや今日各の意中を察し其實意新右衛門大慶に存する也とて連日の勞に謝し聊酒飯の待遇ありて夜に入り新右衛門の云るゝは此度强

訴の儀に付組々村々の景況を探る爲連判帳を製し組々の總代十八名の組と各連判し血を沃き盟約なして連判帳を携へ來りしも有る容子なり斯る物騒かしき所爲は宜しからす各々盡力して速かに火中致すやう取計を（相カ）依頼むなり事ならすして露顯せは酷薄の山僧とも何事を爲すや後難薄氷を踏に等し先今日の御相談は是迄なりと強訴の手段も相談なく立別れたれは十名の者も新右衛門の心中頼みなく思ひ此事思ひ留まりし也其精神を貫通せんと心を亂さぬは平野大藪の二名なり二万千石の内有志家と呼れ或は選擧されたる者三百人其中選ひて五十余人又選ひて二十名選ひ拔たるもの八名此八名の中新右衛門と三人なり此三人こそ鐵石心にて一歩も引ぬ倭心の男子なり

一徳孤ならずと宜なるかな戸谷新右衛門と心を一致にして死に就く迄も變せぬ平野次郎右衛門大藪四郎兵衛の兩人は竊かに新右衛門を天龍院へ招き其意中如何を問ふに新右衛門は聲を潜め各方如何思はるゝや今度の強願既に昨秋登山して十分に主張したれど更に感せす尚此上強訴せは害は來すとも益はなし此上は江戸表へ行き高野山を支配する寺社奉行へ直訴するに若す此直訴は甚難しとす如何となれは江戸表にて奉行の職は何奉行にても祿高三千石内外なれは從者少なく從て直訴も易し寺社奉行に限り十万石以下の大名なれば其供廻りも又多し御駕籠廻りも嚴重なりされとも先年下總佐倉の農民木内宗五郎は恐なから德川將軍へ直訴したる事もあれは此に比すれは易しと撓む處にあらされは一命を犧牲とせは難き事にあらすと存するなり各同道致さるゝや否哉御返答か承り度と一心籠たる一言に平野大藪も一歩退きたる色ありて答ふるには我々兩人足下の決斷左こそとは兼てしも推察せり然るに其言を聽て臆し卑怯に逡巡りするやと足下の嘲も愧しなれと江

戸表への隨行は謝絶にはあらねど彼の地へ趣くは足下一人か良策ならん兩人殘るも心は影と形の如く離るゝ事なしと云ふに新右衛門問て曰く其影と形の譬は如何然れはなり江戸表滯在中且道中の費用御不在中の活計其他の入費は悉皆此兩人にて引受へし事に不馴の我々か同行するも唯妨けにこそなれ助力にはなる間敷足手纏ひに連んよりは獨斷が良策ならんかと存するなり强てと有は同道もすへく命は惜ます只此上は足下の意に任するのみ我々か愚意は斯の如しと云に新右衛門其義膽に感し左あれは我一人出立し存分事を謀りて見んと約しけり偖て戸谷新右衛門は二万千石の蒼生の困苦を救ふ爲め一身を拋ち事を爲んと決心の上は何事も心易し寺社奉行中へ直訴の願書は江戸表にて認むるこそ上策なり途中如何やうの事ありて至らずして露顯も圖り難し去り乍ら願書計りにて確たる證據なし若し僞造の枡を持行んにはと先つ二個の枡をは薦包にて兼て高野寺領の百姓知己多き江戸表大傳馬町花屋何某方宛に差出し送り狀には只箱二つと認め人の目に掛らぬやう計らひ置殘る一つは風呂敷に包み余所目には辨當かと思ふやうに仕立たり諸事調ひたれは彌江戸へ出府と心は定めたれとも領主を相手取て訴訟せは假令其事は貫くとも起訴の罪は遁るゝに由なし領主の爲に殘酷なる刑に處せられたる下總の佐倉領木内宗五郎の身の上を聞ても明かなり斯れは此度の直訴は假や屆くとも一命はなきものなり故らに山僧の惡逆無道の手に陷れは殘酷なる刑は目前なりと心弱れと心を奮はし我も一箇の男子なり身を殺して仁を爲は此際を失ふへからすと彌思想を堅固にして面を和らけ妻子に向ひ我は多年の心願にて坂東順禮に出立せんと思ふなり年々の思ひなれとも何參るへき月日も無りしに此冬は道祖神の誘引給ふにや頻りに旅心の出たれ

は二三日の中に出立すべし留守宅は能く守るへし新九郎も新助も從順に母の詞に從へよ好土產を多く買て戻らんと妻子を賺し旅の調度も揃ひたれは一家親族にも坂東順禮の志を語り彌翌日には發途の暇乞とて諸人の入來るも心憂く歸らぬ旅とも白布へ南部や村の名もかく迄心を築紫琴引ぬ氣質の良夫の身知らす揃へる杖草鞋三年越の旅と聞く坂東秩父の順禮は急て急かぬ旅なれは翌朝緩々發路給へ今宵は名殘の盃と妻か祝の酒肴子供と交す盃も一世の別れの親と子か薄き布團の轉寢の顏を見るさへ胸迫り見せぬ涙の雨霰板(塀)[一木庇]打つ夜も更て四隣靜になりけれは新右衛門心を定め夜明て見送り見返らは妻子の恩愛煩惱の覊に引れて氣後れせん妻子に知らさす出立せん左なり々々と獨合點旅の調度を引纏め竊かに拔出んとせし折柄妻のおさわは翌日の朝良人の首途に兎や角と心配れは寢もやらす現心に良人の擧動心ならすと聲掛れはまた寢もやらぬや我は是より氏神へ旅中の無事を願ひに行暫くの中ぞ待れよと云か此世の暇乞蹈出す撊は死途の山東を指て行空の夜もまだ深き野邊の霜踏しめて急きけり妻は斯とも夢知らす待と夫の歸らねは心元なく立つ居つ門口へ出て見ると時は廿日の闇なれは見認るものも有はこそこは不審と立出て一足二足行となく土地の氏神天神の社へ參り拜殿を見れと良人の影もなし末社々々巡れとも森々茂り樹立の中只物凄き計りなり新右衛門殿いのふ聲を掛れと答ふるは谺返りに山彦の聞えぬ良人と恨み泣て狂氣の如く立騷き天滿宮へ合掌せ良人の蹤跡知らせ給へと一心不亂に祈りの聲我心經に通してや良人は旅立せり逐掛るとも女の足には及ひ難し留守大切に守れよ宵の詞を忘れじやと誰云ふとなく聽ゆれは初めて夢の覺たる心地してあら有難や天神の良人を護り下さるかと走り歸りて新九郎新助に

も有りし次第を語りつゝ尚信心そ彌増しぬ
一故郷有母秋風涙、旅館無人暮雨魂と只さへ旅は悲しきに戸谷新右衛門は生て歸るか歸らぬかと妻子に心殘れども多くの民の爲なりと雄々しき心を振起し杖と笠とを旅の友慣にし鄕を跡にして道夜に着たる禪衣も目立て白き亥中月薬越隱れの身の上を包みて賴む紀の川の渡し守よと呼聲に夢破られしと咳くを新右衛門は叮嚀に我は島野村の者なるか坂東順禮を思ひ立ち此川北に同行あり宵より行と約せしも一家一族の暇に來て圖らす時を移したり同行中も待兼ん氣の毒なれど渡してと僞り渡りて待乳峠に差掛り紀伊大和の國境伊勢街道へ踏掛る頃八聲の鷄の亂れ鳴亂れ心に我も泣く心柔くて男そと云れうものかと振り返り見返る山に晃々と豐坂昇る旭を拜し高見峠も無事に越へ川俣街道を田丸へ出て伊勢參宮も大願の成就を祈る眞心を神も憐れと納受や有らん今日も旅路の急かれて草分衣しほれつゝ過越方を看返れは伊勢尾張三河も越て遙けくも末は如何と遠江駿河の國も疾過て向ふはいつく伊豆の國遠くも來つる旅の空四方の八重霧立込て行來ふ人の跡を埋め朝もよし紀の路の空は白雲の覆ひ重なり長途の旅雪霜に身は萎れても心は黃金玉櫛笥箱根の關所に掛りける此所は大久保加賀守の領地（高十一万石相州小田原の城主なり）關所は大久保家一手持にて將軍家より嚴命にて通行人を改め所持の品殘らす取調へ武士は其頭支配の印平民は名主庄屋の印なければ容易に通さす事嚴重なる關なりけり戸谷新右衛門は元來表立ての旅ならねは手形と云物も携へす怖々關役人の前へ出て彼桝を見咎められは折角の辛苦も水の泡なりと管笠の下へ押隱し態と詞も四度路に國郡村名を名乘り只田舍者の江戸見物勞坂東順禮と申立御慈悲に御通し下されと甘く謀りて

關所を通り越たれは毒蛇の口を脱れし如くほつと一息つく〳〵と伊勢之方へ向ひ太神宮を遥拜し尙此上も我願意貫くやう護らせ給へと伏拜み勇む心に勞れも忘れ其夜は大磯の驛に宿を求めたり

因に云東海道に關の中今切は入女に出鉄砲箱根は出女に入鉄砲其外武器に度量衡さて箱根は入女は左之み嚴ならねど出る女に容易に通さず出る鉄砲は嚴ならねど入る鉄砲と武器桝秤は嚴重なり新右衛門が菅笠の下へ隱し箱根の關を通りたる事を中立たるより遂に關守當番の怠りと處置有て以來關所を通行もの笠を伏て持事を禁せられたりと云

明れは今日は江戸入と心も勇みて行足も大事を抱けは身を愼み百五十里の行程も節義の爲に踏しむる誠の道に障り無く目出度江戸に着にけり豫て知己の大傳馬町の旅人宿花屋か宅へ着たれは順禮姿に不興顏不待遇も尤と紀州の島野村なる戸谷新右衛門が來りしと御主人に取次巽れよと詞に主人は走り出是は〳〵戸谷樣にて候か順禮姿とは殊勝なり夫れ洗足よ荷物よと風呂の加減は如何そや憮御勞れ御草臥と流石鄕士の戸谷なれは其待遇そ叮嚀なり其夜は心落着て枕を高く寢にけり翌日は花屋の主人も七ヶ年前高野へ登山の砌り新右衛門とも親しく語りたる中なれは七とせ跡の物語に時を移し先頃送られたる薦包の箱も無事に着したりとて取出し渡せは新右衛門は喜ひ受取れとも桝とは知らさす主人は長旅の勞れを慰め江戸表初ての新右衛門なれは御見物の御案内は明日僕か致すへしと約し酒宴に時を移し晝の枕に旅の勞れを休め人無き折を窺ひて心靜かに訴書を認め翌日は主人が案内に江戸見物も只直訴に便利の地を夫となく問ははやと花屋を立出先第一に見物仕度は御城近邊にて御役人の御登城の模樣を拜見致度との詞に花屋は新右衛門を伴ひ龍の口御門大手口桔梗馬塲先櫻田御門御老中若年寄の御登城より寺社御奏者御目付大目付等の登城の容

子を見て新右衞門は花屋に向ひ寺社奉行の御筆頭は誰とのにて如何やうの御供廻りなるやと問ふに花屋が答に當時は稻葉某公にてあれ見られよ幸ひあの御行列なりと指差に新右衞門は心に大望あれは横目も振らす二本の鎗は何の鞘にて馬氈の紋は何と目を注き心の中に確と覺え其日は廓内見物のみにて歸り願書を調へ桝の用意等も萬事整ひたれとも十二月の末にて御用納の由なれは心ならすも來る春の御用初を待ち空しく越ゆる年の坂四十の老の年の豆花屋が座敷に祝ふなる桝も我の仇敵難き願に身一つを捨るは更に惜まねと國の妻子も年越と祝ふ事そと思ふにも兎角心の引されて面白からす春待て花屋が座敷に日を送り明れは享保五年正月と人は祝へと勇みなく勇むは願書の貫ぬくを待日も早やき七種過き十一日は御用初の御式なれは此日は除き十二日こそ吉日と思へは心に勇み有り去と當家の止宿人と有は我身の事よりして又後難に罹らんも氣の毒にして本意ならすと十日の朝より出立し花屋が實意に留むるを振切り立も又實意順禮姿を笠傾け日々に散々ふる雪は膚を徹す風さへも捨果し身と諦らめて野宿に等しき暮の宿に二夜泊りて正月の十二日の朝たより杖と見せたる竹の先願書狹みて龍の口稻葉公の御登城を今や遲しと待受る夜明際より降り出し雪は巳に降頻り往來の忙き道さへも白布敷ける如くなり先を拂ひて寺社奉行稻葉侯の行列と見るより戶谷新右衞門御願の筋ありとて竹に挾みし願書を出す御駕籠番の家臣御役は何御役と心得るや寺社奉行稻葉公と恐れなから推察仕る願之筋有あれは役々を經て願ひ出よ直訴の儀は相成らぬすざり居ふと突飛すを新右衞門は聊屈せす尙是非に々々にと駕籠近く這寄るに三度迄突倒され尙も撓ます四度目は駕籠へ手を掛けんとする精神に稻葉侯も憐れみ給ひ駕籠の戶尺計り披

きたれはあら有難やと差出願書を請取給ひ御駕籠の戸は締りたり新右衛門の携さへたる桝三個も請取るとの事なれは新右衛は大願貫通せしと喜ひ勇み後へ手を廻し御定法の縛を俟つに腰縄にて稲葉侯の御屋敷へと引れけり

因に曰く舊幕府の頃駕籠訴は江戸市街の者にても草鞋を履き願書は竹へ狭み御願と差出すと何役何の誰様と存奉ると答と直訴は相成らぬ其筋へ願と有突戻す事三度なり四度目直強訴と唱へ御取に成り右願書登城の上同勤列座ならでは開封する事禁制例巳の刻登城の處駕籠訴有し際は巳の刻半登城の際も追手にて下乗夫より御玄關迄人目に立やう半は過き懐中より出すなり諸役人之を見て今日は誰どのへ駕籠訴有たりと知るなり

非理法權天の五文字は動かさる要なり高野山の惡僧ともの非も新右衛門の理に破ると雖も法の獄屋に繫るゝ免かるゝ事能はす又領主の權にて殘酷なる刑に處するも天強て許すへき既に新右衛門か精意茲に屆きて寺社奉行列座にて直訴を披見するに

乍恐奉歎願候

紀伊國伊都郡高野寺領

清水組　十ヶ村百姓共
九度山組　八ヶ村同
廠生津組　九ヶ村同
志賀野組　五ヶ村同
小川組　二ヶ村同
神野組　十七ヶ村同

友淵毛原兩組　八ヶ村　同
御修理領　十一ヶ村同
東照宮御供領　一ヶ村　同

右七十五ヶ村之百姓共流涙奉歎願候儀は地頭高野山興山寺へ年貢米收納の儀京桝を以納候儀を讃岐桝を以て量り取り剰へ讃岐桝へ種々奸造致し量を増加し其上年貢米一石に付二升つゝの差口米を添へ加之外に見米と唱へ米一荷三斗に付二合又は三合つゝ荷毎に取上候に付累年百姓共の困難甚敷候へとも御領主の權を恐れ差扣へ罷在候處近年彌增長仕一荷に付五六合つゝも取上候に付領內年々疲弊仕候を見るに忍ひす一昨年冬私興山寺へ歎願に罷出種々詞を盡し候處却て咎請鄕士格取上に相成候次第にて聊も聽屆不申候に付據所なく越訴の儀恐入候へとも今般御駕籠に縋り奉願上候何卒御憐愍の御取扱を以て京桝に相改め惡策の隱税を廢し候樣　御威光にて高野山へ御論の儀幾重にも歎願仕候御取扱に相成候はゝ七十五ヶ村の百姓共多年塗炭の苦みを免れ往々渇命にも及申間敷と奉存候御許容被成下候はゝ總代の私如何樣の御處刑被　仰付候とも不苦獄中に御罪を奉俟候誠恐誠惶謹言頓首死罪

紀伊國伊都郡高野山寺領百姓總代
清水組島野村
新右衛門血判

享保五子年正月十二日

寺社御奉行所御中

右讀終りて桝は即日桝屋へ御下けに相成京桝と何合何勺の差有るやを認め差出すべくとの仰にて新右衞門即領主へ引渡の御法なれとも尋問の節は遠隔にて不都合なる故を以て其儘江戸表にて入牢仰付けられ高野山出張所の役僧を喚起の上一通り御調へに相成たり此事早飛脚にて興山寺へ通達したれは高野山の騷動一方ならす今日にも將軍家より御沙汰があるやと電光の後に雷鳴を待つ心地の處同年四月寺社方官吏渡邊宗七副使木村外記の兩人登山したれは役僧は上を下へと周章し狼狽賄賂を握らせ馳走をするに若ずと種々に心を苦めけるか役意を守る正直の兩人なれは聊も私の計ひなく桝を糺し江戸表桝屋より言上の過分を減し皇國一般の京桝に改め隱税の如きは農民に納るを禁し諸事更正して其請書を取て江戸表へ歸られたれは興山寺にては新右衞門を憎む事甚敷又領内之百姓は新右衞門の義心と其辛苦を察し百日の旱に雨の降るか如く新右衞門を神の如く敬ひ一日も早く歸村を這子立子に至る迄待ぬ人は無りけり去れとも新右衞門の歸る沙汰も無き故平野次郎右衞門大藪四郎兵衞の兩人は心配大方ならねは兩人相謀りて新右衞門の罪科御免を歎願せんとするも役僧の怒に遇ふを恐れて日を延し彼是心配に月日を過行けるか江戸表にては渡邊木村兩人の復命を新右衞門か願書に毛頭僞り無き故只直訴の罪のみなれは三ヶ年の禁獄にて放免になりたれは新右衞門は三年振にて晴天白日を拜し殊に願意を貫きて身に引纒ふ襌衣も錦の袖と勇み喜ひ四とせ振にて又越ゆる箱根の關も表晴れ富士も飛越す心地して伊勢兩宮へ禮詣り夫より川俣街道を飛が如くに歸り路は心に掛る雲もなく泣々越せし高見さへ笑ふ山々見渡せは故郷近き芳野川流れ々々て紀の川の邊りに近き島村の我家にこそは着にけり

一世のために死する命はものかはと思へといとと故郷の心にかゝる妻や子の如何に苦勞やなしつらんと猛勇にはやる眞丈夫も積る思ひは絶ぬなるへし態て新右衛門は思ふやう斯く事の十分に屆きはしれと一山の僧侶を初め小役人迄我を憎まぬ者もなかるへし斯るところへ迂放(ウカウカ)と晝日中に鼻高々と歸りなは惡僧共か何なる惡策を爲すやらんも圖り難し義に死るは厭ひなし徒死は恥るなり如かす夜に入り竊かに歸るにはと心を定め眞土畔の邊より所々の掛茶屋に憩ひ日の暮を待ち夜の更るを待ち四とせ昔の順禮姿菅の小笠を傾けて我家の門を細々と打敲きおさわ／＼今歸りしそおさわ／＼と呼聲の夢心の耳に入りとうやら良人の聲音そと思へと今宵歸ると案内もなけれは知る便由なく戀しと思ふ心より孤狸の戯れか但し心の惑ひかと思ふ折しも又打きおさわ今歸りしそと云ふは良人に紛れなし嘻しや晡と立出るも疾しや遲しと門の戸を開て見合す顏と顏無事か無事そと云ふ聲も涙に曇り黒白も無き二人の小兒も目を覺し父さま只今お歸りと手を突さへも愛らしく親子四人の喜ひも嬉し懷かし愛しさの余りに涙差含て濡る四人は八つ神八つの鐘鳴る山寺の高野を恐れ聲竊め國を立たる其日より幾瀨難儀の物語聞ては泣き語りては父鳴く鷄に夜も白み人目を忍ひ久々にて納戸の臥處に入にけり新右衛門か歸宅の事大藪平野も聞傳へ忍ひ々々に入來り奥山寺へ江戸表より官吏の出張より桝改正隱税の改正迄具に語り斯く諸事都合好きは全く貴殿の賜のなりと御領内一統は神とも佛とも尊ひ敬ひ何卒無事に御歸國をと祈らぬ者は無りしに先々無事にて御歸國ありしは大慶なり其大慶も惡僧共は遺恨に思ひ如何なる謀の有るやらん心戒て必す失策給ふなと心添へて立んとするを引留めて何はなくとも歸宅の祝ひ徳利燗めん夫れおさわと云ふを打

消し今も今とて云通り酷吏か鵜の目鷹の目なり長居は貴殿の爲めならす何事も穏に事濟て晴天白日を拜まるゝ其日は馳走になりもせふ又馳走も申すへし隨分油斷めさるゝなと心殘して立歸る茲に高野の惡僧は隱密人を所々へ出し新右衛門の歸宅を待たるに此頃同家へ人の出入も多く家内の者も喜ひの眉を開きし容子こそ彌々歸宅に相違なし尙手配か肝賢と物賣者に變するあり物貰ひになる者ありて窺へは新右衛門は納戸に有り此事高野に通せしに酷吏とも多勢にて忍ひ々々に取圍むとも知らすして新右衛門は四とせの不在に二人の兒を養育し女活計の心勞は嘸かし心憂き日も有つらんと寢覺々々に思ひ煩らひ捨る覺悟の命ても妻子の事は如何そと忘るゝ隙は無りしそと語るを聞て妻は尙ほ嬉し悲しを取交て語る折しも表の方何やら怪しき人聲におさわは耳を引立てはて聞馴れぬと云ふ折に御探ねものゝ新右衛門捕た御用と十四五人十手捕繩各自に持ち群がり掛りて手を捕れは新右衛門臆する景色更になく御用とあらは何れなりとも出頭せん草の家にも門戸あり竹の柱も我家の城郭踏込は無禮なりやあ小賢き其舌の根領主よりの御差圖尋常に隨廻せと理も非も分たぬ惡吏とも多勢に一人の新右衛門何と詮方情けなく蜘蛛手に繩を罹られたり妻は有るにもあられぬ手抗ひせんも女業心は焦燥れとも手を束ね見て居る隙に引立られ行く後ろ影見送りて夫と呼ひ又妻と呼はるゝ緣は有なから斯まて薄きは何事そ出雲の神が解て結んて又解くか四年ふりにて遇たるは優曇華と喜んて居たものを又も繩目の別れとは吉日なりとの樂みは親子夫婦か身に取て大惡日に有けるそ女なからも阿容々々と良人を其儘渡そふか跡逐駈て取り戻さんと褄引からけて立出る母樣喃と稚子の聲に引かゝる梓弓引返しては思案に暮れ立戻りては二人の兒を膝に

引寄せ此儘に措て良人を取り戻す事仕損しては夫婦とも繩目に掛らは跡の兒の二人の始末は誰がすると思へは行くにも行れぬか去りとて良人の今の難を見つゝ此儘居られふかと立たり居たり身を悶へ狂氣の如き形勢も理りせめて哀なり于時享保七寅年六月九日の事なりけり斯くとは知らず平野は來り途中にて新右衞門か繩に罹り牽るゝに遇ひ大きに驚き詮方なければ其儘に往過て新右衞門か宅へ來り見れは妻子か悲みは目も當られぬ愁傷に平野も途方に暮れたれと心を鎮め氣を勵ますに如くなしと其歎きは道理なり去りなから領内に大功立し戸谷殿を其儘見捨る人はあらし今より大藪とも相謀り新右衞門との御免有やう嘆願すへし心靜かに待れよと諫めの詞を力草萎れながらに立別れ平野は大藪志し往方も近き高野山興山寺には新右衞門牽れて來るを見なからも新右衞門に對面せは定めて罵詈れんと恐怖誰逢んと云者なく夜に入るを待ち東谷の新坊に云ひ含め高野の奥の玉川なる流に坑を穿せ夜半に新右衞門を引出し言ひ聞するやう汝大膽にも領主を相手取將軍家へ訴訟なしたる其罪輕からす之れに依り當山の規則の刑存命なから石籠詰（イシコヅメ）に行ふなり覺悟せよと云ひ聽すに新右衞門は顏色も變せす從容として云へる樣予斯く非命に死すは豫ての覺悟願意貫ぬく上からは聊思ひ殘す事はなし去りなから斯る惡政に靈山の名を穢すは遺憾なり頓て天命を待れよかし此身は存分に致されよと自分より坑に潔く飛入りしは其頃の人の知な所なり憎みても慊らぬ惡僧とも小石を投込搔込て生なからに埋しは無慙とも殘酷とも言語に絕たる惡業に磨上たる倭魂名玉を惡僧共の手に亡ひしは措しとも遺憾とも慨歎せぬはなかるへし偖も平野大藪は俄に各村の庄屋肝煎を集め新右衞門の罪御免下さるやうとの願書を認め出願せしも其翌朝の事なれ

は六日の菖蒲十日の菊昨夜之中に斯くとは聞て落膽且つ驚き偖も々々と惡虐極まる惡僧と言はす語らす只恐れ悄々として下山せしに興山寺よりは使僧を島野村へ派出させ妻のおさわは領外へ放逐し長男新九郎は和歌山へ逐ひ二男新助も和歌山の洲先へ流れ三人離散の其跡は家屋を悉皆沒收し拂下けて代償を寺へ取上け新右衛門所有の田畑は島野村丁田村の人民に小作に當て作らせ益米を多分に取上け紀の川端字西ヶ瀨にて新右衛門か所有なる竹林を公儀藪とそ唱へたり
一佛法第一の敎は殺生を禁し瞋恚執着の念を捨て柔和忍辱の法心を抱き自他平等の安隱を祈る身か如何に佛法末世と云ひなから佛食を喰ひ佛衣を蒙る僧侶の身として義を見て奮ふ新右衛門を生なから土中に埋め殺しまた倦足らす妻子迄牢獄に繫き既に死刑に處せんとするを領內農民の懇願にて或は賄賂の沙汰をもつて万死を出て夫々へ放逐し加之其翌年新右衛門か所有の田地を入札の拂下けとし其金額を取上け家名を斷絕し跡形もなく退轉せしは慘然なる次第なり其比新右衛門に荷擔し又連類の者總て直訴に付ての書類連判狀なとも有るへしと嚴敷探偵したれとも新右衛門一身に引受けたれは確證になるへきもの一通も無れは嫌疑の者を捕へ牢獄に苦しめ道路にて殘酷とか又壓制とか噂する者を罰したれは人々口外に出さす只其暴虐を歎息せぬは無りけり一萬四千石の村民は新右衛門か直訴によりて從前の疾苦を免かれ天下普通の京桝もて納むる事になりたる大功を喜ひ神佛の如く思はぬ者も無く密に祝し居れと元來柔弱なる農民なれは只地頭を恐れ如何なる余袂に遭んも計り難しと互に口へも出さすして其か恩義を忘れたる如く打捨て絕て其靈を祭り其遺族を音信る者もなく今日に至りしは遺憾なる次第也其後哀むへきは新右衛門の家を取崩し屋敷

を拂下けになりたるを買たる者裡の竹藪を伐拂ひ開墾するに堆高き所有るを怪み鍬を入るに竹の葉をもて幾重にも包みたる一つ堆きものあれは人々打寄り竹葉を取除見たりしに一の石塔の出現なしたれは人々大に驚き尙驗め見たりしに新右衛門家代々の法名を彫付たるのみならす自分の名さへ刻み付て有りしかは人々是を見て涙を流し確と見れは俗名戸谷新右衛門享保四亥年十一月日とあるを見て偖も新右衛門氏には豫て無き身と覺悟して江戸表へ出立の際人に知らさす此石塔を製(コシラ)へ死を決して出立せられしなるへし古へにも斯る丈夫は有間敷と寄集ひ聞傳へ涙を流さぬ人は無りけり嗚呼悲しむへし哀れなりと人々袖を濡しけり彼の地頭を恐るゝ故此石塔も其儘になりて追善供養をする人もなく密々我家々にて祭るのみなりしか其後淸水組にて年末の賦課割に僅少つゝ墓掃除料として丁田村より書出し回向料に用ひ妻の鄕里神野組より五十年每に角塔婆を供養し來りしも星霜移りて其事も明治年間に至り等閑に過行たるは遺憾なる事にこそ只民間戸谷新右衛門の義に死せしを桝公事と唱へ古老の物語りに殘りけり

附言斯の如く氏か仁義の志に篤き身の行の明治昭代に顯はれけれは今や有志の人々は資を捐て財を集めて左の如き紀念碑を建立すると云ふ嗟呼芳流竭す戸谷の泉滾々流れて止ます芳を万世に傳ふ天下誰れか感奮せさらんや宜なる哉此擧ある

新右衛門裔孫當時戸谷熊右衛門と稱し今に同郡南馬場村に住すと云ふ

紀伊國伊都郡高野山麓
杞ノ川邊南馬場村義人
戸谷新右エ門紀念碑社
殿等建築場界圖

高野山上蛇柵之側ニ
新右衛門事蹟之碑

米山多右衛門宗隆

米山多右衛門宗隆
同　多右衛門宗持

米山多右衛門宗隆

祖先は志州英虞七島の第一たる越賀島の領主越賀玄蕃允隆俊とす玄蕃九鬼嘉隆に屬す嘉隆信長之命を受け海路攝津に赴くや紀州熊野沖に至る比海賊根來某來り襲ふ嘉隆掩撃其魁を斬る玄蕃與て功あり信長黄金三百兩に酒肴を添へて玄蕃へ贈り之を感賞す玄蕃歿して子隆政家を繼く朝鮮の役隆政又嘉隆に從て功多し歸國之後俸を增す文祿五年九鬼氏新宮城主と戰ふ隆政又功あり慶長十九年大坂冬の役隆政主命に由り病を力めて出陣船を紀州三鬼島迄進む時に病革なり國に歸て歿す子隆春嗣く元和元年夏大坂の役九鬼氏に從て戰功あり後主に從て丹後に移る後故あつて伊勢に歸り度會郡圓座村に住し姓を米山と改む隆春死して子宗隆後を襲ふ

多右衛門宗隆は圓座組之大庄屋たり性慈仁常に公益を謀るを以て終生の目的となして毫も私を營むの心なし圓座村は灌漑の便に乏しく地あれ共耕すへからす人民大に窮す宗隆茲に於て元祿二年より大熊山の谿谷より水を引き來り溝を穿ち渠を通して高きを削り低きを土かひ經營七年元祿九年に至りて竣功終に良田七町余歩を得たり依て村內漸く盛に戶口蕃殖す元祿四年九月官之を賞して曰く

圓座組合大庄屋
米　山　多　右　衛　門

此度彼　仰出候新田畑幷に荒地起返の場所見立田畑難成空地は茶紙木苗類等を植付させ其改を受御高入願出候樣との御趣意相守り取調方別て行屆追々願出させ候段厚く譽遣候樣御年寄衆より被　仰付候條厚く譽遣候

元祿四年九月　　郡奉行所

宗隆八十二歳にて歿し其孫多右衛門宗持能く祖の業を襲く

米山多右衛門宗持

宗持夙に祖父之志を慕ひ其遺業を襲ふの志あり時に岡座村經年の久しき堤の良田美畝漸く衰へて祖先營業慘憺の地廢田墟跡に歸せんとするを憂へ是れか挽回再興を謀り文政十二月五月起工更に水路を貫き分水を引き遠きもの七十町余に及ひ天保二年七月に至て既に成功を告んとするに際し俄然水災の爲め新工事破潰勞力費金共に空に歸するを尙不屈再ひ工を起し終に千三百八拾九兩一分を費して數十余町の新田を再興せり於是　顯龍公其功を被賞左之命ありて御染筆壽書御紋付盃を添へ賜ふと云

田丸領岡座村御代官直支配地士
岡座神薗上野二ヶ村兼帶庄屋
米山多右衛門

役儀出精相勤め其上横輪川井關溝路御普請之儀も骨折此節迄に致成就荒地の分毛附入に相成候段御代官達之品も有之候に付格別之品を以て二人扶持被下之

天保二年七月　　勢州奉行所

後明治十八年に至り圓座村上野村津村神繭村佐八村横輪村下村菖蒲上村床之木村等の里人等宗持の恩を思ひ偉勳を後世に傳へんと議し時之縣官初百九十二人亦賛成して米山新田之中央に尖錐形之一碑を立つ我公亦篆額を賜ふ

圓座村墾田碑　　正二位侯爵徳川茂承篆額

我伊勢度會郡圓座村、舊係紀侯封疆、而米山氏其望族也、四代祖宗隆君、憂其地荒蕪、鋭意墾闢、村民悦服、兼功自勵、乃遠引溪流通溝渠、長五十町、備閘四柵十二、桶二十六、以得水田方五町、白田方二町有奇、元祿四年藩廳賞焉、越百四拾年灌漑難之、再見奥草、九代祖宗持君、虞墜先業、勤身從事、設土圩六懸瓶二桶十四、穿石渠、長六十間、以得新田方十四町、而舊田復故、闔境被惠、蓋能用横輪川水利也、藩侯嘉之、賜以二口糧、實天保二年七月矣、明治中興、藩侯還土、邵乘未備、經年之久、恐或湮沒、於是父老相謀曰、我祖吾孫、安所茲土、二君之賜也、宜刻石傳後、來請余文、余勢人、與今主宗壽君父子相知、義不得辭、乃記其由、以贊此擧云、

明治十八年十月　　太政官二等屬矢土勝之撰

按するに　宗隆之孫裔當代を米山十二郎と云今尚同村に在り頗る篤行能く公同の事務に勤勵明治三年田丸民政局より褒銀五枚を賜ひ同十三年及十七年の兩度戸長職務勤勵の廉を以三重縣廳より賞金を賜り同廿七年五月賞勳局より藍綬褒賞を賜りたり世々此如眞に其祖を辱しめさるものと云ふへし

紀伊國屋文左衛門

紀伊國屋文左衛門出所は加太浦といひ或は熊野浦といひ未た正説を得す父母の名も詳かならす 信往

紀伊國屋文左衛門

年一書に就き文左衛門晩年落魄遂に飴賣となり榮枯盛衰のたのみ難きを世に諷諭せしよしを記したるを一見せしか今其書名を忘る暫く左に一二を掲け他日補綴する處あらんと欲す

氏は紀州加田浦の人或は熊野の人と稱す幼字を文吉と云ふ氣宇快闊細行を修めす嘗て熊野浦に鰐魚來る浦人網事を廢する事月余土人大に苦む氏乃ち奇計を以て鰐魚を殺す魚腹千金あり之を國主に訴ふ國主氏の功を賞し賜ふに其千金を以てす茲に於て氏大に其金を散し四方の窮民を賑はす父老感戴氏を以て邑長となす氏時に十八歳南紀元來柑子多し每歳之を三都に運ふ此歳東洋風浪大に起る四方の船舶江門に輻輳し敢て發せす是を以て江門の柑子俄に其價を倍す氏之を聞知し乃ち船を購ひ柑子を積み無頼の航夫を募り死を期して江戸に航す一晝夜にして達す都商爭ひて柑子を購ふ利を得る事巨萬乃ち擴收の鮭魚十万尾を購ひ之を船載し上國に歸り之を售る又巨利を博す往復旬余而て十五万金を得鄉人耳目を倚つ一日奮然志を立て擧を挈けて江戸に赴き八丁堀に住し材木を販賣す偶丸山の大火災あり氏豫め其是あるを察し其豫防を爲す災あり直ちに木曾に赴き材木を購ひ之を江戸に齎し盛んに發賣利を得る事巨万名聲一時に鳴る思らく我半生斯の如きの產を致す亦一生の中に於て之を散すへしと乃ち花街狹斜の間に豪遊す人呼て紀文大盡と稱す後年家道頗る替る氏居を深川に卜し之に住す享保十九年四月廿四日病を以て歿す年六十六深川靈岸寺支院淨等院に葬る釋謚を歸性融相と云氏平生俳諧を嗜み千山と號し其角（一つに其角に學ふとあり）一蝶等と交る詞意凡に超え佳句頗る多し往々人口に膾炙す　本朝虞初新誌

一德川十五代史に曰く　元祿十一年戊寅年二月九日上野根本中堂柱立あり材木問屋紀伊國屋文左衛門此材木の請負をなし凡

五十万兩の金を得て暴富を致す世に之を紀文大盡と云

一今時發刊の和歌山學生會雜誌に文左衛門の傳を揭く頗る前說に彷彿たり或は前說を潤色したる哉も知るへからす其文に曰く

紀文の事人口に膾炙する既に久し然れとも唱ふる所多くは海上風暴らく逆浪天を蹴るの時海を航して柑子を江戶に輸し富巨萬を累ぬるに至て花街に遨遊せしか如き豪擧のみ未た彼の財理に通する彼の商機商界に敏なるに至りては之を稱する稀なり彼曰く能く聚め納れ能く出し然る後初めて共に財理を語るへきなりと彼は柑子を江戶に輸し木材を木蘇山に買收するか如き財理に通し商略に敏なるにあらさるよりは豈此言此擧あらん哉然り而して彼は終りを全くせさるを難するものあり然れとも彼曰我半生にして巨萬金を博す亦當に一生に之を散すへきのみと之に由て之を觀れは彼始めより子孫の爲めに計を爲さゝるや明なり即ち天下の財を網羅して以て天下の人に散せしものか今の紳士紳商と稱せらるゝ者紀文たる幾人かある滔々皆紀文の所謂守錢奴のみ今紀文の傳を草して之を公にするもの又這般俗流をして鑒みる所あらしめんとするの微衷に出つる而已

文左衛門は幼字文吉紀州加太浦の人或は曰ふ熊野の人と氣宇快濶にして細行を修めす智愚共に交り毫も其間に畛畦を設けす最奇計を喜ひ心算に妙なり而て外に温藉坦率之に接すれは勤助たる書生の如し是より先熊野の海に鰐魚あり海中の鱗介悉く其食む所となり漁人爲に網事を廢する者月餘土人大に苦しみ之を文左衛門に詢る文左曰く與し易きのみと乃ち木偶數十を作り中に毒藥を充し明日船載して海上に至り衆漁と歌呼す鰐魚人語を聞き彼間に出沒す眼光炬の如く口を張り之を呑まんと欲す文左叱咤して直に木偶を取て之を海中に投す鰐魚呑噬して一口に之を盡す忽にして天氣晦冥風雨大に作り洪濤山立海水盡く赤し文左曰く之れ鰐魚毒に中りて血を吐なり其斃るゝや立て竢つへしと暫くありて鰐魚果して水上に浮ひ風雨稍々歛る乃ち數十人をして之を陸に挽き上けしむ龍身蛇腹蠆尾にして獸足大なること古枯木の如し遠近喧傳觀る者市の如し衆手を額にして

相賀し深く文左を德とす文左命して死屍を解かしむ肚中に巨革嚢あり開て之を檢すれは黄金千兩あり文左狀を具して之を國侯に訴ふ國侯甚其能く奇計を施し民害を驅除するを嘉し擧て之を文左に付す文左大に其金を頒ちて四方の窮民に賑はす老弱駢集して其門に滿つ父老感し推して以て其邑長となす時に文左年甫めて十八也此より先南紀の提封多く柑子を藝え以て租稅に充て每歲船載して之を三都に鬻く利巨萬往々富を致すものあり此歲東洋風浪大に起り四方の海船江戸に輻輳するもの皆風を怖れて敢て發せす是を以て江戸の柑子俄に其價を增し一顆率に三錢に至る都人領を延きて日に其入港を望む文左之を聞き海に航して柑子を輸さんと欲す會々邑人海船を藏するものあり其敗漏用ゆへからさるを以て解きて以て薪村と爲さんと欲す文左假りて之を修理す三數日にして工を竣ふ乃ち揚言して曰く能く風浪を冒し海に航する者あらは人每に百金を與へんと人皆其虛妄を疑ふ啞子一人あり之に應す輙ち百金を與ふ僉駭て曰く文左は信すへき豈食言して人を詭く者ならんやと近邑壯丁來りて募りに應する者十有余人皆賭博酒を縱にする無賴の惡少なり文左大に悅ひ悉く其約を踐み且つ酒饌を供へ痛飲する事累日呼ふに爾ち汝を以てし意氣相投す約して兄弟となる時に海上風益暴らく逆浪天を蹴る一行十有九人皆凶服を着け豫め必死を期す明日黎明文左柑子數千箱を大船に載せ徑ちに刀を拔きて其髮を截り之を龍王に獻し默禱する頃く辭訖りて船頭に立ち其纜を斷つ船飛ひ帆怒り轉瞬に百里洪濤を破りて東走するもの半日遠州洋に至るに及ひ風益々順帆益々驕凡そ海上三百里一晝夜にして江戸に達す此時海船港に入るもの獨り此の一船隻のみ都商欣迎し以て神助の致す所となす文左乃ち價を定め柑子を售る市利百倍一朝にして五萬

金を獲たり上國固塩の鮭魚に乏し即ち十萬尾を買ひ又船載して之を京攝の諸國に鬻く幾くなくして富一郷に甲たり

按に　近時發刊紀文大盡と題する一小説（少年文學に載す）に紀文は紀州藩士五十嵐文左衛門の子なり文左衛門浪人落魄して加田浦に住す紀文年十四熊野の豪商大國屋某に仕ふ十八歳冒嶮柑子を江戸に輸して大利を博し承應二年の春江戸八丁堀に紀伊國屋を開店名を文左衛門と改む時に十九歳也と云々小説因より信を措きかたきも父の名の如き夫れ據る所ありしや而して諸説年代を記するもの互に差違あり前記丸山の大火と云は有名なる明暦三年正月十八日本郷丸山の大火なるべし後説承應二年といふより五年目に當り十五代史元祿十一年二月上野根本中堂柱立の材木を請負と云に對すれは文左年六十四歳を算出す虞初新誌の文左享保十九年六十六歳にて歿すと云ふに據れば文左は寛文九年の生れにて承應明暦は文左生誕より十數年前也且つ其角一蝶等（其角は寶永四年歿す一蝶は享保九年卒す）と交りし事は他書にも往々散見する處又文左上野根本中堂建築の材木を請負ふの時柱梁椽板一切の木材惣して一箇につき大小通して幾價と平均最少分の價格を示して請負ひ故却て莫大の巨利を博したりとの事は上野山中今に傳聞の由信正しく寛永寺中或る信すへき僧侶の談を聞けり之に由て觀れは文左の名聲を博せしは元祿享保に在て承應明暦に非る事知るへし讀賣新聞に（八千四百十號）市内巡杖記といふを掲けて深川冬木町の辨天に到る路傍に稲荷の小祠あり祠の左方にある石の手洗鉢は紀文大盡の寄附せし物なりと傳へり大さ二尺七八寸幅三尺計の御影石にて表面の中央に稲荷社その左側に享保八卯初午の刻しありと云々亦一證に附すべし

土井八郎兵衛宗壽

土井八郎兵衛宗壽

同　宗本

土井八郎兵衛宗壽（享保の初郡奉行に滋野八郎兵衛あり依て之を避け爾來牛右衛門と改む）は代々奥熊野尾鷲組南浦の地士にして郡中第一の富豪也紀伊國續風土記に記する處左の如し

家傳に曰く先祖大舘彦五郎氏兼南朝に仕へ吉野に住す其子大舘小三郎氏弘貞治二年日高郡に移り

湯川家に隨從す五代の孫を左衞門大夫保利といふ幼少にて父に離れ母方の祖父白樫彈正の家に成長す永正元年三州の士土井九郎左衞門利信來りて湯川家に屬す因りて其女を妻とす是より故ありて土井氏と名乘り海部郡濱中に居住す其子新助濱中より初めて尾鷲に來り代々相續す傳ふる處の文書等は寛永年中高浪に流失す近郷より和州領北山邊の山林多く持て國中富豪の一也別家源兵衞及其余多くありと云々

一天保十年調査に係るといふ同家々譜に先祖以來の詳細を記せるものあり今其冗雜を省き唯家聲成立且つ公共民利に盡力等を掲けんとす曰く

土井新助の海士郡濱中より尾鷲へ來りし年月不詳想ふに寛永の末比なるへし新助死して息男利大幸家を嗣く其嫡男を宗軒居士といふ初めて八郎兵衞と稱す此時に當りて貨殖の事を謀り酒五七十石を釀し農作をも兼ね居宅は表口六間に裏行十三間也しと元祿十五年八月廿五日卒す嫡男八郎兵部宗壽嗣く前代よりして家富みしか尚當代に及て自ら儉素を行ひ仁惠を施し親族を睦み人を知るの才に長し大に貨殖の事を勉め廻船といへる大船を造て交易品を載せ江戸大坂諸國に運送し炭を燒出し月やくといふものを遠き山より出させて江戸へ運送の事多し自船のみにては事足らさるにより伊勢の樽柄の常積といふ船にて積出せり（酒釀の事はいつの比よりか止みたり）田畑山林を買廣め杉を小原野蓮はたいら其外所々植へ小原野を開墾し遂に家業を成就す實に當家創業の祖にして門葉の繁殖此時に盛也宗壽年老ひ退隱薙髮して家を長男宗本に襲しめ寶暦六子年十一月三日壽九十五歳にて卒す是より先き九ヶ村の地下人等庄屋に贜金の事ありとて訟獄の事起る寶暦二壬申

の年九ヶ村庄屋各罪に服して其職を召放さる是公金の引負ありしを地下人等憤りて告發せしにて其巨魁〇〇（二字不明）文平仁右衞門由兵衞元七吉郎兵衞武右衞門と稱する輩にて地下人等悉く連署大に騷動す其比は公事とはいはすして地下騷動といひし程の事也若山より御下知にて奉行組の同心松田彌助なとを初め數人出張中井作左衞門か家にて庄屋の帳簿を調査せしに首に疱瘡米として貧民の痘を病めるに官より下施せられたる米穀を下々へ頒布せさりし事ありしを發覺此一事にて庄屋の罪適るゝ處なし餘は深く推窮に及はすとて夫より扱ひといふになりて九人の庄屋より銀三十五貫目を地下人へ償ひ事平きたり然れとも其贓金實は數百貫目の事なりけるとそ此時に土井本家をも見世をも連署の列に加へんと黨與の者共樣々に脅し迫りたれとも宗壽宗本は遂に拒て連署をなさす是に於て宗本其欠に補せられ五ヶ村の庄屋となる年來の苛虐を除きて溫潤の化行はる寶曆四年大庄屋に薦められ同七年其職を致す此比調達と稱して多くの金を官へ徵さる同十辰年若山へ召され奉行直支配といふに列し熨斗目着用を許さる是調達の獻金許多なる勞に報ひられし也此時三十人扶持幷に年俸の米百石を賜り明和六年迄連綿せしに同七庚寅年に至て斷延へと稱して此事停止となる是土井家のみに非す封内の民進獻せし處の金の息として下し賜ふ處皆斯の如しと云々

一北牟婁郡地誌（近時三重縣廳にて編す）に曰く今より六代の祖土井嘉八郎（按に記中の年曆に依れは蓋し宗本の事か）諸種の植樹を勉むる中農產物の最有益品にして其利著しきものは竹に如くものなしと考へ官の保護を仰き寶曆年度薩摩地方より母竹數種を運輸し來る（銀竹も此時に入る）是江南竹を本浦に植るの初とす此際洽く適當の地を

撰むに土壤淺からすして稍粘質を保ち赤土に黑壤を交へたるを良しとし且其地南浦に松柏森林又山を屏圍す此地防風自然にして最藪地と爲すに適す是今の字倉谷にして如何なる大風にも軟竹を夭折するの恐れなしとす此に於て該竹を植付しに爾來益々繁植產出するに至り安永年度より寛政年度に至り自分所有地大和國吉野郡古川村及龍の谷（本浦より三里以上五里以内とす）及南牟婁郡大又村（本浦より六里余）本郡行野浦字白濱及尾鷲南浦字小原野本浦字泉等六ヶ所に分植せしに繁殖頗る速なるより尙他に繁殖せしめんと謀り近邑に勸めて竹根を分與し栽殖せしめたるもの枚擧に遑あらす目今泉倉の谷に產する其大なるもの周圍三尺に至るといふ

一 信明治二年職を奥熊野に奉せし時管內尾鷲組の大庄屋は土井嘉八郎と稱し該宗家の後なり管內第一の豪族にして家聲郡中に冠たり林業を專とし所有の山林は遠近紀勢大和に彌滿し年々一千兩の一山を伐採家計を營むとすれは五十年を一世と假定しても一世の內に舊林に循環し來らす其內には既成跡植村の分生育順次如此して盡る期なしといへり一家一門伴頭手代世々分家して悉く濱中屋を唱へ近村は殆と濱中屋の家號を以塡塞せらる能く祖先の遺法を遵守公共事業貧民救濟の事に義捐賑恤を怠らす浦方不漁乃至凶歉には必す粥を焚出し窮民を惠み無資無業の者は幾人を問はす家に雇役米搗庭作り等雜事を初め山林茶園竹藪の事に使役して以て飢寒を免れしむ故に鄕中の尊信は恰も君主の如く實に隱れたる一封侯に似たり信座右に給仕の童者政助といふは尾鷲の者也嘗て和歌山城の談あり政助其一見を希望想像して八郎兵衞さんの屋敷と孰れか美なりやといふに衆皆失笑せし事ありしか尊信の度土地の人心に固結する情推知せられ徐に

寒村僻地には慈善の巨室必す無かるへからさる感止まさりき

一郡中茶園あるは所在茶樹あれさも山岳自然生也唯當家のみ培養宇治に倣ひ頗る整頓す　舜恭公の御時不良の伴頭等の爲に横難に罹り家聲大に挫折す名家豪族は國の寶なり忽にすへからすと特に御勘定奉行巡遣を命せられ其家に臨み財産を禁治後は整理を待て還付せしめられしと云

此時の事實年月等當代八郎兵衛に質問したるに記類傳はらす不了の由答へあり然るに御徒目付中村某か所持御供覺帳といふを閲する中に左の記を發見す

天保十亥年閏七月七日奥熊野尾鷲組八郎兵衛怜外櫻田にて直訴致し奥御供方より御徒目付へ引渡しに付委細承り御屋敷へ連參り御目付より御勘定奉行へ引渡し候事

右は何等の訴とも不明なれとも蓋し家産横奪の難等に罹り危急訴ふる處なく　君上の江戸御在府を機とし熊野僻遠より特に出府　御登城御途中を窺ひ駕したるならん當時に在ては下賤の領民直に駕訴なとゝは前代未聞の椿事其者に在ては固より死を決したるならんされは御吟味有て破格御憐愍の特旨を蒙りしものと察せらる八郎兵衛自稱には全一位様の御高恩々々言ひ傳へり　顯龍公江戸御在府なれは御在國の　舜恭公一位公御指揮ありしなるへし

是全く不思議の特典に浴し家再興の榮を蒙るものと深く感載永世大恩忘劫仕間敷旨家訓の由にて毎歳春季には自製の新茶冬期には自園の柑橘を献呈する事廢藩後の今に至るも替る事なし舊封數十万人中能く如斯なるは獨此土井一氏あるのみ明治廿二年七月我　世子公山井幹六外一人を具し給ひ熊野地方御漫遊之際八郎兵衛家に臨ませらる擧家踊躍歡迎奉待鄭重を盡し御旅情を

慰め百方至らさるなしといふ後八郎兵衛の叔父幹夫は臨邸の記一巻を書して上る

一嘉八郎夙く歿して子八郎兵衛嗣き年尚幼也嘉八郎の弟幹夫家を管し益家法を整へ林業を振起し東京勸業大博覽會每に出品名譽の褒賞を博したれは隨て世評赫々今や大學の林學士等年々特に來て森林を巡視實地の經驗に資するといふ近時蒸氣機關を林中に設置し洋式の新機械を用ひ巨材大木を自由に伐採割裁運搬せしむるよし目下所有の山林は四千餘町歩と聞えたり

伊藤五太夫

伊藤五太夫は伊勢國飯高郡大口村の人陶器名工伊藤五良太夫祥瑞の後裔也祥瑞の有名なるは世知らさるなしと雖も今陶器考附錄茶道筌蹄等に據りて其大畧を記さんに五郎太夫一說山田五郎太夫と云は誤りなりと云は伊勢飯高郡大口村松坂より半里東北の海邊の產にて伊藤五郎太夫の次男也明國に渡り吳州にて燒物を習ふ青花白色染付の本名の法を傳へて明の正德八年日本永正十年足利義稙公の時に當る日本に歸る此時明の李春亭送別の詩あり歸朝の後火候を驗するに肥前伊万里の近所なる有田皿山の土火候烈にして染付に適ふを以て同所に竈を築き燒物を始む是日本染付陶器の元祖にして其製品を古今利又古祥瑞といふ五良太夫吳祥瑞造の字あるものは吳にて燒處也祥瑞は地名唐音ちあんするゑんの轉語也と其技功妙本邦磁器製出の鼻祖にして功名永く朽ず今尚大口村に伊藤氏ありと云々

一三重縣德行錄に曰く　五太夫延寶二甲寅の歲を以て生る先祖祥瑞の志操を繼き平素公共の事業に熱心にして私財を出し彼處板橋を改架し此處の道路を修繕し衆庶を助けし事枚擧に遑あらす年五十歲に至り其志益壯なり大口村に沖洲新田といへるあり反別十八町余あれ共此田一頃たも河流池水を以て灌漑する事能はす唯天水を仰くのみなれは旱魃の

年に際して一粒の米穀をたに得る能はす五太夫此地の景況を視て歎息止む能はす日夜思慮を廻らし朝夕に近村を徘徊せし事三ヶ年漸くにして飯野郡なる金剛川の流末を引き用ん事を考出し自身に測量して總ての方策を案出して公邊に願ひ出て其免許を得飯野郡の村々に往きて其承諾を議り夫より屡村民に諭示し人夫を覓めて辛くして溝渠を開鑿せしか其延長十六七町に及へり然るに通水せんとする初に當りて一大困難を來せり抑此起工十六七丁の内に河海二流あり一を愛宕川といひ一を大口の入江といふ五太夫遂て此川及海の底には埋樋を設け置しか水源の低きに依れるか又は流末の高きによれるか通水の時に至り川水樋中より流出せさりしかは村民大に憤怒し五太夫を以て人を欺きし者となし捕へて之を海に沈めんとせしに五太夫深く之を詫ひ二ヶ年の猶豫を依頼し辛くして家に歸り室の天井に流域の圖を畫き流水の彼の埋樋より流出すへき匂配を思慮せし事殆一ヶ年に及ひしか終に彼の埋樋の上より來る水の壓力にて中なる水を下に流出し又流出の水勢能く下の水の上の水を樋の中に引き入れる事を發明し再ひ土工を起せしか年來の素願日ならす成就し村民皆其澤に浴するに至れり五太夫又一の大功を奏せりそは領主紀伊大納言公入府の際は四日市熱田等より船を大口村の三本松に着け當邸にて小休せられ後松坂城に入らるゝを先例となし之を大口村無上の面目とせり然るに此處へ流出る笹川（坂内川）は砂川なるを以て年々砂泥を流出し已に近來に及ひては此三本松邊も淺洲となれり猪牙舟たも着く事能はさるに至れり五太夫これを以て此後大納言公の船の他村に着けらるゝ如き事とならは當村は大に名譽を失ふへき事ならんと慨歎し憂慮して措く事能はす元來此笹川の流水は石津荒木の兩村にて俄に折れて東に流るゝ爲に堤塘牛月形となりて水勢常に衝突し些少の出水にても忽ち堤塘を破壞し損する事年々に及へるなり五太夫又茲に着眼し此川の瀬替を出願し年を經て許可を蒙り村内に示諭し近村に協議し人夫を得更に堤塘拾町余を築き其屈曲を直し其下流を北方に向けて一直線にそ切下けたりしかこれによりて此後三本松邊に砂を送る憂なく且此笹川堤塘の破壞する患ひ少しも無きに至れりいふ是を以て大納言宗直卿五太夫の家産を傾け心力を盡し國益を圖れるを深く賞讃せられ御紋付三重の盃を下賜せらる後五太夫寶暦六年丙子三月五日八十二歳にして死せりといふ

按に　龍祖公以來歷世　大慧公の元文五申年迄江戸へ御參府紀州へ御歸國御往來は勢州松坂大口村より御乘船且御上陸を例と被遊たる也故に同村最證寺には　龍祖御休憩被遊し書院依然近世に至る迄保存せしか惜哉明治十六年火災に罹り一朝烏有に歸したりと云ふ

潤田莊右衞門

潤田莊右衞門名は重道後薙髪して道珠と號す江戸赤坂高塚權平之男也所緣あるを以て伊勢國飯高郡大足村潤田氏を嗣き里正となる享保十四年同郡西野村と大足山草刈場の山論起る西の村は時之執政三浦長門守釆地なれは其權威を振ひ壓制以て横掠なさんとす莊右衞門百方苦心經營すれ共事協はす於是意を決し和歌山に到り万死を犯して　大慧公の御東下を窺ひ紀の川原に於て直訴をなす然るに公か明察仁慈の深き終に公平寛大の裁許を得延享三年全く大足村の有に歸し事平くを得たりと此事に關し莊右衞門の辛苦に堪へしは前後二十二年の久しきに渉れり是を以て村民深く之を德とし其子孫に對し永代靈前燈明料として米三斗六升宛を贈り且同村に於ける一切の夫役を免除したり又　公か御仁德を感戴し奉り同村大傳寺へ　公か御靈牌を安置し毎年七月一日（御忌日也）村民一同參集莊右衞門か自筆なる　公の御恩德万世忘るへからすとの幅を揭け百万遍會を執行報謝し奉る同日の御供米料には年々米六升宛永代同寺へ寄付今に至て村民深く腦髓に感銘しありと後明治十三年村人川口常文なるもの莊右衞門か偉勳を石に勒し不朽に傳んと謀り其題額を　我公に請願し奉るを以て隷書にて御染筆下し賜りたり該碑の全文搨を以て傳となす

大足山碑　　舊和歌山藩知事從二位德川茂承題額

此大足山は我伊勢國飯高郡大足村の所有にして村を去ること凡五十町はかり南西の方に在り此山古より領主へ年貢を納めて木草を伐採來しに享保十四年四月同郡西野村之人等か此山へ立入て株を刈取しより爭論發り寛延三年迄二十有二年の間其事に係りつゝ許多の辛苦をして元の如く我村

の所有とは成りけるさて其爭論をなしたころは我村も西野村も共に紀伊國和歌山の殿の君の所領にして其殿人の給地なりしに我里を給はれるは輕き人にて西野村を給はれるは三浦長門守といへる甚重き主になむありける斯て其長門守の元締といふ役を勤めし垣本某といへるか同郡の驛部田村に在りて其重き殿人の威勢をかりつゝ横曲の事とも多くなしける中に此山の爭論の事も此者の計ひにて起りしなりとそさて其爭論の事を當時の諸役人等みな垣本か權威に恐れ或は姦謀に誑されて西野村の方にのみ心を通はし力をいれて我里の中立ることは聞入れすして公平ならぬ裁斷をなし或は獄舍に繫き或は法庭に拘留るなといはむ方なき慘酷きめに遭せつれとも我村人等は心を一にして産土神を始め諸神等に願事して聊も緩む事なく勞きたる其中に氏は澗田名は重道通稱を莊右衛門といひ又後に薙髮して道珠といへる翁あり此翁元は江戸赤坂なる高塚權平といへる人の男なるか豫て所緣あるを以て我里に來り澗田氏の家を續て里正たり此翁雄々しく勇める眞心を振起し天地神明に誓ひて其爭論の起りし始より力を勵まし事に勞きたりけるか左に右に横曲之事に妨けられて我正事の立通らさるを深く憤り歎かれつゝも斯て止むへきにあらねは命捨ても此事なし遂てむと志をさため寛保元年二月紀伊國和歌山に至りて上訴せむと心かくる折しも同月廿七日に大殿の君は江戸に下り給ふとて騎馬にて紀の川田井の瀨の河原を過給ふ時願書を葉つきたる青竹に挿みて畏しと言ひつゝも捧け奉りしに從士をして其を取上しめ給ひ又翁は後に呼出さるへき旨にて我大足の里に歸らしめ給ひき斯て其年の六月より六年の間數回和歌山に呼出されて其事の由を聞糺され或は西野村之者又彼垣本其他の役人等と對決なといふ事ともせさせ許多の糺問あり

終に其邪正曲直を明白に分給ひて延享三年十二月六日に此山大足村の所有なる旨裁許あり又垣本を始め其惡き計らひしつる諸役人は皆相當にそ罪せられたりけるさて潤田翁は上訴の法に違ひし科に依て命をも斷るへかりしを殊なる慈悲もて其罪を赦され事なく本邑に歸し給けるは甚も々々畏く忝きことになむ斯て後も尙西野村之者等か妨害をなす事ありしを寬延二年十二月に至りて全く事無くそ成りけるさて又此山の地續に阿形村の所有山あり此山も我山之爭論の發りし比より同樣なる爭論出來つるを當時之里正等か心しらひの足らさりしより口惜くも西野村と立會の山となりて有りけるを潤田翁の上訴の事によりて其阿形山も元の如く其村の所有とはなりける嗚呼二十二年の長き間を當時の村人等心を一にして辛苦を耐忍ひつゝ勞きたる事よ然はいへと潤田翁の雄々しく拔出たる擧動なからましかは其思念を遂て此山を我里の所有とする事を得さらましあな功しき翁なるかも然はあれともまた上に明慈なる君の座さゝりせはいかてか翁か志を達しはた身を全くして譽を後世に遺す事を得むや宜なるかも翁か自筆もて此大殿之君之御恩は我里の氏神天神地祇と仰き奉り尊奉りてゆめ忘るゝ事なかれと記しおかれし事よ其大殿の君は紀伊國領主六世の君從二位大納言德川宗直卿後謚を大慧院殿と稱し奉る君になむ座しける斯てこの大殿の御忌日には年毎に村人寄集ひて其君恩の高きを拜謝しまた潤田翁の功勞の深きをも物語りて報酬の情を盡すこととなりぬそも〳〵此山の爭論の事は翁か自から委く書記し置れしものも有り又遠近の里人之口碑にも傳へて遍く人の知る事なれとも常文なほ深く感思ふ事の有のまゝに村人等と相議りて其大略をかく石に彫らしめて萬世之標に建おくになむあなかしこ

明治十三年七月一日

川口常文謹記

文中莊右衛門廿二年間自筆の記錄は廿一冊として今尙同人子孫の家に保存しありと云

鈴木七右衛門重秋

鈴木七右衛門重秋家系は名草郡藤白浦鈴木三郎（義經に仕へし鈴木三郎の遠孫）の庶流にて代々牟婁郡安居村に住す永享の比村中洪水にて舊記の類皆流失す七右衛門重秋邑長たりしか安居村は從來旱損の地たるを憂へ工夫を以て村の北寺山村と其北向平村との間に岡山の指出たるありて川を隔てたるを考へ寛政十年官に諸願允許を得て同十一未年より着手其中間の山を掘拔て暗渠を作り文化二丑年迄七年にして成功を得たり是に於て寺山安居の二ヶ村灌漑の利を得て田畑沃腴になれり官之を褒して地士に命す暗渠は村の北二十余町にあり事の詳なるは安居村暗渠碑文に載たり重秋の子亦七右衛門と稱し今現に地士たりといふ

安居村暗渠碑　紀伊國續風土記

安宅川、逶迤從東北而來、歷向平神宮寺々山等諸村、而至于安居村、安居地高水低不可以漑田、邑常苦旱、土荒食貧、邑長鈴木重秋、稱七右衛門、有智計、聚衆謂曰、余王父有遺策、今語諸衆、寺山與向平相距、直徑計百三十步、山岡迤邐横出、其中間者二十有餘町、形若横長瓠、川繞之一里有半、而始達安居、水之低勢固然也、今向平寺山之間、穴于山腹、鑿暗渠、直徑通水、則可以漑寺山安居二邑、衆懽趨

之、寺山人不肯曰、穴山腹而通水、豈人力之所能成哉、重秋請官曰、鑿山腹通渠、邑力爲之、續之至安居、其渠計二十餘町、願取費於官、因陳其利害得失、極詳明矣、終得官許、於是募礦徒鑿之、向平爲首、寺山爲尾、首尾對鑿、其高下之度、向背之準、皆出重秋一人之指畫、三年而暗渠成者三分之一、而工費三倍於素定焉、衆心始沮、咸曰、用度不給、重秋請官曰、官渠先成、則勢可繼焉、乃促官急、二年而官渠成、乃鼓礦徒趣之、石堅不可鑿、寸進累日、礦徒咸曰、渠不可成、遂辭去、邑民拍手無策、重秋獨奮曰、前功不可廢、衆罷則罷矣、我獨成焉耳、又大集礦徒諭曰、高下之度、不可變、左右屈曲則可遣、堅就軟、豈有不達之理哉、用度不足、乃傾竭財産、又稱貸繼之、歳晩債者盈門、百端處之、不少屈其志、祈神求佛、斷食七日、或坐穴中而焚頭香、或冬日入水而誦法華、其苦身焦思、可謂備至矣、如此二年、然後首尾貫徹、高下之度、不差毫釐、水注如決防、邑民相賀、歡聲震天、實文化紀元甲子五月也、其用費、官之所賜三百有八十金、邑之所出、與重秋用私財者、各四百有餘金、總計千二百金、其他凡百之雜費、不與焉、寺山在渠下、亦欲漑田、衆怒而阻之、重秋諭曰、此國家之利、豈私吾一邑哉、遂許之、灌漑之利、勝於安居云、夫利民之道無他、講水利爲上、然至于地高水低、不可如何、而窮矣、如安居之地形、可謂窮矣、微重秋之奇策而盡其心力如此之勤、安得變磽爲非開萬世之長利受鼓腹之樂也哉、使世之欲利民者皆如重秋、則天下何地之不可爲、何民之不可濟哉、重秋既死、七年於茲矣、今之司農、咸偉其功、相謂曰、邑民之於重秋、心祠口碑、千歳不泯滅、然唯止於一鄉之間、非所以勸善矣、宜書其事以[illegible]告諸世也、乃屬筆於好古、好古因具其事、雕石其傍、

天保甲午之歳陽月

仁井田好古撰　一父撰并書

中村長左衛門成近

中村長左衛門は名草郡船所村の民也其傳記詳ならされ共嘗て六箇堰川の續渠を開鑿して近鄕近村の爲に永く水旱の患を除き民利公益を不朽に傳ふ其勳蹟著大實に万人傑といふへし今紀伊國續風土記載する所六箇堰續渠の碑文を揭けて傳に換ふ六箇堰は那賀郡淸水村より溝渠を穿ち紀の川を引山口田井平田直川の諸村を流れ小豆島村の南にて紀の川に合す長左衛門更に北村より溝渠を穿ち續けたる也

六堰續渠記

楠見、雜賀、貴志、三莊在鳴瀧川之西、而東自船所、西至於松江、南濱紀川、北暨於市小路次郎丸、爲村凡十有七、皆陸田、旱則水車拮槔以灌田、罷露困踣、猶被焦爍、雨則水潦浸稼、無有所洩、年率荒歉、民不聊生、船所有中村成近者、稱長左衛門、謂衆田、斯地穿渠以灌田、蓄洩以時、則夏秋得兩收、且旱無拮槔之勞、雨亦免水潦之患、此万世之利也　今夫六堰、渠口、發於岩手而止於村焉、續之穿渠、則力不勞而功易成、用省而利倍、不有事便於此者也、衆咸喜焉、然以其役之大、與官許之難得也、逡巡弗果、成近、獨奮而不顧、單身趨府、陳其利弊、述其施設之方、瞭如指掌、而未能輙得焉、家貧資用不給、然不以此自撓、頻煩告請、三歲終得官許、於是使成近督役、其高下之度曲直之勢多出其指畫、文化二年乙丑四月而畢、所灌五村、後十一年乙亥之歲又起役、歷八年至文政五年壬午而畢、所灌十有二村、通前

凡十有七村、渠長凡五千三百丈、田之受渠水、凡百二十有餘町、傍賴其利者又多焉、成近沒而七年矣、天保甲午之夏、渠下蒙其惠者、相聚議田方今邑無水旱之患、安居而飽食、皆官賜也、雖然微成近之奮勇擔當盡其心力、則安得畢其功也哉、今不書之、後世終將泯沒焉、莊之大長角川某、來需余文、夫利農、莫要於興水利、然其責在有司焉、有司者雖志在利民、自非有敷陳條告於其施設之宜者、則亦安得施實惠於也哉、吁嗟成近一田夫耳、爲己利身之念、毫忽不介于懷、唯走魃驅蝻之災是憂、其立志不愧於士君子矣、宜哉能使良圖上通、而下無遺利之患、官亦得以益其賦焉、豈可不嘉尙焉哉、將刻之貞石、以昭示後人焉、亦事之宜、乃爲之書、

天保五年歲在甲午夏六月　　仁井田好古撰一甫識

濱口儀兵衛

濱口儀兵衛は紀州有田郡湯淺組廣村之地士也祖先夙に湯淺醬油の商店を常州銚子浦に開き支店を江戸に置き廣屋と稱し家世々豪富也儀兵衛學あり力を村里公共の事に盡し常に私財を投して窮民を賑恤生を助け業を授く安政三辰年十二月廿日官其善行を賞して特に獨禮格を賜ふ曰く

兼々心得振宜且村內世話等行屆厚く骨折候付獨禮格被　仰付之

此時御代官よりの具狀書左の如し

廣村往古者江戸店或は五嶋邊へ魚仕入元いたし候者とも多分にて繁昌の處近來段々沽却及ひ作

方は本田畑にて御年貢納高多にて自然難澁者多出來人別家數も減し候由の處右儀兵衞儀は元より田畑山林とも相應に所持いたし江戸表深川扇橋邊に出店有之地面所持少々の金貸いたし下總國銚子荒野村と申所にも出店有之造醬油商ひ大店にて多人數召抱追々繁昌に付當時身上宜敷候得共儀兵衞儀は家宅衣服共諸事質素にて篤實にて慈悲深く兼て困窮の者共を救ひ遣はし候付自然同村之者共都て尊敬いたし候由右廣村追々衰微に付儀兵衞兼て工夫もいたし置候歲十ヶ年以前より同村の難澁の漁師共へ漁船網共仕入遣し猶又近浦にて難澁之漁師共をも呼寄せ住居爲致漁事有之節は相應の口錢納させ候へとも當時は右口錢も納不申船網とも無料にて漁事爲相働余分有之候節は元廻しの都合いたし候付追々潤澤相成候ては作方小前の者共迚も同樣にて村内も賑ひ居候處嘉永七寅年十一月五日夕同村津波にて人家百軒計流失死亡の者二十六人計有之田地も多流失いたし前段漁師とも住所は勿論網船漁船道具類迄不殘流失に付漁事等も難出來難澁いたし居候付右漁船二十八艘網道具とも元の如く儀兵衞より仕入遣し猶又近浦にて困窮の漁師共入込漁事爲相働候事の由前段より當時迄仕入遣し候高凡九十八九貫目余出銀之由然る處津波之節は夕方にて老若共周章候處儀兵衞儀村役人下人共四五人連れ逃場所差圖いたし頓智を以て道端に積有之候藁五ヶ所程へ火を爲附燃立候て多人數の者を同村氏神八幡宮社内幷に寳藏寺等へ爲立退猶溺死なすへきをも儀兵衞働にて命助けたるもの多分之由夫より同組隣村中野村へ罷越庄屋へ掛合御園米八十俵余拜借いたし所々にて焚出し握飯にいたし夫々へ爲給三四日之程は救合いたし居候内親類其外へ引取させ候へとも行處これなき者共は矢張救合致し遣し且藁小屋等

建入置き其後米二百俵村中へ救合に出し尙同人同姓にて同村住居地士濱口吉右衛門と申者も儀兵衛同樣二百俵救合米差出候付同村にて相應に致居候者共よりも（合三十四人程といふ）五俵十俵つゝ救合いたし俵數二百五十六七俵銀子八百四十目余差出候由然處田地も多分流失農具も同樣に付作方働も出來かたく難澁に付儀兵衛より近村の鍛冶職之者へ申聞耕鍬唐鍬鎌の類多分爲打立百姓等持高に應し二挺三挺つゝ遣し爲働此出銀二貫五百目余といふ弱百姓の内にも可也に自分住所を建候者共へは二百目三百目程つゝ普請料之足に可致由申聞救合此入用三貫四百目程也廣村は近村より余程低き土地に付此度の津波より大に恐れ候や近村へ住所替いたし申者も有之付儀兵衛より申聞候は此後如何樣の高浪參り候とも流失無之よう丈夫なる波除土手築立候間外へ參り候には不及旨申諭し候上願差出村役人も彼是世話致右願相濟候付萬代不易之波除土手根足巾十五間七步高さ二間半上巾凡四間程にて廣村濱手折曲り六百間余計の內三分通り築立かけ有之右全く出來迄の工數凡六万の積にて入用高一工一匁六分之筈にて銀九十六貫目程當時三分通り築立懸有之入用高十六貫五百目出銀之由右は儀兵衛吉右衛門兩人にて出銀致候筈右者同年十二月より救ひ普請に取掛り廣村住居難澁者老若男女に不限右土手築立之者に土砂を運ひ候者日々四五百人罷出相働き相應の日雇錢を遣し候故全く救に相成難澁者内手大に潤ひ候事のよし且又去る卯正月比より當正月迄建家凡五十軒余出來致し極難澁者へは無料にて住居爲致又者右建家普請料を十ヶ年之年賦にて貸渡し有之候由右入用銀凡四十三貫目出銀の由尙又商人百姓方小前の者共身柄相應に元手を仕込遣し夫々手業爲致右銀高二十二三貫目余り右は年四朱之利分にて貸渡し

候由儀兵衛右之通り色々救合諸事行屆世話候付同村住居の上下共神佛之樣に尊敬し愚昧好事の者共了簡にて儀兵衛を濱口明神と敷に祝ひ込候趣相談いたし村木等を調へ社を拵掛候處儀兵衛聞傳へ我等儀神にも佛にも成たき了簡にては決て無之當時此度の大難に付き諸人迷惑致候付ては人別も減り不申やう諸事都合宜敷いたし且　上樣へも忠義其身の冥加にも相成且は昔の廣村に致度了簡故斯世話致候事にて候社拵右等之儀相知れ候はゝ　御上へも恐多事に付此上世話も致すましくと事を分て申候故皆々得心いたし止に相成候よし然る處廣橋と申橋先年大損しに付儀兵衛より建立いたし有之候處少々損し候付普請可致由にて村木調へ置候處去寅年之津波にて材木流失に付猶又去卯八月比より當二月差入之比迄に橋普請出來いたし候由右之橋は海邊近に懸け有之故出水高浪之節は損し候付此度は橋杭足固め存外之入費にて凡二十四貫目余出銀とそ然る處江戸持店銚子持店共去卯年地震にて大損し其外商買向損亡多分有之且は江戸行順年に付當二月晦日比江戸へ出立其節村内之者共へ我等儀此度無據江戸へ發足いたし候留守中夫々手業相勵み働候樣又々來巳年歸宅之上波除土手の普請成就爲致候上何卒工夫此上繁昌爲致可申間夫々働き候樣との儀教諭之上出立候付一統も悦ひ見送り候由且廣橋南の方土手土地低に付當時上より堤御普請に相掛り日雇の者五十人計にて取掛此入用二分通りは廣村より御手傳可仕元極に付右之出銀儀兵衛一人にて差出候筈村役人共へ賴置出立候由且又難澁之者の悴にて稽古事望有之とも雜費に差支候ものは同人より師家謝禮等迄取計ひいたし遣し可申と夫々へ申聞候付其砌より大體稽古に參り候者有之當時にては世話いたし候者五六人程のよし前段の通り二百七八

十貫目程（四千六百六十五兩余計）救合致し右の外不表向一存にて救合いたし有之由に候得共同人儀吹聽不致候心得に付其高爾々難知何分諸事行屆世話候村同村は勿論近村役人共始に前一統擧て難有かり居候趣取沙汰に御座候儀兵衛此時三十六七歳也明治二巳年御國政改革之際津田大參事に擧られ大廣間席學習館知事參政兼帶被　仰付後松坂民政知局事に轉す廢藩置縣之後東京に出遂に洋行をなし病て異域に死す勝伯爵の碑文あり

樞密顧問官從三位勳一等伯爵勝安房撰文及題額

濱口成則、字公輿、俗稱儀兵衛、梧陵其號也、和歌山縣紀州在田郡廣村產、家世爲邑豪族、爲人宏度明達、博涉群書、喜修徂徠學、夙抱大志、廣交四方知名之士、而於宇內形勢、頗有所見、方幕府開外交之日、君語人曰、方今之急務在外交、外交之要不能以德威接之、則不若戰而後和、嘗就所知一二有司、謀航海外、以窺其情實、諸氏皆翼贊之、而幕議遷延、不果其志、於是慨然投袂還鄉里、以教養子弟爲事、文以道德經濟爲先、武則專採洋法編製銃陣、屢試練習、一藩靡然、士氣漸振、會紀侯釐革藩政、擢任參政、明治四年、自和歌山藩權大參事、歷任驛遞正及頭、復補和歌山縣大參事、未幾辭官、後再任、同縣參事尋罷、初安政中、在田郡大地震海嘯、廣村聚落蕩然、雖水退、而流離荒壞之餘、人心洶々、將瀕飢餓、君百方慰撫、或捐私財以賑之、從來廣村田畝厚稅、倍于他所、民恒苦之、君以謂、海嘯之防、在設隄障、固不可一日無之、雖然居民苦重斂、急于水火、亦不可以速除也、今築堤防、取田圃名、移以後、其斂地、則民免重斂、是一舉兩得之計也、乃與同族吉右衛門謀、白諸官、請率先以投鉅貫、自董

役、不日竣工、堤長凡十五町、廣八間、永爲租稅不輸地、圍村一時獲免二害、其他治橋、梁勸產業、不一而足、民皆德之、及縣會之興也、輿望推君爲議長、復擧于同友會々長、丞論政黨之抑揚其輕躁之行、以就於着實之步、其言諄々、闔縣人士、由此以得定自立之根基、而成自活之計畫、君雖已老、英氣欝勃、無異于前日、十七年五月、決然欲航歐米以遂宿志、蓋其意以國會開設之期已迫、欲視詢異域政治風俗以稗益國、惜其跡足僅止北米一邦、而病歿于新約客館、實明治十八年四月二十一日也、享年六十六、君之學以經世有用爲主、安政海嘯之變、暮夜匆卒、人民狼狽不知所出逃、君命連發巨炮、皆乃出走高處、路黑步難、君火田畔禾稈、以取明、衆賴以免死、其長于機智、亦此類也、余少壯、君與俱學劍技、爾來殆四十年、恍乎如一夢、而君不復可見、頃者今嗣勤太、价人請余錄君生平履歷、即敍其大畧、如此、

按に文少しく轉倒誤字あるに似たり他日の校正を待つと雖も頗る虛實を免れさる如し

南紀德川史卷之六十六

孝子傳第一

緒言

從來孝子の傳を記するものは木村晴孝の南紀忠孝畧傳と井上道の孝子傳あり忠孝畧傳は天和二年より寛政十二年迄百十九年間百七人の事を記し孝子傳は文政二年より文久三年迄四十五年間六十七人の傳を揭く通計百八拾二年間百七十四人にして卽ち　淸溪公御世より近く　當公維新前迄民間の孝子順孫を褒賞旌表し給ふ所のもの也山間僻陬の賤陋能く純孝至德如此あるは偏へに世々の君常に世敎を重せらるゝに依ると雖も蓋し烈祖の薰陶深く民心に入りし德化の普及亦知るへき也天和以上の傳記なきは年代漠遠相傳はらす遺憾といひつへし

一卷中或は忠女義僕の事あり故に木村晴孝は忠孝畧傳と題せしも數を以てすれは僅少且忠孝二あるに非す今や兩書を合纂概して孝子傳と單稱す信亦補綴を加ふ處あり

一木村晴孝は駿河越の家筋にして享和元年文學を以て賞せられ天保四年の比は御作事見廻役を勤務後御勘定見習に轉し紀州名所圖繪三篇新撰の事加納諸平仁井田好古輩と謀るへきの旨を命せらる天保六年十一月病て死す今の木村雄の祖父なるへし井上從吾名は道眥て職を儒官に奉し維新後御國政改革の際牟婁上郡の參事に擧けられたり既に沒せり

明治廿七年四月　　　　堀　內　信　誌

南紀忠孝畧傳葉志文

君のみかけは高山の高きか如く親の惠みは大海の深きかことくみかけとは恩惠の厚く貴きをいふなりめくみとは慈悲愍愛せらるゝことなり古語にめくみうつしといへるも同しはやく或人の忠孝の字の和訓はいかによむそとゝへるにわか翁の答へけらく忠はまめつかへ孝はおやいつきと答へられたりまめとは實義忠誠なる事いつきとは心を盡してもてかしつくことなり俗にいはゝ大切に思ひて大事にする事なりかくて此書を見るに世に畸人なんといふ人のするわさのことく今の世の人は思ふへかめれとそれしかにはあらす今より百五十年はかりあなたの世にはひとのふるまひ大かたかゝらさる類はなくて此書に見へたるか如くなるふるまひそおほかりけんと思はれてそか中に又殊にかく眞心のまゝにふるまひたる親いつきの深くあはれと感せらるゝ事ともおほかるをされは上よりもきこしめしあはれみ給ひてその時々厚き御めくみの賜ものともゝありけるなりけり尊くかたしけなき事になんありける此書かく集めしるしたるは木村長藏某といふ人なり厚きこゝろさしになん此比この書のはしにはしふみしるしてよとあるによりて斯くいふになむ

天保四年六月廿六日 一本に七月日なし　　本　居　大　平

南紀忠孝畧傳題言

封内之民、孝義者、既襃賜之、又聚錄而上之　江府、蓋我恒典也、木村長藏就而抄之、自天和二年、至寛

政十二年、叙事簡明、名曰南紀忠孝畧傳、遂請梓之、實其善志欲有補於風敎也、吾聞之、北條氏之爲覇、徽行省郡國、稱我土風之不美、自是已降、衰替數百年、不復知其風習如何、及至我烈祖南龍公受封之初、告諭庶民、首擧孝行、雖僻陋之民、到今尊奉之、名其書爲父母状、則知至惠要道之訓、入民之深也、昔延陵季子之觀周樂、知有陶唐氏之遺民、民之秉彜雖含其美、不待文王而興起者罔鮮矣、今此所載雖其秉彜、焉知非烈祖之德化哉、是亦不可不知也、

天保癸巳孟秋　　山本惟孝題

忠孝畧傳附言

一此篇は庶民婦女子至賤の者に至る迄我紀の國なる忠孝の輩を擧て其梗概を記せしなりそれ上天子より下庶民に至る迄忠孝の道廢る時は終に國家を安し身を保つ事能はす斯の故に古の賢君必す是を以て治道の根基とはなし給へり辱くも我國祖君始て封に此國に就き給ひ國中に敎令し給ふにも先父母に孝行を以首稱とは爲し給へり爾しより此かた二百年の今に至迄敎化漸く盛にして忠孝の輩日を逐て出つ然共詳に其顚末を記さんとすれは文章冗長して讀者倦み怠らん事を怕る因て僅に其要を采りて簡約に從ふ

一藩中諸大夫の行状の如きに至ては別に儼然たる國史の在るなれは晴孝等は拙文の記すへき所にあらす見る人是に載る事なきを訝る事勿れ

一我國悉く忠孝の人を擧は何そ只千萬人のみならむ然れ共僅に其名のみを存して記傳の據る處なきは之を省きぬ嗚呼勵行其艱苦を同ふすといへとも或は見はれ或は隱れ泰否命あることと和漢共に然り竊に其人の爲に不孝を嘆くのみ然れは今記文の存せるに至ては傳へすんは有るへからす是(一本我孝)か善言美行を後世に傳へて世の人の是に倣ん事を欲し且　君上仁惠の源淵をも知らしめん事を糞ふのみ

一紀文敢て修め飾らす一に方言俚語(いなかことば)を以てする者は遐陬(エンゴク)の民兒女の曹といへとも解し易からん事を欲すれはなり只祇園坂井二翁の記されし二傳は原　官の命ありて撰はれし處就中坂井氏の文の如きは別に賞すへきに非るに似たれ共舊を存して其全文を出す

一我國内にある所は別に國名を記さす只郡の名及ひ鄕里を記す勢州三領(松坂田丸白子)の如きも又然り水野安藤二大夫の采地に出る者も亦新宮田邊を以て是を稱す其餘も亦是に准す且　本藩に混せん事を畏る故に末卷に叢記す

一此書已に成て後板行して世に傳へは聊風敎を補ふの一助にも成りなんと勸る人有るにより其言に隨ひぬ凡天和二年に始り寬政十二年に終ふ是より以下は後篇に載と言

天保四年癸巳夏五月

木　村　晴　孝　識

南紀忠孝略傳

木村長藏源晴孝編集

源三郎

源三郎は名草郡和佐中村の農夫也二歳にして父に離れ兄兩人は死失ぬ姉一人あれ共病身にて纔に己か用事を辨するのみ家素より貧しけれ共至て孝心にて幼き時より牛飼に出る又外の童子は遊ひ戯るゝに獨り源三郎は藥草を掘り母を養ふの便と朝夕の食物も自ら調へ母老れて起居も自由ならされは源三郎自ら介抱し衣類の脫き着せ髮結ふ事をも自ら之をなし冬は裸身にて寢所をあたゝめて母を寢しめ夜は幾度も衾の前後を押へ己れは夜をも快くねす母飴或は餅其外何にても望事あれは何時にても城下へ行（城下をさる事一里餘りなり）求め來て之を羞め耕に出るにも半日に二三度つゝ見廻りに歸りあるひは上の營築（こふしん）に雇はれ行む事を勸むるもの有れは母老ぬれは暫くも傍を離るゝ事覺束なしとて是を辭し若し事有りて城下へ出る時は母の待わひむ事を慮り殊更に道を急て往來し又人よりいさかひ抔言ひ掛られ不慮の事抔あらんには母の養ひを欠んとて日暮ぬれは更に戶を出す其村は言に及はす近村之者迄も至孝の誠を感し若糧盡る事有れは相互に米麥なと與へて饑を助けぬ其事終に官に聞へ天和二年源三郎へ米幷新田を賜へり

六郎右衛門

六郎右衛門は若山岡領の者なり家貧しく豆腐を製して生計とす若くして母を喪ひ父に事へて孝心也

父年老て中風を患へ身体自由ならす言語も辨りかたししかるに六郎右衛門能其欲する所を察し少しも不自由なく朝夕の食事は自ら哺め近所へ行度はなきやと尋ね若し行度と思ふけしきなれは自ら負ひ其傍に居り又は野邊に伴ひ其心に叶ふ所におろし傍に在て四方山の話なとし若し他へ行度と言ふ時は何事をなし居たり共則其事を止め望の所へ伴ひ暑には凉しき處へ負ひ行夜は蚊を逐ひ冬は衣類をあふり夜着を煖め短夜の時といへとも三四度つゝ見廻りぬ只能く父に事ふるのみならす其の妻の父母をも懇に世話したり其事官に聞えしかは吏に命せて其行ひを尋ねしむに六郎右衛門涙を流し其身貧しく思ひの儘に孝行を得仕り侍らすと答ふるによりいかにやと父に尋ねしに言葉はなくて領きつゝ唯六郎右衛門を指し兩手を合せて拜みぬ吏の其奇特なるに感し則官に達し貞享二年褒して六郎右衛門へ田を賜ひ快く一生を終しめ給へり

角太夫

角太夫は勢州白子領成光村の農夫なり其母久しく病りしか終には痿躄りとなりぬ其光景を人の見むことをきらひて願くは我を窩𥿻(をしいれ)の内にて養ひ呉よかしと請ふにより其所へ移し夫婦の者常に氣を付介抱し世に面白く珍敷事又は法談抔ある時は自ら行て聞來り其事を詳に話して聞しめ夏は日に浴を爲しめ冬は臥所を煖め大小用の器其外あかつき汚れたる衣服は人の見さる樣に洗ひ濯きぬ此ことくする事九年隣家合壁の者も曾て其の母を見さる故に其存沒をしらすと云しとかや此事官に聞えしかは貞享五年角太夫に新田を賜ふて其身を終しめ給ふ

金兵衛

金兵衛は名草郡矢田村の小商也若き時より母へ孝行を盡し何によらす母の言葉は少しも背かす夜は傍に伏し母寢さる內は色々の話をし其寢るを待て後に寢ぬ母若他へ出る時は衣服まても自ら之を着せ或は母西國順禮し度と望ぬれは村內にて錢をかり相具して行ぬ母疲れし時は是を負ひ七十餘日を經て歸れりはつかの本錢も之か爲に盡たれ共里人本より彼か克く孝なるを知ぬれは親しき者共より少しの元手かし與へける金兵衞他へ出る時は先母の食物を拵へ隣へ賴み置て出母つねに酒を嗜みし故日々調へて飮しめ妻をも娶らす諸事自ら此の如く勉めぬ此善行官に聞え元祿四年賞して田を賜ふ

彌三郎

彌三郎は松坂鍛治町の行商なり幼より力を盡して双親に能く事へり其父性質偏急にて良もすれは夫婦罵しくいさかひしに彌三郎中にわけ入哀しみなけきける故後には中睦しく成りしとかや十四五歲の時友達と講を結ひ參宮せしに御師の許にて出されし燒肴の類悉く薦に包み外にも魚肴を買ひ添友に斷り先達て家に歸り持來りし魚肉を出し兩親に贈り又商より歸りて其利益ある時は殘りなく親に渡し置若入用の事あれは親に告て其事に用ひ一錢も己か儘にせす纔なる屋の內に住居すれとも少しも禮を失はす兩親へは其時々の衣服を調へて着せしめ己れは其親の故衣を着終に新なるを着し事なし常に佛參を進め若し歸りの遲き時は自ら迎ひに行親の從來逋負(みしん)または舊債(ふるかり)をも殘らすつくのひ其上謙遜りて人其孝をほむる時は却て迷惑し近隣の者へも終に言葉のいさかひをもせす商の道も至て直なる故次第に賑敷なり何乏敷事なく且一度舞馬(くはじ)に逢しか共程なく新に屋造りしぬ妻を迎へよかしと人々勸むれとも不肖生質私情に惹さるゝ事ありては親に事ふるの道かけぬへしと表(うはべ)は肯(うけが)へとも終

に娶らす或人彌三郎孝行の仕方を親に尋ねしに別に申立ること侍らねとも幼き時より今日迄何を申付ても私共へ苦勞を掛たる事さふらはすと答へしとかや或時彌三郎外へ出んとするに父は道未た乾かす木履にて行へしと云母は道盡く乾くへし草履にて行へしといふ彌三郎何れにても一かたに隨ひなは其意に悖はむ事は慮り木履と草履と片方つゝはきて行しとなん家業の暇には書を讀む事をも好みしよし善行官に聞え元祿四年父弁彌三郎へ新田を賜ふ

信近く伊勢の人川口常文は筆せし彌三郎の傳記を閲するに頗る詳なるを得たり曰く彌三郎は父を村上三右衛門といひ服部采女正の曾孫（采女正は松坂の城主）なりと采女正松坂の人村上某の女を妾とす故ありて懐姙の儘暇をつかはせしか伊豫國二の宮といへる所の伯母聟岸本某の許にて男子を産す依而岸本勘左衛門と名乗り津の藤堂家に仕へ後浪人して松坂に住し此比より村上に復す此勘左衛門の子即ち三右衛門也三右衛門させる商業の資本もあらされは他人の田畑を借うけ小作して細き煙を立けるか生得短慮にして些少の事にも腹立ち妻子を打擲くる事常の如くなるに彌三郎幼きよりいと悲しみつゝ其あらふる中に立入て打詫ひ己も共に打悩まされ或は疵を付らるゝ事抔ありけれとも聊も顧みす更に一言の逆らひたにせる事なく平生に神佛に向ひても只管に父の短慮の和きなん事を乞願けるかくする中に小作せし未進諸所に出來て田畑を借受る事もならす飢寒にそ迫りける彌三郎深く憂へ年十二三の頃入魂の人に縋りて鳥目二百文を借受之を資本として荷ひ商ひをはしめ早朝より日暮るゝ迄彼方此方へかけ廻り古錢を賣買して聊かの利益を得て兩親を養ひぬるにいつしか父の未進をも深く佗ひ入て悉く償ひ返しけるとなん人々妻をむかへとすゝむる多かりしか孝

養の妨けになりなんと中々にうけかはさりしか父母も年月に衰へけれは遂に父母に謀りて隣家の娘を妻とせしか或年彌三郎か父と其嫁の父と畑の境目の事にて爭論を起しけれは彌三郎は深く憂ひて町年寄に見分を乞ひけるに三右衛門非義に落ちて論は止みしか父に向ひて悪口せし者の娘は我妻とは成置かたしとていと睦しき中を離縁なしたり妻は種々に佗けるを汝は氣の毒なれとも聞入かたしと肯かすかゝる事共領主の御耳に聞えあけ元祿四年七月十四日に同郡藤の木村の地内にて新田四町二反歩此高十六石八斗を彌三郎か一代惠み賜るさて翌五年三月に殿の君松坂に下り玉ひし時謁見をゆるされ親しく孝養の奇特を賞られ玉ひ又同年十一月に若殿の君の下り玉ひし時も同しく謁見をそ許されけるかくて親子もろともに産業を勸め世を安く暮したるに元祿十二年十二月に父は八十二歳にて身まかりける翌十三年二月に兩親の爲にとて弘法大師の像を彫刻せしめ彼の藤の木村の中なる字清水谷といへる所に小堂一宇を建ておさめ置ぬ其翌十四年の二月に母は七十八歳にて身まかりきさて父母の亡後にても其靈牌の前に仕ふるさなから生きて在りし時に露違ふ事なかりける又殿の君の深き御恩を忘るゝ事なき爲とて

頼宣卿光貞卿綱教卿頼職卿まて四代の殿の君の御靈牌を我家に崇め奉りいと嚴かに祭りける後妻も迎へ子も持ちて世を經たりしに遂に元文三年午四月廿二日に年七十八にて身まかり松坂なる來迎寺といへる寺に葬れり法名を慈閑泰廣居士といふ彼の藤の木村の畑地は返し上けれ共今に其字を彌三郎新田と稱へて殘りけると云々

此他記事多しと雖も本記既に掲けあれは畧し唯洩れしのみを抄出せる也

一右孝子より四代の孫同しく彌三郎と稱し今現に松坂日野町に住すといふ嘗て東京常府にて松坂へ移住せし宇留野玄一郎と親しみ家に孝子ありし事語りしを玄一郎深く感して其母杉尾といへるに又語りぬ杉尾は久しく後宮へ仕へ老女の職にてありしかは聞え上けしに

當公御感淺からすして杉尾もて左之品々下し賜りしよし其家に筆記ありと松坂の星合政輔よりいひ越したり川口常文の記にも同しく記しあれとも容易からぬ物品下賜とのみにて色品は記さす共に明治四年の比とそ聞へぬ

一一行掛物　曙戒勿怠後遇快の八字 當公御筆

一赤御茶碗　銘万々歳　一個　二重箱入 四代宗左如心齋作　高臺補也

一本歌額　御簾中 偏宮夫人御筆　一面

一御　盃　梅に鷹金蒔繪一ッ

權七

權七は田丸領下有爾村の農夫なり貧しけれ共能く親に事へよろつ親の意に背かす只其心に悦ふ様にし夏は蚊帳をも得られねは夜明迄傍に居て之を逐ひ心よく寢しめて後田に水を灌に行時々蚊を逐ひに歸りては又出ぬ又は役夫に雇はれ行にも親の酒求る料とて傭錢を道より人に附(ことつけ)て贈り餅杯をも調へて羞め暫くも懈怠なく事へぬ此事官に聞え元祿七年賞して新田を賜へり

奈津

奈津は松坂領小黑田村の農夫助十郎か養女なり資性孝心にて養父母共に長く病て耕す事も得せさる

に奈津己れ一人にて之を耕し農事の暇には少しも怠なく手業を勉め助十郎は病るうへ年老るに從ひて性急になり日に叱り罵れとも少しも慍れる色なく能くうけ順ひて事へぬ近隣の者も是を感し常に幼き者に敎るにも只奈津を見ならへよといひける由此事官に聞え元祿十二年賞田若干を賜ふ

與　志

與志は松坂紺屋町北出一峠か娘也祖母及ひ兩親に孝行を盡し三人の言は何によらす違ひ背く事なく色を和らけて順ひ若飲食の類に好む事あれは貧き內なれとも色々心を盡して調へかくする事歳月怠らさりしかは終に官に聞え寶永二年新田を賜ふ

長　次　郎

長次郎は那賀郡高塚村の小民なり母に克く事へ幼より村中に奉公し晝は主家に勤夜は我家に歸り母を慰め一夜も外に寢す後主家を辭し自ら生業を精勵し孝は彌怠る事なし冬の夜は母の足を懷にして寢ね夏は浴をなさしむる內も蚊を拂ひなと心を盡しぬ或時母伊勢參宮し度と望むにより己か田畑なる麥を質とし籠を一荷造らせ片方には道中の糧を納れ片方には母を乘せて自ら是を荷ふて恙なく參詣し母の望みを果しぬ人の田を假作せしに他の者の作れるは殊によからぬ年も獨り長次郎か作れるは能實りたるよし精力を盡せるによるか將孝感の致す處かと人々言あへるよし此等の事官に聞え寶永二年賞田を賜ふ

又　四　郎　妻

又四郎か妻は白子領大別保（をしべつほ）村の者也姑に能事ふ姑寺に詣する時は自ら是を負行常にたべる物抔數々

搾へ食時には膳の邊りに並へ置傍に居て其望む所の物を進め其間には麥粉なと搾へ砂糖を入れて是を羞め珍らしき物あれは必是を調へて給させ姑起居も叶はねは二便も居なからしたまへといろ〳〵進めぬれともあまりの事とて肯はさる故負行て便せしめ風雨又は病る時は強て居なから便せしめて能く掃除し其夫は養育のたつきに浦方官舍にて輕き奉公し一年か內に一二度ならては得歸省さる故殊更其身をいとはす常に紡績の業も怠らす勤ける故次第に家も豐に成りけるよし善行官に聞へ寶永三年新田を賜ふ

助三郎

助三郎は若山廣瀨八百屋町の農夫にして傍ら柴を商ふを業とす老母に事へて孝なり日の限りは耕に出又は柴を商ひに行くにも母のまちわひん事を慮りて事終れは速に歸り夜は寢所へ附添ひ手足をさすり母常に謠曲を好みて謠ふ事あれは助三郎も共に謠ひ其外嗜む所の物は尋問て其品を調へて進む母常にいへらく我いかなる幸にてかくの如き子を得たるや孫子はさらなり其餘の者も助三郎か行ひを見ならへかしとかや行狀官に聞えて寶永五年より母子一生の間米若干を賜ふ

奈津

奈津は松坂鍛治町長兵衛か後家なり夫久しく病て空しくなりしより困窮甚しく年貢の滯りも多けれは其代りに家財を渡しぬれとも猶足らさるにより小さき家をかり母を入置き其身奉公して逋負を償ひ斯して後三年の典身金を先かりし纔なる家を求めて母を爰に移せしに母中風を患へけれは色々藥を用ひぬれとも驗なきに看病の爲主家に暇を乞家に歸り外へ出る事ならさる故唯糸つむき木綿織な

とし て漸く其日を過せしかは姉聟我方へ引取家居を賣代なしなは糊口の助にもなりなん且我も共に介抱すへしと勸むるにより其通になせしかとも母何くれ己か家に歸り奈津か介抱を受度よし望により又々其通りにして彌丁寧に事へぬ正德元年賞して母子一生米を賜へり

信按に 三重縣德行錄にもなつ女の傳記を揭けり本記と町名及ひ父夫の差あり蓋し德行錄の誤りならんも事實に至ては頗る詳悉本記の注釋に擬すへし且享保七年の再賞は此卷に殘るゝ處依て抄錄す

松坂矢川町に長兵衞と云者あり中風症にて病褥に惱み臥す事爰に數年妻は病疾とてはなけれ共年老て既に世用を達せす一人の娘あり名をなつと云今年漸くにして十六歲なり晝は終日農事に雇はれ夜は深更迄父の看病をなし漸くにして糊口の烟を立たりなつは資性質朴にして曾て詐り飾る事なく誠心に勞働せしゆゑ之を雇んとする者多く且之を憐み愛する人多かりける夏は每朝寅の刻に起て父母一日の飯食を調へ星明りにして他の田畑に行き夜も星を戴て自宅に歸り其日得し所の賃錢を以て米薪を買ひ來り後は子の刻過る迄父を養護す斯する事三ヶ年孝養一日も怠りなかりしか其父は終に死去せりなつの愁傷一方ならねとさてあるへき樣もあらされは組合の周旋にて漸く形はかりの葬式を濟ししか父長病の上にて死せし事なれは貧しき上に亦一層の困窮を增し殊に昨今年の凶作にて物價騰貴し且父の在世中の負債山の如く積り今は止むを得す母の手を引つゝ永く住馴し吾か家を立出て他人に渡し程近き所へ借家をかりて之に住しか老は老人の事なれは時には偏りたる事いひ出て且最早我も程なく死すへしさるにても己か家にて死にたしなといひつれはなつは聞く每に身も消ゆる計に思へ共又如何ともなす事能はす徒らに種々思ひ煩ふのみなりしか或日元主人たりし伊豆倉某の許にゆき母の願望默止しかたけれは何卒吾身を三ヶ年々季に買ひ給はれ

とこふ其言色母を思ふ至誠面顔に顯れけれは伊豆倉の主人も大に感動し頓に承諾して三年の給銀を手に渡せはなつは再三おし戴き涙なからに家に歸り先つ母に彼の金員を見せて事情を語り即ち鍛治町にて價廉き小家を買ひ求めて母を住しめ己は伊豆倉へ行き先の約束を履み奉公を勤ぬ然れ共四五日目には必す來りて母の安否を伺ひ其健康なる顔を拜するを以て樂しみとなせりかくて二年許りを經しに母又病床に臥せりなつは大に悲み其趣を主人に告け介抱の爲に暫時暇を給らん事を願ひしに主人曰く其方の勞働實に晝夜を厭はす其勤務他の者に倍せり此に因りて今日其賞として殘余の年季は其方に遣すへしとて年季狀を出しやりけれはなつは感涙に咽ひつゝ飽かぬ主家を暇乞して歸宅し其後寸分の時間も母の枕邊を離れす看病に餘暇あれは糸を績き機を織り夏も暑しとせす冬も寒しとせす終始一日の如く母に仕へしに此の詳細國侯に聞え亡父といひ存母といひ兩親に厚く孝行を盡す段奇特の至り也との御褒狀の上正德元年卯正月母一生の間年々米十俵つゝを給ひぬ併母も老體故にや醫藥の効驗多からす後程もなく死せりなつの悲歎實に目も當られぬはかりにして只日夜に泣啼するのみ也之を慰むへき親族もなけれは近隣の人々交る／＼入來りて之を慰めしかなつは悲歎の餘り其體の勞れにや其身も亦病床につきぬ此時町役人はしめ近隣の人々大に之を憐み醫藥食物等を運へる内に國侯又々此の由聞し召して享保七年十月廿八日よりなつ生涯二人扶持を下されしか其翌月末頃より疾病も漸くに平癒せしかは近隣の人の勸めにまかせ聟を迎へ後其家大に榮へ今も猶此人の子孫松坂に存せりといふ

なほは松坂領伊勢寺村の農夫平吉か妻也姑久しく中風を患へけるに晝夜心を附て看病し二便迄も他の者には取かたつけさせす夫平吉は貧き故己か持來れる衣服の類をも夫に知らしせめす代なし姑か好む所の物を調へ寒氣の時は臥具を煖かに着せし上湯婆なとにて温め暑の時は姑眩暈の症あれは兼て氣附を求め置且小さき家居故夏は涼き方へ負ひて涼ませ寺へ參るにも夫と共に負勞はり且餅菓子の類を調へ置三度の外に是を進めぬ程經て男子一人出生しけるに小兒有ては姑の介抱成かたしとて外へやらんと約せしを姑聞て其心を感し強てとめけれは其事止ぬ其善行官へ聞えて正德三年姑幷になほ一生の間米若干を賜へり

玄庵

玄庵は松坂の町醫師青木玄伯か僕なり幼より玄伯に事へ從來律義にて二十年餘も經ぬる内玄伯か子養安醫學の爲京都へ上りけるに隨ひ行八九年の年月をふる間にも何事によらす實體に勤ける其後玄伯死し養安都より歸りぬ玄庵は歲月醫療の事をも見習ひける故近きあたりにて聊なる家をかり治療賣藥を生業として居けるか程なく養安も死し子幼き上窮乏甚しく一族親友打寄り色々談しぬれともいかんともする事能はさるに玄庵いひ出しけるは主人の跡絶なは我曹世に在りとも何かせむ願くは己の家居をも賣て主家の負債を償ひ我二人の子等は何方へも遣り其身はけふより主家へ移り力の續むほとは家業を勤めなん養安か幼兒は父の如く京都へ上すへし妻もし諾かはすんは追出さん此事いかにやと言けるに何れも玄庵に誠心を能くしりぬれは皆々請ひきぬ扱妻にも此事聞えけるに悅ひて隨ひぬ己の子一人は他へ遣し今一人は幼けれは打置ぬ玄庵か妻は飯炊裁縫なと業とし養安か子は上

京し家業を學はしめ勵行怠らさりしかは其行ひ官に聞え享保元年夫婦の者へ白銀若干を賜へり

久二

久二は松坂領小阿坂村の農夫道智か娘なり道知年老總領九右衛門夫婦は尫弱(かよはき)生質にて兩親はさら也己か糊口たにも得せさる故母存生の間は久二奉公に出方々より婚禮を求れ共兩親の終焉(をはり)を見されはとてうけかはす母なくなりし後は家に歸り父を介抱し田畑迄も聊の事なれは晝夜少も休らふ間なく生事(すぎはひ)を勤稼作に出る時は先つ父に食せしめ午飯晩食をも其時々に歸り來りて給仕し若し遠方へ行時は一日の食を拵へて懇に九右衛門か子供に頼み置且父には精米を給させ己れは麥稗の類をのみ食し時々少つゝ餅米を求め是を搗て進め價盡る時は野菜の類を摘取り持行て餅に換又は父浴湯を好むにより近き所へは手を引き遠き方へは負て行自ら之を浴せしめ冬は温に寢さしめ始終氣を附育ひぬる故か年よりは膚つや〳〵しく村長よりも全く孝行ゆき屆故ならむと褒めぬれは貧しき上近き比は年も豐かならさる故とかく思ふほとの孝行なりかたくさふらふよし是等の事官に聞え享保元年より父子一生米を賜ふ

そ於ん

そ於んは本藩の士西尾善大夫か下婢也善大夫不慮に變死せし故屋敷をも召上られ家斷絕せり兵之右衛門と言者と米を商ひぬれとも兎かく生産成かたきにより兵之右衛門と別れぬ清光は年も老且多病にて何の業もえせす有けるにそ於ん舊主の恩を思ひよるひる少しも怠らす手業を勉め清光を育けるに諸物の貴き時にて已に渴命に及はむとすれとも彌益々身を勉め纔に飢を凌く程の事なるにより清光救

ひの事を願ひけるにそれ〳〵儀舊主の恩を忘れすかく忠節を盡せし事官に聞え享保二年より月毎にそれ〳〵へ賞錢若干を賜ふ

三郎兵衞

三郎兵衞は那賀郡粉河村の窮民なり父年老て起居も自由ならす姉一人あれ共戇にて東西をも弁へす三郎兵衞一人にて父姉二人を育み其專精いふはかりなし食事ごとに先父に食しめ次に姉に食しむ稼の先にて美味あれは必持歸りて親に饗し浴する時も先父を浴せしめ臥具もあらされは寢る時は我身をもて父を温め父能寢入て後右の薦席の類を打きて己れは其側に臥ぬある富家の人寒中熱食を斷ち裸體にて伊勢太神宮へ詣するものあらは大金を出して雇はんと言ふよしを聞其家に行て右の金子を親へ遣しなは暫の生計には事缺し譬己か身は道にて凍死す共厭ふまし何卒雇ひ玉へかしと望みけるに其家も人の子を失はむ事を恐れて此願ひを止しとかや人々其孝を感し官に啓あけけるに享保二年賞して父に生涯賞米を賜ふ

源七

源七は松坂白粉町にて彫物を業とし至て貧しけれと常に母に能事ふ生質篤實にして人に交るにも至極丁寧也且暫くも母の側を離れす若外へ出る事あれは細工を差置て隨行て寒氣の時は衣類等色々に工夫し厚き紙を揉み綿を入れて着せしめ夜は火桶にて足を温め能く寢るを伺ひて取のけなと晝夜心を盡しぬ人々打寄て京大坂の間にて彫物熟錬せは生產の助にもなりなん少しの雜費は我等つくのひ得させむ早く上方に往くへしと勸めしに仰の程は有かたく侍れとも老たる母を置て他國に行ん事敢

久太夫

勘四郎

て致さす母も亦我を暫時も放し申さすといひぬ或時火事ありて近き邊に及ひぬるによの事は差措てまつ先祖の位牌幷に細工の道具少しを持母を連行て外に預置立歸りたるに家居は殘らす燒失ぬ貧き上に家財も殘りなく失ひぬれ共只母の無事なるを悦ひ少しも愁る顔ちなく彌孝心を盡せり是等の事終に官に聞え享保九年より母子一生の間扶持方(ふちかた)を賜ふ

久太夫

久太夫は海士郡加茂組小原村の里正(せうや)なり夫婦共克孝也兩親も悦ふ事限りなく人に逢ふては其能孝を盡す事を言ふて夫婦を拜みしよし歳暮大里正の許へ組割に行皆々滯留するに久太夫か家は一里計りも隔たるを夜に入り事終て後立歸りて双親の安否を問ひ人に先達て役所へ出ぬ且家事の勤めはいふも更なれは村中之に化して訴訟等の事一切なく末々迄能治りぬ是等の事官に聞えて享保九年白銀を賜ふ

勘四郎

勘四郎者、那賀郡宮村民也、齠齔喪父、事母至孝、貧無田宅、寓居里中一廬、嘗距廬六里餘、傭役村家晝以服役、夜輒抵家省母、如此十余年、無敢懈日、年過四十還家娶婦、生一男、居二年、窮益甚廼與其婦謀相別、鰥居奉母、母既老且盲、躬亦患聾、時傭作以爲活、雇主每爲設食、輒受而不食、必盛之一器、持歸以饋母、母餐而後始餐、凡其在膝下、多方承順、莫不罄歡、鄕隣憐其窮、相告以賑濟、郡縣具狀以聞、公府命有司、母子終身歳賜米四石、幷命、臣瑜錄其事以表章、嗚呼、夫勘四郎目不識一丁字之一村甿爾、而今其孝若斯、其篤且方、其窮困艱楚之秋、其艱如此其勤可謂慈愛忘勞者矣、孔子所謂艱能者、其亦庶矣哉、世之

士君子、學術有餘、安居飽煖、不顧其親者、於其心亦何如哉、勘四郎年已五十有八、子曰才次郎、年十四、其母時年八十歳、實享保十年也、

右の撰文南海自筆のもの如何なる故を以てか當時郭（延雪家）氏に持傳へありと云ふ

祇園源瑜撰

清五郎

清五郎は松坂領曲村の農夫也養父母に能事ふ家累も多く窮乏に至りしゆゑ地頭へ奉公に出よかしと人々勸めしに若他へ出なは兩親の養ひいかゝせむ此上困窮に至りなは村はしへ小屋掛し親を負乞食してなり共養育し一生を終むとて肯はす初此村に六助と云者あり甚貧しかりしを清五郎か養父清助種々救ひやりしか今程は相應に暮しぬれは舊恩を忘れす其子一庵に命して清五郎か窮を濟はしむ之に依て飢寒を免るゝ事を得たり清藏常に酒を嗜みけれは毎々絶さぬ樣にし魚物を調へ總て給物も宜敷處は親に給させ惡き所は妻子と共に是を食ふ至孝の德にや父母共に八十餘歳を保てり此事官に聞えて享保十二年より親子一生賞米を賜ふ且一庵か救濟の儀を褒て白銀を賜へり

幾久はつ

幾久はつ姉妹は那賀尾崎村の農夫長左衞門か娘なり父久しく中風を患へ其上母并に兄は段々病て死し災難相續ぬ然るに姉幾久は幼きより他に奉公せしか母死して後は家に歸り晝夜農業紡績怠る事なく衣食なとも己れは纔に飢寒を凌き父には乏き事なく且偏枯の病なれは折々衣類等汚れぬれとも暫も是を着せしめす速に着かへさせ己れ瘧を患ひし時も少しも其痛苦の色に顯さす介抱怠ることなし妹はつは近き所に奉公し少しの典身金をも年貢に當主家の仕きせは悉く親にきせ夜作終れは直に家

に歸り父を省み口に適ふ物あれは必す主人に乞ふて之を贈る近隣之を憐み折々は羹なと調して與へぬ善行終に官に聞え享保十四年父子一生稍米を賜ふの命あり

太左衛門

太左衛門は那賀郡山崎組中嶋村の農夫なり父年老行歩も自由ならさるに夫婦其心を盡して能之を介抱し衣服飲食何にても好みて隨ひ父老て後は至て偏急なり太左衛門か妻を下婢の如く罵る事度々なれともきけんよく承從ひ村内の會合にも事終れは父介抱のよしを斷り速に立歸りて一日も其傍を離れす元來假山を好み耕作の忙しき時をも辨へす樹木を植かへ掃除を命するにいか程世話しき折にても快く家僕を遣し好みの通りに致させ農事には別に人を雇ひて是を爲さしめ毫も其命に逆らはす善行終に官に聞え享保十五年賞して白銀を賜ふ

佐屋

佐屋は若山住吉町半兵衛か女也父死して後能く母に事ふ至て貧しけれは奉公に出給金をもて母を養ふ助となせしに母中風を患ひて蹇脚起臥もえせさる故主家に暇を乞ふて看病怠らす故に自らの稼もなり難く彌困窮し母は次第に氣も短くなり叱り罵れとも少も不快の色を見せす隣家の者容子を問へは他の事は曾ていはす只母の衰老歎かはしき由を述ふ母の衣類不淨なるものは未明に是を洗濯し合壁の者も知す近隣之を憐み相招きて食せしむれは乞て持歸り母に食せしむ婿を納れ然るへしと母頻りに勸むれとも敢て肯はす艱苦を凌き孀にて暮せし程に善行官に聞え享保十六年金子を賜へり

奈津

奈津は名草郡粟栖村の醫田中南仙か娘也父南仙年久しく中症を患へ母は眼を煩ひ漸々困窮極りけるに奈津は千苦万苦を厭はす仕なれさる百姓の業をも仕習ひて近隣へ雇はれ行双親の看病須臾も懈る事なし汚れたる衣服は速に是を濯ひ冬は己かきたる物を打きせ夏は蚊帳をつり快く寢しめ其身は外に居て夜の明る比まて精出し双親望の物は何にても調へて是をすゝめ孝實なるに依り享保十六年より年々賞金を賜ふ

古(コ)　名(ナ)

古名は有田郡上津木村の農夫太郎太夫か女なり二男は死にうせ其弟は幼なけれは若山の近きあたりへ年季奉公にやりぬ古名も同しあたりに奉公せしに前の年凶作にて故郷なる親の飢に及はんとするよし聞えけれは主人にいとまを乞て故郷に歸り葛蕨の根なと堀取りなれぬ業なれとも柴たき木を負風雨をも厭はす二里あまりも隔ぬるけはしき坂道打越へ廣湯淺の里まて負行一日をもいこはて其父のみかは二人の弟まて飢す寒へす養ひぬ其勤いかにそや善行終に官に聞え享保十八年賞金を賜ふ

淸　左　衞　門

淸左衞門は名草小野田村の民也八才にして父は亡ぬ母に事へて能く孝なり幼きより神事座講村中の會合にも何によらす美味あれは持歸りて母に羞む母又酒を嗜みぬれとも其代なけれは業の間にて草履を造り之を賣て酒料とす寒中に火閤を設るの貯なきにより母と一つに寢自身の温りにて快く寢入らせて後起出て草履を造り明日の酒價にあつ長となるに及ふまて一夜も怠ることなし且生質律義なる者ゆゑ村中の者も之を憐むて常に賑濟ぬ此事官に聞えて元文三年より年々賞米を賜ふ

重右衛門

重右衛門は若山新堀與次郎町の小商也少の商ひにて母を養育し妻を娶ぬれ共母の氣に愜はさる故之を出し其後は孝養の妨けなりとて再娶らす其行ひを感し助力せんと言ふ者あれとも人の施を受けては孝養のかひなしとて毫も之を受けす已れか田圃もあらされは商の餘力には纔に人の田を承作して糊口の足となし何によらす母の望む所の物は求めて之を羞めぬ母ことし一百十二歳已れは七十三才になりぬれとも朝夕の炊事まて自ら勤め少しも勞をいとふ事なし是等の事官に聞え元文三年より母子生涯賞米を賜ふ

幾久

幾久は名草郡紀三井寺村安右衛門か娘也父死して後母に事へて孝なり口々鹽を賣て其贏餘(もうけ)を以て母を養ひ極めて貧しけれとも敢て人の助けをも受す母老て齒も落ぬれは食物なとはけて心を附魚肉其外菓子に至る迄好に隨ひ速に是を調へ又人に招かれて美食あれは曾て自ら食はす悉く持歸りて母に饋りぬ嫁せん事を勸むる者あれとも母を措て他に行む事思ひもよらすとて肯はす善行終に官に聞え元文四年より母子一生の間稍米を賜ふ

仙

仙は名草郡中島村の婦なり母老て後いさりとなり起居も叶はさるに仙よく是を介抱し何事も母の意に隨ひ夜晝少しも徒居せす身を勤て働き母よき茶を好みける故少しつゝ上茶を調へて之を喫せしめ嫁入もせす人濟はむといふ者あれは他の養を受ては我か孝に非すとて一切之を受す斯する事數年解

らさるにより終に官に聞えて元文四年賞して金子を賜ふ

傳兵衛

傳兵衛は松坂の産にて代々鍛冶を業とす本は資財も豐なりしか傳兵衛か時に至て災難打つゝき困窮甚しく家業もなりかたく若き時習ひし謠曲を敎へ糊口をたよりとせり一人の老母に能く事へ孝養怠る事なし母素より酒を好みぬれとも其貧しきを察し常にのむ事を遠慮しぬれは弟子の來るを饗する樣にもてなし少しつゝ調へ又は他より贈りしなといひて母の快くたへぬるやうにし事ありて門人の方へ行しにも雷鳴雨烈しけれは速に馳せ歸りぬ二里餘り隔たる富家より逗留して謠曲の稽古をなし呉ましきやと頼來りぬれとも母の事覺束なしとて行す然れ共請ふ事度々なるに母も又行て然るへきよし色々勸めしかは一二宿つゝ滯留しけれとも大方毎夜母の安否覺束なしとて夜中に立歸りぬ母痢病を患へし時も居なから二便を便する事を嫌ひぬれは自ら負ひ萬つ小兒をあつかふことく心を用ひ介抱しける故程なく癒ぬ今般の大病かく治せし事全く傳兵衛心を盡せし故なりとて人に逢へは母必之を告て悦ひぬ又妻を迎へは母介抱の助けにも成らんと勸むる人あれとも若其妻母の氣に合すんは還りて心を勞する端ならんとて娶らす母子の間至て睦しく暮しぬ此事官に聞え元文四年賞金を賜へり

甚太郎

甚太郎は那賀郡別所村の農夫なり夫婦共孝心厚く兩親已に八十歲に及へり其身幷に妻子に至ては粗衣粗食し親へは心の及ふ程は美食物を饗し煖なる衣を着せ万端親の心に背かす能く事へけるにより

勘七

寛保三年官より金子若干を賜ふ

勘七は牟婁郡小山浦の民なり福薄くして早く父に後れ繼て兄を失ひ老母年已に八十勘七力を盡して是を奉養す然れとも家貧くして他の資なし常に傭作して母を養ふ傭主に願ひけるはわか母歩行不自由にして自ら薪水をとる事能はす我あらすんは唯恐らく饑餓に及ひなん夕には少し早く歸らむ事をゆるし給へそか爲晝の間は我力をして少も息ふ事なからむといへり傭家或は食を與ふれは常に其半を殘せり怪みて問へは持歸りて母に贈らんといふ主人始其貧しきか爲なりと思へり後漸く其孝を知て言ひけるは汝盡く之を食せよ我汝か爲に別に與んと勘七謝して我常に傭より歸りて母の食を營み供すれとも其間少く是を與へて其心を慰るのみ多く主人を勞する事を欲せすといふ冬寒き時に當て人或は衣を與れは則母に奉りて自身は蓑衣を着て寒を凌よし邑人或は曰丁壯皆遠く出て利を求む汝今壯年なるに何そ此の如して家資を營さるやと勘七いふ我も亦之を知さるにあらす思ふに我遠く行て日をふる事久しくは朝夕誰か母に侍らんや故に之をせすと邑人汝妻を娶りて母の養ひに侍らしめは汝遠く行くとも又何をか憂へんやといへは勘七答へて我貧して輙く朝夕を送る事能はさるに誰か我妻と成者あらんやたとひあるとも若し母の心にまつろはすんは却て我不孝の罪をまさんとて娶らす邑人其孝を感し且貧を憐みて凡雇工の事あれは先勘七を傭ひて其報を得せしむ嗚呼天は高きに居て卑きを聞と勘七か孝養の事厚くも上公聽に達しけれは御感の餘り忝くも母子一生年々米拾俵を下し賜ひ其孝を表し給ふしかしてより後延享三年老母は八十一歳の天年を以て死す寶暦四年勘七官に

請ふて申けるは其年々下し賜る米穀を以て母を養ひ終れり且又田畑若干を買得たれは產業已に足ぬ
恩惠の有難き事何れの日か之を忘んや然るに近年頻りに儉約の令あり願くは自今以後下し賜ふ所の
米穀を以て之を公庫に納め奉らん誠に大海の一粟なれとも希くは萬分の一の補に充玉はゝ幸甚なり
といひき官其誠を嘉してふるきに因て是を得せしめ給ふ寶暦四年甲戌三月

坂井周道撰

信按に　右勘七傳を上木し之を世に公にせん事を熊野尾鷲町土井幹夫企圖して扁字に　當公の御揮毫を下し賜はらん事を願ひ出たるにより明治二十六年十月天祚と被遊賜りたり幹夫より呈出の書類に本記に洩れたる事あれは左に掲けて補綴す

坂井周道か記文の末段之を得せしめ玉ふの下寶暦四年云々の間に左の文あり

贊に曰　孝は百行の本也といふ誠なる哉父母は骨肉の親也親愛內に誠有か故に外飲食奉養盡く父母の歡心を得んことを求む是人心の本源立つと謂つべし此心を推す時は近くして夫婦昆弟遠くして君臣朋友悉く和順ならすといふ事なし猶水の源あれは流れ遠く木根あれは枝茂る如し古の明王賢君の國を治め天下を平かにするの道皆孝を以て本とし給へる事誠に理ならずや我か
公國を治め玉ひし始より孝あるものを表旌し玉へることも亦多し勘七か上節儉の時に當りて賜米を官に捧け納めんと欲する如き此者少なきなりと雖も其志は實に忠也孝經に曰く孝を以て君につかふまつれは則忠也といへる事誠ならずや予竊かに勘七か孝養の大概を記せる事は一は以て人をして上の孝を以て勸さし玉へる事を知らしめ一は以て村閭山童の教へを知らせる者に示して各々孝心を興起せしめんと欲して也若夫士民の素より書を讀し者に至りては亦傾敷示輸せさる所也

一表旌の文は左の如し于時延享二年也

奥熊野小山浦　勘七

母に孝行之段達　御耳奇特成儀に付母子一生米被下置候

但年々米十俵宛被下候
七月廿二日
奥熊野
郡奉行
御代官

一寶暦三年恩米返上願出之時

小山浦勘七母に孝行致候付年々米被下候事候處御時節柄に付右被下置候米差上申度旨願出甚奇特成者に付右之次第勘七傳と名付書記勘七へ遣し候間別紙之趣能々被申聞勘七へ御遣し可有之候
十一月

牟婁郡小山浦勘七儀母に孝行之品達　御耳奇特成儀に付母子一生之間米被下置候事候然處御時節に當り右被下置候米差上申度旨勘七願出候實に其志感するの餘り其孝其忠至善之儀後々むなしからん事を歎き儒者坂井忠次郎へ告て勘七傳をもふけて勘七に與ふるもの也
佐野伊左衛門
長野九左衛門
小山田莊助

寶暦四甲戌年十一月

一土井夫幹か勘七傳に據るに勘七氏を中村と稱し父を七郎右衛門兄を喜平といふ勘七寶永七年に生れ明和元年八月下旬の比より痰症を煩ひ遂に其年の十一月四日病死壽五十五歳法號を得安素心信士といふ妻なけれは子もなし家なく成ぬれは石碑もなし早く父母の供養の爲に祠堂金とて金貳兩を長泉寺に納めたりさはかり貧しき身の此貳兩は富る人の幾千万兩にもまさるへしと又病死の時の書上といふは左の如きよし記せり

書上

一相賀組小山浦孝行人勘七儀八月下旬比より痰症相煩古之本村醫師久保田傳六療治藥用仕候處次第に取重り候模樣にて九月下旬より同所醫師津田梅仙療治藥用爲仕候處病氣取重不相叶十一月四日病死仕候依之爲御斷書付差上申候右之段被仰上可被下候以上

申十一月　　小山浦庄屋　源藏

同所相賀庄兵衛

渡邊平右衛門殿

右之通斷出申候に付吟味仕書付差上申候以上

相賀組大庄屋　渡邊平右衛門

渡邊彌一郎殿

渡邊長左衛門殿

甚右衛門

甚右衛門は奥熊野神上村の農夫なり早く父を喪ひ母に事へて孝心なり母瞽となり齢も八十に餘り起居も自由ならねは自ら懐き抱へて之をいたはり日々山稼に行にも三度の食事は自ら之を調へ置いか程の風雨にても他所にては宿らす妻を迎へん事を勸れとも若し母に不孝なれは氣の毒なりとて之を娶らす母寺參り戯場なとに行むといへは自ら負行貧して夜着もなけれは常に柴薪を多く貯へ置冬に至れは終夜火を焚て之を湊けり弟甚七も農家に奉公し典身金は殘らす兄甚右衛門へ遣し母の養ひ又は租税の助となさしむ兄弟共篤實にして人に賴れし事は己か事はさし置て之を辨へ一言も人と諍はす里人も是を感し夫役等をもゆるして出さしめす善行官に聞へて延享四年より母子へ稍米を賜ひ弟甚七へは銀子を賜ふ

喜兵衛

喜兵衛は若山岡領丁の者也母老て盲人となりし故看病の爲め奉公を止め懇に親養（かいほう）し何事も母の意に背かす食物の好みも多けれ共其望みに任せ分て酒菓子を好みけれは少しつゝ調へ置て之を進め得させ冬に至れは母には厚く衣服を着せ己れは單の物を着妻をも娶らす日々近き邊の寺參りには往來すれとも抱持（だいじ）にし雨の日は自ら負て詣てさせ傭作にも遠方へは行す食後の休みにも斷を言て立歸り母を省食事をも調へ置て後雇はれの方へ歸るなと辛苦いはん方なし此事官に聞え寛延元年より母子一生の間稍米を賜ふ

那津

那津は那賀郡粉河村の者なり母健なる内は他に典身し之を見つきしかとも母老極り耳も疎くなりし

かは家に歸り夜書糸を績ひて之を育みぬ母生質魚肉を好むにより每に調へて給させ母已に九十歲餘に及ひ己れも老に至れとも寡にて偏に事ふる外他事なしかくて日々の生計も乏しければ里中孝心を感し時々救濟やりぬ善行官に聞え寛延二年賞して金子若干を賜ふ

太右衛門

太右衛門は若山北町三丁目の補鍛(いかけし)匠なり生質直にして母に能事へ食物等常に心を用ひ日每に稼に出るにも母の晩迄の食を調へきけんを見合せていて夕方歸るには何にてもみやけを求め先安否を問ひ草鞋のまゝにて食事を調へ給へさせ夏は暑をあふき面白き話しなとし蚊帳もなければ終夜蚊を薫へて母を寢さしめ己れは暫くの内ならでは寢す冬は歸ると其儘爐に火を納れ食物をあたゝめ色々心を慰めて給させふす時は二つの衾を母に着せ其後にふし母の足を腹へあて撫さすり常々の言葉も最恭敬て禮を失はす此事官に聞え寶曆八年より母子一生涯米を賜ふ

ゆき　吉彌

ゆき吉彌兄弟は若山坊主町の者也弟吉彌は瞽にして按摩を業とし兩人共能く母に事ふ吉彌業に出る時は先つ母の手をとり暇乞して歸る時は其脉を診氣分をとひ菓子なと土產に求め來り宿にある時は母の身體を摩り暑の時は是をあふき寒氣には母の足を己か身にあてゝ之を溫め母每日浴をなすに其湯は親の恐れありとて兩人共手を洗はす母若病て不食する時は二人共食を絕ち早く癒む事を祈り母八十八歲に至り薙髮せし時も貧しき中にて母の長命を悅ひ聊の祝儀をなし兄弟共母に事へん爲に五十に過れとも嫁娶せす母九十歲に及ふ迄同居して孝を盡せり行狀終に官に聞え寶曆九年母子三人へ

生涯稍米を賜ふ

乙五郎

乙五郎は白子領成光村藤七か子なり父死して後兄は風毒を病歩も叶はす彌困窮しけれとも十六歳より農業を益精出し母幷に兄を養ふ母も身健ならされは人並の働も得せさるに乙五郎は未明より耕に出暮に及て歸り夜分又は雨の日に繩なひなと晝夜いとまなく稼により年貢の滯負もなく母兄を養育し且平生つかへ方も至て深切を盡しけれは終に官に聞え寶暦九年白銀を賜へり

俊(シユン)

俊は名草郡名高浦の傭夫吉五郎か妻也素より貧しけれは夫は他國へ膳椀の類を商に行ぬる跡にて母年老ひ手足もまゝならねは日夜附添ひ二便なとは隣にも知らせさるやうに掃除し汚れたる物を洗ふにも人にはしらしめす其上母癪氣あつて若おこりし時は治りぬる迄一夜も寝す自らなて摩り且母麪類を好みぬれは色々勘弁して買調へ之を羞め其外野菜の類はまた市に賣らさる先にても母の好む所は價を厭はす調へて食せしめ其間には傭ひ又は紐糸毛綿織なとも暫も間暇なく精力を盡し子兩人あれとも是等へは少しも目を掛すたゝ母に事ふる事のみ專らにす母もうれしさの餘り嫁か孝行をみつから申出むと思ふ折ふし官に聞え寶暦十二年より姑幷に俊兩人へ生涯稍米を賜ふの命あり

喜兵衛

喜兵衛は那賀郡上野山村の農夫也其弟孫之亟七之助妹かね共母に事へて至孝也幾の田地を耕しそれにては母を養ふ事なりかたき故年日程つゝあたり近き村里へ商ひに出幾の機利を便にし母近き所の

寺院法談等に參りたきよしいふ時は雨中夜分といへとも厭はす自ら負行食事は好の物を調へて進め夏は凉しく冬は温に心をつけ晝夜怠りなく介抱し妻をも迎へす生質廉直にして綿の實なとを買にも拾斤にて五錢程の益よりはとらす然れとも何れの商人にても己より兌償よきかたもあらんにはそれへ賣玉へかしと言ける故人々も其直きを感し只喜兵衛か來るを待て賣ぬとかや其貧しき中にも神社佛寺の勸化なとには自ら食を減して喜捨し且他の者をも化縁ぬれは世に彼を今大師と稱るよし七之助は藩中に奉公し身の代は勿論日々の扶持も餘し置母見廻りに來る度毎に之を贈りぬ孫之亟かねは農事のひまには傭に出其錢を儲へ置母命して我信する所の神社佛閣へ詣てよといふ時の路費にあて兄弟至て睦しく暮しぬ善行終に官に聞え明和二年母幷に三子へ稍米を賜ふの命あり七之助へは白銀を給へり

半　六

半六は奥熊野桃崎村の貧民也母已に死し父に事へて至て孝なり前方は田地多く持ちしかとも貧窮の上久しく病る故大方は賣代なし纔の畑を耕し傍に聊なる小屋を補理て住り半六幼き時疱瘡を患へ一眼は盲ひ一眼も明ならす其上足を疾み道行事も健ならされ共日毎に木の本浦迄板材木の類を荷ひゆき其賃錢にて食物其外種々の物を調へ桃崎より木の本迄は三里餘の坂道にて嶮岨いふ計りなきを朝とく飯をたき父に食せしめ午飯をも調へ置己れは其餘りを食し猶隣家へも賴みおきて出蹇足なれは歸りは必す夜に入ぬれとも先父に晩飯を給させ跡にて己れは其殘飯を有合に喰ひ父至て酒を嗜みぬれは木の本にて少しつゝ買ひ來りて是を羞めぬ近來總ての駄賃も大にやすくなり殊に半六片輪なれ

は聊の傭錢をとり其内にて酒をも求め若大雨洪水又は大雷なとの時は重きを負ふ事能はさる故賃錢もはつかなれは米はかり調へ酒はえ求さる事もありき然るに父八十歳に及へとも强き生質にて酒なき時は大に憤りさま〳〵罵れとも少しも心に掛す色を和らけ少も怒れる容なし村中又は近き邊りに戯場なとあれはいつも酒肴を調へ父を伴ひゆき終日楽しましむ或時浦酊しとて人形芝居を催しけるに例の如く貧しき中にて僅の酒肴を調へ自ら父を負ひ見物に行けるに午比に至て齎したる酒を飲盡しもはや酒つきたり早く調へよと言ふに價もあらされは半六いかにも當惑なる容子にて先今日は酒のたらさるを堪へて見物し玉へ明日はいか程にても求めて參らせんといひけるに其堪へよと言ふを怒りて負れなからあいたる酒筒にて半六をしたゝか打しに色をもかへす百方きけんを取り負ひ歸りぬ是を見し人一統に半六か孝心の篤きを感し評しけるとかや（此酒筒へ雅事を好める人詩經の語によりて永錫と銘しけるを今は日高郡なる醫生某か家に持傳へたりとかや）若洪水にて谷川のわたりかたくて糧盡ぬる時は近き邊にて麥少しつゝ借來り父に食させ己れは寒中に至れは火を焚て煖め此あたりは別て寒氣はけしけれとも己れは終に綿入を着せし事なく手作の簑（此あたりに乁簑草とて石葛の如き柔なる草あり是を採て自らみのをつくれり）を着父へは貧しき中にて古き綿入を調へて着せしめ妻をも娶らす姉妹もあれとも至て貧しく外に親族もなけれは誰一人救濟する者もなく片輪なから身力を盡し孝行のみ日夜懈らさるにより明和四年父子生涯扶持米を賜ふの命あり

信一書を閲するに左の記あるを以て爰に附記す

孝子半六酒筩記

丙午之秋、紀人喜多玄通、訪余于京師、玄通弟有叔、嘗從余遊、是以一見如舊交、既而出一竹筩示余、

其筩身長六寸五分寸之四、兩節中間相去五寸、寸之大半上節上留三分寸之一爲舌、長一寸舌根鑿一小孔、其制太頑樸、而光澤釉然可鑑、嗅之始知其酒器、玄通曰、某世家于牟婁郡木本村、村北四里許、有山曰流谷、山中有桃崎村、村民多以山伐爲業、有斧者、有鋸者、有負擔而搬者、一搬丁半六者、自幼羸尫、負擔不能半于人、以故貧寠尤甚、其父半平、老且痿痓、半六事之、孝養無所不至、日常出搬、必攜此筩、沽酒及枯魚歸以供父、偶隣里有小勾欄、父欲往觀之、半六乃預盛酒于此筩、背父以至、戲未半筩空、半平興盡、復馱背歸、在路嘖々怒沽酒之少、以筩叩半六首、半六涕泣謝罪、未嘗毫有怨色、自郡官里長以迄癡童頑婦、莫不感其至孝者焉

紀公聞賢之、命有司給廩粟、後半平八十餘而沒、半六在今已六十矣、往者半平之猶在也、某爲、製一筩贈之、因乞此筩以藏于家、欲以爲子姪之鏡戒、尙先生銘之以不朽其事、余曰、否此何余銘之以也、在昔潁考叔、以一羹之故、感鄭君、君子稱其純孝、如半六之行、豈唯一羹云乎哉、且使觀此筩者亦孝自警、則豈唯一鄭君云乎哉、其不朽者固多矣、何余銘之以也、固辭不聽、乃題曰永錫、蓋取之旣醉第五章矣、余於是乎有感、先王之敎、今夫半六者、遐陬之小民而已、猶能動鄉黨州閭、以達、君苟使爲人上者文之以禮樂、則其化之所施、豈何如哉、余以有感先王之敎云、

天明六年丙午八月五日

秋藩儒學平安源之熙撰

彥　兵　衞

彥兵衞は那賀郡中山村の農夫也夫婦共母に事へて孝なり兄弟七人の内長子は親の跡を繼き三人は死

し二人は養子にゆき彦兵衛は末の子なる故大坂へ奉公に遣りたるに長子死しけれは彦兵衛を呼寄せ家を繼しめぬ長子在し時は母と睦しからさりしか彦兵衛歸りし後は萬事母の心に背く事なかりしかは母の心も入替りし樣に思れ夫婦とも業に出る時は交代見廻り午飯の比は兩人共歸りて給仕し百歲に及ひぬれとも健なれは紡織なとなせしを夜は休み給へかしと妻の止めけるに彦兵衛聞て左にあらす何事も心の儘に仕玉ふを強て止る時は却て母の心に背くなれはとかく其の心に任せよといひき寒氣のをりは夜毎に一兩度つゝ炉にて火を焚き臥させ淩かせ夫役に當りても一宿の所は必す代りを請て往しめおのれは母に事ふるを勤とす其善行官に聞えて明和九年賞して母子一生稍米を賜ひ妻へも白銀を賜へり

喜平次

喜平次勘平兄弟は熊野木の本組神木村の民也兄弟共兩親に能事へり喜平次は耕作の間には鍛治をなし他村へ業に行時は親介抱の事弟に能言ひ合せ置長くは滯留せす程なく歸りぬるに何にても珍しき食物を我つとにす女二人あり一人は弟方へ養子に遣りぬ喜平次妻も能母の心に叶ひしに先達て死せしかは繼妻を納れよかしと親類より勸めぬれとも若親の意に愜はすんは却て苦勞の種なるへしとて再ひ娶らす勘平は幼より染屋に奉公し是を生業とし喜平次か家居とは二町餘も隔りぬるに日夜四五度つゝ兩親をとふらひ夜分は猶々氣を附寢る時は給を敷て寢しめ最早歸るへしと親いふ時は即ち歸り暫して又々來り動靜を伺ひ或は兩親他へ出し時勘平來りぬれは必す往先を尋ね伴ふて歸り己れ他へ作業に出歸りには魚肴の類を求めて親に贈り兄弟共に至て睦しく勘平妻も夫と共に能舅姑につか

へぬ此事官に聞え安永五年賞して親子一生稍米を賜ひ勘平妻へは白銀を賜ふ

傳　吉

傳吉は名草郡福島組粟村の小民也母に能事ふ母老て多病なれは起臥も叶かたきを能介抱し二便とも傳吉自ら掃除し夏は涼しく冬は炬燵を拵へ暖にし寺へ參詣せむ事を望めは自ら負行其外何方にても行むと志す所はいつも負行只母の意に隨ふ母飲食に好む所あれは何にても少しつゝ調へて進めぬ母本より其貧しき事をしれは後には飲食の事に付ては一切に望みなけれ共心を付て是を調へ己か業は暫くも休む事なく田刈の時は農事夜更る迄働き其疲れをも厭はす母の容子を伺ひ持佛へ參り度と望めは伴ひて看經いたさせぬ夜更て鉦乃音聞ぬれは隣家の者とも例乃看經初りしと云ける由常に妻子を痛く罵る事なく渾家和順して母の心を安し耕に出るにも必す告け歸れは必對面して歸りし由を言ふ城下へ出るにも又同し歸りには飴餅の類を調へ歸りて給させ食事は常に軟脆なる物を温にして進め若好む所あれは雨風の夜といへとも厭はす城下へ求めに行ぬ一村傳吉を孝童と稱せし由其妻も又能孝心なり因て安永六年母子一生稍米を賜ふの命あり

加　藤　愚　仙　全カ

加藤愚仙は田丸領妙法寺村の郷士也生質貞實にして常に窮民を救ひ貧者を賑はし村寺にて說法ある時は大上感應經とて人を善道に導き惡を退けしむる板本を諸人へ施し能善事を勸むる故に安永六年命ありて生涯稍米を賜ふ

甚　助

甚助は松坂領古井村貧民なりされ共才器もある者にて農事の外万事に氣を付述負もなく暮しけるか父母共に老ひ何事も得せさるにより日々貧くなり其上父は麁食を食はす且酒を嗜み日毎に四五合つゝ飲ぬるに甚助色々艱苦して之を調へ父請はされとも樽明きし時は夜分といへとも隣村へ求めにゆき少しも困乏乃有様を見せす父生質氣儘者にて醉ふ時は大に罵り或は鞭たんとする時は速に其場を遁れ漸に機嫌をとり少も慍怒の色を見はさす母は盲目なれは兩便はいふに及はす萬つ氣を附若し夜分手水に行くに己れ熟睡して知らさる事もやあらむかとて履物なと宜しき所へ直し置其汚れたる衣類は悉く自ら洗ひ滌き妻を迎へしに己れとは睦しくありしかとも親の心に愜はぬよしにて三人まで出し後の妻は能兩親の氣に入ぬるよしにて偕老ぬ此趣官に聞へ安永八年甚助へ賞金を賜へり

善吉　文吉

善吉文吉は和歌山寄合町の買人太兵衛か管家(てだい)にて二人とも忠實也主家大體に暮せしに妻發狂し太兵衛は死せし故段々困窮に及ひ老母幷に男女の小兒ありて日々を過しかねしかは文吉へはいとまをやり善吉は幼より生立し者なれは家事は是へゆたね老母幼兒までも善吉を便としけふを過しける善吉は主家乃零落をなけき灰問屋を初め自身灰買に出日々灰俵を荷ひつゝ精力を盡しける故老幼の者漸く温命淩きぬれとも尙心もとなく思ひ舊宅を人に貸し其空地へ自身殖出せし銀子を以て小屋を造り四人を入れ置只一心に主家を再興し故の如くせんと勵み勉めしに文吉も折々尋來りて共に手傳なとし太兵衛長子十餘歳になりしかは舟大工町の富家五左衛門へ賴み商を見習せぬ此事官に聞え天明二年賞して善吉に白銀を賜ふ

千代

千代は和歌山田中町善兵衛か未亡人なり貧窮なれとも姑に能事ふ善兵衛うせし後は彌貧しくなりしに縫針の業にて世を渡り幼女二人ある上母九十歳に及ひ歩行も自由ならねは寺詣りなとには往來とも大切に介抱し朝夕の食事抔も其好みに隨ひて調へ先つ姑に進め己れは跡にてたへ何事も心に違はす千代實母も病にふしけれは我方へ迎へ看病し孝心を盡しぬ其行狀終に官に聞え天明二年姑并に千代へ生涯稍米を賜ふ

長七

長七は和歌山湊下の町の桶工也家貧くしく母に能事ふ隣家のくすり湯なとへ行ときは自ら負て往來し万端心を用ひて少しも怠る事なく資性質直にて人と交るに温順何事も愼みふかくありし故天明三年より母子に一生支米を賜ふ

瀬兵衛

瀬兵衛は海士郡宇須村の貧民なり能兩親に事ふ每朝とく起きて我田圃を修理し夫より傭作に出黄昏に歸り草鞋をもとかす父の好む所なれは其儘にて酒を求め來りて之を進め若し酒口に適はすといふ時は夜中といへとも遠方迄も買ひに行日々三度つゝ之を飲しめ母も年老て歯もよろしからねは食物等口に適ふ樣ふにいたし日每に豆腐なとを調へ傭錢は人よりも勝れて多く得れとも大かたは兩親の養に費ぬれは漸くに其日を送り兼ける故村中よりも折々には濟ひぬいつても傭に出る時は兩親を大切に致し呉よと妻へもいひ付し故妻も同しく孝順なりし由此事官に聞え天明四年賞して瀬兵衛へ金

子をたまへり

九郎左衛門

九郎左衛門は名草郡永穂村乃田戸なり實用の學を好み田畘耕作の事なく委しく書しるし農家訓と號し板行して世上に施行度と願ふにより其書有益の書の由にて免され且奇特成る事なりとて天明四年白銀を賜へり

波留

波留は那賀郡丸栖村の民彌九郎か孀婦なり少しの新畑を作紡績なと怠りなく勤め母已に九十歳に及ひ万事偏急言ひ罵りても聊心にかけす日々を送りかぬる中にてもまつ母の好みに隨ひ少しも背く事なし行狀終に官に聞え天明六年波留へ賞金を賜へり

平右衛門

平右衛門は海士郡關戸村勘兵衛か管家也祖父か時より典身し勘兵衛は幼少にて孤となりしかは平右衛門幹務して大切に勤め毫も私なく勘兵衛へ家業の事殘る所なく敎導恙なく家業相續なさしめしにより天明七年甚忠勤を賞して平右衛門へ白銀を賜ふ

參

參は和歌山裏町伊右衛門か娘なり伊右衛門已に死し母によく事ふ母年老中風を患へ起居もなりかたき上眼さへ盲ぬれは貧しき中にて賃紡晝夜の暇なく專精僅乃餘錢にて母の好み物を調へ年若けれとも體顏をも粧はす事有て出るはさら也水汲みにゆくにも必母へ告絲を賣り利足少きをりにも母へは

餘りのあるやうに告て好の物を少しにても調へて歸り母病めれは物音の高きを厭はんとて飯炊く時は柴を折る音さへ忍て戸の外へ出て是ををり萬つ靜やかにしける故隣家にも之を感し兒の戲鳴物の類も取上置由近隣より參一人にては介抱行屆かさる事もあらむ聟を入れ然るへしと勸めしかと母肯はされは寡にて暮しぬ是等の事官に聞え天明七年母子生涯稍米を賜ふ乃命あり

伊　野

伊野は那賀郡和田村の農夫權四郎か娘なり父死し繼て姉も亡しかは日に貧窮に至り田畠家居をも賣代なし纔に疊四五枚計りの仮小屋に母を入れ置其身は二人の妹と共に典身して養育せしかとも母次第に年老ぬれは奉公を止め木綿を織り村内にて傭に出身はいかにも艱難し母には衣食共に心の及ふ程は丁寧にし夏は蚊遣冬は暖め須臾の間も孝養怠る事なく少しも貧窮の光景を見せす村内の者も是を感し傭賃抔も外よりはよろしく致し糧米絶し時は心よく貸し小屋の損しも村内より繕ひやりぬ時に米の價貴かりしかは合力してやらむと言ひぬれとも辭して受す斯て此等の事官に聞へ天明七年母子一生稍米を賜へり

善　吉

善吉は那賀郡湯窪村の民なり生質虛弱にして人並の力役をも得せす貧なれ共廉直なるものなれは村内より賤役を勤めさせぬ父常に酒を嗜みぬれは老ては養生にも成へしとて色々便計して買調へ日ことに飲しめ傭に行ても午時には斷りて立歸り食事を進め常に酒を買ひに行にも亦貧故世間を憚り小き罏を袂へ入れて人の見ぬやうにし父は粥を好まされは夜の内に之を食ひ夜明て後父には飯をすゝ

め朝夕孝養怠る事なきよし聞えしかは天明八年父子一生稍米を賜ふの命あり

幾代

幾代は若山新中通り町久七郎か娶婦なり姑に能事ふ姑酒を嗜けれは貧しき中にても絶さる樣に調へ魚肴なとも好みぬれは是を百方(いろいろ)して調へ給へさせ其身はいかにも儉素なし夜は姑の傍にふし二便に行ときは肩にかけて歩ませて晝夜共に怠る事なし善行終に官に聞え天明八年賞して姑幷に幾代へ稍米を賜ふ

ふさ

ふさは那賀郡西山村の農夫十兵衞か女なり父は小農にて貧しく且年老耕も成りかたき故ふさ隣村へ嫁し女子一人ありしかともいとまをとりて歸り田圃を承種(したさく)し其間には女の業何にても晝夜勉勵父へは少しも不自由なき樣に氣を付ぬ親しき人々聟を入れ候へと勸めぬれとも父孝養の爲夫に別れし事なれは此事思ひもよらすとて肯はす只父を大切にし且父酒を嗜みけれは日々調へ兼し故隔日に是を羞めなと數年怠らさりしかは天明八年賞して父子生涯稍米を賜ふ

仙

仙は名草郡杭瀬村小七か娌なり幼きより能孝にして纔の田を作り其暇には晝夜紡績なと精出し于歸(よめいり)世間の交りをも孝養の爲辭し父久しく病み起居も心にまかせさるを能く介抱し色々食事をも好みけるをいふに隨ひ調へ若價なき時は近き邊にて之をかり一度も父の言葉に背かす其里はいふも更なり近村にても專ら賞譽せし程に寛政元年官より賞して金を賜ふ

黒岩道碩

黒岩道碩は若山新通り町の醫師也幼して父を喪ひ母に能事へり母老且病て打臥ぬるを晝夜侍養怠らす夜は傍に寢ぬ母乃尿する時は自ら扶けて行食物に好む所あれは則之を進め母生雷を畏れぬれは若空搔曇り雷鳴らむとする時は診察をも斷り傍をはなれす雷鳴轟くときは家内殘らす打圍て其畏れを慰めぬ母本より神佛を信し老後も折々參詣する時は途中にてさま〳〵いたはり時々は母乃代詣をも勤め療治に出るにも晝は暮六つ時夜は四つを限り又會計足りさる時も餘りある体に見せ心を安しさせ何事も母乃指揮をうけ年來懈らさりしかは寛政元年官より白銀を賜へり

源吉

源吉は名草郡栗栖村出島の民なり母九十歳に及ひ起居も心にまかせさるに源吉も年老病ぬ然れとも妻と言合せ一人つゝ母の傍を離れす至て貧しくおのか田圃もなけれは人の田を承佃せしに折から凶年打續きけるを田主へは殘税もなく夫婦共常に麁食し難澁極れとも其有樣を母に知らさすたへ物も母のはかりは好みに從ひぬ隣家まても其孝行を稱せしにより寛政元年源吉夫婦へ賞金を賜ふ

次八

次八は海士郡今福村乃民也養父母に能事ふ母久しく病て起居も叶はさるを次八色々介抱せし故妻を迎へよかしと人々勸めしかとも汚れたる物の洗濯他人に致させては氣の毒なりとて辭しぬ母も常に次八か孝心を人に告て悦ひしとかや持傳へたる田圃なけれは傭に出て養育し母已に死して父又中風を患ふ病人を獨り置ては稼に出難しとて止事を得す妻を入常に戒めけるは我出たる跡にて養父如何

樣の事を言ひ玉ふとも少しも背かす其意に隨へよと言ひきかせぬ妻も又能うけ引て聊も舅の意にもさらす父本より酒を好み少し過れは大に怒り妻を出すへしといへは則出しぬ暫して怒解ぬれは又迎ふへしといふにより又むかへぬかくする事度々なれとも能妻にも言ひ含め置其度ことに少しもいなむ事なくいふ儘になしぬ此等の行狀官に聞え寛政元年父子生涯稍米を賜ひ妻へは白銀を賜へり

甚吉

甚吉は白子領稍生西村の農夫なり祖母は兩眼盲父は素負孱弱して耕す事を得せす平常に酒を好みけれは日々二三度つゝ之を薦め己れは麁食し妻もよく孝心を盡し酒價盡たる時は深更に及ふ迄草鞋を作りて酒價にあて或はともし油の盡し時は父自ら買に行へしとて料を請取油屋へは行かす直に酒屋へ行其價にて酒を買一錢も殘らす飲盡し歸りぬれは詮方なく火をも点さて草鞋を作りし事度々なれとも甚吉は少しも慍れる色なく油と酒と規磨しは酒屋の一德なりとて還て悅ひぬるよし父の時には貢稅の逋負も有りしかとも夫婦とも晝夜生產少しも懈らす勉め且年貢は隨分上米を撰み一番に納め又他より用事を賴みぬれは己か事を措き先其事を濟しめ日々の生理は少しも缺さる故村中甚吉か行ひを表式となせしよし善行官に聞え寛政二年祖母幷親子一生稍米を賜ひ妻へは白銀を賜ふ

吉右衛門

吉右衛門は若山寄合町の主保にて家も富り父母に能事ふ父死して後は孀母に孝心を盡し夜分には傍を離れす二便に行にも自ら扶持し給物は母の好みに從ひ分て心を用ひ母来圖を作る事を好みぬれは少しの費はあれとも他の圖を借り諸物を作らせ何事も其言に悖ふ事なし妻子も夫の孝心に習ひてよ

く事へ僕婢の者迄も貞實なるよし寛政元年官に聞え褒賞して吉右衛門へ金子を賜へり

伊　知

伊知は田丸領上野組神園村の農夫惣兵衛娘なり三四才にて父母を喪ひ十年の間叔父に養はれ夫より所々に典身し廿四五歳の時山田曽根町小澤傳右衛門てふ者の家に事へ五六年を經て暇を乞西國三十三所を順禮し歸りて故主を尋けるに傳右衛門は既に死し其妻は出去り只七十餘の老母と七才の男子のみ朝夕の烟をたに擧得すなりぬる由を語りて老母のいひけるは願くは行末を見つき呉よかしとたのみけるに伊知は古主の恩を思ひ快く肯ひかひ〱しく世話しぬれとも三人の育み一人の稼にてはともかくも行屆きかたく終に己れの衣服の類迄も賣代なして養育し勤勞いはん方なし往に叔父に養はれし恩にとて典身銀は殘りなく其方へ贈りぬれとも今かく主家の困窮を救ふにより前のことく見つく事能はさる事を常に憂へ歎けるよし萬つ貞節の者なれは寛政元年官より賞して白銀を賜ふ

平　助

平助は若山與次郎町の匠者也母に能事ふ職分に出るより外は母の傍を離れす年既に七十に及ひて瘋狂となり何事も任情のみいひけるに少しも逆らはす貧しき中にて醫藥祈禱に心を盡し妻子は己れ他へ出る時のみ附置き若同居しては心に愜はさる事もあらむかとて別間を拵へ爰に置病ひ危篤に及ひし時も只一人にて介抱し死後も墓參り抔懇に情を盡しけれは寛政二年賞して金子を賜ふ

源　三　郎

源三郎は若山岡町の小商彌左衛門か子也源三郎毎日午比より日方村といふ（若山より三四里隔てり）邊まて行き山里

より出來れる諸物を買取り翌日朝市へ持行是をうり夜に入て歸り其儘にて兩親へ浴させ食事を進め終りて會計をしらへ夜半比に漸く寢ぬ此乃如き事數年怠らす父老るに隨て無理なる事のみいひぬれとも少しも其意に悖はすまことをつくして事へれは寛政二年賞して金子を賜へり

龜右衛門

龜右衛門

龜右衛門は名草郡吉原村乃農夫也纔の田圃をもてる故同し村乃内へ一月の内二十日身を入れ十日は己か田を作り朝夕の暇なく挊札(はたらき)ぬ母眼を患けれは神佛へ詣るにも自ら從ひ行食物なとわけて心をつけ日々怠らす勉しかは寛政三年官より賞して金子を賜へり

傳四郎

傳四郎

傳四郎は伊都郡妙寺村の富民なり資性孝心厚く父死せし時も視養いと懇にし其後十五年の間母への孝養少しも怠らす食物は更なり寢る時は其側を離れす氏神檀寺へ詣する時はいか程闘しき時といへとも自ら伴ひ道あしき時は或は抱き或は負なとし只母の心に叶ふやうにし其上近隣困窮の者はよく助け賑救やりぬ此趣官に聞え寛政三年賞し金子てを賜ふ

庄七

庄七

庄七は牟婁郡大泊村の里正なり父母共に年老盲となり殊に母は中症にて起臥心に任せさるに他人の手をからす自ら是を介抱し父は酒を嗜ける故常に絶さるやうにし家道も豐ならねとも夫婦共更に憂る色なし且庄七兄なる者江戸へ行商せしか折々歸り來りて父の養ひ料なと贈り庄七と共に孝心怠らすなせしかは寛政三年官より賞して金子を賜ふ

源　八

源八は名草郡北島村の小民也幼年の時同村の嘉平次か義子となり甚孝心厚く勤苦を厭はす生計怠る事なし嘉平次存生の日賤役を勤めしに官より賜ふ所は殘らす兩親に贈り其暇には草鞋抔造りて父母香錢の料にし嘉平次死して後は勤を辭し他の田を承種し養母に事へて彌孝行を盡せり樵夫に出るにも夙く起て飯を炊き水を汲み万つ細かに心を用ひ母の命にて村内の女を娶りぬれ共母の氣に合さる故に之を出しぬ是等の趣官に聞え寛政三年賞して金子を賜ふ

伊　八

伊八は有田郡金屋村の民也父至て貧しきにより子は數多あれ共幼き時離散せり伊八は十歳の時より下總の國にて奉公し二十六歳にて本國へ歸り父に就て農業をなしけり其餘の兄弟も各地へ養子に行ぬれ共何れも貧くて親を見つくく程の事は得せす伊八は日々二三里隔る山に入柴薪を取廣湯淺の里へ持出其價にて足らさる所を償ひぬ冬に至れは己れか生理に出し跡にて若しや薪を惜み寒氣に中らんことを恐れ妻子へ篤くと其事を言ひ付て出ぬ其上殘税もなく諸事貞實なるにより寛政三年賞して金子を賜へり

屋　須

やすは若山北新町彥兵衞か孀婦なり年廿九歳子兩人あれ共いまた年若けれは他へ嫁せんや後夫を納んやと人々勤めぬれ共たとへ乞食して成共舅姑を養はむとて肯はす夫のなせし如く煙草鬢附元結なんと自ら背負ひ日々遠き村里迄賣り步行き日暮て歸れ共夜更るまて米を舂き雨の日は糸とり一家五

人を事故なく養育し何事も兩親の言葉に背かす胥病る時大水ありしに色々力を盡し恙なく之を他に移しぬ是等の事官に聞え寛政三年賞して終身支米を賜ふの命あり

平　藏

平藏は名草郡有本村の民也三才の時父を喪ひ常に野菜の類を摘取り之を代なして母を養ふの便とし生長をするに從ひて彌孝心なり假にも少年と戯れ遊はす貢税なと少も殘りし事なく何事も富を盡しける故近き邊りの子供ある者は皆平藏を羨し由妻をいれん事を勸むれと母と共に憂なく暮し度よしいひて辭しぬ善行終に官に聞え寛政四年賞して白銀を賜ふ

長　藏

長藏は同村の農夫なり幼して父を喪ひぬれ共家業專らに精出し日夜怠る事なく何によらす篤實にありしゆゑ村中の模範とほめけるよし第一孝心厚く母老ひるに從ひ色々心を盡し力をつくして養育せり是等の事官に聞え寛政四年賞して白銀を賜へり

兵　助

兵助は松坂領曲村の農夫也常に母に能事へ万つ其意にうけ隨ひ折ふし困年に逢て益々窮しぬれは兎角孝養の届かさるをなけき夫婦言合せ力を竭しいと懇に視養せし由官に聞え寛政四年賞して白銀を賜へり

登　惠

登惠は松坂領獵師村平助か妻なり平助死して困窮益甚し九年を經て姑は老れ義子は幼く耕作の事も

人並にはえせすありしを己れ一人にて糸取り賃織なと怠る事なく働きぬれとも三人の糊口なりかたけれは義子にはよく其譯をいひて實の親の許へ預け置其身は母の側を離れす日夜操作怠る事なく其得る所をもて母を安穩に養ひぬ其事官に聞え寛政五年賞して金子を賜ふ

幾　野

幾野は同村の善助か娘也善助農業の間に漁をなしけるに數年前兩眼盲けれは困窮益々甚し幾野いたく是を歎き常に側を離れす愛養し僅の勤貌にて食物の外までも色々心を盡し年三十餘に及ひぬれは婿をいれん事を勸むる者あれとも父盲人なれは其人のいかに思はん事抔慮りて背はす只管孝養の事のみを心とせり是等の事官に聞え寛政五年賞して白銀を賜ふ

常之助

常之助は一志郡勢州川口村農夫利兵衛か義子也年甫て六歳江戸なる祖父和助六年前より中風を病みぬるにより故里へ迎へぬ父利兵衛も多病にて耕を得せす母も六年以前より病煩らひて飯炊く事もしかゝ得せさるに常之助は幼より日々三人の介抱食物に至るまても心を盡し歳の終りに至りて父母その家計の足らさるを憂ふれは請て其員數を記していふ様けふより心力を盡しなは此程との負債も了さむ事何の難き事かあらむ之を樂しみに作業を勵むとて少しも憂ふる色を見せす匕箸の類を削り隨て近き里へ賣に出往來十一二里の道のりを十三四歳の比より日廻りにし歸れは直に業を勉め後夜の比より暫く寢ぬ日々怠らす幼者の祖母兩親三人を恙なく護り育む事奇特なりとて寛政六年賞して白銀を賜へり

市太夫幷登羅

市太夫幷に妹登羅は那賀郡冷水村の小民也共に能母に事ふ食物の類母の好む所の物は力の及ふ程は調へて進め耕作のひまには市太夫は薪を伐り登羅は女の手業少しも怠らす兄弟共に己れか衣食は乏しきをも思はす只母に孝養の足らさるをうれひぬるよし官より賞して寛政八年金子を賜ふ

半太郎

半太郎は那賀郡段村の民也養父死せし後止遠（ついせん）深切を盡し養母にも亦孝也凡何事をも母へ伺ふて後なしぬ本より性急にて氣儘なる故是迄養子三人迄いれしかとも皆々二三日を經すして出さりぬ半太郎藁細工をせしに仕方粗末なるよしを言罵りて奪ひとり打捨し事なと有しかとも少しも慍れる色なくうつむき居暫くして除々に拾ひ集よろしくし直し候はんとて又業にかゝりぬ妻をも母氣にいらぬよし言ふにより之を出しぬ後の妻は母の氣に入ぬるよしにておきけり孝心の趣官に聞え寛政八年賞して金子を賜へり

幾久

幾久は松坂領黒野村の小民新助か妹なり母と別れ居て暮せしに新助出奔し行方知れさるにより彼か田畑は幾久引受ぬるに得る所漸く五斗はかりにもたらす其身も既に七十に及ひぬれは終に糸をとりなとして九十に餘れる母を養ふ其艱難の程を隣近き者共もあはれに思ひて之を濟はんといへ共己か勤競（かせぎ）出せるの外は一切に人の物をうけす此趣官に聞え寛政八年賞して金を賜ひ母百歳に近きより稍米を下し賜へり

勘

勘は松坂領權現前村の民長五郎か未亡人なり姑に能事ふかよはき女の身にて二人の小兒老たる母三人の養ひ艱苦いふ計りなし老衰へ打臥ぬるに介抱怠る事なく且母常に酒を好みしかは貧しき中にて僅に調へ胡豆餅をも嗜みける故餅米を少しつゝ貯へて折々は羞め若已れか里に酒なき時は小兒を負ひ小川村とて半里はかりも隔りたる處へ風雨暗夜をも厭はす買ひにゆき近き比醴をも好みけれは庄村とて二十四五丁はかりも遠き方へ求めに行其行狀いはん方なし終に官に聞え寛政九年賞して白銀を賜ふ

安兵衛

安兵衛は田丸領入合野後村の民也六才の時養子となり若き時より兩親へ孝心にて母死して後も追善なと心に及ふほとは懇に營み父は八十餘歲生質弱く且潔癖にて何事も淸らかにせされは悅はす安兵衛僅の傭作にて萬つ父の心に叶ふやうにして傭主にて佳き魚美き羹なとある時は必持歸りて父に贈る故に主も其意を知りて別に一種をあたふれは二重には受け不申とて固く辭し寒中臥す時は已れは年若き故未た寒氣はおほえさるよしにて其着たものを悉く父に打きせぬ親しき者より妻を迎へん事を勸むれは肯はさるに父强ひて迎ふへきよしをいひけれは是も其言に隨ひぬ佳節なと人休息する間に家内の掃除衣服の洗ひ濯き迄も行屆父の心にかなふやうに勉めぬ是等の事官に聞え寛政九年賞して金子を賜ふ

勘
安兵衛

嘉七

嘉七

嘉七は田丸領五桂村の貧民也父母に能事へり父死して益母に孝也其身は常に麁食し母には心の及ふ程は宜しく茶烟草其好む所は母の側に調へ置作業終れは則歸りて色々の雑談なとし妻をも迎へす耕作の暇には母に事ふる事のみ心とせり此事官に聞え寛政九年賞して金子を賜ふ

小傳

小傳は若山新魚町岩橋文六か娘也父死して益々母に孝也母老て耄せるうへ家も貧しき故四十歳を過きぬれ共聟も得入れす他の子を養て置ぬれとも母の氣に合さるにより其事をいひて實家親元へ返へしやりぬかくて母たへ物六ヶ敷を晝夜作業に力を盡し其餘りを以て能孝養する趣官に聞え寛政十一年賞して金を賜ふ

萬

萬は名草郡永穂村の農夫藤藏か妻なり家道もゆたかならさりしに嫁し來りてより八年の間に三子を得旦暮家事暇なく勤め且姑に能事ふいか程閙敷中にても少も禮を謹て其言葉に隨ひ且姑七十に餘り素よりかたましき質なるに萬來りてより一言の勃谿（いさかい）もなく中よく暮しぬるは全く萬か孝心の致せる故成るへし仍て寛政十二年賞して白銀を賜ふ

久藏

久藏は日高郡下富安村の傭夫也生れつき聾にて幼きに父を喪ひ貧窮の中にて母に孝心を盡す若き比より妻を入れす今既に七十餘歳母は九十餘傭に出れは必日に兩三度つゝ母を省ひ朝はとく起て食物湯水の類迄も母の側に並へ置作業終れは速に歸りて撫摩り母魚類を望みぬれは八九丁隔たりたる道

成寺の門前へ行晝夜のわかちなく之を調へ來り若し魚なき時は其由を母へ手語にして色をかへ涙を流し其なきをうれふるに至る母も早くさとりて望みになきよしを又仕形にて示せは初て悦へる色をなしぬ寛政十二年里中の者此事を上訴せしかはやかて賞し給ひ母子一生扶持米を賜へり

文助

文助は那賀郡新田村の小民元八か子也父は先年身體を傷損して農業をも得せす母も久しく病て困窮彌甚し文助時に年二十歳家業はさら也兩親の爲遠き道をも憚らす神佛に祈り或は數日斷食し又は父母飲食に好みあれは貧き中に色々心を盡して調へ夜仕事終りて兩親の體中を按摩し夜更ならてはいねす行狀終に官に聞え寛政十二年賞あつて金子を賜ふ

以下大夫家領内之者を記す

次兵衛

次兵衛は田邊南新町鐵匠助右衛門か義子也夫婦共に孝心厚く助右衛門八十餘にて中風の症を患へ且老耄し朝夕のたへものは更也其餘色々の氣儘なる事を言ひ罵れとも嘗て一言も其意の背かす克其心を慰めぬ此事終に領主に聞えて寶曆六年次兵衛夫婦へ銀子を與へられぬ

傳四郎

傳四郎は新宮領栗須村の農夫也兩親に仕へて孝を盡せり僅の耕作にて養育屆き難き故荷擔又は傭作に行て足らさるを助く家貧くして夜具もなく冬は薪をこり置て通夜あたらせ寢所をあたゝめて寢せ

其上に袷衣を衾にして着せ己れは火を焚て其側にいね夜明て作業に出る時は今日は何方へ行いつ比歸るへしと暇を乞ひ且初穂とて飯を置菜をも調へ跡にてたへ給へと言ひ炎暑には之を扇ふき夜は蚊を逐ひ快く寢させ何によらす父母の意に悖らす獨身にて此の如く孝養せしかは終に領主に聞え寶暦七年賞して白銀を玉ふ

吉兵衛

吉兵衛は有田郡星屋村（水野家領地）の農夫也生質温醇養父に事へて孝也養父喜兵衛中風を患へ起居心に任せす醫藥年を經れとも癒す其看病心を盡して至らさる處なし小農にて貧しく暮しぬれとも飲食の類望みに隨ふて調へ羞め富家にも劣らす如此にする事年久し終に領主へ聞え寶暦十一年白銀を與へらる

源吉

源吉は田邊領九十九淵（ツヽラ）村の匠人也幼より同村伯父の義子となり妻をも迎へ子を得たるにより養父母心遣もあるへしとて小さき別家を作り爰に移し實親は兄の方にあれ共兄病身にて世渡りもなし難きにより此事を甚歎き養ひ親へも具に其事を告己れか方へ迎へとり貧窮の中なれとも色々心を盡し身を容るゝ計りの所を營み老たる親に四人を初妻子共數多の族を己れ一人にて作業に心を盡し日入て歸れは仮實兩父母の室屋へ行起臥に心をつけ夜更ぬれ共夫より山に往て薪を荷ひ歸り晝夜の分ちなく筋骨を惜ます孝養に心を盡し實の親妹ありて兄方の孫見度といふ時は其度毎に招きよせ飯をもたへさせて何事にても親の心に背かす此事次第に世間に聞え寶暦十一年領主より賞して米を與へらる

孫助

孫助は田邊の町年寄多屋平次か僕也親平次の時より數年此家に典身し貞實に勉め主家の事は仮にも疎そかにせす親平次死せし時は今の平次幼きに兄弟も多く母は病るうへ殊に貧しかりけるを孫助内外の事何によらす斡旋數多乃幼兒病人をも能介抱し數年の間夙夜の苦勞世の人の及ひかたき事なるよし聞えしかは安永二年賞して領主より稍米を孫助に遣はされぬ

勘兵衛

勘兵衛は田邊領高瀬村の民也家素より貧しき上親のみか妻の母も身をよするゆかりもなけれは是をも養ひ親は既に耄日々五六度も飯を乞ひなとするに妻も至て孝心にて少しも是をいなます其度毎に快よく食を供へ折に宿替をなすとて古衣の類を持運ひまた圃なる菜蘿葡なとを引捨晝夜となくうかれ出ぬるに其跡より氣にさはらさるやうに附行て伴ひ歸り其上に己れか母も老ぬる上目さへ盲ぬれは少しのなりはひも得せされとも身を惜ます夫と諸共よく孝養を盡しぬれは里中も是を感し少しの助にもと勘兵衛へ村内の賤役を勸めさせしとかや善行終に相聞え安永三年領主より勘兵衛幷に妻へ稍米を遣はされぬ

幸作

幸作は田邊領内川村與八か弟也兄至て貧しく兩親を育みかねしかは幸作出て典身し其所得は殘なく父母を養ふの料として主家より近き邊りへ夫役に出る時は其序に親の安否を問ひ主人より與られし辨當を半は親に食せしめ己は其餘を食ひて飢を忍ひ主家は遠方なれ共操作終れは夜半比よりも安否

を問に來り父の髮月代なとをもいたし田邊の町へ行時は親常に肴を好により少しつゝにても必求めて歸り其夜持行て之を羞め或は馬にて柴薪を採に行時は少しも怠はす主家の分は疾く伐り終り其餘力に少しつゝ己か薪を伐りとり一つに持歸り主家へ斷り夜に入親の方へ持行て用にあてなんと誠實に孝行を盡しける故安永四年領主より幸作に賞米を與へられぬ

長三郎

長三郎は新宮領萩原村の民也父既に八十歳別家に置て朝夕心を付食時にはいつも自ら負ふて送り迎へ浴の時も負て連行風雨又は大雪の折は親を我方へ移し火を焚てあたらせ其側にて草履草鞋抔作り外に出る時は其よしを告けくらしも約にし村中とも至て睦しくせしかは行状相聞え天明元年領主より白銀を與へられぬ

善七

善七は田邊領主馬谷の農夫也生質實ある者なりしかは幼にして父に離れ母に能事へ舅姑も近き邊なれは是にも懇情をつくし日夜家業怠らす勉めしかは一村乃表正(てほん)にも成ぬるよし聞えし程に天明四年領主より賞米を遣はさる

勘九郎

勘九郎は田邊本町の小商なり兄を庄三郎といふやもめにて暮せしか終に中風を患へ久しく病しに勘九郎夫婦好くいたはり其身貧しけれは日々を過しかぬれ共兄へは衣食共不足なき樣にし深切に育みしかは天明六年領主より賞して精米を與へらる

伊野

伊野は田邊下長町藤代屋傳藏か娘也歳甫て十一歳祖母老耄し何事も取り締りなく度々食事を望め共其度ことに叮寧に饗し或は髪を結ひ起ふしを扶け夜も折々目を覺し其外衣類の洗ひ濯を殘る所なく家貧しけれは兩親は人の田を承佃し日々暇なく出ぬれは伊野一人にてよく介抱し母宿に居伊野作業に出歸りぬる時も先つ祖母のきけんを問ひぬる後ならては己れ食事をもせす善行領主の聞に達して天明七年賞して伊野へ稍米をあたへらる

角左衛門

角左衛門は白子領長徳寺村（久野家采地）乃民也生質篤實にして兩親に孝なり父老て癪に惱みしによろしき藥とたに聞ぬれは求めて之を進め種々心を盡しける程に少しく癒しかと尙折々痛み強き時は終夜傍に侍居晝は終日生業に暇なきに其疲をも厭はす夜分はなてさすり出入共に父母に氣を付貧困追れとも珍しき物は聊にても求めて進め父死して後繼母へ彌よく事へぬ角左衛門年老逋蹉(みしん)も出來しかは弟文六外へ典身し其銀子を以て之を償ひぬるよし寬政元年領主より角左衛門へ賞を與へらる

善七

善七は田邊領金屋村の窮民也幼きより双親によく事ふ親族はさらなり村中ともよく交りかりにも爭論の事なく父死せし時も孝養怠らす晝夜心を盡し葬の事なともいと懇に營みぬ母は老耄し折々狂亂の詞なと出せとも善七夫婦三人の子供迄能うけ隨ひて一言も逆ふ事なく彌孝行を盡せしかは寬政九年領主より賞して支米を與へらる

平　四　郎

平四郎は田邊領中村の者也幼より同村の艜戸(ふなもち)濱野長左衞門か家にて船乗る事を司りけるに長左衞門薄袷(ふしあはせ)にて難船し其身幷に嗣子共に病て失ぬ只幼き季の子一人殘りけるを平四郎心を盡して護立しに今一艘の船又々破摧せしかは親族はかゝりて斯く不幸に重りぬれはとても船乗る業難しなと言ひけるを平四郎深く歎き己れか身を忘れ千辛万苦を凌き終に千石餘の船一艘を造り出しぬ篤く誠なる志の程一統賞せしかは寛政十二年領主より平四郎へ稍米を下されき

屠　戸　小　菊

小菊は名草郡岡嶋村の屠兒久六か女子也親死して母に孝なり村内へ嫁せし悴も出生せしか共母强ひて己れ養育の爲に歸るへき由をいふにより離縁して歸る事兩度也毎日早曉より乞丐に出夜は草履を造り珍らしき物あれはおのれか食を減しても買調へ貰ひ來りし物は自ら食し母へは新に炊きし物をたへさせ諸事心に愜ふ樣にしける故悴共も是を見習ひて大切になしぬ近所の者夫を入るへきよしいへともそれにては心の儘に母へ孝行しかたしとて肯はす縱ひ我身は終日食はすとも母には足る樣にし度と常に言ひけるよし是等事辱も官に聞えて天明七年賞して菊へ鳥目をとらせれき

南紀徳川史巻之六十七

孝子傳第二

松坂新川井村煮賣渡世

櫻屋　嘉　吉　卯三十七才

嘉吉儀當卯三十七歳に罷成元當國桑名郡長嶋領新田村惣兵衞と申者之忰にて寛政四子年櫻屋へ養子に罷越養父又兵衞へ能く仕へ煮賣渡世相續致し朝は未明より起出親之目覺し候を相待茶烟草其外丁寧に心を用ひ夜分深更迄も閑敷渡世之中にて聞及候善人之噂其外心に叶候咄抔致し居能寢入候後相退臥候よし又兵衞儀當年卯七十才にて近年眼病相煩近頃は盲目同然に相成候得共神佛參詣其外可參と申所々へは毎々遠方迄も自身付添扶け參り候よし生得柔和成る者にて他人の非を不申人と爭ひ候事なく近所町内へも信實に相交り若き者共へは懇に教諭致し都て厚く世話をも致し候由右之通にて家内和熟致し至極質素を守渡世致出精候付不如意之身上も次第に取直し去年は新たに家作をも致し候躰にて當時にては相應に相暮し候よし

一嘉吉儀は又兵衞甥にて新田村惣兵衞は又兵衞兄之よし

文政二卯年六月廿六日

鳥目五〆文　嘉　吉

養父に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

松坂下之庄村
權太郎　母　辰七十五才
同人養女　まさ　辰十六才

一持高三石一升一合

右權太郎と申ものの實子無之候に付久居領日置村新兵衞と申者に女子まさ年七歳に罷成候もの去る文化八未年養女に致し候處至ておとなしき生得にて權太郎儀は九年以前致病死候後右權太郎母と養女まさと兩人作方稼致居候處祖母年寄候をまさ相歎き佛神へ心願長壽を祈り日夜いたわり祖母へ孝養を盡し万端氣に叶祖母老年之上病氣に罷成候處色々篤實に養育世話等致し候よし元來難澁者之儀に付右まさ手仕事計にては口過難相成祖母へも相談所持高家作に致し右迷ひ米年々多少有之候付隣家の内へ奉公に身を入給銀を以て右迷ひを相復年々御年貢無滯致皆濟祖母を致養育夜分抔老人一人差置候儀を歎ヶ敷存し近所之儀に付主家へ斷を申夜分に夕なへ仕廻より毎夜泊りに參祖母を大切に致し候に付右躰篤實孝養を村内一等之者共神妙に存感心致し候に付厚く世話致し遣し候よし

奉公に身を入主家の手も抜け候に付給金等も少々安く極め主人方にて精出し相働祖母へ万端氣を付孝養致し候よし

文政三辰年六月十一日

鳥目五〆文

養祖母存生之内孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

松坂中之庄村

一持高八石四斗　　儀　八　申八十六才

女　房　申七十六才

岩五郎　申三十八才

右岩五郎と申者及極老候両親へ孝養を盡し難澁小百姓に有之候處豆役無怠幼少之比より厚心掛事宜其上農業諸稼精出し持高等いつれも悪地にて年々迯ひ不相立難澁致し候付親類村役人共等右孝心奇特を感し叔台等の儀申聞候得共曾て受用不致及辭退御年貢之儀は聊も不納無之甚以生質篤實に付格別奇特成者之よし

文政七年十一月廿三日

鳥目五〆文　　岩五郎

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

伊都郡大薮村當時新在家村に罷在候

儀七倅　清兵衛　申四十才

清兵衛妻　しけ　申三十二才

右之者所持高一石二斗余作間稼に豆腐菓物等商いたし毎朝人並に勝れ早く起出未明迄に豆腐一箱つゝ拵置日々農業不怠精出し作間有之節は歩行荷物又は日雇稼に罷出至て貧窮に罷在候共両親へ孝行致し何事も両親之命は背不申遠方へ出稼に罷出候節は妻しけへ留守中両親への食物其外諸事

仕へ振等懸に申聞置夫婦睦敷孝養を盡候處當七月上旬より母病氣相煩候付晝夜行屆介抱致し候得共養生不叶八月病死致し以來父磯七へ孝行彌增耕作諸稼出精致し小民には至て奇特成者に有之近年在中虛飾のみ專らに而自然德行之者少成行候風俗に候得共孝悌力用之者勸善之御取扱有之候樣

文政八酉二月十日

鳥目五〆文

母存生之内より兩親へ孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

上那賀上田井村

彌助悴　彌兵衞　酉三十四才

彌兵衞妻　とみの　酉廿八才

一所持高十三石餘

右彌兵衞儀御高拾三石余所持致し耕作出精夜分迄も手仕事いたし年々御年貢小入用無滯皆濟致し父彌助儀及老年病身に相成十四五ヶ年以前より農業難成近邊之神佛へ參詣又は步行のみいたし罷在候處彌兵衞儀至て孝心にて日々小遣錢を財布に入れ相渡出入共送り迎致し平日農作に罷出候節も半日に兩度つゝ宿へ歸り兩親之機嫌を伺日々之食物抔も好に任せ買調神妙に孝を盡し候付とみのも見習同樣に孝養いたし候付兩親共心に不足なく相悅ひ家内睦敷相暮候よし

文政八酉四月十五日

鳥目五〆文

父母に孝行致し妻も同樣能仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

彌兵衞

日高郡小浦

久　六　申七十一才

同人悴　吉　藏　申四十七才

右久六と申者從來之難澁者にて所持田畑も無之預り作日雇稼等にて渡世致し罷在候處同人悴吉藏と申者兼々孝心深く農業幷日雇稼等誠實に相勵生來篤實柔和にて心得振宜敷孝心相顯至極奇特成者に有之最父母に能事へ家業出精可致は勿論之事に候得共邊鄙之小民至て貧窮に相暮候處行狀宜老父母へ孝養行屆候段分て奇特成者に有之候よし

一父久六所持之田畑も無之漸く田地二三反之預り作致作間に日雇稼等にて渡世致候處最早及老年墓々敷稼も難出來稀には手作之修理に出候而已にて居喰同樣に有之

一母當年六十九才元來病氣者にて若き時より不情に罷在近年は猶更衣食之世話も得不致居喰に有之

一弟平藏と申者當申三十九才同浦平右衛門と申者之養子に相成有之候處當一月四日養父平右衛門と同時に溺死致候よし

一妹はやと申者當申廿八才同浦丈助と申者之妻に相成幼少之悴大勢有之元來は相應之百姓にて有之候處段々不仕合に逢ひ甚難澁に相成少々の田畑も賣拂活命躰に相暮候よし

一吉藏儀親同樣預り作致し作間に藁屋根葺或は川除田畑片手等之石垣築至極功者に致し村內は勿論近浦々へも雇れ實意に出精致し候に付人並よりも賃錢過分に僞少も無油斷相稼候得共前段之通親代より難澁に相暮其上兩親追々及老年右に申上候通居喰に罷在候に付一人之稼にては養育致し兼

候爲躰に有之然れとも困窮抔心頭にも掛不申兩親之心に少も不背いか樣の儀を申候ても任望相勤朝は未明に起出飯を炊き兩親に進め薪水其外無不自由樣に致置稼に出夕にも同樣飯を炊き是を進め夜は深更迄繩なひ家内之履物を作り日雇に出候節は其日之賃錢を持歸り兩親の所へ出し今日は如此儲歸り候と相斷見せ親指圖を伺米を買鹽味噌其外入用之品を調へ或夜は飯米を搗又は着物の洗濯等も自分に致し五節句其外休日にも無懈怠相稼貧敷中にも兩親之望候食物抔は早速に相調心能是を進め晝夜共介抱心力を竭し申候尚又前段妹方之悴共を兩親深く愛し始終一兩人連來り世話致候へは吉藏儀も自分之悴之樣に厚く愛し乳不自由之儀を兩親歎き候へは及深更に候ても乳を貰ひに連行深切に世話いたし始終之行狀言語に難述有之且件之通難澁者に付容易に妻に可成者も無之候へ共折節には餘人世話可致と談掛候ても若兩親へ仕へ等惡敷候ては如何存候と辭退いたし候に付最早年闌候へ共無妻に而有之趣

文政八子十一月廿日

鳥目五〆文　　吉　藏

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

松坂領藥王寺村

所持高五石三斗五升三合三勺　　喜平次　戌四十八歳

右之者高五石三斗五升三合三勺所持致し元來當國津領河曲郡須賀村惣吉と申者二男にて二十三年以前子年當時惣右衛門所へ聟養子に罷越生質至而篤實者に有之養父は其砌相果養母儀二十一年以

前より中症差發り候上眼病相煩身體眼目も不自由相成候故年來何によらす養母之氣に叶候樣晝夜孝養を盡し候に付養母も歡罷在候處去申十二月八十歳にて病死致し喜平次大に愁歎致し罷在候よし養家之伯父惣助と申者二十四五ヶ年以前より古濕毒顏へ吹出鼻落唇上下共大に損し上唇鼻は少しも無之甚見苦敷平生膿汁出折々は身體痛相脳み廢人に相成有之候處右躰惡臭醜病にも無頓着大切に養育致し遣し家内申合眞實に世話いたし候に付惣助も相歡家内和合いたし勿論農業出精相勵み御年貢上納等年々無滯皆濟致し村内之もの共一等感心致し罷在候よし

一同人儀妻并男女悴三人有之至而難澁之小民に有之候處養母存生之節至て孝養を盡し其上養家之伯父を引受殊に醜病にも無頓着厚く養育介抱致し甚奇特成者に有之趣

文政九戌六月十日

鳥目七〆文　　喜平次

養母存生之内孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

松坂領波瀨村

高四石七斗七升六合　圓七養女　りよ　戌五十三才

孫娘　しつ　戌廿八才

圓七高四石七斗七升六合所持致し候小民に有之男女之悴無之候に付同村多七娘りよ七才之時より養女に致し廿九年以前午二月同村新兵衛悴金藏と申者聟養子に致し候處同人儀虛弱にて耕作難行屆圓七家内は農業稼出致し候者共に付金藏辛抱難成同六月不緣致し候へ共りよ姙身躰に而内々は

緣も切兼候趣に付圓七儀りよへ申聞候は幼年より孝心に致呉候へ共緣切れ不申候ては相續も無覺束候間金藏方へ參候樣追て緣も切候はゝ何時にても立歸候樣との事に付りよも不得止金藏方へ罷越暫く兩人相稼罷在候よし然る處圓七夫婦はりよ幼年より實子同樣に養育致し殊更孝心にて能相仕へ候者に付殘念かり相歎養母は風と病氣付候に付同霜月りよ儀金藏と相對之上緣絕致し圓七方へ立歸翌未二月娘しつ出生致し養母は同四月病死致し其後りよへ聟養子之儀親類共彼是世話仕候へ共一旦不都合に相成又候不都合之儀出來候ては老年之養父へ心配を掛候事に付不承知之旨申候一圓聞入不申其後夫をも迎へす年來養父へ孝養を盡し耕作相勵罷在圓七當年八十九才に罷成十七八年以前より歩行等も爾々難成農業も得不致候處りよ儀彌農業出精相勵御年貢上納等年々無滯皆濟致し圓七儀元來酒を好候に付難澁なから日々買調へ給させ其餘食事等も至て氣を付自分他行致候節口に合候物は持歸り給させ晝夜厚介抱致し孝心を盡し候に付娘しつも見習作方出精相勵み祖父圓七母りよへ能仕へ候に付極老之圓七至而相歡他人へも吹聽致し家內能和合致し奇特成ものに有之候に付村方一等感心致し候よし郡宰立寄見候處右りよ養父圓七へ朝暮孝養を盡候に付自然家風と成娘しつ儀も祖父幷母へ孝行いたし候段賤民には稀成るものに有之

文政九戌六月十日

鳥目七〆文

養父存生の內孝行致し娘も同樣能仕候段達　御聽奇特成儀に付被下之

口熊野大鎌村

庄屋　惣兵衛

右惣兵衛と申者御高相應所持致し罷在候處近年不仕合にて暮し方六ヶ敷有之候處同人儀兼々孝心深く老母へ能仕へ其上農業出精致し村内小前共示方行屆一等歸服致し至極篤實柔和にて心得振宜孝心相顯れ悴共迄祖母へ之事へ方感心致し候儀に有之最同人儀は頭立之者に有之候得共邊鄙山内に生立右躰心得振宜且村内示方も宜行屆候段奇特成者に有之

文政十亥閏六月八日

鳥目五〆文

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

口熊野串本浦

清作悴　大　藏

御高六斗餘所持

右大藏儀從來難澁者にて專漁稼日雇等にて渡世致し罷在候處兼々孝心深く兩親へ能事へ其上伯父新藏と申者病身に罷在候に付兩人之悴共三人（大カ吉）藏手前へ引取實意に養育致し日々諸稼等相勵候よし至極篤實に相見惣躰心得振宜孝心相顯奇特成者に有之最父母へ能事へ家業出精可致儀は勿論之事に候へ共邊鄙之小民至て貧窮に相暮候處行狀宜老父母へ孝養行屆候よし

文政十亥閏六月八日

鳥目五〆文

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

本宮社役人之内神楽人

倉矢亀大夫悴　倉矢助作　三十九才

右助作儀朝暮隨分氣を付三度之喰物等も親の食事不致内は自分も食事不致先朝は親より先へ起冬は手水之湯を取烟草之火を入手を突挨拶慇懃に致し夜分は親之不伏内は自分も伏し不申既に去年迄は両親有之候處去秋より母病氣に付自分は勿論弟迄も他行稼を相止め晝夜母之伏所を不離介抱に打掛り居候處終に母は病死致し當時父親斗にて有之專一に親の氣に不背腹立抔不為致尚又他行稼に罷出候而も早く皈り候様に繰合せいたし至て心妙行狀にて有之且同人暮方之儀は元來無家務にて只職分は神楽人に候故神楽執行之節に纔之割合錢并當番之節散物頂戴いたし其外御神領之内高三斗程頂戴いたし候のみにて大勢の家内渡世致し兼候に付婦人は糸繰兄弟共且巡配札之手代を家業致し又は牛王札等賃橋或は剰賃作り等色々様々の稼を致し候て露命を取續候事に有之然れ共家内和順致し睦敷相暮申候

一親亀大夫儀御宮へ終日散錢等頂戴に罷出時に寄晝飯等時分に後れ罷歸り候節抔は其身は勿論家内共支度不致親罷皈候を待受一同に支度致し朝暮とも両親へ挨拶不致候ては常々支度不致候去年母親病中も弟両人看病致し一圓他出不致夫に付家業之見廻稼も得不致大勢の家内の凌方至て手支候得共難澁中にも親病氣介抱等至極念入晝夜行届候事に有之平生両親共或は腰を撫肩を打等之儀自分は申に不及家内共相勤候よし

一右助作家内

親亀大夫夫婦
助作夫婦
同人弟妹二人

同人悴五人　但十二三才より下た二才迄

〆拾一人

内　妹去戌春他家へ縁付
　　母去戌冬病死
　　末子一人當春病死

殘り當時家内　八人

文政十亥七月十七日

銀　二　枚　　矢倉助作

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付爲御褒美被下之

白子領一志郡星合村

新　吉　廿六才

同人 母　親　五十才

一持高五石三斗一升八合

右新吉儀難澁百姓に候處至て柔和奇特成者に有之百姓耕作も至極行屆出精致し家内親子にて罷過候處持高之外他之地面をも宛り作致し御年貢等□（缺字カ）通霜月中皆濟致し是迄村役人へ世話等一切掛不申猶又母親へも平日至極孝心成者にて右母親病氣等之節は不及申其外大風雨震動強雷之節等至て念比に介抱致し近比稀成奇特者に有之

一親健に候得共平日朝夕給物等迄も新吉作間に拵いたし母雷鳴を恐れ候由にて擘手遠の田畑へ參居候ても雷鳴之節は何角捨置早速宿元へ駈付母之介抱致し其外都て右に准相心得候趣にて若年に候得共實に奇特成者に有之趣

文政十一子六月晦日

善吉

鳥目五〆文
母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

田丸領下久具村
善　吉　三十七才
母　き　ん　七十三才
妻　ま　つ　二十七才
女子　し　ゆ　ん　九才
同　み　し　六才
同　ま　し　二才

一持高六石貳斗三升五合三勺

右善吉儀代々百姓株にて親伊三郎身上相應に罷在候處凶作病難等打續難澁相重必至難立行相成寛政十午年江戸御中間に罷出百姓稼は伊三郎妻きん引受善吉兩人農業相勵罷在候處文化六巳年伊三郎於江戸表病死致し候趣申來候付きん愁傷甚敷病氣附血積之症にて相惱み同八巳年春之比より身體不叶樣に相成候に付善吉儀神佛へ當病平癒之祈願を籠晝夜母之側を不離看病致し罷在候付所持之田畑耕作難行屆村内親類共へ預透間に草履藁鞋を作り渡世に致し數年無怠慢實意に介抱致し候段村内之者とも感心致し米少々つゝ遣し取續せ候處善吉至孝神佛之感納にて候哉同十酉年秋之比より身體相弛み追々快復致し候よし

一善吉幼少之節親伊三郎江戸御中間に罷出母きん引受耕作下稼に出候節母に附添罷越暫時も不離罷在候よし

一同人百姓株可及絶家爲躰に相成候上母きん永々大病相煩困窮に迫り渡世難取續趣に候處年來母之氣質に不違意に叶候樣無怠慢孝行盡候段村內之者共感服致し平生咄合善吉噂等致し候節善吉と名を申者は無之孝行人とのみ申候由近鄕迄も傳承感心致し候由

一同人妻まつと申者川口村梅鄕中野と申所藤八娘にて文政元寅年呼取候處至極貞實孝心者にて其后女子三人出生いたし家內睦敷罷在自分世帶に相成候得共一々姑之命を受相勤少しも相背不申候よし

一善吉耕作下稼出精致し極窮に候得共御年貢小入用等聊も滯不申候其節に皆濟致し候よし

一貧家なから取亂不申候老母儀大病后達者に罷成夫婦耕作稼方之手助に相成候樣飯拵又は孫共の世話致し候儀にて至極實和に相見夫婦之者共孝心之段悅罷在善吉夫婦共生質淳朴なる相にて孝子と相見申候郡宰年來怠らす孝行之段譽遣候處一人之母親に候へは孝行に仕度候得共御見懸之通貧敷相暮候に付暖かに着せ美食をも得進不申行屆かぬ事に有之種之藷附け取入等日日の行事迄も母に承り差圖之通に致候迄之事にて何も孝行と申は得不致候と申し甚質實なる申分其節立越候者共も一等感心致し候よし

文政十一子十二月廿五日

鳥目五〆文　　善吉

母へ孝行に有之妻も同樣能仕候段達　御聽奇特成儀に付被下之

一志郡肥留村百姓

一持高七石三斗九升八合

三郎兵衛 六十二才

養子 伊平 二十五才

右三郎兵衛儀難澁者に候處悴無之に付津領雲出村庄（藏）悴伊平と申者至而幼少之節貰ひ養育致し候然る處三郎兵衛儀最早六十二歳に相成格別老年と申には無之候得共元來病身者にて農業等も出來不申耳抔も一向聞不申候段々必至難澁に相成今日を送り兼候得共悴伊平儀は二十五歳に相成候得共妻をもらひ不申親三郎兵衛を大切に致し三郎兵衛儀は前文之通病身にて居喰同樣に候處元來酒好みに付右難澁中にて其日を送り兼候へ共日々五文八文つゝ三郎兵衛へ遣候て酒呑せ去七月近村酒屋にて親三郎兵衛酒代殘り七八百文有之候處酒屋より掛取參り候付難澁者之儀故七八百文之手段無之無據悴伊平古單物をぬき遣し候由にて寒中は襦袢一つにて凌申候其後古單物調寒氣を凌き居雲出村實家よりは件之通難澁者に候故不緣致し候へは相應之處へ相片付遣し可申段毎々伊平へ申聞候趣伊平申には今更親三郎兵衛を見捨候得は三郎兵衛儀は飢死致可申殊に幼少より世話に相成候事故得見捨不申候左樣之事共毎々申越候へは親類之附合は得致不申抔と申一向雲出村實家へは參り不申趣 丑正月書上け

一昨年迄は作高四反二畝餘悴伊平一人にて作舞致し秋五月取入時分は隣家之女子有之筋之替り仕事致し取入候儀に有之當年之處は昨年之取（布り）故飯米等も無之殊に米直段高直に付飯米買調候儀も出來不申候無據日雇稼致し右賃を以て三郎兵衛を養ひ申候當年は皆田畑共宛作に仕少々之作德にて來年作致し候積に申居り親類共より他借致し遣し可申間作致し候樣申聞候處右にては若當年

又凶作にては出方無之付渡世之致方無之候間先當年之處は日雇稼にて親を養ひ可申と申候一向開入不申兎角他借抔を不好自分之手にて日々親を養ひ喰物無之候ては潰田地も荒れ候料間にて旁以當年之處は皆宛作に致し候様子に有之趣

文政十三寅正月十七日

鳥目五〆文　　伊　平

養父に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

一志郡小川村

一持高三石二斗一升八合　　万　吉　八十一才

但右之外村作地割蒔なども近年迄引受居申候

女　房　六十四才

女子　す　て　三十二才

右万吉儀元來難澁者に候得共自力を以て五十年以前別家致し田畑等も至て惡地に候得共生得律儀成者故御年貢之儀は身を詰め年々皆濟仕來り最酒を好候得共全農業之草臥を養ひ候筋にて老年迄氣丈に相働候儀村方にても噂致し居候右娘すて儀當年三十二歳に罷成候得共難澁者之儀未た養子も調ひ不申候處同人母儀五年前より中風發病致し手足共不自由にて養生爲致候へ共相替儀無之今に引籠罷在父万吉儀は最早八十歳におよひ候得へは二三年前より農業も不致夫婦共居喰に候處右すて儀作間に賃仕事いたし相働此節迄は村方救合をも受不申兩親を養ひ候中母親へは藥灸治等相用ひ父万吉へは好物之品に付五文八文つゝの酒を呑せ候儀世間を忍ひ日々取計候由に相聞實に奇

特成者に有之然れとも追々難澁相嵩候趣にて去る亥子兩年御年貢不足米代金三兩壹歩程有之候處此度家居諸道具等賣拂右不納相片付居屋敷は小家相建住居致し度段申出尙又同人親類に同村仁藏と申者申出持高之內遠方之地面一ヶ所村方にて致作辭貰度殘り之所居屋敷等當人入用之筋斗相渡置其餘之處は仁藏手前にて作辭致し遣し可申段申出候に付先つ持高之儀は任其意に遣候若此上極窮之場にもおよひ候はヽ村方救合致し遣し候筈之由

文政十三寅正月十七日

鳥目五〆文

母存生之內より兩親へ孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

伊都郡菖蒲谷村

伊　兵　衞

伊都郡古佐田村百姓十助と申者作間稼に紺屋渡世致し文化元子年同郡菖蒲谷村德次郎悴伊兵衞と申者十一歲之比右十助方へ奉公稼に罷越十ヶ年之間年切に相定召抱候處十助死後迄忠義を盡し候よし　木村氏行狀記に讓り略す

木村孝之記せし行狀書

吾藩の治敎に於るやかしこくも世々賢明の君上に在し是を補佐する忠良の臣を以てし玉ひ今や休明の秋と云へし然るに常人の情善を稱せすして先其惡を言ひ長を擧けすして短を譏るは上下古今の通幣なり是皆其人に對しては唯々

畏伏して退ては其才の及はさるを恥嫉むを以て其嘉言善行或は時々　官府に達せむとする事あれは必種々の讒言を搆へ其善を掩て其不善を著し其人の擧庸せられさらむ事を希ふ在上の君子も市廃の説を聞給ひては万々一は疑惑し給ふ事無き事能はす庶民の善行といへとも終に亦復此の如し悲哉下情の上達し難き一大難事唯此際にあるへし今茲に一善奴あり其行狀を左に記し私に奨善の一端に備へ奉らむとす若此事有司の耳に觸奉り其事實を糺し玉ひ孝が述る處聊も差なくは片言以て是を賞し玉はゝ希くは勸懲の道尙猶開通せん事を

木村藤藏記

一上組古佐田村に百姓十助と申者有之候作間稼に染物を家業に仕家内も餘多暮候處去る廿六ヶ年以前當組菖蒲谷村百姓德二郎と申者之忰林之助と申十一歲に罷成候者右十助方へ奉公に來り候人柄も宜相見へ候に付其年より十ヶ年之間年切に相定抱へ置候處諸事實意に相勤候付成人之后伊兵衞と改名仕十助始家内之者共も大に寵愛仕召遣申候無程年も明き候に付外にて紺屋を致候哉又は他之業にても始候哉多年精出し相勵くれ候事故いか樣とも其方心次第世話致可遣と十助申候へは幼年より御世話に預り候事に候へは今更他へ參り候望も無之勿論不調法にも候へは他の商を習得候事も無覺束何分此御家にて今暫奉公仕度よし親諸共申候に付十助も大に悅ひ諸事彼へ打任せ候處彌貞實に相勤候故十助始家内の者共も伊兵衞承知不仕候へは何事によらす一切致し不申後には十助も却て伊兵衞を憚り候程に相成申候

一去る文化十二年九月十助大病相煩候に付晝は終日家中相勤夜は終夜看病仕居候處次第に危篤に及

ひ候に付晝夜少も怠らす介抱仕候仍之十助も又暫時之間も伊兵衞を放し不申候

一同十月病氣次第に相重り終に死去仕候然る處七十歳餘之老母幷妻子を始め家内十七八人御座候身上も手一抔に候上亭主沒し候へは所詮暮方も難相立逼塞可仕哉と親類共打寄相談仕先伊兵衞へ右之段申聞候處伊兵衞申候は主人斯迄も仕出候家業一旦に亡候事いか斗歎ヶ敷候間何卒私精根之續き候程は引受御世話致し御小兒成人之上此儘にて家相續爲致廿年來之御恩に報度と申候に付親類中も伊兵衞平生之身持能存罷在候へは皆々安心いたし彼れたに引受世話致し呉候へは少しも案し候事は無之と一等致安心家内諸事相任せ候事

一其後伊兵衞實父病氣に候處晝は終日主家にて相働夜分は一里斗相隔り候在所へ罷越看病仕未明に歸り候事一重に十助病氣之節同樣に仕候に付實父も致感心我等事は搆ひ申間敷候唯主家之勤大切に致候樣每々申候へ共矢張不相變介抱仕候事

一無程親死去仕候得共妻子は其儘菖蒲谷村にて百姓爲致自分は主家にて相働罷在候事

一十助死後家業も不相變相續仕候老母へは十助存生に仕候通り仕へ候に付老母悅ひの余り以來は十助平生食事仕候膳椀にて食事致し候樣申聞候事

一商方受拂ひ之儀も諸方共伊兵衞心底能存罷在候へは少も無手支致融通候事

一家内只老婦小兒共斗にて御座候故若伊兵衞一點も私慾之志有之候はゝ如何樣可相成之所一言之爭論も無之勿論親類中他人より聊も惡評等無之候

一何方にても一家親類盡く善人斗にても無之故主人無之家へは色々惡事を工み彼是無實の儀抔申掛

終には　官府に遡へ双方共身上滅亡に及候者目前餘多有之候へ共十助家事は伊兵衞引受候儀今日に至り何方よりも右等之儀申出候者絕て無之候は全く伊兵衞行狀正敷故と奉存候
右之條々彼者貞實に感候儘去る文化十五年筆記致し置候處其后十助母も致死去總領吉兵衞段々致生長候に付去年妻をも迎へ家事も追々繁昌仕候事全く伊兵衞勤功にて御座候且伊兵衞儀は今に致後見罷在候
文政十二年丑正月再識す
文政十三寅二月八日
銀　三　枚　　伊　兵　衞
兼々行狀宜其上主家へ能仕へ十助病死后主人幼少に候處猶以て實意に相勤家職をも爲致相續之段奇特成儀に付爲御褒美被下之

奥熊野木本浦
多八娘　よ　し　三十七才

右之者兼而兩親に孝行致し候處多八儀は八年以前午五月病死致し兄喜兵衞儀も七年以前未八月病死致し母はる當丑七十五歲に相成候處十ヶ年程以前大病相煩其以來長病にて今以病氣に罷在當時亂心體に相成人事も難相分成有之由妹つる儀當丑三十四歲に相成候へ共幼年之比眼病相煩盲人に相成其上病身にて手仕事等得不致自分口過も難出來有之よし一人にて兩人之病人を介抱致し夜分は及深更候迄糸機等の手仕事致し晝は持稼致し兩人之病人を心能養育致し晝分持稼に出候節は近

所へ兩人之儀を懇に賴置食事等之差支無之樣手當致し置稼に出勿論御年貢其外納物無滯年々皆濟いたし不身持之義は無之甚以て實意成者に付近所隣家之者共訴出候よし

一木本浦之儀は天氣海上靜に候はヽ日々廻船有之候に付居在之內にて持稼廻り船等無之節は一二里斗之場所へ杣物間板駄賃持稼に罷出候節に晝食等之手當致し置支度之儀は隣家懇意之者へ懇に賴合食事之差支無之樣行屆取斗置日々稼出候儀に有之

一右稼に出罷歸母之機嫌を伺ひ夕飯等を給させ右之通晝は稼に出自分草臥候をも不厭母を撫さすり寢入候迄は枕元にて手仕事等致しなから四方山之咄抔致し母之機嫌も取相慰め及深更候迄糸機致し實意に孝養を盡し暑寒之愁無之樣取斗候よし

一右之通晝夜共精根限り粉骨細身を盡し稼出精致し候上孝行行屆妹を憐み實意之取斗方之趣

一右よし親類之者有之候へ共至極難澁者にて日々凌兼候儀に付聊心付等行屆かね別て難澁致し將又去暮より當夏は米穀高値に有之候へ共稼出精致し候て母妹兩人之病人を養育之儀痛々敷候付村方より米三斗程心付遣し最近來は加子米幷歩(梁)[米カ]は村方より用捨いたし村凌に致し候趣

一在內にて持稼致し候節は近所之者共相賴候に不及人々休足之內度々見廻り万事不自由無之樣取斗見廻りに參候節は聊之果物菓子之類調參母へ相與へ慰候儀に有之趣

文政十三寅閏三月十三日

鳥目五〆文

父存生之內より兩親へ孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

奥熊野尾鷲組九木浦

権兵衛　六十八才

妻　いし　五十八才

悴　常藏　二十三才

常藏

乙松

一持高七斗八升八合

右常藏儀平生行狀朝早く起弟乙松を起し兄弟共六ツ間敷朝飯之支度致し親起候はゝ御飯進せ候樣おとなしく懇に弟へ申聞自分は山稼に出候節は裏向家にも山へ參り可申間跡宜敷御賴申すと懇に日々賴置參り候儀に有之

一山より歸り兩親へ唯今戻り候段仕振叮寧に申達自分支度致し直に翌日之そふりわらんしなと拵置寔に實意に孝心に有之

一貧家之ものに候へ共朝夕之支度等何れ母親致し候へ共平生常藏儀母致し掛候へは弟と申合母之手業を手傳母心に不背樣手傳候儀に有之

一日々稼に出歸り之儀折々は日高き内に歸り候事も有之少々畑作等も致し候付親申付今日は日高にも有之候へは畑やらい肥等仕込候儀申候と違背なく機嫌能直に取懸り畑やらい致し候よし

一日々山稼に出候へ共間々在仕事仲間仕事も有之中間仕事たり共實意に働仲間たはこ休之節は自分は内へ歸り樣子を見兩親へ懇に挨拶致し裏向家へも賴置仕事場へ罷越右に付ては仲間共一同六つ間敷儀に有之

一常藏儀若き者に候得共夜分等友立之寄所抔へも不參兎角親之傍離不申折々は腰足等もみ候儀に有

之

一夜分親用事に起候節は目覺候と直に起付添介抱致し候よし

一第一柔和成者の儀在中之者共仲能仕實意孝心稼精出し候に付五七年以前は至て難澁者に候へ共兄弟共實意に精出し候に付一兩年は少々凌安く罷成候趣に有之

一權兵衛儀去年より家貧して村内小廻り相勤罷在候處追々老年にも相成候故止與候樣親權兵衛へ度々申入書は權兵衛相勤夜分に相成候はゝ常藏家業より歸り親へ代り相勤候よし

一近隣之者先年より親權兵衛怒り聲聞及ひ候事無之

一權兵衛悴常藏二十二歲弟乙松十八歲其外女子等も無之候得共右兩人母に仕候儀女子之手業以て仕へ兩人共相炊薪水に至迄兩人にて伐り調少も兩親へ苦勞不致樣に致し候よし

一常浦先年より在中若者共大峯山上へ參詣致し候儀一世に一度つゝ致す致來之處當六月右若者共參詣致し候故常藏儀親權兵衛へ願候處貧家之儀故路金等差支候由にて相止め候樣申付候に付得心致し重て不申出外之悴に候得は他借致し候ても參詣可致之處甚神妙に相受親之申條少も不背候先達より九鬼恭平地士親宮内儀常藏孝行之儀肝心致し折節呼寄擧遣し候處此度大峯參詣之儀父之命に不背候段恭平親宮内承り甚神妙之よし恭平へ申付金子百疋幷家内より百疋平素孝行之儀故餞別として差遣し候よし

一常藏儀雇稼等に罷出候節外若者とは格別出精相勤め少しも油斷無之

一常藏儀日々親へ之仕振繁多に有之候故有增之よし

よつ

ふし

天保二卯六月三日

束銀二枚

常藏儀兩親に孝心を盡し乙松も能仕へ候趣達　御聽奇特成儀に付被下之

常藏
乙松

有田郡瀧川原村
惣右衛門妻　よつ

有田郡瀧川原村惣右衛門妻よつと申者舅杉右衛門眼病にて盲目に相成十二ヶ年伏候樣之處晝夜大切に介抱能く行屆仕へ宜く至極神妙に能仕乍併もはや杉右衛門儀は當九月比病死致し候よし

天保三辰正月十五日

鳥目五〆文
よつ

舅存生之内孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

名草郡爾宜村枝鄕栴檀木
兵七娘　ふし　二十歳
親　兵七　五十二歳

所持高七石五斗六升一合九勺

兵七儀去る酉年より以來八ヶ年大病相煩起伏等も自由に得不仕能在候處ふし介抱宜行屆晝夜共宜仕へ食事等之儀も心を附病人好みのもの乏窮之中より相調給させ親共申付を何に不寄相背不申親共不自由無之樣孝心を盡し候儀に御座候

一ふし儀年若者に候得共至極身持能く實體成ものにて朝も早く起出其日之支度兵七介抱等致し夜分

も四半比迄糸手業等稼事いたし候上兵七手足痛所撫さすり晝夜無油斷介抱行屆其上稼方出精致し候よし

一ふし農業に出候留守中にも元來難澁者之儀に付別に介抱人等も得付不申隣家親類五人組共へ氣を付呉候樣頼置其身も農業先きより度々親兵七病體を見廻りに戻り色々氣を付稼方出精致し候趣

一風聞にふし儀親へ孝心仕候振り之儀は同人母伯母等去年迄有之候へ共親兵七之大便小便之儀も母に不取扱はせ自分取斗致し晝は農業に罷出候節外之人々小休致し候はゝ其間に度々歸宅いたし茶水等用事無之哉相尋候由に相聞且親之申儀を不背受用致し孝心に致候よし

一母伯母兩人共去年病死致し親子斗に相成候に付猶以大切に致し聊も不取唯身を捨家職を勵み親を養取斗專一に致し候由最難澁之儀に付身分相應に仕へ諷誦不爲致孝心を盡し候由

一家下幷田畑合高七石余を作致し候に付自分一人にては毛附等之節甚た難儀いたし候得共男女等も得抱不申仕合に付親介抱之外晝夜相詰働き出し置支度等之揃取斗置親類五人組中へ相頼毛附等致し候よし

一親類五人組共よりもふし儀誠に晝夜相詰家職を勵み其上親之介抱大切に致し候に付甚以不便之事に付養子世話致し遣候哉と勸め候得共忝候得共他人入込候ては親之介抱も難行屆私料簡之通に仕候ては養子に氣に入不申節は却て不孝に當り候付何分親之氣隨意に介抱いたし度私年罷寄候ても不苦候に付親見送り候跡にて御苦勞に被下候との斷申親へ精々孝心を盡し候よし

天保三辰六月四日

日高郡印南中村濱方

善助 四十七才

同人妻 よね 四十才

同人母 ちやう 七十三才

同人忰 龜松 十五才

同人娘 みよ 十一才

同 さよ 三才

金三兩

父へ孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

一御高五斗五升三合所持

亀松儀は親類吉兵衞と申者鍛治職にて
出稼先和州初瀬谷村へ召連參り居候

右善助儀生得篤實成者にて兩親へ仕へ宜候處父甚右衞門儀は二十年以前六十一歳にて病死致し同年善助儀同浦與之助娘よねと申者を娶り候處是又至て柔和ものにて夫婦甚睦敷兩人共農業之外無他事母に孝行致し最御高も聊ならて所持不致候に付他間には夫婦共日雇稼に出候へは勝手能候得共兩人共留守に相成候ては老母淋しかり候に付一人つゝ代り〳〵日雇稼に參り漸く日々を送り候程にて至て貧敷相暮候處夫婦共農業之外孝養のみに打はまり其上忰共も相增候に付當時にては別て貧敷候處難澁之中よりも老母望のものは可成丈相調へ與へ且又隣家幷親類共方神事佛事等に招かれ候ても給へ物之内母之好物或は宜物有之候へは早速持歸相與へ勿論夫婦幷忰共給へ物之儀は至て粗食を用ひ兎角母を大切に仕候に付母も滿悅致し罷在候處善助儀去卯三月より轉症躰にて引

籠候に付母儀兼て孝心之悴ゆへ別て相歎罷在候處是又當七月中比より不勝にて兩人共相煩候に付妻儀厚介抱致し候へ共元來難澁之上女之手業にて病人二人幷幼少之悴共を養ひ候事に付無據當七月末浦役人共より御救米願出に付頂戴爲致候處家内一統難有かりよね儀浦役人共手前迄再三御禮に罷出候よし右に付別て厚孝養致し病人二人之好食事は勿論起伏之介抱其外撫さすり等無殘處尙透を見合農業出精致し晝夜只手を置候事は無之候へ共苦敷顏色も見せ不申至極行屆孝貞を盡候段誠に稀成者にて候段隣家之者共申候に付善助家へ罷越見受申候處よね儀母之申付にて同浦領畑野ゝ申同人家よりは四丁斗隔り候所へ肥持致し唯今罷歸候由にて母ゝ何やらん咄を致し有之處へ罷越候に付先つ一ゝ通致挨拶早速前件御救米頂戴いたし難有段厚御禮を申出最善助幷母共寢屋に伏居よね儀は珍敷柔和に相見猶又家内睦敷自然ゝ孝養之躰相顯れ感心致し最善助病氣之儀は癆症にて人に隱れ或は稀に人を見受候ても物を申(一本無事)を嫌ひ候よし

一龜松儀は一人なり共口を減度右吉兵衞稼先きへ差遣し女子みよは當年十一歲に罷成候に付ゝよゝ申當年三才に相成候者之もりを爲致よね其身病人二人之介抱而已致し罷在候よし

天保三辰十二月廿八日

金三兩　善助

母へ孝行に有之妻も能く仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

一志郡宮古村百姓

一持高五石一斗七升一合　善藏

父　善四郎　七十六才
母　よね　七十六才
女房　さつ　三十七才
女子　きわ　十三才
同　ふて　九才

右善藏と申者常々兩親に能く事へ孝心之志厚候處同人儀十五ヶ年以前小舟江組小川村より養子に參り生得實躰成者にて農業出精致し罷在養父善四郎儀は十三ヶ年以前より中風症にて于今歩行いたしかたく養母儀も老年にて作方も出來不申其上幼少之女子兩人養育致し且善四郎儀は老年の上長病にて色々無理成事とも申候へ共夫婦之もの共老病之儀を能く辨へ朝暮好物之品は任其意致調味日夜之看病無油斷致し甚以奇特なる者故村中にても一等感服致し候趣元來家內多人數にて難澁暮し罷在候得とも御年貢之儀は兼て大切に心得聊不納等も不致誠に柔和實躰成者にて孝心之志厚く心得振宜ものに有之

天保四巳八月十七日

鳥目五〆文　善　藏

養父母へ孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

一志郡川口村百姓
源　次　二十才

一持高四石七升二合

祖母　ひな　六十八才
弟　藤次　十六才

右源次と申者常々親に能く仕へ孝心之志厚者に有之同人儀幼少之比より至て實躰成者にて農業出精致し親二六と申者十五ヶ年以前病死致し其節は源次幷弟藤次とも幼少に候得共母親すへと申者祖母に能仕へ猶兩人之悴養育之内にも持高四石余之地面作廻致し御年貢上納聊無滯仕來り候處すへ儀五年以前より病身に罷成去卯年病死致し右病中兄弟之もの共日夜看病等も能く行屆世話替る〳〵農業に罷出右長病之儀に付ては諸入用も多分相懸り無據操越自然古不調も出來候得共兄弟之者とも至て睦敷作方出精尙餘稼等も致し古不調幷當納迄悉皆濟せ尙又祖母へ無怠孝行致し好物之品は其望に任せ調進致し能く仕へし故村中にても一等感服致し候趣同人儀至極柔和篤實成者に相見朝暮祖母に能く仕へ孝心之志厚く難澁之ものには候得共御年貢之儀は彌以大切に相心得是迄不納等も不仕甚以奇特成者のよし

天保四巳七月

鳥目七〆文　源次　藤次

母存生之内孝行致し祖母へも能仕候段達　御聽奇特成儀に付被下之

田丸領土羽村百姓
庄兵衛　三十六才
妻　美那　三十六才

持高二石八斗

藤次

庄兵衞忰　志賀吉　十六才
繁次郎　十一才
辰次郎　五才
庄次郎　二才
庄太郎　二才
兩人は双生に有之

右庄兵衞儀代々百姓株にて作間稼に死職致し志賀吉儀生質柔順幼年より兩親へ孝心に罷在耕作出精致し去る丑年同人十二歳之節母美那夏之比產後大病相煩冬に至り病氣日々差重り迚も全快無覺束醫師之手も離れ家內親類共色々手を盡し介抱致し候處志賀吉家內等へも咄不申　兩大神宮へ母病氣平癒之祈願を籠本快致し候はゝ三年之間每月朔日裸徒跣にて御禮參詣可致との心願に有之候處無程快復致候付翌寅三月より當巳二月迄閏月共三十七ヶ月之間朔日每に無滯參詣相濟候よし若年にて孝心を盡し候段近鄉迄も傳承感心致し候よし右に付役人罷越家內之樣子をも及見候處小百姓に候得共兼々農業出精作間稼も致し候樣に哉家居等も見苦敷無之庄兵衞夫婦共篤實なる者と相見志賀吉孝心之段悅罷在同人儀柔和なる相に而孝子と相見年來孝行之段譽置此上怠慢無之樣申聞候よし志賀吉若年に有之候處幼年より兩親に孝行を盡し農業出精比類稀なる孝子に有之趣

天保四巳十月十七日

烏日七〆文

志賀吉

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

南谷組島田村

まつ　巳四十八才

さん　巳八十二才

右まつ儀若年より兩親へ仕へ宜有之候處父半七儀は病死致し當時母さん八十二歳殊に廿七年以來いさりにて歩行相叶ひ不申候に付まつ儀起伏之介抱は勿論兩便取片付等に至る迄懇に取計且給物之儀も可成丈母之望之通相調へ與へ日雇稼に參り候ても透を見合折々立歸母之樣子を窺ひ夜分も及深更候迄糸つむぎ等いたし其餘母之撫さすり等無殘方介抱致し最まつ儀當巳四十八歳に相成候得共若年より徒なる身持も不致業も人並に不劣能相働き候に付稼先之受も能く其上器量も不惡候付是迄所々より妻に望候へ共母を振捨得不參由にて一向頓着不致候に付隣家之女共まつに相尋候得はまつ申樣母諸共に引受呉候得は何時にても可參候得共極老之上行步も不叶母誰か引受呉申可樣も無之又身貧なれは養子に參呉候人は猶更無之と申相歎候由に有之且又父半七存生より無高に相成居家下地面も同村利八と申者所持にて年々米壹斗宛にて借り受有之由之處まつ儀右米每年時の相場を以無滯相渡し候由右等之事に至迄至極心得宜段何れも感心之趣役人見廻候處母子甚睦敷相見まつ儀何となく笑顏よく立廻り等至て勇々敷姿にて見苦敷單ものを品能着成し申す事も小早に能く相分いか樣貧き中より不具なる母を孝養致し候程にて少しの間も油斷は不致氣質に相見おのつから前段之趣無相違相見へ右は老母儀共七年以來行步相叶ひ不申別て九年以前よりは少しの

業も得不致まつ一人之働にて老母を養ひ晝夜稼之外無他事孝行致し候段稀成者にて迚も男子にても一人之稼にて右躰之母を養ひ候儀は中々大體之儀にては難出來まして一文不知之女の身にて件之通孝養致し候段重々珍敷ものに有之

父　半　七　十二年以前文政五年七十五才にて病死

總領半兵衛　廿一年以前文化十酉年廿九才にて病死

男子　三藏　四十一年以前寛政五丑年四歳にて病死

娘　よ　つ　當巳四十二歳　此者儀は十五年以前文政二卯年島田村久藏と申者妻に相成最久藏儀は阿州丹北郡南花田村と申所へ一ヶ年歸り鍛冶職出稼致し候に付右よつ儀も年々同所へ附参る

末子つち　十六年以前文政元寅年廿二歳にて病死

一右半七儀は寛政十三年之比迄は御高一石七斗餘所持致し候處其比悴共多幼少にて難澁致し田畑賣拂無高に相成候よし

一老母儀は件之通身不自由に付何に彼と氣儘にのみ申候得共まつ儀聊背き不申日雇稼に參候ても晝時幷折々透を見合立歸り母之樣子を窺ひ勿論飯時には食事を與へ萬事ヶ程には能く仕へ候もの哉と一同感心致し候儀に有之

天保四巳十月十七日

鳥目七〆文　　ま　つ

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

海士郡西濱村

所持高二石二五斗升

兵　藏　七十才
同人妻　た　み　六十才
同人悴　楠右衞門　廿六才

右楠右衞門儀至極實體成者にて第一親に仕へ宜敷都て何事に不寄兩親之申聞不背毎朝兩親未起内早く起茶煙草之火等與へ諸事行狀右に順し候趣尤野業等精出候由夫故下地甚た難澁者に有之候處當時にては可なりに暮方相立候樣子に有之村内にて異名を親父楠と申候由にて都て惡事に不携甚神妙に相聞候よし

一母は繼母にて兩親共病身に罷在稼方等も得不仕候者に有之候よし

天保四巳十月十七日

鳥目五〆文

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

星尾村一ノ宮神主
石　井　左　辨　廿五才

兩親へ至極孝順罷在元來助成迚も無之神職之儀貧窮にて日々をも過兼候内父宮内儀十三、四年以前より眼病相腦み六七年以來盲人と相成殊に年齡七十二才母も六十五才に相成候に付平生迚も老人之常と仕一途に申募り居る折も柔和に申置抔介抱之仕方甚以神妙に有之趣

天保四巳十二月廿八日

銀二枚

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付爲御褒美被下之

伊都郡東谷村神野垣内

與次郎

伊都郡東谷村神野垣内にて三石餘之御高所持致し居候與次郎と申者元來難澁之小百姓にて作人等召抱候餘力無之一人立農事諸稼致出精上納向限月無遲滯皆濟致し候上老母へ孝心を盡し奇特成者に候よし行狀宜甚質躰成者にて常々老母之不自由無之哉を心とし食物等好みに任せ候儀は申迄も無之兼々嗜之品或は珍しき物と見受候へは買受て與へ抔誠に神妙なる仕へ振りにて平日妻へ之申聞は只母之心に不背辞に不逆樣との示に付妻も又其言を能く相守り夫婦共質實に老母へ孝養を盡し且貧しく相暮し居候得共前段之志にて家內和熟し相倶に農業致精勤居候よし人柄總躰至極篤實に相見最同村之儀は山分にて平地之商人共寄り集り候村柄とは品も違ひ諸事質素質實之風有之候得共右等之人柄も亦稀なる儀に候よし

天保五午正月二十日

鳥目五〆文　　與次郎

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

口熊野小川村

一持高五石二斗五升八合一勺　　善太郎　七十才

母親　九十四才

右善太郎儀若年之比より兩親に仕へ宜敷有之所十四歳之比に父病死致し母へ朝暮仕へ宜敷何事に不寄母之申付を不相背孝行致し耕作出精致し御年貢皆濟は勿論諸事實意成者にて村方之爲にも相成候者に有之廿歳餘りに相成候時分右善太郎へ妻入候樣母幷親類共より勸候處妻入候ては若妻母之申付を相背候儀も有之候ては不孝と相成可申と申に付強くすゝめ候得共承知不致不妻にて晝夜相働申候最跡相續之儀は親類共之內より三平と申者幼少より致養子成人に付妻置百姓相續致し候儀に有之最母九十四歳に相成不相替右之通母へ孝行致し尙心得振至て宜敷於今達者に耕作出精致し候よし

一食物等之儀任好貧窮之中より相調候事母之意を少しも不相背實意孝行致し候由

天保五午年十二月二日

金　三　兩　　善太郎

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

同　人

母に孝行之段達　御聽御金被下候得共母儀百歳にも近く其方儀も及老年候儀に付格別之御沙汰を以二人扶持被下置之

西名草郡名高浦

與兵衛養女　まん　未四十七才

まん

未八十一歳與兵儀男女之悴も無之に付同人姪まん幼少之節より養女に致し與兵衛妻は十二ヶ年以前に病死致し候處與兵衛儀も極老にて近年始終病氣に罷在同人無高者にて何等取寄之品無之誠に以難澁致し候得共與兵衛へは不自由をも不爲仕喰物等は好み通り致し介抱之寸暇に晝夜相稼勿論身持行狀も宜敷有之まん儀四十七才に相成候得共夫も無之儀は是迄も隣家之者より聟養子の儀も世話致し候處左候ては難澁之中故夫之氣形に寄老人介抱行屆兼候段も難斗旨申出不承知にて只老人不自由無之樣との品而已心懸候趣與兵衛儀去暮より極大病に相成候に付一圓稼も不相成彌難澁差湊候趣にて重立候者共より救合致し候趣

天保六未閏七月五日

烏目五〆文

養父存生之内孝行之段達　御聽奇特成儀に付被　下之

西名草黑江村

長次郎　四十五才

母　某　七十才

娘　ひさ　十三才

つねの　九才

右長次郎宅へ罷越見候處母儀申聞候は至極難澁には候得共聊不自由等は不致永々之儀行屆介抱致し候段實に悅ひ右等日々之凌も致兼候程之中より介抱に逢候段深く相歎き居候よし

一長次郎儀無高者にて元來椀木作職にて日々之賃錢迚も聊之事に候得共介抱之寸暇には不怠職方專一に致し晝夜相稼誠に實に其心得振りにて至て貧窮には候得共老母相好み候品は大躰相調候趣
一長次郎母儀五六ヶ年以前より病氣に罷在候得共去未七月比よりは病氣差重り床に付大小便迄も長次郎世話掛此節にては目も彌々見へ不申事に有之然れ共外に世話致し候者も無之に付替り不申始終行届介抱致し候よし
一長次郎儀當申四十六歳にて後妻有之候ても可然旨是迄度々隣家其外心易者共より申聞候樣子に候得共何分孝道行屆度さの存念にて不差障樣相弁へ右等之咄も得不致勿論身持之儀は能相愼み罷在前段之通至極神妙に孝心相盡し候よし
一長次郎儀は塗師にて下手習幷酒小賣渡世致し同人妻は辰年病死之よし

天保七申四月五日

烏目五〆文

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

十助

松阪平生町佐奈屋庄之右衞門尼介
藥師小路借宅　十　助　三十六才

右十助生得律義成者にて少々愚かにも相見商買職業等之渡世も彌々出來兼候に付按摩幷小使等に被雇參り母子相暮し罷在難澁の由に候處三ヶ年以前より右母中風相煩ひ當春の比より臥居候處難澁之中にて奇特に介抱等致し被雇參り候ても兼て先方へ相對之上三四度つゝ打廻り懇に看病致し

おのつから渡世も相成兼候得共精々骨折困窮之中にて好み候ものを調へ給させ入用も多候に付着類等も無之追々冷氣に相成候付夜分は自分の着物ものを脱き母に着せ尙又着類を汚し候得は人之目不掛樣每朝未明より起洗濯致し其外眞實大切に孝行を盡し候よし然る處先月廿一日右母病死致し候處死後も難澁之中にて佛事其外も奇特に相營み候よし

天保七申十二月十日

鳥目五〆文

母存生之內孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

上那賀郡馬宿村百姓

所持高五石八斗余

政次郞　酉五十八歲

同人妻　そよ　申五十九才

同人娘　小傳　酉廿五歲

小傳聟養子　安藏　酉廿七歲

同人弟　松之助　酉十二歲

政次郞儀同郡粉河村之枝鄕中之才と申所より妻そよを娶り廿五ヶ年以前小傳を出產致し家內睦敷暮候處そよ儀十四ヶ年以前より癩病初發致し十二年已前松之助と申男子出產致候てより病氣次第に差募り近年來は形も見苦敷相成不斷打伏居申候然るに小傳儀朝暮能仕へ居候內父政次郞儀去申年より中風之症と相見總身不隨之病氣差發り父母共に打伏居候に付小傳儀晝夜之介抱に寢食を忘

れ候程之儀にて若年に候得共其身之姿形取繕ひ可申暇も無之一筋に孝養を盡し候内母そよは舊臘月迫に病死致し父は今に打伏居申候

一攝津國大阪安治川出生安藏と申者尾張者稼致し候者にて近年伊都郡下ノ町組四鄕谷邊へ參り右之稼致し正道成者之よし相聞候に付馬宿村忠兵衞と申者世話にて四ヶ年以前に小傳之聟養子に致し昨年一子を設候得共右小兒は無程相果申候安藏は其身精々百姓稼いたし親共介抱之儀は小傳へ申合打任せ作間稼に設候錢は不殘小傳へ相渡し置藥用喰物等買調させ孝道の入用に遣ひ聊も故障を不申夫婦睦敷相暮し供に孝行致し候趣

一政次郎元來小百姓に而小傳成人の比には母重病にて段々勝手不如意に罷成手習學文爲致可申余力も無之一文不通之ものにて五常五倫之道敎訓を受候儀には無之候得共幼少より行狀宜敷難澁之中にて兩親に能仕候に付隣家五人組村役人共初一等感心いたし去申六月より夫々救合致し舊臘よりは御救米頂戴致し候程之困窮に候得共御年貢小入用共年々皆濟致し不納無之右小傳儀幼年の比より成人之唯今迄何事にても親共之申付候儀も違背不致兩親は右之通癲病中風症等難病にて起伏幷兩便之世話等も一と通之事にては無之處晝夜行屆介抱致し妙藥又は喰物等も親共之好に任せ貧窮之中にて操合致し買調候て與へ蚊帳蒲團等も其身は不自由に暮し候得共兩親不自由無之樣可成丈は精々心を盡し數年來無怠慢孝道を盡し候よし

天保八酉十一月十日

鳥目五〆文　　　　　　　　小　　傳

母存生之内兩親に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

口熊野眞砂村

爲　八　七十五才

同人倅　常　藏　五十二才

常藏妻　繁　四十六才

男女七人

内一人縁付殘り
家内九人

常藏母は文化元年
病死致し候趣

一持高壹石七升七合

右常藏儀極貧窮に罷在候得共父爲八へ平生孝行之樣子に相見申候爲八儀無病之内より酒好候得共右常藏難澁之儀に付夫婦幷忰共等作間駄賃持稼致し或は夜分草鞋等作出し身出錢を以て日々酒三合つゝ爲八へ與へ來り候處去る申十二月より爲八足へ腫物出來于今歩行叶不申病中迚も矢張酒を好み候に付酒等色々上酒を調へ進め候よし爲八儀及老衰尙足痛之模樣にて風呂之湯を好み一日に十四五度も湯入其度々好みに應し夫婦之者世話致し候よし之處去申十二月比より爲八下足へ腫物出來未た歩行難斗候得共矢張每日數度湯に入り候に付夫婦之もの交るく介抱致し何又至極年難澁も酒を買置湯より上り候度に任好酒を暖め進め喰物之儀も平生より土地相應好みのものをすゝめ何事に不寄父の申事不背相用ひ且又常藏忰共も兩親を見習ひ祖父双親へ孝行致し候に付爲八甚た滿足致候よし常藏儀生得實意の者にて御法度能く守家内睦敷隣家は勿論村内近在の者共等喧嘩口論等致し候儀毛頭無之候

日高郡高串村

老母　はき　九十才
熊之丞　五十六才
妻　なを　四十二才
忰　十太郎　二十二才
みき　十九才
すて　十六才
よし　十三才
はな　十才
六次郎　七才
七松　二才

一所持高二石九升七合三勺

右熊之亟と申者幼年より兩親に能く仕へ廿七八年程以前本家は兄小四郎と申者相續致し熊之亟儀は兩親引受分家致し廿三年以前文化十二亥年熊之亟三十四歳の時田邊御領南部組高野村甚右衛門と申者之娘なをと申者を妻に娶り候處今又熊之亟同樣兩親へ仕宜罷在候處父與市儀十三年以前文政八酉年八十四歳にて病死致し母はき儀今に存命にて當酉九十歳に罷成耳は遠く候得とも老年之割合には健者に罷在最段々氣短に相成我儘を申候へ共夫婦共何程勝手惡敷事にても笑顔能受一つとして背き不申夫に付け程我意を申候能くも隨ひ候ものと村内初熊之亟に申候へは同人儀誠に孝

心之生れ付に有之哉母申事は微塵も我儘と取不思世話少き人と存るよし最當所之儀は山中にて海邊には四五里も隔り候處老母儀常々海魚を甚好候に付賣に來候節は勿論家内之内海邊へ參り候歟又は人便り有之節は必相賴み魚調歸り與へ候儀に有之最熊之丞儀村役をも相勤候ものには無之候得共纔村高四十石餘家數廿軒程之在所にて身元宜ものも無之筆算等覺候ものも無之熊之丞儀も同樣無筆無算にて身元不宜候得共心入宜實躰成もの之儀に付村役等も被仰付且相勤候儀に有之候得共土地柄に寄候得は村役等相勤候身上にては無之儉約を第一に致し耕作諸稼家内共稼に晝夜無怠慢精出漸口過候相暮候迄にて聊有之身分にては無之候得共母甚敷好物に付件之通成丈け相調へ與へ候儀に有之尙又魚は勿論何にても他人より老母へ送り候得は家内大に打悦ひ再應厚く謝し申に付おのつから誰にても魚類調候へは右老母へ送り候事に有之候扨又熊之丞悴男女七人罷在何れも老母初め親々を大切に致し家内甚睦敷中にも總領十太郎儀老母を至て大切に致し日々容躰を伺ひ尙又稼に出候節は其節々何稼に罷出候との儀を申斷歸候節は又々其段相斷右に準し兩親へも仕へ能く罷在候儀に有之右は家内打揃ひ珍敷ものに候よし

一役人見廻候處九十才に罷成候老母はいろり之傍に罷在妻幷悴六次郎と申七才に罷成候ものは肉桂之皮削致し罷在熊之丞儀は肉桂堀をのみ致し居候由にて悴六次郎呼に參候付早速罷歸先一通り挨拶終り候上老母長命の儀を賀し候處世話の無き人にて仕へ安候段申し老母も何となく湛納之躰に相見へ其餘の悴共は農業に罷出候よしに而居合不申打揃ひ出精致し候樣に相見申候

一老母兼て魚類を好候よしの處熊之丞儀難澁者に候得共便り有之節に調置候て日々給させ候との事

一熊之亟宿元にて手仕事抔致し候樣の節夕暮に相成最早相休み候樣母申聞候へは其儘相止未間合有之節は場所をかへ目に不懸樣取出し候よし右は母之申聞を何事も背不申候事

一同人兄弟有之所々へ緣付又は分家等致し有之右夫々より母を呼に參り候ても三度に一度ならては參り不申よし無據參り候ても早速罷歸候に付其段尋候へは熊之亟幷妻共朝夕心を盡し大切に致し呉候ゆへ外え參り候事不好と申候との事

一同人朝夕農業に出候節は勿論近所要用之品にて少之内罷出候ても母へ委細申聞せ置候よし然れ共歸を待兼候樣子に付無據用事之外は先は出不申との事

一同人右之通晝夜大切に取扱候に付妻幷悴共も同樣大切に致し候事

天保八酉正月廿八日

金三兩　熊之亟

母へ孝行致し妻なを悴十太郎儀も能仕候段達　御聽奇特成儀に付被下之

たね

西名草吉原組江南村

所持高三斗　傳次娘　たね　三十九才

右たねと申者三歳の節母親に放れ當戌三十九才に相成候處兼て實躰成者にて至て小百姓にて作間に糸稼き致し聊つゝには候得共是迄御年貢不納等は不致稼き増にて年々皆濟致し候儀に有之近年諸物高直にて凌兼候得共村方にて救等も受不申自身奉公も不致唯父親と同居致し甚仕へ宜敷自身飲食不致迚も親へ給させ寔に孝心者に有之候然る處親傳次儀當八十歳に相成候へは最早養子取候

ても宜く哉と隣家之者より色々世話致し候得とも養子取候ては忰等も出來候に付ては其方へ手間取稼方之邪魔にも相成終に孝心難行屆候に付無故障親見送り候迄之内先養子取不申旨申居尙又たね儀は生れ候儘にて十人並之者に候得共于今男抔へは携不申實躰成者に有之親傳次儀は今以達者に罷在候に付少々つゝ莚稼致し聊足しには相成候得共晝夜を不分近村々へ日用稼に罷出候儀に有之趣右之節も休足之間に親を見廻りに宿元へ走販り且何に寄らす貰候節はたとへ聊之品にても親に給させ候よし

一日雇賃之儀一日に壹匁つゝの定に候得共たね儀何方へ雇れ候ても至極實情に相働其上篤實之者に付壹匁二分つゝ賃錢に致し遣且賃銀之外に折々少々つゝ米麥之類親へ給させ候樣貰ひ候趣

天保九戌六月廿日

鳥目五〆文　　たね

父に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

傳兵衛

嘉助

伊都郡中組入江村

傳兵衛　廿六才

所持高一石五斗餘

下作地側四反餘

同人弟　嘉　助　廿三才

同人母　志　滿　五十八才

しき叔母　と　め　七十三才

右傳兵衛嘉助兄弟之者共元來小百姓に罷在候處幼年之比より母之教を相守り何事に不寄母之申聞

を相背き不申耕作出精致し作間には村内日用稼仕候内にも同郷兩人之者とも母之機嫌を伺ひ夜は藁仕事等仕晝夜件之通相稼候得共草臥も厭ひ不申母の手足をもみさすり致し不申候ては相休み不申食物之儀もすき好みの品は貧窮之中より好みにまかせ相與へ母之氣を安め晝夜之無差別孝道を相盡し母之叔母とめと申者及老年悴共も無之貧しく暮し居候に付自然母も相歎き居候樣子を心付兄弟之者共兩三年以前より少々つゝ薪喰物等送り世話致し折節年柄に付去年來よりは兩人之手前へ引取養育致し候に付母も安心致し是迄も孝心にて件之心得振に付年々御年貢諸役共皆濟いたし候趣

天保九戌十二月十五日

鳥目七〆文　傳兵衛　嘉助

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

奥熊野北山組和田村

兵藏娘　さ　ら　廿七才

右さら貧家之者に候得共平生行狀宜敷兩親に孝行致し實意に日々稼出精致し親の心に隨ひ一つとして親之申聞違背不申寔以て實意成者に有之幼少之時より在中者共も常々さら儀は親に孝行者と申儀兼々申事に有之當時にても右同樣不解孝行に致し親兵藏儀も心かけ宜者にて田畑持高九斗餘聊所持致し候へ共御年貢之儀無滯皆濟致し當時親兵藏儀は心願之品有之候て妹娘きさと申者召連諸國大社順拜に罷出留守中に有之且母とめと申者儀十ヶ年以前より病氣に罷在候得共親留守中猶更

暮介抱行屆元來極難澁者にて日々凌かね候程之者に候得共前件之通實意に稼精出し親に不自由不爲致樣孝心第一に致し候者之儀にて有之趣

一兵藏妻さめ儀當年五十八九歲之由十ヶ年以前より病身にて引籠り折々亂心致し候て妹當年二十歲に相成り是又殊之外病身もの彼是難澁之中に候へ共さら儀平生行狀宜敷家業實躰に相勤め日夜無油斷稼致し候に付去年困窮も無難に相凌貧窮之中より少々之藥用も致候儀に有之然處さら妹追々病氣相重り難澁之儀藥用等も得不仕父兵藏是をくやみ心願にいたし大社順拜に當三月罷出來た歸在不致さら儀は母へ朝暮氣を付身持行狀宜敷日々木之本持稼致し少々つゝ之買米を以て母へ與へ薪等に至るまて一切不自由不爲致よし

一難澁之上近年之年柄飯料迚も乏敷折柄自身は飢を忍ひ病氣之母へ不自由無之樣心掛朝は飯を炊置其外病人之用向不差支樣致置隣家へ相賴み日々稼に罷出飯候ても先つ母之食事幷用事相濟候半ては自身如何程疲れ候ても食事等相用不申右は父出國以來に不限多年不怠仕へ候處さめ儀當九月末病死致し當時唯一人にて相愼農業出精致し居候趣是又さら是迄之仕へ振等繁多に候處荒增申上候よし

天保十亥二月十日

鳥目五〆文

母存生之內より兩親へ孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

有田郡吉見村

常　藏

有田郡石垣組吉見村善助悴常藏夫婦之者農業出精致し兼々兩親へ宜同人悴共等へも申聞孝道相盡し罷在候父善助儀去秋病死致し母儀此節病氣に付行屆養生爲致孝養相盡し至極心得振宜者之由常藏夫婦之者等年來兩親へ仕宜難澁者之儀に付日夜稼增致し日々食用之類は勿論好物之品等兼て調置自分等は粗食を給へ稼方出精致し誠實に孝心を相盡し當時病氣に付行屆介抱致し近村にても右孝心を相感至極奇特成もののよし生質篤實なるものに相見へ兼ての心得振等之儀は年來孝養相盡し候儀に有之母儀七十歲餘之者にて有之趣

天保十亥十一月五日

鳥目五〆文

父存生之内より兩親へ孝行に有之妻も同樣能く仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

常　藏

口熊野田並浦百姓

利　七　子四十才

妻　ふ　て　三十六才

母　親　七十一才

所持高二石七斗

右利七儀貧窮に相暮候得共同人幷妻ふてと申者儀も生質至極實躰なるものにて農業諸稼格別精出致し御年貢無滯相納近隣心得違之者等有之節は利害申聞教導をもいたし且兼々兩親へ事へ宜數父政七と言七十四才にて四年以前病死にて瘧癖母儀當年七十一歲に相成候處父病死後は尙更母へ事へ宜

敷何事によらす申聞を不相背神妙に孝養致し候趣利七儀元來難澁之小百姓にて農業諸稼等無寸隙相暮候得共朝夕の事へは勿論夜分は母之側に臥居折々起直り夜中兩度程無恙かを看取候由殊に去る申年以來非常之凶年にて家内之者共凌かね礒草抔を取り飯糧に仕り露命相繫き候節にも稼增を以て母へは平日に不相替嗜好之食事を相すゝめ無怠孝養致し候趣にて浦内擧て賞譽致し居候趣右に付役人見分いたし候處同人夫婦共至而實躰にて家内睦敷暮し候樣子に相見へ前件之通母へ事へ宜敷耕作出精至し候趣

一近年米價高値の年柄にても母へは白飯を而已與へ夫婦之者は至て粗食を給候處母も倶に粗食をと利七へ申候に付態々と致し候事には無之左樣に申候へは供に白飯を給へ可申と母同樣之飯を用ひ候處左候ては此年柄迚も取續難出來候に付彼是は申聞敷候間母へは白飯を與へ夫婦之者は勝手粗食致し候樣申聞候に付夫より以前之通夫婦之者は粗食致し取續致し候儀に有之

天保十一子十月十四日　　　　　　　　　　　　利　　七

鳥目五〆文

母へ孝行に有之妻も同樣能く仕候段達　御聽奇特成儀に付被下之

日高郡明神川村

所持高一石一斗三升三合　　　　　　　久右衞門　四十四才

妻　小きく　三十八才

母　おしも

悴　彌五郎　七才
同　おいし　四才
同　久四郎　二才

右久右衛門儀幼年より園浦桶屋職喜右衛門と申者所にて奉公稼致し同職習取十一年以前寅年本家は兄惣吉と申者相續致し久右衛門儀は老母引受分家致し候處以來老母へ孝養を盡し九ヶ年以前辰年下和佐村善藏と申者之娘小きくと申當寅三十八歳に罷成候者を妻に娶り候處右小きく儀尙至て老母へ仕宜敷最父長七と申者儀は二十八年以前酉年四十七歳にて病死致し老母儀當子七十六歳に罷成候處十三年以前兄惣吉と分家不致内癒疾相煩ひ以來手足相叶不申今以て一日も床を相離れ候事無之給へものは勿論大小用之世話等一度として夫婦共惡敷顔少しも見せ候事無之互に打解世話致し最老母は至て吝き性分に付食物之内給へ度もの日々相好候得へ共買求め候事を嫌ひいつ方へ行何々を貰ひ來候樣申付妻小きく儀は何方までも貰ひに參り申通に煎茶等致し與へ候儀に有之然れとも毎々貰ひに參り候も夫婦先々へ氣の毒に存し候故其時は老母之申に任せ氣之毒顔をも見せ不申貰ひに參り候得共跡にては難澁之中より何成とも時之有合之品買求め拵致し貰ひに參り候先へ謝禮持行候事に有之右久右衛門儀當年七歳に罷成候男子を頭として悴三人罷在至て難澁者に候得共前段之通り夫婦共永く相煩ひ候老母へ孝養を盡し作間には桶輪かへいたし家業出精之上實躰成者に有之趣

一母養育之儀は兄惣吉方にて可致筈に候得共久右衛門夫婦共件之通孝心之者共に有之候故母より久

右衛門を慕候方に有之

天保十一子十二月廿日

鳥目五〆文

母に孝行に有之妻も同樣能仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

久右衛門

きく

西名草岡町領塩道中筋

文七借家万助後家　そ　よ　七十三才

同娘　き　く　四十二才

同孫　ふ　し　二十二才

一万助儀年齢七十三歳にて二十ヶ年以前病死致し後家そよと申は當年丑七十六歳に罷成右娘きくと申は當丑四十二歳にて兼々母へ仕へ宜敷孝養を盡し至極心得振宜者に有之候よし

一兩親存命之内三十ヶ年以前きく十二歳之節且生村千右衛門悴留楠と申者十四才に相成候節養子に貰受其後きく二十一才にて女子出生致し候得共右養子留楠儀兎角親之心に不叶翌年離縁致し其節より養子方よりきく女子を連且生村へ參り候樣仲人を以て度々申越候由に候得共前段之通親之心に不叶離縁致候養子方へ可參筈は無之自分一人にて兩親之養育可成丈致し度と相心得其段及返答候處左候はゝ女子は其方にて養育致し候樣申候由にて養子に離れ切り候よし

一きく儀兩親幷兒子引受家内四人之養育致し罷在候處親万助儀二十ヶ年以前病死致し且養子貰受候比は相應暮方も相立御高をも少々所持致し有之たるよしに候へ共段々の不仕合故哉御高幷居家に

も相放れ當時借家住居致し難澁に罷在日雇稼第一にて家内養育致し居候よし

一きく儀御高は少しも所持無之養子に相分れ候て當年迄二十ヶ年之間女之道を相守り再度之養子貰受不申唯日雇稼第一に致し同人娘當丑二十二歳に罷成候ふしと申者是又母幷祖母へ之仕へ振宜日雇稼に罷出候ても右きくふし之內相殘り老母へ孝を盡し不義之心少も無之よし最きく幷ふし代る〳〵日雇稼に罷出一人は宿元老母の側を放れ不申同人之申聞を少しも相背不申養育いたし居候よし

一きく儀御屋敷御出入方其外百姓家へ多日雇稼に罷出候よし右之通孝行人之儀に付何れへ被雇候ても人受宜敷あはれみ深く日雇賃を貰ひ候上夫々心附有之よき給物等貰候節は自分少も給不申不殘持皈り老母へ給させ御屋敷方にては古着等折々貰ひ受候由且又老母より魚類其外給物等相好候節は難澁之中をも不厭早速好み通相整ひ給させ候由に候得共女斗相暮難澁を相察居候故歟給物之好出は餘り無之趣

一きく孝心之儀自然相貫き候故哉去子十二月廿三日
御部屋樣より御金百疋被下有之深難有狩罷在候

一きく借受有之家屋宿料一ヶ月三匁程つゝ入候由にて去る午年迄不足八十目程有之候得共家主文七より催促無之致用捨其邊に差置有之尙又未年より去子八月迄米價高直に付皆用捨致し遣し有之處誠に難有狩候得共時節取直り米價下直に相成有之處宿料其儘差置候ては冥加叶ひ不申よしにて去子九月より同十二月迄四ヶ月分宿料相渡し候由右之通家內睦敷相暮し神妙に相聞申候最きく儀孝

養を盡し候程之者之儀に付心底甚律儀にて被雇先き家内之留守抔被相賴候節實に相守且百姓家へ被雇農仕事等致し候節其家內と一所に相働き候節にてもきく一人農仕事致し候節原文不了肖おしみ抔一圓不致實意に相働き候由にて外之日雇之者共よりは賃錢相增遣候趣

天保十二丑四月五日

鳥目七〆文　　　　き　く

母へ孝行に致し娘も同樣能仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

奥熊野入鹿組矢の川村百姓

國　藏　三十三才

所持高二斗餘

右國藏儀貧家にて父親に幼少にて相離れ母幷姉きく自分共家內三人暮しに有之掟國藏父宇平次と申者三十年以前寛政年中同村庄屋役も相勤候者に有之候處長々病氣相煩終に相果母幷姉きく共二十一年以前より病氣にて少も稼等得不致候得共國藏儀平生之行狀も宜敷母へ孝行致し姉へも仕能く實意に日々稼精出し母親之心に隨ひ一として母之申聞違背不申寔に以て實意成者に有之幼少之時より在中之者共も常に國藏儀は親に孝行者と申儀兼々申事に有之當時にても右同樣不懈孝行に仕日々稼に山物持運ひ駄賃持致し候得共矢の川より木本迄は行程五里も有之候故病人二人打捨置候て遠方へ持運ひも得不致漸に當村より一里斗り之所新宮領小川口と申所迄日々に荷物運ひ右駄賃米を以母姉養ひ稼精出し近年の困窮も相凌き極貧窮之中より長々病氣之母姉へも晝夜介抱行屆平生之行狀も宜敷至極孝行致し候儀世間よりも噂いたし候趣

天保十二丑八月
鳥目七〆文　　國　藏
母に孝行致し姉へも能く仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之
有田郡垣倉村
忠　藏　六十六才
同人妻　六十四才
忰　爲　助　四十才
忰妻　く　に　三十才

右忠藏と申者忰無之候に付同郡舟坂村與右衞門と申者末子爲助と申者七歳之時養子に致し追々成人致し候處至極實意にて稼方出精兩親へ孝行致し且又爲助妻くに下津野村より嫁來と申者是又兩親へ能相仕家内睦敷有之候よし

一忠藏儀元來難澁者其上少々病身にてはか〳〵敷稼方も不致候得共忰爲助農業出精夜詰等も致し村作地に付御高五石七斗餘所持致し誠に實意に働增候日雇又は駄賃持等致し御年貢諸役共上納は先達皆濟致し候よし

一忠藏儀家乏く候得共至て酒を好物に付右爲助日用働又は駄賃持等致し錢も不散親へ相渡し毎日酒代等も不自由無之樣致し候よし

一爲助駄賃持等に參り及暮歸宅致し候節も夕飯をも不給酒屋へ行酒を買ひ親へ與へ一日も缺さす毎

日給させ自身は酒一口も呑み不申候
一妻國儀も稼方出精作間に日雇稼致し候錢母親へ相渡申候母親は諸事給物等に至る迄大に儉約致し
候得は右儉約被成下候も一錢成共殘置我々へ被下候との儀にて候爲助夫婦大に悦ひ申候
一爲助夫婦稼に罷出候跡にて母親洗濯致し遣候得は是は〳〵母樣に洗濯致させ勿躰なき事と押戴き
着用致し夫婦共兩親へ能く相仕へ何事にても親に背き候儀は無之孝行致し候其外何となく行屆仕
能き儀は中々筆紙に難盡し有之候よし
風聞
一夫婦共日々家事行屆世話致し星霜を頂き諸稼出精致し候よし

天保十二丑十一月廿九日

鳥目五〆文　爲助

養父母に孝行致し妻も同樣能く仕候段達　御聽奇特成儀に付被下之

日高郡下江川村

善兵衛　三十七才

同人父　善藏　七十四才

同人妻　かつ　廿五才

同人娘　やす　八才

同人悴　久之助　六才

同人娘　やつ　二才

此悴隣家卯兵衛へ養子に遣す

右善兵衛父善藏と申者儀元來極窮人に候處壯年之比より强勢に相稼悴善兵衛儀も幼年より無油斷稼方致し候に付善兵衛成長之比よりは少しは勝手も取直し候處七八ヶ年以前より父善藏儀病氣にて步行難儀に付善兵衛儀猶更大切に致し小百姓之儀に付日々稼に罷出候節はたとへ村内耕作等に罷出候ても行先父へ申置候儀忘り不申夕方歸候得は作方模樣等物語り致し老人之心を相慰め且所持之田畑毛附出來之節又は立毛見事に生立候節抔は自身父を脊負ひ候て田畑見せ廻り父之相喜候を見て自分悅ひ候よし父病中候得共耕作之模樣肥手仕込等之儀折を見合父へ相談致し候上ならては取斗不申一兩年は老衰致し色々不束之事共をも申候得とも聊相背不申妻共申合色々申和はらけ程能く取斗候事共隣家之者共も大に感心致し候よし

一善兵衛幼年之比實母死去致し後繼母にて候得共少しも其躰相見へ不申能く仕へ候處是又長々相煩ひ十五ヶ年以前死去致し右煩手中にて善兵衛未た幼年之比に候得共日分は農事等相稼夜分にては母之痛所を按摩其外沐浴抔を好候得は庭にて風呂を焚き万事不自由無之樣行屆介抱致し候に付繼母儀も病末に至候まて大に悅ひ罷在最母病氣快氣不致を相歎き右祈願之爲め四國順拜致度との儀をも申候得共父善藏其外親類共相好み不申候に付無其儀打過候よし

一善兵衛子供三人有之内女子二人男子一人にて候處右男子當年六才に相成候者を一兩年以前妻之兄卯兵衛と申者養子に貰ひ度旨望候處男子一人ならては無得遣し不申段相答置候得共父善藏如何樣之存念に候哉何分遣し候樣强て相勸め候に付背候儀を相恐れ其意に隨ひ右男子は卯兵衛之養子に遣し候よし

一善兵衛妻かつと申者も隣家百姓津右衛門と申者之娘にて幼年より實躰成女に候處九ヶ年以前善兵衛へ嫁し候てより舅善藏病中飲食藥餌之仕へは勿論兩便等も自身には不相叶候に付右等之介抱も長々相怠り不申近比にては彌病衰致し候付彌以て大切に取斗候趣

一天保八酉年米價諸色高値にて一等極窮致し候節は金三分一朱と錢拾三匁村内へ救合いたし右は甚聊之儀にては候へ共同人身上にては能く時節柄相辨へ候取斗に候

一善藏儀去年より作間に聊つゝ肉桂堀出し小田郡產物問屋へ賣渡し又は模樣により大坂表へ積登等致候よし右に付忰善兵衛儀も親數年仕來之業に付春分作間に聊つゝ堀出し候處近年善藏病氣に付右等之餘業難行屆候に付相止め度候へ共仕來之手馴れ業に付まつ可成丈けは作間に相稼候哉善藏申聞候に付今以聊つゝ春分肉桂堀出し扨當表中買値段不引合にて大坂へ積登候節は自分仕切受取に登り不申候ては大に賣損有之由にて稀には大坂へ罷越候處遠方出離候儀大に相難し隣家妻之親類共へ熟と相賴置罷登り歸宅之日數は申置候通にて每迚も早く罷歸候よし其外近在へ用事にて罷出候ても歸り刻限大躰家内へ申置候通より早く罷歸候儀相違無之趣

天保十三寅正月十五日

鳥目五〆文　善兵衛

父へ孝行に有之妻も同樣能く仕候段達　御聽奇特成儀に付被下之

白子領一志郡小川村

持高二石五斗七升八合　彌兵衛後家　りと　四十一才

養女　かと　二十一オ

彌兵衛儀先年松坂領松崎浦十次郎と申者之厄介かとと申者を三才之節貰ひ致養育罷在候處段々成長に隨ひ養父母に能く仕へ身持行狀宜睦敷相暮し居候處彌兵衛儀五ヶ年以前相果右跡役家養女にて持高其儘二石五斗餘致耕作候處何れも惡田更に女の手業にて肥し等も行届兼自然取劣强致難澁候得共兩人共御年貢大切に相心得かと儀は村内にて奉公稼致し右給金等を以て年々皆濟致し來候處養母儀持病積氣有之近年段々差重り常に相伏居候村奉公先き之隙を見合候ては時々宿元へ打廻り夜分は奉公先き之用向相濟次第罷歸り看病致し罷在候處去冬より追々右積氣差重り所詮奉公稼之身分にては難行届存し當二月より奉公先き暇を貰ひ晝夜看病無怠朝暮食事等殊更に氣を附好物之品を難澁之中より色々と心を盡し病人之氣に能相叶候樣大切に致し介抱少しにても快き節は其暇を見合賃糸或は近所へ被雇抔無油斷相稼かゝる難澁之中にも村内之合力等は聊も受不申御年貢年々無滯皆濟致し候者にて村中は勿論近村々之者迄も致感心有之趣樣子委細に見分致し候處いかにも見苦敷二間に三間之建物にて疊等は無之莚敷二つ竈にて相暮し居養母は永々相煩ひ極窮之躰に相見養女かと儀は當寅二十一歳之由年若に候へ共一向姿形の繕ひも無之至極質躰如法にて身持宜實に孝心深き者の樣に相見へ申候

天保十三寅六月廿三日

鳥目五〆文　　　か　と

養母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

一所持高三石五斗九升四合

口熊野野中村

庑　吉　四十五才

妻　三十七才

同人父　六七郎　七十七才

同人　母　六十九才

同人　悴　十三才

同人　女子　八才

右庑吉儀生得實躰成者にて幼年より兩親へ仕宜く家内睦敷相暮候得共親六七郎儀孫共と同居致し騷ヶ敷儀を嫌ひ庑吉居所より二丁程隔夫婦隱居致し二世帶にて相暮候付ては元來難澁者之儀失費も餘り相懸迷惑いたし候得共親之申條に任せ無據別居致し日分は人並より强勢に農業山稼等相働諸上納皆濟致し夜分は兩親之宅へ罷越介抱致し若庑吉病氣にて相臥候節は妻を遣し介抱爲致いか躰之儀有之候ても右之通無怠介抱致し罷在候處親六七郎及老年中症にて八九年以前より病氣付三ヶ年以前より手足共不相叶母も及老衰介抱行屆かね候に付庑吉夫婦とも日之内も起臥手相掛候に付遠方稼難相成候得共聊之駄賃等にて其日を送り候身分に付少しの間合を考稼に出候へ共近頃は庑吉を放不申暫時も側に無之候得は大聲にて呼立小兒同樣聞譯も無之候に付近所之者を賴み稼場所へ呼に遣候由此節は別て甚敷相成爾々稼も難成難儀致し候趣に候得共聊申聞を不背猶以て氣を付晝夜共行屆介抱致し砂糖且魚物等難澁之中より買調或は近所にて貰合好之節々相進め最當時家

内六人暮し悴共幼少に付廃吉一人之稼を以て養育致し候儀に付兩親居所も甚見苦敷板床へむしろを敷有之候へ共寝所には炬燵を致し古ふとんを着せ寒氣をも可相凌躰にしつらい候へ共廃吉居宅は誠に破宅之上板床之儘敷ものも無之妻子共夜分着之儘臥候趣にて外に諸道具幷着類等聊貯無之様相見候よし

天保十三寅九月廿八日

鳥目七〆文　　廃　吉

父母に孝行之段達　御聞奇特成儀に付被下被之

日高郡津井村

むめ　三十一才

同人弟　傳四郎　二十五才

同人母　はき　六十才

外に傳四郎兄

八ヶ年以前分家貧敷暮す　傳藏　卅九才

村内平吉へ嫁す　同人姉　せん　卅七才

上野村源三郎へ嫁す　同人姉　その　卅五才

村中彌兵衛へ嫁す　同人妹　ます　廿九才

廿二年前當才にて死す　同人弟　由松

右むめ親傳七と申者十六ヶ年以前子四月病死致し同人妻はきと申者當卯六十歳に罷成候同人儀共二年以前午七月難澁に而由松と申もの出生之處以來血之道にて終に兩足相叶不申糸稼等も得不致

候處娘むめ儀右母へ孝養を盡し給物は勿論兩便等申に任せ顏色宜敷世話致し近所にも少しの間も罷出不申友達等物見等に誘引候ても申斷無據母之申付にて罷出候節は弟傳四郎へ申含置立出候儀に有之右傳四郎儀も甚柔和成ものにて自分所持田畑幷預り作三反計り朝夕を詰出精致し姉むめ留守中は同人申置候通り萬事氣を附老母へ能く仕へ右むめ儀難澁中より長病之母へ能く仕へ候段一同感心いたし居候よし

一元來後家儀難澁百姓に付稼の油斷有之候ては其日も送りかたく候に付弟傳四郎儀は農業出精致し姉むめ儀は母介抱之餘は綛糸賃取等致し近邊にも罷出不申最早三十歳餘にも罷成候者に付所々より嫁に被望候得共自由不叶母を見捨得參り不申よしにて無餘念孝行致し罷在候樣子に相聞申候長々の病氣聊殘方なく眞實に仕へ候よし

郡宰巡在之節立寄候處老母儀は一切起臥叶不申郡宰の來を見受寢處を這出候に付病氣之樣子相尋候處久々病氣にて難儀には候得共悴共孝行に仕へ呉候に付聊不自由無之難有段申聞落涙のみ致し居右兩人子共生得實意に相見何か尋試候處至極心得振宜朝暮事之始末甚神妙之事のよし

天保十四卯十二月二十日

鳥目七〆文　　傳四郎

母に孝行に有之姉も同樣能く仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

名草郡舟渡村

左七　四十三オ

所持高十四石二斗餘

母　美代　七十二才
女房　富士野　三十五才
娘　さ代　十三才
悴　駒楠　六才
娘　さく　四才

右左七儀若年より母へ仕能く近年幼少之悴共出來内手乍難澁朝暮行屆老母へ孝養を盡し大切に相心得誠に神妙之者に有之其上農業精出し御高をも持増凶年にても御收納無滯霜月皆濟致し御法度向は勿論不依何事被仰出之御趣意能く相守稀成者にて老母儀も誠に歡喜至し落涙罷在近隣にても甚感稱致し居候趣

天保十五辰六月六日

鳥目五〆文　左七

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

口熊野防巳村代々帶刀人
佐々木伊大夫母　やさ　五十一才

右やさ姑八十一歳に罷成候處やさ儀至極實躰成者にて平生行狀宜農業精出し不依何事姑之申聞を受用致し孝心を盡し朝暮起臥は勿論夜分は老母之側に臥居夜中兩度程つゝ起直り老母に氣を附日夜無怠仕へ實意に致し食事等も氣に叶候物を與へ身持行狀宜神妙に罷在姑之噺に元來生得律儀成

者にて吉之右衛門存生之内より農業等精出し實意に諸事氣を付仕能く致し呉候處吉之右衛門死後猶更孝心を盡し殊に平生病身之上四年以前よりは眼疾にて盲目同樣立居等も自由相叶不申候處日夜不相替無怠仕へ能く致し候間老母より承り申候姑最早及極老氣隨に罷在候得共不依何に申聞を受用致し孝心を盡し近所之者共へも睦敷附合兎角親は大切に致し候樣申聞候趣

弘化三午年正月十一日

鳥目五〆文　　やさ

姑に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

弘化四未年十一月十五日

鳥目七〆文

奥熊野長尾村百姓　瑠平

母幷繼母存生之内より兩親へ孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

右行狀書逸す

口熊野古座浦

權平妻　まち　四十才

右まち儀至て貞實成者にて姑儀去午年發病中風躰にて歩行も自由を不得權平儀大工職に付日々出稼不致ては凌方難出來候に付介抱も心に不任まち儀は晝夜を別す寢食も時々不致介抱身薄きものゝ儀に付聊貯も難出來一二枚有之衣類迄も賣拂薬料且病人好み之品調へ給させ自由難出來病人故難離候に付糸とり賃仕事致し側を不離介抱行屆至極孝行成者に有之舊臘も單物壹枚着候に付親類

之者共迄も難澁者に候得共歎ヶ敷存し袷壹枚拵遣し候處自身着用に不用養母に着せ候との儀近隣之者共申出誠に神妙成者のよし

一老母儀は當酉七十一才に罷成其上病氣出候故萬事氣隨に有之候得共不依何事に申聞を受用致し困窮罷在候得共色々手段を以て食事抔氣に叶ひ候ものを與へ近所之もの共へ睦敷附合兎角親を大切に致し候様申聞親發病以來夜分は兩三度つゝ起直り老母之様躰相伺万事身持行狀宜敷神妙成者にて隣家之者共感心致し有之趣

一夫權平家職之世話も朝暮行屆氣を付万事心得振等至極宜き趣

嘉永二酉十月十日

鳥目五〆文　　　　　　　　　ま　ち

姑に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

日高郡下志賀村

無高　　　　甚三郎娘　ゆ　き　酉二十六才

同人母　い　よ　酉六十七才

父甚三郎十三ヶ年以前病死致し兄弟六人有之内ゆき末子にて其外散り〳〵奉公稼に差遣他郡他村へ縁付兄仁平と申者五ヶ年以前病死致し母いよ儀及老年殊に病身にて至極難澁に相暮し日々飯料に差支候程に有之候處娘ゆき晝夜相稼自分は三度之食事腹中に充滿致し候程は給へ不申何品にても母へ與へ其外仕へ至極宜孝心成者に有之最早年長ヶ候者に付養子之世話等も隣家よりいたし候

得共他人を貰ひ受其上忰共出生致し候ては母へ之仕へ難行屆先見合吳候樣拆斷を申罷在候に付ては隣家其外之者も至極柔和に付合等致し諸事相愼誠に珍敷心底にて宜者に有之よし

一大庄屋罷越見受候處至て困窮と相見へ障子等一切無之破れ戶を〆兩人共糸を績居候に付ゆき儀母へ孝行之趣世間之沙汰有之母いよも其事を相弁へ難有嬉敷存候哉と相尋候處母申には何事によらす私之言葉を背不申孝行に致し吳誠に難有存候得共難澁にて渡世手寄に可致ものとては無之晝夜糸績候而已其上私は及老年殊に病身にてはかゝ敷稼も得不致唯娘一人私へ快く給させ度のみ申自分は食事を扣候程に有之且村內所々へ娘日雇に參り候節風雨の夜は先方へ泊候樣申聞候ても母之顏を不見候ては氣濟不致とていか程風雨にても罷歸介抱致し吳勿論珍敷食物は自分給不申持歸吳れ寔に能く仕へ吳候に付せめて正月着壹枚古手成りとも拵遣し度精々相稼候得共病身にて夫も出來不申ヶ樣之破衣を着致し晝夜相稼候段不便に存候段申候に付右之通孝心に有之者は稀に候間隨分不便を懸遣候樣且相續之男子無之候ては孝道闕候間相應之養子貰ひ受候樣申聞候處娘申にはヶ樣之貧家へ可參者も無之猶又忰共出來候ては母之介抱難行屆と存未た其儀も不申出旨申候に付養子致し共々野業出精致し夫婦孝行盡し候はゝ無此上難有事にて自然身元取直暮安く可相成左候得は彌孝道立可申段申聞候處至極難有かり兩人共感淚致し候儀に有之

嘉永三戌七月十七日

鳥目五〆文　　　　　　　　　　　　ゆ　き

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

友　助

定　吉

口熊野東栗垣內村

友　助

口熊野三尾川組東栗垣內村友助と申者當年五十歲に罷成母存生之內孝道致し宜農業出精御收納不怠他人之交り別て宜制道をも相守至極心得振宜者に有之

嘉未七寅六月晦日

鳥目五〆文　友　助

母存生之內孝道之段達　御聽奇特成儀に付被下之

湯淺組柄木村庄屋

定　吉

右定吉親へ仕宜兄弟中睦敷親之間は勿論兄弟懇懃に拵ひ新七大病煩ひ候處介抱大切に無怠不一方神妙之致方に付其節柄も緣家隣家之者共大に感賞致し候事に有之新七常々蕎麥を好物に付日々湯淺にて調歸勸め且又同人持病折々差發り絶食にて好物ならては勸み不申右等之節蕎麥を好候節抔は假令寒夜雷雨之夜堂りとも自身湯淺へ調へに參り親近邊へ夜咄等に出候節は定吉提灯を持附添參り諸事心を用ひ能く仕へ神妙之致方に付村中之者共一等歸服致し候樣自然村內渡り宜趣

嘉永七寅閏七月十日

鳥目五〆文　定　吉

父に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

一持高四石三斗二升

田丸領東宮村
次平　六十才
同人母　りへ　七十六才
同人悴　豊藏　二十七才
豊藏妻　あさ　二十五才
同人妹　たに　十四才
同人娘　いわ　五才
仝　せん　當才

次平妻は四ヶ年以前病死致し候よし

右次平儀代々百姓株にて親を孝養致し候儀は以前より之趣に有之兼父親は廿五年以前病死致し母りへ存生に罷在候處五六年前より盲目に相成自由難相叶年來床に附居候處次平儀晝は耕作諸稼を相勵朝暮母之介抱致し辛苦を不厭別段美食は與へ不申候へ共日々の食用自身にて心能あたへ尙兩便之世話迄も無怠致し何事によらす母の申儀は少々も不背實意に介抱致し候段村內幷近郷之者迄も感心致し居候趣

一次平儀家內七人共平日睦敷致し元來心得振宜敷實躰成者之由にて御收納は勿論小入用等迄も聊無滯其節々皆濟致し候よし

一次平儀人中へ參り候ても万事宜く愼實躰に有之振東宮村にては中分成百姓にて可成相暮持高も多

分無之候に付作間には山稼を致し候よし
一御代官次平宅へ罷越家内之様子見及老母へ直に容躰相尋候處盲目之上耳遠應答不自由に候得共唯悴共大切に致し呉嬉く御座候と申し言語は實正に有之
一次平儀は生質柔和之相にて孝子と相見年來母を大切に致し候段奇特に候旨申聞候處御目掛之通目も耳も不自由之母に候得は孝行致し度候得共何を申も百姓之儀不行屆之事にて母之申通致し候迄之儀孝行と申は得不致と申し甚質實なる申分其節罷越候者も一等感心致し候よし

安政二卯七月廿九日

鳥月五〆文

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

次　平

末　松

一志郡見永村

末　松　三十五才

母　親　七十五才

一所持高三石九斗七升七合

右末松親末藏儀廿二ヶ年以前に病死致し其節末松儀十三歳にて候處同人儀誠に實躰之者本行所持高之外村作等迄母親と兩人者農業丹精いたし幼少之砌より一切夜遊には出不申母親之側不離候て農仕業のみ致し居至極孝心之者に候處母親十ヶ年以前より發病致し去る丑年より腰拔け同樣に相成自由にも不相叶歎ヶ敷次第に罷成候得共末松儀右母之煩を辛苦にも不思朝夕喰事拵長之年月母之養育意に不背孝道のみにて候得は世間之仁より見兼候て親類中へ申談し猶懇意之筋より入妻致

し養育共に致し候様申談し候得共親之介抱何分自らならては難行届きよし申居に付村役人共より
も入妻申聞候よし最右之仕合にても御年貢之儀は年々皆濟仕來り就ては平常之働き方不一ト通實
躰之稼方に有之趣

風聞同人所持高四石斗も有之田畑にて四反斗も作舞居候處至て孝心之趣にて同人十七八之比は
近村にて奉公致し候處右之節迚も老母之安否を相尋安心爲致奉公先きにても大切に相勤居候處
末松姉兩人有之追々近村へ嫁付候に付ては母之世話致候者も無之に付奉公先き暇を貰ひ別段田
畑四反程を作舞候て出精致し作間には日雇稼等に出母へ孝心盡し候處母持病癪氣にて五七年前
長々相惱候儀も有之よし其節は世話致し候者も無之に付農事にも出兼ける神佛を祈念致し種々
介抱致し少々快間には耕作に出至て能く仕へ母病中穢物は母又諸人之見受不申樣早朝近邊之流
に行洗ひ然るに三年斗も相惱候得共少々快候て末松安心致し農事丹精致し居候よし同人村内出
合等にても一同氣受宜く村内隣村にても孝心者と申居併長々母病氣に付ては自然耕作も手拔に
相成不作致し物入も有之事故少々借財出來候得共近比母も快に付ては猶農事等出精致し居候趣

安政五午十二月廿六日

鳥目五〆文　　　　　　　　　　　　　　　　末　松

母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之

田丸領坂本村

持高拾參石五斗八升八合　　　　　　　　　　惣　七　四十六才

父 義助 七十六才
母 とよ 七十二才
惣七妻 はな 四十三才
同人悴 長吉 十一才
同 才次郎 六才
同 義一郎 三才

右惣七儀兼々極難澁之上家内多兩親老衰に及ひ母とよは五ヶ年以前より中風症にて起居得不仕父義助も去年より同症にて兩便は自分相達候得共手助には相成不申子供は幼少にて未た間に合不申候處貧苦を不厭晝は第一耕作精出し作間に菅笠細工致し夜分は兩親之介抱又は老幼養育之手業致し孝養一と通ならす猶又妻花は生質魯純之趣に候得共質朴にて夫之申付に隨ひ家事食用向行屆候段村内之者共感心罷在惣七儀は小前貧窮之者に候得共第一正直にて追從諂ひ氣無之を記臆宜候に付村方組頭役を爲致有之村内丈之儀は田畑持主且畝高共都て撿地帳に有之候通悉く暗にて申述帳面に引合候得は少しも違ひ不申候に付村方にては撿地帳と號し候由に有之其砌慢心無之組頭役をも毎々辭讓致し候得共用立候者にて万事能く相愼み家内も睦敷相暮村方之教示に相成候に付强て組頭役爲致有之趣居宅藁葺柱は堀込にて素より麁薄之建方に候處年數相立朽損し候上當夏度々の風雨にて大に傾き最早住居出來不申本家續に塗建之小家有之右を二た間に仕切兩親は上之間こ相見候處枕を並へ臥させ有之又義助は戸口迄這ひ出候に付役人小家内へ入込義助に様子相尋候處兼

秀　八
春　松
助　松

々難澁之上病氣に相成家内も多悴惣七儀骨折に有之候處辛苦を不厭大切に致し悦ひ相暮し候旨
母とよへも樣子相尋候處長々之病氣難儀に有之候得共悴等行屆候段義助同樣に申居悴之仕方等
御上へ相聞へ御立寄被下候段難有と申述老夫婦共感涙を流し申候猶惣七へも農業孝養行屆候趣相
聞候段申聞候處中々心中には兩親不足に可有之と日夜心配仕候得共難澁にて得行屆不申候處御見
分に逢何共恐入候旨申し有躰なる申方に有之挨容貝柔和にて清貧百姓と相見申候惣七妻子も傍に
罷在悴長吉儀は手習致し居是も其日丈けとは相見不申前條之通り撿地帳と申程之惣七儀に付貧乏
之中にも手跡を致候樣子に相見其外幼少之悴とも役人着座之側へ立廻りとよか袖へも縋り可申程
之處義助扣させ候形勢平日家内睦敷快く相暮候故と相見其節罷越候者共一等感心仕候趣
萬延元申十月廿九日
鳥目七〆文　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　惣　七
父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付被下之
西名草北嶋村
秀右衛門悴　秀　八
春　松
助　松
楠　松
同人娘　は　る

楠松
はる
利吉

右秀八と申者兼々心得振宜兩親へ格別孝行相盡し其上農業出精致し秀右衛門儀極難澁に罷在候處右秀八儀幼年之比より稼方剛勢に相働候に付追々身上取直し當時は二石餘之御高を所持致し弟春松初三人妹一人有之候處夫々敎諭致し何れも孝養相盡し別て家内睦敷相暮し誠に神妙成者に有之秀右衛門儀は性質朴訥に相見悴秀八儀は當年廿八歳に罷成生得温順にて至極柔和に有之身躰丈夫成者に相見秀右衛門儀は悴之孝心に相感し折々感涙致し候由にて秀八至孝之樣躰實に感心致し候儀に有之趣就ては弟春松初四人之者共も農業出精之上兩親へ仕へ振至極宜き趣

文久二戌九月晦日

秀八

父母に孝行之段達　御聽奇特成儀に付親子一生米被下之

一人五俵つゝ之積年々米十五俵被下候事

春松

銀五枚　助松

楠松

はる

父母へ孝行致し兄弟へも能く仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

上那賀郡市場村

所持高五石八斗程　善次　六十九才

倅　利吉　三十七才
同人妻　とく　三十五才
同人倅　玉助　十三才
同人娘　とくゑ　五才

右利吉儀兼々心得振宜親善次へ格別孝行盡し父善次儀は九ヶ年以前より躄と相成少も歩行成難く乍去氣分替り不申候に付長々引籠居候に付而は退屈之あまり氣儘成事とも申立候ても何事も不相背隨意に致し遣し折々氏神へ參詣或は近所へ風呂入等に參り度好み候は利吉脊負連行亦は近郷に賑物にても有之節は利吉見物抔好不申候得共父善次爲保養連行見物爲致心氣爲歡明暮孝心之志深く其上農業精出し力用之百姓に有之然れとも父善次長々病苦悴共は幼少にて利吉夫婦稼候のみに付近年諸物高値之折柄至て難澁致し衣食住難任思破着物等着用致し居候得共只一心に孝道を心懸け居候者之儀に付寒き日は自身着用之古着脱し父善次へ着用致させ候程之事にて誠に其志感心のよし

文久三亥四月二日

鳥目五〆文　利吉

父へ孝行に有之妻も同樣能く仕へ候段達　御聽奇特成儀に付被下之

南紀徳川史卷之六十八

列女傳

葛山了然

了然、初名總、（安西筆談作元總、今從叢語、）號大休、（筆談、叢語、）別稱知眞、（叢語）武田信玄々孫也、信玄子義久爲駿州富士大宮司葛山某義子、義久（江戸名所圖會葛山十郎義久とあり）生久敬、久敬生爲久、爲久小字鍋太郎、又稱長二郎、號長衞、又鐵齋、（筆談〇叢語作內記）閑居京師泉涌寺前門、嗜茶事、又能鑑定古畫、人呼曰繪見長二、亦能書、產一女、乃總也、總仕東福門院、預選充少御、稱字耶止利幾、門院崩而後辭歸、或勸嫁、總常好和歌詩文、頗耆禪味、誓曰、我嫁而產三子、請賜暇、乃嫁松田晩翠、（叢語作武田壽庵）迄二十四五歲、產男女子三人、（叢語作二人、）爲夫買妾、出家薙髮爲尼、後赴山東、（叢語作江府嫁武田氏、）欲聞法於弘福寺住持鐵牛、鉄牛見容色猶盛曰、法魔也、不許入寺境、去如駒籠、訪木庵徒弟白翁、（筆談作白鷗）白翁亦不受追卻、了然去入民舍、語譯、見銅斗盛火、借覆火、自爇我面、把筆云、昔遊宮裡燒蘭麝、今入禪林燎面皮、四序流行亦如此、不知誰是箇中移、和歌云、以計留預仁、寸天天多久彌也、宇加羅末之、都爲乃太幾魏止、於毛波差里勢波、而入見白翁、白翁大感、聽入居寮、（叢語、筆談、）了然天資豁達、有才辨、妙得禪機、又善詩歌、（叢語、）後欲求居於鎌倉而發、戸田茂睡來訪云、美豆久瑳乃、幾與枳々巨呂邇、許登志解伎、左止乎婆豫曾珂、須万比毛登兎天、答曰、美南比登乃、婆良奴和可禮乃、曾禮奈羅傳、阿里天遍駄都類、豫乎楚宇良武類、臨其發也、授與一軸於茂睡、軸乃自撰江府下歌人所詠若栞書中、

所抄出也、其所詠和歌、寄露釋故云、幾由類止毛、彌禮婆万多於久、都由耳之麗、佐駄女那伎與乃、母呂母呂迺可計、（キユルトモミレハマタチクツユニシレサタメナキヨノモロモロノカケ）筆談 後創泰雲寺於武州落合村、請白鷗爲開基、自居二世、又建蓮乘院、從叢語 正德元年九月寂、年六十六、絕命詩云、六十六年秋已久、凛然月色向人明、筆談作向誰 莫言那裡工夫事、耳熟松杉風外聲、叢語筆談 有子、某稱字長十郎、叢語作重藏 稱族葛山、仕紀伊、筆談、叢語作尾張非 女稱桃仙女史、筆談　右野史

一江戸名所圖會曰了然尼初め松田何某といへる醫生の許に娵す男女子三人を生り（長男後に葛山長十郎と名つく林家の門人にして博覽の聞えあるにより紀州亞相に召る）後夫に告て薙染し臨濟黃檗等の諸禪林に入て參道怠りなく務む竟に天和元年辛酉の冬大江戸に下り白翁（新著聞集に白翁和尙井上大和侯の許にありしとみゆ紫の一本には白翁和尙は木庵の從弟にして其頃駒込に住れたりとあり）和尙其美貌なるを以て許さず依て了然尼火攪（ひのき）を燒て自ら面皮を焦すこゝに於て和尙も尼の懇志を感して大法殘りなく附與せられ其時頌を賦し和歌を詠す（詠歌前の如し）かくて後大悟し晩年に至り當時（泰雲寺なり）を草創す白翁和尙化寂の後遺骨を當寺に收め石塔を營み建て自ら銘文を製し和尙をして當寺の始祖と稱す自ら二代と稱せり竟に正德元年辛卯九月十八日皈寂す泰雲院元總和尙と號す

開山白翁道泰和尙墓

開山師翁者、本寺第二代賜紫木庵老和尙嫡子也、宗說共通、機用殺活、孤危嶮峻、不可湊泊、一朝因事辭三州竹篦山、嘉遁武陵大休庵、未幾罹病書偈坐化、實天和二壬戌年七月初三日也、總等不堪悲歎、如法荼毘、但恨無開山所因伸、昇誠於　官家、終蒙許可、再興廢院、改黃龍山泰雲禪寺、以爲開山鼻祖、奉酬法類之恩之令也、建骨塔遺萬世昔寶永八卯年七月初三日、

當山第二代傳法弟子了然元總百拜識

右碑文中誤文あるに似たり暫く原文のまゝにす

信按に　了然の事近世叢語松の屋叢話江戸砂子新著聞集淺香の沼安西筆談等の諸書に散見互に少差あり本紀漢文は叢語筆談二書に依て述す而して葛山氏は近世の六郎左衞門家とす明治二十年五月十七日信泰雲寺現住葛山大亮を訪ひ親しく糺すに先代六郎左衞門の代には常に往來し大亮亦四ッ谷仲殿町なる葛山家へ行たりと云文中弘福寺は牛島の弘福寺にして白翁は小笠原佐渡守侯の二男禪門に入りし人也と云尼の嫁したるは松田晩翠にて忍侯松平下總守の家臣其子孫松田右膳と云ひ世々忍侯に仕へ于今泰雲寺に墓參ある由又連乘院は甲州街道府中の五宿にありしか廢寺となれり是了然尼は甲州の武田家に緣故あるを以て駒込より常に八王子千人同志の方へ往來せし折途中の便宜により建立せりと云傳ふる由且つ白翁を訪ひ謝絕せられし時門前の茶店に憩ひ焚箸を以て左頰を熱きたり依て二條の燒痕ありたる也と大亮語りし尼の遺墨僅に存するありとて一幅を出し示すをみるに色紙に一首の和歌を書たる也歟に

手向せる水ふも影のやさらましみのりの月の淸き光りを

了　然

手跡は俗樣堂上風にて見事なりし泰雲寺本堂は頹敗して今はなし僅に假堂を設け本尊及ひ白翁の像を安置すむかし宇和島伊達侯より眞田侯へ嫁せられたる夫人は深く了然に歸依し爲に禪道を修せられけるが臨終の遺命により泰雲寺へ葬り其墓尙存せり維新後は同侯よりも供養施物も絕へ無緣無担當時の有樣となれりと又尼の詩歌本所なる檜山探齋なる者有すりとなし施與したる事ある由も大亮語れり

黑　柳　松　光

松光、名孝、紀伊人也、父重之仕紀伊侯、補先鋒隊、孝夙稟慧質、不好嬉弄、凡衞婦功、習不煩督、既長、適紀府監安藤氏步隊將松本定章、能盡婦道、父母舅姑、相繼淪喪、哀戚之誠、前後如一、平素樂道人之善、恤人之患、直而慈、儉而施、治家有法、勤而不怠、故家亦不至告匱、既寡、號松光、賞花玩月、時誦古

歌以自娯、恒念佛經、薦親識之冥祐、然有才識、而不罔於理之所無、享保四年歿年六十九、松光、敎子有方、男子則曰、先公而後私、當官事、雖遇親疾、而不顧、女子則曰、務柔順、從勤儉、故咸能成村、宜其家人、近世叢語野史貞烈傳

松田おさつ

江戸城虎門内に石州濱田の城主松平周防守の邸あり此の周防守康豐の奥方は同國津和野の城主龜井隱岐守の女なり附女中あり之を老女と稱し名を澤野といへり演劇に岩藤と言ふは是女なり女中と稱ふるありて名を阿通といふ演劇に尾上と云ふは此の婦人なり阿通は大和國郡山城主本多の藩士岡本佐右衛門といふ人の女なり阿通の召遣へる下女あり阿察といふ演劇に阿初といふは此女なり阿察は伊勢松坂大番頭藪九郎太郎の家來にて五石二人扶持なる松田助八の娘なり父助八江戸紀州邸に參勤する不在中阿察の母死せし故父は阿察を江戸に呼下して此周防守の邸へ奉公いたさせしなりとぞ阿察當年二十歳にて有りけるか享保九年甲辰年四月二日松平家の奥方急用ありとて阿道をよひたりしを此時阿道は婢女阿察に髮を結はせ居り急の御用と聞き大に周章し髮も匆々に束ね急きて長局に行きしに吾草履なければ有合せの草履を穿ち奥へ參りしに奥方云はるゝ樣今庭前に時鳥啼きたり之を其方に聞さんとて至急に呼ひしなり其方時鳥の歌を詠みて聞せよとありけれは阿道は命に從に歌を詠みて上りけり然るに老女澤野は和歌琴瑟を始めとし其他生花茶事に到るまで何の藝道も阿道か己れより秀てたるを平常に疾ましく思ひ何時か事あれかしと待ち居たりしに此の時澤野も奥に出んと長局に至りしに我草履なく是は如何せんそと彼方此方を探す處へ阿道は奥より下りて同しく長局に來りしに澤野は早くも吾

は草履をお道ははき居たるを見て大に怒りて印しある他人の草履をうはひて穿く事は白痴か風癲か殊に其方は卑しき百姓の子にてもなきよしなれは定めて武家の作法も知り居るならむ他人の物を盗は其曲りし根性直し吳れんと草履を取り上けこれにて阿道の面部を打ちしかは兩手を廊下に衝き全く急の御用ゆへ誤りて間違ひし趣深く詫れともなか／＼に聞き入れす再ひ又櫛笄をも叩き折り心地よけに冷笑しつゝ行きけり偖阿道は泣く／＼吾か部屋に歸りしにおさつは阿道の顏色の常ならぬを見て大に憂ひ驚きその理由を問ひけれは阿道は包むに詮もなけれは涙なからに有りし次第を物語りぬ斯くて其夜阿道はおさつか寢入るを待ち頓かて起き出て牡丹を縫ひし緞子の帶と格子島の縮緬小袖二品を帛紗に包み之をおさつへ紀念となし又母へ壹封の詫狀を認めて文筥に入れ外に紀念の物をも取り添へ封しそれよりおさつを呼ひ此文箱を矢の倉下の邸に持ち行き母上に差上けよと申付けおさつを出しやり今は已に心に掛る事もなしと白無垢を着し見事に自害を遂けたり是實に享保九年四月三日辰の刻なりおさつは日比谷門まて行けるに忽ち胸騷しくなり一歩も進み得されは是は只事にあらすと思ひ一散に引き返し我か部屋を覗きしに是は如何に阿道は紅に染まりて相果て居たりおさつは事の不意に打驚き飛ひ入りて其まゝ死体に取り縋り私も身は輕けれとも小人頭の娘なり斯る大變のあるならは何故一言の御相談もなし給はらぬそと泣き居しか不圖片脇を見るに一の帛紗包ありて其上にさつへと書き手紙添ひたり之を披き見るに吾等事昨日老女澤野殿に草履を以て顏頭を打たれ候武士の娘の一分たゝす附ては此の後奧樣の御前へも上り難く且つ父上の御顏を穢し候事も申譯無之に付自害致し相果候云々とおさつ之を讀むより心を定め身をかひ繕ひ泪を拂ひて主人此非命に

沒し給ふ上は直に仇澤野を打ち殺し即て後より追ひ付き申さんと獨言ちつゝ素知らぬ體にて老女の部屋へ往き主人阿道何者の所爲にや今朝殺されたり御見分下されたしといふ澤野大に驚き然らは急き容子を見て其趣大奥へ屆け申さんと共に阿道の部屋へ入りければおさつは突然飛ひ付き胸くらを確と取り憤怒の大聲張り上けて如何に澤野大切なる吾主人を汝か草履にて打しゆへ武士の娘一分立すとて斯く自害なされたり主人の敵のかすましと澤野之れ聞き吃驚せしも元來奸惡の婦人なればおさつの手を放し逃けんとするにおさつは阿道か自害の短刀を以て澤野の脘を刺して之れを斃し直に大奥へ走り行き此旨を仔細に屆け出つれは奥家老堀井次郎太夫奥目付小池利右衛門藤井又右衛門大目付藤澤嘉四郎の四人は兩婦の死体を撿めおさつを廣間に呼ひ出し糺問をなし彼の文筥を改めしに母へ宛し書狀一通女紙入一箇香筥一個懷中鏡一枚笄一本子安貝一個金子一封を添へたり斯くて澤野の死体は此の後毛頭恨を殘し申さすとの一書を出さしめて下川井長三郎に下され阿道の死体は父岡本佐五右衛門へ御預けなされおさつは無罪のよしを申渡され父松田助八へ御預けとなりて此の騷動は其の落着を告けたり其後岡本佐五右衛門は上へ願ひ父松田に賴みておさを養女とせしか直に松平周防守よりおさつを中老役に召し抱へられ名を松田の松の字を岡本の岡の字を採りて松岡と號けられしか後ち松岡義烈をもつて能く奥方に仕へたりといふ（三重縣德行錄）

按に　烈女さつ女の傳は頗る諸書に散見す而してさつ女は藪九郎太郎か家來の女にして松坂瓦町に居住せし也とは今も松坂吉老の口碑に傳ふる處といふ該九郎太郎は二代目九郎太郎勝喜にして此の時千二百石を領し十人組頭格御近習請を奉仕享保八卯年御供にて江戸に在勤同九辰年も其儘江戸在勤を被命旨家譜に詳なり本記松田助八江戸參勤不在中云々といへるに能く符合せる也

松坂雜集に正德四年九月十一日六番頭藪九郎太郎御城代となり享保四年十月十七日紀州に歸るとあり蓋し松坂在勤中松田助八を召抱へ紀州へ連歸り後江戸在勤之時も召具したるなるべし

追按　日本人名辭書に名女傳を載す本記と大同小異唯佐都女は毛利甲斐守の卒長松田助八の女とす且つ道女辭世の和歌

藤の花長き短き世の中に散り行く今日ぞ思ひ知らるゝ

一首を掲く又松平家にては更めて佐都女を召し中老となし松の尾と稱せしめ翌年正月岡本氏の養女となり二十七歳にして藩中神尾某に嫁すと記せり然れとも松坂古老の口碑に傳へ其住所さへ詳にして藪九郎太郎の事も符合且三重縣德行錄は同縣廳の編纂旁本記を正とすへき如し

工藤綾子
同　栲子

工藤綾子
同　栲子（タヘ）

信曰二女は工藤平助球卿の女球卿は長井四郎左衛門常安の三子にして仙臺藩醫工藤大庵に養はることは長井家の本傳に詳なり此女養家の所在なれは本藩に關せさる如しと雖も其實純臣の出且つ長井常安假子多く二女は正しく其孫なり是れ血脈相承教育因あるを知る依て此傳に列す

瀧澤馬琴二女の傳を筆す其略に曰く工藤平助二男六女あり長女綾子眞葛と稱す五女を栲子といふ就中綾子賢にして性歌をよみ和文をよくし瀧本樣の手跡拙からす幼きより異志を抱き其女子に生れしを悔ひせめては必女の本になるへしと思をおこし愼身愛敬を主とし和漢の學に志し佛道をも信す年十六七の比仙臺侯に宮つかへせし時みやつかへは獨り勤なりと思ふこそよけれいくたりの同役ありても勤ることは吾一人なりと思はゝうしろやすからんと覺悟せしかは傍輩にも憎れす人のおこたりを咎る心もなく果して後やすかりしといへり年三十半を過し父の命を奉し遠く仙臺な

る只野伊賀（番頭千石）の後妻となれり後夫死してやもめとなりしに同胞多く世を早し又はしめ女の本にならんと思ひしを得果さるをなけきさらは女なからも人に異なる事をあらはして世にも知られ乃祖の名をも顯さはやと文化十四年十二月五十五歳の時獨考といへる書三卷を著述すこは諸侯の財主に苦められ嬖妾に惑ひあるは官位なとみたりにのそみて仲人の爲に謀らるゝを不知なとを初め經濟の可否を論せしものなりと云此他奥州はなし一卷磯つたひ一卷昔かたり不問語り秋の七草筆のはこひなといふ草紙を綴り是等著書の筆削をこひ來りしにより遂に獨考論二卷を綴りて斧正の意をしめし報せし婦女にはいとけなき經濟の上論せしは紫女源氏にも立まさりて男たましひありしか終に文政七年某の月に身まかりしよし

一椅子は年比越前の姬君にみやつかへし姬君世を去りて比丘尼となり瑞祥院と號し萩の尼ともいひ多く得かたき才女にて歌をよみ和文をよくし手すしは姉の眞葛に似てうるはしと云

右は馬琴翁の自著眞葛のおふなと題する傳記を抄出したるものにて綾子寡となりし後翁の賢をきゝ仙臺より遠く書を寄せ敎を請はんとするに翁は婦人の書通とて顧みす依て序を求め人に托し志の程を傳へしめたるより翁其賢女なるを了し後に和歌の添删著書の批評等贈答絕へすありしか椅子も亦姉に傚ひ翁に就き學ひしも終に面接をゆるさす唯文書の交通のみなりしと委しくは眞葛の傳記にしるし贈答の和歌もあり爰に略す

朝倉たき女

たき女は朝倉三郎右衛門の妻（元觀自在公の妾後三郎右衛門に賜る）にて頗る剛氣の婦也文政十二年正月十三日三郎右衛門寵命を蒙り御供番頭格に進む（三郎右衛門此時御小姓組番頭格奥詰にて日々御前へ出御小姓取扱の勤をなす祿四百石）たき女それと聞や輿をはしらせ　君前に伺公し妾か夫は兼てより精勤他に勝れりしかるに本日の命何事そと責め奉りしに　君笑はせ給ひ先つ是をもて罷るへしと金百兩を與へたまふに彌色をなし如斯小金絶て用なしと他に擲ちけれは　君も止事なくさらは不日汝か請ひに任し與へんとの仰になをも疾々と迫りまいらせて退きしか十四日には召し文を下したまひ十五日に百石の加増賜り五百石となりしとそ（三日の内に兩度恩命ありし事古よりためしなき事なり）此女夏季に至り浴後納涼抔するに赤裸にて陰所をもおゝはす手に手巾を携へ傍若無人に人前を徘徊するさまいとおかしけれとも見るもの恐れて笑ひを忍ひしよし又近隣の小兒輩來れる節は大皿に溢るゝ程菓子盛り上け是もて戯れよとあたへしと也其比赤尾右馬之助妻は同志の友にて親しけれは二婦打連れ男子の裝をなし笠を冠り刀を帶ひ遠馬に行たる事ありしといふ（朝倉三郎右衛門家の事は名臣傳に詳なり）

老女芳村

芳村（元の名不知）何人の女なるや詳ならす若ふして　幕府御本丸の大奥火之番（御目見以下の女官なり）を勤め後御暇を乞ひ他へ嫁し不縁となりしや居家す時に　岩千代公（舜恭公御事）御誕生に際し御乳母捜索の處相應のものなく遂に口入人之手より芳村を御目見に入たるに首尾叶ひて御乳母に召抱へられたり　岩千代公御實母佐々木氏（佐々木右衛門娘觀自在公妾後澄清院様と稱す）明和八卯年六月十八日　公を誕す御育ち殊にうるはしく御覺へもいと目出度かりし然るに御由緒の御方と稱する御寵妾（慈讓院様事）ありて同年の三月五日和歌山にて彌之助（ひさ）君

を誕せしか僅に四ヶ月同年六月十八日御急病にて失せ給へり彌之助君御繁昌ならは御嫡子たるへきに御夭死哀悲盡し難き其同日一方には若君御誕生日増しに御愛々敷とこそ聞へ給へは女性の淺ましさいたく胸を焦してや有けん元來殿（観自在公）には御疳癖つよく事あらく〱しく渡らせ給へるこそ何事か御怒に觸れしにやあへなくも澄清院の御方を御手にかけさせ給へり實に明和八年十一月十日也御怒りの餘り御危難は既に岩千代君の御上にも及はんとせしかは芳村は身命を捨て君を抱き參らせ袍取り衣の下に覆ひかくし四方八方に逃け迫り首尾能く遁れ得一二日の間御館の椽の下に潜みかくれ居たり天助にや不思議にも此内若君一聲だにも啼泣し給はさりしといふかゝる忠節により　舜恭公は芳村を厚く御取立にて遂に老女を命せられ寛政五丑年二月廿二日に至り片野徳三郎（實片野長左衛門義辰二男にて片野忠三郎の名跡相續十五石大御番格小普請なり）を芳村養子に命せられ野村と稱する一家を起さしめ給へり辭令に曰く

老女芳村儀　御幼年之節より久々出精宜相勤候品も有之付格別之以　思召徳三郎儀芳村養子被
仰付苗字野村と改可申旨被　仰付之

是芳村の村と片野の野を取り野村と被命し也と聞へぬ芳村享和元酉年二月病て和歌山に卒す年齢詳ならす老女は御城使にて常に幕府大奥へ使ひするの任なるか元御本丸の火の番勤めし故にや老女となりしも御城使は決して勤めさりしと蓋し以前を憚りしならん

家譜を按に享和元年二月廿三日芳村病氣に付徳三郎看病御暇を願ひ同日江戸發足廿六日舞坂迄到りしに芳村の訃音に接す時に　君上には御參府御道中にて清洲宿於て行合奉りしに在忌中　御目見を許され拜謁之處段々御懸之御意を蒙り急き紀州へ罷越取片付等寛々可取計旨被命即ち紀州へ

立越し取片付して三月廿三日江戸歸着のよし記せりされは芳村の死は二月下旬の初比なりしか德三郎後半右衞門と稱し御小納戶御小姓に歷任芳村の功を以同人病死の年の四月廿日御切米貳拾五石より一時に知行貳百五拾石を賜り後遂に三百五拾石に御加增御用人（御供番頭格）奥掛り御小姓頭兼帶に昇進天保六未年八月四日五十八歲にて歿す三男貫三郎家を嗣く貫三郎　顯龍公の御小姓を勤務公薨し給ひ續て　昭德公に奉仕御幼年御輔育の任に當り　公幕府の大統を繼せ給ふ時幕府に召され御小姓を被命丹後守に任し　公浪華にて薨御之時迄終始一日の如くに仕へ奉り忠直の譽れ高し公御繼統より薨御迄の御言行を記せしは此貫三郎也

再按に芳村の死は享和元酉年二月十九日也紀三井寺村護國院に葬り法諡賢了院寶壽運大姉と號す文化三寅年六月十九日舜恭公御內々より祠堂金百兩御寄付永代菩提追福之資に充しめ給へり

老　女　勝　山

勝山は一ツ橋家御附人外山彌十郎の伯母なり若年より江戶內庭の茶所子供に上れり（子供とは老女初役女に使役せらるゝ小間使也茶所とは御三の間の詰所のよし）利發衆に勝れたれは間なく本女官に召出され頻りに累進遂に年二十三にして　舜恭公の老女に拔擢したまふ老女は內庭一切を統治すへき女官の棟梁なれは年四十五十の老功者にあらされは絕へて進みかたきためしなるに如斯少孃の老女は前後其比を見す勝山才能のほと推して量るへしさいへり永年奉仕し後落飾せしも尙勤務怠らさりしかは其功勞を賞せられ八拾石を賜りし（老女俸給の定格は四十石なり）蓋し美事善行尠からさりしならんも事蹟傳わらす又いまや知る人なし勝山寶曆四甲戌年六月

十六日生天保七丙申年七月十七日歿す壽八十三江戸鮫ヶ橋南寺町榮林寺に墓あり諦壽院と題す

老女谷村

谷村は西條藩士谷金五郎の女にして　舜恭公の老女たり勝山とひとしく賢才の聞へ高く良老女と稱すれは必す指を勝山谷村の兩名に屈するものゝ如く其芳名永く口碑に存する所となれるよし惜かな事蹟今知る人なく又筆記のものなし同しく落髮の後も替らす奉仕せりとなり天保四巳年十月八日卒す千駄ヶ谷仙壽院に葬る法號を是凉院妙松日緣といふ壽蓋し八十歲と傳へり

岡本島野

刀自名は島野陸軍少將正四位勳二等岡本兵四郎の伯母にして岡本丹六源利安の三女なり文化四年某月某日紀伊和歌山吹上街に生る始は志滿と稱す幼事より文學を好み頗る書を善くし又諸藝に通す十餘歲にして國老從五位安藤道紀（德川重倫卿の弟）に仕ふ二十歲にして道紀の推擧を以て從三位權中納言德川重倫卿（紀州家八代の主にして當時退隱して吹上濱の舘に居る因て濱御殿と稱す）に仕ふ二十六歲の時轉して從一位權大納言德川治寶卿（重倫卿の子にして紀州家十代の主なり亦當時退隱して西濱の殿に居る因て西濱御殿と稱す）の御次となる翌年又轉して國侯正二位權大納言德川齋順卿（將軍家齋卿の第七子なり紀州家に入て十一代の主となる在國の時は湊の舘に居る因て湊御殿と稱す）に仕へて祐筆となり三十五歲にして表使格となる屢江戸に往來し卅歲の時より六年間は全

く江戸に止れり此時に當て侯其夫人（治寶卿の女）の琴瑟不和の聞ありて頗る中外に傳ふ治寶卿深く之を憂ふ刀自其內旨を承けて百方力を盡くし遂に關雎の契を全ふせり故に外は將軍家の愛顧を得內は治寶齊順兩卿の親任を得て昇進異數三十六歲にして若年寄となり三十七歲にして老女となれり紀州家に於て未た四十歲に至らすして老女に進みしは刀自を以て始とす

按に　四十歲未滿にては老女に進かたきは御家法とはいへとも勝山の如きは二十三歲にして老女を拜せり本記島野を以て始といふは誤れり

初西濱御殿呉服の間に瀧岡と云ふ女官あり刀自の入仕するとき瀧岡其世話親となれり其後刀自の才能を以て寵擢を蒙り位己か上に在るを以て大に之を嫉忌し屢治寶卿に讒す又湊御殿に道野といふ女官あり刀自湊御殿に入仕するに當り之を推挽して表使格に進ましめたり然とも亦刀自昇進の速なるを嫉み陽に刀自に諂媚し陰に瀧岡に通し御末女八重桐なる者をして相助けて讒せしむ刀自之を憤懣すと雖も辭色に顯さす遂に病に託して一室に屛居す一日尼賢正院來りて病狀を問ふ刀自大に喜ひ勸めて宿せしめ既にして婢歌に命して道野を呼はしめ且賢正院に告くるに公事あるを以てして隣室に避けしむ頃くして道野來り其坐未定まらさるに刀自右手に匕首を把り左手に其襟を執り大喝して曰汝何の故に此島野を陷擠せむとして毒手を弄するや我汝の爲に力を盡し汝に恩ありと雖とも曾て汝に負きし事なし汝何我を害せんとするやと之を刺さんとす道野答ふること能はす手を以て之を防く刄に觸れて五指盡く落つ然れとも間を得て走る刀自乃ち事の成らさるを知て端坐して刄に伏せり時に天保十四年六月十四日なり即日稱するに疾篤きを以し請て家に昇歸す治寶卿之を聞き婢歌を召し

て面たり其狀を陳せしめ痛惜せらる齋順卿江戸邸に在て報を得て大に傷悼せらる曰く余島野を湊邸に置かすして永く江戸に居らしめは必此事なからんに今悔ゆとも及ふ可らすと

刀自の尸の昇歸するや道野或は遺書ありて其事の露れんことを恐れ竊に刀自の室に來りて之を搜す事聞す治寶卿大に怒りて之を召し嚴譴して官を罷む既にして眞宗寺住職に嫁す後心疾を發し終に門前の街渠に落ちて死せり瀧岡は居恒財を蓄へ巨貲を一商戸に託す後商戸破産して悉く烏有に歸す瀧岡遂に憂苦病を發して死せり人皆讒誣の報となせり

今茲明治二十五年六月五十年の法會に當り刀自の甥岡本兵四郎君碑を和歌浦玉津島祠の境内に建て陸軍教授正八位中里亮をして文を撰せしめ又猛彥をして刀自の始末を書せしむ

佐々木猛彥謹記

烈女島野之碑

正二位侯爵德川茂承卿篆額

世有女丈夫之語、若島野君、蓋庶幾焉、君姓岡本氏、紀伊侯正二位權大納言德川齋順卿老女也、以文化四年生、年甫二十、仕從三位權中納言重倫卿、二十六、轉爲從一位權大納言治寶卿侍女、卿以其才智過衆、明年擢爲齊順卿侍女、從卿留江戸者六年、累進任老女、還在和歌山、初君之仕治寶卿也、同卿女官瀧岡爲之假親相睦、既而見其才智過衆、進階太速也、深嫉之、屢讒之、而卿不信也、既而君庇齊順卿女官道野、薦爲表使格、道野陽喜其恩諂之、亦陰嫉之、於是與瀧岡通計、構讒於卿、又賺婢八重飼者、百方媒糵之、君心惡之、而不曾見于色、及事益橫、憤懣不能措、托病屛居一室、一日使婢歌召道野、道野至君直起、左手執其襟、右手持匕首、叱曰、咄汝爲者、我庇汝、而汝仇我、我進汝、而汝讒我、是何意也、道野且愕且

愧、不知所爲、君將刺之、道野手遮之、五指盡墜、僅以身免、君見事不成、端坐自刄而死、年三十七、實天保十四年六月十四日也、君歷仕三卿、其功亦大矣、而不幸頻爲毒舌所弄、洵可哀也、治寶卿乃召婢歌、親問其情實、甚嘆惜之、齋順卿、在江戸、聞之、嘆曰、噫吾若早召之、豈有此事哉、其爲二卿所信如斯、君之昇歸家也、道野恐其遺書記己惡事、就室搜之、卿復大怒、召譴之、直罷其職、後發狂疾、陷溷中而死、瀧岡之居官、常貯不義之財、託之一商戸、他年破產、錙銖不遺、遂憂恐成、病而死、紀人莫不快之者矣、而哀君之死也、至今稱追不已、君甥岡本兵四郎君、現爲陸軍少將、聞者欲建碑以傳之永遠、囑予記之、因按狀作序、從而銘之、銘曰

婦女其鑑　見奸加誅　英雄之氣　烈士不如

明治二十五年六月　　陸軍教授正八位中里亮撰

右和歌山學生會雜誌第八號に載す

赤尾右馬之助妻

右馬之助か妻は馬保(バクロウ)の女にて勝れたる醜婦也丈け高くよく馬に騎す夫右馬之助乘馬し歸り來れは直に赤裸となり自からすそする事を常とす吾兒の演馬を見て意に叶はされはつよく叱りて引おろしおのれ其馬に乘て敎示せしとぞ右馬之助は大番の士にて馬預を勤む事は名臣傳にあり

吉田冬扇の話に同人は右馬之助の門人にて天保十一二年の比は最も親密なりしか其妻は元妾にして馬を扱ふ事男子も不及每に自宅に二三頭の馬を飼蓄し良く飼立以て高價に販賣するを樂みとし調馬

了れは自つから裸體になりてすそをなす男子四人あり皆々へ馬の飼ひ方洗ひかたを敎へたれは各々功者になりたり朝倉三郎右衛門盛んの比妻女たきと共に遠馬をなし惣して男子の業のみ好み剛氣の女にて御厩御口之者又は馬勞の如きも大ひに恐れをなしたり又朝倉三郎右衛門の妻は有名の氣儘人なりしと

右馬之助の事は武術傳に詳なり

本居藤子 本居豊頴ハ門人小杉榲邨述する所を畧抄す

吾師豊頴大人の母刀自藤子は大平翁の四女にして文化元年四月朔日伊勢國松坂にて生れ同六年六月翁に從ひて紀伊國和歌山に移つり住給ふ母は翁の後の妻刀自宮崎都氏子なり翁は男子四人女子五人ありしに長男建正二男清嶋三男安松長女みち子二女熊子三女伊豆子五女小百合子と名つけ給ひしをみな次々に失て後には藤子刀自と四男なる永平二人のみ殘り給へり翁紀伊國和歌山にうつり住たまひて後上にいへるか如くまな子ら皆つき〳〵失ひ既に年老ひたまひぬるに永平また幼かりけれは門人等種々議れる事ともありてつひに內遠大人を尾張國より迎へ取て嗣子とし給ふ事に定め天保二年三月に藤子を娶合せたまへりかくて豊頴大人利蔭正稔寛子千枝子なと五人の子たち出來たる中に女子の二人は早世し給ひき安政二年十月二日內遠大人は江戸赤坂の藩邸にしてうせ給ひぬこの時吾師は父翁の病氣看護のため江戸にものして然なから父君の後をうけ續て藩邸に在す利蔭は既に荒卷氏の養子となり家にはたゝ幼兒正稔のみ在しを朝夕敎育しよく其家を守り給ふ

然るに安政五年和歌山にて惡疫虎烈刺行はれて東隣の家に患者あり平素親しき人なりければ藤子刀自みつから懇切に看護を助けしからにつひに傳染し二日はかりを經て九月廿三日歿し給ひぬ年五十三なりき和歌山湊の地なる吹上寺の墓所に葬り給ふ藤子刀自性質實直にして英斷の氣象おはしてつよく事に耐忍し給ふ姿貌は美人といふにあらされとも佳色ある方なりき父翁の側におはして文學をもつとめ書をもよくし給へり常に翁の著書類を人の需に應してうつしものして與へられたり若きほとは暫く藩主の父君從一位殿の御傍に仕へられき兄弟の人たち皆うせければ門人等翁の嗣子を定めんとする時藤子刀自は專ら家の爲に學才たけたる人を撰はん心なるよしを述給ひしかはさらは內遠大人をとの議も起りしに大人は其身體短小のみならす若年の頃難痘に罹りて痘痕累々醜を以てよはれ給ふ方なりければ翁をはしめ門人輩みな刀自の意をはかり決しかねて問ひ試るに刀自奮然として本居の家固より學才を以て繼くへし何そ容貌を以て事させん我は他に意なし宜しく學識あらはこれを迎ふへしとなりこゝをもて議つひに定まりぬされは藤子刀自はかくふさはしからぬ配遇なるも其夫によく事へ生涯貞操を變せさせ給はさりしを當時藩士等も皆賞讃せりといふまた其家を治め給へるによく節儉を守り奢を愼みて能く耐忍し給へりかつ子たちを致るに嚴肅婢僕を仕ふに慈惠ありき內遠大人江戸に歿し給ひ師其葬を終給ひて後直に江戸の藩邸におはして父の業を續へきよしの命を蒙り給ひし時師の年いまた若く學亦淺し憂苦交々さし起りければ一たひ郷國に歸りて勤學し且父君の臨終のありさまをも母刀自に告んと思してその進退如何を書にものして刀自に問給ひしに大に師を叱して今徒らに國に歸るは得策にあらす亦我意にもあらさ

るなり家の事は決して顧念する事勿れ其身幸ひに大都に在り況んや藩命のあるをや且學ひ且勉めて父君の業を續き家名を汚す事勿れ强て歸らは我子にあらすとのたまへる語氣頗る嚴重におはしき爰を以て師戰々兢々意を決し奮然留在し給へりこの一事師の君か腦髓に徹して今猶忘るゝ事能はすと語り給ふさて其後安政五年四月一たひ藩主の許を受て國に歸り母刀自に逢ひてかたみに積欝を慰め給へるかいくほともなくして六月再ひ江戸にかへり給ふ便りに正稔十一歳なるを托し給ひて今は母の許に置へからす婦女の教育必遺漏あらん同伴して之を教育せよとの嚴諭辭すへからす利蔭も倶に行む事をこはれけれは二弟を伴ひものし給ひきかくて同年九月に至り母刀自の病急なりし時大人と正稔は藩邸におはし利蔭はこれよりさき既に歸途に就かれしも急行なほ其期に後れ三人の子たち皆その終焉に侍する事を得さりしは實に遺憾の極にして歎息餘りあり大人正稔の二人の君は急報の達するや直ちに江戸を發し晝夜兼行して歸國し給ひしもいかにせん既に葬後數日を經たり今茲二十一年は藤子刀自三十年祭期に當りその十月廿九日正當なるか故に刀自か存生中の詠歌八百三十首餘長歌一首文章十一篇はかりあるをかきつめて藤の落葉と名つけ家に藏し給へるか中よりいさゝか撰拔活版にものして刀自のうへしのひ奉ると云々

藤の落葉の中よりえり出たる五十首

社頭子日

君をいのるけふの千年のゑるしよは神の忌垣のまつもひかまし

摘若菜

とふ火野ゝもゆるものゝらとかなつむ衣手さむし春のあさ風

霞中鶯

佐保ひめのそてのうちなる玉なれや霞ゝつゝむうくひすの聲

梅近聞鶯

軒ちかくうゑつるかひはうくひすのありとやこゝに來なく梅かえ

庭梅

さきしより誰とはましとわかやとの梅の立枝そ人たのめなる

梅薫袖

やみの夜の梅おもほえてぬは玉のくろきみけしの袖かをるなり

紅梅

ゑみそめしからくれなゐの梅か枝にはちて朝日の影や霞める

柳

とときも子かはひとの柳はる風になひくすかたもなつかしきかな

殘雪

ふもとゆく雲はかすみふなりぬる殘雪なほたかしかつらきの嶺

朝霞

あさ日山かすむひかりをみやこゝも春のたつみの方とみるらし

春風

はる風はよその梅かゝさそひ來てさかぬ木かけの花いそくらむ

夕花

かへるさのこゝろや枝に殘るらん色くはゝれるはなのゆふはえ

名所花

名におへるところあまたにさくらめと吉野の春そはなの大君

更衣

なつ衣かへまくおしきこゝろよりけふをう月といふにやあるらん

橘薫枕

袖ふれし花たちはなのこよひまた枕よさへもかをり來よけり

五月雨

ふりつゝくさみたれころれつれ〳〵は秋のゆふへも何ならぬ〻な

水鷄

音つれを待かほならん夕くれとはかる水鷄のうらめしきかな

扇

手にふらす扇のかせのすゝしきはゑかけるふしのふゝきなるらん

初秋

あはれてふゐとあまたなる秋は來ぬ草葉かうへも雲のまよひも

萩

みやき野の露の萩はら分くれてよるれよしきを月ふ見るこのな

女郎花

つゝましき世の秋とてやおみなへしこたへぬ色に咲はしめけん

秋夕

おもひわひなかむる空も霧ふこのしねなんよ今は秋の夕くれ

初雁

西おもてくこす戀いろつくときゝぬと南へわたるはつこのりのこゑ

月前管絃

すめる夜はおなし雲居のものゝ音もかよひやすらむつきの都よ

故郷月

ふるさとは露よやつるゝ月とのみ何いたつらよあきをすきけん

擣衣

さらてたに露けきあきの心をもくゝくはこのりようつころもこのな

初冬山

をはつせや紅葉はちりて檜原さへさそはれぬへき山おろしれ風

枯野霜

冬きてもうつろふ草は霜おきてあはれはかれぬ野へのいろかな

冬月

一しきりうつやあられのあさはれて心くたくるつきのさむけさ

神楽

糸たけのしらへ世に似ぬ神あそひ神世にあそふおゝちこそそれ

歳暮雪

春あきのあかぬなこりをもふまに雪も我身もふりにふりつゝ

遇不逢戀

おもひねはかたしく袖をしるへはてむかしのまゝに見る夢もかな

別戀

わかれおしわかたもとより道芝のあしたの露はおきならひけん

變戀

色見えてうつろふ人のことの葉はやかて秋たつ風やふくらん

春戀

うき人はをりてや見せんやまふきのいはぬ思ひの露のみたれを

寄紅葉戀

かへるては色こや見ましうちしくれきぬ〳〵いそくけさの袂は

富士

玉すたれかゝけし峰はふもとにて雲居につもるふしのしら雪

天の川なかるゝ水やくもの上のふしの高嶺の雪消ふるらん

山松

位山かはらぬまつの色にしもはるはみとりはしなすゝむらん

管絃

糸竹のしらへたへなるゆふくれはそらにも雲のそてそたちまふ

夕樵夫

くれぬとて雲はゆふゐる峰こえてふもとの道にいそくしはひと

ある人のうせける時寄月哀傷を

なかき夜の光つくさすあかつきの雲にあひけん月そかなしき

父翁の身まかりたまへる時

うちなけくそての外にもそゝくかな空さへしるや秋のむらさめ

夫君の東にて身まかりたまひぬと豊穎か告
おこせける書を見て思ひつゝけける歌の中

わか君のへにこそしなめとのたまひし詞のすゑそ今はくやしき

みいさをは富士のみゆたとつもりしをなとえかなくも露と消けん
うき秋の雲のゆくへの今さらになかめられけるあつま路のそら

父翁の十七年祭に月前懐舊を

十年あまり七年なれし月かけふとはゝや袖のいつかかわくと

思ふ事ありける時の歌の中

いやましふさしくる汐のからき世をわわさる我身そ袖はかわかぬ
鹿の聲我聞定めんと待しまに小さゝか原は嵐ふくなり
ゆつるへき時まちゑなは譲り置てうき世の外の月も見てまし

老　女　波　江

波江元みゑと稱す古屋平右衛門豊展の女なり（平右衛門は幕府旗下の士）文化十三年　鶴樹大夫人（顯龍公御簾中）初て御懐姙の御聞へあり斯る節には　御簾中の君より御嬖妾を參らせ給ふ事とて御撰み嚴敷漸く百人目にしてみゑ女撰に當れり遂に顯龍公へ進め上け給ふみゑ女時に年十六絶世の美人且人と成り伶俐方正なれは御覺へも淺からぬにつけ余の嬖妾或は　大夫人附多くの内女等自つから其美其寵妬ましくよしあし共樣々の口端も絶へすみゑ女は朝夕痛く心を苦め居しか事の堪へやらぬありてや既に自決なさんと覺悟を極めしに風と臼引き歌の耳に止り（内庭にてはたまり臼は引かぬものさいひ習わし半下女抔聲高く謡ふさいふ）我と心付て思ひ止まりしと此事密かに御聽に入りしかは侍御數年未た御一子も設け奉らすと程よく若年寄をそ命せられ波江と

名を賜ふ續て老女に拜任す　菊千代君(後昭德公)には　顯龍公御遺腹にて弘化三年年御生誕　舜恭老公其御孤獨を御痛慮特に波江を御撰にて御輔育の大任を命し給へり(于時四十四歳)されは波江は御襁褓の御内より晝夜肝膽を碎てかしつき風寒暑濕の御撫育を初御成育程々の御敎導に余念なく誠忠を盡せり實に其苦心は思ふへき也固より深宮の事表方輩評に知るを得されとも漏れ聞へし一二を記さんに　菊千代君(後慶福公家茂將軍御事也)は御四歳にて　憲章公の御家督御相續なれは暫くは　上使抔公儀向は　西條樣御名代被遊御内論諸士式日拜禮の如きは御家老に謁したりしか追々御比立被遊るゝに從ひ御見習の御爲にとて波江附添ひ奉りて表書院へ御臨み諸士一同の拜禮を受けさせられたり波江は總模樣の搔ひ取りを着し　公を抱き奉り或は御手を携へ抔して諸士滿座の中を憶するやうもなく威儀正しく氣高く見へしはむかし伊達家の政岡もかくやと思ひ出され内外誰いふとなく今政岡と評し合ひたり

一公御五歲の比種々小鳥を御弄ひ被遊しか或時御庭の飼鶴を御座之間へ上よとの御沙汰に皆々困し果さま〳〵御止め申せとも御承引なし時に波江罷りて御諫め申に御聞入なきまゝ立腹の躰して波江は只今より下宿仕るへしといひ放ちて局の部屋へ引籠り其夜分に至り御氣色いかゝあらんと罷出しに　公は限りなき御悅ひの躰にて野川幾尾(皆老女)等共々御側へ出しに　公御兩手を疊へ御つき被遊わるかつたと御詫被遊し一同も不思落淚におよひしと也

一阿部銑之丞(御供番)の祖母は以前奥向に奉仕せしを以て常々内庭に伺公す或る時　公汝か宅はいつれにて隣家は誰そと問はせ給ふに南は誰にて東は栗生某と答へ奉れり(某は重職にて五百石を領したるか罪ありて退職被命減祿す)波江御側にありて某今は如何に暮しつるや過し比はかくありしかいと痛ましきさまに成果し抔語り出

しを 某以前顯龍公の御小姓たりし故波江の語是に及ふ 公聞召はや其話しはゆるし異よ御前 御自から常に御前と稱し玉ふ には〃様の事聞ては哀れに堪へすと仰ありしにそ共に落涙せしといふ

一或日何某轉職せんよし聞へけれは波江は何氣なきさまに某事明日は何御役に仰付られ候半哉と伺ひ參らせしにあしたになれは分るよと仰せられて明かし給わす其夜波江御寢の御伽なし御眠りを促さんと謠文句を唱へつゝ 御寢の時謠文句を節付け子守り歌の如く唱ふるを常とせし由 も某は明日は何に成り候わんやと獨り言の樣申に「まー待ちてよあした起きて見れは分ること」と被仰しとそ波江は退きて是ならは御氣遣ひなしと天を仰き拜して打悦ひたりと

此時　一位老公は既に薨し給ひ五十五万封の大國唯此御幼君をたのみ奉る斗りなれは上下擧て薄氷を踏むの思ひにて只管御成長を祈り奉るのみ也し彼の御役替の事も御家老より上申總して御政道の事は如何に御親しく候共婦人女子抔へは御もらし被遊ましき旨兼て申上ありつるを波江は疾に心得あれと尙御根しめの程試み奉らんと案し煩ひかくありしに確乎御動き被遊さりしゆへ天を拜して雀躍したる也

一嘉永四年十月九日公御元服御官位の御登城被　仰出于時御歳六歳也御登營の當朝波江今日は　兩御所樣へ御對顏大切之御事故御泣遊れす御おとなしく入らせよと申上しに御頷き御登營扨　公方樣御表出御と御銃口觸ありしに公には御機嫌そんし御泣入はやく仰らる此由　上聞に達しけれは好きのものにてすかし戯れさせよとの　上意何をか好ませ給ふと老中阿部伊勢守より御附の者へ沙汰なり兼々飼鳥を好ませ給ふよし答へけれは頓て御座敷へ鶯小鳥なんと放ち慰め參らすに御氣

色直り御對顏万事首尾能濟せられて御歸舘時に御玄關え御出迎仕る波江の顏御覽せらるゝや否や波江けふは泣いたよと御意ありしかは流石の波江も我を折り夫故に波江は困りますと申上しとそ

一御素讀論語孟子抔粗濟せられける比波江は一の工夫をめぐらし御素讀本の大さの白紙へ一二字つゝ原字の顯れ見ゆる樣に切り透し全文を藏くして此字は何字いかゝ讀候哉と問ひ參らせしにそは何とよみ論語の何篇にあり孟子何卷の何枚目也と一々御差示し聊も誤り給わさりしかは波江は小躍りしてうち悅ひけると也

一御八歲の時御庭へ菊にて瀧に鯉の作り物出來す　公御覽せられ皆々歌よみて上けよとの御沙汰ゆへ波江は　御前にも何そ遊され候へと申上しかは直ちに

瀧に鯉のかかるは菊乃かほりのな

と遊されしとそ

一波江は常々憐恕の心深く多くの女中の上に立て人々の過失なきやうにとのみ計らへり　菊千代君には御幼年よりいたく飼鳥を好ませ給へは女中輩御鳥掛り抔いふ有り一人風と誤ちて小鳥を取り逃せしかはいかなる御不興をや蒙らんと深く恐れ波江にすかり詫奏るに波江きゝて「あゝよし〳〵今日は御日柄なれはよき御供養したり」とのみにて事故なく濟けりと都てかゝるさまなれは衆擧て其德に服し內庭肅然たりしと云

一安政五年年六月朔日　公御十三歲にて　幕府の御養君とならせられ大城に入らせ給ふ波江も從ひ參らせて老女となれり此際御養君論紛擾を極め世評浮說は鼎の沸く如く御本丸大奧には　御臺樣

（溫恭公御臺所）本壽院の御方（溫恭公御實母）御附女中數多之内には密かに樣々の黨派陰伏し奇怪の流言も喧傳し内外人心恟々　公之御上如何なる珍事あらんもはかられす實に御寢食さへ安からぬ事恰も薄氷を履むの思ひに沈み續て水越親藩の貶黜大老櫻田の變を初天下益擾亂内憂外患燃眉の急に迫り　將軍一日の御寧居もあらせされは波江はあるにもあられぬ心を苦しめ思ひ焦し勤めくらせしか一日御茶の御風味せんとて口喫したるに忽ち吐血五體不隨となり心には知りつゝも口更にいふ事叶はす暫く營中にて療養しつゝありしか後下宿し遂に元治元子年九月十日歿す于時齡六十二歳なり芝増上寺山内華岳院に葬り法號海靜院と稱すといふ碑面一首の歌を彫る

世の中ハ心ふかゝる雲ゐれて只一すしふみ入の淨土へ

老女梅尾

梅尾は保科侯（彈正忠）の臣西藤四郎（給人格）の女名をつたと稱す文政六未年八月十六歳にて　鶴樹大夫人（顯龍公御簾中）の御三之間格に召出され名を喜代と賜ふ天保二卯年十二月御右筆を被命後表使格に進めり（此頃より村瀨又村井と稱す之を三字名と唱ふ三字名とは假名三字の事にて表使格より付せらるゝなり）梅尾性温順沈着喜怒色に顯さす曾て御供にて和歌山へ在勤せし時彼の有名なる老女谷村は梅尾の勤かたにつらく注目し此女は往々よき御奉公人と成るへし御用に立へき人と評せしと聞く人谷村殿か斯いわるれは實にさあらんものとさゝやき合て皆末たのもしく信しけるとなん果して同役筆頭の增尾といへるのあるにも拘わらす嘉永四亥年八月超へて　觀如大夫人の御錠口格となり僅に一ヶ月を置き十月に老女を命せらる（一旦御錠口格に進ませされに老女には成か

（たきよし御錠口格は即ち若年寄の勤務に服するたり）此時名を花井と改む安政三辰年四月　昭德公（慶福公後家茂將軍）の老女を命せられ名を梅尾と賜へり其在勤中　公議御養君仰出され　昭德公御入城　當公は澁谷より御家御相續又　實成院の御方（昭德公御實母）御本丸へ御引移　有德公の御例はあれと年古く筆頭の波江は御供なれは其方のみ負擔されはかゝる稀有之大典さなから梅尾の一身にかゝり來り前後內外機密の要務は山の如く湊ひ就中日々の御城使は晝夜の別なく加之　御本丸數多の女官の內情區々にして所謂紀州派一つ橋派水戶派抔ありて機秘陰險恐るへく一言の微も壁に耳ある難衡苦況に當り操縦交涉機に應し宜しきに處して一點の蹉跌あらしめさりしは偏へに梅尾か才能よと人皆感歎せりと也頓ては　倫宮大夫人（當公御簾中貞淑夫人御事）安政七申年正月京都より御入輿未た御年十一歲に渡らせ給へは何かとの御補導に心を盡し輕からぬ功勞ありしかは　大夫人にも殊にたよりと思召御婚儀も整わせられて後尙五十年の勤にはあらされとも元治元子年十一月御加增して五十石を賜はりたり（老女並高は四十石にて滿五十年に至れは五十石に進む）

一後　御簾中の君には兩度迄若山へ御移住幕府瓦解にて俄に江戶御引拂ひ御國政改革に隨ひ大奧の大改革廢藩置縣に付東京御移住等是又內庭多端紛劇の樞機を一身に負擔盡瘁能く事に處して首尾を全ふす其功勞實に不尠老女中得難きの女丈夫といゝつへし

一梅尾人となり柔軟口怜いふ事能はさる如し而して品位高尙風采威嚴あつて人大に懼る（內庭相傳へて保科侯の落し種ゆへ如此と評せし由）好んて人の善を稱し人の非を覆ふ人もし過失あれは見さる眞似して不言の間に自から過ちを改らしむ故に己れ下婢に對しても叱言を發せす唯苟も人の煩勞を厭へり又如何なる苦惱痛心ありても夜は熟眠快寢を常となせりと其度量おさ／＼男子に勝りしといふ

一明治四年東京御移住の後　倫宮大夫人は梅尾か年來之勤勞を思召追々老年にも及ひたれは往々こゝろ安く老を養ひ被遣度御長屋を下し賜るへきやう　君上へ御願ひ被遊しかは青山御殿構局の邊へ三戶の官房御新築ありて一戶はおよし殿（當公の御實母後玉蓮院樣と稱す）の室に充させられ一戶は梅尾へ賜りたり其比會津老侯御預り中にて梅尾は保科家舊臣の出其隣戶へ老侯を移し參らせなは竊かに奉侍の便もあらんと思召よしを傳へ給ひけれは梅尾はかく迄の御仁恩誠に無勿躰限りと感泣に不堪されは遠からす退隱を願ひ申さんと御家法はしめ内庭の事共落ちもなく具に　倫宮大夫人へ聞へ上け心組をなしたるに青山殿は　朝廷へ御獻邸となり濱町へ御移徙程なく又飯倉の御本邸へ御引移り其内不斗も　倫宮大夫人は俄に薨し給へは梅尾は夢うつゝの如く氣も狂はん斗り也し頓て　温讓大夫人御再縁あらせられしかは是等の御用をも勤め替らす仕へ奉りぬ後　大夫人御外出御供の途中にて中風症發し爾來病褥に在りしか是より先御本邸後園の北御長屋之内一戶を先の思召のごとく賜りたれは之に移りて專ら療養怠りなかりし

一梅尾か胸中は唯公家を思ふの一点に止り病ひ小快足漸く起つを得しかは毎朝杖にすかり垣をつたひ後園に到り　南龍神社御座所御佛間の三方に向ひて一々三拜して御高恩を謝し畢て終日六字の名號三百枚を書す是れ御歷世の御冥福自己菩提のためにして死に至る迄終始一の如く一日も怠ることなし又若きより勤務中は日々　君上御齡の數丈けの一文錢に燒香禮拜御安全の祈願をこめ之を人しれす下婢に齎して市中の乞食非人に布施せしむる事數十年間一日も廢せす（和歌山在勤の時は土地の習ひ非人等錢を望ます食の余り乃至米を乞ふかゆへ白米一椀つゝ前之如くに布施したりと）病中はもとより臨終までも斯の如くなして遂に明治十六年一月二十

三日七十五歳にて歿す芝高輪東禪寺に葬り法號を眞善院と稱すと云々
梅尾既に自から死期近きを知りいよ〳〵危篤と內女の人聞なは夫れ加持よ祈禱よと打騷くへしと是女子の常也さる場合には有合したる神符佛呪なとを示しはや取斗ひたりとよきに取なし安心せしめよ夜中に事切れなは夜明けて人に知らせ深夜に立騷くへからすと兼て看護の婢へ命し置たれは都て遺言の如くに計らひたるよし死後迄も徒らに人に煩勞をかくるを厭ふの意なるへしといふ

老女田川

田川は幕府旗本の士牛奧銀大夫の女江戶市ヶ谷仲の町に生れ名をふみと稱す牛奧の祖先は一條信濃守賴宗と稱し武田信玄の妹聟にて信玄に仕へ八萬石を領し信州小松の城主たり信玄廿四將の一人也嫡子一條六郎忠光信州牛奧鄉に於て高一万貫余を領す依而氏とす忠光戰死二男靱負頭昌重亦戰死五男織部佐昌次牛奧村にて高一萬七千石を領す勝賴敗滅の後天正十三年酉正月十三日　神君へ被召出知行三百石を賜り大番たり爾來世々相仕へ大番新番小十人等勤務祿亦二百石乃至二百俵に至る始祖賴宗より銀大夫に至て十一世といふ年十四初て我か內庭に仕へ名をかつと賜ふ後田川に改む名をかつと賜ひしに付て一奇談ありとそは其父御番士たりし時組の頭某に妾ありかつと稱し頗る惡女にして殆と其家を亂さんとす某之を知るも手を下す能はす銀太夫思ふに頭は主君にひとしきもの其難に迫るを傍觀なしかたし吾之を除くへしと竊に某にも謀り遂にかつ女を打果し而

して之を神に祭れり然るに暫くして妻懐姙出生したるか即ちふみ女なれは其祟りもありなんとは兼て思ひつゝあるに今又拜領の名のかつなる事名詮自證實に不可思議の因縁なりと田川みつから常に語れりといふ

顯龍公憲章公昭德公より今公に至る四公に奉仕表使若年寄を經老女に累進せり性硬直豁達男子の風あり能く論孟の書を解し又多藝多能にして記憶よく事に處して鑑念根氣人のよく及ふ處にあらす唯己れか意に飽まても之を貫かんとするの僻ありて毫も他の説を容れす自つからも吾は蛇の性にてねしけもの也と稱せし程にて中々もて餘し婀娜柔嫩を旨とせる女性輩迷惑の事とも〻拗からさりしと然とも人に接する甚た深切にして淳々後進の者を引立御奉公の身は勤の暇には女禮香花手跡折り形結ひもの何に限らす心得あるへき事とて敎へ導き私財をも擲ちて其資を助けたり又寡欲淡泊にして奢侈を好ます一とせ若山にて節儉の令出て奥向一統麁服すへしとありし時並勝れたる麁服をなし夏は細美布の帷子を着し（老女の身として細美を服せしは前代未聞なり）けれは皆々打驚き余りの事とおし止むれとも中々聞入す維新前後は世上甚た物騒しく人心恟々たれは時の世評風聞等常に心にとめて見聞し御簾中樣御守護の覺悟なとさま〳〵と指揮し今にも事あらんする振廻にてかゝる折は女なるらも夜每内園を打廻り御前邊の非常を警しむへしと自から先立ちけれはさらぬたに怯氣つよき少孃等物すこき深夜に其恐しさ堪へかたきも老女のさしつ詮方なく從ひ廻りしと其度量おさ〳〵男子も及はさる事あり一二を左にかゝく

御簾中樣初て若山へ御移住之時　君上には御上京之際彌攘夷の　勅諚出若山近海通航之外國船と

見れは直ちに砲撃すへしとの督促嚴敷今にも戰爭起らん氣色にて市在動搖一方ならす執政初め有司等協議いさと申さん時は　御簾中樣を川上邊へ御動座こそ然らんと其由御廣敷御用人渡邊儀平次より上申なさんとせしに田川承りそはあきれ果たる御評議かな　君上御留守中に　御簾中樣か此和歌山城を御明け被遊よろしきものに候哉若し強てとの儀に候はゝ某御自害を御すゝめ可申上より外なしと直に覺悟の躰なるにそ儀平次返へす辭なく議遂に止みたりしとなり

一慶應四辰年正月八日大坂の敗兵和歌山へ亂入御老若衆初には和歌山城を根據として御本末御人數を以盛返さんと評議にて今にも和歌山にて合戰も有へきやう沙汰し市中動搖甚しく家財を近在へ運ひ御城内も大混雜就ては萬一事ある節は　御簾中樣御披き場所は野上邊かいつれへ御立退可被遊やと御廣敷御用人初め評議區々にて御家老へも談すれとも兎や角と一決しかたき處老女田川罷出あなた方は何を左樣に御心配御相談被成候哉と申に付斯の次第と答へしに田川申候は

　上に御苦心被遊候はゝ御簾中樣にも倶に御苦心被遊候方と存候　上を其儘にて御簾中樣のみ御披き安閑と被遊候は以之外之事万々一不叶節は私共乍恐宜御守護申上る心得に付御披き場所には及ひ申ましく御城御守り被遊可然候

と申切たる故一同顏を見合せ評議は其儘止みたりと（北村長之右衛門御廣敷御用人密話）

一明治二巳年正月十八日老女田川思召被爲在候に付養生長屋にて愼可罷在旨被仰付候に恐入候とて誠に神妙に畏り扱其筋之役人共警固乘物にて養生長屋へ護送愼所へ入れ候處田川申候は此儘入り候はゝ宜敷やと申に付よろしくと答へに左候はゝ各樣には夫にて御役相濟御引取被成候やと押し

候ゆへ其通りの事と申すに私はヶ様のものを持居候迚て懐中より守り刀を取り出し役人は御法も御座候ならん篤と御改め可被成儀には無之哉と渡し候に付いつれも打驚き赤面して受取候也

一右養生長屋へ護送するや直ちに同人部屋へ役人立越し捜索手廻り物等一切取り上け政府にて遂一改めしに一通の書類もなく証となすへきもの更に見當らす唯密柑山買入の書類のみありしには津田執政も舌を巻きしと此密柑山は長保寺　顯龍院樣御廟御香花料に寄付奉る爲也しと

顯龍院樣には格別に御高恩蒙り奉れりと常に語りしとなり

以上吉田冬扇筆記冬扇此頃奥御右筆組頭たり

一幽閉中飲料にふとあやしと感せし事ありて直さま手拭にて拭ひ取り用意ありし拜領の消毒劑を服し何事もなかりしか是平素信仰念持佛の加護にてありと手拭の拭へる處は赤黑に色變りありしを後に長保寺に示せしとなん又此時懷中の紅筆を濡し不淨紙に事のよし略記し女中方も油斷あるましき樣にと手寄りを求め密に奥向へ申通せしとそ

按するに　田川の罪を得しは適說なしと雖も其比津田又太郎へ御國政改革之御委任同人の擧動頗る專横に側世評紛々故に女心に全く公家の不利を謀ると疑ひ密に手筋を以て京師　伏見宮に通し又太郎を除かん事を企しやと疑はれ爰に及ひしならんと云此時田宮儀右衛門（御廣敷御用人）も何か預りしにや同時に嚴譴を蒙りたり

一其後程なく東京宿元へ御戻しとなり奥詰半隊長南條和田右衛門陸路護送市ヶ谷なる牛奥左金吾方へ引渡したり道中至て謹愼慇懃にして南條の身から斯と聞て後は何程すむゝる共決して先たち入浴をなさす山坂には附添之者へ多少之心付けをなし神社佛閣あれは夫々寄付を委賴するを以てかゝる身になられし上は後々の嗜みこそ肝要なれ必す心遣ひし玉ふなと南條止むれとも多分に賜り

見れは直ちに砲撃すへしとの督促嚴敷今にも戰爭起らん氣色にて市在動搖一方ならす執政初め有司等協議いさと申さん時は　御簾中樣を川上邊へ御動座こそ然らんと其由御廣敷御用人渡邊儀平次より上申なさんとせしに田川承りそはあきれ果たる御評議かな　君上御留守中に　御簾中樣か此和歌山城を御明け被遊よろしきものに候哉若し强てとの儀に候はゝ某御自害を御すゝめ可申上より外なしと直に覺悟の躰なるにそ儀平次返へす辭なく議遂に止みたりしとなり

一慶應四辰年正月八日大坂の敗兵和歌山へ亂入御老若衆初には和歌山城を根據として御本末御人數を以盛返さんと評議にて今にも和歌山にて合戰も有へきやう沙汰し市中動搖甚しく家財を近在へ運ひ御城内も大混雜就ては萬一事ある節は　御簾中樣御披き場所は野上邊かいつれへ御立退可被遊やと御廣敷御用人初め評議區々にて御家老へも談すれとも兎や角と一決しかたき處老女田川罷出あなた方は何を左樣に御心配御相談被成候哉と申に付斯の次第と答へしに田川申候は
　上に御苦心被遊候はゝ御簾中樣にも倶に御苦心被遊候方と存候　上を其儘にて御簾中樣のみ御披き安閑と被遊候は以之外之事万々一不叶節は私共乍恐宜御守護申上る心得に付御披き場所には及ひ申ましく御城御守り被遊可然候
と申切たる故一同顏を見合せ評議は其儘止みたりと（北村長之右衛門御廣敷御用人密話）

一明治二巳年正月十八日老女田川思召被爲在候に付養生長屋にて愼可罷在旨被仰付候に恐入候とて誠に神妙に畏り扱其筋之役人共警固乘物にて養生長屋へ護送愼所へ入れ候處田川申候は此儘入り候はゝ宜敷やと申に付よろしくと答へに左候はゝ各樣には夫にて御役相濟御引取被成候やと押し

候ゆへ其通りの事と申すに私はヶ様のものを持居候迚て懐中より守り刀を取り出し咎人は御法も御座候ならん篤と御改め可被成儀には無之哉と渡し候に付いつれも打驚き赤面して受取候也

一右養生長屋へ護送するや直ちに同人部屋へ役人立越し捜索手廻り物等一切取り上け政府にて遂一改めしに一通の書類もなく証となすへきもの更に見當らす唯密柑山買入の書類のみありしには津田執政も舌を卷きしと此密柑山は長保寺　顯龍院様御廟御香花料に寄付奉る爲也しと

顯龍院様には格別に御高恩蒙り奉れりと常に語りしとなり

以上吉田冬扇筆記冬扇此頃奥御右筆組頭たり

一幽閉中飲料にふとあやしと感せし事ありて直さま手拭にて拭ひ取り用意ありし拜領の消毒劑を服し何事もなかりしか是平素信仰念持佛の加護にてありと手拭の拭へる處は赤黑に色變りありしを後に長保寺に示せしとなん又此時懐中の紅筆を濡し不淨紙に事のよし略記し女中方も油斷あるましき様にと手寄りを求め密に奥向へ申通せしとそ

按するに　田川の罪を得しは適說なしと雖も其比津田又太郎へ御國政改革之御委任同人の擧動頗る專横に付世評紛々故に女心になく公家の不利を謀ると疑ひ密に手筋を以て京師　伏見宮に通し又太郎を除かん事を企しやと疑はれ爰に及ひしならんと云此時田宮儀右衛門（御廣敷御用人）も何か預りしにや同時に嚴譴を蒙りたり

一其後程なく東京宿元へ御戻しとなり與詰半隊長南條和田右衛門陸路護送市ヶ谷なる牛奥左金吾方へ引渡したり道中至て謹愼慇懃にして南條の身から斯と聞て後は何程すむゝる共決して先たち人浴をなさす山坂には附添之者へ多少之心付けをなし神社佛閣あれは夫々寄付を委頼するを以てかゝる身になられし上は後々の嗜みこそ肝要なれ必す心遣ひし玉ふなと南條止むれとも多分に賜り

見れは直ちに砲撃すへしとの督促嚴敷今にも戰爭起らん氣色にて市在動搖一方ならす執政初め有司等協議いさと申さん時は　御簾中樣を川上邊へ御動座こそ然らんと其由御廣敷御用人渡邊儀平次より上申なさんとせしに田川承りそはあきれ果たる御評議かな　君上御留守中に　御簾中樣か此和歌山城を御明け被遊よろしきものに候哉若し强てとの儀に候はゝ某御自害を御すゝめ可申上より外なしと直に覺悟の躰なるにそ儀平次返へす辭なく議遂に止みたりしとなり

一慶應四辰年正月八日大坂の敗兵和歌山へ亂入御老若衆初には和歌山城を根據として御本末御人數を以盛返さんと評議にて今にも和歌山にて合戰も有へきやう沙汰し市中動搖甚しく家財を近在へ運ひ御城内も大混雜就ては萬一事ある節は　御簾中樣御披き場所は野上邊かいつれへ御立退可被遊やと御廣敷御用人初め評議區々にて御家老へも談すれとも兎や角と一決しかたき處老女田川罷出あなた方は何を左樣に御心配御相談被成候哉と申に付斯の次第と答へしに田川申候は

　上に御苦心被遊候はゝ御簾中樣にも倶に御苦心被遊候方と存候　上を其儘にて御簾中樣のみ御披き安閑と被遊候は以之外之事万々一不叶節は私共乍恐宜御守護申上る心得に付御披き場所には及ひ申ましく御城御守り被遊可然候

と申切たる故一同顏を見合せ評議は其儘止みたりと（北村長之右衛門御廣敷御用人密話）

一明治二巳年正月十八日老女田川思召被爲在候に付養生長屋にて愼可罷在旨被仰付候に恐入候とて誠に神妙に畏り扨其筋之役人共警固乘物にて養生長屋へ護送愼所へ入れ候處田川申候は此儘入り候はゝ宜敷やと申に付よろしくと答へに左候はゝ各樣には夫にて御役相濟御引取被成候やと押し

候ゆへ其通りの事と申すに私はヶ樣のものを持居候迚て懷中より守り刀を取り出し咎人は御法も御座候ならん篤と御改め可被成儀には無之哉と渡し候に付いつれも打驚き赤面して受取候也

一右養生長屋へ護送するや直ちに同人部屋へ役人立越し捜索手廻り物等一切取り上け政府にて遂一改めしに一通の書類もなく証となすへきもの更に見當らす唯密柑山買入の書類のみありしには津田執政も舌を卷きしと此密柑山は長保寺　顯龍院樣御廟御香花料に寄付奉る爲也しと

顯龍院樣には格別に御高恩蒙り奉れりと常に語りしとなり

以上吉田冬扇筆記冬扇此頃奥御右筆組頭たり

一幽閉中飮料にふとあやしと感せし事ありて直さま手拭にて拭ひ取り用意ありし拜領の消毒劑を服し何事もなかりしか是平素信仰念持佛の加護にてありと手拭の拭へる處は赤黑に色變りありしを後に長保寺に示せしとなん又此時懷中の紅筆を濡し不淨紙に事のよし略記し女中方も油斷あるまじき樣にと手寄りを求め密に奥向へ申通せしとそ

按するに　田川の罪を得しは適說なしと雖も其比津田又太郎へ御國政改革之御委任同人の擧動頗る專橫に付世評紛々故に女心に至く公家の不利を謀ると疑ひ密に手筋を以て京師　伏見宮に通し又太郎を除かん事を企しやと疑はれ爰に及ひしならんと云此時田宮儀右衞門（御廣敷御用人）も何か預りしにや同時に嚴譴を蒙りたり

一其後程なく東京宿元へ御戾しとなり奥詰牛隊長南條和田右衞門陸路護送市ヶ谷なる牛奥左金吾方へ引渡したり道中至て謹愼慇懃にして南條の身から斯と聞て後は何程すむゝる共決して先たち入浴をなさす山坂には附添之者へ多少之心付けをなし神社佛閣あれは夫々寄付を委賴するを以てかゝる身になられし上は後々の嗜みこそ肝要なれ必す心遣ひし玉ふなと南條止むれとも多分に賜り

ものしたれとて受引かさりしよし

一東京へ歸着後は御家父樣方初御忌日には上野眞如院等へ參拜怠らす明治五年の冬は　御簾中樣にも東京へ御移住女中も御供にて移り御代拜先にては折々落合たれは御殿へも參られよとしは〳〵進め慰めしよりいとやつ〳〵しき風情に草鞋はき雨傘肩に脊負ひなとして仲の口まて至り時々の野菜もの等携へ來り音信しけるゆへ奥へ上り給へとすゝむれは私は咎人に候と大聲にいゝはなち中々承引せす明治七年十一月十四日　御簾中樣御逝去被遊しと承り及ひ　御同所樣には御年十一にて京都より御下向之砌御供致し爾來永々仕へ奉り御親しみも一方ならす思召されけるに斯く成り果て玉ふさて物狂ふ計りに打歎き千々に心をくるしめとも御ゆるしなき内は上り候事もならすせめては御葬送には陰なから御供仕らんものと前夜中より御邸門の外に彳み夜を明し御出棺の後より忍ひかくれに御供し御一七日之内晝は御廟所番人の目に障りなんと御廟近き池上村見知りの方へ身をひそめ居て夜に至れは本門寺の山へ登り松杉凄寥たる御廟墓の側に獨り通夜し奉る事七夜の間怠りなし斯くとは更に知る人もなかりしかふと御廟番之前川某心付きて後に分りし由是等の事いつしか御聽に達しいたく不便に思召され其後御ゆるしの御沙汰ありけれは深く難有かり打晴て伺公しつるに昔にかはらす元氣よくさり迚前々の事なとは露ほとも口に出さす只々面白き戯れ言語り出更に頓着もなかりしとそ

明治十三年五月の比齡七十三の老軀をいとはす跌然獨歩乞食老婆之姿にやつし菅笠竹杖わらしかけにて百五十有餘里永の旅路の艱苦を忍ひ紀伊國海士郡濱中村長保寺へたとり着堯海阿闍梨に便

り寺中なる最勝院の一室に止住し（籍は賓中村船木善之進方へ移す）御先塋の御墓守りを吾任として毎月御歴世様方初め御忌日毎御廟の塵を掃ひ花を供し香を手向け參拜奉仕の躰御在世に仕へ奉る如くにていかなる嚴冬酷暑の曉も烈風暴雨の夕へも一日怠らす七ヶ年の間終始一の如く也し此御廟墓は山上山下場廣き所々に散在し偕檀の昇降のみにても壯年輩尙容易からぬに女性しかも極老の身實に誠忠無二之精神にそ恐ろしけれと人皆感しあへり而して日每山に入りて薪を拾ひ谷を渡りて水を汲み自ら炊しき自から食し佛を禮し經を誦し余暇あれは喫茶詠歌をたのしみ唯風月を友として偶人に接するも風流のみ談し絕て世事にわたらさりけり

一明治十四年十月十二日堯海阿闍梨を請し戒師となし落髮染衣妙鏡と改む生前自から葬地を卜し青き自然石に田川墓と彩りたる小碑を建我隱居所也と折々打廻りたのしみか同十九年五月初旬微恙に罹り就褥僅に旬日同廿二日安然として歸寂す時に齡七十九歲慶德山中豫定の墓に葬る法名淨光院水月妙鏡禪尼と號す

田川就中香之道に堪能又好んて女禮式之事を調査し或は紐の結ひ方紋切り形の事なと熱心緻密に調へ其雛形及書類存するもの擧て數ふへからす常に筆硯を事とし古事記全部（楷書假名付き）女禮式書香道の書歌書其他見聞の巷說風評に至るまて手書する處甚多く今現存せり死に至るの前日はや明日と期すれは永々師恩の厚きを謝し兼て暇乞をもなさんと人のおし止むるをも肯せす病をつとめ杖にすかりて方丈に至りけれは堯海阿闍梨いたく驚き以ての外と扶けかゝへて漸く歸臥せしめたりと死に臨みて尙屈せさる斯くの如し實に稀世の烈婦也しと堯海師語りたり

長尾都留女

都留女は川上勝左衛門岩倉流水藝指南の女文化元甲子年紀州若山に生る廿七才の冬國老久野丹守へ奉公し三十歳にして老女格に進む其比長尾勘兵衛といふは福島浪人にて召抱られたる長尾一在の子孫にて闔藩に隱れなき名家の所極貧に陷り加之一子貞之助は放蕩無賴なれは勘兵衛は貞之助を打果し其身も覺悟の躰との事ふと都留女か耳に入けり都留女思ふに斯る名家を空くし剩へ現在の實子を手にかけん抔とはいか斗り口おしかるへし一人の命何にかゆへきいさ我其家に嫁し助け申さんといふ一家親戚止むれとも聞かすさらは交をも絶へしとあるをも用ひす遂に久野家を暇取りて天保八年三十四歳にて長尾勘兵衛後妻とはなりぬさて貞之助に云ふ樣は吾此家に嫁し來るは全く御身の命を救はん爲なり今日よりは御身の母なり母の申すことよく〳〵聞わけよ既に無き命と思へは放蕩を愼みて遁れの士となり一藩に名を擧け立身出世し父祖の名を輝さん事何の難き事かある士の名を擧けんは武術に秀るより外なし武藝の望何なるやと思ひ入て理解しけれはさすかに貞之助厚さ心根に徹しいかにも仰背くまし武藝は葛西流の槍術願はしけれといふより其如く入門させ督責撫育至らさるなし貞之助も亦一心不亂に勉勵せり然るに赤貧朝夕の烟も上けかたく漸く一腰の大小あるを父子互に帶し用ひて一所に門出も不成次第なれは都留女はあるとあらゆる艱楚を嘗め手仕事才覺なとに漸く其日々々の糊口をしのきし上に尙さしかへの一腰をも購ひ得て夫勘兵衛に渡しけれは勘兵衛は妻なからにも手を付涙を流して恩を謝せしとそ其さま思ふへし斯くて五六ヶ年も辛苦を忍ひしに不計も御家中制濟の事仰出され銀六百目賜りけれは是を勝手取直しの基とは

なりしとなり扨貞之助日々稽古場より歸宅晝食畢れは側に付そひ復習せしめ己れも亦共に修業なさんと長刀取りて打振指揮す且いへるは我家は武勇を以て名ある家也子孫たる者も武勇を以て世にたつべく武勇の名を顯すには寒暑に堪へ筋骨を堅むる事を專要とすとて嚴冬には曉七つ時より貞之助を起し庭にて鎗の素突をなさしめ都留女は吹ちきる如き寒風をものゝかすとせす椽側に出て其數取をなし夜明る比まて千本を突終りて後休息せしむ又酷暑には炎天にて是を行ふ事前の如くといふ斯る敎育の下に立貞之助藝道次第に上達し年亦長し今は隼人勝之と名乘一廉の人物となりけれはいさ千突の試合をなし名譽を輝すへしと座敷の天井に一己の鞠を釣り下け毎夜〳〵千本突をなさしめ尿水赤色に變する迄に至りしか鍛錬功積て終に一本の仇突もなきに及へり於是都留女は栗林八幡へ祈誓を籠め己れか三ヶ年の命を捧くへし願くは隼人の數突怪我なき樣守らせ給へと日參をなし嘉永六癸丑年十一月二十六日隼人は首尾能く鎗術千突の業を遂たり其略左の如し

場格奥中段　葛西七之助弟子　長尾隼人　行年三十六才

總數突千拾本

内中り二百六十七本

此步貳步六厘四毛余

相手二十四人　内　場格奥中段　四人
　　　　　　　　　同中段步頭　廿人

立合伴頭　十六人
場　肝煎　一人

當朝六ッ半時より初め八ッ時迄終る

隼人は適れの達人となり藩中其右に出る者少く名譽を博しける是偏に實母に勝る都留女の慈愛と深く其恩に感し孝道怠りなく盡しけるに父勘兵衛（都留女夫）は安政六未年六月廿日七十三才にて死去依て隼人家相續して勘兵衛と稱し官に請て都留女を實母に立報恩一途なりしか不幸短命にして文久二戌年十二月晦日病死す都留女の悲歎言語に絶したるも是非なし斯くてあるへきにあらねは淺井吉左衛門の三男庄五郎といふを養子として勘兵衛勝弑と名乘り勝之後を襲しむ此人養子になりし初め或夏の夕の事なりしか凉納るゝとて椽端に寢轉ひ居たり都留女是を見て眼を瞋し其方我家の養子たる身にして母なるわれの來るをも知らす寢轉ふさへ有に日も暮れなから燈火をも點さぬは懶惰也かくては先祖の名を辱かしむへきそとて叱りぬ養子是に懼れ其翌日は小言の出ぬ中にと夕日の未消やらぬ程にはや火を點したれは都留女亦眼を瞋し儉約は我家の掟なるに未たあかるき程より火を點しては油の費幾許そと思ふさる氣ぬけにては先祖を辱かしむへきそと叱る養子は如何すへきと案し煩ひ其翌日はあたりのほの暗き比を計ひ都留女の前にいたり今やあかしをともすへきかと問ひしに都留女大に眼を瞋らし其方其年になりて燈火をつくるや附けぬかの時刻の見計ひならぬ哉かゝるおろかにては實に先祖の名を辱かしむへきそ心得候へといたく懲らしめしとなん味ひある小言にこそ斯る婦人に選れつる勝弑なれは固より武勇の氣象呈しく勝れたる振舞も多かりき後陸軍大尉と成て東京鎭臺にあり當直の夜釣りたる洋燈落ち忽ち四面火となりぬ大尉急に人を呼ふ暇もあらはこそ只聯隊旗に過ありては軍人の耻辱と急遽彼の旗を取出し確と懷に入れ双手に懷きて猶燃上る火を消さんと身を以て火中を展轉し無慘苦痛を極めて焚死たり實に明治八年一

月一日午后九時と云ふされと火一舍に止り他を誤たす爲に死に至るも其職を汚さす天晴武官たるもの〻擧動やと名聲甚高く誰あつて惜まぬ人そなかりしと都留女薫陶の素あるを見るへし

追記

本記の現狀を悉知せる某大尉の談に曰く　洋燈墜落の時勝斌驚き急遽灰を撒布し火を消さんさするに火消へす遂に身を以て火中を轉々するに火全身に移る最早是迄也と覺悟し樓上に驅登り筐中の聯隊旗を取出し營外へ逃れ出週番所へ驅付（兵營より凡三四十間を距る）炮架へ建聯隊長へ渡すへしと云ふて其儘倒れ絶命したる也と云へり

一勝斌三十一歲にて不慮の最後を遂け未た一子なきを以て都留女は勝斌の甥なる駿郎といふを養子とし家相續せしむ駿郎亦祖風を承け軍人たらんとするの志あり然れとも未た外國語を修めさるを以て東京士官學校に入るを得す仍て當時和歌山に在留せる耶蘇教師某女に就て之を學へり教師都留女の氣風と品行とを聞き讃美して已ますおりふしは其家を訪ひ或時は手製の頭巾襟卷其余何くれと贈り物抔して懇なるに都留女は心に之を悅はす彼教師は我を宗門に引入れんとするにこそとて遂に其物を手にたに取らす然るに教師故有て東京へ出立せんとす駿郎はよきおりなり共に出京して勉强學問せはやと都留女にこひたるに都留女大に不興して汝も耶蘇の宗門にいりたるかさもあらはこの長尾の苗字名乘らす事叶ひ難し速に他人となりて後心の儘にせよといふ駿郞困して市長某氏に至りて謀る其氏よし〳〵と心得て翌日都留女の許に來る都留女悅ひ迎へていと珍らしかなりと某氏いふ孫の和子學問爲京上りすと聞誠に悅はしといふ都留女忽ち面相かへて其儀なりかれは切支丹に卷こまれて東京へ行んといふ餘りの忌々しさにゆき度は我家を出てからにせよと叱りしと語る某いふそれは我聞く所に違へり我は砲兵の士官たらんを欲して出立と聞つるかと都留

女されとそれに付て登る教師か耶蘇教師なれはと答ふ某氏から〳〵と打笑ひてさらは此上なき芽出度ことなり孫との或人に語りつと聞きたるは此友ヶ島の砲臺に此頃七十門の大砲を備へらる我は其指揮官とならんと勇まれしといふか抑此大砲は異國船の此浦におそひ來るを打拂はんとての備へなり御身の孫學問修行して砲兵の士官とならはいつか此浦の臺場に來り異人征伐の大將になるへきなり如何に悅はしき事ならすや嬉しき事ならすやといへは都留女俄にほた〳〵笑ひて然るもさる譯ならは何とて彼れの東京行をお止むへき明日にても打立せ申さん誠に御蔭にてよき孫を一人得たるに同しとて速に京上りをさせしとなん某氏の忠告も面白し駿郎今は陸軍砲兵中尉となりて東京砲兵學校に在り

一都留女の夫勘兵衛は貧窮に迫り彼の有名なる先祖一勝か賤ヶ嶽及ひ關ヶ原合戰に用ひたる傳來の名刀二振りを他へ質入せし由都留女嫁に來りて後聞き及ひ痛くなけき何卒採し得んとすれとも頗る年經て手掛なく左れと日夜忘れかたく悔み居しに精心の程神佛の冥助にやありけん不思議にもふと見當りけるに固より極窮術なきゆへ久野家暇取りの節永々精勵の慰勞として拾圓金付與せられしをまさかの用意と飢身離さすありしを擲ちて速に取戻し夫勘兵衛へ渡したり此刀其後持傳へたりしか時勢次第に變遷將來を慮りてや明治十四年九月和歌浦南龍神社へ献納し于今神庫に保存せりといふ該刀劍の事は長尾家本傳に詳なり

一都留女剛といへとも慈悲の念亦深し嘗て其家に賊入りたり都留女怒りてさま〳〵搜索の内其長屋内に住居せしめたる稼職の者の仕業なるをさとり引執へて詰問するに有のまゝを陳せしか武器道

具に手を掛されはとて其儘助け遣し又意になさすとそ

一慶應三年御國政改革の件より大番の士五名田中善藏を暗殺す此事久野大夫預れるものゝ如く沙汰して世評よろしからす都留女は舊主の事閣捨かたしと直に大夫に面し速に隱居し給へと切諫に及ひたるに大夫も深く悟る所ありしといふ

一内藤甚五左衛門今は清と稱す都留女の隣家に住す或時東京に行とて暇乞に來り留守宅に然るへきものなしよきにお注意を賜るへしと依賴す都留女聞て心得たり懸念なく旅立給へ御留守の程は我父より讓られたる薙刀を持て見廻るへしといひたるか果して毎夜大薙刀の鞘を拂ひ其屋敷の隅々まて夜廻りしけれは盜賊は扨置き尋常の人も恐れて近つかさりしといふ亦維新の後窮士族の諸方に漂ひたるありしか其中或高祿取たる何某舊藩の向々を乞ひ廻りて遂に長尾の許に至れり都留女かくと聞て玄關に請し置き暫くして其昔式日に著たる地白かひ取にて出て來る某は其異躰なるに驚き物をもいはてありしか都留女面いかめしく折角の御出なるか別に進すへき物もなし此一振は古く持傳へたる我守りなりこれにても參らせんと前におく某手に取上け見れは鞘に金蒔繪したる懐劍なりけれはおそる〳〵某は見玉ふ如く落ふれ果て餓にも及はんとす哀れ舊誼により一飯一錢の惠みを蒙りたしさるを斯る物賜りてはとて猶豫の体に都留女は聲勵ましいやとよ其物持歸り玉へとて參らすに非す此處にて腹を切られよとてなり知らすや御身の先祖は云々の武功あり亦云々の御役儀をも勤められたりさるを如何に窮すれはとてかゝるさまして人の門に立物乞とは何事そや其身の耻辱のみならす其君をはつかしめ其祖を辱かしむ人面獸心我双を得て死するは天の幸と思ふへ

しと傍に引付たる薙刀の鞘を拂ひ介錯せんとてきそひかゝる何某いかて暫くも溜るへきゆるせといひ捨て門外に飛出たるか後は再ひ和歌山市中に跡を絶ちしとなり

一都留女既に極老に及ひ身尙矍鑠たりしも近き比誤ち轉ひて腰を痛め起居意の如くならす常に臥蓐に在り然れとも氣象は若き時に變らす益壯なり其住所は和歌山市の宇治釘貫町にありて地勢最も卑く古より水害多き所とす去る明治二十二年九月洪水の時すは水よといふ間もなくはや床近く濁流の漲り來り人々叫ひて逃惑ふ家内の者急き都留女を蒲團の儘舁き出んするに都留女かたくいなみてはれは退くまし我此家に嫁入たる時より此家を死所と定めぬ今老病身に迫り命旦夕に在りたとひ難を遁るゝも他へ舁き往て果てなは年來の素志にそむけり先祖初夫繼子を殘し置き豈に立退かんやこゝにて死なせとて動かす兎角する中水嵩いよ〳〵增り來り床上に溢るれは人々たまりかねいかに此儘にあるへきやと强て舁き出し四五丁隔たる高みに据へ再ひ餘財を收めてと取て返すに水は既に軒につき船にてもたやすく近きかたかりしと此時齡八十有六足腰も立さる身のかゝる危險にのそみなから平素の志操露ほとも動さゝるは扨々大膽不敵の女性なりと人々驚き果たりとなん

右は信本年四月公命を奉し和歌山南龍神社拜參の際親しく烈女か家に就き面接聞得たる處を其甥大石里柳（元民助と稱す）士筆記し付與する所なり信其家に至るや臥蓐にありしも突起婢をして衣をかへしめ跣足威儀を正して出て來る禮接畢て履歴を問へは凜々往事を談して口泡をふき壯年膝の進むを覺へさらしめ數百年前武門勇士の烈婦はかくもありしやと感坐に到る實に絕世の烈女といひつへし實子なきやと問ひしに懷姙六ケ月に至りしか女子の淺間しさ繼子を疎かにせんやと案して自から藥を服

して空しくせり隨分おしきことさせしと折には思ひ出すよし語れり信愛に至てかくまてに盡せしかと不覺睡なうるほせり烈女就中君恩の厚きを深く心に銘し動もすれは說き來て止ます南龍神社御創立以來祭典には毎歲御鏡餅神酒等献供し東京へは庭前の橙菓を献するを例とし于今怠りなし該神社へ傳來の名刀献供の事本記の如くなるか去る二十五年四月には御料井の井筒及ひ流石共御影石にて製造奉献せり且腰脚痛めさる迄は必す參拜式典に列り彼の奉納演武にも臨み欣々恰も少婦の劇場に於けるのさま殊勝の至りと人皆沙汰す今年齡九十歲なるに臥床の枕邊には長寸の兩刀及ひ懷劍を備へあるゆへいかにと尋しに今にも賊あらは見事仕留むへき覺悟と笑ひて答へき嗚呼偉哉壯なる哉

明治廿六年六月

森田無弦女史

無弦女史は京師の人小倉氏の女也森田節齋に嫁し節齋と共に來て紀州那賀郡荒見村に住す幼にして不幸險痘に罹り滿面痘痕を印し色深黑頰肉突起所謂三平二滿其醜比なし嘗て藤澤東畡（讃岐の人漢學者名は輔字は元發大坂に住し復古學を改む元治元年歿す七十二東畡文集の著あり）の門に入て苦學業大に進み博學多能の閫へ高く和歌俳諧絲竹生花点茶は更なり擊劍長刀の術をも能くし唯弓法のみ學はさりしゆへ無弦とは名つけしと就中文章詩作は最其長する所實に當世第一の女學史たるの名を博し東畡門下有髯男兒も常に威壓せらるゝ所となる故に東畡之塾頭に擧け生徒を敎授せしむ偶森田節齋來て東畡の家に遊ふ一醜婦の朗々讀書傍若無人の躰を見て甚た奇とし是我か知己也と遂に東畡を媒とし迎へて妻となす時に節齋詩あり曰く

二十歲耽文蓋奇、苦心唯有節翁知、寄言門下孟光女、除却吾儂欲嫁誰、

女史和して酬ゆ

海内文章今屬誰、詞場盡稱節翁奇、先生如許執箕箒、半作良人半作師、

女史時に年廿八夫に事ふる最貞順一男一女を擧く男を司馬太郎と稱し女を孟といふ（節衛切に孟子史記の文を愛する故なり）夭す明治紀元戊辰七月節齋病歿して孀居只管司馬太郎を教育す後司馬太郎同郡荒川村小學校の教員となるを以て母子相携へて荒川村市場に移住村人の依囑に應し家塾を開き近郷の子弟を集めて讀書を授く明治廿一年の比司馬太郎山形縣廳學務課に就職依て共に山形に移る同廿六年司馬太郎職を辭し母子共に東京に轉居の處同廿九年二月廿八日女史終に東京に歿す節齋の門人中尾純太郎（同郡井坂村助四郎事舊穢多なり畸漢傳に記す）等相謀て同郡荒見村喜多氏の塋節齋の墓側に葬り純太郎碑文を撰す

因に記す日本人名字書節齋の小傳を掲く中に女史の事を記し女史を節齋の門下生となす然れ共中尾純の碑文に女史は京都の人小倉氏藤澤東畡の門人にて東畡の媒酌にて節翁に嫁すとあり該書誤也

一或人荒川村に在りし時親しく女史に接し詩文を談したりとて女史の事を語て曰く女史貞節謙讓氣宇開豁男子の如く事を處する最愼重也室の床壁常に先夫の畫像を掲け朝夕禮拜生に事ふる如し人の贈遺品は必す先つ像前に供して具中食品の如きは直に撤去贈者の面前に於て開展客と共に賞味其厚志を謝するを常とす曰く總て人の贈遺を貯へ又は他へ轉贈する如きは甚た禮にあらさる也と文章或は節齋に及はさるも讀書は却て之に勝ると聞ゆ生徒を教ゆる己れは一ト間を隔て裁縫をなしつゝ一回に二十五人つゝを集め恂々教授し誤讀を正し質問に答ふる流るゝか如く更に倦色を見す余暇には支那小説（白文）を繙讀以て自己の娛樂となせり人文を示し添削を乞へは先夫は文章家たりしも妾は不肖也とて決して應せす强て請へは熟讀玩味漸くに此句此章今少しく再考を要せは最

も佳ならん抔いふのみにて毫も己れか意を指示せす曰く女子の學文は無益の限りにて妾の如き僮に女工をなすか爲め幸ひに女らしくも（裁縫は最其長所のよし）若し女工もなし得さるに於ては全く世の廢物なるへしと自遜す女子學ある者何程謙退を口にすとも慢色自然に露出するは女の常なるに女史に在ては其謙讓天性に出つ實に稀世の烈婦と稱すへし荒川村近傍紀の川沿岸に桃林あり或人花時之に一遊文を草して女史の評を請ふに例之如く賞賛止ます强て請へは突如として一問すらく爰に二美人あり一は白粉濃裝金釵玉簪を輝し艶麗人を惱殺すると一は淡粉明媚洗髪清く梳り僅に一釵を挿し氣韻高尙なると不知卿意孰れを擇ふと云ふに無論後者を賛すへしと答へけれは文章亦其如くにありたしとのみにて他をいはす其文の形容に過たるを諷誨せしと也女史又曰く良人節齋は痛く東坡の潮州韓文公墓碑銘の文に服し東坡此文を草する錬磨百篇の後初て成る處實に絶世の明文也と嘆賞措かさりしと語れりとなん

南紀德川史卷之六十九

高僧傳第一

例言

一紀州は古來名僧高德輩出す即ち和歌山に幡随意上人あり海士郡に釋湛慶あり根來に覺鑁上人あり那賀郡に明算上人融源至一上人有田郡に明惠上人日高郡に法燈國師信西熊野に湛増辨慶佛眼裸形仲算永興陽勝あり是等皆元和就封以前に係るを以て掲載せす

一此編亦其人卒年の前後に因て次をなす師弟相承同寺襲職する如きは類に從て前後超等のものあり

一上人和尚の稱なく單に其名稱のみなるは唯原書に據る敢て崇稱を省きたるに非す

一傳記簡短唯名稱死沒に止る如きは亦原書既に然るによる他日得る所あらは補綴せんとす

一日遠上人は紀人に非す其寺亦他州と雖も大野本遠寺は　龍祖の御建立都て邦內寺院に同しく本管に屬するを以て其傳を揭く

一妙諦素緇徒に非るも德行超凡の優婆夷也故に揭く

引用書目

淨土傳統總系譜

本化別項佛祖統紀

紀伊國名所圖繪

紀伊國人物誌
南紀風雅集
本門寺傳記
南紀往生傳 洛東專念寺主隆圓惠明著 享和元年五月
德本行者傳 増上寺大教正行戒和尚慶應丁卯編纂
傳通院役者書上
行狀和讃 言葉の末 共本佛和尚編述
德本性佛上人行狀記 文化十二年六月十八日筆記

信譽上人 小倉光恩寺開山

業蓮社慧傳、號禿翁、三州人、姓源氏、投于州之大樹寺成譽慶圓剃染、修學蓮馨、嗣法於國師、住勢州善導寺、次於紀州那賀郡小倉、開光恩寺、又住和州吉野西方寺、五條稱念寺、當麻護念院、次住雲州松江誓願寺、州之田中神祠、授秘書二卷、今在光恩寺又住石州金山西福寺、又開因州信樂寺、藝州稲島信行寺、及禿翁寺、晩皈于紀之光恩寺、寛永十二年三月朔日寂、七十六歲 淨土傳燈總系譜

上人俗姓は三河國松平の出生にして字は惠傳一名は禿翁と稱す四歲にして父母に後れ孤子となり幼少より叡智にして佛道に志願ありしにより十一歲にして同國大樹寺成譽上人に従ひ學ひ十五歲にて美髪を剃り武州川越蓮馨寺の國譽上人のもとにて勸學修練せしに終に師沒するにより江府増上寺中

南紀德川史卷之六十九

高僧傳第一

例言

一紀州は古來名僧高德輩出す即ち和歌山に幡隨意上人あり海士郡に釋湛慶あり根來に覺鑁上人あり那賀郡に明算上人融源至一上人有田郡に明惠上人日高郡に法燈國師信西熊野に湛增辨慶佛眼裸形仲算永興陽勝あり是等皆元和就封以前に係るを以て掲載せす

一此編亦其人卒年の前後に因て次をなす師弟相承同寺襲職する如きは類に從て前後超等のものあり

一上人和尙の稱なく單に其名稱のみなるは唯原書に據る敢て褒稱を省きたるに非す

一傳記簡短唯名稱死沒に止る如きは亦原書既に然るによる他日得る所あらは補綴せんとす

一日遠上人は紀人に非す其寺亦他州と雖も大野本遠寺は　龍祖の御建立都て邦內寺院に同しく本管に屬するを以て其傳を揭く

一妙壽素緇徒に非るも德行超凡の優婆夷也故に揭く

引用書目

淨土傳統總系譜

本化別項佛祖統紀

紀伊國名所圖繪

紀伊國人物誌

南紀風雅集

本門寺傳記

南紀往生傳　洛東專念寺主隆圓惠明著 享和元年五月

徳本行者傳　增上寺大教正行戒和尚慶應丁卯編纂

傳通院役者書上

行狀和讃 言葉の末　共本佛和尚編述

徳本性佛上人行狀記　文化十二年六月十八日筆記

信譽上人　小倉光恩寺開山

樂蓮社慧傳、號禿翁、三州人、姓源氏、投于州之大樹寺成譽慶圓剃染、修學蓮馨、嗣法於國師、住勢州善導寺、次於紀州那賀郡小倉、開光恩寺、又住和州吉野西方寺、五條稱念寺、當麻護念院、次住雲州松江誓願寺、州之田中神祠、授秘書二卷、今在光恩寺又住石州金山西福寺、又開因州信樂寺、藝州稻島信行寺、及禿翁寺、晩皈于紀之光恩寺、寛永十二年三月朔日寂、七十六歳　淨土傳燈總系譜

上人俗姓は三河國松平の出生にして字は惠傳一名は禿翁と稱す四歳にして父母に後れ孤子となり幼少より叡智にして佛道に志願ありしにより十一歳にして同國大樹寺成譽上人に從ひ學ひ十五歳にて美髮を剃り武州川越蓮馨寺の國譽上人のもとにて勸學修練せしに終に師沒するにより江府增上寺中

興觀智國師の徒弟となりて諸宗秘藏を極め神道をも學ひ又師席を辭して勢州山田原善導寺に住職す此時同郡源福寺九譽上人に圓頓戒布薩戒を授す夫よりして紀州熊野山へ參籠し下向の折から名草郡宮鄉藥德寺に暫く住し給ふ其後諸國を經過の志發りて大和路に赴き給ふに同郡和佐山の麓艮のかたに紫雲靉靆光明赫々たり之を慕ふて其所に至り見給ふに古松ありこれぞ有緣の靈地なりとて傍なる茅舍にやすらひ給へは主しきりに請しけれは即ち上人念佛を進め圓戒を弘め他力本願の旨を敎示により頓に大日變成彌陀一體の奥旨を授得して領主津田某と心を一致にして終に一宇を造建し爰に止り玉ふて數多の小石を集めてみつから淨土三部經を書して內陣の地中に埋め布薩戒の道場とす同十九年四月八日より常行念佛をはしめらるこゝに七ヶ年の間勤行したまふて慶長の初に上那賀郡粉川清見寺の廢せしを中興し運行寺と改め徒弟運翁に讓り和州宇智郡瀧崎寺同五條驛稱念寺を再興し吉野西方寺當麻護念院にも暫く住し夫より藝州廣島禿翁寺箱崎信樂寺を草創し石州濱田禿翁寺銀山西福寺を再營し雲州松江の信樂寺を創し（こゝに禪宗常榮寺莫寛大和尚と法問答し莫寛閉口して怠狀を上人に渡すいまに存在す）

○按に紀伊國續風土記には雲州松江常榮寺英寛とす此時將軍家より全阿彌を判者に遣はさる云々と記す

同國誓願寺に住し又伯州米籠(ヨナゴ)信光寺を始め隱州に遊化して淨土宗三ヶ寺を建玉ふ（印敷信樂寺小路淨土寺中野信光寺の三寺なり）又因幡國鳥取信樂寺を開基して凡遍歷十二年齡四十九歲にして當寺（紀州那賀郡小倉庄吐崎村正清院光恩寺）にかへり玉ふ夫より府城又は近鄉へ經過して一心專念彌陀名號行住坐臥不問時節久遠念々不捨者是名正定之業順彼佛願故此文に到りて末世の凡夫彌陀名を念せは彼佛の願に乘して慥に淨土往生を得るの義を詳かに說せ玉ふて宗風日增に繁昌して永く布介の源刹とはなりぬしかるに寬永十二の早春より風のこゝち

有ければ我往生も遠からずとのたまふて三月朔日曉に剃髪し淨衣を着し繩床に坐したまへは結緣の道俗集會し共に高聲に念佛し未の下刻に西に向ひて入寂し給ふ即ち本堂の西の方にて荼毘す時に忽然として紫雲西にたなびき異香四方に薰す舍利數百顆を拾ひ其所に開山堂を建つ于時行年七十六歲

淨土本朝高祖傳亦上人略傳を揭け前記の趣を畧述したり性能く和歌を詠し花晨月夕以て思風を發すと云々

一光恩寺由緒書に同寺開基の由來を詳記せり左に拔萃す

當寺開山行蓮社信譽上人禿翁惠傳和尚姓は源氏參州松平之人同州大樹寺十四世成譽上人の弟子にて後增上寺中興開山觀智國師の弟子に相成候修行の壇林は武州川越蓮馨寺國師の弟子に相成以後增上寺にて修學被致候

○當時開基の濫觴は天正年中信譽上人熊野詣之砌紀州那賀郡小倉の庄に至り此邊は大抵眞言宗にて有之候處上人金谷村五郎右衞門と申百姓の家に休み候節大日變成彌陀一本の奧義を被說聞左郎右衞門甚た感し小倉に留置度其比小倉の鄕は津田太郎左衞門算正（後年監物と改）領知の內にて右五郎右衞門より田中庄吉と申者を以信譽上人を暫留置度旨監物へ相達候處今在る光恩寺の西畠中に松三本植候所于今有之此所監物墓所にて其邊に釋迦安置し堂（今光恩寺の內開祖廟の邊）を建根來寺又は粉河寺より僧を招き置監物位牌所に致し有之處へ信譽上人を被招置宿緣深厚之理にも候哉信譽上人の行德を感し監物忽然と歸依渇仰の志を發し此處に永住致し候樣左候はゝ一院を建與へ可申と監物申之信譽其意服して師檀の契約を成し此所に止む則監物領知の內小倉の庄八ヶ村の諸民

を淨土宗に改宗爲致一ヶ村に一院つゝ庵寺を建右釋迦堂の所へは一寺を建立監物自分戒名を寺號として光恩寺と稱し田畑山林等寄附有之候其後天正十九年監物廿五回忌に當る年卯月八日より不斷念佛開闢是も右監物開基にて御座候

一按するに信譽上人一度法燈を小倉に点してより群賢輩出本州既に左の數人を出せり化益の普及想ふべし

存　龍

本蓮社還譽、紀州小倉人、姓津田氏、初爲伊賀州大善寺敬譽弟子、後改師于信譽、受業嗣法、住川越蓮馨寺、慶安二年五月五日寂

順　良

燈蓮社傳譽、紀州小倉人、嗣法存龍、武州幡谷法界寺開山、寛永七年十一月十五日寂

廓　翁

念蓮社専譽、紀州若山人、投于信譽剃染、嗣于眞決、藝州廣島心行寺開山、明曆元年二月廿二日寂

存　的

靜蓮社寂譽、紀州若山人、投于信譽剃染、藝州廣嶋禿翁寺開山、万治三年六十歲而寂

洞　雲

覺蓮社大譽、紀州小倉人、投于信譽剃染、嗣法靈巖、武江市ヶ谷本村珠寶寺開山、寛文十二年六月廿二日寂

以上傳燈系譜

日玄上人 若山鹽道邑本久寺開山

附日方

師諱日玄、初作日賢號本覺院、阿州法華寺僧也、慶長中、出遊南紀廣瀨艸堂、讀誦惟務、日夜不怠誓一萬部、緇素歸崇、道價善流、是以瑤林夫人爲之檀越、資之盂衣、掩粧之後、以隨身護持高祖像、安置之、呼本久寺、隷感應寺、師寛永十六年、己卯三月四日、安祥而寂、壽五十三、在世讀誦一萬千八百部、依而扁山云萬部山、第二代日方、移寺今地、天和元年辛酉九月二十日寂矣、壽七十四、方亦讀誦三千部成就云、本化別項佛祖統記

日陽上人 若山新町宣經寺第二世

附日遙

師諱日陽、字麟山、號鷲仙院、蓮心寺第二代、圓旋院日格弟子也、相地於新町、造妙儀山宣經寺、崇本師日格爲開山祖、自居二代位、寛永十七年庚辰八月十三日化矣、壽七十七也、第三代、見龍院日遙、克臘不怠、且有修驗術、病者得益、傾運復利、又精易學、指其吉凶、如神如鬼、人以稱之、同上

夾山和尚 禪林寺中興開祖附南谷虎林

大洞和尚

夾山名妙心、府南禪寺開祖、藩祖時、最蒙禮遇、後築室於貴志村山中居焉、名碧巖院、寛文己卯寂、

按に己卯は寛永十六年にして寛文になし誤りあらん

南谷、名庄之、夾山法嗣、寛文中追師跡、隱于碧巖、

虎林字全威、嗣於南谷、亦有行學、以上紀伊國人物誌

紀伊國名所圖繪に曰く　禪林寺は淺野家の菩提所にてありしが久しく荒廢に及ひしを寛文八年國祖君夾山和尙に命して再建あらせたまひ境內寺領等御寄附なしたまひしと貴志村碧巖院は吹上禪林寺夾山和尙の開基にして和尙退隱の後此に住せらる則終焉の地也

○紀伊國續風土記に曰く　夾山禪師は舊駿州法泰寺第四世也　南龍公當國に遷らせられ禪師を召されて冷水浦海雲寺に居しめ和歌浦に移る寛永八年當寺を建立して（此地は大泉寺の舊地）禪師を以て住職とし寺產八十石を賜ふに至る又香合一口を賜ふ按に元和御切米終身錄に寛永元子年新規二十石を夾山和尙に賜ひ寛永二丑年より四十石になり同十四年より八十石になる正保元申年より禪林寺と認候樣以來不相替當時迄渡るとあり紀伊國名所圖繪に寛文八年再建ありと云は永字を文に誤りしなるへし

又當寺に就き聞得たる寺僧の談には

國祖も夾山和尙に御參禪ありし由寺祿もなく給資を官に仰きたれは嘗て寺祿の事御沙汰ありけれ共夾山辭し奉り唯海草二郡の托鉢を請ひ奉れり遷化の時の遺言には當寺は一切國君の御建立なれは死後には淸淨に灑掃なし速に返上奉るへしと弟子南谷其旨を奉し返上に及ひたるに誰にても能く夾山の遺志を繼く者は續ひて住職せよと命ありて此時初めて寺祿二百石を賜りたり夾山又東寛と號し寛永十八年正月十八日遷化すといへり寺祿の事は元和御切米帳明記の如くなれは寺僧の說誤れり遷化の年紀は寺說是にして人物誌誤るに似たり

大洞和尙　天明の比

禪林寺第二世は即ち南谷第三世は虎林第四世最も大洞和尙と云いつれも本山好心寺に住職せり當山は輪番住職なれは大洞は三回迄住職をなし高德の聞え高く學問亦夾山に優る數等にして書をよくする所傳の臨終自筆遺偈の如きは殊に活潑超凡更に刹那の揮毫とは思われさるよし畢世唯雲水徒を養成するに勤め專ら悟道を勵みたりと也

當寺に　龍祖より拜賜のよしにて御旅中御輿中御自記の由の雜記及象牙四つ入子金蒔繪の香箱を

傳ふ續風土記に香合といふは是なるへし

日遠上人 甲州大野本遠寺開祖

本遠寺日遠傳 抄出艸山集由卷中與三師傳

師諱日遠、字堯順、自號一道、姓石井氏、京兆人、父名了玄、師有二兄、曰了程、曰了俱、皆有優才、而精倭歌道、師幼而父亡、甫六歲其母與重師出家、師初到日、會重師剪爪、乃令師收爪、師拾畢、猶覔左右、重師曰、兒何求耶、師曰、爪唯九耳、重師笑曰、足矣、其一吾前剪之、重師奇之、加意敎育焉、習法華未幾、八軸皆誦徹、尋學台敎、敏悟之聲、早漏都城年十六、自講法華、聽者服其神悟、重師講止觀、門人密議曰、止觀淵奧、尙尼文義、豈能達微旨哉、不若就堯順聽文句也、遂觀師講焉、師自此入則聽止觀、出則講文句、止觀訖日、文句過半矣、師之南京、聽俱舍及律部、稟瑜伽唯識之學、已返京師、而入東山大藏、其所抄錄三十卷分六部、所謂佛菩薩二乘人天雜部也、會有總州法輪之請、時師年二十八、建仁雄長老作詩餞行、有天下總應無等倫之句、於此乎、重師先命董廣布席、不幾臨法輪、時慶長四年也、乃講台敎大小諸部、凡六年、所謂玄義文句集解、文心解、顯性錄等也、學者嚮慕如水趨澤、師年三十三、方住乎身延山、會常樂日經、與淨土宗有事、 東照宮召師於駿府、師因請曰、願遂宗論、 東照宮大瞋、乃議當死刑、師不變、自著葬服、旦暮待刑、 東照宮感其志操、許而歸山、師即辭身延而入大野、自構一室、今之本遠寺也、於是學者彌衆、又講三大部於後養珠院、言 幕下大猷院殿寄封戸、爲一方本山、而告紀陽侯曰、吾死則藏乎大野、因之葬于此山、甃密石爲廟、且改規大厦佛殿僧舍莊嚴盡美矣、元和元年秋、 東照宮命師再住延山、一年

又反乎大野、觀念禮誦之暇猶力講説、寛永七年夏、池上日樹被竄、　幕下台徳院殿乃以池上賜於師、師固辭不聽、居一年而退、藏于鎌倉經谷、初師在延山、繁務之中、講說大揚論議亦熾、加之造佛像、營伽藍、尤修立正會、其會始乎申時、卒乎辰巳、人不堪其久、師儼然不動於席、明智道在總之法輪講文句、三四年未終、師寄書勉之曰、昔者先師住廣布、講三大部六歳而訖、及講于光山、七易裘葛、先師怠之、常勵吾徒、依是余之住于法輪時、偶因日道之事、數出江府多喪居、諸文句之講、雖亘三歳、實乃二歳而已、今汝數年、而一部文句猶未果、何爲其度日哉、寛永十九年春正月、師在經谷、示微疾、因追高祖舊事、二月之抄、乃赴池上、三月五日、安痒而化、壽七十一、夏六十六、葬斂之時、絶無臭疕、而骨之白如珂月、門人分其少許、各秘蓄焉、乃收骨灰塔于大野、十如院日行者、質直之人也、一夕夢見師、威容尊勝倍常、行毛骨震掉、不勝敬服、因問生處、師曰、在兜率内院、師性慈愍、逢寒者脫與衣、見貧人分之資、然金錢之類、生來不觸手、其清素之風、誠頽波之砥柱也、三時梵行、所謂五悔及禮誦書寫等、凡日課三十餘事、冒寒暑而自讀法華一萬餘部、時々咏和歌遣懷、善歌者皆稱之、然師不酣嗜之、其所艸三大部記數十卷、多錄所聞因名隨聞記、及刻于板、則學者譏曰、此記不是、隨他問而所錄耶、乞名之曰隨問、師從之、讀經之人、不知音義、無辨句逗、師爲之著隨音句二卷、音句不明、和訓隨差、作譯和集三卷、其餘抄出、著述不遑具記、並行于世、嘗九條相國有家公、邂逅師于有馬溫泉、因延師講法華、五章四釋懸河瑱々、公悅甚、乃臨師旅寓而親謝之、洗浴之餘、已畢一卷歸洛、重乞一部略說、師、述法華大意呈焉、師得人者衆、祝要友達亮逕忠明等、皆主講聚而亘住刹、紀陽侯歸厚之、嘗師滅後爲母氏剏養珠寺、乃以師擬開基祖、而寺配大野之次、

贊曰、古稱、青出於藍、而青於藍染使之然也、重師以明敏之質、而遇乎三老之興學也、果邁於其所出矣、

乾遠二師、並爲克家之子、慧日增輝、彼所三光者、此三師之瑞歟、何其染之至於斯哉、而乾師以柯羅、滿慈才鵠、特講學之名不振、遠公駕說垂裕後昆、斯言若墜、將來寡識者執卷憮然耳、加之淸素以梅溺節操以扶危、夫百世之下、聞者豈不興起哉、盖集二師大成者其遠公乎、吾恨不及見斯人也、嗟乎遠公而在、余雖爲之取履、所忻慕焉、池上本門寺傳記抄出艸山集茁之卷中興三師傳

本記常樂宗論により日遠駿府に召され死に當せんとせし事及ひ本遠寺御建立の事は南龍公世紀養珠大尼公の傳且社寺制第二に詳記す

日陽上人　若山感應寺開山

師諱日陽、號正覺院、圓覺日［一字不明］長門人駿州感應寺第十三代主也、養珠夫人落飾之時、師爲之戒師、孝子賴宣卿被封紀州、元和五年己未、賴宣卿及夫人、始入任國、師又有命隨之、夫人躬身相地、造感應寺、請師爲開山祖、於茲駿伯紀三州常住山感應寺爲鼎鼎足光顯、身延山、其元者富士山瀧泉寺、向尊者開宗靈窟也、高祖以書賀向尊曰、駿河國瀧泉寺者、上古淨行菩薩所住之地矣、是言應有所以、寔不測者也、師寛永二十年癸未十一月九日、感疾而化、壽五十八　別項佛祖統記

按に本記中讀下し難きあり蓋認誤寫なるへし又寺僧の談によれは日陽上人は寛永二乙丑年十一月廿九日化壽五十八と云へりいつれか是なるや當寺の十八世日けいと稱するは高德の聞えありて著述頗る多く天保五六年の比遷化せり又惠潮と云者あり才學長し天文學を修し三ヶ月にして其奥義に達す兼て算術を善くし自記天文學の書冊及ひ種々珍奇の器械も數多寺に秘藏せしか維新後火災

の時悉く烏有に屬せり此人住職にならす五十余歲にて寂し書も善くせりと亦寺僧語る

應昌

一名應周、字深乘、本州那賀郡人、勢譽興山二世弟子、興山三世、蒙官府數朝之寵待、末年多居東都淺草、紀尾兩公每臨其寺、又與林羅山等善、正保乙酉寂、紀伊國人物誌

按に應昌は那賀郡勢田村の住人富松二郎貞慶の長子也其先は多田滿仲の末裔多田太郎貞綱と稱し攝州富松に住す正慶二年新田義貞に屬し京師に戰死其子富松修理貞持戰死の後當國に來る建武元年貞時七代の孫を富松四郎貞實といひ粉河合戰に戰死す嫡子を助三郎貞義といひ次を二郎貞慶と云即ち應昌の父也次を喜兵衛秀貞といふ　龍祖に仕へ二百石を領す應昌家に傳ふ所の紀貫之自筆の古今集及ひ大時計刀七腰を東照公に奉ると云其家今に勢田村の地士たりと續風土記に詳なり

專公　大坂生玉大寶寺開山

桓蓮社靈譽、號國阿、紀州人、姓梶原氏、投于虎角、剃染嗣法、攝州大坂生玉大寶寺開山、慶安元年四月六日寂、傳統總系譜

日護上人　和歌山養珠寺第二世

師諱日護、字順性、號中正院、丹州與佐郡人、姓市村氏、十五歲薙染得度、遊于洛本滿寺、稟一如重公講授、走祖山門寺門南都之學、次遂心性遠公、稽師資契、懸精飯高、研習琢磨殆二十年、一朝奮然起救濟願、蹈遍諸州敎化不少、偶刻佛像、宿搆所致、雖匠家久習手、而無能及之、相好尊崇、斧削精蜜也、王公縉紳緇衆白衣、隨而求之、隨而與之、大凡一生彫刻一萬餘軀、初居于播之明石、潜于洛東浙寺、隱于嵯峨小

倉山、一廬之材僅載一車、隨意適處搆之蝸室、讀誦唱題、恬憺安居、或隨人求又刻佛像、後水尾帝聽師道儀、親以召至忝加道愛、　勅朝向闍、佛像數軀、命師刻之、　叡感之餘、賜權大僧都位也、仁和寺法親王、割地待師、今之鳴瀧三寶寺是也、正保四年丁亥之秋、紀陽侯頼宣卿、以禮屢招師、不得己而入和歌山、刻釋迦迦葉阿難妙見之像、臘八之日侯伸之供養、師爲導師、侯法話移晷告師曰、吾封內駐錫何幸、加之乞擇閑適地、師避席言、貧道弗其人、固辭再三侯蜜命吏、急造一廬、哺時出令、翌日成就、匠工數百人、傜役一千口、通霄秉燭、築牆穿井、其庭際階除木石得處、鬼工神運亦多不讓、寔大家至誠之驗乎、遂以延師、師亦不得拒之𦍑是、閱年侯直子東都、師往謝于萱堂養珠夫人、夫人大喜、更請師彫三尺餘妙見立像、侯搆新淨室、衣冠束帶、彫刻之間、刹那不離、取香華役、一刀一禮、像既成就、侯營和歌吹上祉、祖嚴重祭之師更晦迹於洛西賀茂佛谷、慶安二年己丑四月十五日、感疾而化、壽七十、靈源一糸禪師、欽師峻德深結道契、記師行實賛之、紀陽侯聞師之訃、不堪戀慕、後造養珠寺追崇、心性遠公爲開山祖、師爲弟二代位、築塔於鳴瀧三寶寺焉、一糸禪師、所製之記、藏在三寶寺、別項佛祖統記

按に養珠寺は日護上人死後六年目承應三年養珠大尼公の靈牌所に御建立ありし也而して上人を以て開基させられ寺領二百石を寄附し給ふ又上人命を奉し彫刻の砂見像は万治三年養珠寺境內南の山上に新に妙見堂を創建安置したまひ其腹內に兩軸の法華經と

公御親筆の意願文を藏め玉ふと云詳なるは社事制の部に記す

日存上人　養珠寺第四世

師諱日存、號觀妙院、智道明公門人、心性遠師法孫也、掛塔飯高擅林、爲六條檀林化主、瑞世于洛本滿

寺、寛文六年丙午、南陽侯招師、主于養珠寺、師受命六替葛裘、十一年辛亥十一月七日、唱題而寂、初那賀郡西坂本、有智光山誠證寺、寛永中、養珠夫人、爲先考、誠證院先妣智光院冥福、艸創之、今復寛文中、西坂本見眞言宗舊寺、國君改之、呼蓮經寺、請師爲開山祖、以養珠夫人之父、呼誠證院蓮經、故號蓮經寺、本尊千手觀音行基作云、師著述多、指要抄科解金山鈔等行于世、同上

按に續風土記には蓮經寺舊と眞言宗根來寺の末にて蓮華谷にあり天正の兵火に烏有と成しを養珠大夫此地に再建せられ法華に改宗父君の法號を取て寺號とし畑及ひ山林を寄附せらるとあり寛文中といふのは誤なり又西坂本村は養珠大尼公膏浴の邑なりし故寛永十五年一寺を創立して兩親の位牌所になし玉ひ父公母君の法號を取りて知光山誠證寺と名付寺領山林を寄附せらるとあり

日禪上人 養珠寺第六世

師諱日禪、字宣海、號稱智院、別呼行首、俗姓下邑氏、紀府之產、正保四年丁亥、師甫七歲、事于中正護公、遂爲弟子、遊學山科檀林、爲玄義講主、延寶七年己未、國君光貞卿、務之主養珠寺、寶永庚寅、築隱退藏、那賀郡粉河村再興振力、如今崇師爲開山師、享保二年戊戌十二月二十九日寂矣、壽七十九、師少好文藻、學政和尙、艸山集示行首者師之事、護公之芳有所不萎也、同上

觀靈 泉州堺宗見寺開山

行蓮社梵譽、紀州廣瀨人、嗣法聞悅、泉州堺宗見寺開山、寛文元年七月十一日寂、

道榮法師　紀州神前村法紹寺開山

法師道榮者、南紀家臣、俗名忍穗彌五左衞門也、名草郡宇津村、結第歸休、拂𦕅避邪、不捨晝夜、讀誦書寫、唱題不怠、多年爲人所稱、遂達國君聽明暦元年乙未、國君降命、易地於同郡山堂千手舊界、法實佛具、併而賜之、萱堂養珠夫人、聞而隨喜、呼爲養心山法紹寺、寬文五年乙巳三月十五日、道榮正念取終、謚稱仁慈院日理也、嗟乎、陰德所感、陽報偉哉、晚年出家爲一寺開祖、(以信代[誤字カ])懇之荅夫著者歟、別項佛祖記

按に忍穗彌五衞門は慶長年中　東照公御小姓を奉仕二百石を領す後　龍祖御附屬を命せられ元和五年御入國の時供奉後累進三百五十石を賜ふ正保二乙酉年依願退隱養子惣十郎は家督三百五十石無相違賜り惣十郎の御切米四十石は隱居料として彌五右衞門へ被下たる也詳なるは名臣傳に記す

玄恕上人　若山大智寺開基

心蓮社聖譽魯洞、駿府人、姓山中氏、師于徹譽、而剃染嗣法、於隨波、初住撰要寺、適依紀府請、到紀之和歌山、開大恩寺大智寺、又遊泉州堺爲旭蓮社中興、寬文五年十二月十六日寂、淨土傳燈總系譜

按に上人は本藩の士山中五右衞門義久の弟也初三之助と稱す父を藤波與七郎信重といふ(後山中に改苗す)五右衞門義久は元和八戌年　龍祖に召出され横須賀大番たり近世山中甚內の家是なり

上人法諱は魯洞玄恕と號す俗姓は源氏甲斐の末流にして遠州横須賀の人也父を山中左衞門尉義繼といへり母氏嘗て夢むらく奇光あつて懷中を照すと覺て即ち胎こさあり分娩するに及んて最健なる男子なれは父母か悅ひ言んかたなく是を寵愛すること掌中の珠を弄するに等しやゝ長するに隨て常に園中に出て遊ひ戲むるに祥靄其上を翳ひ宛も神あつて是を護するものゝことし舅氏某之を見て大に

愕き父母に告ていへらく這兒凡夫にあらす宜しく其師を撰て僧となすへし行末必す天下の知識達德と喚れんものをと爰に於て十歲といへるに終に其鄕なる撰要寺德譽上人に投して出家せしむ初外典をよむに一たひ聞て後忘るゝ事あることなし學業漸く進むに遂んて天正の末上野國館林善導寺に移りて隨波上人につかへ內典を硏究すること最も精し始て番頭位を免さる未た幾も非るに德譽上人の命を受て撰要寺に住し一夏のほご法幢を竪起して三百有餘の江湖の大衆を領せしに偉に論講の梵規を顯はせり是よりして芳名四方に高く法德天下に普く其頃亞相公（賴宣公）上人を歸依玉ふこと淺からす終に南紀に請して大恩寺を再建し之に中興たらしめ尋て大智寺を創立し（寬永九年）て開基とす其崇禮したまふ如斯法臘やゝ傾くに及んて寺務の煩勞を厭ひ隱遁の思ひ最深し遂に心を決して泉州堺大經寺に退隱す然るに道德の熟する處しは〳〵奇瑞靈驗の事多かり初入院の日開山堂に謁して誓ふらく我當山を以て終焉の地とせんに若祖師の心に忓ふことあらすは院域の內蛙鳴を聞ことなからしめ玉へとありしに當日よりして庭中なる蓮池に群たる數万の蛙永く聲を禁て復鳴くことなし上人常に佛號を專修し日に大經を課すこと怠慢なし一夕夢に無量壽如來滿字の印をつたへ玉ふと見しかこれよりしては六根通を得たるかことく能物の未萠末然を察し豫め人に曉示してこれか備へをなさしめ玉ふに一も違ふことなし人を以て神とするか故に其利益を蒙る者鮮からす又攝州大坂の賈人ふかく上人を崇敬しかりそめの旅行にも上人自筆の佛號を懷にして身を放つ事なく信心更に他事なかりしかある年紀州に往かよふ事ありて路泉州濱寺を過る比日既にくれはてたり賈人は心せかるゝまゝ足にまかせて走りしかと砂道にしてはかとらす然るに濱の松かけより一箇の賊顯れ出て言をもかけす後より

賈の首を丁と斬る賈人は是をことゝもせすなを自若として能く進みゆく程に賊は大にあきれまどひ渠如何なる術ありてかゝる形勢をなすにや是必す常人にあらんとて持たる刀をからりと投すてて賈人の前に頭を下け淺ましや我兩眼ありといへとも奇特の人をしることあたわす敢て疎忽をはたらくこと其罪のかるゝ處なしひとへに憐みをたれたまへとそこふるにそ賈人も始て心付ともに驚てありしかさるにても日比念しまつれる佛號の應驗疑ひなしと懐より出し見奉るに正しく阿の字に刀痕をおひ鮮血にまみれ拜まれ玉ひしは不思議といふも愚かなりされはまのあたりなる靈驗に賈人は云も更也彼の賊も之を善縁とし忽ち心を飜し無二の信者とはなれりとそ其餘地を呪して靈水を得るの類ひ悉く枚擧に遑あらすかく種々の奇特を顯し神人ともに渇仰隨喜して上人の德を慕ひまいられし程に四遠の道俗風を望み聲を傳へて歸依の心を起さすといふことなし寛文五年十二月十六日上人豫め死期を計りみつから沐浴し新衣を着し眞印を結ひ趺座して寂を示す時に壽八十有七葬るに及んで紫雲靉靆として天花龕上に降りしとかや　紀州名所圖繪

又高祖傳井本藩の士山中某の家に傳來の上人守護本尊の由來を記したるに上人は　東照神君の御乳母阿茶局の猶子にして姓は山中氏幼名を三之助と稱し生れて數歳鷲につかみ去られ遠州横須賀の山そひの松か枝にかゝりありしを撰要寺の德譽上人抱き下さしめ遂に法嗣とせしよし其他靈驗の事とも委しくあり今畧す

日廣上人　紀州田邊本正寺開山

師諱日廣、號理性院、不詳其出處姓氏、宏才博學、道德亦美也、慶長中、有善住院日詮、紀之牟婁郡田邊庄、湊村、相地築堂、擬寺閑居、師次之、萬治中、偶盛靈夢、就其土中、拜高祖像、試往掘之、果得木像、依

而易地移堂、扁云本正寺、衆推爲開山祖、寛文十一年辛亥十月八日、吉祥而化矣、別項佛祖統記

日利法師　那賀郡動木村龍光寺

法師諱日利、字智泉、俗性千葉氏、初淨土宗洛新黒谷僧、名良源、來主于龍光寺、天性質直、學亦有力、宿善所萠　聞本化説、深發敬信、寺之檀越、邑主三浦氏定環齋、亦聞師懷志在本化、慶安四年辛卯七月歸依於運心寺日產、設受戒式、授以智泉日利、寺亦隨之、更牓秦領山龍光寺、失舊名　師一心唱題荷本化宗、遠近男女化導如許、大振祖風、寛文十二年壬子三月十三日、泊然寂矣、六十歳、三浦氏封地佐坐邑、有淨土宗天滿山觀音寺、寛永十三年丙子定環齋、爲開會地、呼觀音山蓮華寺、又同郡北山林有眞言宗高幡山興善寺、寺者　鳥羽帝后美福門院建立、於後高野山菊藏院主司之、正保中改宗、如今更榜法華寺、隷養珠寺、同上

南　楚　海士郡梶取村總持寺

諱大江、住紀州總持寺、晩年居知足庵、以八十歳而寂、著述書甚多、淨土傳統總系譜

紀伊國人物誌田南楚字大江、本州海士郡人、幼從梶取總持寺長感、學淨敎、嘗在洛東永觀堂、講法游化數年、後歸住總持寺、聚學徒、寛文壬子、寂於北山知足菴、年八十、所著大經義苑布薩辨等書頗多、

○紀伊國續風土記に曰く　南龍公總持寺二十二世南楚上人を歸依し給ひ屢城中に召し、佛理を問はせられ廩米十石を加へ賜ふ云々

日順上人　若山法恩寺開祖

師諱日順、字堯展、俗性石野氏、紀府之產也、生而崇佛、六歲習誦法華要品、遂投于甲州大野日性室、而著方袍、性質聰明、溫和好學、十三歲、入小西檀林、南陽侯光貞卿、萱堂瑤林夫人、賜盂衣資、師立志硏機二十餘年、寬文六年丙午正月念四、瑤林夫人疾而卒矣、孝子光貞卿、故亞相（清溪院）[illegible]（賢字ナランカ）（一）相主之、補權大僧都、拜聖天子、東都謁　大樹君、法門增耀、利益最饒、終稱開山祖、爲南紀一宗首位、寺務十九年、築隱於相坂村應供寺、寺者建保中艸創、本尊千手地藏、多門春日作也、天正之亂、僧堂法寶、悉爲灰燼、三軀木像、惟存火場、爾來爲眞言宗、爲淨土宗、師求之、一新伽藍備矣、師君之十七年、自行化他、多所饒益、元祿庚辰九月十日、淹然而化、壽六十四、（別項佛祖統記）

權大僧都日順上人はもと本藩の士石野昌良か子也幼にして父に從ひ江都の邸中にあり應大守の恩寵を蒙る六歲にして出家し甲州大野山三世日世性聖人を師とす時に字して堯展といふ性溫柔和平にしてよく衆にかなひしかも聰明穎悟にして夙に法華を誦讀し兼て外典に通達せり十三歲にして更に志を勵し下總國飯高の檀林に到し觀業する事五年再ひ移て上總國小西の學舍に硏究する事十有年通計廿有年にして學成り內外の書に於て該覽せさる處なく當時江湖の僧侶上人の右に出るものあることなし然りといへともこれみな　日芳大姉（南龍院殿御夫人瑤琳院殿）御在世の折から資格したまふ處の力によれはなりかゝる法緣の疎からさるをもて　大守（從二位大納言光貞卿清溪院殿）にも上人を請ふて白雲山報恩寺（瑤林院殿御菩提所）の開祖とはなしたまひぬ上人既に當寺に住持たる日　參內を免され權大僧都に任したまふ尋て延寶二年八月東武に下向し同九月溯幕府に拜謁し殊に御時服を賜ふ是則はち當山の奇特

にして累世住侶交代の永式とすかくて上人貞享二年城東安原莊相坂村の古刹に退隱し自らこれを中興して應供寺と號す終に元祿元年九月十日世壽六十四法臈五十九にして寂を示したまふ紀伊國名所圖繪

惠空 若山中ノ島淨福寺

惠空住中島淨福寺、知識宏博、嘗在洛東眞如堂講法、元祿辛未寂、所著閑窓倭筆、梨窓三筆等諸書、並行于世、又惠空先住、名正意、亦有才識、嘗編古文眞寶三注大全、紀伊國人物誌

紀伊國續風土記に曰く 惠空は學僧にて著述の書多く世に行はる十五歳の時實語經童子教の注釋を著す其聰敏知るへしと

紀伊國名所圖繪に淨福寺は寛文十一年權大僧都法印惠空大和尚中興と云々

淵澄 若山宇津村淨心寺

淵澄名妙守、一昨日守、住宇津村淨心寺、元祿癸酉寂、師行學卓異、甚與深草元政相善、有詩集一卷紀伊國人物誌

日忠上人 熊野新宮本廣寺開山

師諱曰忠、字幸夙、號正孝院、京兆立本寺審公門人也、紀州牟婁郡熊野新宮傍有法輪山法華寺者、慶長中、日等大德開基、隷于洛妙覺寺、師往而住之、延寶六年戊午、邑主水野氏土州、祭先人靈、更牓呼慧雲山本廣寺、隷于甲州身延山、及名艸郡直川村有千手寺、寺者大寶中、役行者開基、葛城四十九院之一數、本尊觀音者、役仙之作、中者禪僧龍實、居之營興矣、天和三年癸亥、邑主水野氏爲開會場、易榜本惠寺、

請師主之、師至焚祝香、居之有年、齡七十一、正德二年壬辰十一月十一日、遷化、如今師也、爲本廣本寺兩寺開山祖矣、別項佛祖統記

梅寒上人 和歌山大智寺又西岸寺住

師諱は梅寒字は即心別號理融みつから守愚と稱せらる紀州和歌山の人なり父は相田何某其先加州金澤にありしかゆゑありて當國に召され湊の久保町に住せり母は伊川氏なり母あるとき西岸寺の鎮守八幡宮をぬかつくに何となく心肝に徹して尊く覺えしかたちまち白衣の神人あらはれ一顆の玉をさつけ賜ふうれしくありかたくおしいたゝきあふきみれは其人かきけすことく見えさるのみかさつかりしたまもなかりけれはたゝ茫然として家に歸り夫に此のことをかたるに夫よろこひて汝か身に何そ幸あらんといひしかほとなく妊娠して遂に萬治三子歳十月五日母なやむことなふして男子を生す父母はいつくしみそたてゝ八幡宮のさつけ賜ふ子なれは塵俗にはをらしむへからすとて三歳の時西岸寺につれいたりその入胎の瑞をかたりて輪譽上人(搖鞭と名く當寺第二世の主なり)に投す上人まつこれを試るに俊利なること庸兒に異なりけれは大によろこひすなはち剃髮して梅寒と名くその意梅は諸木の兄として春をまたす寒を凌きて花ひらき清香を發すれは此兒の器量これになそらへて愛しつへしとなりかくて親しく經釋を指授せらるるにその性さとく一を聞て十を知るの才あり

然るに師十二の歳輪譽上人示寂し給ひ法弟顯譽上人(名は祐善)補處なりけれはそのはやく本師にはなれたることをあはれみ先師になりかはりて教育せられけり光陰とくうつりて師年十六歳東武增上寺の會

下祐察和尚の室にいりて螢雪のまどの前にはふかく一宗の祕賾をさくり鑽仰の床のうへにはひろく性相の幽致をもとむ法臈やゝたけて宗戒兩脈を稟承す（澄蓮社滿譽と號す）そののち岩月淨國寺の上首聞證和尚に隨侍し細錐寢食を廢して怠りなかりけれはほつかに三年にして義解大に發し同學のために講筵をひらくに人その聰敏を歎せすといふことなし師年二十八顯譽上人重き病あり故に歸省して看侍力をつくされけれとも日にそへたのみすくなくなりけれは上人みつから起へからさるを知り師を臨末の知識とし專修念佛し終に正念明了にて遷化せらる時貞享四卯歲四月廿五日なりされは此上人は日課念佛六萬遍の行者なりけるか師を知識として目出度往生の素懷を遂られしそ師資淺からぬ芳契そかしかくて檀越相議して師を補處とせむとはかりけれとも師もとより隱遁の志しふかく世緣をいとふ思ひ切なりけれはひそかにのかれいてゝ洛西泉谷にかくる檀越等蹟をおふて尋いたりしかはなほも袖をはらいさらんとせられしを懇に請しけれはせんかたなく本國にかへり情をまけて住せらる當寺の堂舍破壞しけれは師大に力をはけまし方九間二層の佛閣を造立し遷佛供養のために四十八夜の別行を修し本願念佛を弘通せられける然りしより敎化に從ひ宗風に歸して專修念佛するもの靡然として草ののへふすことくまたかたはら圓覺起信倶舍唯識等の大小權實の經論を講してさらに倦むことなく智辨懸河のことくなれは敎人禪者歸伏せすといふことなしその弘法の志しふかきことを同學義山上人も深く歎稱したまひしとなん

師あるとき河內楠葉の宗覺律師に謁し律部の不審を尋られけれは律師その卓見を感して律の精要をつたへなをも秘書多くとり出してゆつられける又ある時師法華經を講せられしに精義神にいり妙理

言外にあふる靈山一會儼然未散のおもむひをなせりとその會につらなりし人皆感歎したるとなん在住すへて廿一年與法利生おほむねかくのことしといへともこれその素志にあらすねかはくは獨處閑居し一向に念佛せはやとはかられけるか遂に師年四十九寶永五年の春寺職をときて洛東華頂の麓に幽居し晨には大師の尊影前にもうてゝ慈恩を感謝し夕には閑窓に座して至心に念佛すかくて舊懷を遂ぬることを大によろこはれたるにいくつともなく國君の嚴命下りて大智寺に住せんことを請せらる師固辭すること能はす又まけて住持せりそも〳〵當寺は一國宗門の錄所にして

朝廷紫服を賜ひ國君寺領そこはくを寄たまへは衣食ともに豐饒なりといへとも師たゝ節儉をまもりてあたかも清貧なるものゝ如しまた時々飄然として四遠に翺翔し攝心念佛すその高尚の氣韻はかり知ぬへし享保元申歳の夏　有章院殿薨去あらせられしかは師献經のために東武に下向す歸路六月廿三日病を發すその惱み甚しといへとも心なほ勇猛にして法衣をぬかすつとめて念佛す漸く日を經て七月六日歸寺のゝち病ます〳〵おもしみつから起へからさるをしり至心念佛すること平生に過たり十九日道俗數輩をあつめ念佛して臨終正念を祈求しその夜弟子と共に彌陀經を誦し高聲念佛すること數百遍廿日氣力大に衰ふ夜に入誦經念佛回向の十念終りて直爲彌陀弘誓重致使凡夫念即生嗚呼助たまへ南無阿彌陀佛と稱へて寂然として聲なく禪定に入かことく遷化し給へり正しく二十一日の曙なり顏に笑ひをふくみてあたかも活るかことし享年五十七臘壽四十三同廿三日南中島村宗福寺にて荼毘し二十四日遺骨を拾ふに齒はみな純素にして光あり擧身の灰すへて紫色なり記主禪師の滅後に類せり師存日西岸寺に地藏尊の石像をきさみをかれけるゆゑに遺骨はその像の下に納め少分をとゞ

下祐察和尚の室にいりて螢雪のまどの前にはふかく一宗の祕頤をさくり鑽仰の床のうへにはひろく性相の幽致をもとむ法筵やゝたけて宗戒兩脈を稟承す（澄蓮社滿譽と號す）そののち岩月淨國寺の上首閑證和尚に隨侍し緇錐寢食を廢して怠りなかりけれははつかに三年にして義解大に發し同學のために講筵をひらくに人その聰敏を歎せすといふことなし師年二十八顯譽上人重き病あり故に歸省して看侍力をつくされけれとも日にそへたのみすくなくなりけれは上人みつから起へからさるを知り師を臨末の知識とし專修念佛し終に正念明了にて遷化せらる時貞享四卯歲四月廿五日なりされは此上人は日課念佛六萬遍の行者なりけるか師を知識として目出度往生の素懷を遂られしそ師資淺からぬ芳契そかしかくて檀越相議して師を補處とせむとはかりけれとも師もとより隱遁の志しふかく世緣をいとふ思ひ切なりけれはひそかにのかれいてゝ洛西泉谷にかくる檀越等蹟をおふて尋いたりしかはなほも袖をはらいさらんとせられしを懇に請しけれはせんかたなく本國にかへり情をまけて住せらる當寺の堂舍破壞しけれは師大に力をはけまし方九間二層の佛閣を造立し遷佛供養のために四十八夜の別行を修し本願念佛を弘通せられける然りしより敎化に從ひ宗風に歸して專修念佛するもの靡然として草ののへふすことくまたかたはら圓覺起信俱舍唯識等の大小權實の經論を講してさらに倦むことなく智辨懸河のことくなれは敎人禪者歸伏せすといふことなしその弘法の志しふかきことを同學義山上人も深く歎稱したまひしとなん

師あるとき河内楠葉の宗覺律師に謁し律部の不審を尋られけれは律師その卓見を感して律の精要をつたへなをも秘書多くとり出してゆつられける又ある時師法華經を講せられしに精義神にいり妙理

言外にあふる靈山一會儼然未散のおもむひをなせりとその會につらなりし人皆感歎したるとなん在住すへて廿一年興法利生おほむねかくのことしといへともこれその素志にあらすねかはくは獨處閑居し一向に念佛せはやとはかられけるか遂に師年四十九寶永五年の春寺職をときて洛東華頂の麓に幽居し晨には大師の尊影前にもうてゝ慈恩を感謝し夕には閑窓に座して至心に念佛すかくて舊懷を遂ぬることを大によろこはれたるにいくつともなく國君の嚴命下りて大智寺に住せんことを請せらる師固辭すること能はす又まけて住持せりそも〱當寺は一國宗門の錄所にして

朝廷紫服を賜ひ國君寺領そこはくを寄たまへは衣食ともに豊饒なりといへとも師たゝ節儉をまもりてあたかも清貧なるものゝ如しまた時々飄然として四遠に翱翔し攝心念佛すその高尚の氣韻はかり知ぬへし享保元申歳の夏　有章院殿薨去あらせられしかは師獻經のために東武に下向す歸路六月廿三日病を發すその惱み甚しといへとも心なほ勇猛にして法衣をぬかすつとめて念佛す漸く日を經て七月六日歸寺のゝち病ます〱おもしみつから起へからさるをしり至心念佛することを平生に過たり十九日道俗數輩をあつめ念佛して臨終正念を祈求しその夜弟子と共に彌陀經を誦し高聲念佛すること數百遍廿日氣力大に衰ふ夜に入誦經念佛回向の十念終りて直爲彌陀弘誓重致使凡夫念即生嗚呼助たまへ南無阿彌陀佛と稱へて寂然として聲なく禪定に入かことく遷化し給へり正しく二十一日の曙なり顏に笑ひをふくみてあたかも活るかことし享年五十七臘壽四十三同廿三日南中島村宗福寺にて荼毘し二十四日遺骨を拾ふに齒はみな純素にして光あり擧身の灰すへて紫色なり記主禪師の滅後に類せり師存日西岸寺に地藏尊の石像をきさみをかれけるゆゑに遺骨はその像の下に納め少分をとゞ

めて今なほ西岸寺に安置せり師の上足澄譽上人（始西岸寺を補し後大智寺に住す）の記せられし別傳あり今それによりて要をとりてこゝにしるし侍る　南紀往生傳

圓通禪師　海士郡鹽屋村光明寺開山

禪士名道、成熊野人、鹽屋村光明寺開山、禪師初從禪林寺南谷得度、後參黃檗獨湛入其室、知識德行、亦爲一時禪傑、享保丙午寂、年八十四、其書圓通語錄、角虎錄等、凡不下百卷云、紀伊國人物誌

禪師諱は道成當國熊野の人にして其姓氏を詳にせす黃檗山第四世支那獨湛和尙の上足にして道高く德廣く聲譽一時に飛揚せりはしめ書を北山の碧岩寺に讀み尋て和佐慈光精舍に潛んで專ら禪理を工夫し打座これ事とす一旦大高氏なるものゝ家にして忽ち心華煥發し源底に洞徹して大悟の時いたりしかは乃ち三の大誓を發す一つは關外に出さるもの五年一つは諸國に遍歷するもの十年一つは一切藏經を閱すること十年こゝにおゐて居を南嶽禪林寺にうつして將にこの願滿さす時に前亞相賴卿其等德を聞しめされ之を城中に致さんとて近臣をして迎へしめ給ふに師則一句の偈を口占してこれを謝す曰く

僧窓深鎖謝寅緣、不測浮名落貴筵、淸代只今湖海靜、莫驚野水白鷗眠

かくて師遂に三大誓の願を滿鹽屋村光明寺（黃檗派）を帥開ありける後元祿十五年秋閏八月亞相光貞卿芳命によつて城中に徃て陞座問答をそ勤めたまふくわしくは圓通悟錄にみつたり

紀伊國名所圖繪南紀風雅集又近世畸人傳にもありと云

按に圓通和尚最書を能くすさいへり筆跡毫逸非凡と人皆賞歎秘藏す然れ共甚稀也目牌に傳ふるに或人書をこふ成て讀能はす和尚に問ふ和尚曰く予亦讀かたし予か書は弟子某よく解すれは彼に問ふへしと答へしとそ禪門に在ては紀州第一の名僧なりしといふ

法　霖　江州日溪正崇寺

本名慧琳、號日溪、府南闕戸村人、入鷺森道場祝髮、後赴京師、事桃溪若霖、博究內外典、在龍谷講堂領衆、元文辛酉寂、年四十九、江州日溪正崇寺、本桃溪所住、法霖嗣之、故號焉、

智　幢

稱金毛虎、住和州長谷、後移紀州根來、以上紀伊國人物誌

潭光上人　和歌山廣瀨大立寺

師諱は潭光顯蓮社明譽信阿と號す紀州和歌山廣瀨山太立寺十五世の主なり專修淨業年久しく德香薰修日にあらたにて常課念佛三万稱日別勤行三時初夜の念誦をはりて堂の西窻に臨みしはらく念佛して殊さらに墓地の靈魂を回顧せらる長日の行儀いまたかつて一日も怠ることなし又此寺に常行念佛を始行し永世利益のひろからんことをはかり又みつから淨土の三部妙典を拜寫しこれを尊重珍敬し元祖大師の五百五十回の御忌をむかへて報恩の爲に名號をもて尊影を拜書しこれを供養尊崇す懇篤のいたりこれらを以て知ぬへし然るに寶暦十三未歲冬病あり寢食例に違す上人大漸の期いたることを喜ひてなほ往業を增益せんかために衆人を集會して百万遍の念佛を修せしむること或は一日ある

ひは七日なりまた人をして七ヶ日の間紀三井寺へ拜參せしめらるこれ觀世音菩薩は安養界會の長兄聖衆來迎の先登にましませはことさらに冥助を請て臨終正念ならんことを祈求せられけるなるへし十一月廿六日晉て附法せし檀家何某命過しけるを寺に送葬す上人これをききてかれは篤信の行者なりしかは沒定往生すへしとて十念回向し此次には我こそ往んいと間もあらしとてみつから筆をとりて沒後のことなとさら〳〵と書記しさてねもころに遺屬して丑の時はかり今そ往生なりとて香染の布衣に七條を被着し威儀嚴に端坐合掌の手に自筆の彌陀經を取り高聲念佛半時計り安然として圓寂し給へり實に寶曆十三未十一月廿七日齡滿五十歲なり

蓮心法師 名草郡納所村丈六庵開基

法師蓮心別に專蓮社一譽西阿と號す牟婁の郡南部川大橋村の產にて名草郡納所村丈六庵の開基なり宿植善根のいたりにやいまた若年の頃より專修念佛して口稱常にたえさりけり在俗のとき和歌山にいてゝある武家につかへて奴僕たりしかは臂を張りて門を出るにも袂のうちには數珠をはなたす手をつきて庭に蹲るにも舌の上には念佛をやむことなしある時主人の前に草履を直すとてはからす袖より數珠を落したりけれは尾籠なり殊には忌はしきものそとて預りの侍に下知ありていたく畏りを蒙り籠め置れけるされと重き罪にしあらされはやかて免れぬれと永き年月の間には思はすとり落すことありて三度まて追籠られけるみつからつら〳〵思惟すらく我此舘に召仕はるゝこと既に十年いさゝかも怠らすといへとも唯此珠數によりてたひ〳〵の咎を蒙れりしかし今より主君を離れ心のま

ゝに念佛せんにはと思ひ定めて實をもていとまを乞たれは何のゆへなくいとまを得たりしかはいくほとなく薙髪染衣して一向念佛の行人となりけり縁なるかなきなふまては人の奴として浮世の雜事に驅使はれし身をけふははや佛の弟子として後生菩提の上なき道に入りぬ在家爲人僕從出家爲人主君と説給ふもけにおもひ合されてたうとしかくて和歌山の片邊りに卜居し念佛しけるにまことや仕在佛家以戒爲本ときくさらはたとひ專修念佛の行人といへとも隨分の木叉は受持すへしいまたま〳〵出塵の身となりぬをなしくは戒師をもとめて八齋戒をもうけはやとおもいたよりもとめて洛にのほりある律師に從ひ盡形八齋の誓約をなしまた淨宗の知識に謁して專修念佛の奥旨を究め持戒念佛專にしてまた專なりかくて三年を歴て故郷に歸り和歌山の城東納所村といへる所に小庵のありけるにすみて日課念佛三萬遍阿彌陀經十巻禮拜三百或は五百禮練行薫修年久しかりけれは德不孤必有隣のことなりにや自然と利生化他の益ありて稍盛になりにけり法師大願を發して當庵に大佛の本尊を安置し自他念佛の勝縁となさんて普く四方を勸進しけるに三寶護法の冥助をや加へたまひけん衆人響のことく應し財寶そこはく集り諸縁速かに具足し石座銅身大六の尊像儼然と出現し給へり

又白紙に蓮華座をすりたる小札數百萬枚をとゝのへあらかしめ是を諸方の道俗に託し廣く遠近に散布し日課念佛おの〳〵百遍をすゝめ受持する人の名を蓮華座の上にしるさしめて是を本尊の御腹内に納めぬ一國はさらなり近國遠境ちんてんして弘りけれは此縁に依て日課を誓ふもの年を經て百萬餘人に及ひしさかやいさいみしきはかりことなり

しかしより人いよ〳〵歸敬し月毎の六齋日なとには多く集りて別業念佛す即ち百萬遍の大念珠を造り珠毎に金子に六字の名號を彫つけ膝ことに蓮座をゑかきたる單布を置きさて數珠をとらせ同音に念佛せしむ羣參の人々膝に佛をかしつき手にさゝけ口にとなへ心に思ひ奉りしかはいとゝ親近の思

ひふかく攝取の光も殊にそひぬらんと法師の善巧いとかしこくたのもしく通俗こぞりて感喜しけり化他かくのごとくなれとも自行いよ〳〵進修せりあるとき宿願のことありて善光寺詣するなれは暫く衆人參詣あるましきよしを示し門戸をとさしかけ籠りてわらんすをはき堂内を行道念佛することや六十日なり嗟呼身は紀の路にありなから心は信濃路にや運ひけん佛に來りたまふにや人の詣てけるやらん感應道交難思議實に良策といひつへし熊野等の靈場へ詣つるにも大やうみなかくの如くせられけりある夜盜賊こみいりけれはわつかにある物のかきりとりいてゝこれをあたへ三寶物をうはふは殊に重き罪なるにわつかにかりの世をすきんとてはかりなき惡業を積み永き世のうきめを見んすらんいと不便さよと徹骨の悲心を發しやかて彼等は滅罪の爲にとて二夜三日の別行念佛を修せられけるはいとありかたきためしなり此盜人も同し罪には好緣をむすひ侍れは發心修行遠からしと當來の値過もまたむなしからしこれやけに逆即是順の謂ならんかし又ある時室内にて鼠の死したるを見てかの得脫の爲にとて二夜三日の別行念佛を勸修す總て無緣の慈悲深かりし事これらをもてはかり知ぬへし

法師忍土の緣盡き樂邦の生熟しけるにや明和五子歲の夏のころより微疾あり八月四日常に出入ける尼衆に對し我平生十五日終りをとるへしと思ひしか報緣かきりありて明五日午の刻に往生すへくおもふ今よりのちは尼女の輩此室内に入へからすとて沐浴清淨にして臨終の行儀とゝのへ弟子兩人とともに念佛す五日の朝一人の弟子に身をかゝへしめ端坐合掌の手に平生念持の本尊をとり一人の弟子に鉦をうたしめ高聲念佛して來迎引接をまついひしに違はす午の上剋にいたりて禪定に入かこと

く奄然として化寂しぬ世壽七十歳なり諸人群參して容議を拜し感涙袂をしほり信敬彌ふかく念佛の聲ちまたにみてり　南紀往生傳

桂岩禪尼　和歌山湊千陽寺開基

紀伊國續風土記に曰く桂禪尼は播州本多家の家老松平將監の妻也出家の志ありて夫に離別を乞ひ名師を求めて諸國を巡廻し越前永平寺に至て獐海禪師に參して心要を叩竭す師感稱して色衣を免許す後當國に來り惠運寺二世太州を歸依して參禪し湊二本松に小菴を結ふ（二本松は吹上寺の内にありしといふ）正保中南龍公其志操を嘉し方五十間の地を賜ふて寺を建立せしめ境內町家を建て地子を以て衣糧修覆の料に充しむ後寶永三年和尚寺となる

妙壽禪尼　海士郡黑江村重根屋彦右衞門妻

禪尼俗名やゝ先の重根屋彦右衞門の妻なり天性慈悲心ふかく施しを好みけれは從類眷屬より非人乞食にいたるまて見るものことに金銀衣服飯食あるにまかせてこれをめくみはてには人目を忍ひかならす沙汰なしそといましめてひそかにあたへられけるあるとき禪尼の着料にとてまうけ置るもの見へさるにそ例の施行にやと思ひて尋ぬれは更に覺なきよしをいふ訝かしうしなひやしつるといひあひけるに程經て後近頃かゝるものたまはりしと本家に來りて謝するものありさてはとて誰々にこそ與へ給ひしをたしかに聞侍るといへはたゝ打笑て言葉なし又ある時は行乞の僧來りて衣を乞禪尼これは隱室なれは惠むへき衣類なし本家にいたりて乞たまへといへはかの僧殊の外に寒くて凌きかね

ぬれはいかなるものにてもあはれみたまへとかこちければ禪尼今は堪かね身に着たる紫の小袖をぬきてこれにてもくるしからすやとてあたへしかはかの僧あまりによろこひて本家にいたりて又ねもころに禮謝せり例のことなれはめつらしけなしといへとも餘りに過て覺けれは只うちよりてをかしかりけり子息彦右衞門行乞僧の身には應氣なくかへりてあしかりなんとて鼠の布子ととりかへてとらせけれはかの僧よろひてさりぬさて隱居所にいたりて見れは禪尼素膚にて火燵に蒲團ひき覆ひて居られしかかの小袖を見てこれはとりかへしぬるかと驚かれたるけしきなれは彦右衞門いはく鼠布子ととりかへあたへ侍るなりと禪尼よくこそはかりたれとて大によろこはれけるなへて世の人のものを施すも餘長ありてこそする習なるに身に着たるものをもぬきあたへしはありかたき志ならすや又田舍の習ひはよろつの殘食をは水穀うち交て一器に溜おきてこれを雜水と名つけ牛の飼となすなるにかの本宅の牛に雜水をあたふることにかならす禪尼に告しらさしめ禪尼みつから手をもてかきめくらし見てさて與へけるそのゆゑは梅の實魚の骨なとあらは牛の咽細けれは障りなんをあはれみてなり生質潔癖ありて手水なとむつかしく念を入られける人のはきて穢らはし雜水を人にもゆつらす日毎にみつから試みけるは慈悲深重のいたり非類にまて及へるなりかつて澄月上人を拜して專修念佛の行者となり長時の日課八萬遍發願のはしめより老朽の後にいたるまて晝夜さらに怠たらす行住坐臥數珠手をはなたす念々不捨勇猛精勤なり安永二巳年正月二日より不食の所勞あり十九日より殊におもく廿五日にいたりて眠るかことく息たへたり微の苦痛あることなく死相うるはしかりき壽九十歲なり火化の後骨をあつむるに舍利おひたゝしくありけれははゝきもてかきあつめけるとなん

按に重根彦右衛門は海士郡黒江村の人道號を相譽事頓と稱す夫妻共深く佛門に歸し專修念佛行者也彦右衛門の聟彦三郎亦念佛の行者にして道號一峰宗夢といふ

體信上人

體信上人　和州五條稱念寺

法蓮社泉譽上人明體信和尚は和歌山の產なりその氏系を詳らかにせす幼にして大坂天滿運潮寺横譽上人を拜して薙髮し笈を東武に負ひ檪河傳通院に入りて修學し臈滿て宗戒兩脈の秘璽をうくかつ四休菴貞極上人にしたかひて宗意を研究すること年あり宗教くらからす信行の要術熟せしかは古郷に歸りて後高野山に留錫し大樂院の門下にありて經律二門を研究しそれより緣にしたかひて河州高宮の秋玄寺に住し後浪華の運潮寺に住して師跡を補處すいたる所淨土の門をひらき往生の法を弘通す齋戒清淨にして解行拔群なりけれは士女歸崇すること水のひきゝに下るかことし澄月上人師の道操あるを目して跡を山林にのかれ化を四方に施したまはゝ實に人天の福田たるへしとねもころにすゝめられけれは師の素志も亦しかりとてやかて寺職をときて澄月性山即厭等の諸尊者とともに諸國を遊行せらる後和歌山の廓外八軒屋の驛にかたはかりの菴を結ひ淸修すること三四年なりはしめ貞極上人の膝下にて誓約の後日課念佛六万聲寒暑にも怠らすその餘暇には自他の聖教を披閲して道念を培增す此菴に住居の頃近隣に華嚴の講釋ありしにも出席して聽聞せられけり世の名利の媒にとて學業をはけむ類にもあらすまた我は念佛者なりとて優免牌をかけて學解を廢するたくひに異なること見つへし

ある時佛に奉る花を手つからさすとてかたへなる小僧にかたりてこれはひかへ是はまたに置きそれ〳〵にそのかたちをたゝせはふりよくなるやうに人も身をたゞせば心もとゝなふなりなとかたりつゝ花の枝葉の蜘の巣をとりて穢土の花にこそかくきたなきものはかゝれと淨土の寶樹はさあらしとてはら〳〵と涙をこほされけり

ある時かたりていはく澄月上人我をすゝめて隱遁念佛せしめられしに今はかへりて哥よみとなりて人の師範なとせらるゝ條本意なきことなりたゝ後世者は後世のいとなみはかりにあれかしなとつふやかれけり

按するに性山上人もまた此慨歎ありしかれとも澄月上人も別意趣ありあなかちに是非しかたしそのことは次の伴氏の評にあらはる

ある寺の弟子なるもの師に謁してうらやましき隱士の境界にこそおはすれ我も住院をなさてとく雲水の身ともなりて修行せまほしく覺え侍といひけれは師大に呵して我は一二ヶ寺の住持をもなしてこそかく浮雲の身とはなりぬれそのゆゑは初めより隱遁する人は大上根の人にて道心堅固にいませは三寶諸天の加護力もつよく一生無事に過ぬへし中下根のものは無事に過るものすくなし或は病を發せとも單身孤獨にて見つくへきものなけれは身をうらみ世をかこつあるはさま〳〵の妄念競ひおこりてはてはあられぬさまにて死するものも多しこれいはゆる小人閑居して不善をなすものにて寂莫祟をなすなりなましいに少し道念あるかゆゑに此障碍をうくされはまつ一寺務をもつとめ血氣の勇のゆるふをまちえて弟子同法なとに跡をゆつり我今のことき身となりて一生を全くすれは我はすつれとも人はすてぬそかし是又後世者の一手段なりと教示せらるかの僧老後に此ことを弟子にかた

りて感心せられける

師天明のはしめの比和州五條稱念寺にうつりてみつから一刀三禮して阿彌陀佛を彫刻し奉りこれを臨終の本尊と仰かれける同法多き中にも即厭上人宿縁ふかくやありけん殊更に師を恭敬尊重して常に左右にかたりていわく明阿上人道德凜然我ことときものは同席に居るへからす實に仰崇すへき人なりとされは弟子の發心者一人を師のもとに遣して奉侍せしめ衣食の料なと悉く扶持せられけり

師世壽七十八歲天明四辰年十月初よりいさゝかなやめることありみつから死のちかきをしりもはら終焉のはかりことをなすされと例時の勤行日別の念佛平生に異なることなし十三日浴室に入り淨髮し十五日の朝はことによわ〳〵しく見へけれは看侍の人師のかねて造立せられし本尊より五色の御手のいとをとりまいらせけれは何ことをするそとはる御手の糸にて侍るとて目ちかく見せけれは莞爾として笑をふくみもはやそれにはおよはす臨終行儀はともかくもあれ唯念佛を第一にせよとてみつから勇猛にとなへられけるかその聲次第に幽にていつのほとにか息たへにけり實に十月十五日の晡時頭北面西寂然として往生の素懷を遂られける時手つから立られたる枕頭の線香いまた消やらぬほとなり

圓應上人 牟婁郡日置浦正光寺

上人は無漏の郡日置浦正光寺の住持なり諱は圓應字は見阿眞蓮社性譽と號す壯年の昔より道心ふかかりしかは三業四儀佛敎に奉順し三心四修祖訓に遵崇せりさるから虛名浮利かつて心におかす眞修

實行もとより自の任とすすへて勇猛精進篤勤精苦なり長時の起行念佛六萬遍阿彌陀經二十一卷を讀誦す三時の行法朝には丑の上刻より初めらるされは新場をつたふ深夜の嵐もおのつから一向專念無量壽佛の聲をそへ岸頭をうつ滄海の波もともに受持讀誦如說修行の力をます在住三十四年間居二十四年おほよそ傾心歸入の曉より右脇終焉の夕にいたるまで孜々として誓て怠らす此ゆゑに道德巍然として高く秀て利益靡然として普く及ほせり遠近の緇素日課誓受の弟子凡三万餘人天明中寶塔を造り名簿を納めこれを佛前に安置して慶讃供養を遂らるされは德行一時にたかくまのあたり利益あることまた少からず或は十念をうけて病患たちところに平癒し名號を拜服してすみやかに安產するなどの應驗枚擧に遑にあらすある時西國順拜の爲に同行兩三輩を伴ひて廻られけるかある旅宿の娘（いつこやらんその國所なきゝもらしぬ）殊に重く煩らひて誠に九死一生わつかに息のかようのみをたよりとす父母の心やるかたなくかなしめとも醫藥術つきたれはいかにともすへきやうなかりけるに因緣やありけん上人たま〳〵此家に宿りこれを見て深くあはれみすなはち十念を授與し滅罪生善の祈願ねもころにせられしにそのあしたかの娘いへらくあなうれし御念佛の威力によりて病氣忽ち快く侍るとてやかて食事をのぞみてすこやかなるものゝ如くたへけれは父母のよろこひ大かたならす實に死したるものゝ蘇生せしことくなり此あたりの人これを聞て家々戸々にいひつたへ三四里かほとは所々にむらかりて待むかへ十念を乞けれは上人こは不求自得の現益なからも現世をおもふ人を眞の道に導くえにしならんと本願のたのもしく念佛のすくれたることを示してさて十念を授與しかつ日課をそすゝめられけり

天明六午歳の春のすゑより老衰常ならす違例の氣ありといへとも稱名相續不斷にして常に異なることなし終に佛生日の夕より念佛微音になりけるか丑の剋はかり禪定に入かことく安然として化寂せらる享壽八十八歳僧夏七十有一實に天明六午歳四月八日なり容貌莞爾として笑るか如く死相甚たうるはし

即厭上人 若山西要寺

師諱は義便みつから即厭と稱せらる洗蓮社塵譽と號す紀州海士郡安原村の人なり幼にして和歌山孤雲山西要寺に入て出家し道芽なみならす壯年東武に遊ひし頃貞極上人に隨ひて宗敎を硏究し往生淨土の要術は悟直光明の跡をたつね一向專修の法門は黑谷吉水の流をさかのほり學薦みちて後故郷に歸り師席を補して此寺に住持し自利直實の要法を以て普く利他の勸誡にそなへられけれは道德一時に高く法益現驗のこと多かりけりされは貞極上人に歸投の思ひ深かりけれは此寺に住持のゝちもふたゝひ關東に下向し相見せられけり同聲相應し同氣相もとむるのいひにや此地にても澄月性山待雲體信等の隱操の諸上人とましはりて常に法問なき後世物語のみせられけるにそいとゝ道心もすゝまれて屠邊のきさや廁中のよもき好惡何にかよるやといへる古語のふかく心にそみてしかはあはれ寺務をのかれ衣を千仞の岡にふるひ足を萬里の流に濯ふ身となりて專修念佛せはやと思はれけれとも師範の隱士老邁なりけれは是を捨てゝ出るにしのひす思ひとゝまりなからいつれ空しくもたすへきにはあらすたゝ時をまつへしと思はれける或時倩思忖すらく我此寺に住持の後そこはくの葬儀に

あつかりあくまて四方の擅施をうくる其報おそるへし今より一千坐の法施をなして先亡得脱に回向し信施の罪をもつくのははやと心願を發されけれともいまた言葉にはそれともいひ出さりけるに擅越何かし（後剃髪して報雲といふ傳下にあく）觀世音の御告にてあらかしめ此說法の事をしりいつころより始めたまへると尋ねしかは師心願の冥慮にかなへることを感喜しほとなく日々講筵をひらき專修念佛を勸進せられしに道俗先をあらそひ老少袂をつらねて羣參しその結緣おひたゝしかりけり四ヶ年を經て一千坐さはりなく究竟し目出度結緣回向して後宿志なれはとて熊野詣をそせられけるそも／＼かの熊野のかたは深山幽谷にてまつしきもの多しときけりさらは我衣類悉く施すへしとてあるかきり人にもたせて道すからまつしくあはれに見ゆるものには一つ宛とりいたし惠みあたへられしに多かる衣服も不日にめくみつくしぬれと慈心さらにつくることなくある所にてこと貧しきものを見てみつから身に着たるものをぬきあたへんとせられしを赤裸になりていかに旅行したまふそやと相隨ふもの切にいさめけれはけにもとや思はれけん只あはれみてやみたまひし其心のうち大施太子をうらやみ思ふ風情なりしとなんさて山又山の難所を越て三社の寶前にぬかつき思ふまゝに法樂したまへりけにや證誠權現家津の御子は本地阿彌陀如來にてまし／＼深き誓ひのおはしませは此御山に詣てゝ道心をいのる輩は流れに掉さすか如しといへり別に此年比席をかさねし千坐の法施又道すからの無緣の慈悲かれといひこれといひ三社權現さそやめてたく知見したまふらんとありかたくたうとし師三山參詣ことゆゑなく遂られしかは又寺に歸られけるか幾ほとなくひそかに忍ひいてゝいつちへかさられけん弟子ともあはてふためきこゝかしこ尋ねもとむれともその行方をしらす年來親しみ深かりし道俗

なけきかなしめとも詮なしかくてあるへきにあらされは跡にはさるへき僧をむかへて住持となしぬ
師時年三十二歳身心勇猛にして諸國抖藪の身となり或は岸打波に心をあらひ青海原を觀して念佛し
又は深山の奥にこもりて禽獸を友として稱名すきのふは一寺のあるしとて弟子同法に奉事せられ有
信擅越に歸依崇敬せられし身のいつしか形影相あはれむ境界となり賤か軒端の草枕にはなかきねふ
りのさめさるをうらみ海士の笘屋のかりの宿にはとゝまらぬよのはかなさを悲しみて專修念佛せら
れし其心いかはかりかはすみ渡りけん思ふにもたうとくきくにもうらやましき風情なり
さても諸國遊行の間緣に隨ひ請に應して化導を施されけれは得益のもの多してふしきにたうときこ
ともあまた有ける中いつちやらん其所はきゝもらしぬ東國にて行暮たりしかは里の長の門にたちて
一夜のやとりをこはれけるに今宵しもとりまきるゝことの侍れは得こそかしまゐらせしといふ世の
中をいとふまてにそかたからめのふるゝと思ひ出されてさらは他の家にいひつたへたまへとこはれ
しかはあるしの男つく〳〵と師の道相を見まゐらせてきと案していはゝかしこに人すまぬ古寺あり
こゝさらわひしけれともたへ忍ひたまはゝ立入て一夜を明したまへといふよし幸のことそとてやか
て彼の寺に入りてみれはけに年久しく住あらしたるすさましさいらか落ては霧不斷の香をたき扉や
ふれて月常住の燈をかゝくいたう心もすみ渡り夜すから至心に念佛せられしに更たけ丑三はかりの
比天井のうへに大石をなくるかことき音しけり何事にやとあふきみれはなかく大なる手をさし下て
あたりをさくりけれとも師すこしも驚動せすして思へらくこれなん人をとり喰ふ鬼といふものなら
ん何なる業障にてかくあさましき鬼趣に墮せしそやと悲心をおこししつかに念佛せられしにやゝあ

りて其たけ類なく大なる僧の白衣着たるが眼の前にあらはれ出師の後へまはりて右のかたより顏さしめくらしてしろ〳〵と眺れとも何かは少しも驚くへき寂然として念佛するにかのもの忽ち常人のことくなりて師の前にて三拜しければ高聲に十念を授與せられけるを謹て拜受し終りてさていへらく我は當寺三代前の住持なりしか此堂を修復せはやとおもひて普く勸進して財寶あまたあつまりしかともいまた諸縁の具せされは時をそまつへしと其財を此堂の後なる柱の中にかくし置ていくほとなく身まかりぬその妄執今につきすして中有にありあはれれ道心いみしき僧あらはその財のある所を告んと思しかとも我次に住せる僧は我出たるを見て忽ち悶絶しその次の僧は逃失たりし後は一夜を明す人たもなかりしに師は幸ひ道德いみしくおわしませは願くはかの財寶をとり出して堂を再建し我後世をもとふらひたまへかしといとねもころに告終りてかきけち見えすなりぬ師も奇異なることに思ひてます〳〵高聲念佛するにやう〳〵曉かたによふへ宿を乞たる家より茶まゐらせんとく來りたまへと告るにそやかてかしこにいたられしかはあるし殊の外うやまひかしつきて御僧は只人にはあらしあの堂こそはけもの〻出るなりとて此年頃一夜をもあかし得るもの一人もなし御僧もやかて逃出たまはんと夜半の頃人をしてうかゝはしむるにやすらかに念佛し居給ふことのふしきさよ今朝もはやく見せぬれは恙なくおはするたうとささよいかにあやしきことは侍らすやといふ師しか〳〵のよし語られけれはあなたうとしとさゝめきあひ誰々もこよと呼あつめかしこにいたり尋るにはたして財寶そこはくを得たりゆゑに其堂舍を修造しかの亡僧をもねもころにとふらひてさて法施せられければ人皆眞佛のことく歸依渴仰し專修念佛するもの多かりしほとにその所をものかれいて〻

信州上州にはしはし滞りて修行し說法度生も倦ことなかりしかはいたる所にて現驗のことも多かりき年經て後歸國せらるゝに道俗よろこひてつとひ集るにそ枯折のうれひいとはしくやかてまた出られけりそのゝち年經て弟子とも相議して師の住給ふへきしつかなる所をえらひいかにもしてたつね出してとゞめ奉らんとてまつ庵室をつくりけり誰かは迎へ參らするいかゝして尋ね奉るなといひけるに即山といへる發心者その傳下にありいと志し深きものなりけるか我尋ねまゐらせんとて笈うちかけて出にけるところ定めすさすらへありく修行者をいつこをそことたつぬへき即山か心のうちいとあはれにもたうとけれされは秋津洲ひろしといへとも五畿七道には過し誠の心をいたしなはなとかたつね逢さらんと思しなるへし先五幾内を尋ぬれとも奈良の都平の京にもおはさねはさらは遠く東のかたへこゝろさしふしのけふりのそれならて行へもしらぬ師をたつね武藏上總下總のあたりをあまねくもとめありきけれともそれとしらるゝ方もなければ念なしとあきれなからあはれかくまて知識をしたふ心を三世の佛もみそなはしたまはゝよも逢奉らぬことはあらしと思ひかへして信濃路へおもむき淺間のあたりを通りけるにある所にて七つ八つはかりの童とも多くうちつれ聲よく念佛もうしすましてあそふありあないみし田舍にてはやさしくもたのもしきことにこそと思ひてかの童ともにその念佛はたれにならひしそとゝへは山のかたを指さしてあれあの堂のうちに居る人にといふ耳よりなることをきくものかなとてかの童を道しるへとしていたりみれは小き觀音堂のありけるに一人の僧いませり見奉れは即厭上人なり愚にやはあるななめならすよろこひてものをもいはてまつさめ〳〵となきにけり遠く尋ね迷ひて月日をかさねけふはしめて逢奉りける即山か心けに置ところな

かるへし師もうちおところきていかにやいかにとたつねたまへはむかへて歸るために尋ね參りしとて同行の仰慕庵室を修造のことなとつふさにものかたりけれは師その志しはうれしけれとも歸國の事はふつに思ひよらぬことなりとてかけはなれて諾したまはねは即山さらはよし我も此所に止居て奉事し侍らんといふ折から冬のことなれはいたく寒き信濃路の雪蹈分てありきしなれは即山か足はれふくれてくされおちさるはかりなり師これを見て我こそ若けれ汝は老たる身なり此寒國にとゝまらは決くことかたかるへしはやとく歸れよかしとのたまへはさりとて師の御房のかゝるあさましきかすかなる御住居のありさまを見捨ていかてか歸りもうさるへき又同行の者ともに何といひわけすへきそ尋ね出せしかひ更になしとうちなけき聞えけれは師もことわりにせまりに迫り且その志しを感してさらはとて相伴て歸同せられける即山かよろこひまた類なかるへけれとも此所のものとも嘆きもまた大かたならさりしとそ

紀國には即山か立出し後はいかに尋ね出しやせしあはて空しく歸州やする逢來るとも聞入たまはて獨かへりやするとの床しくまちわひしに即山に伴はれて歸國せられけれはよりこそりてめてたくよろこふことかきりなし是よりかの庵室に留住して至心庵と名付自行化他しばらくも倦ことなし常時の日課六萬遍禮拜百禮或は二百三百禮隨時不定なり夜更人定りたるをりひそかに起き居て念佛するにさめてきくものありと見る時はうちやめてしつまることと常のならひなりかの吉水大師教阿に示したまへる決定往生の故實をふかく信し人每に得かたきものは至誠心なれはかく心をもちひよりく自心をためられけるならんとたふとし往生は世にやすけれと皆人の誠のこゝろなくてこそせねと侍れ

はたれも〳〵も此跡をまなひて往生の大事を遂なんことそあらまほしき
師おほよそ敎化には本願稱名を專にして廢立爲正をつのられその證にはちかく攝津浦の長三郞傳下にいづか事狀なとをつねにいひ出して自他の信心をはけまされけるかく道心の色雲をおこし歡喜の淚雨をふらして勸誡せらるゝゆゑかりそめに說法をきゝてもたちまち發心しおもはす師を見てもかならす念佛す日課誓受の人いたる所にてその數多かりけり師此庵にのみ住もなほ心とまりていとはしかりしにや晚年和州扮原の極樂寺を兼住せらる夏は扮原に安居し冬は至心庵に歸りて修行せられけりしかるに忍土の報つき往生の時いたるにや寬政二戌歲八月中頃病におかされしかはみつから起さるをしりて弟子等に向ひ我往生の素懷をとくへし汝等よく心得て看侍すへしとてそれより病床につかれけるか歸依のものとも多く集り名殘を惜みけれはたゝかたはらにて助音すへしとてみつから不斷念佛せらる十月十四日朝五つ時弟子某に告て往生ちかく覺ゆ油斷すへからすさらは我と汝と聲をかけ合して念佛すへしとて始行せられけるにその勇猛なる事平生に過たり未の刻に至るまで更にたゆみなく助音は窮屈すれとも師ひとり强盛なりたうとしなともいふはかりなし翌十五日殊さら弱られしかとも稱名更に怠りなし朝より聲々念々次第に微音に聞えけるが八つ時の比其聲止み禪定に入かことく遷化せられける時齡七十三歲師一世の自行堅固精密化他勇猛至誠なりしかはその敎化によりていみしく往生せるもの數多し
一奇話あり師晚年の頃或る日攝心念佛せられしに一狂僧來りて師道德ありとて我に何のかはりたる事あらんいてためしみんとて力にまかせ師を押伏かたへなる爐中の大なる炭火をはさみて頭上にの

せたりけれとも師すこしも驚かす唯安らかに念佛して居られしを見付たる人あはてゝ狂僧を押のけ火をとりすてしかともその跡焼たゝれて數日いえさりけりなとゝく取捨給はさりしといへは師打笑ひて捨果たりし身なれはあつしとて何程の事あらん且は地獄の苦を思念し厭似をます便り也と思ひまたかれか心をあらたてしと其儘にありし也と答へらる其後も慈悲を加へ此狂僧を護り悪しみ給ひけるとなんあゝ師は能く法を安住する人と云つへし　南紀往生傳

按に西要寺は若山御通り町に在り淨土宗にて知恩院末也　舜恭院殿には即厭上人に御歸依厚く西の御殿へ御密行の時なと此寺の地内を御通り抜けありて上人と御法話せられし抔今に寺僧は云ひ傳へり御同君より賜りし莊嚴閣の三大字御染筆の大幅を嚴かに寺藏す傳中即山とは和歌山東長町岡崎屋十右衞門といへる商賈にて其性よろしからす悪造悪盛なりしか風と即厭上人の說法を聞忽ち改悔發心剃髪染衣の身となり上人に親近給仕し專心不退の行者と也しか寶曆十二年年十月廿九日五十九歳にて目出度往生し素懐を遂けし云ふ法雲亦和歌山の在俗也二人の愛子を一時に失ひてより無定を感し念佛行者となりたりと往生傳に載たり共に揭くべき限りに非す

順空上人　有田郡糸我村得生寺

有田郡糸我村得生寺廿九世順空賢隨上人此寺に住持してより世事を隨從に任せ誦經念佛すること二十九年宛も一日の如し寛政三亥年正月夢告ありとて俄に寺職をときて隱居し念佛すること平生に過たり同年七月九日病にかゝり十二日夜初更只今御來迎あり我を起すへしと當住に扶起せられ忽爾として斷息す息とゝまりて後なほ數珠をくる事しはらくやまさりしとなんその生平の修錬はかり知ぬへし世筭六十五歳なり天賦柔和寛裕なりしかは近郷の者佛和尚と稱しけるとなん

桃空上人　和歌山護念寺

師諱は源乘字は實道桃空と號す和歌山增上山護念寺第十七世の主なり往生淨土の宗教は終南吉水の深きをさくり定散弘願の廢立は西山善峯の高きをよつ在住三十二年寺門の光榮いとさかんなり年六十三退隱して寺中に閑居す然りしよりひたすら淨業增進せらる長日三時あみた經を讀誦し念佛する事怠慢なし寛政九巳歳七月の初より病あり師西邁時至るなりとて大喜正に生す臥病の後誦經は止られ只念佛のみ相續不斷なり同し八月の初より病殊に重く飯食醫藥ともにすゝますをり／＼白湯をのみ用ゐらるなと往生の遲きやよく／＼業障のふかきにこそと嘆かれしか九月二日左右にかたりて明日は先師の諱日なれは師資の因緣むなしからす同日に往生すへしとおもふ汝ら長々の看侍にさそ疲ぬらんしかしよき福田を植つるなりとねもころに禮謝し病床は不淨なれはと一と間あなたに惠心僧都眞筆の來迎の尊像をかけしめ至心念佛しその夜九つ時に弟子等にいへらく本師大聖世尊頭北面西にして涅槃に入りたまへり遺法の弟子またこれを學ふへしとて右脇に宴臥し今宵の知死期は何時そとゝふ弟子等七つ時なりとこたふさらは今しはし間もあらん皆退き休息せよとてみつからも寂然として安眠せらるものゝことし漸く寅の剋まへに湯をもて手をあらひ口そゝき袈裟をかけ數珠をとり弟子等に助音せしめて高聲念佛百餘遍つきに發願文を訓讀に誦しけるに助音の中に句讀をよみ違ふ人ありけれは又あらためてはしめより讀直さるゝこと兩度はてには師ひとり高聲に誦しおはり光明遍照の文を訓讀し同音の十念を唱へまた三念まてはたしかにきこえしが第四念めにはその聲かすかにてそのまゝ遷化せられけり合掌さらにみたれす面容笑を含めりむかし西山國師命終の時諸衆同音にあみ陀經を誦す六方段にいたりて衆僧北方世界をよみ違へて下方世界と移りけるを國師聲を擧け

北方世界とよみ直し給ひけるとなん今師も命終にのぞみて發願文をよみ直されけるは遠く流祖の高躅にひとしく正念明靜にありしほどもはかりしられて隨喜あまりあるものをや此際の正念唯是平日の用心にあるなれはよむ人自己いかんとかへり見て日課を策修したまふへし

以下一本(帝大本)は卷之七十とあれ共原本に從ひ卷之六十九に編纂す

德本上人

德本上人　江戸小石川一行院

德本上人

信曰く上人の事は遺弟行戒和尚（即增上寺大教正當時知恩院管長）の編纂せる（慶應丁卯五十年忌法會之時）德本行者傳三卷に詳也然れとも頗る洪繁悉く之を採錄するを不得故に今該傳を畧抄し其他二三之傳記及ひ古老の直話正說にして行者傳に漏るゝものと信自から攝州吳田吉田家に就き質問實見するものとを附記して此傳を編す

師（行戒和尚は其弟子なるを以て通傳皆崇敬文を用ひたり）諱は德本名蓮社號譽稱阿彌陀佛と號せり紀州日高郡志賀谷久志村田伏氏の家に生る其先畠山尾張守政長の裔也政長の二子を久俊といふ明應二年の夏政長河內國正覺寺の城にて戰死す久俊紀州にのかれて山林に竄居し家名を隱して田伏といふ久俊より七代の孫を三太夫といふ則ち師の先考なり先妣は鹽崎氏の女男子なきを歎きて竊かに夫婦三寶に祈請す先妣或夜蓮華をのむと夢見ることありて寶曆八年戊寅の六月廿二日午の正中に師を誕せり時に異香室に滿て菡萏（ハチス）の初めて開時に異ならす見聞の人みな奇異の思ひをなせり童名を三之丞（傳通院書上に後重助と申候とあり）といふ眼に重瞳あり雙眸かゝやける事晴夜の星の如し寶曆九年の秋八月十五日の夕姉に抱かれさし出る月の玲瓏たるをあれのゝさまと姉のしめせしを頭をめくらし詠見て初めて南無阿彌陀佛と稱せら

れしかは人々感歎せさる者なかりしとそ
四歳の秋の末隣家の童子虎之丞急病にて死失ぬるを隣の兒いつこに行そ又逢ふ事ありやと母に問れたるに既に死せるものいかてか又逢ふ事の有へきと答へられけるに師いたく驚けるさまにてあな悲しいかにせんとて號泣し給ふ母さとして云く凡死といふ事は貴賤男女賢愚老少誰もまぬかるゝものなし且死したるもの歸り來へき理あらんや汝此事を歎かは彌陀佛をたのみ奉りて念佛となへよかしとそ敎へられける此事肺腑にしみ給ひ何となく有爲の世の賴みかたきをおそるゝ心つきて其後は誰勸むるともあらぬに常に念佛をそ唱へられたり師老年に及はれし後にもむかし四歳の時無常に驚きし事は今も尙忘れやらすとおりおりは申されき

信按に　擅谷世弘の覘志小言に曰く紀州之民、有無罪而繫於官者、其兒詣官請、代父死、不允憤怨而歸、閭里父老曰、位官吏之上者爲何、曰君公、位君公之上者爲何、曰公方、其上如何、曰天子、其上如何、曰莫如高德之僧也、兒於是去入那知山中、趺坐石上、絕口不粒食、唯餐果實草根、如是數十年、後紀侯出獵、至無人谷、見空石有物、怪問之則行法僧也、即拉歸、世所謂德本上人是也、云々と此事諸傳記に見へす且事實大に齟齬の所あり恐らく傳聞の誤りならんか暫く爰に揭け後の考訂を待つ

師幼稚の時其風度遙に群兒に卓出して曾て竹馬鳩車の戲を好ますかりそめの遊ひも佛乘をしたふ癖ありて笠を項につけては佛の後光に擬し指を屈ては印契を學ひ群兒を使令するも樹下石上にありて我は佛也なと申されけりと
九歳の春のころ出家せまほしきよし父母に乞申されけれとも嫡子なるうへに性質もたゝならされはにや絕て許さるへき氣色もなしもとより至孝の志ふかゝりけれは其後はあなかちに求め給ふ事もなかりけり

十歳を過る比より念球を袖に入て日課の念佛を修せられけり未た幼き身にしていらぬ事するものかなゝと誹り笑ふ者あれはあな淺まし今にも無常の來るをしらすやとてやかて其坐をたゝれたり此あたりは淡婆姑（タバコ）草を多く植養ふ處なり一年たはこの畑におひたゝしく虫生したり師はひたすらに念佛唱へつゝ畑の畔をめくらるゝに其虫ともいつしか跡もなく成ぬる念佛の功德にて虫の生を轉せしならんとそ申されける

十六歳の夏四月廿三日三寶に誓て晨昏二時の勤行式を定めらる各線香四柱を一時として勵聲念佛せられき毎時念佛の初にはまつ門前の溪水に浴して身口を淸め懺悔發願ねんころなり曉のつとめ終ても東方なほ明されは自ら艸鞋を作りて巡禮道者なとに施與せられたりさても晝の營み夜のつとめいと勵しかりけるより時として睡魔の妨や有らんとて此ころより自から平臥を禁し給へり晝夜不臥の行狀は此時よりやとそ師の家を距ること東の方五里計にして大瀧河の月正寺といへる幽邃の寺あり住持の僧を大良といへり專修念佛の行者なり師この寺に行て別時念佛せらるゝこと月に五日或は七日也住持も師を得て大に喜ひ同しく勇進して勤修せり師こゝにてもかたのことく溪水に垢離せられけれは垢離石とて今も寺のかたはらに存在せり一年雪いたく降ける日母堂のいふに寒おはせんといろりに薪さしくへて火焚居給ひたるに髮髭いと白き老翁門の戶さしのそきたり回國行者にやと思ひて今日はいと寒かるを暫く火にあたりませといはれければ此老翁つと入來てとはかり見て扱いへりけるは君の相好凡人ならす後日世の爲人の爲いみしき知識とこそはなり給ふらめこれ參らすなりよく讀みてよといひて文一枚とり出しつ辱とて受け戴て讀給へるひまにこ

の老翁いつち行けん見へす成にけり降積りたる雪の跳のあと追つへきよしもなくてやみぬ是なん法然上人の一枚起證文なりける師これを得られて後は往生極樂の明證これに過すとてかねて襟にかけられたる南龍公の父母帖とともに常に護持せられけり師生涯の法話この文の外をの給はさりしにもかゝるいわれあれはなるへし

常に親族を警誡しての宣はく常に臘月晦日の心になりて家業を勵むへしさすれは三十日は平日よりも安かるへし一年の三十日すら平生用意せすしては時に臨みて狼狽すること多かるへし況んや終の三十日に於てをや宜しく平生の用意して平生の資糧を貯へおくへしとぞ申されける

一或時家族の他を誹謗せるを聞て汝ら何そ我身をそしらるゝ事を求るや人をそしれは人また我をそしる響の聲に應する如し人を誹る事は大罪なりとて嚴誡給へり徳を積ことの人目にたゝぬこそ誠の徳をつむなれ是を陰徳という人の爲になる事ならは人しらすとも行ふへしたとへは草木の種を蒔に人目にたゝすとも蒔たにすれば生出るもの也善根も又かくの如しとぞ申されける人にそしらるゝは我身のよき知識と思ふへし我身のあしき事はみつからはしれぬものなり我身のあしき事を聞て改むれはやかて善人とはなるなりとぞ申されけるまた親族なとゝ假そめの閑話にも庶事不分明なる事抔といへるを聞玉へは乍知聲を勵しうして何とて定かならぬ事をみたりに詞に出しつるそ大なる過ちもはつかの一言より起るものやとぞ呵せられける

安永五年の春のころ師の父病腦の事ありけり師屢々醫藥を若山に覔らるその往返すへて山路十里計（五十丁一里）なるを朝に家を出て夕には必す歸られたり病はけしき比は藥を求むる事一月に拾餘度に

及ことも絶て人に托し給ふ事はなかりきとぞ其至孝思ひみるへしかくて師の父はその年の三月廿五日に正念に命終せらるよわひ六十七とぞ

師野に出て農事を勤むる時は鋤をもて念珠にかへ山に登りて薪をこるには念佛をもて樵歌となす敢て人の見聞を憚からす或時は草根木實を食料に充られし事ありとは苦行の堪不を試んか爲也とぞ月每に小池村の大日尊鐘卷の觀世音に詣てはやく出俗の願を果ん事を祈られけり天明二年の春財部(タカラ)村往生寺の住持大圓大德に就て五戒をなん受られける

天明四年の春二十七歲母堂に對して出家の望を申乞れけるに母堂もかねて師の振舞凡ならぬのみならす折々の好相なとをもおがまれたる故に今はしひて塵俗の中に留てんは冥慮のほどもおそれありとて始て所望に任せられき師は年頃神明佛陀に祈請せられしも唯この一事なりしを漸にして母堂の許されたる事の嬉しくかたしけなくて即六月廿七日財部村往生寺淨土宗鎭西派大圓上人に就て得度の式をうけ德本と名附らる

天明五年の春大瀧川月正寺の住持大良和尙と共に三十日の日夜を期して經行念佛の前業を勤らる寺の前に小丘あり丸山といふ縱橫二丁計めくりて細道あり是そよき道場なるとて晝は終日木履にて夜は堂內にて禮拜せらる其間麥粉一合を以て一日の食料に充られき第四日を經て大良和尙は堪すして退出せり師は聊も惰る事なく三十日を滿せらる羸相かたちに顯れしかと道念ますます盛なり其比人に語られけるは何事も一道を貫通せんと思はんものは艱難苦行を經て練磨を重ねされは其妙所に到るものにあらす何事も初はからき事に思へとも漸くにしておのつから平易の場にいた

るもの也とそ申されける

同年九月大河浦の圓光大師へ參籠の事あり今より塵境を屏絶して跡を林丘に隱し苦行功就りて利益を四海に及さんとそ祈求せられける後日千津川須賀谷なとの苦行練行はこゝに發心せられたりとそ

一或夜十一面觀世音菩薩夢に告給ふよしにて落合といへるへ移らるへきよしなれは里人謀りて茅をかり薪をきり膝を入るゝ計りの草庵一宇をむすひてまゐらす則移られしは天明六年二月十七日なり其夜農夫林助といへるものゝ妻源兵衞といへるものゝ母ひとしく夢みらく紫雲の中にあまたの菩薩光明赫灼として手に柄香爐をとり給へるか西方より來りこの草庵に入給ふと見る覺て後かたみに語りあふに少しも違はさりけれはいよ〳〵師を佛の如くにそ尊みあひける

千津川の草庵に移られし後には裸身に麻の七條の袈裟一肩をまとひ一日の食わつかにそら豆の粉一合なり朝には丑の時より起出て溪水に臨み廣懺悔を誦しなから垢離せらる無始の罪障を懺悔し給へるなりとそ禮拜の數凡五千七千一萬に滿ることもありけり且禮拜の式多くは五體投地をそ用ひられける

紀伊國名所圖繪に云 千津川は川の名を村名とす川源有田郡界の山より出て日高川に落合ふ往年德本行者この川水に垢離して石上に坐し念佛稱せしより其石を行石といふ

一傳通院役者書上に曰く 衣食を省きしは諸人の供養を愼み又は衣食に付世務あるを厭ひ且は飽食睡眠懈怠を厭ひし故と云々

師の苦行あまりに精勵をこらされたるゆへにや音聲かれて言語をなす事能はす喉のうちいたく損して強て聲を發すれは口いたみ齒痛み眼耳鼻より手足の指頭に至るまて惣身痛徹する事言語にの

へかたし折しも嚴寒のころにて毎曉の垢離には寒風肌へを刺す滿身のひゝ皹恰(アカギレ)も松皮の如し禮拜し給ふ毎に鮮血ほとはしるまて也されと道念いさゝかも撓む事なくいよ〳〵勉勵せられきとそ曾て人に語られけるは佛道修行は一旦の艱難を凌くか大事也三ヶ年の後にいたりてはいかなる難行の場に至りても一身痛惱する程の事はなきもの也法藏比丘の假令身止諸苦毒中我行精進忍終不悔と誓給へるをましして我等か修行是に比すれは數ふるにたらすとて彌勇進せられたり

草菴に移られし後二年はかりは除髮をもせられしかと後には精進にいとまなく絶て剃除の事を止められたりされは髮長く垂て肩を過衣はつかに身をおほふはかりなれは世の人とも見へすかの仙人といへるものこそかくあらめなと人々申合けり或時無言にて別行せられける折ふし暴瀉する事夥し其さま古綿の如くなるものゝ或は赤く或は黃なるか多く下れり十二三日過て平愈せり自からおもへらく受胎の毒腋此時悉く脫しされるなるへし其後一しほ身の輕き事を覺へたりと後日語られたりき

其後ます〳〵はけしく苦行せられしかは兩の股腫たゝれ惡汁流れ出る事湧か如くにして其痛み堪かたし藥を用れ共かひなく皮肉裂破れあたかも藥研の口の如しされとも例時の勤行は少しも怠たらす唯禮拜せらるゝに五體投地は叶はさりしかは小高き處に腰うちかけて拜し或は立なから勵聲念佛せられたり其比の口すさみとて

　敎へれは今か大事と後世祓をつ佛はつこのし今のつらさよ

憂ひつらひ情ないとはいそれまし昔いふこと聞をふおいて

かくなやみ給ふ事凡百五十日計りなり或時自から呵して宣はく今かゝる病惱にあふ事はみな宿世の業報なり自から作り自からうく誰をか恨みたれをか咎めん我宿因つたなくして今日まで如說修行せざりしによりかゝる困苦をうけたり今生もし懈りて勤めすは未來の苦患今日に百倍すへしと自から戒しめ自から勵していよ〳〵苦修せられけり

信曰く　兩首のうたは言葉の末に載する處なり同書には須ケ谷の岩屋に籠居の時病强かりしおりからかく詠して自身をこらされしと滑しおり又上人嚴寒に一麻衣を着穀食を絕ての苦行は習慣となりさほとに覺へされとも三伏の暑烈火の如き巖上に座立苦行は恰も鼎鑊の中に在る如く實に堪へかたく覺へ爲めに一時病を發し滿身腫爛膿汁流れ苦痛甚敷覺へて此二首を詠し戒められしと自からのたまひたるよし聞及ひたりと堀內楠兵衞語れり唯千津川草庵の時なるか須ケ谷の方の時なるか判然しかたき處あり暫く爰に附記す

千津川の苦行も六年なりしかは今は行脚せはやと思立寛政三年十月の比この地を立出て同郡萩原村を過るに邑中の男女袂にすかりあはれこゝに止らせ給ひて我々か後世を助させ給へなと懇にこひ申けれはさらはとて此村の谷の奥にかたはかりの草菴を結ひ給ひけり村中の男女晝は農業に暇なきゆへ秉燭比より老若多くつどひ來て念佛す人歸り去て後そのわたり二里はかりの間を每夜遊行念佛せらるそは行脚の志を果さんとなるへし寛政五年十月の比より百日を期して別時念佛せらる庵室の戶を釘にて閉ち言語を絕し睡眠を廢し口唱一行勇猛精進なり食物には豆の紛一合を一日の料とせらる翌年の正月別行滿足し續きて七ケ日水食を絕し別業を修せらる勵精念佛猛鋭なる事前時の別業に倍せり

同六年五月のころ祖師法然の廟を拜せん爲に上京せらる淸淨花院の貫首大和尙しる人なりければ

先つこれを訪はれけるに貫首悦ひて師を山内の松林院に請して留錫せしめらるあけの朝華頂山に登らる吉水の禪房大谷の道場を初め京師の祖跡靈場は大かた拜禮せられたり

一同年の九月の比熊野へ詣らんとて攝津を出立給ふ隨身の僧俗はつかに五六人なり往返の道すから應驗利益少からす

同年十一月のころ或夜半はかりにいさ今より吉野山の奥にて修行せはやとて錫杖とりて庵の立出らる此時は現定鸞洲の二師そ隨侍し給へり本名本勇二人の尼も此由傳へ聞て御跡を追ける有田郡須ヶ谷村を過給ふに農夫榮助といへる者師の御前に脆きてかしこけれとも今宵は吾家にこそ請しける抑この榮助いかなる宿縁をか結ひけん師に歸依渇仰する事肉身の如來を視奉ることしいかて師を此地にとゝめまいらせて思ふまゝに結縁をもせさせ給んことをと慮ては思ひまうけたるをなさ歎き奉りけれはそはよき志なりとて所望にまかせらる榮助悦ひ言んかたなく天神山の半腹（俗にすべり岩といふところ）にさゝやかなる草菴一字しつらひて奉仕供養心を盡しけり

信か末家同姓楠兵衞といへるは榮助弟の子にして養子に來れるもの也榮助は則其伯父なり本年八十一歳なるか榮助上人に隨從せしは幼年の時の事にて于今よく記憶せりとて屢信に語れり其言に曰く榮助姓を柏原といふ榮助蜜柑山にて蜜柑を取り居たるに上人通行と聞や否蜜柑を路傍に擲ち捨て出迎へ强て我家へ請せしに上人先つ佛檀を拜し不思議や本日は先祖の忌日なりいさ回向すへしと懇に念佛せられさて座中を見廻し夜具の入たる重ね戸棚のありしを此内こそ我座によろしと夜具を取除させ其内に入られたり一日の食に小茶碗に一はいはかりの蕎麥粉を椀の

かさに入れ水にとき食せられしのみ其他湯水一滴をも飲み給はす七日目の朝榮助其起居を問はんと戸棚を押し明けしに上人いまさすこはいかにと打驚き奇異の思をなしあはて尋ねめくりしに遙かなるすへり岩の巖上に鐘の音聞えたり是夜な〳〵出て山をめくり適一の道場を撰はれしによるなりしとそ

須ヶ谷の山は有田郡に屬して高さ二十丁はかりも登るへし半はより上は松柏も生ひ出す巖石を疊あけたるやうにて嶮巇いふはかりなし昔畠山政氏といへりし人の籠りたる城山にて士俗は魔所なりとて常には恐れて登る人もなかりしを師見給て前の庵もあれとも此絶境こそ寥閑獨處にはよき道場なれこゝに庵ひとつ造れとなん命し給ひけるかくて榮助辛して絶頂の南に向ひたる嶺の上に方丈にもたらぬ平地一所を見出しけれはうれしくてやかてさし出たる巖にそひて丸木の柱を建枯れ殘りたる薄ちかやもてふき覆ひたりはつかに御膝いるゝほとなるへし下は千仭の絶壁にてこれを臨めは眼も眩轉(メクメク)はかりなり庵は雨露のまほにはかゝらぬのみにて内外の隔たになけれは寒風膚を擘き山雲林を埋てさかから露地座に異なることなし榮助日々齋食をはこひ薪水を供して寒暑一日も怠ることなし後に出家して本因といふ此地もとより水脉隔りて盥嗽の水も容易からされは榮助日ころ思ひ歎きしをある時師のたまひけるは汝今日より七夜はかり忍ひてこゝに來り念佛せよと命し給ふ榮助敎の如く每夜竊にのほりて勤めけるに第七夜の曉其邊の巖の根よりいと清らかなる泉ひとすちそ湧出にけり今も猶其時と同しさまに潺湲として竭ることなしとそ絶頂より五六町下迄は結縁ゆるされけれは折をりに男女の詣來る時は榮助かねてささやかなる幟を作りおき是を

搖せは數千丈の巖上に師立出て十念をそ授け給ふ其際はるかなれとも音聲朗々として咫尺に對する如し又高聲拜禮の時は有田川迄ひゝき聞へけれは旅行の人も不思議なりとそいひあへりける

信云須ヶ谷の岩室に籠り在しに初のほとは種々の魔障ありて庵室鳴動なと奇怪の事ともありし時

南無阿彌陀佛いふを守らぬ神佛こちはかまはぬそちの耻そよ

神守れ天狗かみなり魔をそらへそちは役人こちは行者そ

かく詠し庵の柱にしるしおかれしに其後はふつとやみたりと聞けりと楠兵衛語れり此うた言葉の末にもいたせり

又曰楠兵衛の話に榮助は其家を弟則楠兵衛の實父也に讓り上人の直弟となり終身奉仕使役に盡力すされは四方信徒より上人へ捧けし書翰を初め須ヶ谷巖上へ若山より庵室を御寄附の時材木瓦なと榮助あての送り狀等今に楠兵衛家に殘れり又上人直筆にて本因と名を命し一首の歌をそへたる書附もあり榮助は文化九年八月廿三日念佛三昧の往生を遂しか此時上人は大坂にて法話を開き群集山をなし上人檀上に登り懇々說法中突然打伏となり脉も絕へ〳〵のさまに至りけれは弟子信徒はさらり數千の道俗すはや臨終にましますにやと愁傷狼狽上を下へと立ちさはく內やゝ暫くして忽然元にかへりいはるゝ樣さて〳〵榮助は仕合ものそ我今結構の處へ送り來れりかへす〳〵も目出度往生なり急き此よし家內の者にしらせ遣すへしと〳〵とありけれはいつれも奇異の思ひをなし直さま世話人兩人紀州へ打立しに山口驛にて須ヶ谷より來れる世話人兩人にはたと行合ひたり互にしれ

る中なれは如何なる子細そと問ふに榮助目出度往生せしゆへ急き上人へ知らせの使にこそと答ふさてはこなたも斯々なる上人の仰を須ヶ谷へ傳へん爲なりと語り合つゝ行違ひ須ヶ谷の世話人はやかて大坂に馳着き榮助往生の次第且道にて行違の事共詳に申述へしかはされはこそ生き如來に相違なしとていよ〳〵隨喜尊信の徒日々幾千人となく馳集りけるとなん此事往生傳にものせ申さんやといふものありしに榮助の事は偶都會の化益に際せしものからいと不思議にも沙汰あらんか弟子信徒の臨終にはいつも如斯し珍しからすと上人いひ給ひしより榮助送葬の時楠兵衛は伯父の事なれは天蓋を可持に劾きゆゑ堪へかたしとして人代りて持行きし事よく覺へ居れり全くありしまゝなりと語れり

攝州灘莬田に吉田道可居士といふ人あり其子を喜平次といふ寛政九年の春のころ居士熊野詣の歸るさ有田川の邊にて須ヶ谷の山に念佛の行者おはすよしを聞て結緣の爲め若山の人々と共に須ヶ谷に至り師の十念を拜受す素より結界の外にて遙に山上を見る迄なれはいと殘り多くいかて對面乞ひて親しく御敎示をなと思へとかひなく歸りて後も常に其ことを言ひ出しとそ喜平次もとより至孝なる人にて殊に父の志を繼三寶に歸する心深かりけれは父の師に結緣したることを承りしよりそゝろに尊くなつかしくて同年の卯月はかり思ひおこして南紀へそ趣きぬ師は人に對面許し給はぬよし承るをあはれいかにもして見えさせ給へかしと首途の初より夜に晝に其事をのみそ祈りける漸にして須ヶ谷の山につきぬ結界の處に至り見るに竹墻ゆひ廻して折戸堅く鎖したり父も此所までは來らせ給へりしならんを今日は如何なる方便にてか見えまゐらせんなとさま〳〵に思ひ煩

ひつゝまつ聲うち上て津國より遥に詣來し者也あはれ親しく拜謁許し給なんやと高らかに乞けれはかの優婆塞榮助聞とりてけしかることゝに思ひつれとまつ其よし師に聞え申たるに年來人に對面ゆるし給はさる別行道場なるをけふは何とかおほしとかれけん其人見んとそのたまひける喜平次飛立計り嬉しく五體を地に投て幾度か拜し奉るにも値遇のたゝならぬ事をさへ思ひつゝけられて唯涙のみはふり落めりさて十念を授與せられて後汝は我に緣ふかき人なるへし今より日課誓授すへしとのたまひけりさらは三千遍をと申けれは師大に呵して六萬遍（其家にては五萬遍と云）を誓ふへしとのたまへり喜平次大に驚きてさる勤は身に及ひ候はしをと辭しけれは師いやとよ今より我精神を汝にかしてその勤め成就をさすへけれは心を安くして誓ふへしと宣ふにそ今はいなみかたくして遂に六萬遍を誓受しきかくて因果必然の理とも經文を引て敎諭し給ふさま慈心言端に溢れ尊さいはんかたなしかくしてもあるへきにあらねはつとめて御いとま申して山をなん下ける此後は日々の御齋食ならひにうしほなとをは月毎に吉田氏より供養せしとそ

寛政十年八月高野山を初とし河内國に行脚して聖徳太子御廟を拜禮せらる夫より攝津桑津の見性寺（吉田家にて聞處には大坂不食村源照寺なりとそ）に三日留錫し給ふこの道すから日課念佛を授給ふ事幾千万人といふ數をしらす吳田の喜平次は兼て師の家近く來らせ給ふよしを聞船とも用意し大坂迄御迎にそ出にけり御船の遥に見ゆる比は道俗男女雲霞のことく磯邊に集ひたる中にも喜平次の家族は正服にて伺候したりけり御船既に岸につきけれは喜平次餘りの嬉しさに正服のまゝ水中に飛入て御船に手をかけ陸地に引上奉りておのか西の別莊へそ案内申ける師こゝにて七日別行せられけり遠近の貴賤群集

いふ計りなしこれらの爲に日々説法し給ひけれは例の日課誓授の者も又幾千万なる事をしらす

別行の限もはてゝ紀州へ歸り給へりのちいくほともなく再ひ來臨ありしといふ

住居の北に赤塚山といへる松山は吉田氏の地所なりけれは此に草菴作りて（信云灘の住吉村にて當時鉄道停車場あるところ也）師を請し日日の齋食資用すへて供養しけり毎月十五日には遠近の老少限りもなく詣來るに各名号一枚つゝを授與せられてひたすらに日課念佛をそ勸め給ひける件の名号を病人或は產婦なと拜服する果して利益を得靈驗を蒙るものあまた有けるゆゑに人々是を拜服名号とそ稱しける

智圓尼は師の母堂なり師の誕生の初より一かたならぬ奇瑞をも感見し給ひしかは專心念佛の外他事なかりけり師は至孝の志たゝならさるからに山川遙に隔なから紀州にいます母堂の爲に日々十念授けまゐらすることを常例とはし給へり喜平次今師のこゝに住せ給ふを幸に猶あかぬ心より母堂をも迎へてまゐらせはやと思ひて其よし乞ひ申けれは母堂悦ひて取あへす攝州に赴れけり母子邂逅の對面御悦ひいはんかたなく母堂のたまひけるはまつ謝し申へきは上人は毎朝時も違はて御十念授給はる事のうれしさよとそ申されけるを本勇かたはらに聞居しか後にその事いかにと問けるに朝毎に光明の中に師の十念の姿をおかみまゐらする也と答られけり

信曰く吳田は攝州神戶港より東二里住吉村の南に隣れり喜平次家は代々酒造を業とし維新前迄は灘沿岸の酒造家江戶への積荷は悉く吉田の名義をからされは浦賀番所を通船不叶故を以江戶荷着の上は一樽には何程との金を收入せしほとの由緒ありしとそ當時の戶主吉田龜之助といふは即ち喜平次の孫に當り信か知れる人なれはことし（明治二十年七月廿日）同家を訪ひ上人の事蹟遺物等視數

く見聞せり龜之助は兵庫縣會副議長にて頗る當世者流の者なれは上人の奇瑞念佛の功德なんとさなから不開化視すへからんをはさすかにおのれ其家にありて現に見もし聞もしつるものからいかに議せんやうもなく唯不思議とのみそ申し居りし今その語りし處且同家所藏の遺物實見せるものを左に掲く

上人遺墨の如きは世に其數多き事ならんか偶實驗し得しを空しく過さんも本意なく思はれ又喜平次の上人に結縁ふかきさまを示さん爲にもと暫く煩をいとはさるになん

龜之助話に母堂智圓尼の來り初て上人に面會の時母堂は上人に對し恰も佛を拜する如き禮拜をなしさて毎朝御十念を授け給はりいと難有よし謝せられけるに上人左樣の事宜ふものに非すと呵せられたり喜平次は折しも側に居り何とも合點ゆかぬ事に思ひ退き竊に智圓尼に問ければ我等日高にあるに朝な〳〵上人來りて十念を授け給ふ其姿もあり〳〵と拜するなり上人のかく呵せられしはかゝる事共みたりに洩しなす人の疑惑を生せしむる恐れあれはなるべしとぞ答られけりとそ

一又の話に本勇尼同行の尼須ヶ谷にて或時かね打たゝき念佛唱へ居けるに上人そは何事をかいふそと呵せられしかは念佛中にて候と答へけるにいや〳〵念佛には非す京都へ參らん大坂へ行かんと申居るなりといわれしに身の毛よたつ計に驚き恐れける是全く口に念佛唱ふるとも心に他事を念すれは上人には其儘に聞えつるものならんと本勇語りしとそ

一又のはなしに上人常にわらんしにて歩行し給ふに雨天といへとも其わらんし濡るゝ事なかりし

には實に驗き入りたりとそ
此外尙奇特の事共龜之助語りけれとも畧しぬ
一吉田家所藏の藏遺物
來迎の圖讃　　　　一　幅　畫は本佛和尙
讃に
負へ山唱へていれは源の鬼をころしに彌陀は來迎
名體不離の圖　　　一　幅
無言行中の張紙　　一　卷
文に
釋氏父淨飯大王當座道場生諸佛富貴自在衆生（一字失す）合爰に虛假之行者名利之僧有り此德本之自佛といふは正覺阿彌陀法王善住持是五劫思惟兆載永劫之間法藏菩薩の御作也十劫已前に求ありしを永々付失いたし候今釋迦如來付屬六方恒砂之證誠三國傳來諸代名師善導大師圓光大師敎口稱三昧なり南無阿彌陀佛と建立もす泥木畫像𡈽なし老若男女貴賤南無阿彌陀佛と善心をたのむ
本願の其古をゐをれをれ
わこのなをいをにをゐりあらをな
南無阿彌陀佛　　　德　本　○

奥書に

此書德本行者於紀州專修河無言行中張紙也

天保九戊戌五月四日　　遺弟本勵記之

一十方のうた　　壹幅

ひとこゑを　　いちにちのられ

となせば十方　　まんになる

みつるなり　　そよ

十　方

唱うれハ十方界にみつるなりこゑをとまれハ接取して有り

一壹枚起請文要訣　壹卷

勝尾寺留錫之時のもの紺紙金泥にて法然上人の一枚起請文を書し奥に要中の要は唯往生極樂の爲には南無阿彌陀佛と申て疑ひなく往生するぞと思ひ取て中外には別の子細候はす其餘は廢立の行義の理を申計の事なり此外に遠くふかき事を存せは二尊のあはれ見にはつれ本願にもれ候へし是は衆生方へ敎給義也爲證以兩手印是は御誓證の手印也此上かれこれ申は無慚無愧のいたす所也恥へし愼へし

此處に金泥にて兩手印あり　　德　本

文化七年午正月二十六日

一感得旭日上に名號　壹幅　紺紙金泥自筆

一名體不離阿彌陀佛像　大幅　紺紙金泥

一利釼名號　大幅　弘法大師に效ふ唯彌陀の彌の字つりな矢な以てかたちさす

一善光寺如來三尊感得の名號　壹幅

一上人毛うへの像　壹幅

是は智頓居士極細字を以て阿彌陀經壹卷六字名號貳百遍も一字三拜十聲念佛して圖したる上人の像なり圖之頭部に上人自から自身の毛髮をうえられ口より名號を吹出したる處を自筆せられし者也

一二十五菩薩名號　大幅　紺紙金泥

一名號不動明王の圖　壹幅

一六角名号碑の原書　壹枚

是は住吉留錫庵室跡へ建立せし碑の原書也

一横もの　貳幅

德本

極樂へ唱へて居れは南無阿彌陀
　つなをたくりてまいるつく也

世をのこれ浮世乃中はこしかけのいつも旅路の心なりけり

南無阿彌陀佛　　徳　本　○

一本勵和尙感得妙華相好の圖　　壹卷　自畫

是は自身往生後に披見すへきよしの誓約なりしとそ

一上人遺具

木綿頭巾　　つた袋　　木綿座具鼠色　　淨衣白

袈裟鼠　　手拭　　柄香爐　　鐘

撞木　　鐘の臺　　名柄の人柱橋杭の古木に名號八つ認たり高二寸渡し三寸計り

拂子　　腰衣三　　硯箱金泥用　　木の杖歌あり

下駄　　たらい　　くつ　　下帶

ふとん　　枕當ふとん座右より出たる水晶名號　書付あり

唐團扇　歌あり　　南無阿彌陀　うちわの風をふかすれはてにさるたひに業障消滅

麻七條袈裟　　一行院よりの遺物のよし

舍利塔　　硝子張　　上段釋迦舍利中段法然上人同下段徳本同

熊谷蓮生坊所持のものと云

過去七佛舍利　　上人の齒

上人の浴水

如此硝子瓶に入れ桐の箱に納めあり

是は上人の風呂の水なり凡九十年を經といへとも色清白臭氣聊もなし以前は壺瓩に入れ保存せしかとも漸次信徒の請求に應し今は漸く此一瓶の僅々の餘せりと龜之助語れり

一上人は不臥の行者なれはふとん等は用られすされとも吉田より強て調達進めしゆゑにふとん枕ふとんあるよしせ　以上信筆記

一紀州前黃門大眞公より仰言ありて願くは國内の山にても心に任せて勤めらるへきよし御使兩度に及ひしかは師畏りて攝州をさり再ひ須ヶ谷の庵にそ歸られけることし公の御母君清心院殿かくれさせ給ひしかは御菩提の爲にとてその御館を賜りて須ヶ谷の山に移改て之を師の庵室とはなさせ給へり尊靈もとより師に厚く御歸依ありしを公もしろしめしけるより御かたみにもと思召たるなるへし師明の年の冬の初まて此山に閑居して御追善の別行をさせ給ひけり

信曰く清信院殿は寛政十二年申二月三日逝去なし給へは本條は即ち其比の事なるへし

一享和元年十月廿三日の夕例の行脚の志湧か如くをこりたるより竊かに夜にまきれて須ヶ谷をのかれ出給ひにけり大路をゆかは人の見とかむる事もこそとて忍ひやかに山路を經て河内國より攝州に趣き勝尾寺のふもとなる坊の島といへる處に至られける

信曰く同姓楠兵衞家に左の如き直筆の壹通存せり蓋し本條の時なるへし上人農家に長し曾て習字せられけるよしなから此書は他の遺墨にかわり字格端正恰も練熟のもの丶如し敬上ゆゑと思

はる

御届け申上候口上之覺

御國守様以御思召預御召返し事に庵室
御建立成し被下難有仕合奉存候爲
報　御恩御先祖代々御回向
御武運長久幷國家安全の御祈願之念佛之回向
御恩奉報候然る處節々の大風雨に而庵室殊之外及大破風雨難凌候に付御繕成し被下候樣に書
付を以て奉願候得共此之儀も相濟不申候樣被
仰聞候尚又山頂載之儀も相叶不申由被　仰付貮つともに奉畏候左候得は住所難致候其上諸人
柴草芟に山内に入込及亂雜候は修行之障り多く難成就候間諸國行脚仕候此段御届申上候以上

有田郡須ヶ谷村

享和元年十月七日　　沙門德本

庄之右衞門殿

例の吉田の家族傳へ聞て御迎に伺候大師又此家に暫く留錫し給ふ折から正覺院權僧都勝尾寺の總代として御迎に來られけれは十一月廿五日初て應頂山に登られける一山隨喜して年久しく荒果たる松林庵を新に修治して師に供養し永く此山に留まりて化益を施し給へかしとそ乞申されける此後は毎月十五日を定日となし二階堂を道場として別時念佛をそ執行せられける此山はむかし開成

皇子住給ひて般若を書寫し善仲善筭の現身往生の舊迹證如上人終焉の靈地也とて圓光大師も四年籠居の勝蹟なれは師も年を重ねて此には住給ひけるなるへし

一享和三亥年十月京都獅子ヶ谷法然院にて鬚髪をそり内衣を用ひられけり出家の後今に至るまて大方は山居巖栖を常とし苦修練行寸陰を惜まれけるよりいつしか剪爪除髪の事さへ省かれけるをこのころはやゝ化他の因緣熟して人氣近く住給ひけるにそ長髪長爪いかにも異相なり師門の正儀にあらすとて眞の比丘形には復し給へるなりけり

一同年の十一月關東下向を催さる宗門の規式なれは師家の傳法を乞ひかつは東漸の化益もなさおほしけるより東海道を經て江戸に着せらる小石川傳通院の鸞洲上人はむかし山居のをりかねて契りおかせ給ひけれはやかて此寮を留錫の處とは定め給ひぬ時の貫主君譽知巖大和尚は我爲の不請の友也とよろこひ同冬十二月別に道場をひらき宗戒兩脉及ひ布薩の法式等殘る處なく相承し給ふ貫主大和尚のいへらく曾て聞師山居の際兩祖の直授を得られたりと願くはこれを聞んとこゝに於て師掩ふ事なく感得の旨を述らる述る處宗義の肝要を得て代々相傳の旨に符合せさることなしとて深く感せられけり相承の印信にとて大和尚より三卷書籍幷に宗祖大師直筆の名號を師に贈らる大和尚後に智恩院に住して大僧正に任せらる文化六年七月入寂の前師勝尾寺より錫を飛し上洛して臨終の御善知識をつとめられき

信曰く吉田家にて聞しに上人勝尾寺にありし時或夜半俄かに智恩院の僧正頻りに余を召喚せらるゝ故今より參向すへしと立出らるゝにそ弟子兩人取る物もとりあへす隨行す山越にて道も暗らく勞れはてけれは願はくはしはし憩ひ明るを待ち給ひてんや

さ請ひ申すに汝等堪へかたく思はゝさこ山路に座具敷て座し給ふ弟子等は大息つきてうち轉ひ一睡せんさすれさ蚊多くさして中々に眠りかたく頭を擧見れは上人は泰然さして念佛し給へりいかに上人の御身には蚊もさし申さぬやさ問ふに吾身は蚊さし申さすさ答へ給ふにいよ／＼あきれはてかく憩ひつるも詮なけれはいさ御供仕るへしさ打立つゝ夜明る比智恩院に着給ふ（行程十里余）同院にては今や御迎ひに人參らせんさ其用意最中也さ打驚きたりさ聞傳へたるさなん蓋し此條は時の事なるへし

一文化紀元の夏は比日光拜禮の歸途小金の東漸寺をさもらはる貫主宜契大和尚に増上寺辞譽大僧正の嫡弟にて當世の名德也かねて師の道德を慕ひ給ひけれはこさによろこはれて問目く師は衆人に日課念佛を勸め給へり師にもみつから日課の數は定めさせ給ふにやさ師のたまはく念々不捨に念佛して晝夜しはらくも間斷なけれは日課を定める事なしさ大和尚重ねて念々不捨さは申せさも一食の間も猶間斷あり況や師は平常念佛の御暇說法に力を用ひ給ふ事なれは無間修の名は如何にやさ申されけるに師忽ち容を改て昔八耳の太子には及はすさも念佛說法の兩途を一時に勤るに何の難き事かあらん大和尚には未た念佛の數のたらぬよりかゝる疑ひの生し給へるなりさ申されたる時大和尚始て師は實地の修行者なる事を感佩し給ひしそ

一文化三年正月中旬より八月迄越前の國大平山妙華谷さいへる谷にて別行勤め給ふ

一平常の御言葉に我念佛する時は即阿彌陀也說法する時は即釋迦なりさそのたまひける聖道門にはかゝる傳へもあれさ淨土宗にてはかくまてには申さぬそ數限なるへきを師の自得し給へるさまおのつから經論の至理に符合せるを其まゝ仰られしもいさめつらしくなん

一文化の初鷲洲雲に寓せられし比高崎侯の藩に寺田五右衛門さいへる劍道の達人あり師の名を聞來りて十念を乞ひけり其門人に白井亨さいへる人あり後には並ひなき劍道家なりさて世には稱しあ

へり此人諸國を經めくりて歸府したりし時五右衞門殊の外不興にて汝か修行未た精にいたらすと呵しけれはいかさまに修行すへきかと問けれはよき高僧なとに承問すへしと示しけり亨思へらく今の世に高僧と稱せんものは德本行者なるへしいかなる事かあらんいて試んものをとて取あへす出たちぬ師はこの比攝州勝尾にいまして亨の訪ひたる日は十五日にそ有りける師の說法し給へるさま何となく毅然として犯すへからさるの氣象あり翌日謁見を乞て我は劍客なり高僧に逢たらん時劍法の示を請よと吾師のいわれしによりて遙に訪ひ奉れり願くは敎へ給はらん事をと申しけるに師微笑て我は念佛の行者也豈武事にあつからんや唯知る處は念佛して極樂に往生するのみ也汝も後世の爲に念佛せよやとのたまひつゝ証打敲て念佛し給ふをつら〳〵見奉る時豁然として劍道の妙處を悟れりとそ後々人に語りて我嘗て行者の念佛し給ふさまを見るに分毫のすきまなく一握の撞木をも千万の敵にも對すへく覺えたりきとそいわれける圓勝寺本願和尙にもと五右衞門と同藩の人にて此事親しく聞たりしとて折々語り申されき

信曰く此頃和州當麻山奥院へ請待せられ三輪山に參詣又文化七年十月の比浪華の小橋屋利兵衞長堀の奈良屋佐兵衞同久太郎町の黑江屋喜助明石常本屋牛太夫なと深く歸依し或は江州竹生島へ參詣八幡彦根等在々所々にて結緣夥く至る處化益盛んに奇瑞さま〳〵なりし事共擧て數へかたし本傳に詳かなりこゝに畧す

一文化八年の前後より念佛の弘通いよ〳〵盛になりて勝尾山寺に月參するもの五畿七道にわたりて凡廿二三國はかりなりき剃度の式を請るもの月々に二三千人月並に通夜念佛するもいも一千人に過ぬされは餘りに煩はしとて同九年の春の比より房籠りをなしたまひける然るに紀州公より再仰言ありて國內にて化益あらまほしきよし只管に請せられけり先には固く辭し申されしかと此度

さ請ひ申すに汝等堪へかたく思はゞさゝ山路に座具敷て座し給ふ弟子等は大息つきつゝうち轉ひ一睡せんさすれさ蚊多くさして
中々に眠りかたく頭を擧見れは上人は泰然さして念佛し給へりいかに上人の御身には蚊もさし申さぬやさ問ふに吾身は蚤蚊さ
し申さすさ答へ給ふにいよ〳〵あきれはてかく憩ひつるも詮なけれはいさ御供仕るへしさ打立つゝ夜明る比智恩院に着給ふ
(行程十里餘)同院にては今や御迎ひに人參らせんさ其用意最中也さ打驚きたりさ聞傳へたるさなん蓋し此條は時の事なるへし

一文化紀元の夏は比日光拜禮の歸途小金の東漸寺をともらはる貫主宜契大和尚は增上寺諸譽大僧正
の嫡弟にて當世の名德也かねて師の道德を慕ひ給ひけれはことによろこはれて問曰く師は衆人に
日課念佛を勸め給へり師にもみつから日課の數は定めさせ給ふにやさ師のたまはく念々不捨に念
佛して晝夜しはらくも間斷なけれは日課を定める事なしさ大和尚重ねて念々不捨さは申せさも一
食の間も猶間斷あり況や師は平常念佛の御暇說法に力を用ひ給ふ事なれは無間修の名は如何にや
さ申されけるに師忽ち容を改て昔八耳の太子には及はすさも念佛說法の兩途を一時に勤るに何の
難き事かあらん大和尚には未た念佛の數のたらぬよりかゝる疑ひの生し給へるなりさ申されたる
時大和尚始て師は實地の修行者なる事を感佩し給ひしそ

一文化三年正月中旬より八月迄越前の國大平山妙華谷さいへる谷にて別行勤め給ふ

一平常の御言葉に我念佛する時は卽阿彌陀也說法する時は卽釋迦なりさそのたまひける聖道門には
かゝる傳へもあれさ淨土宗にてはかくまてには申さぬそ數限なるへきを師は自得し給へるさまお
のつから經論の至理に符合せるを其まゝ仰られしもいさめつらしくなん

一文化の初鷲洲寮に寓せられし比高崎侯の藩に寺田五右衛門さいへる劔道の達人あり師の名を聞來
りて十念を乞ひけり其門人に白井亨さいへる人あり後には並ひなき劔道家なりさて世には稱しあ

へり此人諸國を經めくりて歸府したりし時五右衛門殊の外不興にて汝か修行未た精にいたらすと呵しけれはいかさまに修行すへきかと問けれはよき高僧なとに承問すへしと示しけり亨思へらく今の世に高僧と稱せんものは德本行者なるへしいかなる事かあらんいて試んものをとて取あへす出たちぬ師はこの比攝州勝尾にいまして亨の訪ひたる日は十五日にそ有りける師の説法し給へるさま何となく巍然として犯すへからさるの氣象あり翌日謁見を乞て我は劔客なり高僧に逢たらん時劍法の示を請よと吾師のいわれしによりて遙に訪ひ奉れり願くは敎へ給はらん事をと申しけるに師微笑て我は念佛の行者也豈武事にあつからんや唯知る處は念佛して極樂に往生するのみ也汝も後世の爲に念佛せよやとのたまひつゝ証打敲て念佛し給ふをつら〳〵見奉る時豁然として劔道の妙處を悟れりとそ後々人に語りて我嘗て行者の念佛し給ふさまを見るに分毫のすきまなく一握の撞木をも千万の敵にも對すへく覺えたりきとそいわれける圓勝寺本順和尚はもと五右衛門と同藩の人にて此事親しく聞たりしとて折々語り申されき

信曰く此頃和州當麻山奥院へ請待せられ三輪山に參詣又文化七年十月の比浪華の小橋屋利兵衛長堀の奈良屋佐兵衛内久太郎町の黒江屋喜助明石常本屋牛太夫なと深く歸依し或は江州竹生島へ參詣八幡彦根等在々所々にて結縁夥く至る處化益盛んに奇瑞さま〳〵なりし事共擧て數へかたし本傳に詳かたりこゝに略す

一文化八年の前後より念佛の弘通いよ〳〵盛になりて勝尾山寺に月參するもの五畿七道にわたりて凡廿二三國はかりなりき剃度の式を請るもの月々に二三千人月並に通夜念佛するもいも一千人に過ぬされは餘りに煩はしとて同九年の春の比より房籠りをなんしたまひける然るに紀州公より再仰言ありて國内にて化益あらまほしきよし只管に請せられけり先には固く辭し申されしかと此度

は强てもたすへきにあらすとて其年の五月歸國し給ひにければ頓て那賀郡なる和佐山に庵室をそ給りける梶取の總持寺住持の大和尙年比歸仰せられしかは喜ひて五月廿日より七日の別業をそ乞申ける折ふし師は癰痎をなやませ給ひけれと國内化益の仰を重して此寺に留錫し給ふ日々の群集二萬人に餘りしとそ御聲かれて說法し給ふ事能はされは日々唯十念をのみ授られて地獄にな落そ念佛して極樂へ參れよとのみ之高聲に宣ふこれを聞人唯涙墮してそ尊ひあへりける阿波淡路よりも師の結緣あるよし傳へ聞て日夜に詣來るもの船の二百艘計りも若山の港に碇泊したりしとそ紀州公侍醫某をして日々御藥を調せさせ給ひ又立期といへるものを晝夜侍せしめられて按摩をさせ給ふに必す罩瞼を用ゆへき由命し給ひしとなん御尊崇のいたり比類なかりき招かせ給ふ事屢々なれは總持寺の別行終りて同月の廿七日貴命に應し給ふ北島まて御迎ひの船五艘を出され師の本船は新に造り出して六挺の艫をかけゝる武田某命を蒙りて御近侍三人水主頭をもつて護衛し午の刻はかりに御館に着せらる（此御館は先君の御別業にて畑御殿と稱す）師弟の御禮節をもて御對面の御式いとおこそか也別座を賜りて十念請はせ給ふこの序をもて一枚起請文を講せしめらるゝに士女すへて合掌すへきよし公自から命せらる御館の中にて十念請らる事七處也送迎の御禮儀はもとより襲具ともに至るまて都て淸潔なるへしとて皆新に造らしめ給へりしとそ事終りて總待寺へ歸へらせ給ひき

按に和佐山は若山より東一里半程なる俗に鷹の御前と稱する是也此山の半腹にいと古く荒たる庵室あり上人此古庵にて修行夫より攝津の勝尾寺へ參られしか

觀自在公より屢々の御招きにより再度和佐山の古庵に戻られしにて特に庵室を賜りしには非すとの說あり總持寺は若山より西北に當り紀の川の向ふ北嶋渡船場より一里以内にあり

觀自在公に奉仕せる稻垣次左衛門坊主より諸士に累進す公の世譜御言行の條に詳也に十一歳の時より僕として使われ永年隨身中次左衛門は毎に上人の事を語り聞せ就中上人を阿波より迎へ奉りし事は前後六七度も耳にしけれは今に記憶して忘れす願くは上人の傳記に此事記載あらまほしとて語りしを其目前にて筆記のよしにて濱田慈眼より報し來れり曰く庄助當明治三十一年に六十七歳にて尚壯健たりと云ひし由 上人の事女中方の噂を大殿樣は聞召されて行者は今何地に居る哉と次左衛門に尋させ給ふ即ち阿波の撫養に在錫のよし答へ奉りしに直ちに迎へ來れとの命により御船手に申て鯨船に八挺艫を立させ撫養に致り使命を達す上人の曰く太守の仰とは雖も直ちには應しかたし故は今十念を授からんと群集の者幾百人をしらす明朝出立すへしと也次左衛門は其翌日早天に迎として其庵に至らんとする途中上人麻の衣に跣足にて錫杖をつき數多の信徒に送られ來り給ふに出迎たり次左衛門慇懃に禮をなすに上人見向きもせす比しも十月のさし入寒風肌を裂くに上人は單衣一つに麻の腰衣を着け袈裟をかけられたるのみ頓て船場に到り稻垣船へ案内申けれは閃りと飛乘り艫に突立ち錫杖をつき側目もふらす唯念佛しておわしき淡路灘にかゝりし比俄に暴風雨起り逆浪山の如く今や舟も覆へらんとするさまにて舟子さへ働き得さるに上人は直立のまゝ少しの動搖も見へす次左衛門及ひ御船手の役人等は濡れ鼠の如くなるに上人の衣は聊もぬれす不思儀といふも愚にて唯驚き合へるのみ漸く恙なく荒濱近くなりしに濱手には數十人の役人迎ひ出てはや注進中上と見へ大殿樣には御躬から御迎ひあり上人上陸 公御會釋あらせられしに上人御答禮のさまも見へす同しく跣足のまゝ參殿ありしに足一点の泥土を留めす洗ひたる如しと次左衛門は御椽側に伺公

し窺ふに上人は　殿に對し別に御挨拶もなく唯稱名を御唱へなされへくと立て　殿の御頭上に珠數を以て十念を授け奉られたり畢て御湯漬を賜わらせ給しか手にも取らせられす其儘大智寺へ案内をとありて同寺へ參られ宿錫し給へり其後三度程御藥種畑へ御招請ありしか終始女中取扱ひのみにて男子は預からされは次左衞門も見聞し奉らすと云々かゝる躰にそ次左衞門は是正しく佛菩薩の化身ならめと深く渇仰の思ひを起し母をもすゝめ共に大智寺へ參詣して上人の十念を受られたりさしもの大智寺も立錐の余地なき迄に參詣群集し稱名念佛の聲は内外に鳴り渡りたり同寺は南向なから廣大の殿閣奥まりし佛殿のあたり晝猶闇きに上人出場の時はほつと明りさしてあやめ明らかなりしは正しく事實也されは人皆信心肝に銘して踊躍歡喜に堪へさりしと爾來次左衞門は無二の信者となり常に此事語り出しいたくすゝめを受たれは余（庄助也）も亦同しく念佛の信者とはなりし也と云々

一信曰く楠兵衞の聞傳ふるには

觀自在公陰癖ゝ御症にて常に御腦の強く御醫藥もしるしなく折には御寢も遂させ給はされはおのつから御癇氣募らせられ近侍の面々も深く患ひ奉りけるか上人十念を授け奉りて今宵よりは必す御心やすくましましへしと申上しに果して御腦頓にやみたりされはいよいよ御信仰篤く常々念佛怠らせ給はさりけるとたん拜謁の時捧られし歌

南無阿彌陀佛ゑて唱ゑてゐきを身に於ぬて影の如くに守る本尊

あをはてに響ひし佛でえあらての幾代の年を經に劔

上人退きて密に語られけるは御手に逢ひたる亡靈とも浮み得かたくすかり奉り居けるを皆々濟度したり故に御腦みやみ申上し也歌の結句に劔の字用ひしも子細ある也と語られけるとなん兩首のうたは言葉の末にも出せり

一吉田龜之助語りけるは此時高弟本佛和尙も御間近く伺公候ひしに上人の道容常にかわり高聲十念傍人の耳をつらぬくはかり君

には御汗流れ御聲も出かれつるをしひて御はけみ被遊候さまに窺ひける故あやしみて後に問ひ申ければ怨魂濟度人しは念し申けると答られしと本佛直に語りたりとそ

一廿九日國君の請によりて登城し給ふ御座の間を道場と定め御正服にて御十念請させ給ふに御褥を用ひ給はすかくて館中の行化も果ぬれは翌日は御先塋にて念佛會あり種々の御布施ともありて六月朔日にそ御暇賜り和佐山の庵室に歸らる此後屢御召に應して登上し給ひける

此國君を舜恭院殿と稱し奉る中納言より大納言に累遷し御隱栖の後從一位に叙し給ふ師の法孫後年に至りても修行事かゝぬ爲にとて無量光寺を造營し給ひ恩施幾多を寄せ給ふ天保の子年江戶一行院にて本堂再建を命し給ふ一行院三昧院の扁額は則ち此君の御染筆なり

增上寺大僧正典海大和尚兼て師の道德を稱歎し關東へ請し申さまほしと鸞洲上人に其事をはからわせ給ける師も大僧正の志を感して關東下向を志しつゝほとなく佐和山を發錫し大和河內を經再ひ勝尾寺へおもむかるこは文化十一年の春の事なり同年の五月中旬勝尾の草庵を辭せらるゝよし諸方に聞えけれは遠近の道俗今は最後の御わかれなるへしとて詣來るもの日々に引もきらす白雲は紅塵にかわり山澗も朝市の如くにそ見えにけるかくて五月十七日に勝尾を出て其日の夕暮に京都の圓道寺につかかせ給ふ頓て此寺において

先帝並に　仙洞御所の女房達あまた得度の式請給ひぬ序よしとや公卿の簾中女房達も多くましりおはしましぬ

信曰く德本性佛上人行狀記と題せる一書あり文化十二年六月十八日筆記のよし記せり文中上人京都智恩院にいませる時參內をも被仰付性佛上人と號を賜又法然上人所持の柄香爐を忝くも禁廷より拜領し種々有難き仰事ありける云々と又楠兵衛の話にも

し窺ふに上人は　殿に對し別に御挨拶もなく唯稱名を御唱へなされへくと立て　殿の御頭上に珠數を以て十念を授け奉られたり畢て御湯漬を賜わらせ給しか手にも取らせられす其儘大智寺へ案内をさありて同寺へ參られ宿錫し給へり其後三度程御藥種畑へ御招請ありしか終始女中取扱ひのみにて男子は預からされは次左衞門も見聞し奉らすと云々かゝる躰にそ次左衞門は是正しく佛菩薩の化身ならめと深く渴仰の思ひを起し母をもすゝめ共に大智寺へ參詣して上人の十念を受られたりさしもの大智寺も立錐の余地なき迄に參詣群集し稱名念佛の聲は内外に鳴り渡りたり同寺は南向なから廣大の殿閣奥まりし佛殿のあたり晝猶闇きに上人出場の時はほつと明りさしてあやめ明らかなりしは正しく事實也されは人皆信心肝に銘して踊躍歡喜に堪へさりしと爾來次左衞門は無二の信者となり常に此事語り出しいたくすゝめを受たれは余（庄助也）も亦同しく念佛の信者とはなりし也と云々

一信曰く楠兵衞の聞傳ふるには

觀自在公陰癖し御症にて常に御腦の強く御醫藥もしるしなく折には御寢も遂させ給はされはおのつから御癇氣募らせられ近侍の面々も深く患ひ奉りけるか上人十念を授け奉りて今宵よりは必す御心やすくましましへしさ申上しに果して御腦頓にやみたりされはいよいよ御信仰篤く常々念佛怠らせ給はさりけるさたん拜誦の時捧られし歌

南無阿彌陀佛ゑて唱ゑてゐまそ身ゝ添ぬて影乃如そゝ守る本尊

あを後てゝ晉ひ玄佛でそ志らでの幾代乃年な經ゝ劍

上人退きて密に語られけるは御手に逢ひたる亡靈さもの浮み得かたくすかり奉り居けるを皆々濟度したり故に御腦みやみ申上し也歌の結句に劍の字用ひしも子細ある也さ語られけるさなん兩首のうたは言葉の末にも出せり

一吉田龜之助語りけるは此時高弟本佛和尙も御側近く伺公候ひしに上人の道容常にかわり高聲十念傍人の耳をつらぬくはかり君

には御汗流れ御聲も出かれつるをしひて御はけみ被遊候さまに窺ひける故あやしみて後に問ひ申ければ怨魂濟度人しは念し申けるこ答られしこ本佛直に語りたりとそ

一廿九日國君の請によりて登城し給ふ御座の間を道場と定め御正服にて御十念請させ給ふに御褥を用ひ給はすかくて館中の行化も果ぬれは翌日は御先瑩にて念佛會あり種々の御布施こもありて六月朔日にそ御暇賜り和佐山の庵室に歸らる此後屢御召に應して登上し給ひける

此國君を舜恭院殿と稱し奉る中納言より大納言に累遷し御隱栖の後從一位に叙し給ふ師の法孫後年に至りても修行事かゝぬ爲にとて無量光寺を造營し給ひ恩施幾多を寄せ給ふ天保の子年江戶一行院にて本堂再建を命し給ふ一行院三昧院の扁額は則ち此君の御染筆なり

增上寺大僧正典海大和尙兼て師の道德を稱歎し關東へ請し申さまほしこ鸞洲上人に其事をはからわせ給ける師も大僧正の志を感して關東下向を志しつゝほこなく佐和山を發錫し大和河內を經再ひ勝尾寺へおもむかるこは文化十一年の春の事なり同年の五月中旬勝尾の草庵を辭せらるゝよし諸方に聞えけれは遠近の道俗今は最後の御わかれなるへしとて詣來るもの日々に引もきらす白雲は紅塵にかわり山澗も朝市の如くにそ見えにけるかくて五月十七日に勝尾を出て其日の夕暮に京都の圓道寺につかかせ給ふ頓て此寺において

先帝並に　仙洞御所の女房達あまた得度の式請給ひぬ序よしとや公卿の簾中女房達も多くましりおはしましぬ

信曰く德本性佛上人行狀記こ題せる一書あり文化十二年六月十八日筆記のよし記せり文中上人京都智恩院にいませる時參內をも被仰付性佛上人こ號を賜又法然上人所持の柄香爐を忝くも禁廷より拜領し種々有難き仰事ありける云々こ又楠兵衞の話にも

參内し御詠賜りしゆゑ御かへし歌奉りしよし語れりされとも本傳並に行狀和讚等に參内の事見へす特に憚りて記さゞるにや或は所謂公卿簾中云々の事ともなと傳へ誤りたるにや上人入滅の後文政の比故法親王一品の宮（大光明院と稱し奉る）御室關東御下向のおはしき時一行院に詣させ給ひむかし行者を宮中に請して日課うけつる比はまろもまた妙齢なりしかと殊の外たふとけに思ひにきなと御物かたりありつるよし行者傳に記しあれは兎に角參内にもひさしきにありしなるへし

十九日京師を發錫せらる道すから道俗群集たとふるにものなく御輿の前後に立ちふさかり十念こひければ御供の人々は殆と行惱けり桑名の渡りにては桑名より漕出たる船と宮の驛より御迎ひの船と皆一つになり七里の海上大かたは御供の船とも連れり又池鯉鮒の驛にては人群集し御輿寸歩も進事能はされは已事を得すしてある家の樓に登りて十念授け給へり大井川にては川越のもの共我かちに御輿を蓮臺にのせ島田の驛まてかき上け裸体のまゝ砂の上にひれふして十念授りけり荒井箱根の關守る人々もたち出て十念受しとそ遠近寺寺の請待にも應し給ひて江戸清淨心院（小石川傳通院境内）に着せ給へるは六月十二日なりけり

六月廿日はしめて三緣山に登りて大僧正教譽大和尚に謁せらるおなし廿二日紀伊殿の赤坂の御舘へまゐらる豐姫君の御方轉心院殿を初め内外の男女日課誓受せられしもの三百九十八人なり

同年十月廿四日一橋の御舘へ請せらる民部卿殿兵部卿殿乘蓮院の御方其餘君達姫君のこりなく見へさせ給ひて十念受させらる此日神田橋亞相公（後に從一位儀同三司叙任し薨去ありて大相國最樹院殿と稱し奉る）御舘に請せらる三歸戒を受けさせられ日課六万稱を誓ひ給へり其頃慈德院の君（文恭大君御實母贈一品大夫人）御違例にて醫藥驗も見へ給はさりければ師を御枕邊に請せられたるに師懇に鉦うちならし念佛し給ひて退出せられたり暫しかほとに御こゝちのこひたるやうに覺ゆとて御起居もやゝおたやかにならせ給ひぬ翌月の七日に

御床拂せさせ給へり然りしより此のかた師を眞佛の如くに仰かせ給ひて御崇敬目醒しき迄なりけり其床拂の日には師を殊更に請せられて日課六万稱をそ誓ひ給ひけるされは此の御舘にもうのほらせ給ひしこと十六七度に及ひぬ唯ならさる御宿縁なりとて人々尊ひあへり

清水宮千代殿貞章院の御方かたの御許へ請せられ給ふことに各日課を誓はせられて說法御聽聞あり田安殿を始め内外の君達の御歸依大方おなし御さまなり又貞章院の御かたにははきて御歸依厚くして佛匠立慶に仰て師の肖像造らせて常々香華を供養し給へり

立慶は京四條にすめる佛匠也師に歸仰の志ふかく其かみ師の勝尾山居の時いかにもして眞影を彫刻せすやと思ひはかりて刀を下すに幾度も心に叶はすこれによりて誓て一百日を斷して勝尾山に籠居し日々面謁を乞て後に彫刻せしに毫髪もたかふ事なくよくも似給へりけり今の大佛堂に安置する眞影一行院の附屬の眞影みな同作にて師の康存の日になれりしものなり

又化十二年八月懇請により伊豆相模を攝化せらる同十三年二月の比下總國下小堀淨福寺の請に應せられ鹿嶋銚子のあたり攝化せられ三月七日に傳通院大佛堂へかへらる

信曰く此際沿道の寺々に請せられ攝化結縁の事鎌倉大塔の宮幽閉の窟にて念佛回向英勝尼寺にて戒光院殿(水府齋公の姫君)彈琴の事又鹿島神前にて法樂結縁ありしこと共ありこゝに略す

同三月廿日北國化益の道すから信州善光寺へ幾度か詣させ給ひし遠近の道俗競ひ來て御堂の内外錐を立るの地もなしこの地群集は常の事なれともかくまてのありさまは絶て見聞せすと古老のものは申あへりきとそ寛慶寺逗留のころ一光三尊の靈像をまのあたり感得し給へり

六月六日戸隱山へ登り奥の院の社にて法樂し給ふ七月二日諏訪明神を拜禮せらるる唐澤留錫の際財

を捐て漁船一艘休業せさせまたは鰻魚釣を一日とゝめ放生の業を修するものあるにいたる八月十七日飛州高山大雄寺の請に應して法筵をひらかる結緣の道俗數をしらす丈餘大石の名號塔建立の奇特あり此地發足ありて越中國富山より加州金澤高岡糸魚川に飛錫せられ高田大仙寺の請待を終りとして九月上旬小石川の大佛堂に歸錫せられけりこの際請待の寺院並に國侯大臣庶士の家々あるひは所々の名號塔の染筆及剃髮日課の結緣幾千萬なるをしらす

文化十三年秋のころより一橋民部卿殿御不豫にて師の歸府をまたせ給ひしかともかなはせ給はて閏八月廿八日にかくれさせ給へり御追善にとて父の卿を始奉り御兄弟の公達なと御中陰の間三百座の百万遍をそ修し給ひける御結願の導師に師を請し申されける八日頃待せ給ひし御志に酬ひ參らせ給へるなるへし

江戸の化益殊の外盛りになりしかはふたゝひ勝尾の草菴に歸錫せはやとおほしけるをいつしかもれきゝけん道俗驚きていかにもして此地にとゝめまゐらせんと思ひける中にも一橋前亞相の御方には御臨終の善知識にもなとまて又なくおほしいれ給ひたるをいかて今御名殘りとなるへきかはとて近く召つかはるゝ皆川藤右衛門といふ者を御使として我七十歲迄はと思ひつれと夫迄は永しとやおほさんなれは今兩三年の間は留錫あらまほし其旨方丈より鸞洲大基へ申させ給へかしと增上寺大僧正の御許へ懇に仰られぬこれによりて大僧正より公に聞へて小石川一行院をもて捨世道場と定め師の行化の地となし參らせて今しはし關東にて攝化あるへきよし申させ給ひけり師は素より一處不住の境界におはしませは住所のために心を繫かれ給ふへきにしもあらねとやことなき

嚴命ももたし難く道俗の哀慕もさすかに捨かたくて今はとて遂に此地にとゝまり給ひぬ此よし傳へ承る貴賤老若釋迦牟尼佛の再度穢土に示現し給ふやうに喜ひさはきて例の群集いふはかりなかりきこは文化十四年十月のころなり

小石川一行院は師を抑留の爲に設けられし道場なれは貴賤道俗おしなへて心を用ひ莊嚴し永く師を安置し申さんと其年の十一月七日より土を堀石をはこひはしむ百工職を勵み萬人力を盡してけれは十二月廿三日には佛殿厨坊を始門塀泉石に至る迄殘る所なく落成せり金碧目を輝し鐘聲耳を新にす

文化十五寅年九月上旬の頃より師年來の疼疾增長して音聲枯竭せらる諸弟子より醫藥をすゝめ申すといへとも服し給はす九月十五日月頭の別時終て弟子に命すらく今より一七日我爲に念佛を修せよはか臨終遠からしと廿一日別行終り御領に懸給ふ佛舍利を弟子本佛に授給ふ二十三日また諸弟子へ宣く我生涯大師の一枚起請文をもつて自行化他の鏡とせり汝等も我とひとしく此遺訓に隨ふへし我遺属この外に一言あることなしと弟子等悲感涕泣して謹み信受す都下の道俗傳聞して安否を問ひ奉るもの日夜絕ゆる事なし

師一夕名號一千枚を加持して一橋前亞相の君に奉らる前來師資の道契等閑ならさる故なり御館にも師の違例に驚かせ給ひて屢々朝鮮人參なとおくらせ給へり大城よりも一橋の館に仰て大漸に至たらさる前に加持の名號上るへきよしなり是によりて西城より德川萬德寺をもつて御書給はる此日營中の貴嬪多く訪給へり此比在府の侯伯自から來臨し給ふもありあるは家臣をもつて訪ひ給ふ

もありて日さして絕ることなし同月廿五日京師の佛匠西田立慶の作れる眞影の木像來着す師此像に向て今日より後は利益衆生を汝に讓るなり施化利生我に違ふ事なかれとて一枚起請の文を操返し讀給ひてみつから座し給へり座を此像にゆつられこれを開眼の式とそせられけるこれよりのち此像を附屬の眞影とは申傳へ侍るなり

信曰く明治二十年の春一行院に詣親しく此眞影を拜するに一尺五六寸計なる彌陀常印の座像にして末に掲る畫像に違ふ事なし胸の處より腹部のあたり迄に六字の名號を墨黑々と題し給へり蓋し本條附屬の時の染筆なるへし

十月五日師牀蓐に起座して本佛をはしめ諸の法弟に對して今日は我發心以來の一切の善根を上は十方一切の三寶下は六道の衆生に回向せんとす汝等謹て聽聞せよとて香を焚合掌して誦し給ふ辭に曰く

恭白、本師釋迦牟尼佛、願王彌陀如來、十方恒砂證誠諸佛、觀世音菩薩、大勢至菩薩、極樂海會一切聖衆、乃至舍利弗阿難等、諸聲聞衆、及麟諭部行等一切緣覺衆、梵釋四王天龍八部、本朝和光大小神祇、願以德本發心已來、念佛功德及一切善根、上奉酬一切三寶廣大慈恩、下回六道衆生無邊群類等、出娑婆同歸淨土、又願以此功德資益、

今上皇帝福基永固聖化無窮、　皇后貴嬪、慈心平等、

皇太子恩厚仁深、　大君殿下德覆八極、仁撫四夷、百官百司奉職無差、四民安泰、五穀豐熟、天長地久、山靜海平、又願生々世々還來穢國、隨緣攝化、恒輝佛日常轉法輪、

と回向し終りて暫く念佛し給へり是そ生涯の惣回向也とて諸弟子に永訣を告給ふ此四五日は淨土

の莊嚴室内に現前して宛も眞の曼荼羅也と宣へり又天童なとの往來して供養し給へるさまも見ゆ
同月六日曉のころ師のたまはく今日往生の日なるへし本師の涅槃も元祖の臨終もみな頭北面西なり我常座不臥の念佛行者なりといへとも今日に至りて豈佛祖の芳躅に背んやとて始て牀蓐に平臥し給へりいさ念佛せんとて高聲體をせむ音聲むかしより勝れて亮々として門外迄も響けり助音の衆僧は精神つかれたれとも師はいさゝかも勞かましき氣色あらさりき巳の中刻齋食きこしめす大基和尙の御風味いかにと問れけるに甘露の如しこそ答たまひける筆硯をとのたまひて
南無阿彌陀佛生死輪回の根をたゝんと身をも命もおしむへきかは
とかゝせ給ひて筆を投け莞示として臥給ひぬ念佛の聲少しひくゝならせ給へりとおもへは泊然として絶させ給ひぬ實に文政元戊寅のとし十月六日酉の中刻也御齡は六十のうへひとつをこえさせ給へり嗚呼法幢倒れたり何れの日か再在世の眞を仰ん法梁摧たり誰人かここしなへに生死の津を導ん鶴林涅槃の夕世間眼滅と唱し悲も今更に思ひあはせられて道俗貴賤みな考妣に喪するか如になん歎きあひける同月九日寺のうしろに葬り參らす御導師は增上寺大僧正典海大和尙そつとめ給へりける下炬の御辭には大慈菩薩の法語を擧けて即是阿彌陀佛と唱させ給へりけるに人皆みのけいよたちて覺へ侍りしとそ
文政二年の秋五輪の塔を造り墓石とす高さ一丈五尺はかり廣さ厚さこれにかなふ攝州の吉田吉平次御影石を切り出し海上を運送し供養し奉れり石燈籠二基高さ一丈はかりなるへし浪華の小橋屋淸翁供養せり褐銅香鼎一基同所池田屋某献備す

文政七年甲申のとしは師の七回忌なり故法親王一品の宮（大光明院と稱し奉る）と御室より徳本行者往生の地と書せ給ふ扁額を賜ふ則ち内陣にかゝく追遠の御志しなりとぞ

信曰く以上に專ら徳本行者傳を抄減し併て高弟本佛和尚編述の行狀和讃言葉の末（上人の歌二百三十五首を集めたる也）並に傳通院役者書上書紀伊國名所圖繪等によるもの也此他上人の三昧感得見佛聞法妙華相好應驗奇瑞乃至其法語遺言又法脈相承の遺弟十二人傳記の如き實に枚擧に暇あらず其詳なるは載て行者傳に悉くせり

一遺弟十二人とは

和州奥院現定和尚　　江戸誓願寺鸞洲大和尚
江戸一行院本佛和尚　　攝州勝尾山本明和尚
攝州親王寺徳苗和尚　　江州澄禪庵本應和尚
藝州甲立本勵和尚　　紀州無量光寺本辨和尚
江戸稱德院徳因和尚　　阿州壁嶽徳園和尚
三州九品院徳住和尚　　信州阿彌陀寺本察和尚

等なりいつれも堅固に法脈を弘通し當時の高徳の明僧たりと雖も皆他邦に係り此傳記に掲くも限りに非されとも獨り本辨和尚は本邦に無量光寺を開基す而して此時の建立は舜恭大君の御賛助一方ならすして御歸依亦殊特なりしされは爰に本辨の小傳及ひ同寺の縁記を附記す

本辨和尚　和歌山無量光寺

和尚は泉州岸和田の產也師の勝尾留錫の比發心して弟子となれり天性温諄にして本事師長の孝心たくらふへきものなし日沒の後は必冒瞼(フクメン)をかけて御肩うち御腰撫なとせる事年比一夕も怠る事なし師入寂の後ある時頻に齒の痛む事あり其夜師の手つから和尚の口中へ黑藥を入給ふと見て夢覺たるに齒の疼は即時にやみて唇のかたわらに柳葉一枚つきて有しこそ常に師恩を思ふ心深き餘りにいかにして師の降誕ありし紀の國に一伽藍を創て師の遺德をして永く世に傳へ自他念佛の勝緣となし慈恩の万一に報せんものをと旦夕此事をのみ思惟し或時法兄本佛の談しけるによくいわれたり貧道の素志も亦しかり今まさに時至れり固循すへきに非すと答へられしにそ一鉢飄然として紀の若山に至りこゝに容膝の地を占て日々市中を分衛(タクハツ)するに熱を冒し寒を衝て一日も怠る事なしかゝりし程に佛天護法の冥助にや前一位亞相公此事を聞し召しその至誠心を感し給ひ自ら布金の檀主として出格の御外護あらせられしかは諸人響の如く應しやかて一精舍を建立すのち無量光寺と命せらる是より後紀の國に師の遺跡五ヶ院まて建立されたるは皆和尚の功績といふへし嘉永元申年十二月六日衆と共に同音に念佛しなから泊然として逝す涅蓮社才譽と稱す　德本行者傳

按に無量光寺は和歌山市　　に在り同寺に就き聞き得るに舜恭公には當寺へ前後十二度御參詣ましく／＼榮恭院殿（舜恭公鶴樹大夫人御實母 御袋御部屋様と稱す）讓恭院殿（舜恭公御妾御い 内證様と稱す）御方々も時々御參詣又は御代參ありて毎年正月七月の十二日には缺し給はすと又同寺へ　舜恭公より御寄附中將姫手縫三尊佛梵字の幅を秘藏す是川合剛右衛門　公命を奉して文政十二年丑十二月十二日寄附し給ふ旨の添翰あり其幅の傳來書も添へり文に曰く

文政七年甲申のとしは師の七回忌なり故法親王一品の宮（大光明院と稱し奉る）と御室より徳本行者往生の地と書せ給ふ扁額を賜ふ則ち内陣にかゝく追遠の御志しなりとぞ

信曰く以上は專ら徳本行者傳を抄滙し併て高弟本佛和尚編述の行狀和讃言葉の末（上人の歌二百三十五首を集めたる也）並に傳通院役者書上書紀伊國名所圖繪等によるもの也此他上人の三昧感得見佛聞法妙華相好靈驗奇瑞乃至其法語遺言又法脈相承の遺弟十二人傳記の如き實に枚擧に暇あらす其詳なるは載て行者傳に悉くせり

一遺弟十二人とは

和州奥院現定和尚　　江戸誓願寺鸑洲大和尚
江戸一行院本佛和尚　　攝州勝尾山本明和尚
攝州親王寺徳苗和尚　　江州澄禪庵本應和尚
藝州甲立本勵和尚　　紀州無量光寺本辨和尚
江戸稱徳院徳因和尚　　阿州壁嶽德園和尚
三州九品院徳住和尚　　信州阿彌陀寺本寮和尚

等なりいつれも堅固に法脉を弘通し當時の高徳の明僧たりと雖も皆他邦に係り此傳記に揭くも限りに非されとも獨り本辨和尚は本邦に無量光寺を開基す而して此時の建立は舜恭大君の御贊助一方ならすして御歸依亦殊特なりしされは爰に本辨の小傳及ひ同寺の緣記を附記す

本辨和尚　和歌山無量光寺

和尚は泉州岸和田の產也師の勝尾留錫の比發心して弟子となれり天性温諄にして本事師長の孝心たくらふへきものなし日沒の後は必冒臉(フクメン)をかけて御肩うち御腰撫なとせる事年比一夕も怠る事なし師入寂の後ある時頻に齒の痛む事あり其夜師の手つから和尚の口中へ黒藥を入給ふと見て夢覺たるに齒の疼は即時にやみて唇のかたわらに柳葉一枚つきて有しとそ常に師恩を思ふ心深き餘りにいかにして師の降誕ありし紀の國に一伽藍を創て師の遺德をして永く世に傳へ自他念佛の勝緣となし慈恩の万一に報せんものをと旦夕此事をのみ思惟し或時法兄本佛の談しけるによくいわれたり貧道の素志も亦しかり今まさに時至れり因循すへきに非すと答へられしにそ一鉢飄然として紀の若山に至りこゝに容膝の地を占て日々市中を分衛(タクハツ)するに熱を冒し寒を衝て一日も怠る事なしかゝりし程に佛天護法の冥助にや前一位亞相公此事を聞し召しその至誠心を感し給ひ自ら布金の檀主として出格の御外護あらせられしかは諸人響の如く應しやかて一精舍を建立すのち無量光寺と命せらる是より後紀の國に師の遺跡五ヶ院まて建立されたるは皆和尚の功績といふへし嘉永元申年十二月六日衆と共に同音に念佛しなから泊然として逝す涅蓮社才譽と稱す　徳本行者傳

按に無量光寺は和歌山市　　に在り同寺に就き聞き得るに舜恭公には當寺へ前後十二度御參詣ましく／＼榮恭院殿（舜恭公鶴樹大夫人御實母御袋御部屋樣と稱す）讓恭院殿（舜恭公御簾中御內證樣と稱す）の御方々も時々御參詣又は御代參ありて毎年正月七月の十二日には缺し給はすと又同寺へ　舜恭公より御寄附中將姫手縫三尊佛梵字の幅を秘藏す是川合闘右衛門　公命を奉して文政十二年丑十二月十二日寄附し給ふ旨の添翰あり其幅の傳來書も添へり文に曰く

中將姫梵字掛物一幅伊都郡川上澁田村勢右衛門後家先祖代々所持にて有之候處由緖有之御城下湊町醫小林健道と申者へ讓り年來所持仕候得共靈物之儀乍恐差上度旨從弟小林新八へ申出村岡八藏へ差出候付　御覽に入奉候處至而古物正眞之儀可爲靈物に候間差上させ候樣被仰出今年今月御藏物相成候事

寛政十年午六月

畧圖

……の處へ左ノ十六字アリ

如來本誓　弐毫無誤

願佛決定　引接於我

一又同寺に德本上人肌付の法衣二を藏せりいつれも麻布にて今に損傷なし

褊（ヘンザン）　鼠色　肩に纏ふもの　　裙　茶色　腰に卷くもの

一上人遺跡紀州に五ヶ院迄建立とあるは即ち左の如くにて皆當寺の末寺たるよし

誕生院　　日　方

尊光寺　　千津川水行の地

萩　庵　　萩原修行の地

西法寺　　有田宮原

尙二ヶ寺若山に有りといふ

是得

是得元增上寺に在り將に僧正に昇り住職にも推薦せられんとせしに宗義の意見一山と協わす退て紀州直川村に來り山下の小庵を修して幽居す時々德本上人に會して時々法門を談す遂に德本を師と仰ぎ深く念佛三昧に入り德行悉く德本に倣ふて終る頗る書を善くすといふ

釋芳英

名芳英、字芳樹、號木隱、有田郡箕島人、姓出島氏、住于川邊稱念寺、文政十一年戊子四月十五日寂、年六十五、紀伊國人物誌

昭和六年十二月廿六日印刷
昭和七年壹月六日發行

南紀德川史 自第六十卷 至第六十九卷

編輯者　堀内信
和歌山市宇須町三百七十八番地
發行者　山崎順平
和歌山市新堀四丁目三番地
印刷者　福本芳太郎
和歌山市新堀四丁目三番地
印刷所　福本印刷所

第七回配本

和歌山市宇須町三百七十八番地
發行所　南紀德川史刊行會
振替口座大阪四五八五二番